平成３０年１１月２７日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成３０年（行コ）第１号，同第３号ないし第８号　不当利得返還請求控訴，同附帯控訴事件

〔原審・鳥取地方裁判所平成２６年（行ウ）第７号〕

口頭弁論終結日　平成３０年９月５日

判　　決

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

主　　文

1　１審原告らの控訴に基づき，原判決中，補助参加人銀杏，同濵辺，同澤及び同市谷，並びに，控訴補助参加人長谷川，同福田，同稲田，附帯控訴補助参加人広谷に関する部分を除く部分を次のとおり変更する。

(1)　１審被告は，別紙７（請求・認容額一覧表）の番号５，７ないし１８，２０，２１，２３，２４，２６ないし３２，３３の１ないし３３の３の「請求の相手方」欄記載の者に対し，それぞれ，別紙７の「当審認容額(円)」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

(2)　１審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

2　１審原告らの補助参加人銀杏，同濵辺，同澤及び同市谷，並びに，控訴補助参加人長谷川，同福田，同稲田，附帯控訴補助参加人広谷に関する部分の控訴を棄却する。

3　控訴補助参加人長谷川，同福田，同稲田の控訴，附帯控訴補助参加人広谷の附帯控訴に基づき，原判決中，同控訴補助参加人ら及び同附帯控訴補助参加人に関する各部分を次のとおり変更する。

(1)　１審被告は，別紙７（請求・認容額一覧表）の番号６，１９，２２，２５の「請求の相手方」欄記載の者に対し，それぞれ，別紙７の「当審認容額(円)」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

(2)　１審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4　その余の控訴補助参加人らの各控訴及びその余の附帯控訴補助参加人らの各附帯控訴をいずれも棄却する。

5　訴訟費用の負担は，第１，２審を通じ，別紙８（訴訟費用等負担一覧表）(1)の各負担割合欄記載のとおりとし，各補助参加によって生じた費用の負担は，第１，２審を通じ，同別紙(2)の各負担割合欄記載のとおりとする。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求めた裁判

１　控訴の趣旨

(1)　１審原告ら

ア　原判決を次のとおり変更する。

イ　１審被告は，別紙７「請求・認容額一覧表」の「請求の相手方」欄記載の各相手方に対し，それぞれ，同別紙の「請求金額（円）」欄記載の各金員及びこれに対する平成２５年６月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を，鳥取県に対して支払うよう請求せよ。

(2)　控訴補助参加人長谷川

ア　原判決中，１審被告の控訴補助参加人長谷川に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち控訴補助参加人長谷川に関する部分を棄却する。

(3)　控訴補助参加人浜田

ア　原判決中，１審被告の控訴補助参加人浜田に関する敗訴部分（ただし，原判決別紙５－７浜田妙子議員支出一覧表番号３，５，１２３を除く。）を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち上記アに関する部分を棄却する。

(4)　控訴補助参加人福田

ア　原判決中，１審被告の控訴補助参加人福田に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち控訴補助参加人福田に関する部分を棄却する。

(5) 控訴補助参加人稲田

ア　原判決中，１審被告の控訴補助参加人稲田に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち控訴補助参加人稲田に関する部分を棄却する。

2　附帯控訴の趣旨

(1) 附帯控訴補助参加人砂場

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人砂場に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人砂場に関する部分を棄却する。

(2) 附帯控訴補助参加人横山

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人横山に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人横山に関する部分を棄却する。

(3) 附帯控訴補助参加人伊藤美都夫

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人伊藤美都夫に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人伊藤美都夫に関する部分を棄却する。

(4) 附帯控訴補助参加人國岡

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人國岡に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人國岡に関する部分を棄却する。

(5) 附帯控訴補助参加人野田

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人野田に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人野田に関する部分を棄却する。

(6) 附帯控訴補助参加人濱﨑

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人濱﨑に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人濱﨑に関する部分を棄却する。

(7) 附帯控訴補助参加人藤井

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人藤井に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人藤井に関する部分を棄却する。

(8) 附帯控訴補助参加人藤縄

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人藤縄に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人藤縄に関する部分を棄却する。

(9) 附帯控訴補助参加人広谷

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人広谷に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人広谷に関

する部分を棄却する。

(10)　附帯控訴補助参加人前田

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人前田に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人前田に関する部分を棄却する。

(11)　附帯控訴補助参加人山口

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人山口に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人山口に関する部分を棄却する。

(12)　附帯控訴補助参加人上村

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人上村に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人上村に関する部分を棄却する。

(13)　附帯控訴補助参加人斉木

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人斉木に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人斉木に関する部分を棄却する。

(14)　附帯控訴補助参加人安田

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人安田に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人安田に関する部分を棄却する。

(15)　附帯控訴補助参加人小谷

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人小谷に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人小谷に関する部分を棄却する。

(16)　附帯控訴補助参加人内田博長

ア　原判決中，１審被告の附帯控訴補助参加人内田博長に関する敗訴部分を取り消す。

イ　１審原告らの１審被告に対する請求のうち附帯控訴補助参加人内田博長に関する部分を棄却する。

第２　事案の概要（以下，略称は原判決の表記に従う。）

１(1) 本件は，鳥取県（以下「県」ということがある。）の住民である１審原告らが，平成２４年度（平成２４年４月から平成２５年３月）に県から本件各議員〔補助参加人ら３１名（控訴補助参加人ら及び附帯控訴補助参加人らを含む。以下，併せて「補助参加人ら３１名」ということがある。）及びほか２名〕に交付された政務調査費の各一部〔原判決別紙３の「請求金額（円）」欄及び別紙７（請求・認容額一覧表。以下「別紙７」という。）の「請求金額(円)」欄記載のとおり。〕が違法な使途に充てられ，本件各議員がそれぞれ不当な利得を得たのに，県の執行機関である１審被告がそれらの返還請求をいずれも怠っていると主張して，１審被告に対し，地方自治法２４２条の２第１項４号本文に基づき，本件各議員ないしその相続人らに対して上記各不当利得の返還及びこれらに対する平成２５年６月１日（政務調査費収支報告書提出期限の１か月後である同年５月３１日の翌日）から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めた住民訴訟である。

本件各議員のうち補助参加人ら３１名が，本件訴訟において１審被告を補

助参加するため，訴訟に参加した。

(2) 原審は，１審原告らの請求を別紙７の「原審認容額(円)」欄記載のとおり一部認容したところ（各遅延損害金については棄却），前記第１の１のとおり，１審原告ら，控訴補助参加人長谷川，同浜田，同福田，同稲田がそれぞれ控訴し，附帯控訴補助参加人砂場，同横山，同伊藤美都夫，同國岡，同野田，同濱﨑，同藤井，同藤縄，同広谷，同前田，同山口，同上村，同斉木，同安田，同小谷，同内田博長が，それぞれ附帯控訴した。

したがって，当審における審理の範囲は，上記不服申立てがあった部分である。

２　関連法令等の定め

以下のとおり補正するほかは，原判決「事実及び理由」第２の２のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決３頁１２行目の「規定する」の次に「（以下「本件返還規定」という。）」を加える。

(2) 同４頁２５行目の「別紙４のとおりである。」を，次のとおり改める。

「別紙４のとおりであり，議会活動，政党活動（政党組織の事務所の設置維持経費を含む。），後援会活動（後援会主催の報告会等の開催経費を含む。），選挙活動，親睦団体活動（町内会費，婦人会費，商工会費等を含む。），私生活などは政務調査費の対象外とすること，また，実際の活動において，政務調査活動とそれ以外の活動と渾然一体となることが多いと考えられることから，原則として証拠書類（出納簿，領収書又はそれに代わる証拠〔証明〕書類，後記政務調査活動報告書）に按分率の設定の考え方を明示すること（政務調査活動の割合が１００％の場合も含む。），調査研究費につき，県外又は国外で政務調査活動を行った場合は，政務調査活動報告書を作成する必要があること，領収書等につき，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性が高いものについては，政務調査費に係る支

出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記すること，また，補助職員人件費に関しては，勤務実態を明らかにするため，勤務日数等を明示すること等が定められている。」

3　前提事実

以下のとおり補正するほかは，原判決「事実及び理由」第２の３のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決５頁１７行目以下の各「別紙５－１ないし５－３３」を，いずれも「別紙９－１ないし９－３３」と読み替える（以下，同じ。）。

(2) 同５頁２１行目の「議員支出額」を「議員主張額」と改める。

4　争点及び争点に関する当事者（補助参加人らを含む。）の主張

当事者の主張は，原判決の「事実及び理由」中の第２の４（上記３で読み替えた別紙９－１ないし９－３３の各主張欄を含む。）のとおりであるから，これを引用する。

ただし，別紙９－１ないし９－３３の各表中の「原告ら主張額」は，各表中に特段の断りがない限り，１審原告らが政務調査費を支出することが許されるとする額を意味する（たとえば，「￥０」とあるのは政務調査費を支出することが一切許されないという意味である。）。

第３　当裁判所の判断

1　争点(1)（監査請求前置の有無）について

原判決「事実及び理由」中の第３の１のとおりであるから，これを引用する。

2　争点(2)（本件各支出の違法性）について

以下のとおり，補正するほかは，原判決「事実及び理由」中の第３の２のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決２３頁１１行目末尾に，「具体的な不当利得の成立範囲については，後述する。」と加える。

(2) 同２４頁１０行目の「対象外経費の例示」の次に「（以下，これらの例示を

併せて「本件ガイドライン例示」ということがある。)」を加える。

(3) 同２４頁１３行目「を考慮すれば」から同頁１６行目の「すなわち,」までを「に加え，⑥本件ガイドラインには，政務調査費の使途の調査研究活動との合理的関連性又は必要性の点に配慮し，議会活動，政党活動その他の活動と両面を有し，渾然一体となっている場合には，それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとする旨の規定や,使途の明瞭性に配慮し，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに明らかでないものや汎用性が高いものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか，又はその利用目的，理由等を追記することとする旨の規定がおかれており，これらの規定を含め，本件ガイドライン中に，地方自治法及び本件使途基準の趣旨に反するものとして不合理である点は見当たらないことを併せ考えると,」と改める。

(4) 同２４頁１８行目から同２５頁３行目までを削除する。

(5) 同２５頁４行目の「以上のような」の前に「また,」を加える。

(6) 同２６頁２６行目の「「証拠」」の次に「及び甲第２６号証並びに弁論の全趣旨」を加える。

(7) 同２７頁３行目末尾に「なお，同欄中に「不当利得に当たる」などとあるのは，違法すなわち本件使途基準に適合しないことを意味するものである」を加える。

(8) 同２７頁２４行目の「と認められる。」を「というべきである。」と改める。

(9) 同２８頁１２行目の「「記事の書類に按分の根拠を明示すること」が要求されている。」を「証拠書類に按分の根拠を明示することが要求されており，現に，補助参加人らの中にも，これに従い，政務調査費収支報告書に広報誌を添付していた者がいる（甲２６)。」と改める。

(10) 同２８頁１５行目の「から,」から同頁１７行目の「相当である」までを削除する。

(11)　同２８頁２３行目から２４行目にかけての「証拠提出しない場合には,」の次に「それと同程度の適切な反証がされなければ,」を加える。

(12)　同２８頁２４行目から２５行目にかけての「と認められる。」を「とするのが相当である。」と改める。

(13)　同２９頁４行目の「しかし,」を「この点」と改める。

(14)　同２９頁１１行目の「また,」を「もっとも,」と改める。

(15)　同２９頁１４行目の「しかし,」から同頁２３行目までを，改行の上，以下のとおり改める。

「　以上の規定を踏まえると，上記各費目の按分割合の算定については相応の根拠を要するものというべきであり，議員においては，単に按分割合を決定してこれを提示すれば足りるものではなく，按分割合について説明を求められた場合には，その算定方法に加え，当該方法によって当該按分割合が算定されたことの合理性を基礎づける具体的な根拠を明らかにし得ることを要し，また，当該根拠についてその存在を疑うに足りる疑義が提起された場合には，相応の反証を要するというべきである。」

(16)　同３０頁１４行目から同頁１５行目にかけての「本件各議員の違法支出額は，別紙６「違法支出額一覧表」」を「本件各議員の違法支出額，すなわち本件各議員の調査研究に係る支出のうち本件使途基準に適合しないものの額は，別紙９－１ないし９－３３の各表末尾及び別紙７の各「当審不適合額（円）」欄〔鉄永議員については番号３３（枝番省略。以下同じ。）の欄〕記載のとおりである。なお，証拠（甲２６，乙７，丙Ｂ１の２，丙Ｅ６の１，丙Ｆ２の３，丙Ｆ５の１）及び弁論の全趣旨によると，本件各議員の収支報告書上の各支出総額は，別紙７の各「支出総額（円）」欄（鉄永議員については番号３３の欄）記載のとおりである。」と改める。

３　争点(3)（不当利得の成立範囲）について

(1) 本件条例によると，政務調査費は各四半期ごとに交付されるが，収支報告

書の提出は年度ごとに行うとされているところ，前記２の引用に係る原判決「事実及び理由」第３の２(1)アで説示したとおり，地方自治法及び本件条例は，政務調査費の使途を限定しているから，当該年度において交付を受けた政務調査費のうち，上記使途に適合した支出に充てなかった残余がある場合には，当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして，不当利得として返還されるべきこととなる。本件返還規定は，このような場合に不当利得返還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

また，本件条例は，具体的な使途を個別に特定した上で政務調査費を交付すべきものとは定めておらず，四半期ごとに７５万円を交付した上で，事後に収支報告書及び証拠書類を提出させて使途を明らかにさせ，本件使途基準に適合した支出に充てなかった残額がある場合にはこれを返還させることにより，交付した政務調査費が本件使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに，本件条例は，収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず，その支出の総額が交付額を上回る場合に，収支報告書上，支出の総額のうちどの部分について政務調査費を充てるのかを明らかにすることを求めているとも解されない。そうすると，以上のような条例の定めの下では，当該年度において，本件使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り，政務調査費の交付を受けた議員が，政務調査費を法律上の原因なく利得したということはできない。

したがって，当該年度において，収支報告書上の支出の総額から本件使途基準に適合しないものの額が政務調査費の交付額を下回ることとならない場合には，当該政務調査費の交付を受けた議員は，県に対する不当利得返還義務を負わないものと解するのが相当である（最高裁判所平成２９年（行ヒ）第４０４号同３０年１１月１６日第二小法廷判決参照）。

そして，当該年度において，本件使途基準に適合する収支報告書上の支出

の総額が交付額を下回る場合には，政務調査費の交付を受けた議員が，当該下回る額に限って政務調査費を法律上の原因なく利得したということができるから，当該政務調査費の交付を受けた議員は，当該下回る額に限って県に対する不当利得返還義務を負うというべきである。

(2) 前記２で認定した事実によると，本件各議員の収支報告書上の支出総額から本件使途基準に適合しないものの額を控除した額は，平成２４年度における政務調査費の交付額３００万円を下回ることになるが，弁論の全趣旨によると，収支報告書上の支出総額が３００万円未満の議員については，本件返還規定に基づき，上記交付額から当該収支報告書上の支出総額を差し引いた額を既に返還しているものと認められる。

(3) 以上によると，本件各議員（ただし，補助参加人澤及び同市谷を除く。）の不当利得額は，別紙７の「当審認容額（円）」欄（鉄永議員については番号３３の欄）に記載のとおりとなる。

４　争点(4)（附帯請求の可否）について

原判決「事実及び理由」中の第３の４のとおりであるから，これを引用する。

第４　結論

以上によれば，１審原告らの１審被告に対する本件請求は，１審被告は，別紙７の「請求の相手方」欄記載の者（補助参加人澤及び同市谷を除く。）に対し，それぞれ，同別紙の「当審認容額(円)」欄記載の各金員の不当利得返還請求をすることを求める限度で理由があり，その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。

よって，１審原告ら並びに控訴補助参加人長谷川，同福田及び同稲田の各控訴，附帯控訴補助参加人広谷の附帯控訴に基づき，原判決中，これと異なる部分を変更し，１審原告らの控訴補助参加人長谷川，同福田及び同稲田，附帯控訴補助参加人広谷，並びに補助参加人銀杏，同濵辺，同澤及び同市谷に関する部分の控訴，その余の控訴補助参加人らの各控訴，並びにその余の附帯控訴補助参加人らの各

附帯控訴をいずれも棄却することとして，主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官　　栂　　村　　明　　剛

裁判官　　光　　吉　　恵　　子

裁判官　　田　　中　　良　　武

別紙

当 事 者 目 録

鳥取県西伯郡南部町[redacted]

控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人　花　房　和　夫

鳥取県境港市[redacted]

同　松　本　裕　吉

鳥取市[redacted]

同　田　中　勇

（上記３名を併せて「１審原告ら」又は「原告ら」という。）

上記３名訴訟代理人弁護士　高　橋　敬　幸

同　高　橋　真　一

鳥取市東町１丁目２２０番地

被控訴人兼控訴人兼附帯控訴人　鳥取県知事　平井伸治

（以下「１審被告」又は「被告」という。）

同訴訟代理人弁護士　駒　井　重　忠

同　山　崎　優

鳥取市桂木２８１番地１８

１審被告補助参加人　銀　杏　泰　利

（以下「補助参加人銀杏」という。）

鳥取市西品治２９０番地１

同　濵　辺　義　孝

（以下「補助参加人濵辺」という。）

鳥取県米子市錦町３丁目３２番地

同　澤　紀　男

（以下「補助参加人澤」という。）

上記３名訴訟代理人弁護士　鵜　野　一　郎

鳥取市西品治２８２－３１

１審被告補助参加人　　市　谷　知　子

（以下「補助参加人市谷」という。）

鳥取県米子市冨士見町１３８

同　　錦　織　陽　子

（以下「補助参加人錦織」という。）

鳥取県倉吉市小田２１８－２０

同　　長谷川　稔

（以下「控訴補助参加人長谷川」又は「補助参加人長谷川」という。）

上記３名訴訟代理人弁護士　　安　田　寿　朗

同　　林　一　蔵

鳥取県米子市新開２丁目８番６６号

１審被告補助参加人　　浜　田　妙　子

（以下「控訴補助参加人浜田」又は「補助参加人浜田」という。）

鳥取県東伯郡琴浦町松谷３５３番地

同　　伊　藤　保

（以下「補助参加人伊藤保」という。）

鳥取県倉吉市上灘町６３

同　　興　治　英　夫

（以下「補助参加人興治」という。）

鳥取県西伯郡南部町天萬５５３

同　　福　間　裕　隆

（以下「補助参加人福間」という。）

鳥取県米子市古豊千３０４

同　　森　雅　幹

（以下「補助参加人森」という。）

上記５名訴訟代理人弁護士　　佐　野　泰　弘

鳥取市丸山町３１０－３

１審被告補助参加人　　砂　場　隆　浩

（以下「附帯控訴補助参加人砂場」又は「補助参加人砂場」という。）

鳥取県東伯郡琴浦町法万３４３番地

同　　横　山　隆　義

（以下「附帯控訴補助参加人横山」又は「補助参加人横山」という。）

鳥取県境港市朝日町５９番地

同　　森　岡　俊　夫

（以下「補助参加人森岡」という。）

鳥取県倉吉市海田西町１－３５

同　　伊　藤　美　都　夫

（以下「附帯控訴補助参加人伊藤美都夫」又は「補助参加人伊藤美都夫」という。）

鳥取県八頭郡智頭町坂原２４７

同　　國　岡　智　志

（以下「附帯控訴補助参加人國岡」又は「補助参加人國岡」という。）

上記５名訴訟代理人弁護士　　淺　井　浩　二

鳥取市国府町玉鉾６８

１審被告補助参加人　　野　田　　修

（以下「附帯控訴補助参加人野田」又は「補助参加人野田」という。）

鳥取市川端５丁目２５１番地レジデンス川端１３０２号

同　　濱　﨑　晋　一

（以下「附帯控訴補助参加人濱﨑」又は「補助参加人濱﨑」という。）

鳥取県八頭郡八頭町郡家６２５－１７

同　　福　田　俊　史

（以下「控訴補助参加人福田」又は「補助参加人福田」という。）

鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷２７７

同　藤井省三

（以下「附帯控訴補助参加人藤井」又は「補助参加人藤井」という。）

鳥取市湖山町北４丁目８１２

同　藤縄喜和

（以下「附帯控訴補助参加人藤縄」又は「補助参加人藤縄」という。）

鳥取県岩美郡岩美町浦富１５２９

同　広谷直樹

（以下「附帯控訴補助参加人広谷」又は「補助参加人広谷」とい。）

鳥取市浜坂東１丁目１９－１２

同　前田八壽彦

（以下「附帯控訴補助参加人前田」又は「補助参加人前田」という。）

鳥取市富安３０２－８

同　山口享

（以下「附帯控訴補助参加人山口」又は「補助参加人山口」という。）

上記８名訴訟代理人弁護士　松本美恵子

同　松本啓介

鳥取県米子市西福原６の２の１３の４０１

１審被告補助参加人　稲田寿久

（以下「控訴補助参加人稲田」又は「補助参加人稲田」という。）

鳥取県西伯郡大山町西坪４８２番地１

同　上村忠史

（以下「附帯控訴補助参加人上村」又は「補助参加人上村」という。）

鳥取県米子市石井８２４

同　斉木正一

（以下「附帯控訴補助参加人斉木」又は「補助参加人斉木」という。）

鳥取県境港市新屋町２１９

同　安田優子

（以下「附帯控訴補助参加人安田」又は「補助参加人安田」という。）

上記４名訴訟代理人弁護士　川中修一

同　野口浩一

同　渡邉大智

同　中永淳也

鳥取県西伯郡大山町東坪９２２

１審被告補助参加人　小谷茂

（以下「附帯控訴補助参加人小谷」又は「補助参加人小谷」という。）

鳥取県日野郡日南町神戸上２７８７番地１

同　内田博長

（以下「附帯控訴補助参加人内田博長」又は「補助参加人内田博長」という。）

鳥取県米子市八幡６６２番地２

同　内田隆嗣

（以下「補助参加人内田隆嗣」という。）

上記３名訴訟代理人弁護士　山内功

同　中村栄治

以　上

別紙７（請求・認容額一覧表）

番号	請求の相手方			請求金額(円)	原審認容額(円)	支出総額(円)	当審不適合額(円)	当審認容額(円)
1		補助参加人	銀杏泰利	126,310 円	9,910 円	2,011,058 円	9,910 円	9,910 円
2		補助参加人	濵辺義孝	35,792 円	14,950 円	700,424 円	14,950 円	14,950 円
3		補助参加人	澤紀男	47,833 円	0 円	1,386,760 円	0 円	0 円
4		補助参加人	市谷知子	398,060 円	0 円	1,127,445 円	0 円	0 円
5		補助参加人	錦織陽子	329,082 円	12,145 円	2,473,606 円	34,170 円	34,170 円
6	控訴	補助参加人	長谷川稔	1,504,577 円	1,361,072 円	3,150,303 円	1,369,902 円	1,219,599 円
7	控訴	補助参加人	浜田妙子	1,062,633 円	490,825 円	3,204,008 円	936,859 円	732,851 円
8		補助参加人	伊藤保	895,632 円	7,600 円	2,984,583 円	760,874 円	760,874 円
9		補助参加人	興治英夫	1,051,908 円	18,900 円	2,771,238 円	823,796 円	823,796 円
10		補助参加人	福間裕隆	439,907 円	47,313 円	1,752,153 円	116,028 円	116,028 円
11		補助参加人	森雅幹	619,000 円	221,827 円	2,392,383 円	504,138 円	504,138 円
12	附帯控訴	補助参加人	砂場隆浩	636,596 円	56,288 円	3,057,800 円	590,560 円	532,760 円
13	附帯控訴	補助参加人	横山隆義	441,332 円	10,112 円	2,823,064 円	417,212 円	417,212 円
14		補助参加人	森岡俊夫	1,176,384 円	0 円	2,918,860 円	1,065,402 円	1,065,402 円
15	附帯控訴	補助参加人	伊藤美都夫	1,109,553 円	114,597 円	2,507,247 円	327,722 円	327,722 円
16	附帯控訴	補助参加人	國岡智志	1,243,955 円	314,784 円	2,811,771 円	855,206 円	855,206 円
17	附帯控訴	補助参加人	野田修	983,401 円	246,314 円	2,963,805 円	331,533 円	331,533 円
18	附帯控訴	補助参加人	濱﨑晋一	946,948 円	76,900 円	2,886,159 円	775,765 円	775,765 円
19	控訴	補助参加人	福田俊史	1,189,143 円	600,272 円	3,149,823 円	378,903 円	229,080 円
20	附帯控訴	補助参加人	藤井省三	1,317,228 円	672,902 円	3,053,098 円	925,361 円	872,263 円
21	附帯控訴	補助参加人	藤縄喜和	621,079 円	257,247 円	1,827,786 円	301,601 円	301,601 円
22	附帯控訴	補助参加人	広谷直樹	461,594 円	212,642 円	1,314,432 円	28,423 円	28,423 円
23	附帯控訴	補助参加人	前田八壽彦	980,931 円	135,529 円	3,312,873 円	506,958 円	194,085 円
24	附帯控訴	補助参加人	山口享	633,214 円	417,822 円	2,156,223 円	499,348 円	499,348 円
25	控訴	補助参加人	稲田寿久	1,278,328 円	1,086,696 円	2,960,568 円	910,752 円	910,752 円
26	附帯控訴	補助参加人	上村忠史	716,876 円	62,960 円	2,654,734 円	139,769 円	139,769 円
27	附帯控訴	補助参加人	斉木正一	740,766 円	480,000 円	2,316,764 円	594,775 円	594,775 円
28	附帯控訴	補助参加人	安田優子	600,131 円	12,679 円	2,175,911 円	386,479 円	386,479 円
29	附帯控訴	補助参加人	小谷茂	856,031 円	602,000 円	2,501,462 円	774,729 円	774,729 円
30	附帯控訴	補助参加人	内田博長	1,031,945 円	14,852 円	3,001,966 円	281,294 円	279,328 円
31		補助参加人	内田隆嗣	770,889 円	0 円	2,967,437 円	717,579 円	717,579 円
32		谷村悠介		1,635,251 円	688,164 円	3,055,076 円	822,294 円	767,218 円
33-1		鉄永富佐子		159,673 円	59,110 円			88,727 円
33-2		鉄永正紀		79,836 円	29,555 円	2,230,847 円	177,454 円	44,364 円
33-3		鉄永智紀		79,836 円	29,555 円			44,363 円
		合計		26,201,654 円	8,365,522 円			15,394,799 円

別紙８（訴訟費用等負担一覧表）

（１）　訴訟費用

	負担割合
１審原告ら	100分の 41
１審被告	100分の 59

（２）補助参加によって生じた費用

番号	補助参加人			負担割合	
				１審原告ら	各補助参加人
1		補助参加	銀杏泰利	100分の 92	100分の 8
2		補助参加	濵辺義孝	100分の 58	100分の 42
3		補助参加	澤紀男	100分の 100	100分の 0
4		補助参加	市谷知子	100分の 100	100分の 0
5		補助参加	錦織陽子	100分の 90	100分の 10
6	控訴	補助参加	長谷川稔	100分の 19	100分の 81
7	控訴	補助参加	浜田妙子	100分の 31	100分の 69
8		補助参加	伊藤保	100分の 15	100分の 85
9		補助参加	興治英夫	100分の 22	100分の 78
10		補助参加	福間裕隆	100分の 74	100分の 26
11		補助参加	森雅幹	100分の 19	100分の 81
12	附帯控訴	補助参加	砂場隆浩	100分の 16	100分の 84
13	附帯控訴	補助参加	横山隆義	100分の 5	100分の 95
14		補助参加	森岡俊夫	100分の 9	100分の 91
15	附帯控訴	補助参加	伊藤美都夫	100分の 70	100分の 30
16	附帯控訴	補助参加	國岡智志	100分の 31	100分の 69
17	附帯控訴	補助参加	野田修	100分の 66	100分の 34
18	附帯控訴	補助参加	濱﨑晋一	100分の 18	100分の 82
19	控訴	補助参加	福田俊史	100分の 81	100分の 19
20	附帯控訴	補助参加	藤井省三	100分の 34	100分の 66
21	附帯控訴	補助参加	藤縄喜和	100分の 51	100分の 49
22	附帯控訴	補助参加	広谷直樹	100分の 94	100分の 6
23	附帯控訴	補助参加	前田八壽彦	100分の 80	100分の 20
24	附帯控訴	補助参加	山口享	100分の 21	100分の 79
25	控訴	補助参加	稲田寿久	100分の 29	100分の 71
26	附帯控訴	補助参加	上村忠史	100分の 81	100分の 19
27	附帯控訴	補助参加	斉木正一	100分の 20	100分の 80
28	附帯控訴	補助参加	安田優子	100分の 36	100分の 64
29	附帯控訴	補助参加	小谷茂	100分の 9	100分の 91
30	附帯控訴	補助参加	内田博長	100分の 73	100分の 27
31		補助参加	内田隆嗣	100分の 7	100分の 93

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.4.27 H24.6.3 H24.11.4	15 41 142	交通費・燃料代	¥5,345	50%	¥0	0%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（69頁），その2（200頁142）によると「交通費・燃料代（代車）」としか記載されていない。50%の按分がされているが，その実績や根拠は明示されていない。，ガソリンは家族の車でも使用でき，事業を営んでいれば，その事業用にも利用できる汎用性の高いものであり，自ら50%に按分すればすべて政務調査活動として認められるのではない。 ガイドラインの【項目別経費の例示】■調査研究費【交通費，宿泊費など】では「④ 自家用自動車を使用した政務調査活動については，対象年度の燃料費を政務調査費の対象とすることができること。なお，燃料費の計上に当たっては，次のいずれかの方法によること。 ア 燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ，合理的に説明できる割合で按分する。なお，使用実態を明確に区分できない場合は，燃料費実費の1／2を上限とする。」（ガイドラインによる）とある。 「使用実態を明確に区分できない場合」というのは政務調査活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）とを明確に区分できない場合であって，少しでも政務調査活動を実際に行っているのであれば，その行き先や目的等の実績は明記できるはずである。それもできないというのは政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であったと判断する外はないので，この支出は認められない。 （第14準備書面） ①補助参加人は領収書№15は代車への燃料代としているが，単にレシートに補助参加人自身が「代車」と手書きしているだけで，政務調査に用いたことが分からないため，認めることはできない。 ②補助参加人は，高速道路での給油として，領収書№41（加西SA下りSS）と反論するが，県外であるにもかかわらず，政務調査活動報告書が提出されておらず，政務調査活動であることが分からない。 領収書№142については，高速道路での給油として（神戸市鈴蘭台SS）での給油であるとするが，№41と同様。 調査活動費との按分を50%としているが，以上の通りで全額を認めることはできない。	原判決は給油レシートの単なる（手書きで代車）との記載のみで，補助参加人の主張を認めているが，車検期間中の代車使用であることの立証がなされていない。また，既に原告第14準備書面にて主張している通り，県外で給油した理由について報告書も提出されておらず，ガイドラインの備考で，「県外又は国外において調査研究活動を行った場合は，政務調査活動報告書（様式を参照）を作成する必要があること」と明示しているにもかかわらず，その作成も立証もされていない。		銀杏は，県政に関する情報収集活動や市民からの要望聴取，会議や懇談会の参加など政務調査を行うために車を使用している。銀杏があげているガソリン代の領収書は銀杏が使用している自動車にかかるガソリン代の領収書である（但し，後述のとおりNo15は代車のガソリン代）。 そして，自家用車の使用について，上述の政務調査活動に使用する場合の他，それ以外の政治活動目的や私的活動目的のものもあることから，ガイドラインでは実際の自動車の利用の実態を考慮の上按分し，政務調査費相当分のみを支出すべきであるとされており，実際にはそれらの利用の按分割合を定めることが困難なことから，原則として50%の割合で按分するよう運用されている。 銀杏も，自動車の燃料代について，このようなガイドライン及びその運用に従って，銀杏が使用する車の燃料費の50%に相当する金額を政務調査費として支出している。 原告らが指摘するNo15の燃料代は，銀杏の車を車検に出した際の代車の燃料代であり，自身の車を車検に出している間の政務調査活動などに使用した代車の燃料代であり，その50%に相当する金額が政務調査費としての支出が認められるべきである。 さらに，№41，142の領収書は，いずれも高速道路のサービスエリアの給油所の領収書である。そして，上述のとおり，銀杏は，自身の車を政務調査活動のために使用する割合が大きいものの，それ以外の目的で使用することもあることから，銀杏の車にかかる全ての燃料代を50%の按分にして，政務調査費から支出しているのであり，それらの領収書もそのような扱いにするのはかかる考え方に従うものである。 原告らは，これらの領収書にかかる燃料の使用について政務調査活動報告書などにより政務調査に使用したか不明であるから全額を認めることはできないと主張するが，政務調査活動とそうでない使用とが判明しないことにかんがみ50%の按分にしているのであり，原告らの主張はあたらない。 （平成30年9月3日付け準備書面(1)） №41，142の領収書につき，県外に行った目的が政務調査以外の目的であったとしても，按分にしている以上，本件ガイドラインに違反する一般的，外形的な立証がされたことにはならない。		本件ガイドラインが定める上限である実費の2分の1を超えない支出であり，本件ガイドラインに違反するものではない。按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号15に関しては，証拠（丙A5の1，5の2）によれば，同年4月，車検のため代車を使用する必要があったことが認められる。領収書番号41，142に関しても，領収書から政務調査に使用したことが読み取れないことは支出の性質上やむを得ず，また，政務調査活動の場所と給油場所は必ずしも一致しないから，原告らの主張は理由がない。 燃料代がすべて調査研究に使用されたとしているわけではないし，調査研究以外の理由で自動車を利用して県外に出ることは十分にあり得ることであるから，県外で給油したことをもって県外で調査研究活動をしたとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.7.28	79 80	宿泊費・宿泊時駐車料金	¥5,830	100%	¥0	0%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（119頁79），（120頁80）によると「澤議員と会派政策課題打合せ」のために米子ワシントンホテルで宿泊料と駐車料金である。同会派の議員と調査が必要であったのか記載されておらず，宿泊について，代表質問の前後で宿泊する必要性があったのかも根拠として明示されていない。「会派政策課題打合わせ」という用件から政党活動，議会活動であることが強く推認されるにもかかわらず，この領収書のみでは政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （第14準備書面） 米子での宿泊費・駐車場について，補助参加人は，「原告らは，政治活動についての打ち合わせもされたことが強く推認されると主張するが，何ら根拠のない推論である。」と反論するが，会派議員との県政の様々政策課題に関する会派要望の内容やその要望を実現するための進め方についての打ち合わせであるなら，具体的に明示すべきである。会派での活動であるならば，控室にて行われるのが普通である。打ち合わせの内容は原告が知るべきもなく，補助参加人自身が政務調査活動であることの根拠を具体的に明示すべきである。米子に来る必要も米子で宿泊する必要も全く不明。	原判決の裁判所の補足説明は、補助参加人の「会派要望の内容やその要望を実現するための進め方などについて打ち合わせ」であると認定しているが，打ち合わせと宿泊するというのは別であり、宿泊してまで打ち合わせをしなければならない必要性が全く説明されていない。このような支出が認められるなら，無制限に宿泊料を支出できることにもなり，ガイドラインに反することは明らかである。 また，原判決の裁判所の補足説明は「同一会派の議員との打合せであるという事実のみから政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない」と認定したが，例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の銀杏泰利が所属している会派は「公明党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言え，明らかに政務調査活動以外の活動である。		平成24年7月28日の米子市での宿泊費（No.79）及び駐車場代（No.80）は、その日、同じ会派で米子市に在住している澤紀男県会議員と、平成24年8月から同年9月にかけての県政の様々な政策課題に関する会派要望の内容やその要望を実現するための進め方などについて打ち合わせをするため、米子市に自家用車で出張し宿泊した際のものであり、政務調査活動に関連する必要な支出である。なお、原告らは、政治活動についての打ち合わせもされたことが強く推認されると主張するが、何ら根拠のない推論である。		会派要望に向けて打合せを行うことも県政と関連性を有し，宿泊の必要性が欠けることを疑わせる証拠もない。会派は，議会運営の単位となるもので，所属政党を同じくする同一会派の議員との打合せであるという事実のみから政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.5.23 ～ H25.1.28	23 65 86 114 121 134 164 173 197 199 201 232	駐車料金	¥3,100	100%	¥0	0%	(第7準備書面) 証拠書類の領収書(領収書数が多いので下記に記載)には，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，「北朝鮮拉致被害者救出街頭署名」，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，県民の意見聴取，と記載されているのみである。調査研究活動を行ったという根拠もなく，按分率も明示されていない以上，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)との判別ができないので，支出は認められない。 その1，40頁(23)，99頁(65)，128頁(86)，167頁(114)，175頁(121)，191頁(134)，227頁(164)，237頁(173) その2，13頁(197)，16頁(199)，18頁(201)，58頁(232) ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類(以下「証拠書類」という。)に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 (第14準備書面) 補助参加人は，「県政に関する政策課題の調査や政策立案のために県民からの意見聴取をすることは政務調査の中核をなすもの」と反論し，大半の駐車目的は，県民からの意見聴取と反論するが，出納簿の摘要欄には，公安委員会とある。公安委員は鳥取県に設置される行政委員会で，議会の同意を得て知事が任命するもので，政務調査活動ではない。他の事案についても，政務調査活動とは言い難いため(北朝鮮拉致被害者救出街頭署名などは，政務調査ではない。)充当することは認められない。	原判決は、補助参加人の「県政に関する政策課題の調査や政策立案のために県民からの意見聴取をすることは、調査活動の中核をなすもの」として、単に意見聴取先のみを明示するだけで全て政務調査活動だと認定しているが、県民との意見交換は政務調査活動以外にも、支持者・支持団体との意見交換は後援会活動の一面を持つ。また、意見交換も補助参加人銀杏によれば「拉致被害者街頭アピール・広報活動」であるとしているが調査活動ではない。補助参加人の主張する意見調査先のみをもって政務調査活動だとして「本件訴訟において聴取先も明らかにされている」と認定しているが、説明責任とは「県民が納得することが肝要」である。したがって、支出は認められない。		原告らは、領収書の支出の目的に県民からの意見聴取としか書かれていないことから、政務調査活動との関連性が不明であるからとして、認められないと主張する。 しかしながら、県政に関する政策課題の調査や政策立案のために県民からの意見聴取をすることは政務調査の中核をなすものであり、原告らもそれを否定するものとは思われない。そして、議会において様々な利害が対立していることから領収書にあえて具体的な意見聴取先を記載しない場合があることも認められるべきであり、聴取先が記載されていないから直ちに政務調査活動のための支出として否定するのは不当である。 これらの領収書にかかる意見聴取先は、鳥取県観光連盟、鳥取県司法書士会、NPO法人を主催する方などの県民、会社であった。なお、№134は、「北朝鮮拉致問題解決促進鳥取県議会議員連盟」による活動であり、北朝鮮拉致被害者救出の街頭アピールのための支出で，ひいては県民から意見を募るための活動であった(原告らは、この街頭アピールは政務調査ではないと主張するが、北朝鮮拉致被害者救出の問題は県民も関心をもっている問題であり、この問題に対する広報活動は政務調査活動である)。ガイドラインに添った政務調査と関連性や必要性が認められる支出である。また、駐車目的が政務調査に関連するものである以上、按分の必要は認められない。		支出目的として「県民の意見聴取」等と追記されていることからすると，これらについて県民からの意見聴取を行ったことが認められる。県民から意見を聴取することは調査研究活動に該当する。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。これに対し，原告らは，出納簿に記載された鳥取県公安委員会が意見聴取先として不適切であると主張するが，同委員会は駐車場所(パーキングチケットの発行者)として記載されていることが認められ，前提を欠き採用できない。 特定の目的の街頭アピール活動も，聴衆の反応等をみることによって，県民の意見を聴取，推測することになると考えられる。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H24.6.18 H25.2.18	49 50 218	どんどろけ勉強会参加費，交通費	¥6,510	100%	¥0	0%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1(79頁49，80頁50)，その2(41頁218)によると，「どんどろけ」というサークルが開催した定例サロン（6月・2月）への参加費と，それに伴うタクシー代である。定例会の案内は証拠書類の領収書その1の80頁，その2の42頁にあり。内容的には6月の定例会は因幡二十士事件について，2月の定例会は，鳥取県内で「安全・安心」と「美味しさ」にこだわる生産者によって作られた農畜産物，海産物，それらを原料とした加工品を販売している「わったい菜」の代表者の話である。サロンの案内はあるが，この「どんどろけ」というサークルについては，どのようなサークルであるのか不明であり，それぞれの定例会がどれだけの按分率で政務調査活動であったかの根拠も明記されていない。 「どんどろけの会」をインターネットで検索してみると。「『どんどろけの会』は，石破茂が衆議院議員選挙に初出馬する前の1985(昭和60)年にできた非公認後援会。当時，鳥取の若者たちによって，純粋に「鳥取を，日本をよりよくするために，自分たちの仲間のひとりである石破を国会議員にして応援していこう」という目的で結成された。」とある。 ガイドラインの【項目別経費の例示】の【会費】には「・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ，ライオンズクラブ，趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」（ガイドラインより）とあり，個人的な趣味で参加をし，講師の話を聞くだけの参加費は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であって，参加費および，その参加に伴うタクシー代は政務調査活動とは認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （第14準備書面） 補助参加人は，「石破茂衆院議員の非公認後援会が主宰する勉強会で，参加者とも情報交換を行い情報収集の場である。」と反論するが，公認であろうと非公認であろうと，石破議員の応援する活動である。「どんどろけの会」をインターネット検索すると，石破茂が衆院議員に初出馬する前の1985（昭和60）年にできた組織で，目的は「鳥取を，日本をより良くするために，自分たちの仲間の一人である石破茂を国会議員にして応援して行こう」として結成されたもので，まぎれもない石破茂応援活動であり，政務調査活動ではない。従って，参加のためのタクシー代についても到底認められものではない。		『どんどろけ』は、衆議院議員の石破茂氏の非公認後援会が主宰する勉強会であり、そこではその時々の社会問題や政策課題などについての講演などが行われる。さらに、その勉強会の参加者とも情報交換をしている。このように県政に関する情報収集の場として参加しているのであり、原告らが主張するような政治活動、個人的な趣味や親睦を目的として参加しているものではない。 従って、政務調査活動との関連性、必要性が認められ、調査研究活動としてガイドラインにそったものである。		後援会活動のための経費であり，調査研究活動との合理的関連性を欠くから，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。他の参加者と情報交換がなされたとしても，後援会活動という性質が変わるものではない。		¥6,510

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4-2	研修費	H24.8.29	107	駐車料金	¥400	100%	¥0	0%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書には，「日本海政経懇話会出席「デフレ」の正体と地域経済の行方　藻谷浩介氏講演」と記載されているのみである。調査研究活動を行ったという根拠もなく，按分率も明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決は、補助参加人の「日本海政経懇話会に参加するための支出」であるとの主張を「経済に関する講演会に参加する経費であり、合理的関連性が認められる」としてこれを認めているが、経済に関する講演会であればすべて認定されるのか。なお、会場がホテルニューオオタニ鳥取で開催され、駐車場が日の丸パーキングとしているが、懇話会に参加すれば，当日の駐車料金は無料となっており、支出は違法である。		日本海政経懇話会の講演会に参加するための支出である。ガイドラインに沿った政務調査と関連性や必要性が認められる支出である。また，駐車目的が政務調査に関連するものである以上，按分の必要は認められない。		甲26領収書番号107には，支出目的として，「「デフレ」の正体と地域経済の行方」との演題の懇話会に出席した旨追記されている。地域経済に関する講演会に参加する経費であり，調査研究活動との合理的関連性が認められる。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 原告らは，懇話会に参加すれば当日の駐車料金は無料となっていた旨主張するが，これを裏付ける証拠の提出はない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	資料購入費	H24.4.3	5	時事財情報提供サービス年間代金	¥126,630	100%	¥63,310	50%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1(7頁5)のよると「時事行財政情報提供サービス年間代金＋銀行振込み手数料」である。「時事行財政情報提供サービス」は中央省庁や地方自治体の政策を時事通信社の専門の記者が取材し，最新の情報の提供を受けるサービスのようである。このようなサービスは政務調査活動だけではなく，当然ながら議員活動にも活用され，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるので，100%政務調査活動に資する根拠が明示されていない限り，政務調査活動費として100%の支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）が含まれていると考えられ，政務調査費として100%支出することは認められない。 （第14準備書面） 補助参加人は，「利用は専ら政務調査活動のために利用しているため，ガイドラインに沿ったもので全額の支出は認められる」と反論するが，では具体的に政務調査であることを明示をせずに，単なる調査に役立つ情報であるのか。証明するのは原告ではなく補助参加人自身が証明することであり，情報は多岐にわたるため調査活動以外にも利用されることは，一般的・外形的に明らかである。政務調査活動に使われたことが明示されなければ到底認められるものではない。時事行財政情報提供サービス」は，中央省庁や地方自治体の政策を時事通信社の記者が取材し，最新情報の提供を受けるサービスのようである。これらのサービスは政務調査活動のみではなく，議員活動など政務調査活動以外にも活用されるもので，50%を超える支出は認められない。	原判決は、補助参加人の「調査研究活動のための情報収集の手段となるものであり、その他の用途にも用いられていることを疑わせる証拠もない」として、補助参加人の主張を認めているが話が逆である。何のための情報収集であったのかが立証がなされていない。本件資料が調査活動のみとする主張が立証されていないので、その全額を充当することはできず，50%を超える支出は認められない。		領収書5は、時事通信社の情報提供サービスの利用料である。この時事通信社の情報提供サービスは、原告らも述べるとおり、中央官庁や地方自治体の政策について時事通信社の専門の記者が取材し、最新の情報を提供するものであるが、このサービスでは国や地方自治体の政策に関する動向や経済の動き、またそれらに関する文献、論文などの情報が提供されており、銀杏は専ら県政の政策立案に関連する情報をキーワードを入れるだけで入手できるため、利用しているものである。従って、銀杏は、この情報提供サービスを政務調査活動のためにのみ利用しているものであり、ガイドラインに沿った調査研究活動と関連性、必要性が認められ、かつ社会通念上相当な支出として認められるべきであり、かつその利用は専ら政務調査活動のために利用しているものであるから、100%の支出が認められるべきである。 原告らは、この情報提供サービスは議員活動にも活用されるなどと主張するが、銀杏が議員活動にも活用したとの具体的な主張、立証はされておらず、推論に過ぎない。		調査研究活動のための情報収集の手段となるものであり，その他の用途に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	資料購入費	H24.4.11	10	日本新聞紙面検索サービス利用料	¥18,900	100%	¥9,450	50%	（第７準備書面） 証拠書類の領収書その1(18頁10)によると「日本海新聞紙面検索サービス利用料（1年間）」である。これは日本海新聞のWEB版に掲載された過去の記事を検索照会できるサービスだと思われる。しかし，このサービスは政務調査活動だけではなく，当然ながら議員活動にも活用され，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるので，100%政務調査活動に資する根拠が明示されていない限り，政務調査活動費として100%の支出は認められない。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）が含まれていると考えられ，政務調査費として100%支出することは認められない。 （第14準備書面） 補助参加人は，「日本海新聞紙面検索サービス利用料で，日本海新聞のweb版に掲載された過去の記事を検索紹介できるため」と反論するが，これらのサービスは政務調査活動のみではなく，議員活動など政務調査活動以外にも活用されるもので，50%を超える支出は認められない。	番号5と同じで支出は認められない。		領収書No10は、日本海新聞紙面検索サービス利用料（1年間）である。これは、原告らが述べるとおり、日本海新聞のWEB版に掲載された過去の記事を検索照会できるサービスである。このような地方紙や一般紙に掲載された記事が、県政に関する調査研究活動をするために必要な情報源であることはいうまでもない。そして、銀杏はこのサービスを県政に関連する情報や政策立案に関する情報を収集するために利用しているものである。しかも、このような検索サービスによると、政策に関連する情報をキーワードで入手できるというメリットがある。しかもこのインターネットサービスの利用料は、新聞の購読料よりも安く、支出の金額としても相当である。 銀杏は、このサービスを政務調査活動のために利用しているものであり、ガイドラインに沿った調査研究活動と関連性、必要性が認められ、かつ社会通念上相当な支出として認められるべきであり、かつその利用は専ら政務調査活動のために利用しているものであるから、100%の支出が認められるべきである。 原告らは、この紙面検索サービスは議員活動にも利用されると強弁するが、銀杏が議員活動にも活用したとの具体的な主張、立証はされておらず、あくまで推論に過ぎない。		調査研究活動のための情報収集の手段となるものであり，その他の用途に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	資料購入費	H24.6.11～H25.5.10	43 59 87 115 127 150 165 183 210 226 268 275	全国紙インターネット購読料（ヤフージャパン）	¥22,680	100%	¥11,340	50%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書(領収書数が多いので下記に記載)によると，インターネットのYahooのサービスで全国紙(読売・毎日・産経)をインターネット購読するための費用であると考えられる。しかし，このサービスは政務調査活動だけではなく，当然ながら議員活動にも活用され，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)にも活用されるので，100%政務調査活動に資する根拠が明示されていない限り，政務調査活動費として100%の支出は認められない。 その1 72頁(43)，91頁(59)，129頁(87)，169頁(115)，183頁(127)，210頁(150)，228頁(165)，248頁(183) その2 32頁(210)，129頁(226)，243頁(268)，251頁(275) ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類(以下「証拠書類」という。)に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）が含まれていると考えられ，政務調査費として100%支出することは認められない。 （第14準備書面） 補助参加人は，「全国紙(読売・毎日・産経)で，一般紙に掲載された記事が県政に関する調査研究活動をするために必要な情報源であって，新聞の購読料より安価である」と反論するが，これらのサービスは政務調査活動のみではなく，議員活動など政務調査活動以外にも活用されるもので，50%を超える支出は認められない。なお，読売新聞については，平成24年10月から平成25年1月まで購入されている。	原告は既に第7準備書面において「証拠書類の領収書によると、インターネットのYahooのサービスで全国紙(読売、毎日、産経)をインターネット購読するための費用であると考えられる。しかし、このサービスは政務調査活動だけでなく、当然ながら私生活、議員活動にも活用され、政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)にも活用されるので、100%政務調査活動に資する根拠が明示されていない限り、政務調査活動費として100%の支出は認められない」としている。 ガイドラインは，政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活」は支出対象外としている。また，ガイドラインは「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。 このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，渾然一体となった議員活動であるからこそ，議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにしなければならないとしているにもかかわらず，原判決の当裁判所の判断の補足説明が「調査研究活動のための情報収集の手段となるものであり，その他の用途に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」とするのは，明らかに誤った判断であり，ガイドライン通り，議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにしない限り，支出は認められないとするべきで，それがなされない場合は，他の用途と混在してたとして，少なくとも50%を超える支出は認められないのは当然である。		これらは、原告らの主張するとおり、インターネットのYahooのサービスで全国紙（読売・毎日・産経）をインターネット購読するための費用である。こららも上記日本海新聞紙面検索サービスで述べたところと同様で、このような一般紙に掲載された記事が、県政に関する調査研究活動をするために必要な情報源であることはいうまでもない。そして、銀杏はこのサービスを県政に関連する情報や政策立案に関する情報を収集するために利用しているものである。しかも、このような検索サービスによると、政策に関連する情報をキーワードで即座に入手できるというメリットがあり、しかもこのインターネットサービスの利用料は、新聞の購読料よりも安く、支出の金額としても相当である。 銀杏は、このサービスを政務調査活動のために利用しているものであり、ガイドラインに沿った調査研究活動と関連性、必要性が認められ、かつ社会通念上相当な支出として認められるべきであり、かつその利用は専ら政務調査活動のために利用しているものであるから、100%の支出が認められるべきである。 なお、原告らは、一般紙・地方紙の購入に関し、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけが認められると主張する。しかしながら、新聞は、全国紙、地方紙の違いだけでなく、各新聞社の編集方針や関心の違いなどによって、新聞ごとに各分野における専門性の程度や情報量などを異にするものであり、複数の新聞を購読することが不合理であるとまではいえない。 また、原告らは、このサービスは議員活動にも利用されると強弁するが、銀杏が議員活動にも活用したとの具体的な主張、立証はされておらず、あくまで推論に過ぎない。，		調査研究活動のための情報収集の手段となるものであり，その他の用途に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	資料購入費	H24.4.16 H24.7.3	11 56 163	「山陰の経済」購入費，山陰レポート購読料	¥20,500	100%	¥10,250	50%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（88頁56）その2（226頁163）によると「山陰レポート」購読費（半年分会費×2＝年会費）である。ガイドラインの【項目別経費の例示】の■資料購入費の②に「 政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」（ガイドラインより）とあるように，書籍のタイトルのみでは，100%政務調査活動に資する根拠が明示されておらず，タイトルから推測すると，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるので，100%政務調査活動に資する根拠が明示されていない限り，100%の支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途．■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において．政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には．政務調査費分のみを支出することが必要であることから．実績等を考慮のうえ経費を按分し．出納簿．領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり．その実績．按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また．ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費」は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）が含まれていると考えられ，政務調査費として100%支出することは認められない。 （第14準備書面） 補助参加人は，「『山陰の経済』及び『山陰レポート』購読料は，山陰地方の経済や雇用の動向など地域の課題や話題などが，違った視点から取り上げられていて，県政に関する調査研究に資する情報が多い」と反論するが，これらのサービスには政務調査活動のみではなく，議員活動など，政務調査活動以外にも活用されるもので，50%を超える支出は認められない。	番号5と同じで支出は認められない。なお、求釈明に対し回答として「対象期間に発行された資料は廃棄している。」と回答しているが、調査活動であれば資料の該当記事は保存しているのが当然である。廃棄する程度の資料が政務調査活動に役立つはずがなく，スクラップ等で保存している実績等が示されない限り，渾然一体となった議員活動であり，50%を超える支出が認められないのは当然である。 また，原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」とあるが，書籍名のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，このタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。 また，雑誌や書籍の代金は，ガイドラインに「議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること」とあるように，自らの責任で，その実績を示して認められるものである。本件は山陰にかかわる雑誌・書籍と思われるが，実績を示せない限り，渾然一体となった議員活動の中で，支出対象外としている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活における利用との判別ができないことにより，50%を超える支出は認められない。		これらは、「山陰の経済」購読費（年会費№11）、『山陰レポート』購読料（半年分×2、No56、No163）である。 『山陰の経済』及び『山陰レポート』は、共に鳥取県及び島根県の経済や雇用の動向など地域が抱える課題に関する特集や話題、地域産業の活性化や観光の振興に関する取り組みなど、地域の課題や話題について、それぞれ違った視点から取り上げており、県政に関する調査研究に資する情報が多く掲載されている。しかもこれらの情報は、他の一般紙や地方紙で取り上げられないものも多い。そして、これら必要な情報を入手するためにも定期購読する必要性が認められる。『山陰の経済』（㈱山陰経済経営研究所発行、島根県松江市白潟本町18番地所在）について、平成24年度に発刊されたものではないが、参考までに提出する（丙A6の1、2） 銀杏は、専ら県内の情勢を把握し、政策立案に必要な情報を得るためにこれらの書籍を定期購読しているのであり、ガイドラインに沿った調査研究と関連性、必要性が認められ社会的にも相当な支出であり、かつその利用は専ら政務調査活動のために利用しているものであるから100%の支出が認められるべきである。 原告らは、このサービスは議員活動にも利用されると主張するが、銀杏が議員活動にも利用したとの具体的な主張、立証はされておらず、あくまで推論に過ぎない。 【求釈明に対する回答】 銀杏は対象期間に発行された『山陰レポート』を探したがみあたらず、既に廃業しているものと思われるとのことである。従って、この期間の記事のどの部分が、地域の課題や話題について違った視点で取り上げているのか具体的には提示できない。なお、『山陰レポート』の発行者の岡本氏は、領収書記載の住所地でクリーニング店などをしながら『山陰レポート』を発行しており、原告らも主張するとおり旬刊で発行されていた。ただ、岡本氏は体調を壊し、現在は発刊を停止しているようである。	丙A6の1、2	甲26領収書番号11については，丙A6の1，6の2によると，『山陰の経済』には，毎号，山陰の経済に関する記事が記載されていることが認められ，甲26領収書番号56，163については，乙1によると，『山陰レポート』に県内の学校教育に関連する記事が掲載されたことが認められ，各号に県政に関連する記事が掲載されていることが窺える。 政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	乙1，丙A6の1，6の2	¥0
9	資料購入費	H24.5.29 H24.6.28	30 54	鳥取県教育関係職員録，鳥取県町村職員録	¥3,300	100%	¥1,650	50%	（第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（48頁30）によると「鳥取県教育関係職員録」（№30）及び「鳥取県町村職員録」（№54）の購入費用であるが，鳥取県教育関係職員録及び鳥取県町村職員録は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。 また，ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあるように，これらが明示されていない支出は認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （第14準備書面） 議員が政務調査活動として問い合わせをする場合，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取り次ぎができ，必ず職員録が無ければ政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることからわかる。政務調査にしか使えないような職員録であれば，名簿業者が販売するはずはない。 また，ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。しかし、職員録の用途には汎用性があり、政務調査活動や後援会活動の一環として“口利き”を始めとして、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば議会活動においても質問・問い合わせなどである。原判決では、政務調査活動専用ではない資料が、特段の理由もなく100%で政務調査活動に使われたと認定することになり誤りである。		教育関係職員録は各学校の所在地や連絡先、教職員名が、鳥取県町村職員録は、各町村の部課の所在、連絡先及び所属職員名が、それぞれ記載された冊子である。それらはもっぱら県政に関する情報収集をする際に迅速に担当部署や担当者と連絡をとるために使うものであり、政務調査に必要なものであり、その価格も相当である。原告らは、政務調査活動だけでなく議員としての政治活動にも関連する資料というが、これらの職員録には当該職員の自宅住所や個人的な連絡先は全く記載されておらず、政務調査活動以外に使用することはないものである。なお、さいたま地方裁判所平成25年8月21日判決も、職員録の購入費を政務調査費から支出することを認めている。		書籍名のみから調査研究活動以外の活動にも利用されていると推認することはできず，政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙A6の1，6の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	事務費	H24.10.26 ～ H25.2.27	138 145 219 177	通信費（切手代）	¥6,280	100%	¥0	0%	（第14準備書面） 補助参加人は「各種団体に対し活動するにあたっての問題や課題，県政に対する要望の聞き取りとその結果についての送料」と反論するが，その関係する依頼状と結果報告書の現物がなく，政務調査活動であることが具体的に明示・立証されなければならないが，明示・立証がない。	原判決は、領収書番号138、177、219は「内容に特段不合理な点はない」として、補助参加人の主張を鵜呑みにしているが、切手は現金化もでき，他の用途にも容易に使用でき，汎用性が大である。報告書の郵送物であることの立証さえもなされておらず，支出は認められない。。		No.138、No.177で購入した切手は、銀杏が各種団体に対し、活動するにあたっての問題や課題、そして県政に対する要望などを聞き取りする機会の案内を郵送した際に全て使用したものである。 また、No.219で購入した切手は、各種団体からの聞き取りを行った後それらの要望を県の関係諸機関に申し伝えた際の回答や結果などの回答書を送るために全て使用した。 さらに、No.145で購入した切手は、国会議員や関係諸団体、市民に政務調査に関する資料を送付する際に使用し、平成24年度内に全て使用している。 従って、これらの切手代は、政務調査に関連し、その遂行のために必要な支出と考えられ、ガイドラインに沿った支出として全額認められるべきである。		領収書番号138，177，219については，領収書に用途として団体聴き取り案内郵送，団体聴き取り結果報告郵送と追記されており，その内容に特段不合理な点がなく，金額や按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
														領収書番号145については，出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人銀杏は，本件訴訟においても，上記用途について抽象的な主張をするのみである。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥3,400
														計		¥9,910

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明		
1	資料購入費	H24.5.29 H24.6.28 H24.8.21	18 30 52	鳥取県教育関係職員録 鳥取県町村職員録 鳥取県職員名簿	¥5,600	100%	¥2,800	50%	（第6準備書面） 職員録は，政務調査にも使用できるが，議員活動全般に関連する資料であり，その経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 （第12準備書面） 「政務調査活動以外に使用することはないもの」との主張であるが，鳥取県町村職員録は政務調査活動以外の議員活動，政党活動、後援会活動、選挙活動、私的活動等にも活用されるものであり，この職員録を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ、全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		教育関係職員録は各学校の所在地や連絡先、教職員名が、鳥取県職員録は鳥取県の各部課の所在、連絡先及び所属職員名が、町村職員録は、各町村の部課の所在、連絡先及び所属職員名が、それぞれ記載された冊子であり、それらはもっぱら県政に関する情報取集をする際に迅速に担当部署や担当者と連絡をとるために使うものであり、政務調査に必要なものであり、その価格も相当である。原告は、政務活動だけでなく議員としての政治活動に関連する資料というが、職員録には当該職員の自宅住所や個人的な連絡先は記載されておらず、政務調査活動以外に使用することはないものである。原告の主張は推論の域をでないものである。なお、さいたま地方裁判所平成25年8月21日判決も、職員録の購入費を政務調査費から支出することを認めている。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動に、利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		
2	資料購入費	H24.4.30 H24.5.30 H24.6.30 H24.7.31 H24.8.30 H24.9.30	7,19,31, 44,59,7 0	朝日新聞 4～6月分、 読売新聞 7～9月分	¥18,042	100%	¥0	0%	（第1準備書面） 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 （第12準備書面） 新聞購読費については、新聞が、調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか、必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり、その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか、それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また、加えて主張するならば、政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり、議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして、地方自治法100条で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく、“一部”である！）交付される政務調査費であることを鑑みれば、複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに、地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには、十分な合理性がある。		一般紙に掲載された記事は、議員が政策課題を知り、政策立案をしていくために必要な情報源であることは明らかであり、そのことは県民にも理解されているものと考えられる。その購読料の支出については政務調査と関連性、必要性が認められる。なお、原告らは、一般紙・地方紙の購入に関し、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけが認められると主張する。しかしながら、新聞は、全国紙、地方紙の違いだけでなく、各新聞社の編集方針や関心の違いなどによって、新聞ごとに各分野における専門性の程度や情報量、記事の内容などを異にするものであり、複数の新聞を購読することが不合理であるとまではいえない。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。その他の用途に利用されていることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
3	事務費	H25.1.31	110	書籍・資料整理棚	¥29,900	100%	¥14,950	50%	（第12準備書面） 「使用実態は政務調査にかかる資料の整理に限っており」との主張だが、整理戸棚には多くの多種多様な物を置くことができる。政務調査活動以外にはまったく使用していないし、今後ともまったく使用しないことを具体的に主張、立証しない限り、少なくとも50%を超える支出は認められない。			濵辺議員の整理戸棚の購入は、議員が政務調査活動を行うことにより入手する資料が相当な量になるため、その資料やファイルを整理、保管するために購入し、使用しているものであり、議員としての政治活動や私的な資料、書籍などは置いていない。このように本件整理戸棚は政務調査に必要な備品として購入したものであり、その使用実態は政務調査にかかる資料の整理に限っており、ガイドラインにそった支出として全額認められるべきである。	丙A4	補助参加人濵辺は，本件支出を除く事務費について，いずれも按分率を50%として支出していることが認められるところ，整理棚についても政務調査活動以外の活動に利用可能である以上，本件支出についてのみ按分率を100%とするのは不自然であるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人濵辺は，平成28年12月頃の整理棚の写真を提出するが，平成24年度の利用状況を示すものではなく，適切な反証があったとはいえない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。		¥14,950
															計	¥14,950

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.4.26	3	JR往復乗車賃（米子・鳥取）	¥5,800	100%	¥0	0%	（第6準備書面） 証拠書類には「県庁（執行部聞き取り）」とある。ガイドラインの調査研究費の備考欄には「政務調査を主目的として出張し，出張先で政務調査活動以外の用務を行った場合には滞在中の経費を明確に区分して支出する必要があること。」とあるが，この領収書には調査活動であることを示す根拠は明示されていない。「執行部聞き取り」には調査活動以外の活動が含まれることがあるのは当然であり，その根拠と按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）と考えられ，支出は認められない。 （第12準備書面） 県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし、JRの領収書に「県庁（執行部聞き取り）」とだけ記載すれば政務調査費として認められるものではない。 たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。この場合の「収支報告書の内容を証する書類」とは、県内出張の内容が政務調査以外の用務ではなく、少なくとも政務調査を主目的とするものであったことを証する書類と解される。 本件の場合、県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が何も提出されていない。従って、政務調査費として認められない。 「領収書の裏面のコピーの欄外に、「地方分権限移譲第2次分説明」、「県庁（執行部聞き取り）　企画部の方々他」と記載」という主張だが、領収書No.3 の裏面は提出されていない。領収書No.3 には大きな余白があるのに、なぜ裏面記載なのか？	原判決は「県庁において，執行部から聞き取りを行うことは，政務調査活動といえ」るとして、JR往復乗車賃（米子⇔鳥取）の全額を政務調査費として認めた。 しかし、執行部からの聞き取りといっても、議会活動や政党活動の一環として行われることもあり、政務調査活動に限定することはできない。 領収書No.3を見れば明白だが、大きな余白があるのに「県庁（執行部聞き取り）」としか記載されていない。裁判になってから、領収書の裏面のコピーの欄外に「地方分権限移譲第2次分説明」などの記載があると釈明されても不自然というほかない。なぜ「領収書の裏面のコピーの欄外」なのか？ 本件の場合、県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類は提出されていない。したがって、本件の費用を政務調査費として支出することは認められない。		平成24年4月26日の鳥取市への出張は、「県庁（執行部聞き取り）」とあるとおり、鳥取県庁において、地方分権の権限移譲の第2次分の内容について執行部より説明を受け、それに対する質疑を行ったものである。上記交通費はかかる目的のため鳥取県庁に出向くためのものであり、政務調査に関連性、必要性のある支出であることは明らかである。また、領収書の裏面のコピーの欄外に、「地方分権限移譲第2次分　説明」、「県庁（執行部聞き取り）　企画部の方々他」と記載されている。 原告は、「執行部聞き取り」には調査活動以外の活動が含まれることがあるというが、その点は否認する。		甲26領収書番号3には，支出目的として「県庁（執行部聞き取り）」と追記されていることからすると，県庁において県の執行部から県政に関する聞き取りを行ったと認められる。 県庁において，執行部から聞き取りを行うことは，政務調査活動といえ，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物の提出がないからといって，そのことのみで上記追記内容が虚偽であると疑われるものではない。		¥0
2	調査研究費	H25.1.10	133	宿泊費	¥5,500	100%	¥0	0%	（第6準備書面） 証拠書類には「団体要望（県庁）」とあり，団体に付き添っての活動と考えられる。しかし，その団体要望についてどのような政務調査が必要であったのか明記されておらず，宿泊について，団体要望の前後で宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。団体の付き添いで要望活動するのであれば，夜に飲酒を含む懇談をした可能性もあり，この領収書のみでは政務調査活動に必要な宿泊料の支出である根拠や按分率が示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （第12準備書面） 午前9時30分から「当初予算に対する16の各種団体からの要望事項の聞き取りを行った」との主張であるが、県政に関する政務調査活動であったことを証する証拠書類が提出されていないため、政務調査費として認められない。	原判決は「各種団体から要望事項の聞き取りを行うことは政務調査活動といえ」るとして、宿泊費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、各種団体から県政に関する要望事項の聞き取りを行ったという、補助参加人の主張を裏付ける証拠書類は何も提出されていない。したがって、本件の宿泊費を政務調査費として支出することは認められない。		原告は、領収書の写しに「団体要望（県庁）」と記載されていることから、ある団体に付き添っての活動と誤解したようである。この平成25年1月11日には、午前9時30分から午後にかけて、澤ら同じ会派の議員と鳥取県議会議会等において、平成25年度の当初予算に対する16の各種団体からの要望事項の聞き取りを行った。そして、午前9時30分から行われるため、米子市内に在住している澤が聞き取り開始に遅れないように前泊したものである。 各種団体からの聞き取りが政務調査にあたることは明らかであり、またそのためにこの宿泊の必要性が認められるのであり、ガイドラインにそった支出であることは明らかである。なお、これは純粋に宿泊費のみであり、飲食費は含まれていない。		各種団体から要望事項の聞き取りを行うことは政務調査活動といえ，鳥取・米子間の交通事情等を考慮すると，宿泊の必要性を欠くとまでは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙A8	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
3	会議費	H24.10.13 H24.10.14	97 98	缶ジュース代，お茶代	¥3,570	100%	¥0	0%	（第6準備書面） 証拠書類の領収によると，病弱児保護者意見交換会として「缶ジュース1770円」「お茶1800円」となっている。金額から考えると40人弱程度の参加人数の小規模の意見交換会だと思われる。誰が主催者であるか，実際の参加人数も明記されておらず，資料も添付されていない。主催者が議員本人ではなく，議員が飲食だけを提供するのであれば大きな問題である。このような領収書及び証拠書類であれば，議員が飲料の提供のために参加した可能性も否定ができない。意見交換会であれば，資料も配布されるであろうし，その資料等，参加人数等が証拠書類として添付されていない以上は認められない。 （第12準備書面） 「この病弱児保護者との意見交換会は澤が主催した」，「県の施策に対する意見や要望を聞き」との主張であるが，県政に関する政務調査活動であったことを証する証拠書類が提出されていないため，政務調査費として認められない。	原判決は「県民との意見交換会は政務調査活動といえ」るとして，2日間にわたって購入された缶ジュース代・お茶代の全額を政務調査費として認めた。しかし，補助参加人自身が主催した意見交換会との主張にもかかわらず，「県の施策に対する意見や要望を聞き」などの主張を裏付ける証拠書類は何も提出されていない。 主催者ならば案内状を用意し，聞き取ったはずの意見や要望を記録したはずであるから，不自然というほかない。いつ，どこで開催された意見交換会なのかも不明である。したがって，本件の経費を政務調査費として支出することは認められない。		この病弱児保護者との意見交換会は澤が主催したものであり，病弱児をもつ保護者からその実情や県の施策に対する意見や要望を聞き，今後の政策にいかしていこうと開催したものである。従って，純粋に政務調査のための会合であった。そして，その場に子どもと一緒に参加している保護者もいることや意見交換を円滑にすすめるため，お茶やジュースを提供することは社会通念上許容されることはいうまでもない。ガイドラインにおいても，議員が政務調査活動を目的として主催する会議での社会通念上妥当な茶菓の提供は認められている。 （平成30年9月3日付け準備書面(1)） この会には県の担当職員も同席し，話を聞いて貰っている。		甲26領収書番号97，98には，支出目的として「病弱児保護者会意見交換会」と追記されており，協同組合米子食品工業団地発行の同領収書番号90には但書欄に「10／14分室料として」と記載され，さらに支出目的として「病弱児保護者会意見交換会」と追記されていることを合わせると，同年10月14日に米子食品会館で上記会議を主催したことが認められる。 県民との意見交換会は政務調査活動といえ，総額も茶菓代として社会通念上不相当とまではいえない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
4	資料購入費	H24.4.30 ～ H25.3.7	4 51 61 69 88 101 115 132 161 168	参考図書代	¥6,820	100%	¥0	0%	（第6準備書面） 証拠書類の領収書と対になった請求書には「潮」とある。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）とある。この支出は按分の根拠が全く明示されていないので認められない。 （第12準備書面） 「県政に関する政策課題や政策立案のための情報収集のために購読」との主張であるが，月刊誌『潮』は，澤議員が所属する公明党ないしは創価学会系の雑誌である。一般的に個人的な宗教・趣味，興味の範囲に属する読み物は，公費である政務調査費の対象外となる。 もし，政務調査活動に必要なものであり，県政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情があったという場合は、そのことが補助参加人によって主張、立証された後、按分の対象となる性質のものである。	原判決は「防災，エネルギー政策等の政務調査活動と関連性のある記事が記載されていることが認められ」るとして，雑誌購読代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，雑誌『潮』を出版する潮出版社は、公明党の支持母体である創価学会系の出版社であるから、公明党の議員が同誌を定期購読することは、何ら特別のことではない。また『潮』は総合雑誌であるから、防災・エネルギー政策等の特集記事が掲載されることもある。しかし、総合雑誌が取り扱う内容は幅広く、県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。 補助参加人は、この雑誌のどの号を、具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。 調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり、雑誌を漫然と定期購入して積ん読することではない。月刊誌であれば、広告を見て自分の調査研究に必要な号だけを購入すればいいし、購入対象を創価学会系の『潮』に限定する必要もない（当該政党に所属しているからこそ『潮』を定期購入するという意味合いが強いと考えられる）。 政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり、その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり、さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により、総合雑誌の定期購読代金は、特段の事情がない限り政務調査費として支出することは認められない。		月刊誌『潮』には、掲載記事一覧表（丙A1）に記載したとおり、防災や年金問題、エネルギー問題、環境問題、原発問題、高齢者問題や教育問題など、その時々のテーマにそった特集記事が掲載されており、そこにそれぞれの分野の専門家や各地のルポ等が掲載されており、県政に関する政策課題や政策立案のための情報収集のために購読している。このように月刊誌『潮』の購読は政務調査研究と関連性、必要性が認められるものであり、かつその金額も相当であることから認められるべきである。参考のため、丙A1の一覧表に記載した『潮』の記事を提出する（丙A3の1の1ないし丙A3の11の3）。なお、原告は、書籍の購入について按分の概念を持ち込むようであるが、このような書籍は必要な記事だけを抜粋して購入することはできないものであり、按分の考え方はとりえないものと考えられる。	丙A1 丙A3の1の1～丙A3の11の3	丙A1，3の1ないし11（枝番省略）によると，毎号，防災，エネルギー，福祉，地域社会問題等の政務調査活動と関連性のある記事が記載されていることが認められ，その他の用途に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 発行主体の属性のみをもって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙A1，丙A3の1の1～丙A3の11の3	¥0
5	資料購入費	H24.6.28	55	鳥取県町村職員録代金	¥700	100%	¥350	50%	（第6準備書面） 証拠書類の領収書には「鳥取県町村職員録代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県町村職員録は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （第12準備書面） 「政務調査活動以外に使用することはないもの」との主張であるが、鳥取県町村職員録は政務調査活動以外の議員活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的活動等にも活用されるものであり、この職員録を政務調査活動に100%使用すること、使用したことが具体的に明示、立証されなければ、全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		町村職員録は、各町村の部課の所在、連絡先及び所属職員名が、鳥取県職員録は鳥取県の各部課の所在、連絡先及び所属職員名が、それぞれ記載された冊子であり、それらはもっぱら県政に関する情報取集をする際に迅速に担当部署や担当者と連絡をとるために使うものであり、政務調査に必要なものであり、その価格も相当である。原告らは、政務活動だけでなく議員としての政治活動に関連する資料というが，職員録には当該職員の自宅住所や個人的な連絡先は記載されておらず、政務調査活動以外に使用することは考えられないものである。原告のかかる主張は推論の域をでないものである。さいたま地方裁判所平成25年8月21日判決も、職員録の購入費を政務調査費から支出することを認めている。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	資料購入費	H24.8.30	75	鳥取県職員名簿	¥800	100%	¥400	50%	上記5の鳥取県町村職員録と同じ	上記5の鳥取県町村職員録と同じ		上記5の鳥取県町村職員録と同じ		上記5の鳥取県町村職員録と同じ		¥0
7	広報費	H24.5.9	10	議会便り送料	¥49,080	100%	¥23,067	47%	（第15準備書面） 今回の訴訟によって初めて提出された丙A2「さわとしお県議会だより」（2012年春号）を調査した結果、政務調査費としての按分率は47％であった。なお、面積計算にあたり、議員個人の顔写真など「議員の調査研究に資する」とはいえない写真やイラストの箇所（A～G）が除外された（甲21号証）。従って、違法支出額は 49,080 ×（1－0.47）＝26,013 円となる。	原判決は「広報誌には，議会質問項目や，視察の際の写真等が記載されており，その記載内容は，いずれも政務調査活動に関するものであり，後援会活動等に関する記載はない」として、広報費発送経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが、議員本人の顔写真、議会活動や視察中の写真、およびイラストは、住民意思の把握というより、読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり、議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は、政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し、仙台地裁は「議員の写真、似顔絵や挨拶文、プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問項目の列挙についても、県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されることに鑑みれば、住民意思の把握というより、議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 したがって、政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲21	澤が発行した議会便り（丙A2）をみると、その内容は、議会における活動や委員会活動、そして政策の紹介、視察の報告であり、その内容は全て政務調査活動に関するものに限って記載されている。このように澤が行った、また行おうとしている政務調査活動に関する情報を県民に提供し、県民の方から意見や情報を収集するために発行する広報物であり、それ以外の内容は含まれていない。 なお、原告らは、議員個人の顔写真などは「議員の調査研究に資する」とまではいえないと主張する。しかしながら、議会だよりに掲載されている写真は、議会質問や視察の様子を掲載したものであり、議会だよりを市民に読んでもらい、また関心をもってもらうために掲載したものであり、全体として議員の調査研究活動及び議会活動並びに県の政策について県民に報告し、PRするものであると認められるものと考えられる。 従って、澤の議会便りは、その内容が政務調査活動の一環としての広報活動のみを目的として作成されたものであり、この議会便りを県民の方に郵送するための切手代及び料金別納郵便の料金は、ガイドラインで支出が認められる広報費として政務調査に関連性、必要性がある支出として認められるべきである。	丙A2	補助参加人澤が発送した広報誌には，議会質問項目や，視察の際の写真等が記載されており，その記載内容は，いずれも政務調査活動に関するものであり，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人澤の写真が掲載された部分についても，文字情報と一体となって記事を構成するものであることからすると，そのことのみを理由として政務調査活動との関連性が否定されるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙A2	¥0
															計	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	人件費	H24.5.2 ～ H25.1.30	402 506 604 703 804 906 1004 1103 1204 2105	補助者人件費	¥796,120	100%	¥398,060	50%	＜第12準備書面＞ 補助者は，主に事務所で従事していたはずであるが，事務所の外観は，事務所の上部には道路から一番よく見える位置に，所属政党の看板，前面には所属政党のポスター，市谷議員の連絡事務所の看板，同じ政党に所属していると思われる鳥取市議会議員の看板が設置されている。このような事務所で，補助者が政務調査活動のみに従事しているとは，外形的事実により到底考えられず，出納簿、出金伝票、領収書、労働契約書、勤務状況表という抽象的な証拠書類だけでは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、補助者からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・政治団体・他の議員などの共同使用実態を考慮の上，人件費を按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。 補助参加人は「原告第12準備書面別紙4頁に引用されている補助参加人市谷の事務所の外観写真は，本訴訟で問題とされている平成24年度の事務所の外観を撮影したものではない。当時は，伊藤いく子市議の看板も設置されていなかったし，事務所2階の看板の状況も写真とは異なっていた。」と主張する。 原告は誤って2015年の事務所外観写真を調査し，「同じ政党に所属していると思われる鳥取市議会議員の看板が設置されている。」と主張した。しかし，2012年当時に設置されていなかったことを確認したので，第12準備書面の「同じ政党に所属していると思われる鳥取市議会議員の看板が設置されている。」との主張は取り消す。しかし，「事務所2階の看板の状況も写真とは異なっていた。」との主張は認められない。グーグルストリートビューで，2012年10月の事務所外観を見れば，事務所の上部には現在と同じように，道路から一番よく見える位置に，所属政党の看板が設置されている。このことにより，事務所が所属政党のPR，政党活動，政治活動にも使われており，政務調査以外の用途にも使用されていることは明かである。 補助参加人の準備書面(5)では，補助者の就業時間が一日4時間であり，その4時間の業務内容を示し，それが政務調査のために雇用した根拠であると主張している。しかし，調査研究費として人件費を支するためには客観的な客観的な実績，根拠等が明示する必要があるにもかかわらず，根拠のみの主張でしかなく，客観的な実績が明示されない以上は，道路から一番よく見える場所に政党名が表示されている看板を設置している以上，その外形的事実により，その政党関係業務・政治団体などの共同使用実態を考慮の上，人件費を按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「按分率を100%とすると記載されているところ，労働契約書においても，業務内容は政務調査活動の補助とされ，就業時間も4時間と短く設定されおり」とあるが，労働契約書は事業主が補助職員を雇用する際に行う雇用契約であり，調査研究費として支出できる根拠となる実績ではないし，政務調査活動以外の業務には一切従事させないという文言もない。また，補助職員にとって調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，たとえ，雇用主から政務調査活動以外の活動に関する業務を命じられても従わざるを得ない場合もある。例えば，雇用主から「郵便局に行って切手を購入してきてください」「スーパーで飲み物を買ってきてください」と言われて，「その切手は政務調査活動に使用するものですか？」「その飲み物は政務調査活動に使用するものですか？」と尋ねる補助職員がいるとは考えられない。雇用主は，補助職員に対する自分の業務命令の全てが政務調査活動に関するものであるという反論も想定できるが，現実的には無理である。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，短時間であるからという主張で，業務時間全ての勤務実態が調査研究活動であったとは判断できるはずがなく，職員が渾然一体となる議員活動の中で，調査研究のみに従事していたとは考えられない。 ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは，対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率(按分率)を算定し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン(交付条例第4条)の1使途の基本的な考え方は「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。 平成24年当時，補助参加人の事務所の上には大きな政党の看板が設置されており，選挙管理委員会に政党支部として登録していなくても，市民の誰が見ても政党がかかわる事務所であることが認識でき，政党関連の業務が少なからずあったと推認できるのは当然であり，ガイドラインは補助参加人である議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにしなければならないと定めている。従って，補助職員が行った政務調査費としての活動実績を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，補助職員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，50%を超える補助職員への人件費の支出は認められない。		＜準備書面(1)，準備書面(4)＞ 返還の対象となっているのは、政務調査活動のみに従事する補助者の人件費であり、補助参加人市谷はそれを明示して按分率を100%としている。また、証拠書類として、出納簿、出金伝票、領収書、労働契約書、勤務状況表(出勤簿)等を提出しており、勤務日数も明示している。なお、当該補助者の1日の所定労働時間は4時間である。 ＜準備書面(5)＞ 補助参加人市谷が雇用していた補助者の就業時間は1日4時間に過ぎず，その一方で，同人には，主に以下のような政務調査活動の補助業務に従事してもらっていた。 ① 毎日，新聞やインターネットを閲覧し，県政に関する情報をチェックし，報告してもらう(これだけでも2時間以上かかる)。 ② 毎月の政務調査費の支出管理をしてもらう。 ③ 補助参加人市谷が所属していない県議会常任委員会(ほぼ毎月1回開催される3つの常任委員会)のインターネット中継や資料等をチェックしてもらい，後日要点を報告してもらう。 ④ 補助参加人市谷が県議会で質問する事項に関する調査をしたり，テレビやインターネット中継によって県議会を傍聴したりして，県政の問題点を把握し，後日要点を報告してもらう。 ⑤ 住民から提案のあった問題について，聞き取りやまとめを行ってもらう(例えば，湖山池汽水湖化問題，鳥取医療センター精神科病棟廃止問題，国の地方出先機関の県移管問題，民主医療機関連合会との懇談に関連した医療問題，鳥取三洋電機問題，日立金属や鳥取三洋電機前で行った労働者アンケートなど)。 したがって，補助参加人市谷が雇用していた補助者の仕事は，政務調査活動の補助業務に専従するだけでも1日4時間の就業時間では足りないほどの状況だったのであり，同人の人件費の按分率を100%とすることには，十分な根拠がある。 また，原告第12準備書面別紙4頁に引用されている補助参加人市谷の事務所の外観写真は，本訴訟で問題とされている平成24年度の事務所の外観を撮影したものではない。当時は，伊藤いく子市議の看板も設置されていなかったし，事務所2階の看板の状況も写真とは異なっていた。 本件条例，本件規則及び本件ガイドラインのいずれにも，補助者の成果物が示されなければ，当該補助者の人件費を政務調査費から支出してはならないとの定めはない。	丙B1の1～4	出納簿には，政務調査活動のみに従事しているため按分率を100%とすると記載されているところ，労働契約書においても，業務内容は政務調査活動の補助とされ，就業時間も4時間と短く設定されおり，その内容に格別不合理な点はない。証拠(丙B1の4)によると，補助者の勤務時間は午前9時から午後1時までであり，1か月当たりの勤務日数も，概ね20日程度であったことが認められる。原告ら主張の事務所外観に関する証拠は提出されていないが，この点を措くとしても，事務所の外観のみから職員の業務内容を推認することはできず，政務調査活動以外の活動の補助業務を行っていたと疑わせる証拠もない。上記勤務実態が虚偽であるとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。補助者の成果物の提出がないことのみで，上記勤務実態が虚偽であると疑われるものではない。	丙B1の1～4	¥0
															計	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1																
2	調査研究費	H24.8.6	8−2	JR運賃（米子～鳥取往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのためにJRを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 議員の政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われる活動である。県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし、「県庁にて国家公務員削減プロジェクトに関する調査研究。」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。「〇〇に行って調査研究した」という説明は，あまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。 また，タクシー代については，同じ距離を移動する場合に，数種類の移動方法があり，その移動方法の中で，金額的に安い移動料金と高い移動料金とがある時には，原則的には安い移動料金にて交通費を算出することになる。 地方財政法第四条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」，地方自治法　第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」 そのため，宮城県議会の政務活動費の手引きでは，「政務活動に当たって，他に利用できる公共交通機関がないか，運行本数が少ない場合，緊急の堤合等，タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる」としている。タクシー利用料金について，宮城県議会の政務活動手引きが特別なものではなく，他の議会も同じような指針を示しており，タクシー利用について，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン１ 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは、鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の支出が認められるのである。確かにガイドラインには県内の調査研究に対して報告書の作成について記述がない。しかし，たとえ，県内での出張による調査研究活動であり，政務調査活動報告書を作成する義務がなくとも，政務調査費を支出するための実績や根拠は，その領収書を正当化する証拠書類と言えるものである。「県庁にて国家公務員削減プロジェクトに関する調査研究。」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではないことは明らかである。このような支出が認められるのであれば，俗に言う空出張でも，個人的な交通費であっても，政務調査活動であるというメモ書きさえあれば，公金支出が認められるようになり，違法な支出の歯止めがきかなくなるのは明らかである。また，このような，実績を示さないまま，主張のみでの支出を認めてしまうと、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかけ離れた違法な支出であっても認められることになる。従って，違法な支出としか言えない。		＜準備書面（2）＞ 県庁にて国家公務員削減プロジェクトに関する調査研究。 ＜準備書面（5）＞ 補助参加人錦織が調査研究に従事した証拠として丙B2の12を提出する。	丙B2の12	甲26領収書番号8−3には，「鳥取駅ー県庁」と追記されていること及び丙B2の12からすると，鳥取において「国家公務員削減プロジェクト」に参加したことがことが認められるところ，これが，県政との関連性を欠くとまではいえない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の提出がないからといって，そのことのみで，出納簿及び丙B2の12の記載が虚偽であると疑われるものではない。	丙B2の12	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.8.6	8-3	タクシー代（鳥取駅～県庁）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために鳥取駅⇔県庁間でタクシーを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 番号2と同じ	原判決の当裁判所の補足説明は「タクシー代は，本件ガイドラインにおいても，政務調査費から支出できる経費として例示されており，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない」としているが，ガイドラインに制限が明記されていなければ，タクシーの利用が無制限に認められているものではない。また，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が反証されていない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。補助参加人は「基本的に公共交通機関による乗り換えや接続が困難な場合にのみタクシーを利用していた。」と主張したが，県庁所在地の中心となる，県を代表する一番大きな駅から県庁までの交通機関が“乗り換えや接続が困難”である訳がないことは明らかである。 当然ながら，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面（2）＞ 番号2と同じ ＜準備書面（5）＞ 補助参加人錦織は、基本的に公共交通機関による乗り換えや接続が困難な場合にのみタクシーを利用していた。 また、タクシー代については，調査研究に要する交通費として，ガイドラインで支出が認められているものであり（甲1：16頁），原告の主張は独自の見解に過ぎない。	丙B2の12	甲26領収書番号8－2には，「鳥取ー米子」と追記されていること及び丙B2の12からすると，鳥取において「国家公務員削減プロジェクト」に参加したことがことが認められるところ，これが，県政との関連性を欠くとまではいえない。タクシー代は，本件ガイドラインにおいても，政務調査費から支出できる経費として例示されており，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 本件条例及び本件規則に原告らの主張する趣旨の規定はなく、社会通念上もタクシーの利用についてそのような制限を設けるべきともいうことができない。	丙B2の12	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H24.8.20	8-7	JR運賃（米子～鳥取往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために米子⇔鳥取間でJRを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 地方議会は，国会のように政党という集まりではなく，政党を共にする議員が会派を結成し，議会活動をするのが通例であり，一般的には会派＝政党に属する議員の集まりであり，政党活動でもある。また，国会、国等への要望活動はガイドラインで定めているが，市町村、県民からの陳情・要望については，それに関する現地調査に要する支出を認めているだけで，県や知事に対する要望に伴う費用については定めていない。要望の内容について調査研究した活動が政務調査活動である。また，要望とは，調査研究結果をを踏まえて，政策に対し実現を望むために，対象相手に願いを伝えることであって，その要望活動は調査研究活動を行った結果の活動であって，調査研究活動ではない。 従って，調査研究費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。」としているが，これは明らかに間違った判断である。例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の錦織陽子が所属している会派は「日本共産党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。ガイドライン2 政務調査費の使途の■共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。」定められている。補助参加人は「日本共産党鳥取県議団による知事への会派要望」と主張している。これのどこが“政党活動としての性質を帯びるものではなく”と判断できるのか。原審の当裁判所の判断の補足説明は明らかにガイドラインを無視した判断である。この活動は，補助参加人が政党活動であり議会活動であることを自ら主張しており，ガイドラインで対象外経費として定めている政党活動，議会活動であるのは明らかであり，支出は認められないことは当然である。		＜準備書面（2）＞ 日本共産党鳥取県議団による知事への会派要望（議会前に知事に要望書を提出した上で，知事と意見交換）。 ＜準備書面（5）＞ 「会派要望」とは，県民から聴き取った要望や，自らが調査研究した成果をまとめて要望書を作成し，これを知事に直接手渡しするとともに，特に重要な事項については，その場で知事とやり取りをして，知事の考え方を聴取する機会であり，大事な調査研究活動の一つである。ガイドラインでも，具体的な調査活動の例として，「県内調査」「県政に関する執行部との意見交換」が挙げられている（甲1：16頁）。		甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の12の手帳には「会派要望」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。そして，知事への要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であり，県政との関連性が認められ，本件ガイドラインにおいても，調査研究活動の一例として要望活動が挙げられている。会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の12	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	調査研究費	H24.9.5	9−3	宿泊費（ホテルレッシュ鳥取駅前）	¥5,916	100%	¥0	0%	＜第６準備書面＞ 領収書では，何かのために宿泊費を支出したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第１３準備書面＞ 鳥取県では，定例議会前に県側の予算について，会派ごとに説明を受ける機会を政調政審という名称を使っているが，政調政審は県側の担当者から，議員への一方的な予算案の説明であり，何ら調査研究するものではない。このような活動は政務調査活動ではなく、政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，議会活動の一部である。また，翌日の意見交換会は鳥取県議会共産党控え室で開催されていることから，政党（会派）としての意見交換会であると推測される。意見交換会の案内や実績も明示されておらず，政党活動あるいは議会活動でないことが客観的に説明されないかぎり，政務調査費として支出は認められない。	ガイドラインの１使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。.....しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり”としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。政調政審は議会前に開催され，その議案内容の聴き取りは明らかに議会活動の一環で，議員が議会前に参加するのは当然であり，議会活動は調査研究活動とは言えない。また，本件支出は宿泊費について，その支出が政務調査費として違法かどうかであり，政調政審とは関係ない。補助参加人は「政調政審へ出席し，翌９月６日10時30分から中国ブロック高教組との意見交換（鳥取県議会共産党控室）。」と主張しているが，その宿泊の必要性の主張はない。政調政審が議会活動であり，翌日と言っても10時30分からの高教組という団体との意見交換であり，しかも，鳥取県議会共産党控室で会が開かれるのであって，第三者から見ても政党活動に外ならない。 原判決では「会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく」と判断しているが，例えば，平成30年６月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の錦織陽子が所属している会派は「日本共産党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。ガイドラインには，議会活動の翌日に開催される政党活動のための宿泊費が調査研究費として支出できる根拠など定められていない。従って，本件宿泊費は，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、であることは間違いなく，ガイドラインに反した違法な支出であり，認められない。		＜準備書面（２）＞ ９月５日開催の「政調政審」（県の知事部局等による予算や条例案の説明（主要事業説明会）と意見交換）へ出席し，翌９月６日10時30分から中国ブロック高教組との意見交換（鳥取県議会共産党控室）。同日13時、鳥取県ゆきとどいた教育を進める会，高教組、市谷議員とともに、県教育委員会と意見交換。 ＜準備書面（５）＞ 原告は，「政調政審」は県側の担当者から議員への一方的な予算案の説明であるなどと主張するが，誤りである。実際の「政調政審」では，県側の担当者から説明を受けて質疑を行い，場合によってはその場で追加資料の要求をすることもあるし，予定された時間で終わらない場合には，再度担当者を呼んで質疑を追加することもあり，大事な調査研究活動の一つである。 また、会派としての意見交換会であっても、調査研究活動には該当する。		甲２６の政務調査費出納簿及び領収書からは宿泊の目的が不明であるものの，補助参加人長谷川の丙Ｂ３の１の１の手帳の左記支出日欄には「政調政審」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。政調政審は，県執行部からの情報収集，意見交換の機会といえ，政務調査活動に該当すると認められる。また，会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙Ｂ３の１の１	¥0
6	調査研究費	H24.9.10	9−9	宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス）	¥5,775	100%	¥0	0%	＜第６準備書面＞ 番号５と同じ ＜第１３準備書面＞ 議員の政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われる活動である。県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし、「八頭総合事務所の総務部を縮小するとの話があり、事務所長から事情聴取」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。 「〇〇に行って事情聴取した」という説明はあまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。 また，「翌日、議会運営委員会があるため鳥取市に宿泊。」と主張するが，議会運営委員会は，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，政務調査活動ではなく，宿泊が調査研究に資することを実績として明示されないかぎり，支出は認められない。			＜準備書面（２）＞ 八頭総合事務所の総務部を縮小するとの話があり、事務所長から事情聴取。翌日、議会運営委員会があるため鳥取市に宿泊。 ＜準備書面（５）＞ 八頭総合事務所の縮小化問題については，平成２４年９月の定例会で質問もしており，調査活動の成果は活かされている（丙Ｂ２の１。２０１２年１１月版）。	丙Ｂ２の１	本件訴訟において宿泊目的は明らかにされているものの，議会運営委員会に出席するための宿泊は，議会活動のための宿泊であるから，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥5,775

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	調査研究費	H24.10.23	10−7	タクシー代（鳥取駅～県庁）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号3と同じ ＜第13準備書面＞ 議員が表彰式等への出席をする場合は，一般的には儀礼的な出席であり，その表彰式の中で，様々な話や講演を聴くことはあっても，その場で調査研究活動を行うとは考えられない。調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われる。「〇〇に出席した」という説明はあまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。 補助参加人は丙B第2号証の4にブログの記事を証拠書類として提出しているが，その内容は「表彰を受ける方は東中部が多く，西部は少ない，漁業・農業・果樹農家・肥育農家‥知事がひとりひとりの受賞者の名前を読み上げられ，わたしも大きな拍手を送った。生き物を扱う仕事は気が抜けない。天候に左右される。病気も。受賞者をだいひょうしてのあいさつがなくて残念だったが，TPP反対という思いは同じだと思う」というものであり，これは，表彰式に出席して調査研究を行った結果とは言えない。 また，タクシー代については，同じ距離を移動する場合に，数種類の移動方法があり，その移動方法の中で，金額的に安い移動料金と高い移動料金とがある時には，原則的には安い移動料金にて交通費を算出することになる。 地方財政法第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」，地方自治法　第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」 そのため，宮城県議会の政務活動費の手引きでは，「政務活動に当たって，他に利用できる公共交通機関がないか，運行本数が少ない場合，緊急の堤合等，タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる」としている。タクシー利用料金について，宮城県議会の政務活動手引きが特別なものではなく，他の議会も同じような指針を示しており，タクシー利用について，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	番号3のタクシー代と同じで支出は認められない。		＜準備書面（2）＞ 知事公邸で行われた農林水産大臣賞受賞者の表彰式に出席し，鳥取県の農林水産分野に関する県の施策及び県内農林水産業の課題や到達点を把握。式には，知事、県執行部、受賞者など30人くらいが出席した。 ＜準備書面（5）＞ 原告は，表彰式等への出席は調査研究活動にあたらない旨主張するが，ガイドラインには，具体的な調査活動の例として，「国，県，市町村，団体等が主催する行事への参加」が明示されている（甲1：16頁）。 タクシー代の一般論については，番号3と同じ。	丙B2の4	①　甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の13の手帳の同日欄には「知事公邸」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。地域で開催される行事に参加して他の参加者と意見交換等を行うことも県政に関する調査研究といえるし，県の行事に参加することは本件ガイドラインにも調査研究活動として例示されている。 ②　そして，タクシーを利用することは，本件ガイドラインでも例示されており，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の13	¥0
8	調査研究費	H24.10.23	10−8	タクシー代（米子駅～自宅）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために米子駅⇔自宅間でタクシーを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 番号7と同じ	番号3のタクシー代と同じ主張で認められない。また，駅から自宅に帰るのに公共交通機関より割高なタクシー利用が政務調査活動であるわけがなく，政務調査費として認められるはずがない。タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面（2）＞ 番号7と同じ ＜準備書面（5）＞ 番号7と同じ	丙B2の4	番号7と同じ。	丙B2の13	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	調査研究費	H24.10.23	10-9	JR運賃（富士見町～鳥取）	¥2,770	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号7と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号7と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号7と同じ	丙B2の4	番号7の①と同じ。 本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の13	¥0
10	調査研究費	H24.10.23	10-10	JR運賃（鳥取～米子）	¥1,620	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号7と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号7と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号7と同じ	丙B2の4			¥0
11	調査研究費	H24.10.29	10-13	JR運賃（鳥取～米子往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 地方議会は，国会のように政党という集まりではなく，政党を共にする議員が会派を結成し，議会活動をするのが通例であり，一般的には会派＝政党に属する議員の集まりと言える。よって，会派での要望活動は政党および政治信条が近い議員団としての活動であり，政党活動でもある。従って，政務調査費の支出に対して一定の制限を受ける。また，国会、国等への要望活動はガイドラインで定めているが，市町村、県民からの陳情・要望については，それに関する現地調査に要する支出を認めているだけであり，県や知事に対する要望に伴う費用については定めていない。また，要望とは，調査研究結果をを踏まえて，政策に対し実現を望むために，対象相手に願いを伝えることであって，その要望活動は調査研究活動を行った結果の活動であって，調査研究活動はない。従って，調査研究費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「知事への要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であるといえ，県政との関連性が認められる。本件ガイドラインにおいても，調査研究活動の一例として要望活動が挙げられている。」とあるが，この判断は明らかに間違っている。ガイドラインには県政要望会議の開催等が明記されているが，あくまでも議員としてであって，会派の要望活動については何も明記されていない。会派での活動は，ガイドラインで定めている政務調査活動以外の活動であり，支出対象外の政党活動，議会活動である。 本件の支出は，補助参加人の主張から，日本共産党鳥取県議団による知事への要望，県教育委員会との意見交換であると思われ，明らかに政党活動であり，議員活動である。従って，番号4と同じで支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 知事への会派要望。県教育委員会との意見交換。 ＜準備書面(5)＞ 支出番号4と同じ 補助参加人錦織が調査研究に従事した証拠として丙B2の13を提出する。	丙B2の13	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の13の手帳の同日欄には「会派要望」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。そして，知事への要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であるといえ，県政との関連性が認められる。本件ガイドラインにおいても，調査研究活動の一例として要望活動が挙げられている。会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の13	¥0
12	調査研究費	H24.11.10	11-10	タクシー代（大学前駅～布勢，布勢～福祉センター，福祉センター～大学前駅）	¥3,250	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために鳥取市内でタクシーを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 番号2と同じ	番号3のタクシー代と同じで支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 10時から鳥取市の布勢総合運動公園で開催された県主催の「食のみやこ鳥取県フェスタ」に参加し、鳥取県の農林水産業の実情を把握。13時～15時，県社協中研修室にて「ストップ子どもの虐待防止」の研修に参加。 ＜準備書面(5)＞ 補助参加人錦織が調査研究に従事した証拠として丙B2の14を提出する。 タクシー代の一般論については番号3と同じ。	丙B2の14	① 甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の14の手帳の同日欄には「食フェスタ」，「県社協中研修室」，「ストップ子どもの虐待」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。 ② タクシーの利用は本件ガイドラインでも例示されており，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の14	¥0
13	調査研究費	H24.11.10	11-11	JR運賃（富士見町～鳥取大学前往復）	¥5,200	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号2と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号12と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号12と同じ	丙B2の14	番号12の①と同じ。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の14	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	調査研究費	H24.11.11	11-12	宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス）	¥5,460	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号5と同じ ＜第13準備書面＞ 番号5と同じ	番号5と同じ。また，補助参加人が主張している翌日の“共産党鳥取県議団で打ち合わせ”は，政務調査活動以外の活動である政党活動，議会活動であり，宿泊することの必要性も立証されておらず，宿泊費が調査研究費として支出はが認められないことは明らかである。		＜準備書面(2)＞ 11月12日10時から開催される政調政審の事前準備のため，前日18時から21時まで共産党鳥取県議団で打合せをして宿泊。 ＜準備書面(5)＞ 番号5と同じ		甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の14の手帳の同月12日欄には「政調政審」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。政調政審は，県執行部との意見交換の機会といえ，その準備のための打合せについても政務調査活動に該当するというべきである。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の14	¥0
15	調査研究費	H24.12.25	12-7	タクシー代（鳥取駅～県庁）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために鳥取・米子市内でタクシーを利用したことしか分からない。調査研究の内容が説明されていないため，この支出に「調査研究費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 番号7と同じ	番号3のタクシー代と同じで支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 13時30分から県庁災害対策本部室で開催された鳥取県原子力防災専門家会議を傍聴し，鳥取県の原子力行政の現状を調査研究。 ＜準備書面(5)＞ 番号3と同じ	丙B2の7	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B2の7によると，補助参加人錦織が左記会議の傍聴をしたことが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。タクシーの利用は，本件ガイドラインでも例示されており，その利用が不相当であることを疑わせる事情もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の7	¥0
16	調査研究費	H24.12.25	12-7	タクシー代（富士見町～米子駅）	¥640	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号15と同じ ＜第13準備書面＞ 番号15と同じ	番号3のタクシー代と同じ主張で認められない。また，出発地が富士見町とあるが，自宅か隣接する事務所から乗車したと思われる。しかし，駅までの距離は約1.5km程度でもあり，駅に向かうのに公共交通機関より割高なタクシー利用が認められるはずがない。タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号15と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号15と同じ	丙B2の7	番号15と同じ。	丙B2の7	¥0
17																
18	調査研究費	H25.1.15	1-3	タクシー代（自宅～米子駅）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号8と同じ ＜第13準備書面＞ 番号4及び番号7と同じ	番号16のタクシー代と同じ主張で認められない。また，自宅から駅に向かうのに公共交通機関より割高なタクシー利用が認められるはずがない。タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面(2)＞ 15時頃から知事への会派要望。午前中から要望書の準備。 ＜準備書面(5)＞ 番号4及び番号3と同じ		甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書からは利用目的が不明であり，政務調査費の対象であるか否かを判断することができず，本件ガイドラインに違反するとの外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は左記のとおり主張するが，左記支出日に左記調査研究を行ったことについて適切な反証がなく，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。		¥630
19	調査研究費	H25.1.15	1-4	JR運賃（米子～鳥取往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号4と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号18と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号18と同じ		番号18と同じ。		¥5,540

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
20	調査研究費	H25.1.25	1-8	タクシー代（鳥取駅～県庁）	¥630	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号3と同じ ＜第13準備書面＞ 番号2と同じで，「鳥取地裁本庁にて児童手当差し押さえ違法裁判を傍聴し，児童の生存権・教育権問題及び県の滞納差押手続の違法性について情報収集。」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても，『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち，「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し，収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。「裁判を傍聴して情報収集した」という説明は，あまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。しかも，この日の裁判は同件の最終の期日（弁論期日・結審）であり，数分で終了している。数分という短時間で何を調査し，研究したというのであろうか？　従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。 　また，タクシー代については，領収書8-3と同じく，政務調査費として，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	番号3と同じで支出は認められない。		＜準備書面（2）＞ 　鳥取地裁本庁にて児童手当差し押さえ違法裁判を傍聴し，児童の生存権・教育権問題及び県の滞納差押手続の違法性について情報収集。 ＜準備書面（5）＞ 　補助参加人錦織は，補助参加人市谷とともに，原告の妻や児童手当の支給対象となる原告の高校生の娘から事情を聴き，滞納した給食費等を高校生の娘がアルバイト代から分割返済していたこと，アルバイト代が振り込まれる通帳を学校が管理していたことなどを問題視して，学校側と交渉したり，議会でも何度か取り上げたりしてきた。このように，上記裁判は，補助参加人錦織が生徒・児童の人権問題として主体的・継続的に関与してきた事件であったため，裁判の帰趨を傍聴によって確認するのは調査研究活動として当然に必要なことである。 　タクシー代の一般論については番号3と同じ。		番号18と同じ。		¥630
21	調査研究費	H25.1.25	1-9	JR運賃（富士見町～鳥取往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号20と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面（2）＞ 番号20と同じ ＜準備書面（5）＞ 番号20と同じ		番号18と同じ。		¥5,540
22	調査研究費	H25.2.6	2-3	タクシー代（自宅～米子駅）	¥560	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号8と同じ ＜第13準備書面＞ 　番号5と同じく，政調政審は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，議会活動の一部である。政務調査費として支出は認められない。 　従って，政調政審にともなうタクシー代，JR代，宿泊費に対する支出は認められない。	番号16のタクシー代と同じ主張で認められない。また，自宅から駅に向かうのに公共交通機関より割高なタクシー利用が認められるはずがない。タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面（2）＞ 　2月6日と7日にわたって開催された「政調政審」への出席。 ＜準備書面（5）＞ 番号5と同じ		①　甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，補助参加人長谷川の丙B3の1の2の手帳には平成25年2月6日から翌7日にかけて「政調政審」との記載があることが認められ，補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。政調政審は，県執行部からの情報収集，意見交換の機会といえ，政務調査活動に該当するというべきである。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 ②　タクシー利用につき，番号7の②と同じ。	丙B3の1の2	¥0
23	調査研究費	H25.2.6	2-4	JR運賃（米子～鳥取）	¥2,770	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号22と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面（2）＞ 番号22と同じ ＜準備書面（5）＞ 番号22と同じ		番号22の①と同じ。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
24	調査研究費	H25.2.6	2-5	宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス）	¥5,485	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号5と同じ ＜第13準備書面＞ 番号22と同じ	番号5と同じ。政調政審は明らかにガイドラインで政務調査活動以外の活動として支出対象外としている政党活動，議会活動である。ましてや，宿泊することの必要性も立証されておらず，宿泊費が調査研究費としての支出が認められないことは明らかである。		＜準備書面(2)＞ 番号22と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号22と同じ		番号22の①と同じ。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
25	調査研究費	H25.2.7	2-6	JR運賃（鳥取～富士見町）	¥2,770	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号22と同じ	番号2の調査研究費と同じで実績を示せない支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号22と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号22と同じ		番号22の①と同じ。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
26	調査研究費	H25.2.12	2-7	宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス）	¥5,460	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号5と同じ ＜第13準備書面＞ 日本共産党鳥取県委員会事務所で開催された政策運動委員会は，ガイドラインが対象外経費としている政党本来の活動に属する経費であり，政務調査費として支出は認められない活動であり，宿泊費の支出の根拠としては全く関係ない主張である。翌日の活動についても，「県議会控室で一般会計予算に関する各種事業内容について調査研究」とだけ主張すれば政務調査費として宿泊費の支出が認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。「県議会控室で一般会計予算に関する各種事業内容について調査研究」という説明は，あまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。			＜準備書面(2)＞ 2月12日10時～日本共産党鳥取県委員会事務所で開催された政策運動委員会に出席して情報収集。翌日8時40分頃から県議会控室で一般会計予算に関する各種事業内容について調査研究。	丙B2の8	出納簿及び領収書からは，宿泊目的が明らかでなく，政務調査費の対象であるか否かを判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟で宿泊目的について主張するものの，2月12日の政策運動委員会は政党活動と認められ，同月13日の調査研究は，その具体的内容が明らかでなく，その支出の妥当性を検証できない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥5,460

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
27	調査研究費	H25.2.19	2-13	タクシー代（自宅～米子駅）	¥550	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号8と同じ ＜第13準備書面＞ 番号20と同じで，政務調査費として支出は認められない。 また，タクシー代については，番号3と同じく，政務調査費として，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	番号16のタクシー代と同じ主張で認められない。また，自宅から駅に向かうのに公共交通機関より割高なタクシー利用が認められるはずがない。タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		＜準備書面(2)＞ 鳥取地裁本庁にて児童手当差し押さえ違法裁判を傍聴し，児童の生存権・教育権問題及び県の滞納差押手続の違法性について情報収集。 ＜準備書面(5)＞ 番号20と同じ		甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書からは利用目的が不明であり，政務調査費の対象であるか否かを判断することができず，本件ガイドラインに違反するとの外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は左記のとおり主張するが，左記支出日に左記調査研究を行ったことについて適切な反証がなく，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。		¥550
28	調査研究費	H25.2.19	2-14	JR運賃（米子～鳥取往復）	¥5,540	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号4と同じ ＜第13準備書面＞ 番号27と同じ	番号2と同じで支出は認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号27と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号27と同じ		番号27と同じ。		¥5,540
29	調査研究費	H25.2.19	2-15	タクシー代（鳥取駅～県庁）	¥640	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 番号3と同じ ＜第13準備書面＞ 番号27と同じ	番号3のタクシー代と同じ主張で認められない。		＜準備書面(2)＞ 番号27と同じ ＜準備書面(5)＞ 番号27と同じ		番号27と同じ。		¥640
30																
31																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
32	会議費	H25.1.22	1-7	議会要望聞取会 会議室利用料，コーヒー代	¥2,025	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 出納簿には「議会要望聞取」と記載されており，領収書では会場と喫茶コーナーを使用したことしか分からない。議会要望の内容説明がない。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No1-7としているが，1-7は誤記である。この領収書は番号を割り当ててないが1-6と思われる。 この領収書の宛名は日本共産党（県議団）様となっており，証拠書類丙B第2号証5の案内の日本共産党県議団が主催したものと思われる。政党県議団が県議会への要望を各種団体から聞き取り調査することは，政党活動でもあることで，より厳密に，その支出の是非を判断する必要がある。この聞き取りの対象人数の実績が明示されておらず，誰のコーヒー代なのか，参加人数も判断できず（会議室利用料の領収書に3名とメモがあるが，3名が誰かもわからず，3名で会議室を借りて3名でコーヒーを飲んだ？），実績等が明示されない限り，政務調査費として支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「コーヒー代についても，茶菓代として社会通念上不相当な金額とはいえない」としているが，明らかに失当な判断である。本件の支出は「コーヒー代」への支出について，どのような会議でコーヒー代を支出したのかによって，その支出が政務調査費交付条例や関係法令及びガイドラインで認められるかどうかの判断をしなければならない。ガイドラインには政務調査活動以外の活動として，議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活などは，対象外と定めている。本件の議会要望聴取会は，その領収書の宛先から，日本共産党（県議団）が主催していることが明らかで，会議室利用料，コーヒー代は日本共産党県議団が支払っていることになっている。つまり，本件の支出を政務調査費として認めるということは，日本共産党鳥取県議団が立て替えた会議室利用料及びコーヒー代を鳥取県の税金で支払うことになるのであり，例え，コーヒー代や会議室利用料という比較的少額であっても，鳥取県の税金を政党の活動に直接的にも間接的にも使途できるわけがない。		＜準備書面（2）＞ 10時～12時30分，米子市内のふれあいの里で，県消費者協会や県西部の団体（生活と健康を守る会等3団体）から議会要望の聞き取りをした際の会議室利用料とコーヒー代。 ＜準備書面（5）＞ 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）で「団体要望を聞く会」を開催した際の会場使用料（2,250円）とコーヒー代（1,800円）であり，市谷議員と按分して半額ずつ支出している。 原告は，原告第13準備書面において，領収書番号の「1－7」が誤記であるなどと主張しているが，誤記ではない。会議室利用料の領収証とコーヒー代の領収証をあわせて「1－7」としている（丙B2の11）。また，原告は，会議室利用の領収証に「3名」とのメモがあるとも主張しているが，領収証の但書に記載されているのは会議室利用時間の「3h（時間）」であり，これも間違った主張である。 なお、この日の「団体要望を聞く会」に出席したのは4団体の代表者4人であり、補助参加人錦織と市谷議員を加えた6人分のコーヒー代（ガイドラインで認められた茶菓代（甲1：16頁））である。	丙B2の11	甲26の左記領収書には「1／22 中会議室」，「茶菓代」等と追記され，政務調査費出納簿には目的として，議会要望聞取と記載されている。補助参加人錦織の主張内容に格別不合理な点は見当たらない。コーヒー代についても，茶菓代として社会通念上不相当な金額とはいえない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
33																
34																
35	資料作成費	H25.2.20	2-17	印刷代	¥2,500	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，何かのために印刷代を支出したことしか分からない。「議員が行う議会活動，審議に必要な資料」であることが説明されていないため，この支出に「資料作成費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 錦織陽子県政報告に米子市淀江町の産業廃棄物処分場建設問題についての記事は含まれるが，それは県政報告の裏面に掲載されている資料であると思われ，それとは別に，印刷代を支出したと思われる「米子市淀江町の産業廃棄物処分場建設問題に関する資料」が明示されておらず，印刷代として支出したという客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。 補助参加人は＜準備書面（5）＞で「どの資料だったかを特定できない。」としており，特定できない資料の印刷代は，その印刷代が政務調査にかかるものであると確認出来ないため，支出は認められない。	原判決は，支出の対象を補助参加人が特定出来ていないにもかかわらず，本件支出を認めたのは間違った判断である。どのような資料を作成した費用であるかを，ガイドラインで保管義務が定められている証拠資料で立証できない支出が認められるはずがない。ガイドラインの【項目別経費の例示】の■資料作成費② には「後援会活動等の他の用務等に係る資料を含む場合には、実績等を考慮の上、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めている。また，【証拠書類について】の証拠書類の種類の②には「 領収書（又はそれに代わる証拠（証明）書類）の写し」と定められ，収支報告書等（交付条例第5条、第6条、第7条）には「（2）議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。」と定められている。従って，ガイドライン通り，証拠資料が提出できない支出は認めることはできない。		＜準備書面（2）＞ 米子市淀江町の産業廃棄物処分場建設問題に関する資料の印刷代。 ＜準備書面（5）＞ 産業廃棄物処分場建設問題に関する資料であることは間違いないが，今となっては同問題に関する資料が大量になってしまっているので、どの資料だったかを特定できない。 （平成30年8月29日付準備書面） 本件ガイドラインでは印刷した対象物を証拠書類として保管することまで求められていない。		甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書には，印刷代とはあるものの何の印刷かが記載されておらず，利用目的が不明であり，政務調査費の対象であるか否かを判断することができず，本件ガイドラインに違反するとの外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は左記のとおり主張するが，適切な反証がなく，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。		¥2,500

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
35－2	資料購入費	H25.3.31	3-9	日本海新聞（1年分）	¥26,400	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 地方紙は1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 〈第16準備書面〉 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		＜準備書面（6）＞ 議員は一般社会知識を得るために複数の新聞を購読しているわけではない。県内の社会・経済・文化・諸事件の事情を速やかに且つ適格に把握し、自らの議員活動に生かす必要があり、そのための新聞購読である。いわば、議員としての基礎的な調査研究である。そのような意味で、議員としての必要な情報収集を行うためには本来複数の新聞が必要であるが、本補助参加人の場合、政務調査費としては抑制的に1社の新聞購入費を計上している。しかも，日本海新聞は鳥取県内の事象報道を中心とする地方紙である。なお、新聞紙面上に政務調査と無関係の記事、広告などが混入していたとしても、その部分のみを必要な記事から取り分けることは不可能である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
36～54																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
55	事務費	H24.5.21	5-11	郵送料	¥480	100%	¥240	50%	＜第12準備書面＞ ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。「県政報告」のような広報紙の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するという宣伝目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，議員が配布したとする広報紙の提出がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。 ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。広報紙（県議会便り等の名称の配布物も含む）の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。議員にとって広く選挙準備活動や自己PR活動できる広報紙の成果物も提出しないで，議員の自由裁量のみに委ねるのは，「より一層の透明性の確保と説明責任」（ガイドラインによる）を果たせるものではなく，ガイドラインに反する支出であり認められない。従って，広報紙発行の実績，按分，按分の根拠が証拠書類によって明示されなければ，広報紙にかかる費用を政務調査費から支出することは認められない。 なお，平成24年度鳥取県選挙管理委員会には，補助参加人の後援会事務所は米子市両三柳で届け出されている。従って，この事務費が政務調査活動に関する支出であるとすれば，その活動は，補助参加人の自宅事務所である米子市富士見町で行われたはずである。しかし，領収書No12-2（平成24年12月5日 ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社に対する振替払込請求書兼受領書）のご依頼人住所氏名欄には「日本共産党議員生活相談所 様 米子市富士見町」との記載があり，この自宅兼事務所は，政党としての活動にも使われている。渾然一体となる議員活動の中で，その事務所で使用される事務用品等，消耗品については政務調査活動以外の議員活動（ガイドラインによる）にも利用され得るものであり、その支出を政務調査でしか使用しなかったという実績や按分，按分の根拠を明示しない限り，50%を超える支出は認められない。			＜準備書面（3）＞ 政務調査活動（主として産廃処分場建設反対の運動や裁判を行っている団体との情報交換）のためのチラシや「県政報告」等を発送した際の郵送代。	丙B2の1	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟においても，利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する240円の限度で認容する。		¥240
56	事務費	H24.7.25	7-10	金銭出納帳	¥105	100%	¥52	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「現金出納帳の汎用性は高くなく，政務調査費の管理以外の用途に利用されたことを疑わせる事情もないから」とあるが，この判断が間違っていることは明らかである。まず，「現金出納帳の汎用性は高くなく」とあるが，現金出納帳は議員事務所だけでなく，商行為のための事務所や家庭でも一般的に使用する帳面であり，用途として，議員が調査研究費の出納帳として使用する方がごく希である。従って，明らかに汎用性は高い。また，補助参加人は準備書面（3）で「政務調査費の一部を事務所で現金管理するために必要な出納帳の購入費。」としている。つまり，“政務調査費の一部”を現金管理するために使用していたと主張するのであるから，大部分は調査研究以外の出納に使用していたと主張しているのであるから，その支出の100%を調査研究費から支出することは出来るはずがない。 このように自らの主張で，大部分は政務調査活動以外の活動に使用している実態が明らかなのであるから，ガイドラインの1 使途の基本的な考え方で「原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，実績を示せない限り算定も出来ないので，100%の支出は認められない。		＜準備書面（3）＞ 政務調査費の一部を事務所で現金管理するために必要な出納帳の購入費。 ＜準備書面（5）＞ 補助参加人錦織は，当然のことではあるが，政務調査費によって購入した事務用消耗品については，政務調査活動にしか使用していない。		現金出納帳の汎用性は高くなく，政務調査費の管理以外の用途に利用されたことを疑わせる事情もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 汎用性があるとしても，現金出納がある活動に限られるものであり，それはさておくとしても，政務調査費の一部を記載していることは，政務調査費以外のことを記載していることを意味するものでないことは，明らかである。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
57	事務費	H24.9.4	9-2	郵送料	¥440	100%	¥220	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ			＜準備書面(3)＞ 番号55と同じ		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟においても，利用目的について抽象的な主張するにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する220円の限度で認容する。		¥220
58	事務費	H24.9.5	9-4	事務用品代（給与支払明細書）	¥105	100%	¥52	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ	番号67で主張したように職員の人件費について50%を超える支出は認められない。従って，職員給与に支払われる際の支払明細書も同じく50%を超える支出は認められない。		＜準備書面(3)＞ 週3日（祝日は休み），1日3時間の勤務で，政務調査活動のために採用した事務員に給料を渡す際に添付する給与支払明細書の購入費。 ＜準備書面(5)＞ 番号56と同じ		給与支払明細書の汎用性は高くなく，政務調査費から人件費を支出すること以外に利用されたことを疑わせる事情もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 人件費が100%認められることは，番号67のとおりである。		¥0
59	事務費	H24.9.18	9-12	郵送料	¥60	100%	¥30	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ			＜準備書面(3)＞ 番号55と同じ		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟においても，利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する30円の限度で認容する。		¥30
60	事務費	H24.10.1	10-1	コピー代	¥194	100%	¥97	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ			＜準備書面(3)＞ 政務調査活動の資料に必要な大判のカラーコピーを作成した際のコピー代。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟においても，利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する97円の限度で認容する。		¥97
61	事務費	H24.11.6	11-3	郵送料（切手代）	¥120	100%	¥60	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ			＜準備書面(3)＞ 番号55と同じ		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，本件訴訟においても，利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する60円の限度で認容する。		¥60

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
62	事務費	H25.2.15	2-12	封筒	¥210	100%	¥105	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ	補助参加人の活動は，当然ながら政務調査活動だけではなく，日本共産党鳥取県議団として,ガイドラインで支出対象外としている政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）も含まれており，団体要望の対応もその活動でもあり，それを返送するために使用するクリップは，明らかに政務調査活動以外の活動の中の政党活動であり，政治活動でもある。クリップは汎用性もあり，政務調査活動にも使えるが，前述のようにクリップは多用途でもあり，その全てを政務調査費として支出できるはずもなく，政務調査活動への使用を考慮しても50%を超える支出が認められないのは当然である。		＜準備書面（3）＞ 各種団体からの議会（予算）要望（以下，「団体要望」という。）に対する回答を返送するための封筒の購入費。 ＜準備書面（5）＞ 番号56と同じ （平成30年8月29日付け準備書面） 会派による政務調査活動も当然に存在するのであるから，会派による活動であるからといって，政務調査活動以外の活動も含まれているということにはならない。		甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記することとしている。本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する額の限度で認容する。		¥105
63	事務費	H25.2.22	2-18	封筒	¥396	100%	¥198	50%	＜第12準備書面＞ 番号55と同じ	番号62と同じ。		＜準備書面（3）＞ 番号62と同じ ＜準備書面（5）＞ 番号62と同じ		番号62と同じ。		¥198
64	事務費	H25.2.22	2-19	クリップ	¥105	100%	¥52	50%	＜第12準備書面＞ その事務所で使用される事務用品等，消耗品については政務調査活動以外の議員活動（ガイドラインによる）にも利用され得るものであり、事務に関する支出が政務調査のために通常必要とされると認められたとしても、その支出が政務調査でしか使用しなかったという実績や按分，按分の根拠を明示しなければならない。政務調査費は議員の審議能力を強化することを目的に必要な調査研究などに要する経費の一部として交付されるものであって，どのような政務調査活動に要するのかを具体的に説明できなければ，政務調査費として支出は認められない。クリップは複数の紙類を留める道具であり，調査研究とは何ら関係がない。政務調査費は，その政務調査そのものにかかる経費の一部が交付される。クリップは他の用途にも使用でき，50%を超える支出は認められない。	補助参加人の活動は，当然ながら政務調査活動だけではなく，日本共産党鳥取県議団として,ガイドラインで支出対象外としている政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）も含まれており，団体要望の対応もその活動でもあり，それを返送するために使用するクリップは，明らかに政務調査活動以外の活動の中の政党活動であり，政治活動でもある。クリップは汎用性もあり，政務調査活動にも使えるが，前述のようにクリップは多用途でもあり，その全てを政務調査費として支出できるはずもなく，政務調査活動への使用を考慮しても50%を超える支出が認められないのは当然である。		＜準備書面（3）＞ 「団体要望」に対する回答を返送するために使用したクリップの購入費。回答書面の枚数が多かったのでクリップで留めた。 ＜準備書面（5）＞ 番号56と同じ		番号62と同じ。		¥53
65	事務費	H25.2.26	2-21	封筒	¥198	100%	¥99	50%	＜第12準備書面＞ 番号64と同じ	番号64と同じ。		＜準備書面（3）＞ 番号62と同じ ＜準備書面（5）＞ 番号62と同じ		番号62と同じ。		¥99

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
66	事務費	H25.3.19	3-5	事務用品（クリップ，クリアファイル）	¥525	100%	¥262	50%	＜第12準備書面＞ 番号64と同じ			＜準備書面(3)＞ 政務調査活動に関する資料を整理するために購入した事務用品（クリップ，クリアファイル）の購入費。 ＜準備書面(5)＞ 番号56と同じ		補助参加人錦織は，コピー用紙や一部の切手代，コピー機リース料等の事務費について，按分率を45%として支出していることが認められるところ，クリップやクリアファイルについても政務調査活動以外の活動に利用可能である以上，本件支出について按分率を100%とするのは不自然であるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人錦織は，購入した事務用品の利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。		¥263
67	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.31		職員人件費	¥421,150	100%	¥210,575	50%	＜第12準備書面＞ 政務調査費で人件費を支払っている職員は，米子市富士見町136の議員の自宅で従事していたと思われるが，開示資料の領収書に含まれている出勤簿及び給与の領収書から，週3日（祝日は休み），1日3時間の勤務していたであろうことは，ある程度推測できるが，政務調査活動のために雇用した者か否か明らかでなく，多種多様の用務が発生するのが当然である議員事務所であり，通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「比較的短時間の勤務であり，政務調査活動の補助業務に専従させていたとの補助参加人錦織の主張に格別不合理な点はない。」とあるが，比較的短時間の勤務が調査研究費として支出できる根拠や実績とはならない。また，職員は調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例えば，事業主である議員（補助参加人）から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，短時間であるからと言う主張で，業務時間全ての実態が調査研究活動であったとは判断できるはずがない。ましてや，職員に業務を命じる議員（補助参加人）が議員必携となっているガイドラインを理解できていないのに，職員が渾然一体となる議員活動の中で，調査研究のみに従事していたはずがない。 ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。従って，ガイドライン通り「政務調査費としての活動実績」を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，職員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，50%を超える補助職員への人件費の支出は認められない。		＜準備書面(3)＞ 週3日（祝日は休み），1日3時間の勤務で，政務調査活動のために採用した事務員の人件費。仕事内容は，新聞の関連記事の切り抜き，資料の整理，「県政報告」の作成補助と発送，「団体要望」の聞き取り結果のまとめ等である。	丙B2の15 丙B2の16	甲26の政務調査費出納簿及び添付の勤務簿によると，補助参加人錦織は平成24年4月及び同年8月から平成25年3月まで補助員を雇用したことが認められるものの，1か月当たりの勤務日数は7日から16日程度で，1日当たりの勤務時間は概ね半日程度の比較的短時間の勤務であり，そのような勤務日数や勤務時間からみると，政務調査活動の補助業務に専従させていたとの補助参加人錦織の主張に格別不合理な点はない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B2の15，16	¥0
															計	¥34,170

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.4.13	8	交通費 鳥取（勉強会）	¥1,300	100%	¥0	0%	〈原告第13準備書面〉 調査研究とは，調査をし，研究をすることであって，聞き取り（聴取）・ヒアリング・説明を受ける・視察・意見交換のみで終わる活動は，自分の知らないことを見たり聞いたりすることである。政務調査費は県政に資するための調査研究に要する費用の一部を，県民が税金として負担するものであり，見たり聞いたりすることで，議員自らの知識や見聞を広げるために支出できるものではない。説明を聞いたり説明資料を見るだけならば，それは政務調査活動ではなく，時間や交通費をかけ，県庁に出かけたり，現場に出かけたりしなくても、電話やインターネットで調査することができることもあり，費用をかければいいといいものではない。 地方財政法 第4条（予算の執行等）　地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。 地方自治法 第2条第14項　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 補助参加人は〈主張の補充〉で「以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「まんが博」の担当者から直接ヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「極めて重要な調査研究」であれば，「まんが博」の担当者からどのような内容をヒアリングしたのか，また、そのヒアリングした内容を研究した実績が何ら明示さない以上は，調査研究としても認めることはできず，支出は認められない。 まんが博に関して「極めて重要な調査研究」である実績を何ら明示できないのであれば，極めて重要な研究などとは言えないどころか，調査研究としても認めることはできず，支出は認められない。 「極めて重要な調査研究」にもかかわらず，補助参加人が提出した丙B3の1の1は補助参加人の手帳のスケジュールのコピーのみであり，政務調査である実績及び根拠を明示するものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「利用目的として勉強会と記載されており，本件訴訟でその内容も明らかにされている。」とあるが，勉強会とさえ記載されていれば，ガイドラインの支出要件を満たす根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。領収書という紙切れに「勉強会」と書いていれば，何の実績もなく税金が支出されることなどあり得ない。 ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の支出が認められるのである。確かにガイドラインには県内の調査研究に対して報告書の作成について記述がない。しかし，たとえ，県内での出張による調査研究活動であり，政務調査活動報告書を作成する義務がなくとも，政務調査費を支出するための実績や根拠は，その領収書を正当化する証拠書類と言えるものである。「「まんが博」の状況について担当者からヒアリング。県の事業についての調査。」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではないことは明らかである。例えば，私活動であったにもかかわらず，領収書や手帳のその日付け欄に「県庁でのヒアリング」「〇〇で調査」と記入さえすれば打ち出の小槌のように，税金から，政務調査費として支出できることになる。このような支出が認められるのであれば，俗に言う空出張でも，個人的な交通費であっても，政務調査活動であるというメモ書きさえあれば，公金支出が認められるようになり，違法な支出の歯止めがきかなくなる。また，「成果物の有無にかかわらず、正に調査研究の名に値するというべきである。」と主張するが，財源を税金で賄う支出について，このような主張は社会通念上認められない。このような，実績・成果物を示さないまま，主張のみでの支出を認めてしまうと、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかかけ離れた違法な支出であっても認められることになる。従って，本件は違法な支出としか言えない。		〈補助参加人B準備書面　4〉 県庁において「まんが博」の状況について担当者からヒアリング。県の事業についての調査。 〈補助参加人B準備書面　1〉 1　県議会議員の役割は、国政及び地方行政にかかわる政治、経済、社会・文化情勢に関する広範な情報の収集を基礎に、地方政治のあるべき姿を研究し、議員活動を通じて、これを県政に反映させることである。 2　そのため、公刊されている新聞、週刊誌、経済、社会文化に関する雑誌や書籍を広範に購入し、様々な分野で活動しているNPOや市民団体とも広く接し、場合によっては会員として登録することによって、最新の情報に接することが必要である。また、多様な課題や困難を抱えている県民と直に接し、その生活をつぶさに観察・体感し、生の声を聞き、そうした活動を深めるなかで、県政への政策立案・提言に反映させることも極めて重要な役割である。 なお、原告は、第18準備書面において、ヒアリングや予算説明を受けたことの実績を示せなどというが、ヒアリングや予算説明を受けることそのものが、議員として必要な調査研究なのである。その結果を示す具体的な調査報告書等の成果物まで必要とするものではない。議員の役割は多様であるが、議員活動に資するために、県政全般について、必要な情報を収集し、常に多様な問題意識を涵養する必要があり、そのために有用な活動は、成果物の有無にかかわらず、正に調査研究の名に値するというべきである。 ちなみに、原告はすべての項目において同様の主張を行うので、補助参加人長谷川は、該当項目すべてに、以上の主張を援用する。 〈主張の補充〉 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり，「まんが博」の担当者から直接ヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	丙B3の1の1	甲26の政務調査費出納簿及び領収書並びに丙B3の1の1の左記日付欄には，利用目的として勉強会と記載されている。補助参加人長谷川の主張する利用目的に格別不合理な点はなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の提出がないからといって，直ちに上記追記内容が虚偽であると疑われるものではない。	丙B3の1の1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.4.19	10	交通費鳥取（調査研究）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 地方議会は，国会のように政党という集まりではなく，政党を共にする議員が会派を結成し，議会活動をするのが通例であり，一般的には会派＝政党に属する議員の集まりと言える。（無所属議員の会派であっても政治信条が近い議員の集まりである） よって，会派での要望活動は政党および政治信条が近い議員団としての活動であり，政務調査費の支出に対して一定の制限を受ける。また，要望とは政策に対し実現を望むために相手に願いを伝えることであって，その活動は調査研究活動ではない。ガイドラインでは，国会，国等への要望活動や，市町村，県民からの陳情・要望に関する現地調査への支出は認めているが，会派から県知事に対しての要望活動については記してない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされている。」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。勉強会が，議会内で所属政党単位や政治的主張の似通った議員で組織される会派で実施された場合，それは政党活動，議会活動であり，無所属という会派であっても，自らの政治主張が似通った議員同士の会派であることで，政治的な議会活動であることは明らかである。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において会派主催の勉強会出席。今後の県政の課題についての調査研究。 <主張の補充> 会派主催の調査研究は、個々の議員の調査研究が共同・合同化されたものであり、原告の非難は失当である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1によると，勉強会に参加したことが認められる。番号1と同じ。会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
3	調査研究費	H24.4.24	11	交通費鳥取（勉強会）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績が明示されないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が明示されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面 4> 県庁において県執行部から予算説明を受ける。今後の県の予算、財政課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用。 <主張の補充> 以上の観点から，政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり，県執行部からの県政の課題についての聞き取りをおこなうことは，議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	同上	番号1と同じ。	丙B3の1の1	¥0
4	調査研究費	H24.4.26	22	中部地区県議員懇談会（意見交換会）	¥5,000	100%	¥2,500	50%	<原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，鳥取県中部選出議員が集まって，中部市町村長と懇談したとしても，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として50%を超える支出は認められない。 <主張の補充>で「議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「極めて重要な調査研究」の実績を何ら明示できないのであれば，極めて重要な研究などとは言えないどころか，調査研究とも認めることはできず，支出は認められない。 補助参加人が提出した丙B3の1の1，B3の1の2は補助参加人の手帳のスケジュールのコピーのみであり，政務調査の実績及び根拠を明示するものではない。	原判決の判断の補足説明には「ホテルで開催されたこと，領収書に「懇談会」「懇親会費」の記載があること，支出額を考慮すると，食糧費としての性質を有すると認められる。」とあるが，調査研究費として支出できるか否かは政務調査費交付条例等の関係法令及びガイドラインの定めに従い判断されるものであり，“ホテルで開催された懇談会”であるというだけで判断するのは明らかに誤った判断である。また，ガイドラインの3 政務調査費の対象外経費(5)その他調査研究活動以外の経費の② には，親睦会、レクリエーション等のために使用する経費と定められている。親睦会は懇談会と同じような意味を持つ同意語であり，領収書に「懇談会」「懇親会費」の記載があることを“本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められず”とするのも誤った判断である。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故，飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの“原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。”と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		<補助参加人準備書面 4> 倉吉シティーホテルにて、中部市町長から県政に対する要望を聴取。県政の課題についての調査研究 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県執行部からの県政の課題についての聞き取りをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	丙B3の1の1・3の2	ホテルで開催されたこと，領収書に「懇談会」「懇親会費」の記載があること，支出額を考慮すると，食糧費としての性質を有すると認められる。県政の調査研究のために出席したものと認められ，本件ガイドラインが規定する上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められず，按分支出すべきものとはいえない。 丙B3の2，甲26の補助参加人藤井の領収書番号1235の添付書類によれば「平成24年度中部地区の進行に係る主要事業」等を意見交換議題とする懇談会（連絡先は鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課）後の会であったことが認められ，上記会に引き続いて他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまではいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。	丙B3の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	調査研究費	H24.5.9	26	交通費鳥取(勉強会)	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人が提出した丙B3の1の1は補助参加人の手帳のスケジュールのコピーのみであり，政務調査の実績及び根拠を明示するものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において県担当部局から中間山地問題についてヒアリング。今後の県の中間山地施策についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県担当部局からのヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	丙B3の1の1	甲26の政務調査費出納簿及び領収書には，利用目的として勉強会と記載されている。補助参加人長谷川の主張する利用目的に格別不合理な点はなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
6	調査研究費	H24.5.15	27	交通費鳥取(調査・研究)	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明が明示されないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあり，補助参加人は「政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり」と主張した。しかし，好き勝手にメモできる補助参加人の領収書は，調査研究活動を行った実績ではない。また，政務調査費は公費であり，その使途については，政務調査費交付条例等の関係法令やガイドラインによる定めによって厳格に判断されなければならず，補助参加人の主張のように柔軟に解釈・運用されるべきでないことは明らかである。確かに，ガイドラインには調査研究活動の一例として要望活動は記載されている。しかし，その要望活動がどのように実施されたかが，使途が相当か不相当かを判断すべき要因となるべきであり，議会内で所属政党単位や政治的主張の似通った議員で組織される会派で実施された場合，それは議会活動であり，政党活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において県知事に対して会派要望。今後の県政のあり方について意見交換を行い、今後の県政の課題について調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県の森林行政の在り方を検討するために、現地に赴いて実情を把握することは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1によると，会派要望に参加したことが認められる。その内容に格別不合理な点はない。そして，知事への要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であり，県政との関連性が認められ，本件ガイドラインにおいても，調査研究活動の一例として要望活動が挙げられている。会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
7	調査研究費	H24.5.17	28	交通費鳥取(調査・研究)	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において「鳥取環境大学」の実情、あり方についてヒアリング。県の今後の文教施策についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県担当部局からのヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書には費目しか記載されておらず，利用目的が不明である上，丙B3の1の1の手帳の左記支出日の欄には「野球」，「懇親会」との記載しかない。政務調査費の対象であるか否かを判断することができず，本件ガイドラインに違反するとの外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人長谷川は左記のとおり主張するが，適切な反証がなく，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。	丙B3の1の1	¥1,300

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	調査研究費	H24.5.29	39	交通費 智頭（調査・研究）	¥1,930	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。			<補助参加人準備書面　4> 智頭町中原において、小水力発電可能地区を現地視察。今後の県のエネルギー施策についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、水力発電の在り方を調査研究するために、現地調査を行うことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書には費目しか記載されておらず，補助参加人長谷川の手帳（丙B3の1の1）には，平成24年5月29日欄に「8：30　智頭町長選告示」，同年6月2日欄に「智頭応援」，同月3日欄に「智頭町長選開票」との記載があり，補助参加人長谷川は，同年5月29日に智頭町へ出張した際，選挙応援活動に従事していたことが推認される。したがって，同日の智頭町までの交通費の支出は，政務調査活動のためのものであるか疑問があり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人長谷川は，適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙B3の1の1	¥1,930
9	調査研究費	H24.6.2	41	交通費 鳥取～智頭（調査） 森林経営	¥3,080	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。また，森林経営を視察するだけでは，調査研究ではなく，見学である。従って，政務調査費として支出は認められない。 <主張の補充>で「議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「極めて重要な調査研究」の実績を何ら明示できないのであれば，極めて重要な研究などとは言えないどころか，調査研究としても認めることはできず，支出は認められない。 補助参加人が提出した丙B3の1の1は補助参加人の手帳のスケジュールのコピーのみであり，政務調査である実績及び根拠を明示するものではない。			<補助参加人B準備書面　41> 智頭町新田地区一帯の森林経営を視察。今後の県の森林行政の在り方について調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、水力発電の在り方を調査研究するために、現地調査を行うことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。 （控訴審第1準備書面） 丙B3の1の1の記載は予定である。実際には町長選の応援に行っていない。	丙B3の1の1	甲26の左記領収書には，「調査活動森林経営について」と追記されているが，補助参加人長谷川の手帳（丙B3の1の1）には，平成24年5月29日欄に「8：30　智頭町長選告示」，同年6月2日欄に「智頭応援」，同月3日欄に「智頭町長選開票」との記載があり，番号8と併せると，補助参加人長谷川は，同年6月2日に智頭町へ出張した際，選挙応援活動に従事していたことが推認される。したがって，同日の智頭町までの交通費の支出は，政務調査活動のためのものであるか疑問があり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人長谷川は適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙B3の1の1	¥3,080
10	調査研究費	H24.6.8	43	交通費 鳥取	¥2,030	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 <主張の補充>で「議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「極めて重要な調査研究」の実績を何ら明示できないのであれば，極めて重要な研究などとは言えないどころか，調査研究としても認めることはできず，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において県執行部から県の施策の在り方についてヒアリング。今後の県政の課題について調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県執行部からのヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1の手帳の左記支出日欄には，「執行部」との記載があることが認められる。補助参加人長谷川の左記主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	調査研究費	H24.7.31	68	交通費 鳥取（調査活動）	¥650	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人は<主張の補充>で「以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「「まんが博」の担当者から直接ヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，まんが博が「極めて重要な調査研究」であれば，まんが博の担当者からどのような内容をヒアリングしたのか，また，そのヒアリングした内容を研究した実績が何ら明示されない以上は，調査研究として認めることはできず，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面　4> 県教育委員会において「まんが博」の状況について担当者からヒアリング。県の事業についての調査。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「まんが博」の担当者から直接ヒアリングをおこなうことは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1の手帳の左記支出日欄には，「町議と県庁へ」，「高教組委員長と面談（県庁）」等の記載があることが認められる。補助参加人長谷川の左記主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
12	調査研究費	H24.8.4	73	交通費 鳥取 県行事参加	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人は<主張の補充>で「以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「まんが博」のオープニングを視察することは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「まんが博」のオープニングが「極めて重要な調査研究」であれば，まんが博の担当者からどのような内容をヒアリングしたのか，また，そのヒアリングした内容を研究した実績が何ら明示さない以上は，調査研究としても認めることはできず，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面　4> 鳥取市において「まんが博」のオープニング視察。県の施策の効果についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「まんが博」のオープニングを視察することは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の左記領収書には「県，行事に参加　国際まんが博オープニングイベント」と追記されている。補助参加人長谷川の主張する利用目的に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
13	調査研究費	H24.8.23	77	交通費 鳥取（調査）	¥2,760	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面　4> 鳥取市において、関西広域議会傍聴。今後の地方自治体の課題について調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、関西広域議会を傍聴することは、議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。	丙B3の1の1	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙3の1の1及び補助参加人濱﨑の甲26領収書番号0823添付の書類によると，左記支出日に関西広域連合議会8月定例会があったことが認められる。補助参加人長谷川の主張する利用目的に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
14	調査研究費	H24.8.28	80	交通費 鳥取（調査）	¥2,030	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号11と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において、「東日本大震災の支援活動」について担当部局からヒアリング。県の支援活動のあり方についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「東日本大震災の支援活動」について担当部局からヒアリングは、県議となすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の左記領収書には県庁での調査を行った旨の追記があることが認められる。補助参加人長谷川の主張する利用目的に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
15	調査研究費	H24.9.3	87	交通費 鳥取（調査活動）	¥2,030	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、「関金里見祭り」に対する県行政の支援姿勢をヒアリング。県の地域興しに対する姿勢の調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、地域創生のカギともいうべき歴史と伝統を生かした地域振興策「関金町祭り」に関して県担当者かの姿勢を聞き取ることは、県議となすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1の左記支出日欄には知事を訪問した旨の記載があり，補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
16	調査研究費	H24.9.7	88	交通費 鳥取（調査活動）	¥2,100	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 米子市において、「県民総合福祉大会の」参加・視察。今後の県の福祉行政の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、地方政治の最重要課題の一つである「県民総合福祉大会」を視察して、福祉行政の現状を知ることは、県議となすべき極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明である。補助参加人長谷川は左記のとおり米子での政務調査活動を主張するが，甲26の左記領収書には「倉吉～鳥取」と追記されており，目的地が合致していない。		¥2,100
17	調査研究費	H24.10.22	108	交通費 鳥取	¥2,030	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号11と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人が提出した丙B3の1の1は補助参加人の手帳のスケジュールのみであり，政務調査である実績及び根拠を明示するものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされている。」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、担当部局から県財政の状況についてヒアリング。今後の県財政の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、県担当部局に対して県の財政状況に関するヒアリングを行うことは、県議となすべき極めて重要な調査研究である。	丙B3の1の1	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明である。丙B3の1の1の左記日付欄には，「朝野　美保球場」との記載しかない。	丙B3の1の1	¥2,030
18	調査研究費	H24.11.24	123	鳥取県議会中部振興議員連盟会費	¥5,000	100%	¥2,500	50%	<原告第13準備書面> ガイドラインでは「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。」と定めている。補助参加人が会費を支出した「鳥取県議会中部振興議員連盟」の会則等の証拠書類が提出されておらず，会の趣旨や目的が明示されていない。会派に関係なく，県中部選出の議員が集まって懇談したとしても，50%を超える支出は認められない。また，領収書No8，領収書No10で反論した通り，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として50%を超える支出は認められない。	番号4と同じ。		<補助参加人B準備書面 4> 県中部地域における県政の実情についての意見交換。今後の県政の課題についての調査研究 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、中部地域の議員が中部特有の課題について情報や意見を交換することは、県議となすべき極めて重要な調査研究である。	同上	領収書に「懇親会費」と記載されていること，ホテルで開催されたことから，食糧費としての性質を有すると推認される。中部振興議員連盟と中部ふるさと広域連合議会議員との意見交換会後の懇親会であり，補助参加人長谷川の主張内容が不合理であるともいえず，県政の調査研究のために出席したものと認められる。本件ガイドラインが規定する上限額5000円を超えない支出であるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	調査研究費	H24.11.25	125	交通費 米子（まんが博フィナーレ）	¥2,100	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号1，番号2で反論した通り，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人は<主張の補充>で「議員としてなすべき極めて重要な調査研究である。」と主張するが，「まんが博」のフィナーレが「極めて重要な調査研究」であれば，それに関して調査し，研究したという実績が何ら明示されていない。調査研究の実績が明示されない以上は，調査研究として認めることはできず，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる領収書や補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 米子市において，「まんが博」のフィナーレを視察。事業の県民に対する影響力の調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から，政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり，「まんが博」のフィナーレを視察することは，議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の左記領収書に利用目的として，まんが博フィナーレと追記されており，それについての補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点は見当たらないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
20	調査研究費	H24.12.5	134	交通費 米子	¥2,100	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号10と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 鳥取県庁において、「看護師養成のあり方」に関する議員有志による意見交換会。当初、看護師会からの事情聴取が予定されていたが、予定が変更となって、議員有志の情報交換会になった。看護師養成のあり方に関する調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、鳥取県庁において、「看護師養成のあり方」に関する議員有志による意見交換会を行って、必要な情報を収集することは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明である。補助参加人長谷川は左記のとおり鳥取での政務調査活動を主張するが，甲26の政務調査費出納簿には「米子」と記載されており，目的地が合致していない。		¥2,100
21	調査研究費	H24.12.15	135	交通費 米子 県内視察	¥3,050	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号10と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 米子市において，「津波避難経路説明会」に参加。今後の津波対策についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、「津波避難経路説明会」の状況を視察することは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	丙B3の1の1	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1の左記支出日欄には「避難路説明会（米子）」との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0
22	調査研究費	H24.12.27	147	交通費 鳥取（調査活動） 県庁	¥650	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号11と同様 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、新年度予算編成についてヒアリング。今後の県政の予算上の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、新年度予算編成についてヒアリングは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の1の左記支出日欄には県関係者と意見交換を行った旨の記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
23	調査研究費	H25.1.11	150	交通費 鳥取	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号10と同様 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、新年度予算編成にたいする県民（団体）からのヒアリング。今後の県政の予算上の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、新年度予算編成にたいする県民（団体）からのヒアリングは、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	丙B3の1の2	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には団体要望聞き取りを行った旨の記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
24	調査研究費	H25.1.17	152	交通費 鳥取（政策調査）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあり，補助参加人は「政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり」と主張した。しかし，好き勝手にメモできる補助参加人の領収書は，調査研究活動を行った実績ではない。また，政務調査費は公費であり，その使途については，政務調査費交付条例等の関係法令やガイドラインによる定めによって厳格に判断されなければならず，補助参加人の主張のように柔軟に解釈・運用されるべきでないことは明らかである。確かに，ガイドラインには調査研究活動の一例として要望活動は記載されている。しかし，その要望活動がどのように実施されたかが，使途が相当か不相当かを判断すべき要因となるべきであり，議会内で所属政党単位や政治的主張の似通った議員で組織される会派で実施された場合，それは議会活動であり，政党活動であり，政治的活動であることは明らかである。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、知事に対する会派要望を考案するための意見交換会。今後の県政の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、上記意見交換会への出席は、議員としてなすべききわめて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書には政策調査としか記載されておらず，利用目的が不明である上，丙B3の1の2の手帳の左記支出日の欄は空白のままとなっている。政務調査費の対象であるか否かを判断することができず，本件ガイドラインに違反するとの外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人長谷川は左記のとおり主張するが，適切な反証がなく，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。	丙B3の1の2	¥1,300
25	調査研究費	H25.1.18	153	交通費 鳥取（会派要望）	¥1,850	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 県執行部から予算説明を受ける目的ならば、調査でも研究でもなく、政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）である議会活動の一部であり，調査研究費としての支出は認められない。また，この予算説明が政調政審だとすれば，定例議会前に県側の予算について，会派ごとに説明を受ける機会である。政調政審は県側の担当者から，議員への一方的な予算案の説明であり，何ら調査研究することではない。このような活動は政務調査活動ではなく、政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の議会活動の一部である。 補助参加人から県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されておらず，その全ての支出について認められない。 補助参加人が提出した丙B3の1の2は補助参加人の手帳のスケジュールのみであり，政務調査である実績及び根拠を明示するものではない。また，補助参加人B準備書面4のように県側のヒアリングであれば，一方的に説明を受けるものであって，何ら調査活動とは言えない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「領収書には，利用目的が追記されている。そして，知事への要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であり，県政との関連性が認められ，本件ガイドラインにおいても，調査研究活動の一例として要望活動が挙げられている」とあり，補助参加人は「政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり」と主張した。しかし，好き勝手にメモできる補助参加人の領収書は，調査研究活動を行った実績ではない。また，政務調査費は公費であり，その使途については，政務調査費交付条例等の関係法令やガイドラインによる定めによって厳格に判断されなければならず，補助参加人の主張のように柔軟に解釈・運用されるべきでないことは明らかである。確かに，ガイドラインには調査研究活動の一例として要望活動は記載されている。しかし，その要望活動がどのように実施されたかが，使途が相当か不相当かを判断すべき要因となるべきであり，議会内で所属政党単位や政治的主張の似通った議員で組織される会派で実施された場合，それは議会活動であり，政党活動であり，政治的活動であることは明らかである。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、新年度予算要望の申し入れとヒアリング。今後の県政の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、政務調査費の範囲は柔軟に解釈・運用されるべきであり、予算編成に関するヒアリングは、県財政の在り方を調査研究する重要な情報源である。	丙B3の1の2	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には会派要望との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
26	調査研究費	H25.1.23	156	交通費鳥取（政務調査）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされている。」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 鳥取市で「鳥取環境大学」を視察。県の今後の文教施策についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記視察は、県議として、大学と地方行政の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には環境大学との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
27	調査研究費	H25.1.31	163	交通費鳥取（調査活動）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされている。」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、「倉吉東高専攻科問題」で教育委員会からヒアリング。今後の県の文教行政についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記ヒアリングは、県議として、県の文教行政の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には課長と面会した旨の記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
28	調査研究費	H25.2.6	167	交通費鳥取（政務調査）	¥1,380	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされている。」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人B準備書面 4> 県庁において、執行部から予算案について説明を受け、今後の予算上の課題についてヒアリング。今後の県政の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面 1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記ヒアリングは、県議としてなすべき県財政と予算編成の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には「政調政審」との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
29	調査研究費	H25.2.7	168	交通費鳥取（政務調査）	¥650	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号10と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		同上	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には「政調政審」との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
30	調査研究費	H25.2.7	169	上記 宿泊費	¥6,085	100%	¥0	0%	補助参加人は「前記調査研究に付随する宿泊費。」と記載しているので，それに従えば「前記調査研究」は，調査研究ではなく議会活動であり，それにともなう宿泊費は調査研究に付随する支出ではないため，認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは宿泊目的が不明であるものの，本件訴訟において明らかにされており」とあるが，何も明らかにされていない。好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では宿泊の必要性について何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動による宿泊であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。 また，宿泊の前日の活動は，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。ましてや，補助参加人は調査研究活動として宿泊の必要性について何ら主張も立証もしていない。県庁所在地の大きな最寄り駅は鳥取駅であり，補助参加人の居住地の大きな最寄りは倉吉駅であると思われるが，電車では約30分の距離であり，最寄り駅までの移動時間を含めても1時間程度であり，宿泊の必要性はない。このような宿泊費が調査研究活動として支出を認められるのであれば，私的活動であれ，飲酒にともなう宿泊であれ，その費用が公金として支出できるようになる。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 前記調査研究に付随する宿泊費。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記ヒアリングは、県議として、県の文教行政の在り方に関する極めて重要な調査研究であり、そのための宿泊費は、付随費用として調査研究費として取り扱われるべきである。	丙B3の1の2	甲26の政務調査費出納簿には政調政審のための宿泊費である旨の記載があり，丙B3の1の2によると，平成25年2月6日及び7日にかけて政調政審が行われたことが認められる。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
31	調査研究費	H25.2.20	172	交通費 鳥取（調査活動）	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。ましてや，ガイドラインで対象外経費と定められている議会活動である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 県庁において、予算審議の調査のために担当部署からのヒアリング。今後の県政の予算上の課題についての調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記ヒアリングは、県議としてなすべき県財政と予算編成の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるが，丙3の1の2の左記支出日欄には連絡状況等が記載されており，他に補助参加人長谷川の主張内容が虚偽であるとの証拠もない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
32	調査研究費	H25.3.10	181	交通費 鳥取	¥1,300	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号10と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 鳥取市において、体育協会優秀選手表彰式を視察。県のスポーツ施策の実情の調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記視察は、県議としてなすべき県のスポーツ振興施策の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には「体協表彰式」との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0
33	調査研究費	H25.3.20	184	交通費 鳥取（調査活動）	¥2,030	100%	¥0	0%	<原告第13準備書面> 番号2と同様 <原告第13準備書面> 番号1と同じく，政務調査活動を実施したとの実績や客観的説明がないことこそが，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており」とあるが，好き勝手にメモできる補助参加人の手帳のメモ程度では何も明らかになってらず，立証にもならない。手帳のメモ書きが，ガイドラインの支出要件を満たす調査研究活動であるという根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。他は番号1と同じであり，違法な支出としか言えない。		<補助参加人準備書面　4> 鳥取市において、「鳥取力想像コンテスト」を視察。県民の各種事業起こしに対する県政のあり方の調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 以上の観点から、上記視察は、県議としてなすべき県の地域振興施策の在り方に関する極めて重要な調査研究である。	同上	甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，丙B3の1の2の左記支出日欄には「鳥取力創造」との記載がある。補助参加人長谷川の主張内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙B3の1の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
34	資料購入費	H24.6.24	50	機関誌購読料（4～6月分）新社会	¥1,800	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政党活動と解されるから，政務調査とは認められない。したがって，政党・団体等の発効する新聞については，特段の事情及び根拠が証拠書類により示されない限り認められない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党であれば，政治活動・政党活動・議員活動・選挙のPR活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党をや団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，原判決の当裁判所の判断の補足説明で「購入された機関誌に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はない」とあるが，明らかに間違った判断である。その内容は100%調査研究活動に使途できる内容でもなく，購読目的にしても，その100%が調査研究活動に資するものではない。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会で鳥取県議会事務局次長　兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		〈補助参加人B準備書面　1〉 番号1を援用　。 〈主張の補充〉 補助参加人長谷川は、県政について、常に進歩と革新の精神をもってあたろうとしている。そのためには、国政全体の情勢に精通すること、批判的な観点から政治、社会現象を点検する目を養う必要を感じている。そのために、いかなる政党にも属してはいないものの、「週間・新社会」を購読することは、議員としてなすべき調査研究活動である。		購入された機関誌に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。発行主体の属性をもって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
34－2	資料購入費	H24.4.24～H25.3.28	12,37,55,70,82,105,116,129.146,165,178,188	新聞購読料（公明新聞，12か月分）	¥22,020	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政党活動と解されるから，政務調査とは認められない。したがって，政党・団体等の発効する新聞については，特段の事情及び根拠が証拠書類により示されない限り認められない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	原判決の当裁判所の補足説明で「公明新聞に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はない」とあるが，新聞等機関誌類においては番号34の「週間・新社会」も同様であり，同じ主張とし，支出は認められない。 また，原判決の当裁判所の補足説明に「公明新聞に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はない」としているが，このようなことはあり得ない。例えば，芸能，スポーツ情報，ファミリー・レジャー情報，連載小説の全てがどのような調査研究に資するのか。誰がどのように考えても全ての記事が調査研究活動に資する訳がない。これだけで，公明新聞の100%が調査研究活動に資するものではないとする一般的，外形的事実の立証である。		補助参加人は、個人としての、欲求、一般的知識欲を満たすために各種の新聞を購読しているわけではない。補助参加人は、特定の政党に所属しておらず、他の政党の動向に目を配る必要がある。各種の新聞から得る社会・経済・文化等に関する情報を利用することは、議員としての職責を果たすために不可欠である。このような状況に照らして、按分率を算出することは不合理であり、非常識でもある。仮に各種新聞に議員活動のために無関係な事柄が掲載されていたとしても、その部分を切り離して新聞を購読することは不可能だからである。		公明新聞に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
34－3	資料購入費	H24.4.24～H25.3.28	13,38,56,69,83,104,117,145,164,179,189	新聞購読料（聖教新聞，11月分を除く。）	¥20,680	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政党活動と解されるから，政務調査とは認められない。したがって，政党・団体等の発効する新聞については，特段の事情及び根拠が証拠書類により示されない限り認められない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	番号34，番号39と同じ。		同上		聖教新聞に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
34－4	資料購入費	H24.4.24～H24.9.24	14.33,52,61,85,95	新聞購読料（読売新聞，4～9月分）	¥12,000	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。 地方紙，全国紙各1紙の購読料は認めるので，地方紙については山陰中央新報の購読費，全国紙については購読金額の一番高い朝日新聞の購読料は認める。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		同上		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内　容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
34－5	資料購入費	H24.4.24～H25.3.28	16,35,54,62,84,94,115,132,144,162,176,187	新聞購読料（毎日新聞，12ヶ月分）	¥26,316	100%	¥0	0%	〈第1準備書面〉 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。 地方紙，全国紙各1紙の購読料は認めるので，地方紙については山陰中央新報の購読費，全国紙については購読金額の一番高い朝日新聞の購読料は認める。	番号34-4と同じ。		同上		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
35	資料購入費	H24.7.16	59	参考図書代	¥380	100%	¥0	0%	〈原告第13準備書面〉 資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，「原発に関する司法の姿勢についての特集を購入。原発のあり方に関する調査研究」といった抽象的な目的では，調査研究費としての支出は認められない。書籍を購入し，読むだけでは，調査研究ではなく読書である。従って，県政に関わる事情があったことを，実績，按分，按分の根拠を明示しない限り，政務調査費として認められない。当該雑誌には「原発に関する司法の姿勢についての特集」が掲載されていたと主張するが，他の記事も多く掲載れていたはずであり，按分せずに，全額を支出するだけの根拠を明示できなければ支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「領収書には，原発関連の書籍を購入した旨が追記されており，本件訴訟で書籍名も明らかにされている。県政との関連性が認められる」として，購入費の100%を政務調査活動の資料購入費として認めたが，政務調査費は，県政との関連性のみで購入費が認められるものではない。補助参加人が購入したアエラという雑誌は総合誌であり，通常は県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。例えば，芸能関係，スポーツ関係，個人財産管理のノウハウ等であり，どのようにこじつけようが，県議会議員として，政務調査活動とは縁のない記事が多い。補助参加人は「原発に関する司法の姿勢についての特集を購入。原発のあり方に関する調査研究。」と主張するが，具体的にどのような調査研究活動に使ったのか，何らの立証もされていない。逆に，この程度の主張しかできないのであれば，この書籍購入費が調査研究活動に全く使われていなかったこと，その購入費用が全くの無駄であったことが立証できる。 調査研究活動とは，『政務調査費議員必携』に記載されているように「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」である。補助参加人が政務調査活動のための資料購入費であると主張するのであれば，ガイドライン通り，その書籍を購入することで，調査研究を行い，議案の審査や政策立案にどのように反映させたのかという実績を示せなければ調査研究費として支出できるはずがない。		<補助参加人準備書面　4> アエラ7月23日号　原発に関する司法の姿勢についての特集を購入。原発のあり方に関する調査研究。 <補助参加人B準備書面　1> 番号1を援用 <主張の補充> 島根原発の事故発生時において、鳥取県は避難区域となる。したがって、原発の安全性に関して、最新の情報を仕入れるのは、議員としてなすべき調査研究活動である。		甲26の領収書には，原発関連の書籍を購入した旨が追記されており，本件訴訟で書籍名も明らかにされている。県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の記事が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
36	事務所費	H24.4.17 ～ H25.3.29		電気料金，事務所賃借料，事務所駐車場賃借料，事務所駐車場仲介報酬料	¥660,840	100%	¥330,411	50%	<原告第6準備書面> 補助参加人の事務所は，平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に長谷川稔事務所として政治団体登録されており，長谷川稔連絡事務所という立て看板もある。また，道路沿いに立地する事務所には通行人からよく見えるように，当時の民主党国会議員（川上義博氏）のポスターが貼られており，これを政務調査活動専用の事務所とは言えない。事務所費の全額が政務調査活動に使用したという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，政党に所属する議員の看板が設置され，政治団体の事務所として使用している以上，共同使用実態を考慮の上按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。			<補助参加人B準備書面 1> 補助参加人は政党に所属しておらず，後援会組織の活動実態もない。 <主張の補充> 倉吉市上井町に長谷側稔連絡事務所を置いている。政治団体登録をしてはいるが，政治活動の拠点ではなく，純然たる県会議員としての連絡事務所である。政治活動の実態は存在しない。毎年，選挙管理委員会に提出する収支報告書は，常に収入支出とも0という状況である。事務所は，県会議員としての情報収集の拠点であり，調査研究を円滑に実施するためには不可欠である。事務所の機能を維持するために連絡担当として池本富士子をパートで雇用している。川上義博参議議員は，ポスターが貼ってあった当時，内閣特別補佐官であった。同氏と連携を保ち，国政の状況を敏速に把握することが，県政に資すると判断して，情報収集(調査)の一環として交流していたものである。そして，その関係から，川上議員の求めに応じて，ポスターを貼ることを了解したに過ぎなかった。なお，ポスターが貼ってあったのは，一時期，2～3ヶ月程度の期間であり，その点をもっても政治活動の拠点とは言えない。 （控訴審第1，第2準備書面） 池本富士子は政務調査（丙B3の3の1等）の補助以外の事務を一切行っていない。	丙B3の3の1等	補助参加人長谷川の事務所は，政治団体の事務所としても登録されており，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていることが認められる。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがある。補助参加人長谷川は，この点に関連して，池本富士子をパートで雇用し，専ら政務調査活動を補助させていたなどと主張するけれども，甲26の政務調査費出納簿に添付された出勤簿の氏名欄には「池本義雄」と記載されていることが認められ，結局，按分率の算定根拠となった業務実態について，適切な反証があったということはできない。そうすると，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（左記支出内容に係る各代金の2分の1の合計額）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥330,429
37	事務費	H24.4.10 ～ H25.3.29		事務所消耗品，インターネット通信料，電話通信料	¥131,239	100%	¥65,606	50%						本件ガイドラインにおいて，事務費は，事務所の使用形態を勘案の上，使用の割合に応じ，按分支出すべきものとされている。補助参加人長谷川の事務所は，政治団体の事務所としても登録されており，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。そして，事務所消耗品，インターネット，電話は，幅広い活動に用いることが可能なものである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがある。補助参加人長谷川は，この点に関連して，池本富士子をパートで雇用し，専ら政務調査活動を補助させていたなどと主張するけれども，甲26の政務調査費出納簿に添付された出勤簿の氏名欄には「池本義雄」と記載されていることが認められ，結局，按分率の算定根拠となった業務実態について，適切な反証があったということはできない。そうすると，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（左記支出内容に係る各代金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥65,633

番号	費目	年月日	領収書番号	内 容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
38	人件費	H25.3.29		職員賃金	¥1,920,000	100%	¥960,000	50%	<原告第6準備書面> 補助参加人の事務所は，平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に長谷川稔事務所として政治団体登録されており，長谷川稔連絡事務所という立て看板もある。また，道路沿いに立地する事務所には通行人からよく見えるように，当時の民主党国会議員（川上義博氏）のポスターが貼られている。一般的，外形的事実より，これが政務調査活動専用の事務所であり，その事務所で従事する補助者が政務調査活動のみに従事していたとは考えられない。補助参加者の「政務調査活動のみに従事する補助者の人件費である」という根拠も証拠もない主張だけでは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否かは明らかでない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同補助者からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，その政党関係業務・政治団体などの共同使用実態を考慮の上按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。			同上 <補助参加人B準備書面1> 政務調査活動のみに従事する補助者の人件費である。		補助参加人長谷川の事務所は，政治団体の事務所としても登録されており，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。そして，補助職員は，幅広い活動に従事することが可能である。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがある。補助参加人長谷川は，この点に関連して，池本富士子をパートで雇用し，専ら政務調査活動を補助させていたなどと主張するけれども，甲26の政務調査費出納簿に添付された出勤簿の氏名欄には「池本義雄」と記載されていることが認められ，結局，按分率の算定根拠となった業務実態について，適切な反証があったということはできない。そうすると，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（左記支出内容に係る各賃金の2分の1の合計額）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥960,000
															計	¥1,369,902

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.5.30	33	西部議員懇談会会費	¥5,444	100%	¥2,722	50%	2－1　ホテルで実施した，議員同士の飲食を伴う懇談会であり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。	原判決は「県政の調査活動のために出席したと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と定められていた」として，全額を政務調査費として認めた。 しかし，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり，議員によるお手盛り主催である。 さらに本件のポイントは，『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば，「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い，議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく，「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから，後半の「飲食を伴う意見交換会」とは，社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは，到底考えられない。 そもそも，調査研究のための会合に，公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も，飲食が提供される夕方からではなく，もっと早い時間にできる。 割高なホテルでの開催と，そこでの飲食を伴う議員同士の「意見交換会」では，ホテル代の全額を政務調査費として認めることはできない。	甲1	1年に1回程度、とりわけ西部圏域の課題をさぐり共有するため西部総合事務所職員と西部の議員の情報交換及び意見交換を行っており、その際に要した懇談会会費である。 西部議員懇談会は県行政の実態、在り方を探るため当然必要な政務調査活動である。かかる活動なしには、県行政を中心となって動かしている知事及び上層部のチェックや、政策立案、代表質問等は充実したものにはならない。 したがって、西部議員懇談会は、単に懇親の目的で行うものではなく、政務調査活動に他ならず、西部議員懇談会会費は、100%政務調査費に該当する。		ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。甲26の左記領収書の添付書類によると，左記懇談会の議題は，「弓浜地区の道路網の整備について」等であり，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等が出席したことが認められる。議題・内容から県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていたことが認められるから，本件ガイドラインには違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2	調査研究費	H24.8.16	76	会派総会経費（会場借上料，昼食代，茶菓代）	¥6,140	100%	¥3,070	50%	2－1　ホテルで実施した，会派総会の経費（会場，昼食，茶菓）であるが，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる政党活動や親睦会の側面もあり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「会派総会経費は100%政務調査費に該当する…＜中略＞…合同研修会負担金は100%政務調査活動に該当する」と主張する。 しかし，会派総会および島根県議会「民主県民クラブ」との合同研修会であれば，政務調査活動以外の政党活動なども含まれることは，社会通念上，あまりにも明白である。ガイドラインに基づいて，「経費は100%政務調査費に該当する」という主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「会派総会は，…＜中略＞…～政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。…＜中略＞…会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。」として，会派総会経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，会派とは議会内に組織された議員の集まりである。したがって、会派の活動は、議員の活動と同様に多面的であり、政務調査費の対象外となる議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活なども含まれることは、あまりにも明白である。 福岡地裁は「会派や議員の活動は多面的であるから，政務調査活動とそれ以外の活動と区分不可能な場合があり得る」（平成25年11月18日）として、実績や実情を考慮した経費の按分が相当であると判示した。仙台高裁は、会派控室のプロバイダ使用料や、会派で雇用する常勤職員の人件費の支出額の2分の1を違法と認めた（平成30年2月8日）。 会派総会には公共施設に比べて割高なホテルが利用され、本件の経費には議員の昼食代まで含まれている。名古屋高裁は会派の会議に関して「各出席者の昼食代は、社会通念上、会議費あるいは調査費として公金により支出するのが相当であるとは認められない。」（平成21年9月17日）と判示した。 原判決は、このような会派総会の実績や実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており、誤りである。	甲1	平成24年8月16日から17日かけて開かれた会派総会及び島根民主県民クラブとの合同研修に要した飲食代、会議室料及びサービス料並びに合同研修会負担金である。 会派総会では、補正予算案に対する知事要望について協議したものであり、かかる活動は、住民意思の県政への反映にとって不可欠のものというべきであり、政務調査活動に該当する。したがって、会派総会経費は100%政務調査費に該当する。 島根民主県民クラブとの合同研修は、島根、鳥取が有する共通課題の解決には広域連携が必要であることに鑑み、県を超えた意見交換、情報交換を行い本質的な県政の問題を掘り下げるという趣旨のもと、定期的に開催されてきた政務調査活動である。 この回は、大山地下水の利用をめぐる企業間の争いが山陰にも押し寄せていることを考え、大山の実状とその波にどう立ち向かうのか、行政の在り方について勉強した。 したがって、合同研修会負担金は100%政務調査活動に該当する。		会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であると認められ，政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。会派は，議会運営の単位となるものであり，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。食糧費としての性質を持つ部分が存在すると認められるものの，当該部分の一名当たりの金額は5000円を超えないから本件ガイドラインに違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	甲26（補助参加人森の領収書番号８０８－１の添付書類）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.8.16	77	島根県議会「民主県民クラブ」との合同研修経費（会場借上料，資料代，宿泊料，茶菓代）	¥12,640	100%	¥6,320	50%	2－1　島根県議会の「民主県民クラブ」との合同研修会（会場，資料，宿泊，茶菓）の経費であるが，議員同士の飲食・宿泊を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる政党活動や親睦会の側面もあり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「会派総会経費は100%政務調査費に該当する…＜中略＞…合同研修会負担金は100%政務調査活動に該当する」と主張する。 しかし，会派総会および島根県議会「民主県民クラブ」との合同研修会であれば，政務調査活動以外の政党活動なども含まれることは，社会通念上，あまりにも明白である。ガイドラインに基づいて，「経費は100%政務調査費に該当する」という主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。		甲1	平成24年8月16日から17日かけて開かれた会派総会及び島根民主県民クラブとの合同研修に要した飲食代、会議室料及びサービス料並びに合同研修会負担金である。 会派総会では、補正予算案に対する知事要望について協議したものであり、かかる活動は、住民意思の県政への反映にとって不可欠のものというべきであり、政務調査活動に該当する。したがって、会派総会経費は100%政務調査費に該当する。 島根民主県民クラブとの合同研修は、島根、鳥取が有する共通課題の解決には広域連携が必要であることに鑑み、県を超えた意見交換、情報交換を行い本質的な県政の問題を掘り下げるという趣旨のもと、定期的に開催されてきた政務調査活動である。 この回は、大山地下水の利用をめぐる企業間の争いが山陰にも押し寄せていることを考え、大山の実状とその波にどう立ち向かうのか、行政の在り方について勉強した。 したがって、合同研修会負担金は100%政務調査活動に該当する。		出納簿及び領収書からは，金額の内訳が不明であって，食糧費・宿泊費が本件ガイドラインの上限を超えるか否か，茶菓代が社会通念上相当な範囲内であるか否かを判断できない。したがって，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人浜田は，本件訴訟においても金額の内訳を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する6320円の限度で認容する。		¥6,320
4	調査研究費	H24.8.23	79	広域連合関西懇親会費	¥10,000	100%	¥5,000	50%	2－1　補助参加人は，「関西広域連合の委員会開催後に開かれた懇親会の費用である。…＜中略＞…懇親会にも積極的に参加し情報を収集した。このような活動は，議案の審理，政策立案等に必要な政務調査活動に他ならず，懇親会費は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。 2－2　関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。	原判決は「県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が定められていたと認められる。」として，懇親会費の全額を政務調査費として認めた。 しかし“懇親”とは，“親睦”の漢語的表現にすぎず，意味はまったく同じである。そしてガイドラインでは，親睦会は，レクリエーション等と同列に「その他調査研究活動以外の経費」に明記されている。さらに，補助参加人がこの懇親会で収集したと主張する情報（成果物）も提出されていない。 盛岡地裁は「会合等の出席者相互の親睦は、一般的に議員の調査研究に資するものとは言えない。」（平成22年11月19日）と判示した。 原判決は，ガイドラインや，関西広域連合懇親会での調査研究活動としての実績や実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲1	関西広域連合の委員会開催後に開かれた懇親会の費用である。 鳥取県は、関西広域連合に加わり、観光、ドクターヘリ、産業復興等、共に協力して行うようになった。 平成24年当時、道州制の問題、広域連合の問題、国との法律の問題と時代の変化と共に検討すべき課題も多く、スピード感を持ってその動きに反応しなければならないと考えた本議員は、関西広域連合の委員会に参加した。また、本議員は、関西広域連合の委員会に参加した趣旨を徹底して、その後開かれる懇親会にも積極的に参加し情報を収集した。 このような活動は、議案の審理、政策立案等に必要な政務調査活動に他ならず、懇親会費は100%政務調査費に該当する。		甲26の領収書添付書類によれば，ホテルで開催されたこと，懇親会という名称，会費の金額から食糧費としての性質を有すると推認される。県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が定められていたと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	調査研究費	H24.10.30	121	水条例参考人との意見交換会費	¥4,710	100%	¥2,355	50%	2－1　水条例参考人との意見交換会会費とあるが，海鮮丼の店が発行した領収書である。海鮮丼などを食べながら意見交換する必要はない。社会通念上（甲1の16頁），このような飲食代を含む経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「別途昼食をとる時間も惜しまれたため，食事をとりながらの話となった。このときの食事は，空港近くの食堂で一人1570円の海鮮丼を本議員，砂場副委員長（当時），参考人の3人でとった…＜中略＞…県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限として政務調査費から支出することは許容されている…＜中略＞…意見交換会における食事代は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，海鮮丼の店で昼食をとりながら話をしても，社会通念上，それは「懇談会等」とは認められない。昼食などの食事は，人間が生きていく上で必須の活動であるため，社会一般では出張時の必要経費にすら含まれないものである。 水条例参考人との意見交換については，限られた時間と空間の中で昼食をとりながら行うよりも，後でじっくりと電子メール，手紙，電話などの手段を使って行った方がよほど効果的である。公費である政務調査費を使って，参考人や同僚議員に昼食をおごる必要もない。 したがって，「意見交換会における食事代は100%政務調査費に該当する。」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。		甲1	平成24年10月30日開催の福祉生活病院常任委員会に参考人として招致した宮崎淳創価大学法学部教授との食事を伴う意見交換会における食事代である。 当時、大山の地下水を求め各企業が進出する状況があり、地域住民は各企業の経済活動に不安を感じていた。そこで、大山地下水の持続可能な利用に関する条例設置を望む声が大きく鳥取県も取り組んでいた。 議会としても、水条例について当然関心を持っており、特に本議員は所管常任委員会委員長であり、委員会メンバーが高いレベルで問題を議論し適切な判断が出来るよう、環境を整えねばならなかった。そこで、日本でも数少ない水に関する法律の専門家である宮崎淳創価大学法学部教授を参考人として招致した。午前9時から参考人として話を聴き午前11時50分に委員会が終了した後、午後一番の飛行機で帰途に着く参考人を鳥取空港まで見送りながら、限られた時間の中で今後の取り組みについて意見や情報を伺った。別途昼食をとる時間も惜しまれたため、食事をとりながらの話となった。このときの食事は、空港近くの食堂で一人1570円の海鮮丼を本議員、砂場副委員長（当時）、参考人の3人でとった。本議員は3名分を支払ったが，その内本議員分の1570円については，100%政務調査費に該当する。 この点，砂場副委員長分と参考人分の合計3140円分については，ガイドラインに反するものであるが，本議員が平成24年度に政務調査費に充てた支出の合計額は300万円を超え，その超過分を本議員は自己負担しており，上記3140円はこの自己負担の範囲に収まっていることから返還を要しない。		意見交換を行う日程について，食事以外の日程をとることが困難であったとの補助参加人浜田の主張が格別不合理とまではいえず，政務調査活動と関連性が認められるから，補助参加人浜田自身の食事代1570円分については本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 他方，自分自身以外の副委員長や参考人の食事代の部分については，本件ガイドラインに違反するというべきであり，その額は，原告らが違法な支出であると主張する2355円を下らず，少なくとも同額について本件使途基準に違反する支出であると認めるのが相当である。		¥2,355
6	調査研究費	H24.10.31	125	北東アジア男女共同参画交流フォーラム歓迎レセプション参加費	¥5,000	100%	¥2,500	50%	2－1　飲食を伴う歓迎レセプションの会費であり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「本議員は，国境を越え，食事をとりながら心を開き情報交換，意見交換を行うことは，政策立案等にとって不可欠のものであり，非常に価値の高い政務調査活動であると考えレセプションに参加した。したがって，歓迎レセプション費用は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，レセプションとは，賓客を歓迎するために催される公式の宴会である。一般市民等は，この宴会に自費で参加して飲食している。盛岡地裁判決（H22.11.19）では，「祝賀会・歓迎会・式典等は，会合の性格上，議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」と判示している。 「歓迎レセプション費用は100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「県政の政務調査活動として出席したものと認められ…＜中略＞…食糧費の上限額である5000円を支出した」として，5000円全額を政務調査費として認めた。しかし，ガイドラインには政務調査費の対象外経費として「祝賀会」が明記されており，盛岡地裁は「祝賀会・歓迎会・式典等は，会合の性格上，議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」（平成22年11月19日）と判示した。青森地裁も新年会・各賞受賞祝賀会に関して「調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない」（平成24年2月3日）と判示して、支出を違法とした。 本件の歓迎レセプションは，祝賀会・歓迎会と同列に扱うべきものである。さらに，補助参加人がこの歓迎レセプションで実施したという，政策立案等にとって不可欠な情報交換・意見交換の内容（成果物）も提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や歓迎レセプションの実績・実情を何ら考慮することなく5000円全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲1	鳥取県の女性団体が、韓国、中国、モンゴルといった対岸諸国と交流し、共にアジアに住む女性の共通課題として様々なテーマの女性問題を考え合う男女協同参画交流フォーラム歓迎レセプションの費用である。 この回は、「経済と女性」をテーマに意見交換し、特に経済活動には生活者の視点が忘れられるとバランスある発展が望めないことを確認し合った。本議員は、国境を越え、食事をとりながら心を開き情報交換、意見交換を行うことは、政策立案等にとって不可欠のものであり、非常に価値の高い政務調査活動であると考えレセプションに参加した。 したがって、歓迎レセプション費用は100%政務調査費に該当する。		歓迎レセプションという会合の名称等に照らし，食糧費としての性質を有すると推認される。他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまではいえない。「経済と女性」（丙C5の4）という意見交換のテーマなどから県政の政務調査活動として出席したものと認められ，会費6000円のうち，本件ガイドラインが定める食糧費の上限額である5000円を支出したものである。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。なお，補助参加人浜田の広報誌（丙C5の4）には，同フォーラムの概要報告が記載されている。	丙C5の4（3頁）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	調査研究費	H25.2.13	186	NPO学生人材バンク意見交換会会費	¥3,500	100%	¥1,750	50%	2－1　NPOとの意見交換会会費とあるが，沖縄スタイルの居酒屋が発行した領収書である。居酒屋で飲食しながら意見交換する必要はない。社会通念上（甲1の16頁），このような飲食代を含む経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「NPO学生人材バンクの学生らとの意見交換会会費である。…＜中略＞…。ここで得られた情報をもとに，本議員は，平成25年3月1日に鳥取力をテーマに議会で代表質問をした。したがって，学生人材バンクに参加する学生たちとの意見交換会は政務調査活動に他ならず，会費は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，たとえ浜田議員が鳥取力をテーマに議会で代表質問をしたとしても，その関連情報を聞き出すために，自費ならいざ知らず，公費である政務調査費を使って学生たちを居酒屋で接待しなければならないとは，一般には信じられない話である。公費の乱用である。居酒屋でしか得られなかった情報を記した証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「学生との意見交換会という性質などから県政に関する調査研究のために出席したものと認められ」るとして，居酒屋での飲食費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，東京地裁は，バー・クラブ等，居酒屋・ビアガーデン等に関して「①いずれの店舗も社会通念上「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所でないか、飲食・飲酒を楽しむこと自体を主たる目的としていたと推認されてもやむをえず、②被告・補助参加人はそこで行われた会合の内容等について具体的な主張立証を行っておらず、③飲食当時の活動が、区政に関連する調査研究又は会議に伴うものとして、社会通念上必要かつ相当なものであると認めるに足りる特段の事情が存しない」（平成18年4月14日）と判示して，飲食代金の支出を違法と認定した。 本件の場合も，居酒屋で実施されたという調査研究活動の内容（成果物）は提出されていない。また，証拠丙C5の2に記載の平成25年2月定例会資料にも学生人材バンクという文言は見当たらない。原判決は，社会通念および居酒屋での意見交換会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲1	NPO学生人材バンクの学生らとの意見交換会会費である。 公共サービスが民間へとシフトして行く時代にNPOが盛んに生まれた。その活発な活動の中心になった団体の一つが学生人材バンクである。学生人材バンクに参加している学生たちの考え、行動、将来への思い等について本音を聞き、県政へと生かすため、彼らと飲食をしながら議論をしたものである。ここで得られた情報をもとに、本議員は、平成25年3月1日に鳥取力をテーマに議会で代表質問をした。したがって、学生人材バンクに参加する学生たちとの意見交換会は政務調査活動に他ならず、会費は100%政務調査費に該当する。	丙C5の2	領収書の発行者などから食糧費としての性質を有すると推認される。他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまではいえない。学生人材バンクに参加する学生との意見交換会という性質などから県政に関する調査研究のために出席したものと認められ，本件ガイドラインで定められた食糧費の上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的の立証があったとは認められない。	丙C5の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	会議費	H24.4.23	3	往復はがき代（妙子サロン案内状80枚）	¥8,000	100%	¥4,000	50%	2－1　そもそも妙子サロンは，甲1の15頁『政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示』に示される「会議費」の内容，つまり「議員が主催，共催する県民の県政への要望，意見を吸収するための各種会議の開催に要する経費」に全てが該当するものではない。浜田議員が発行している『きずな』(Vol.13)によれば，「月に1回妙子サロンを開き，生活に関わる様々な勉強をしています」と説明されている。少なくとも，甲1の17頁に例示された「県政要望会議」や「県政報告会」には該当しない。 さらに、妙子サロンの案内状は100枚以下ということからすれば、政務調査費の対象外となる「後援会活動」の側面がある。従って、これらに関わる経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「妙子サロンは広く県下の議題を拾い，市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。…＜中略＞…これに関連するはがき代，講師料は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 　しかし，サロンとは社交的集会のことである。一議員が自らの名前を冠して主催する「妙子サロン」は，公的機関が公共の場で主催する集会とは異なり，浜田議員の後援会関係者や支持者でなければ参加しにくい私的な小規模集会というべきである。しかも補助参加人が「過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している」と主張するように，参加者名簿も作成される（名簿がなければ案内状を送付できない）。もし新たな参加者があれば，その住所・氏名が名簿に記載され，その後の選挙活動や後援会活動などに利用されることは容易に想像できる。 　また，補助参加人は「参加の呼びかけのため，インターネット，チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている」と主張するが，そのチラシの作成・配布に要する経費が政務調査費に計上されていないのは不自然である。さらに，趣味が多様化し，各種の娯楽があふれている現代では，講師が有名人である場合を除いて，議員がインターネットで告知したり，会場前にPR紙を掲示した程度では人は集まらない。サロン参加者の全員または大部分が浜田議員の後援会関係者や支持者であることも容易に想像できる。 　妙子サロンの性格については，湯原俊二・衆議院議員による国政報告会ならびに意見交換会（7月7日）という側面（政務調査費の対象外となる政党活動）に加えて，議員だより『きずな』（11月27日発行）に記載されているように「生活に関わる様々な勉強をしています」という勉強会としての側面もある。 　会議とは，複数の関係者が集まって，一定の題目について相談・議論する場のことである。議員本人が勉強するだけならともかく，議員の後援会関係者や支持者を集めて茶菓を提供し，講師を招き，生活に関わる様々な勉強をしてもらうという妙子サロン（社交的集会）は，鳥取県政務調査費交付条例施行規則およびガイドラインに記載された「各種会議」とは別物である。したがって，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「伯耆町における有機野菜の栽培活動であり，県政との関連性を有し，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められる」として，サロン案内状はがき代の全額を政務調査費として認めた。 　しかし，ガイドラインの規定によれば，想定される「各種会議」とは，具体的には県政要望会議と県政報告会である。本件のように，議員の支援者を集めて「生活に関わる様々な勉強をしています」と説明されるサロン（社交的集会）は，「各種会議」に該当せず，調査研究活動というよりも，むしろ後援会活動や選挙活動としての側面が強い。 　しかも，このサロンで吸収したはずの県民の意見・要望については，具体的に何の成果物も提出されていない。また，証拠丙C5の4に記載の「黒ボク土壌の畑で有機野菜の栽培活動について」にも，住民意思の把握に関する記述は見当たらない。原判決は，サロン活動の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 　妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 　上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 　したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が平成24年5月12日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の案内状として使用された往復ハガキ代の支出であると推認される。取り扱ったテーマは，伯耆町におけるいわゆるIターン者の有機野菜の栽培活動であり，県政との関連性を有し，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	会議費	H24.5.12	16	講師料（妙子サロン）	¥10,000	100%	¥5,000	50%	2　番号8の原告らの主張と同様である。	番号8と同じ。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が平成24年5月12日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の講師料である。取り扱ったテーマは，伯耆町におけるいわゆるIターン者の有機野菜の栽培活動であり，県政との関連性が認められ，講師への謝金の支払は本件ガイドラインでも認められている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0
10	会議費	H24.6.20	42	往復はがき代（妙子サロン案内状100枚）	¥10,000	100%	¥5,000	50%	2　番号8の原告らの主張と同様である。	原判決は「国の財政状況，東日本大震災からの復興支援について政策や取組みについての解説の後，意見交換が行われたことが認められる。国政の問題であると同時に県政の問題でもある」として無理やり忖度し，サロン案内状の往復はがき代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，衆議院議員総選挙は平成24年12月16日に執行された。同年7月7日に行われた衆議院議員によるこの国政報告会は，ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と明記された政党活動・後援会活動・選挙活動に該当することは，あまりに明白である。さらに，ガイドラインの規定によれば，想定される「各種会議」とは，具体的には県政要望会議と県政報告会である。当然ながら，国政報告会は含まれない。 原判決は，ガイドラインの規定や妙子サロンの実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が平成24年7月7日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の案内状であると推認される。衆議院議員を講師として，国の財政状況，東日本大震災からの復興支援について政策や取組みについての解説の後，意見交換が行われたことが認められる。国政の問題であると同時に県政の問題でもあるといえ，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	会議費	H24.7.6	58	茶菓代（妙子サロン）	¥2,025	100%	¥0	0%	2－1　妙子サロンの性格は番号8の原告らの主張の通り。これに加えて，特定の参加者に対して，コーヒー，シロップ，ゼリーといった数々の飲食物を提供することは，社会通念上（甲1の17頁），政務調査に要する経費としては認められない。 2－2　補助参加人は，「妙子サロンで提供された茶菓は，主にコーヒーと駄菓子であり，これらにかかる費用は一人当たり50円から100円程度であった。…＜中略＞…政務調査活動を目的として，議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている…＜中略＞…政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，補助参加人の主張は証拠書類と矛盾する。具体的には，7月7日に行われた妙子サロンでは，その前日と当日の2回に分けて茶菓が購入された（領収書番号58，59）。その合計は 6,775円であり，約 20名という参加者人数では，一人当たり約 339円になる。その内容も，ブルボン ガトーレーズンFS，ナッツカーニ，職人の珈琲，ゼリーなど，多岐にわたる。補助参加人は前記の「50円から100円程度」という計算の根拠を証拠書類に基づいて正しく示されたい。 また，補助参加人は「政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるため」と主張する。平成24年度の妙子サロンの性格がいつから県政報告会になったのかを証拠書類に基づいて正しく示されたい。 上述のように，妙子サロンは政務調査活動としての「会議」ではなく，政務調査費の対象外となる後援会活動・政党活動などの目的を持った「集会」であるため，サロン参加者への茶菓提供代は政務調査費として認められない。	原判決は「茶菓代として社会通念上相当な範囲を超える支出であることを疑わせる証拠はない」として，高額な茶菓代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，本件がガイドラインの規定する「各種会議」に該当しないことは，すでに番号10で主張したとおりである。それに加えて，本件の茶菓代は一人当たり約339円であり，社会通念上，異様に高額である。高額な茶菓で接待されたのは，浜田議員とその所属政党の支持者約20名である。 原判決は，ガイドラインの規定や妙子サロンの実績・実情を何ら考慮することなく茶菓代の全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲1	妙子サロンの参加者に提供された茶菓代である。 上述のとおり、妙子サロンは、政務調査活動に当たる。本議員は、来場者に飲み物を飲んで疲労感を緩和して頂き、より活発に意見交換を行って頂きたいと考え、飲み物を提供した。なお、妙子サロンで提供された茶菓は、主にコーヒーと駄菓子であり、これらにかかる費用は一人当たり50円から100円程度であった。 ところで、ガイドライン上も、政務調査活動を目的として、議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている（甲1・9頁の会議費備考欄参照）。 したがって、政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。		補助参加人浜田が平成24年7月7日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の茶菓代である。同会合では，衆議院議員を講師として，国の財政状況，東日本大震災からの復興支援について政策や取組みについての解説の後，意見交換が行われたことが認められる。国政の問題である同時に県政の問題でもあるといえ，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められる。茶菓代として社会通念上相当な範囲を超える支出であることを疑わせる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0
12	会議費	H24.7.7	59	茶菓代（妙子サロン）	¥4,750	100%	¥0	0%	2　番号11の原告らの主張と同様である。	番号11と同じ。	甲1	妙子サロンの参加者に提供された茶菓代である。 上述のとおり、妙子サロンは、政務調査活動に当たる。本議員は、来場者に飲み物を飲んで疲労感を緩和して頂き、より活発に意見交換を行って頂きたいと考え、飲み物を提供した。なお、妙子サロンで提供された茶菓は、主にコーヒーと駄菓子であり、これらにかかる費用は一人当たり50円から100円程度であった。 ところで、ガイドライン上も、政務調査活動を目的として、議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている（甲1・9頁の会議費備考欄参照）。 したがって、政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。		補助参加人浜田が平成24年7月7日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の茶菓代である。同会合では，衆議院議員を講師として，国の財政状況，東日本大震災からの復興支援について政策や取組みについての解説の後，意見交換が行われたことが認められる。国政に関する問題は，同時に県政の問題でもあるといえ，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められる。茶菓代として社会通念上相当な範囲を超える支出であることを疑わせる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	会議費	H24.10.25	114	往復はがき代（妙子サロン案内状80枚）	¥8,000	100%	¥4,000	50%	2　番号8の原告らの主張と同様である。	原判決は「食物アレルギー児を持つ親の会「ナチュラル」の活動についてであり，県政との関連性が認められ，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められる。」として，サロン案内状のはがき代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，ガイドラインが想定するのは「議員が主催，共催する県民の県政への要望，意見を吸収するための各種会議」（具体例が県政要望会議，県政報告会）であって，議員の支持者を対象に「ナチュラル」の活動を認知・普及させるための講習会・講演会ではない。生活に関わるテーマで講演会を開き，支持者に来てもらえれば，喜ばれるし，選挙の時の票にもなるので，後援会活動・選挙準備活動の側面が強い。 それに，本件を通じて議員が県民の意見，要望を吸収するとの判決であるが，調査研究活動の内容（成果物）は提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や妙子サロンの実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が平成24年11月11日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の案内状として使用された往復ハガキ代であると推認される。取り扱ったテーマは，食物アレルギー児を持つ親の会「ナチュラル」の，学校や地域の食物アレルギーへの理解を深める活動についてであり，県政との関連性が認められ，県民の意見，要望を吸収するという性質を有すると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0
14	会議費	H24.11.11	129	講師料（妙子サロン）	¥10,000	100%	¥5,000	50%	2　番号8の原告らの主張と同様である。	番号13と同じ。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が平成24年11月11日に開催した「妙子サロン」という名称の意見交換会の講師料である。取り扱ったテーマは，食物アレルギー児を持つ親の会「ナチュラル」の，学校や地域の食物アレルギーへの理解を深める活動についてであり，県政との関連性が認められ，講師への謝金の支払は本件ガイドラインでも認められている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0
15	会議費	H25.3.14	206	往復はがき代（妙子サロン案内状50枚）	¥5,000	100%	¥2,500	50%	2　番号8の原告らの主張と同様である。	原判決は「当回の具体的テーマは提出済みの議員だよりからは明らかでないが，…＜中略＞…広く県下の議題を拾い，県政の課題として取り上げるべきテーマを選定していたという補助参加人浜田の主張に格別不合理な点はなく」として，経費の全額を政務調査費として認めた。 『きずな Vol.14』によれば，議員本人を講師とする県議会報告が行われた。出した案内状は50枚，参加者は19名だったというから，議員の熱心な支援者だけが参加したと考えられる。案内状の宛先も実際の参加者も，議員の後援会メンバーと重なると考えるのが自然であるため，この県議会報告会は，実際には後援会活動としての側面が強い。 本件のように政務調査活動以外の活動が含まれる場合は，実績等を考慮して経費を按分する必要がある（ガイドライン）。原判決は，ガイドラインの規定や県議会報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲13甲1	妙子サロンの案内状として使用した往復はがき購入代及び講師料である。 妙子サロンは広く県下の議題を拾い、市民との意見交換を通じて県政の課題として取り上げるべきものを議論するための政務調査活動である。これまで、農産物の安全性、ネット社会の落とし穴（子どもの被害）、放射能汚染、防災対策、荒れた山林の実態等について、講師と共に身近な課題について現状を知り、市民がどのように考えているか探り、議場質問に活かしてきた。 上記のような妙子サロンの趣旨から、参加者の呼びかけも広く市民の目に入るような形で行うことを心掛けている。参加の呼びかけのため、インターネット、チラシ配布及び会場前におけるPR紙の掲示等を行っている。また、過去の参加者にもあらためて参加を呼びかけるために案内状を送付している。 したがって、妙子サロンは政務調査活動に他ならず、これに関連するはがき代、講師料は100%政務調査費に該当する。なお、妙子サロンでは後援会活動の類は一切行っていない。		補助参加人浜田が主催する「妙子サロン」という名称の意見交換会の案内状として使用された往復ハガキ代であると推認される。当回の具体的テーマは提出済みの議員だよりからは明らかでないが，それ以前の分の議員だよりに記載された「妙子サロン」の活動内容等に照らしても，広く県下の議題を拾い，県政の課題として取り上げるべきテーマを選定していたという補助参加人浜田の主張に格別不合理な点はなく，当回に限って政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
16	会議費	H25.3.29	220	茶菓代（妙子サロン）	¥1,544	100%	¥0	0%	2－1　妙子サロンの性格は番号8の原告らの主張の通り。これに加えて，特定の参加者に対して数々の飲食物を提供することは，社会通念上（甲1の17頁），政務調査に要する経費としては認められない。 2－2　補助参加人は，「妙子サロンで提供された茶菓は，主にコーヒーと駄菓子であり，これらにかかる費用は一人当たり50円から100円程度であった。…＜中略＞…政務調査活動を目的として，議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている…＜中略＞…政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。」と主張する。 しかし，補助参加人の主張は証拠書類と矛盾する。具体的には，7月7日に行われた妙子サロンでは，その前日と当日の2回に分けて茶菓が購入された（領収書番号58，59）。その合計は6,775円であり，約20名という参加者人数では，一人当たり約339円になる。その内容も，ブルボン ガトーレーズンFS，ナッツカーニ，職人の珈琲，ゼリーなど，多岐にわたる。補助参加人は前記の「50円から100円程度」という計算の根拠を証拠書類に基づいて正しく示されたい。 また，補助参加人は「政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるため」と主張する。平成24年度の妙子サロンの性格がいつから県政報告会になったのかを証拠書類に基づいて正しく示されたい。 上述のように，妙子サロンは政務調査活動としての「会議」ではなく，政務調査費の対象外となる後援会活動・政党活動などの目的を持った「集会」であるため，サロン参加者への茶菓提供代は政務調査費として認められない。	番号15と同じ。	甲1	妙子サロンの参加者に提供された茶菓代である。 上述のとおり，妙子サロンは，政務調査活動に当たる。本議員は，来場者に飲み物を飲んで疲労感を緩和して頂き，より活発に意見交換を行って頂きたいと考え，飲み物を提供した。なお，妙子サロンで提供された茶菓は，主にコーヒーと駄菓子であり，これらにかかる費用は一人当たり50円から100円程度であった。 ところで，ガイドライン上も，政務調査活動を目的として，議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている（甲1・9頁の会議費備考欄参照）。 したがって，政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。		補助参加人浜田が主催する「妙子サロン」という名称の意見交換会の茶菓代であると推認される。当回の具体的テーマは提出済みの議員だよりからは明らかでないが，それ以前の分の議員だよりに記載された「妙子サロン」の活動内容等に照らしても，広く県下の議題を拾い，県政の課題として取り上げるべきテーマを選定していたという補助参加人浜田の主張に格別不合理な点はなく，当回に限って政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もない。また，茶菓代として社会通念上不相当な金額であるとも認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4（4頁）	¥0
17	資料購入費	H24.5.29	29	鳥取県教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%	2－1　職員録・県民手帳は、政務調査費にも使用できるが、議員活動全般に関連する資料であり、その経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 2－2　補助参加人は，「上記職員録の購入費は100%政務調査費に該当する。なお，上記職員録は，性質上，政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが，本議員は政務調査目的以外で上記職員録を使用したことはない。」と主張する。 しかし，補助参加人が「上記職員録は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではある」と自認する通り，その性質上100%政務調査費に該当することはない。 ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県教育関係職員録は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，この職員録を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		鳥取県教育関係職員録の購入費である。 本議員は、代表質問の準備等のため、教育関係の職員に資料収集を依頼したり、教育現場の現状等について担当職員から説明を受ける必要が生じることが多いため、教育関係の職員の連絡先を調べる目的で上記職員録を購入した。代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動であり、本議員は、かかる政務調査を行う目的に限って上記職員録を使用した。したがって、上記職員録の購入費は100%政務調査費に該当する。 なお、上記職員録は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが、本議員は政務調査目的以外で上記職員録を使用したことはない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず，政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
18	広報費	H24.5.1	15	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	「政務調査活動以外の活動も掲載しており、これら情報量の割合は多目に按分してホームページ全体の情報量の20%である」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した（H22.11.19 ）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「ホームページの情報量の割合をもとに補助参加人浜田が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」として，補助参加人の「政務調査活動以外の活動も掲載しており、これら情報量の割合は多目に按分してホームページ全体の情報量の20%である」という主張通りにホームページ管理料の80%を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人の平成24年度のホームページの内容についての資料は提出されておらず，この按分率には何の根拠もない。 一方，東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの開設・維持費用について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して80%の按分支出を認めており，誤りである。		本議員のホームページ管理料である。 本議員のホームページには知事に対する会派要望、代表質問及び一般質問の内容などを掲載している外、本議員の議会における質問内容やそれに対する答弁内容などをまとめた議員だより「きずな」を閲覧することができる。 すなわち、本議員は、政務調査活動内容についてホームページを通じ住民に対し広く周知することで一人でも多くの住民に県政に対する関心を持っていただくことにつながり、ひいてはより多くの住民の声を県政に反映させることができると考えホームページを開設している。 なお、ホームページ内の活動スケジュールカレンダーには政党関連の活動など政務調査活動以外の活動も掲載しており、これら情報量の割合は多目に按分してホームページ全体の情報量の20%である。 したがって、控え目に按分してホームページ管理料の80%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人浜田の設定した按分率が不相当であることを何ら立証しようとしない。		補助参加人浜田は，政党関連の活動に関する記載等，政務調査活動に関する記載があることを認めるところ，その主張に係る按分率について適切な反証がない。 甲26の左記領収書によると，補助参加人浜田は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥2,400

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	広報費	H24.5.16	18	メール便送料（議会報告「きずな通信vol.12」960通）	¥76,800	100%	¥49,920	65%	「議員だよりの郵送のために要した費用は、100%政務調査費に該当すると判断した。なお、上記議員だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。」という主張であるが、きずな Vol.12（甲19号証）には、議員個人の顔写真やイラストなど、議員の調査研究に資するとはいえない箇所（A～I）も含まれる。それらの箇所を除外して計算した結果、紙面等における政務調査活動部分の占める割合（按分率）は65%であった。	原判決は「後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人浜田の顔写真が掲載された部分についても，そのことのみをもって議会報告の性格が失われるものではない」として，「きずな通信」発送料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問内容等の記載についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲19	本議員の県議会における質問内容、それに対する知事の答弁内容、妙子サロンの活動報告について記載した「浜田妙子議員だより きずな Vol.12」を郵送するために要した郵送料である。 本議員は、議員だよりをより多くの住民に読んで頂くことで、本議員がより良い県政を実現するためどのような活動を行っているか知って頂くと共に、住民が県政に対し何を望んでいるかという貴重な情報を得ることにつながると考えている。すなわち、本議員は、議員だよりを一人でも多くの住民に読んで頂くことがより良い県政の実現につながると考えている。そのためには、議員だよりが住民の手元に確実に届くよう直接郵送する必要がある。 したがって、議員だよりの郵送のために要した費用は、100%政務調査費に該当すると判断した。なお、上記議員だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。		補助参加人浜田が発送した広報誌（丙C5の3）には，定例議会での質問内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人浜田の顔写真が掲載された部分についても，そのことのみをもって議会報告の性格が失われるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の3	¥0
20	広報費	H24.5.18	21	HP更新作業料	¥3,360	80%	¥2,100	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ更新作業を業者に委託した際に要した作業料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥1,260
21	広報費	H24.5.31	35	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
22	広報費	H24.7.2	56	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
23	広報費	H24.7.31	70	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
24	広報費	H24.8.31	90	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
25	広報費	H24.10.1	108	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
26	広報費	H24.10.31	126	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
27	広報費	H24.11.30	139	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	広報費	H24.11.30	140	メール便送料（議会報告「きずな通信vol.13」1026通）	¥73,010	100%	¥51,837	71%	「上記議員だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。」という主張であるが、きずな Vol.13（甲20号証）には、議員個人の顔写真やイラストなど、議員の調査研究に資するとはいえない箇所（A～J）も含まれる。それらの箇所を除外して計算した結果、紙面等における政務調査活動部分の占める割合（按分率）は71％であった。	番号19と同じ。	甲20	本議員の県議会における質問内容、それに対する知事の答弁内容、北東アジア男女共同参画交流フォーラムの内容、妙子サロンの活動報告について記載した「浜田妙子議員だより きずな Vol.13」を郵送するために要した郵送料である。上記議員だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.16付郵送料（議会報告きずな通信）」と同様の理が当てはまる。		補助参加人浜田が発送した広報誌（丙C5の4）には，定例議会での質問内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人浜田の顔写真が掲載された部分についても，そのことのみをもって議会報告の性格が失われるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4	¥0
29	広報費	H24.12.17	143	印刷代（議会報告「きずな通信vol.13」）	¥95,550	100%	¥67,840	71%	番号28と同じ。	番号19と同じ。		「浜田妙子議員だより きずな Vol. 13」の印刷代である。 上記議員だよりの内容は、本議員の県議会における質問内容、それに対する知事の答弁内容、北東アジア男女共同参画交流フォーラムの内容、妙子サロンの活動報告である。これらの情報を住民に知っていただくことで、県政に対する関心が高まり、本議員のもとにより多くの住民の声が届くことにつながる。そうなれば、本議員は、より住民目線に立った実効的な政策立案等の政務調査活動を行うことが可能になる。 したがって、上記議員だよりの印刷代は100％政務調査費に該当すると判断した。なお、上記議員だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。		広報誌（丙C5の4）には，定例議会での質問内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人浜田の顔写真が掲載されていたとしても，そのことのみをもって議会報告の性格が失われるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C5の4	¥0
30	広報費	H25.1.31	178	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
31	広報費	H25.3.4	203	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
32	広報費	H25.4.1	234	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400
33	広報費	H25.4.15	235	ドメイン管理料	¥5,600	80%	¥3,500	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページのドメイン管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,100
34	広報費	H25.4.18	236	CMS利用料	¥6,400	80%	¥4,000	50%	按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付 CMS利用料」と同様の理が当てはまる。	番号18と同じ。		本議員のホームページ管理料である。 按分率の根拠については、「広報費 H24.5.1付CMS利用料」と同様の理が当てはまる。		番号18と同じ。		¥2,400

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
35	事務所費	H24.3.30	1	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	「政務調査活動に関するものは控え目に按分して80%であり、この使用割合に従い、事務所賃借料の80%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 青森地裁では「事務所費として支出したとする事務所賃料については、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当である」と判示した（H22.3.26）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「事務所の使用割合をもとに補助参加人浜田が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所の賃借料である。 本議員は、事務所を政務調査活動のために使用している。 なお、事務所において、後援会活動を行うことも皆無ではないが、後援会活動は、県議会議員選挙の前年にはその活動量が増加するものの、平成24年度は、前年4月に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回の県議会議員選挙は平成27年4月に行われる予定であったため、平成24年度は後援会活動自体殆ど行われなかった。 その他に、個人的な来客の対応などで事務所を使用することもあったが、これらの政務調査活動以外の目的での事務所使用は、使用割合全体のうち多目に按分して20%である。 したがって、政務調査活動に関するものは控え目に按分して80%であり、この使用割合に従い、事務所賃借料の80%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは補助参加人浜田の按分率が不合理であることについて具体的な主張立証を行っていない。		補助参加人浜田は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書によると，補助参加人浜田は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥21,915
36	事務所費	H24.4.26	8	電気代	¥1,736	80%	¥1,085	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥651
37	事務所費	H24.4.27	9	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
38	事務所費	H24.4.27	10	ガス代	¥2,311	90%	¥1,284	50%	「ガスを使用する場合、政務調査活動以外の活動のために使用する割合は多目に按分しても10%であった」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 なお「その裁量に基づく判断が合理的な範囲にとどまるものである限り……」との主張についても、その判断が合理的な範囲にとどまることを示す証拠書類は提出されていない。 大阪高裁では、各議員事務所の事務机購入費、固定電話料金、光熱水道費、パソコン購入代金、コピー機リース料、文具購入費、清掃用具代、事務所改装費、共同住宅管理費等につき、事務所賃料におけると同一の理由で、事務所賃料についての按分率を超える支出は違法とした（H19.12.26）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 事務所においてガスを使用する頻度は電気のように常時使用ものに比べ低い。ガスを使用する場合、政務調査活動以外の活動のために使用する割合は多目に按分しても10%であった。 したがって、ガス代のうち控え目に按分して90%が政務調査費に該当すると判断した。 なお、平成24年度当時のガイドライン（甲1）自体、同一の経費区分における按分率を一律に定めることや、按分率を事前に申請することを求めていない。これは、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われることにより地方議会の審議能力強化を目指す政務調査活動費制度の目的に鑑み、各議員に一定の裁量を与え、その裁量に基づく判断が合理的な範囲にとどまるものである限り、政務調査活動費の支出を適法なものとするとの理念に基づくものと考えられる。 とすれば、事務所費の按分率を、当該事務所費の使用実態に合わせて合理的範囲内で柔軟に設定することも、各議員に認められた裁量の範囲内の行為といえる。		番号35と同じ。		¥1,027
39	事務所費	H24.5.15	17	水道代	¥158	90%	¥88	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥70

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
40	事務所費	H24.5.28	26	電気代	¥3,537	80%	¥2,211	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,326
41	事務所費	H24.5.28	27	ガス代	¥2,245	90%	¥1,247	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥998
42	事務所費	H24.5.30	34	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
43	事務所費	H24.6.27	49	電気代	¥4,483	80%	¥2,802	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,681
44	事務所費	H24.6.27	50	ガス代	¥2,280	90%	¥1,267	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,013
45	事務所費	H24.6.29	52	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
46	事務所費	H24.7.17	61	水道代	¥1,549	90%	¥861	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥688
47	事務所費	H24.7.27	65	電気代	¥4,264	80%	¥2,665	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,599
48	事務所費	H24.7.27	66	ガス代	¥2,153	90%	¥1,196	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥957
49	事務所費	H24.7.30	69	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
50	事務所費	H24.8.27	85	電気代	¥4,834	80%	¥3,021	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,813
51	事務所費	H24.8.27	86	ガス代	¥1,989	90%	¥1,105	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥884
52	事務所費	H24.8.30	89	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
53	事務所費	H24.9.18	97	水道代	¥1,549	90%	¥861	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥688

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
54	事務所費	H24.9.27	102	電気代	¥5,896	80%	¥3,685	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥2,211
55	事務所費	H24.9.27	103	ガス代	¥1,946	90%	¥1,081	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥865
56	事務所費	H24.9.28	105	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
57	事務所費	H24.10.26	117	電気代	¥3,457	80%	¥2,161	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,296
58	事務所費	H24.10.29	120	ガス代	¥2,007	90%	¥1,115	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥892
59	事務所費	H24.10.30	122	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
60	事務所費	H24.11.15	130	水道代	¥1,549	90%	¥861	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥688
61	事務所費	H24.11.27	135	ガス代	¥2,245	90%	¥1,247	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥998
62	事務所費	H24.11.28	136	電気代	¥3,785	80%	¥2,366	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,419
63	事務所費	H24.11.30	138	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
64	事務所費	H24.12.21	147	し尿汲取り料	¥1,800	90%	¥1,000	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所に設置しているトイレのし尿汲取り代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥800
65	事務所費	H24.12.26	151	灯油代	¥2,764	80%	¥1,728	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所に設置している暖房器具のために使用した灯油代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.3.30付 事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,036
66	事務所費	H24.12.27	154	ガス代	¥2,131	90%	¥1,184	50%	按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.27付 ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥947

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
67	事務所費	H24.12.28	155	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
68	事務所費	H24.12.28	156	電気代	¥3,385	80%	¥2,116	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,269
69	事務所費	H25.1.15	162	水道代	¥1,549	90%	¥861	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥688
70	事務所費	H25.1.28	169	ガス代	¥2,014	90%	¥1,119	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥895
71	事務所費	H25.1.29	174	電気代	¥2,924	80%	¥1,827	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,097
72	事務所費	H25.1.30	175	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
73	事務所費	H24.2.20	189	灯油代	¥2,937	80%	¥1,836	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所に設置している暖房器具のために使用した灯油代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,101
74	事務所費	H25.2.27	196	電気代	¥4,238	80%	¥2,649	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,589
75	事務所費	H25.2.27	197	ガス代	¥2,349	90%	¥1,305	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥1,044
76	事務所費	H25.2.28	199	事務所賃借料，駐車場料，振込料	¥58,441	80%	¥36,526	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		本議員の事務所の賃借料である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥21,915
77	事務所費	H25.3.15	208	水道代	¥1,549	90%	¥861	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥688
78	事務所費	H25.3.27	216	ガス代	¥2,126	90%	¥1,181	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所におけるガス代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥945
79	事務所費	H25.3.28	218	電気代	¥2,604	80%	¥1,628	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における電気代である 按分率の根拠については、「事務所費　H24.3.30付　事務所賃借料」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥976
80	事務所費	H25.5.15	238	水道代	¥1,418	90%	¥788	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付ガス代」と同様の理が当てはまる。	番号35と同じ。		事務所における水道代である。 按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.27付　ガス代」と同様の理が当てはまる。		番号35と同じ。		¥630

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
81	事務費	H24.4.25.	4	電話代	¥3,789	80%	¥2,368	50%	「事務所の使用割合のうち控え目に按分して80%は政務調査活動に関するもの」だから「電話代の80%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 政務調査活動に資する部分とそれ以外の部分との合理的区分が困難な場合、青森地裁は事務所設置の電話については「政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とするのが相当」と判示した（H22.3.26）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として、補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし、補助参加人が主張する按分率は、何の根拠もない当て推量であって、事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は、「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり、それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し、「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず、日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し、事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は、事務所費について、これまでの判決例を何ら考慮することなく、補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており、誤りである。		事務所に設置している固定電話代である。 本議員は、事務所を政務調査活動のために使用している。 なお、事務所において、後援会活動を行うことも皆無ではないが、後援会活動は、県議会議員選挙の前年にはその活動量が増加するものの、平成24年度は、前年4月に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回の県議会議員選挙は平成27年4月に行われる予定であったため、平成24年度は後援会活動自体殆ど行われなかった。 その他に、個人的な来客の対応などで事務所を使用することもあったが、これらの政務調査活動以外の目的での事務所使用は、使用割合全体のうち多目に按分して20%である。 したがって、事務所の使用割合のうち控え目に按分して80%は政務調査活動に関するものであり、この使用割合に従い、電話代の80%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは、補助参加人浜田の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		補助参加人浜田は、左記支出の対象が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが、その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書によると、補助参加人浜田は、左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが、政務調査費に充てることが許されるのは、原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり、それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥1,421
82	事務費	H24.4.25	5	郵送料（収支報告書関連書類郵送分）	¥500	100%	¥0	0%	政務調査活動を実施することと、その費用に公費である政務調査費を充当することとは別の行為である。実際に、政務調査活動を実施しても自費で賄い、公費である政務調査費を充当しない議員もいた。 議会事務局宛てに収支報告書などの大量の書類を送付する義務は、政務調査費を充当したことによって生じたものである。このような書類を議会事務局に送付しても、政務調査活動（住民意思の把握や当該地方自治体の事務に関する調査研究）を行ったことにはならない。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「収支報告書等の郵送料も政務調査活動に付随するものとして、政務調査費から支出することが許容される」として、郵送料の全額を政務調査費として認めた。 しかし、“付随”とは主たる事柄に連れて（従属して）起こることである。調査研究活動を実施しても、政務調査費を充当しない議員もいた。また、「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される性格を持つ政務調査費であることから、政務調査費に充当しない調査研究費が存在することが大前提となる。つまり、調査研究活動を行っても政務調査費で充当する必然性はないため、収支報告書等の郵送作業を従属させる必要もない。郵送作業は、使った経費に公金を充当する目的で、議員の任意の判断で行われたものである。 そもそも、収支報告書等の郵送作業と、調査研究活動の内容である「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）とは、まったく無縁である。 原判決は、地方自治法や調査研究活動の内容を何ら考慮することなく、補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており、誤りである。		政務調査費の収支報告書、その他関係書類を議会事務局宛てに送付した郵送料である。 政務調査活動に要した費用やその実態を議長宛てに報告するために必要な費用であって、100%政務調査費に該当すると判断した。		領収書に使用目的が追記されており、収支報告書等の郵送料も政務調査活動に付随するものとして、政務調査費から支出することが許容されると解するべきであるから、本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的、外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
83	事務費	H24.4.26	6	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
84	事務費	H24.4.26	7	NHK受信料	¥2,152	80%	¥1,345	50%	「NHK受信料のうち控え目に按分して80%は政務調査費に該当する」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 盛岡地裁は「NHK の受信料については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 当時、事務所に設置していたテレビは、録画機能が付いたものであった。本議員は、政治、経済、社会、教育等に関する幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的でNHKの番組を録画した上、視聴した。もっとも、NHK番組の視聴によって身に付けた見識が、後援会活動等の政務調査活動以外にも生かされる面もある。 したがって、NHK受信料のうち控え目に按分して80%は政務調査費に該当すると判断した。		番号81と同じ。		¥807
85	事務費	H24.5.25	23	携帯電話代	¥10,427	63%	¥8,276	50%	「携帯電話の90%を議員としての活動のために使用」、「議員としての活動のうち政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することは多目に按分しても30%」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 仙台高裁では、議員が使用する携帯電話について、2分の1を超える政務調査費の支出が違法と判示された（H23.9.30）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 本議員は、携帯電話の90%を議員としての活動のために使用しており、残り10%は私的な目的の使用している。議員としての活動のうち、主な使用目的は、県議会における質問準備のための情報収集や、住民からの県政に関わる相談への対応など政務調査活動に当たるものである。 なお、平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため後援会活動はほぼ行われておらず、後援会活動のために携帯電話を使用したことは殆どなかった。 その他に、政党関係者との打合せや個人の用務で携帯電話を使用することもあるが、これを含めても、議員としての活動のうち政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することは多目に按分しても30%にとどまる。 したがって、携帯電話料金のうち控え目に按分して90%×70%＝63%が政務調査費に該当すると判断した。		番号81と同じ。		¥2,151
86	事務費	H24.5.25	24	電話代	¥4,598	80%	¥2,874	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,724
87	事務費	H24.5.28	25	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
88	事務費	H24.6.20	41	事務用品（トナー代、コピー用紙）	¥34,943	80%	¥21,839	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所で使用するトナー及び用紙の購入費である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥13,104
89	事務費	H24.6.25	44	携帯電話代	¥11,922	63%	¥9,462	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付 携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥2,460
90	事務費	H24.6.25	45	電話代	¥4,588	80%	¥2,868	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,720
91	事務費	H24.6.26	46	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
92	事務費	H24.6.26	47	NHK受信料	¥2,152	80%	¥1,345	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.26付 NHK受信料」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.26付NHK受信料」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥807
93	事務費	H24.7.25	62	携帯電話代	¥7,173	63%	¥5,693	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付 携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,480

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
94	事務費	H24.7.25	63	電話代	¥4,668	80%	¥2,918	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,750
95	事務費	H24.7.26	64	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
96	事務費	H24.8.27	81	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
97	事務費	H24.8.27	82	携帯電話代	¥11,518	63%	¥9,141	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥2,377
98	事務費	H24.8.27	83	電話代	¥4,784	80%	¥2,990	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,794
99	事務費	H24.8.27	84	NHK受信料	¥2,152	80%	¥1,345	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付　NHK受信料」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付NHK受信料」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥807
100	事務費	H24.9.25	98	携帯電話代	¥10,238	63%	¥8,126	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥2,112
101	事務費	H24.9.25	99	電話代	¥4,685	80%	¥2,928	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,757
102	事務費	H24.9.26	100	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
103	事務費	H24.10.25	111	携帯電話代	¥8,005	63%	¥6,353	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,652
104	事務費	H24.10.25	112	電話代	¥4,544	80%	¥2,840	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,704
105	事務費	H24.10.26	115	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
106	事務費	H24.10.26	116	NHK受信料	¥1,960	80%	¥1,225	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付　NHK受信料」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付NHK受信料」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥735
107	事務費	H24.11.26	131	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
108	事務費	H24.11.26	132	携帯電話代	¥6,490	63%	¥5,151	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,339

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
109	事務費	H24.11.26	133	電話代	¥4,586	80%	¥2,866	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,720
110	事務費	H24.12.20	146	事務用品（トナー代）	¥29,400	80%	¥18,375	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所で政務調査活動に関する資料を作成するため購入したトナー代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥11,025
111	事務費	H24.12.25	148	携帯電話代	¥8,356	63%	¥6,632	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,724
112	事務費	H24.12.25	149	電話代	¥4,979	80%	¥3,112	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,867
113	事務費	H24.12.26	152	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
114	事務費	H24.12.26	153	NHK受信料	¥1,960	80%	¥1,225	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付　NHK受信料」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.26付NHK受信料」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥735
115	事務費	H25.1.25	166	携帯電話代	¥9,850	63%	¥7,817	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥2,033
116	事務費	H25.1.25	167	電話代	¥4,811	80%	¥3,007	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,804
117	事務費	H25.1.28	168	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付　電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
118	事務費	H25.1.28	172	事務用品（代表質問関連資料用ファイル）	¥1,365	100%	¥682	50%	「県議会における代表質問は、住民の代表として、政策立案や執行機関の監視を行う政務調査活動の最たるものである。」との主張は失当である。県議会における代表質問は、ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と規定された「議会活動」そのものである。この主張から、浜田議員は政務調査活動についての理解を誤っていることが明白である。 しかし、この資料用ファイルは代表質問以外にも使えることを考慮して、50%の按分率を認める。	原判決は「政務調査活動と関連性を有すると認められる。他の用途に用いられたことを疑わせる証拠はないから」として，ファイル代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人が「県議会における代表質問の際に使用するため購入した」と主張しているように，購入と使用の目的は，県議会における代表質問であり，議会活動そのものである。ガイドラインでは，政務調査活動以外の活動として議会活動を第一に挙げている。 原判決は，ガイドラインの規定を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県議会における代表質問の際に使用するため購入したファイルの代金である。 県議会における代表質問は、住民の代表として、政策立案や執行機関の監視を行う政務調査活動の最たるものである。 したがって、代表質問の際に使用するファイルの購入費は100%政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 代表質問のための調査や準備は政務調査活動に該当する。		甲26の左記領収書は「ダイソー」が発行したもので，「事務用品（ファイルなど）」と追記されており，ファイル自体は汎用性が高いものであり，代表質問自体が政務調査であるかはさておき，代表質問用のファイルのみか定かでない。 番号81と同じ。		¥683
119	事務費	H25.2.25	190	携帯電話代	¥21,632	63%	¥17,168	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥4,464

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
120	事務費	H25.2.25	191	電話代	¥4,524	80%	¥2,828	50%	按分率の根拠については、「事務費、H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,696
121	事務費	H25.2.26	192	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
122	事務費	H25.2.26	193	NHK受信料	¥1,960	80%	¥1,225	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.26付 NHK受信料」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.26付NHK受信料」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥735
123	事務費	H25.3.6	204	郵送料（福祉生活病院常任委員会質問状郵送分）	¥1,150	100%	¥0	0%	「福祉生活病院常任委員長として、鳥取県議会の自民党元県議・村田実氏に対し質問状を送付した際の郵送料」ならば、これはガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と規定された「議会活動」の一部であり、政務調査活動ではない。従って、この経費は政務調査費として認められない。			本議員が、福祉生活病院常任委員長として、鳥取県議会の自民党元県議・村田実氏に対し質問状を送付した際の郵送料である。 村田氏が理事長を務めていた社会福祉法人みのり福祉会が、土地売買や賃貸借などに絡んで村田氏らに不適正支出を行なった問題に関し、本議員は福祉生活病院常任委員長の立場から、村田氏らを参考人として委員会に招致し様々な角度から原因を解明し、再発防止につなげることが急務であった。そのため、村田氏本人に対し質問状を送付したものである。元県議会議員が関わった問題の解明を行い再発防止策を講じることは、住民の信頼を回復しより良い県政を実現するために必要な政務調査活動に他ならない。 したがって、質問状の送付に要した郵送料は100%政務調査費に該当すると判断した。		福祉生活病院常任委員会の活動の一環として質問状が郵送されたことが認められる。議会活動そのものに要した支出であるから，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥1,150
124	事務費	H25.3.25	210	携帯電話代	¥13,605	63%	¥10,798	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付 携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥2,807
125	事務費	H25.3.25	211	電話代	¥4,542	80%	¥2,839	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥1,703
126	事務費	H25.3.26	212	複合機リース料	¥8,316	80%	¥5,197	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付 電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		事務所に設置している複合機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.25付電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,119
127	事務費	H25.4.25	237	携帯電話代	¥15,996	63%	¥12,696	50%	按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付 携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号81と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.5.25付携帯電話代」と同様の理が当てはまる。		番号81と同じ。		¥3,300

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.5.28	30	県内調査活動（鳥取1泊）	¥5,900	100%	¥0	0%	1　証拠書類に鳥取シティホテルの領収書が添付されているが，行き先や目的など，どのような政務調査活動に必要な宿泊費であったということが明記されておらず，この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない。政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。このような領収書が政務調査費として認められるのであれば，どのような私的な宿泊でも政務調査費として支出することが認められることになる。 2「代表質問の準備のため限られた時間を有効に活用する目的で宿泊した」から，この宿泊料は「100%政務調査費に該当する」という主張である。 しかし，議会での代表質問，議案の審査や決定こそが議員としての本分（本来的な職務）であり，高額な議員報酬はこのような議会活動のために支給されている。代表質問の準備ならば，議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。従って、この目的で政務調査費を使うことは、基本的に報酬の二重取りとなり、違法である。 なお、政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。もし「担当職員からの聴き取りや資料収集」の中に単なる代表質問の準備ではなく、本来の調査研究活動も含まれるならば、その実績に応じて按分できる。しかし、該当する証拠書類が提出されなければ按分もできないため、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「県庁職員から説明を受けたことが認められるから，宿泊の必要性があったと認められる」として，宿泊料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，宿泊の目的が「代表質問の準備のため」である以上，県庁職員から説明を受けたというのも議会活動の一環としての活動である。代表質問は純然たる議会活動であるから，本件はガイドラインの規定する政務調査活動ではなく，議会活動の一部にほかならない。 原判決は，ガイドラインの規定や宿泊の目的・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		平成24年5月28日から翌29日まで鳥取シティホテルに宿泊した際の宿泊料である。 5月28日は農政課題についての勉強会に参加した。勉強会終了後に宿泊し、翌29日は6月議会の代表質問に向けより充実した準備を行うため、午前8時37分に登庁し担当職員からの聴き取りや資料収集を行った。具体的には、肥育牛の助成制度及び農業復興について、5月29日午前10時から担当課職員による説明を受け、知見を深めた。 代表質問のための準備は、住民意思を県政へ反映させるための政務調査活動に他ならない。したがって、代表質問の準備のため限られた時間を有効に活用する目的で宿泊した場合、その宿泊料も政務調査活動を円滑に行うための必要な費用といえ、100%政務調査費に該当する。	丙C1の1・1の2	領収書からは宿泊目的が不明であるものの，政務調査費出納簿には「県内調査活動」との記載があることが認められる。丙C の1の1によると，補助参加人伊藤保は，平成24年5月28日，県庁で主要事業説明会に参加し，同月29日午前10時から，県庁職員から説明を受けたことが認められるから，宿泊の必要性があったと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C1の1，1の2	¥0
2	会議費	H24.11.1	105	議会報告用葉書代	¥25,000	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書では500名に送付したものであり，送付した葉書も添付されており，議会報告会の案内であることが明らかである。500名という限られた人数での案内（実際の参加人数は不明）であること，JA赤崎支所2階に500名が収容できる会議室があるかどうか疑問であることから推測すると，一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていたと考えられる。この案内にある平成25年2月17日に開催した県政報告会の飲み物代が証拠書類の161頁No155に添付されているが，実際に購入した飲み物は「白バラコーヒー200本，白バラフルーツ100本」の合計300人分である。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費としており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていない支出は認められない。 2「地元住民を対象に500人分の案内用葉書を送付した」との主張であるが、その500人はどのように選定されたのか。社会通念上は、議員の後援会や支援者の名簿が使用されたと推測される。その場合、この県政報告会は実質的に後援会活動であると見なせるため、政務調査費の対象外となる。	原判決は「実質的に後援会活動であったと認めるに足りる証拠はない」として，葉書代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，純然たる県政報告会であったことを示す証拠書類（式次第等）は提出されておらず，当日の具体的な内容も不明である。自らの政治活動を有権者に報告する行為は，後援会活動としての側面が強い。さらに，県政報告会を開くことで，住民意思の把握だけでなく，有権者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げる効果も期待できるから，議員の宣伝活動的な側面があることも明らかである。 本件のように政務調査活動以外の活動が含まれる場合は，実績等を考慮して経費を按分する必要がある（ガイドライン）。原判決は，ガイドラインの規定や県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県政報告会の案内を地元住民に送付した際の葉書代である。 県政報告会は、広く地元住民の声を聞き、その声を県政に生かす目的で開催するものであり、かかる活動は政務調査活動に他ならない。 本議員の県政報告会には、毎年300人前後の来場者があることから、平成25年2月17日開催の県政報告会にも約300人の来場者があると予想し、地元住民を対象に500人分の案内用葉書を送付した。 来場者を集めなければ、より多くの住民の声を県政に生かすという県政報告会の目的は達成できないから、議会報告用葉書代は政務調査活動の目的達成のため必要な費用といえ、100%政務調査費に該当する。		甲26の領収書番号105の領収書にははがきの裏面が添付されるとともに「議会報告用ハガキ代」と追記されていることが認められる。本件ガイドラインにおいても支出が認められている県政報告会の案内用葉書代の支出であると認められる。実質的に後援会活動であったと認めるに足りる証拠はない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
3	会議費	H25.2.18	155	県議会報告会飲物代	¥28,500	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書によると「白バラコーヒー200本　白バラフルーツ100本」となっている。注文した本数分の来場者があったとしても，300人程度の小規模な報告会である。また，実際の参加人数も明記されておらず，一人あたりの提供金額が茶菓子代程度であるかも不明である。このような小規模な報告会は一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていると考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていないので認められない。 2　県政報告会と名付ければすべての支出を政務調査費に計上できるものではない。案内状によれば約1時間という短時間の予定で開催された県政報告会であり、来場者に加えてボランティアへのコーヒー代・ジュース代まで政務調査費で提供する必要はない。ボランティアとも意見交換をしたのか。 ガイドラインには「政務調査活動を目的として…」という但し書きがついている。本件の県政報告会が政務調査活動を目的とするものであって、後援会活動等の他の用務が含まれないことを裏付ける証拠書類は提出されていない。その上、来場者数も曖昧であり、社会通念上許容される範囲の茶菓代であるかどうかも判断できない。 従って、この支出は政務調査費として認められない。	原判決は「弁論の全趣旨によれば，30本程度が，県政報告会の運営に携わったボランティアスタッフに提供されたことが認められるものの，来場者への提供に付随する範囲にとどまる」として，飲料代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，純然たる県政報告会であったことを示す証拠書類（式次第等）は提出されておらず，当日の具体的な内容も不明である。自らの政治活動を有権者に報告する行為は，後援会活動としての側面が強い。さらに，県政報告会を開くことで，住民意思の把握だけでなく，有権者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げる効果も期待できるから，議員の宣伝活動的な側面があることも明らかである。 飲料を提供された来場者やボランティアスタッフも，飲料代の全額に議員の私費ではなく，政務調査費という公費が使われたと知れば驚くであろう。政務調査費が「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付されることに鑑みれば，本件の飲料代の全額を政務調査費から支出することは違法である。 本件のように政務調査活動以外の活動が含まれる場合は，実績等を考慮して経費を按分する必要がある（ガイドライン）。原判決は，地方自治法，ガイドライン，および県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県政報告会来場者及びボランティアへ提供した飲み物代である。 本議員は、来場者に飲み物を飲んで疲労感を緩和して頂き、より活発な意見交換をして頂きたいと考え、飲み物を提供した。なお、平成25年2月17日開催の県政報告会の来場者は約280名、ボランティアは約30名であり、実際に提供された飲み物は300名分、一人当たりの飲み物代は95円であった。 ところで、ガイドライン上も、政務調査活動を目的として、議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている（甲1・9頁の会議費備考欄参照）。 したがって、政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。		領収書番号155の領収書には「2／17ジュース代として（県議会報告会）」と追記されていることが認められ，領収書番号105（番号2）の領収書添付のはがき裏面の内容と合致している。本件ガイドラインは，政務調査活動を目的として議員が主催する会議等での講師謝金，会場借上料，機器使用料のほか，茶菓代を支出することは可能であるとしている。茶菓代として社会通念上不相当な金額であることを疑わせる証拠はない。弁論の全趣旨によれば，30本程度が，県政報告会の運営に携わったボランティアスタッフに提供されたことが認められるものの，来場者への提供に付随する範囲にとどまるから，この点をもって本件使途基準に違反するとはいえない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	会議費	H25.2.18	156	はがき代（県議会報告会礼状用）	¥15,000	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書によると「通常郵便葉書（スズメ）」300枚分として15,000円支出されている。また，県政報告会参加の礼状も証拠書類として添付されている。しかし，この領収書は“送料”ではなく，新しい葉書を購入した代金であり，実際に何通送付したのか明記されていない。葉書は現金化することもでき，葉書や切手の領収書だけでは，葉書を実際に送付したという証拠にならない。また，購入した葉書全てを県政報告会への参加礼状として送付したとしても，300人分であり，一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていると考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていないので認められない。 2　この支出にはいくつかの問題点がある。 ア　そもそも県政報告会の来場御礼の葉書代は，政務調査費の会議費，つまりガイドラインに規定された「各種会議の開催に要する経費」に該当しない。 イ　領収書（No.156）によれば300枚の葉書代が今回の支出であり，これが前日に開催された「県政報告会への来場者に対する御礼用」ならば，約280名という当日の来場者に比較して約20枚も多くの葉書を購入したことになる。その理由は何か。また，御礼の葉書を送るには，住所・氏名を記載したリストが存在しなければならず，概算値ではなく正確な人数を出せる。 ウ　上記1で指摘したように，300枚の葉書が実際に送付されたという証拠がない。さらに，余った約20枚の葉書はどうなったのか（議員本人のホームページには来場者は260名とある。その場合は40枚もの葉書が余る）。 エ　同じく上記1で指摘したように，約280名という来場者は，その全員または大部分が議員または党の後援会関係者や支援者と考えられる。つまり，この県政報告会には実質的に後援会活動も含まれると考えられる。それにもかかわらず，経費按分の証拠書類が提出されていない。従って，この支出は政務調査費として認められない。	原判決は「礼状の写しが添付されているところ，引き続き意見・要望を寄せてもらうよう依頼する趣旨の文面であり，今後の調査活動を円滑にすることに資すると認められる」として，礼状用葉書代の全額を政務調査費として認めた。 しかし礼状は，県政報告会に付随するものではない。お礼の文面と意見・要望の宛先は„県政報告会の資料として当日に手渡せば済む。つまり，ガイドラインに規定された「各種会議の開催に要する経費」には該当しない。 礼状を受け取った有権者は“ずいぶん丁寧な議員さんだ”と感心するから，議員の名前を強く印象付けて知名度を上げる効果も期待できる。したがって，議員の宣伝活動的な側面があることも明らかである。しかし，その経費の全額に議員の私費ではなく，政務調査費という公費が使われたと知れば，有権者は驚くであろう。 政務調査費が「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付されることに鑑みれば，本件の礼状代は違法支出である。 原判決は，地方自治法，ガイドライン，および県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県政報告会への来場者に対する御礼用葉書の購入代である。 上述のとおり，県政報告会は地元住民の声を県政に生かす目的で開催される政務調査活動に当たるから，来場者への御礼用葉書の送付も政務調査活動の一環といえる。 また，御礼用葉書の送付は，今後，より多くの住民に県政報告会に参加してもらい，県政により広く民意を反映することにも資する活動である。 したがって，県政報告会来場者への御礼用葉書購入代は100％政務調査費に該当する。		領収書に礼状の写しが添付されているところ，引き続き意見・要望を寄せてもらうよう依頼する趣旨の文面であり，今後の調査活動を円滑にすることに資すると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
4-2	資料購入費	H24.4.25 ～ H25.3.25	通帳	新聞代（日本海新聞）	¥26,400	100%	¥0	0%	（第1準備書面） 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，“一部”である！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性がある。		新聞とは，社会の出来事について事実や解説を広く伝える定期刊行物であり，一般に，日刊で社会全般のことを扱うものをいうとされる（大辞林第三版）。全国紙か地方紙かの違いや，各紙の編集方針等により，新聞ごとに各分野に関する専門性の程度や情報量等は異なるとともに，事実の捉え方や評論・意見の内容にもそれぞれ個性がある。かかる新聞を閲読することは言わば政務調査そのものであって，これに要する費用が100％政務調査費に該当することは，論を俟たない。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
5	資料購入費	H24.5.29	31	県教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%	1　証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県教育関係職員録」とあるが，職員録は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 2　補助参加人が「上記職員録は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではある」と自認する通り，その性質上100％政務調査費に該当することはない。 さらに「代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動」であるとの主張だが、単に代表質問の準備ならば議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。 鳥取県教育関係職員録は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，この職員録を政務調査活動に100％使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		鳥取県教育関係職員録の購入費である。 本議員は，代表質問の準備等のため，教育関係の職員に資料収集を依頼したり，教育現場の現状等について担当職員から説明を受ける必要が生じることが多いため，教育関係の職員の連絡先を調べる目的で上記職員録を購入した。代表質問の準備等は，議案の審査等に必要な重要な政務調査活動であり，本議員は、かかる政務調査を行う目的に限って上記職員録を使用した。したがって，上記職員録の購入費は100％政務調査費に該当する。 なお、上記職員録は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが，本議員は政務調査目的以外で上記職員録を使用したことはない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず，政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
6	資料購入費	H24.5.30	32	式辞・挨拶加除	¥2,900	100%	¥0	0%	1　証拠書類の出納簿の記載によると，この書籍は「式辞・挨拶加除（第一法規）」である。議員であれば，式辞・挨拶は必要であることは理解できるが，これが政務調査活動に必要であるとの按分の根拠や按分率は明示されていない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。式辞・挨拶は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されることは明らかであり，どのような政務調査活動に必要な書籍であるかの根拠を示し，按分の根拠，按分率が示されてない限り認められない。 2「式典に出席し挨拶を述べることに政務調査活動としての意義を見出し活動している」から、式辞・あいさつ事例集などの購入経費は政務調査費であるとの主張である。 県会議員は県民の代表であり、公式行事に招かれることも多く、式辞を述べるなどのスピーチの機会も多い。しかし、議員本人が「政務調査活動としての意義を見出し活動」するだけでは、政務調査活動としての実質が伴わない。 政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。『地方公共団体 式辞・あいさつ事例集』などを購入・活用して立派なスピーチをすることと、資料購入費に関するガイドラインの「政務調査活動に必要なものに限る」という規定との間には、大きな隔たりがある。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから」として，書籍代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，社会通念上，式辞・挨拶の書籍が政務調査活動専用であることは到底あり得ない。式辞・挨拶の技術が上達すれば，議会活動，政党活動，後援会活動，私生活にも有益なことは明白であり，立派な式辞を述べる議員として知名度も上がる。 一方で，式辞・挨拶の技術が上達することと，「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行」うこと（調査研究活動）の間に合理的関連性は認められない。ガイドラインは「政務調査活動に必要なものに限る」と規定している。 原判決は，社会通念やガイドラインの規定を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県や市町村の公式行事に参加する際の式辞、挨拶のための参考資料として購入した資料に関する購入費である。 本議員は、戦没者慰霊祭、各種竣工式、新年互礼会、成人式等の公式行事に県会議員として参加し挨拶を述べる際、現在鳥取県が取り組んでいる課題や、乗り越えた課題等を挨拶に織り込みながら述べ、さらに、式典の場に集まった地域住民との直接対話を通じ、住民らが県政についてどのような考えを持っているか積極的に意見交換を行っている。 このように、本議員は、式典に出席し挨拶を述べることに政務調査活動としての意義を見出し活動しているのであり、その参考資料として購入した資料の購入費は100%政務調査費に該当する。		甲26の政務調査費出納簿には「式辞・挨拶加除」との記載があることが認められる。上記書籍は式典等での挨拶・作法等の習得等を目的としたもので，公式行事の参加に全く関係がないとはいえないものの，政務調査活動との関連性を有するとはいえない。		¥2,900
7	資料購入費	H24.7.21	58	県職員名簿代	¥800	100%	¥400	50%	1　証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿　代金として」と記載されているが，鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 2　補助参加人が「上記名簿は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではある」と自認する通り，その性質上100%政務調査費に該当することはない。 さらに「代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動」であるとの主張だが，単に代表質問の準備ならば議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。 鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，この職員名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		鳥取県職員名簿の購入費である。 本議員は、代表質問の準備等のため、県職員に資料収集を依頼したり、特定分野の現状等について担当職員から説明を受ける必要が生じることが多いため、県職員の連絡先を調べる目的で上記名簿を購入した。代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動であり、本議員は、かかる政務調査を行う目的に限って上記名簿を使用した。したがって、上記名簿の購入費は100%政務調査費に該当する。 なお、上記名簿は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが、本議員は政務調査目的以外で上記名簿を使用したことはない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず，政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
8	資料購入費	H24.11.5	106	式辞・あいさつ事例集	¥6,320	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「地方公共団体　式辞・あいさつ事例集」とある。しかし，これが政務調査活動に必要であるとの根拠や按分率は明示されていない。式辞・あいさつは政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるのは明らかであり，どのような政務調査活動に必要な書籍であるかの根拠を示し，按分率が示されてない限り認められない。 2「式典に出席し挨拶を述べることに政務調査活動としての意義を見出し活動している」から、式辞・あいさつ事例集などの購入経費は政務調査費であるとの主張である。 県会議員は県民の代表であり、公式行事に招かれることも多く、式辞を述べるなどのスピーチの機会も多い。しかし、議員本人が「政務調査活動としての意義を見出し活動」するだけでは、政務調査活動としての実質が伴わない。 政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。『地方公共団体 式辞・あいさつ事例集』などを購入・活用して立派なスピーチをすることと、資料購入費に関するガイドラインの「政務調査活動に必要なものに限る」という規定との間には、大きな隔たりがある。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから」として，書籍代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，社会通念上，式辞・挨拶の書籍が政務調査活動専用であることは到底あり得ない。式辞・挨拶の技術が上達すれば，議会活動，政党活動，後援会活動，私生活にも有益なことは明白であり，立派な式辞を述べる議員として知名度も上がる。 一方で，式辞・挨拶の技術が上達することと，「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行」うこと（調査研究活動）の間に合理的関連性は認められない。ガイドラインは「政務調査活動に必要なものに限る」と規定している。 原判決は，社会通念やガイドラインの規定を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県や市町村の公式行事に参加する際の式辞、挨拶のための参考資料として購入した資料の購入費である。 按分率の根拠については、番号6の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		甲26の領収書番号8の領収書によると「地方公共団体　式辞・あいさつ事例集」の代金であったことが認められる。上記書籍は式典等での挨拶・作法等の習得等を目的としたもので，公式行事の参加に全く関係がないわけではいえないものの，政務調査活動との関連性を有するとはいえない。		¥6,320

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
9	広報費	H25.3.7	173	ダッシュ印刷折込代	¥209,225	100%	¥177,841	85%	2　「上記議会報告には、政務調査活動以外の内容は記載されていない」という主張であるが、実際には甲18号証に示すように、議員個人の顔写真など議員の調査研究に資するとはいえない箇所（A～C）も含まれる。それらの箇所を除外して計算した結果、紙面等における政務調査活動部分の占める割合（按分率）は85%と判断した。	原判決は「議会報告には，議会における質問内容や視察の際の写真等が記載されており，その記載内容はいずれも政務調査活動に関するものであって，後援会活動に関する記載等はない」として，議会報告の印刷折込代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質疑応答の抽出列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲18	本議員の県議会における質問内容等を記載した「鳥取県議会議員　伊藤たもつ議会報告　ダッシュ21（No. 23）」の印刷代である。 本議員は、上記議会報告書は、本議員の県議会における活動を広く住民に知っていただくための貴重な手段であり、より多くの住民に県政に対する関心を持っていただくことにより、本議員のもとに寄せられる県政に対する住民の声も多くなると考えている。県政に対する住民の声が多く集まれば集まるほど、それらをもとに県議会における質問内容等をさらに向上させることが可能になり、県政に対し住民の意思を反映させるという県議会議員に課せられた職責を全うすることにつながるのである。 したがって、上記議会報告書の印刷代は、100%政務調査費に該当すると判断した。なお、上記議会報告には、政務調査活動以外の内容は記載されていない。	丙C1の4	印刷された議会報告には，議会における質問内容や視察の際の写真等が記載されており，その記載内容はいずれも政務調査活動に関するものであって，後援会活動に関する記載等はないことが認められる。補助参加人伊藤保の写真が掲載された部分についても，そのことのみを理由として政務調査活動との関連性が否定されるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C1の4	¥0
10	広報費	H25.3.14	175	メール便（ヤマト）	¥10,140	100%	¥8,619	85%	2　按分率の根拠については、「広報費　H25.3.7付　ダッシュ印刷折込代」と同様の理が当てはまる。	番号9と同じ。		本議員の県議会における質問内容等を記載した「鳥取県議会議員　伊藤たもつ議会報告　ダッシュ21（No. 23）」を送付するのに要した送付代である。 按分率の根拠については、番号9の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の4	番号9と同じ。	丙C1の4	¥0
11	事務所費	H24.4.10～H25.3.4	8 56 94 140	事務所賃借料	¥540,000	90%	¥300,000	50%	2　「事務所の使用割合のうち控え目に按分して90%は政務調査活動に関するもの」という主張だが，このような議員の主観によるのではなく，客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 青森地裁では「事務所費として支出したとする事務所賃料については、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当である」と判示した（H22.3.26）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「政務調査活動に使用する事務所と後援会事務所とを区別していたと主張するところ，かかる主張に特段不合理な点はない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。「入口を明確に分けている」などの主張は無意味である。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は，当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか，選挙活動，後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし，その区分が必ずしも容易でないこと，普通地方公共団体の議会の議員の地位，権限及び職務内容等にかんがみると，当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり，したがって，一般的な議員個人の事務所においては，事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員が事務所として賃貸しているビルの一室（鳥取県東伯郡琴浦町松谷5－1　みなとビル2階）の賃借料である。 本議員は、隣接する本議員の事務所と後援会事務所との入口を明確に分けている外、本議員の事務所の入口や内部には政党ポスターを一切貼らないようにしており、政務調査活動の場と後援会活動及び政党活動の場とを区別している。 なお、本議員の事務所には、後援会等、政務調査活動以外の事項について問い合わせが寄せられることもあり、事務所の業務には、それらの問い合わせに対する対応も含まれている。 よって、事務所の使用割合のうち控え目に按分して90%は政務調査活動に関するものであり、この割合に従い、事務所家賃の90%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。	丙C1の3	① 補助参加人伊藤保は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところ，甲26及び丙C1の3によると，補助参加人伊藤保は，左記支出の対象となる事務所を政務調査活動に使用する事務所と後援会事務所とに分けて使用していたことが認められるものの，事務所自体の間取り等は詳らかでなく（丙C1の3によると，外観上は後援会事務所が占める割合は政務調査活動用の事務所が占める割合の同等以上であることが窺える。），補助参加人伊藤保の主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥240,000
12	事務所費	H24.4.25～H25.3.27	12,27,44,60,73,87,97,119,130,146,164,182,通帳	事務所電気代	¥56,093	90%	¥32,013	50%	2　按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.10～H25.3.4付　事務所家賃」の理と同様である。	番号11と同じ。		事務所の電気代である。 按分率の根拠については、番号11の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥24,080

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	事務所費	H24.4.25 ～ H25.3.27	13,28,45,61,74,88,98,120,131,146の1,165,183	事務所電灯代	¥31,707	90%	¥18,457	50%	2　按分率の根拠については、「事務所費　H24.4.10～H25.3.4付　事務所家賃」の理と同様である。	番号11と同じ。		事務所の電気代である。 按分率の根拠については、番号11の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥13,250
14	事務所費	H24.4.26 H25.1.24 H25.2.27	15 145 166	事務所灯油代	¥14,099	80%	¥8,812	50%	2　「事務所の業務のうち少なくとも90％は政務調査活動に関するもの」、「灯油代の80％が政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 仙台高裁では、賃借事務所の電気代、固定電話料、灯油代についても、賃料と同一の按分率を超える政務調査費の支出は違法とした（H19.4.26）。伊藤 保議員の場合は、事務所家賃の按分率は50％までしか認められない。従って灯油代についても、50％を超える支出は認められない。	番号11と同じ。		事務所に設置している暖房器具を使用する際に要した灯油の代金である。 番号15の補助参加人の主張で述べるとおり、本議員は、事務所と後援会事務所及び政党事務所とを明確に区別しており、事務所の業務のうち少なくとも90％は政務調査活動に関するものである。もっとも、灯油代については、事務用品に比べ政務調査活動に関連する割合が低いため、灯油代の80％が政務調査費に該当すると判断した。 なお、平成24年度当時のガイドライン（甲1）自体、同一の経費区分における按分率を一律に定めることや、按分率を事前に申請することを求めていない。これは、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われることにより地方議会の審議能力強化を目指す政務調査活動費制度の目的に鑑み、各議員に一定の裁量を与え、その裁量に基づく判断が合理的な範囲にとどまるものである限り、政務調査活動費の支出を適法なものとするとの理念に基づくものと考えられる。とすれば、事務費の按分率を、当該事務費の使用実態に合わせて合理的範囲内で柔軟に設定することも、各議員に認められた裁量の範囲内の行為といえる。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥5,287
15	事務費	H24.4.4 ～ H25.3.4	通帳	コピーリース料	¥113,400	90%	¥63,000	50%	2　「事務所の業務のうち控え目に按分して90％は政務調査活動に関するもの」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 青森地裁では、コピー機・パソコンのリース・レンタル料につき、「政務調査活動としての使用分とそれ以外の議員活動としての使用分との合理的区分は困難」と判示して、按分率2分の1で按分するのが相当とし、これを超える支出を違法とした（H24.2.3）。従って、50％を超える支出は認められない。	原判決は「業務務合をもとに補助参加人伊藤保が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所に設置しているコピー機リース代である。 本議員は、隣接する本議員の事務所と後援会事務所との入口を明確に分けている外、本議員の事務所の入口や内部には政党ポスターを一切貼らないようにしている。また、政党活動は、鳥取市所在の事務所において行っている。このように、本議員は、政務調査活動の場と後援会活動及び政党活動の場とを区別している。 消耗品についても、本議員の事務所と後援会事務所とでは別々の会計で賄っている。 したがって、本議員の事務所内で使用する事務用品の使用目的は、政務調査活動に限られる。なお、本議員の事務所には、後援会等、政務調査活動以外の事項について問い合わせが寄せられることもあり、事務所の業務には、それらの問い合わせに対する対応も含まれている。 よって、事務所の業務のうち控え目に按分して90％は政務調査活動に関するものであり、この業務割合に従い、コピー機リース代の90％は政務調査費に該当すると判断した。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥50,400

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
16	事務費	H24.4.16	10	メール発送代	¥3,120	100%	¥1,560	50%	2 「メール便を利用する例としては、建設業者に対し入札方法の変更に関する書類を送付する場合等が挙げられる」という主張だが、送付例を挙げるだけであり、本件では具体的に誰に何を何通送付したのか不明である。 そもそも、政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。本件については、議員が入札方法の変更に関する書類を建設業者に送付する必要があるのかどうかも含めて、調査研究活動としての実態が判然としない。従って、50%を超える支出は認められない。			住民に対しいち早く伝達する必要がある書類を送付した際の送付代である。 本議員は、住民に対しいち早く情報を伝える必要があると判断した場合、メール便を利用している。メール便を利用する例としては、建設業者に対し入札方法の変更に関する書類を送付する場合等が挙げられる。 このように、住民の生活に対し重大な影響を与える情報をいち早く伝えることにより、住民の反応もより早期に本議員のもとに届くことになる。このように、議員と住民との意思伝達が円滑に行われることにより県政の活性化につながるのである。 したがって、書類送付に要した送付代は100%政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する1560円の限度で認容する。		¥1,560
17	事務費	H24.4.26 ～ H25.2.26	通帳	NHK受信料	¥21,408	80%	¥13,740	50%	2 「NHK受信料のうち控え目に按分して80%は政務調査費に該当する」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 盛岡地裁は「NHK の受信料については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号15と同じ。		事務所に設置したテレビでNHKの番組を視聴するために要したNHK受信料である。 本議員は、政治、経済、社会、教育等に関する幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的でNHKの番組を視聴した。もっとも、NHK番組の視聴によって身に付けた見識が、後援会活動等、政務調査活動以外にも生かされる面もある。 したがって、NHK受信料のうち控え目に按分して80%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		① 番号11の①と同じ。補助参加人伊藤保は，番号4－2とは異なり，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めている。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥7,668
18	事務費	H24.4.27	16	郵券代	¥1,600	100%	¥800	50%	2 領収書No.16 から、80円の記念切手20枚が購入されたことが分かる。しかし、「本議員が聴取した県政に関する住民の声をまとめた資料を送付する際に要した」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 切手は換金が極めて容易である上に、本件で主張された目的に以外にも広く使用できる。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，その内容に格別不合理な点はない」として，切手代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「市町村長に対し、本議員が聴取した県政に関する住民の声をまとめた資料を送付する際に要した郵券代である」という補助参加人の主張を裏付ける証拠書類は何も提出されていない。 原判決は，補助参加人の主張を裏付ける証拠書類の提出を要求することもなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して，換金性の極めて高い切手代金の全額を政務調査費として認めており，誤りである。		市町村長に対し、本議員が聴取した県政に関する住民の声をまとめた資料を送付する際に要した郵券代である。 県議会議員が、住民により近い立場にある市町村長に対し、県政に対する住民の声を伝達することはより良い県政を実現するという県議会議員の職責を全うするために必要不可欠な行為である。 したがって、市町村長に対し、本議員が聴取した県政に関する住民の声をまとめた資料を送付する際に要した郵券代は100%政務調査費に該当すると判断した。		甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿からは利用目的が不明であり，政務調査費の対象となるか直ちに判断できない。補助参加人伊藤保は左記のとおり主張するが，適切な立証がされていない。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥800
19	事務費	H24.5.1	20	プリンタートナー（県議会リース分）	¥7,528	80%	¥4,705	50%	2 按分率の根拠については、「事務所費H24.4.26,H25.1.24,H25.2.27付事務所灯油代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所のプリンタートナー代である。 按分率の根拠については、 番号14の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥2,823

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
20	事務費	H24.5.15～H25.4.15	23,41,54,69,85,96,113,126,142,152,177,188，通帳（188のみ事務所費として計上）	事務所電話代	¥35,295	80%	¥22,071	50%	2 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.26,H25.1.24,H25.2.27付 事務所灯油代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所の固定電話代である。 按分率の根拠については、 番号14の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥13,224
21	事務費	H24.5.15～H25.4.15	24,40,55,70,84,95,112,125,141,151,176,189，通帳（189のみ事務費として計上）	事務所FAX・IT回線	¥57,445	80%	¥35,916	50%	2 「控え目に按分して80%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである <…中略…> その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号15と同じ。		事務所のFAX及びインターネット接続のためのADSL料金である。 FAX及びインターネットは、議案の審査や政策立案に必要な情報収集手段であると同時に、住民との円滑な意思疎通のために不可欠な手段である。もっとも、使用目的の中には、政務調査活動以外のものも多目に按分して20%は含まれる。 したがって、事務所のFAX及びインターネット接続のためのADSL料金のうち、控え目に按分して80%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥21,529
22	事務費	H24.5.31～H25.4.30	36,50,65,78,91の1,104,123,136,149,170,187,191	au電話代	¥69,495	60%	¥57,918	50%	2 「携帯電話料金のうち控え目に按分して60%が政務調査活動に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである <…中略…> その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「使用頻度をもとに補助参加人伊藤保が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が「多目に按分して40%」と主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，電話の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。携帯電話料は、全額否定する判決例も存するが、2分の1～3分の1とするのが趨勢である。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の使用している携帯電話の料金である。 本議員は、県議会における代表質問のための準備をする際、その情報収集のために携帯電話を使用する。また、住民から県政に関する意見が本議員の携帯電話に直接寄せられることもある。 なお、後援会活動等、政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用する場合も多目に按分して40%はある。 したがって、携帯電話料金のうち控え目に按分して60%が政務調査活動に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		① 補助参加人伊藤保は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところ，補助参加人伊藤保の主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥11,577
23	事務費	H24.7.30	64の1	印刷機リース料	¥56,700	90%	¥31,500	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.4.～H25.3.4 コピーリース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所に設置されている印刷機のリース料である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥25,200
24	事務費	H24.8.10	68	パソコンサポート料	¥16,800	80%	¥10,500	50%	2 按分率の根拠については、「事務所費 H24.4.26,H25.1.24,H25.2.27付 事務所灯油代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所に設置されたパソコンのサポート料である。 按分率の根拠については、番号14の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥6,300

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
25	事務費	H24.12.18	127	事務用品（コピー用紙）	¥16,480	90%	¥9,156	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.4.～H25.3.4　コピーリース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所で使用したコピー用紙の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥7,324
26	事務費	H24.12.25	129	事務用品（文具）	¥891	90%	¥495	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.4.～H25.3.4　コピーリース代」と同様の理があてはまる。	番号15と同じ。		事務所で使用した文具の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥396
27	事務費	H25.1.10	138	メール便（ヤマト）	¥520	100%	¥260	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.16付　メール発送代」と同様の理が当てはまる。			住民に対しいち早く伝達する必要がある書類を送付した際の送付代である。 按分率の根拠については、番号16の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する260円の限度で認容する。		¥260
28	事務費	H25.2.16	153	メール便（ヤマト）	¥6,080	100%	¥3,040	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.16付　メール発送代」と同様の理が当てはまる。			住民に対しいち早く伝達する必要がある書類を送付した際の送付代である。 按分率の根拠については、番号16の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する3040円の限度で認容する。		¥3,040
29	事務費	H25.2.19	158	郵便発送代	¥840	100%	¥420	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.16付　メール発送代」と同様の理が当てはまる。			住民に対しいち早く伝達する必要がある書類を送付した際の送付代である。 按分率の根拠については、番号16の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する420円の限度で認容する。		¥420

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
30	事務費	H25.2.21	161	発送用袋代	¥180	90%	¥100	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.16付　メール発送代」と同様の理が当てはまる。	原判決は「原告らが違法な支出であると主張する80円の限度で認容する。」として，発送用袋代のうち80円を違法な支出として認めた。 しかし，原告らが主張する違法支出額は100円であり，原判決の勘違いである。		住民に送付する書類を梱包するための発送用袋の代金である。 按分率の根拠については、番号16の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		出納簿（領収書番号が161とされているのは162の誤記と認める。）及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する80円の限度で認容する。		¥80
31	事務費	H25.3.25	179	事務用品（OA用紙）	¥1,209	90%	¥672	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.4.～H25.3.4　コピーリース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所で使用したOA用紙の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥537
32	事務費	H25.3.25	180	事務用品（OA用紙）	¥2,154	90%	¥1,197	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.4.～H25.3.4　コピーリース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所で使用したOA用紙の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥957
33	事務費	H25.3.30	186	事務用品（封筒・のり）	¥679	90%	¥377	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.4.～H25.3.4　コピーリース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所で使用した封筒及びのりの代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。	丙C1の3	①　番号11の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，補助参加人伊藤保が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥302
34	事務費	H25.4.15	190	メール便（ヤマト）	¥4,480	100%	¥2,240	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.16付　メール発送代」と同様の理が当てはまる			住民に対しいち早く伝達する必要がある書類を送付した際の送付代である。 按分率の根拠については、番号16の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であり，支出が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人伊藤保は，本件訴訟においてもメール便の利用目的を具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する2240円の限度で認容する。		¥2,240

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
35	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.30	17,18,34,35,47,48,63,64,76,77,89,90,102,103,121,122,133,134,147,148,167,168,184,185	事務補助員	¥702,900	90%	¥390,500	50%	2　「人件費のうち控え目に按分しても90%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 仙台高裁では「補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」と判示した（H19.12.20）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人伊藤保は，政務調査活動に使用する事務所と後援会事務所とを区別し，職員も区別していたと主張するところ，かかる主張に格別不合理な点はない。」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「人件費のうち控え目に按分しても90%は政務調査費に該当する」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，日付と出勤時間を記載しただけの出勤簿しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に付度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所に勤務している専任職員の賃金である。 本議員は、本議員の事務所と後援会事務所を物理的に区別しているのみならず、事務処理も明確に区別している。 具体的には、本議員の事務所における政務調査活動に関連する事務は専任職員2名で対応し、後援会事務所における後援会活動に関連する事務は本議員の妻のみで対応している。 なお、本議員の事務所に対し、後援会等、政務調査活動以外の問い合わせが寄せられることもあり、その場合、事務所の専任職員が対応することもある。 したがって、人件費のうち控え目に按分しても90%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人伊藤保の按分率について具体的な主張立証を何ら行っていない。		甲26の政務調査費出納添付の出勤簿によると，補助職員のうち1名の1か月当たりの勤務日数は，8日から14日程度，1日当たりの勤務時間は概ね半日程度，うち1名の1か月当たりの勤務日数は15日から21日程度，1日当たりの勤務時間は概ね半日程度であったことが認められる。補助参加人伊藤保は，左記支出の対象が政務調査以外の活動も担っていた旨認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（賃金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙C1の3	¥312,400
															計	¥760,874

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法額
1	調査研究費	H24.8.16	65	会派「絆」総会経費	¥6,140	100%	¥0	0%	1　領収書では判別困難なので，出納簿の記載にて判断すると，出納簿には「会派絆　総会経費」とある。また，領収書の但し書きには「民主県民クラブ」との記載がある。これは旧民主党に属する県議会議員の会派の合同研修会であり，政党活動や政治活動，議員活動であり，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にあたり，政務調査費として支出することは認められない。 2　「本議員は宿泊はしておらず，原告の行った「宿泊料」との分類は誤りである」との主張は了解した。主張のとおり，興治議員が宿泊したという領収書ではない。しかし，その領収書（No.65）の下方には，「御宴会の御用命を賜り誠にありがとうございます」と書いてあり，宴会担当者の名前が印字してある。本件には宴会が含まれていたことを示している。 「100％政務調査活動に該当する」と主張される会派総会及び島根民主県民クラブとの合同研修が，なぜホテルの高額な宴会場（15,000円）で開催されたのか。米子市内には，駅前の米子市文化ホールをはじめ，安価な会議室はいくつか存在する。2,000円という弁当代にしても，公費で社会通念上許容される範囲を超えている。 また当時，平成24年1月24日に召集された第180回国会において野田総理大臣は「近いうちに国民の信を問う」として衆議院の解散を示唆していた。この状況下での会派総会および島根県議会「民主県民クラブ」と合同研修会であれば，政務調査活動以外の政党活動なども含まれることは，社会通念上，あまりにも明白である。ガイドラインに基づいて，「会派総会経費は100％政務調査費に該当する」などの主張の裏付けとなる証拠書類に100％按分の根拠が明示されない限り，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「会派総会は，…＜中略＞…～政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。…＜中略＞…会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。」として，会派総会経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，会派とは議会内に組織された議員の集まりである。したがって，会派の活動は，議員の活動と同様に多面的であり，政務調査費の対象外となる議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活なども含まれることは，あまりにも明白である。 福岡地裁は「会派や議員の活動は多面的であるから，政務調査活動とそれ以外の活動と区分不可能な場合があり得る」（平成25年11月18日）として，実績や実情を考慮した経費の按分が相当であると判示した。仙台高裁は，会派控室のプロバイダ使用料や，会派で雇用する常勤職員の人件費の支出額の2分の1を違法と認めた（平成30年2月8日）。 会派総会には公共施設に比べて割高なホテルが利用され，本件の経費には議員の昼食代まで含まれている。名古屋高裁は会派の会議に関して「各出席者の昼食代は，社会通念上，会議費あるいは調査費として公金により支出するのが相当であるとは認められない。」（平成21年9月17日）と判示した。 原判決は，このような会派総会の実績や実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		平成24年8月16日から17日かけて開かれた会派総会及び島根民主県民クラブとの合同研修に要した飲食代、会議室料及びサービス料並びに合同研修会負担金である。 会派総会では、補正予算案に対する知事要望について協議したものであり、かかる活動は、住民意思の県政への反映にとって不可欠のものというべきであり、政務調査活動に該当する。したがって、会派総会経費は100％政務調査費に該当する。 島根民主県民クラブとの合同研修は、島根、鳥取が有する共通課題の解決には広域連携が必要であることに鑑み、県を超えた意見交換、情報交換を行い本質的な県政の問題を掘り下げるという趣旨のもと、定期的に開催されてきた政務調査活動である。 この回は、大山地下水の利用をめぐる企業間の争いが山陰にも押し寄せていることを考え、大山の実状とその波にどう立ち向かうのか、行政の在り方について勉強した。また、「森のようちえん」を実践している教育者の話を聞き子どもの教育についても知見を深めた。 したがって、合同研修会負担金は100％政務調査活動に該当する。なお、本議員は宿泊はしておらず、原告の行った「宿泊料」との分類は誤りである。		会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であると認められ，政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。会派は，議会運営の単位となるものであり，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。左記支出対象には会議室料のほか，食糧費としての性質を持つ部分が存在すると認められるものの，当該部分の一名当たりの金額は5000円を超えないから本件ガイドラインに違反するものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2	調査研究費	H24.10.10	92	代表質問の調査にかかる宿泊費	¥11,000	100%	¥0	0%	1　証拠書類の出納簿には「代表質問の調査にかかる宿泊費」とあるが，代表質問に関する調査が必要であったのか記載されておらず，宿泊について，代表質問の前後で宿泊する必要性があったのかも根拠として明示されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 2　「最も効率的に代表質問の準備を行うことができる」から，この宿泊費は「100％政務調査費に該当する」という主張である。 しかし，議会での代表質問，議案の審査や決定こそが議員としての本分（本来的な職務）であり，高額な議員報酬はこのような議会活動のために支給されている。代表質問の準備ならば，議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。従って，この目的で政務調査費を使うことは，基本的に報酬の二重取りとなり，違法である。 なお，政務調査費の対象となる調査研究活動とは，『政務調査費議員必携』に記載されているように，住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。もし「担当職員からの聴取」の中に単なる代表質問の準備ではなく，本来の調査研究活動も含まれるならば，その実績に応じて按分できる。しかし，該当する証拠書類が提出されなければ按分もできないため，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「各課の担当職員からヒアリングを行うことは政務調査活動に該当すると認められる」として，宿泊料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，宿泊の目的が「代表質問の調査のため」である以上，県庁職員から説明を受けたというのも議会活動の一環としての活動である。代表質問は純然たる議会活動であるから，本件はガイドラインの規定する政務調査活動ではなく，議会活動の一部にほかならない。 原判決は，ガイドラインの規定や宿泊の目的・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		平成24年9月11日から翌12日にかけての宿泊費である。 本議員は、平成24年9月定例会において16項目について代表質問を行った。そのための調査活動及び準備を、同年9月10日から13日かけて、毎日午前9時過ぎに登庁し午後6時前に退庁して行った。 宿泊した理由は、会派控室において調査活動等を行う方が、各課の担当職員に直接説明を受けたり、必要な資料が迅速に入手できる等のメリットがあり、最も効率的に代表質問の準備を行うことができるからである。9月10日から13日にかけて、代表質問事項の16項目全てについて、資料収集、担当職員からの聴取、執筆を行った。具体例としては、高校の総合学科の平成24年度の入学者等について資料収集を行ったり、担当職員から説明を受けた上、質問事項を作成した。 上述のとおり、代表質問のための準備は政務調査活動に他ならず、そのための宿泊費は100％政務調査費に該当する。	丙C2の6～2の9	甲26の領収書番号92の領収書及び政務調査費出納簿には，代表質問の調査にかかる宿泊（9／11，12）との追記ないし記載があるところ，本件訴訟で具体的内容として各課の担当職員からの聴取を行ったと主張されており，その内容に格別不合理な点はない。各課の担当職員からヒアリングを行うことは政務調査活動に該当すると認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	会議費	H24.5.25	24	県政レポートvolo.13・県政報告会案内送料	¥12,880	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「＊県議会レポートvo1.13 6/3県政報告会案内発送料」とある。しかし，実際に送付された印刷物が添付されていない。県政報告会は広報活動と渾然一体となることが多く，「広報誌を発行する際には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等にかかる部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）となっているように，配布した現物の広報誌や案内が証拠書類として添付されていない場合，作成や送料等の経費についても認められないのは当然である。 2「前者の文書には政務調査活動以外の内容は記載されていない」との主張である。しかし，提出期限後に初めて提示された丙C2の1（おきはる英夫　県議会レポート2012年5月Vol. 13）を見れば，1頁目に「民主党政権発足から2年8か月…」と国政に関する記述が続き，湯原衆議院議員と川上参議院議員が講演すると書いてある。 後者の「おきはる英夫県政報告会（ご案内）」についても「国会議員による講演が行われる」との主張がある。1時間30分の報告・講演時間を3分割するとすれば，前座の30分を興治議員，残りの1時間を2人の国会議員が受け持つことになる。 本件は，県政報告会という名前とは裏腹に，大半が県政に関わる「政務調査活動以外の内容」，つまり国政報告会であることが明白である。 そもそも本件の領収書（No.24）は，郵送料 80 円の封書を 216 通出したというものである。わずか 216 通では「情報を住民に広く告知する」という主張の裏付けにはならず，むしろ，後援会や支援者など特定の住民が対象であると推測される。 従って，本件には政党活動，後援会活動，選挙準備活動が含まれる（なお，第46回衆議院議員総選挙は，平成24年11月16日に衆議院解散，同年12月16日に選挙が施行された）。このように県政報告会としての実態や送付先が不明であるため，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「国政に関する問題も，同時に県政に関する問題の側面を有するといえるから，国会議員の講演が含まれていたとしても，県政との関連性を欠くとまでは認められない。」として無理やり忖度し，“県政”報告会案内送料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，衆議院議員総選挙は平成24年12月16日に執行された。同年6月3日に行われた衆議院議員らによるこの国政報告会は，ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と明記された政党活動・後援会活動・選挙活動に該当することは，あまりに明白である。さらに，ガイドラインの規定によれば，想定される「各種会議」とは，具体的には県政要望会議と県政報告会である。当然ながら，国政報告会は含まれない。 原判決は，ガイドラインの規定や“県政”報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		「おきはる英夫　県議会レポート2012年5月Vol. 13」及び「おきはる英夫県政報告会（ご案内）」の送料である。 前者には、本議員の県政報告会の案内、県議会における本議員の質問、知事要望、議会改革推進会議での議会基本条例制定へ向けた活動について記載した。本議員は、これらの情報を住民に広く告知することで住民一人一人が県政に関心を持つことにつながり、ひいては、より広く住民の声を県政へ反映させることができると考えている。そのためには、前者の文書が住民の手元に届くことが必要であり、それに要する送料は100%政務調査費に該当する。なお、前者の文書には政務調査活動以外の内容は記載されていない。 また、後者には、県政報告会の開催日時、場所の他、国会議員による講演が行われること、来場者の質問や意見に答える時間を設けていること、連絡先として本議員の事務所住所等のみ記載した。本議員は、県政報告会において、より多くの住民意思を把握し県政へ反映させるためにできる限り多くの住民に来場して頂きたいと考えている。そのためには、後者の文書が住民の手元に届くことが必要であり、それに要する送料は100%政務調査費に該当する。なお、後者の文書には政務調査活動以外の内容は記載されていない。	丙C2の1	① 甲26の領収書番号24の領収書及び政務調査費出納簿によると，県議会レポート（番号14。丙C2の1。平成24年5月発行）及び県政報告会（番号7）の案内を発送したものと認められる。県民の意見・要望を吸収するための会議の開催に要する経費に該当すると認められる。 ② 丙C2の1によると，同報告会では，補助参加人興治の県政報告（丙C2の2）に加え，国会議員による「社会保障と税の一体改革とは」等の講演も予定されていたことが認められるが，国政に関する問題も，同時に県政に関する問題の側面を有するといえるから，国会議員の講演が含まれていたとしても，県政との関連性を欠くとまでは認められない。 ③ したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C2の1，C2の2	¥0
4	会議費	H24.6.1	31	県政報告会来場者用飲物	¥14,700	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「コーヒー牛乳200本」とある。注文した本数分の来場者があったとしても，200人程度の小規模な報告会である。また，実際の参加人数も明記されておらず，一人あたりの提供金額が茶菓子代程度であるかも不明である。このような小規模な報告会は一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としたと考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていない場合は認められない。 2　県政報告会と名付ければすべての支出を政務調査費に計上できるものではない。ガイドラインには「政務調査活動を目的として…」という但し書きがついている。本件の県政報告会が政務調査活動を目的とするものであって，後援会活動等の他の用務が含まれないことを裏付ける証拠書類は提出されておらず，逆にその実態は国政報告会であると推測される。 上述のように，本件は県政報告会としての実態が不明である。従って，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「茶菓代として社会通念上相当な範囲を超えることを疑わせる証拠はない。」として，飲料代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，番号3で主張したように，この“県政”報告会の実態は政党活動・後援会活動・選挙活動であり，ガイドラインの規定に反するので，原判決は誤りである。		県政報告会の来場者に対し提供した飲み物代である。 県政報告会の開催案内を記載した「おきはる英夫　県議会レポート2012年5月Vol. 13」を地元紙2紙、全国紙3紙に合計2万2800枚折り込んで倉吉市全域を対象に配布し、倉吉市内の全ての住民を対象に開催を知らせた。県政報告会の目的は、来場者に県議会や県政の報告をし、来場者から意見を聴取することにあり、かかる活動は、政務調査活動に他ならない。 本議員は、来場者に飲み物を飲んで疲労感を緩和して頂き、より活発な意見交換をして頂きたいと考え、飲み物を提供した。なお、平成24年6月3日開催の県政報告会の来場者数は200人以上であった。これに対し、1本70円のコーヒー牛乳を200本を用意したものであり、提供金額は茶菓子程度にとどまる。 ところで、ガイドライン上も、政務調査活動を目的として、議員が主催する会議等で提供した茶菓の費用を政務調査費から支出することは許容されている（甲1・9頁の会議費備考欄参照）。 したがって、政務調査活動たる県政報告会の実を挙げるために提供する飲み物代は100%政務調査費に該当する。	丙C2の2	① 甲26の領収書番号31の領収書追記によると，県政報告会（番号7）において来場者に配る飲料として1本70円のコーヒー牛乳を200本購入したと認められるところ，茶菓代として社会通念上相当な範囲を超えることを疑わせる証拠はない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 ② 番号3の②と同じ。	丙C2の1，C2の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	会議費	H24.6.3	32	県政報告会写真現像代	¥1,098	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「県政報告会写真現像代」とあるが，実際に現像された写真が添付されていない。県政報告会は広報活動と渾然一体となることも多く，それには印刷費や送料が含まれ，「広報誌を発行する際には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等にかかる部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること」（ガイドラインより）とされている。政務調査活動に支出した根拠や按分率が明示されていない以上，支出は認められない。 2　上述のように，本件は県政報告会としての実態が不明である。それに加えて，写真のプリント代も「100%政務調査活動に該当する」という主張であるが，「県政報告会の記録のために撮影した」写真が，具体的にどう「改善の材料となる」のか，丙C2の3を見てもまったく意味不明である。 　そもそも県政報告会の記録写真代は，政務調査費の会議費，つまりガイドラインに規定された「各種会議の開催に要する経費」に該当しない。従って，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「県政報告会の様子を記録することは，広報に資するなど，政務調査活動との関連性が認められる。」として，県政報告会写真現像代の全額を政務調査費として認めた。 　しかし，番号3で主張したように，この“県政”報告会の実態は政党活動・後援会活動・選挙活動である。また，その報告会の記録写真は，単に会場の様子を撮影しただけであり，「住民の代表として住民意思を把握するとともに…」（政務調査費議員必携）という，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性がない。さらに，記録写真代は，政務調査費の会議費（各種会議の開催に要する経費）にも該当しない。したがって，原判決は誤りである。		平成24年6月3日開催の県政報告会で撮影された写真の現像代である。 　写真は、県政報告会の記録のために撮影したものであり、今後県政報告会を開く際の改善の材料となる。すなわち、写真は、政務調査活動たる県政報告会の質を向上させるための資料となるものである。県政報告会の質が向上することは、ひいては、県政の充実化につながる。 　したがって、県政報告会写真現像代は100%政務調査活動に該当する。	丙C2の3	甲26の領収書番号32の領収書及びその追記によると，県政報告会の写真現像代（デジカメプリント）として左記支出をしたことが認められる。補助参加人興治はその利用目的について左記のとおり主張するが，既に画像データがあるのであり，写真の現像の必要性については合理性を欠く疑いがあり，適切な反証もない。		¥1,098
6	会議費	H24.6.4	35	横断幕用ロール紙	¥3,780	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「横断幕用」とあるので，県政報告会に使用したものと推測される。しかし，実際に作成された横断幕が使用されたかどうか，どのような字や絵が描かれた横断幕だったのか不明である。しかも，調査活動に横断幕が必要であるという根拠もない。県政報告会は広報活動と渾然一体となることが多く，「広報誌を発行する際には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等にかかる部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること（ガイドラインによる）」となっているように，実際に使用した横断幕の写真や報告会の配布資料，案内等が証拠書類として添付されていない以上，政務調査活動として認められない。 2　領収書（No35）によれば，3,780 円で横断幕用のPx マット紙ロール1個が購入された。この価格なら，例えば「EPSON PXMCA2R9 PXマット紙ロール 薄手」を購入できる。サイズは 420 mm×40 m。今回使われたのは，丙C2の3の写真でわかるように 5メートル未満。残りの 35 メートルはどうなったのか。 　県政報告会には「必ず横断幕用ロール紙が必要となる」との主張だが，そんなことはない。あればいいというぐらいのアクセサリーにすぎない。このようなアクセサリーを公費である政務調査費で賄うならば，会場を彩る生け花や飾り付け，県政報告会の立て看板までも対象になってしまう。 　政務調査費は，地方自治法に基づき，調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。本件の経費は，会議の開催に要する経費ではなく，政務調査費として認められない。	原判決は「会場設営費として，県民の県政への要望・意見を吸収するための各種会議の開催に要する経費であると認められる。」として，横断幕用ロール紙代の全額を政務調査費として認めた。 　しかし，番号3で主張したように，この“県政”報告会の実態は政党活動・後援会活動・選挙活動である。また，40メートルのロール紙のうち，丙C2の3の写真では5メートル未満しか使われていない。残りの35メートルは何に使われたのか不明である。 　大分地裁は，議員が開催した集会での「横断幕」の作成費用について，「議員の県政報告会が県政の調査研究活動に含まれるとしても、それに用いられた横断幕が直ちに調査研究に資するものと認めることはできない」（平成23年2月24日）と判示した。 　政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであるから，原判決は誤りである。		平成24年6月3日開催の県政報告会のために作成された「第6回おきはる英夫県政報告会」と印字された横断幕に使用されたロール紙の費用である。 　上述のとおり、県政報告会は政務調査活動に当たり、県政報告会では来場者全員から見える位置にタイトルを示す形式をとっているため、必ず横断幕用ロール紙が必要となる。 　したがって、政務調査活動たる県政報告会の開催に当たり必要な横断幕用ロール紙の費用も100%政務調査費に該当する。	丙C2の3	①　甲26の領収書番号35及びその追記並びに丙C2の3によると，県政報告会用にロール紙1個を購入したことが認められる。本件ガイダンス添付例示には，会場設営費が挙げられている。会場設営費として，県民の県政への要望・意見を吸収するための各種会議の開催に要する経費であると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 ②　番号3の②と同じ。	丙C2の1，C2の2，C2の3	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	会議費	H24.6.6	37	県政報告会会場使用料	¥3,620	100%	¥0	0%	1　証拠資料の領収書では県政報告会の会場使用料，マイク使用料である。県政報告会は広報活動と渾然一体となることが多く，「広報誌を発行する際には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等にかかる部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）となっているように，根拠や按分率の明示が必要である。報告会の場合は会場で配布した資料や参加人数等，後援会等の支出が認められない政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができ，按分の根拠が明示できる証拠書類が添付されていないければ，政務調査費としての支出は認められない。 2　上述のように，本件は県政報告会としての実態が不明である。従って，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「県政報告会の会場使用料であると認められ，県民の意見・要望を聴取する各種会議の開催に要する経費であると認められる。」として，会場使用料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，番号3で主張したように，この“県政”報告会の実態は政党活動・後援会活動・選挙活動であり，ガイドラインの規定に反するので，原判決は誤りである。		平成24年6月3日開催の県政報告会で使用した会場の使用料である。 上述のとおり，県政報告会は政務調査活動に当たるから，これに使用された会場の使用料も100%政務調査費に該当する。		①　甲26の領収書番号37の領収書及びその追記並びに丙C2の2によると，県政報告会の会場使用料であると認められ，県民の意見・要望を聴取する各種会議の開催に要する経費であると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 ②　番号3の②と同じ。	丙C2の1，C2の2	¥0
8	会議費	H24.6.12	38	県政報告会来場者への礼状発送料	¥13,565	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書によると「区内特別基189通」「第一種定型16通」として13,565円支出されている。しかし，県政報告会の礼状が証拠書類として添付されていない。合計して205通分の送料であり，そのことからも一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていると考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこととされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていない場合は認められない。 2　県政報告会来場者への礼状は，政務調査費の会議費，つまりガイドラインに規定された「各種会議の開催に要する経費」に該当しない。 意見等を記載する用紙，および返信用封筒についても，当日の会場で資料として渡せばすむことであり，後日，わざわざ郵送する必要はない。	原判決は「意見・要望を募集する内容となっており，県民の意見・要望を吸収することに資する内容となっている。」として，礼状発送料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，礼状は，県政報告会に付随するものではない。お礼の文面と意見・要望の宛先は，県政報告会の資料として当日に手渡せば済む。つまり，ガイドラインに規定された「各種会議の開催に要する経費」には該当しない。 礼状を受け取った有権者は“ずいぶん丁寧な議員さんだ”と感心するから，議員の名前を強く印象付けて知名度を上げる効果も期待できる。したがって，議員の宣伝活動的な側面があることも明らかである。しかし，その経費の全額に議員の私費ではなく，政務調査費という公費が使われたと知れば，有権者は驚くであろう。 政務調査費が「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付されることに鑑みれば，本件の礼状代は違法支出である。 原判決は，地方自治法，ガイドライン，および県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		平成24年6月3日に県政報告会を開催した後，礼状とともに，意見等を記載する用紙及び返信用封筒を同封して郵送した際の発送料である。 実際，来場者から県政への意見，要望等に関する返信が寄せられた。このような方法で意見を聴取することは，県政報告会の場では汲み取り切れなかった住民の意思を知り，県政への提言をより充実化させることにつながる。 このように住民意思を把握するための活動は政務調査活動に他ならず，これに要した礼状発送料は100%政務調査費に該当する。	丙C2の4，5	送付された書類（丙2の4）は，意見・要望を募集する内容となっており，県民の意見・要望を吸収することに資する内容となっている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C2の4・5	¥0
9	資料購入費	H24.5.29	26	平成24年度鳥取県教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%	1　証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		鳥取県教育関係職員録の購入費である。 本議員は、代表質問の準備等のため、教育関係の職員に資料収集を依頼したり、教育現場の現状等について担当職員から説明を受ける必要が生じることが多いため、教育関係の職員の連絡先を調べる目的で上記職員録を購入した。代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動であり、本議員は、かかる政務調査を行う目的に限って上記職員録を使用した。したがって、上記職員録の購入費は100%政務調査費に該当する。 なお、上記職員録は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが、本議員は政務調査目的以外で上記職員録を使用したことはない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず，政務調査活動以外の活動にも用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	資料購入費	H24.8.26	71	参考図書	¥2,620	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「文藝春秋」「世界9月号」「中央公論9月号」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）とある。この支出には按分の根拠が全く明示されていないので認められない。 2　政務調査費の対象となる調査研究活動とは，『政務調査費議員必携』に記載されているように，住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。 「書籍の内容を新聞広告等で確認した上」で「議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で，上記書籍を購入した」との主張だが，これらは一般雑誌である。 資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，「幅広い見識を身に付け，議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる」といった抽象的な目的では使えない。従って，個人的な趣味や興味に基づくのではなく，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから」るとして，雑誌購入代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，雑誌「文藝春秋」「世界」「中央公論」は，総合雑誌であるから，取り扱う内容は幅広く，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。 補助参加人は，これらの雑誌を具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 補助参加人からは「幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる」という極めて抽象的な主張しかされていない。 調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌を購入して積ん読することでも，幅広い見識を身に付けることでもない。 静岡地裁は，一般論として「これらの購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情があることを被告が主張立証しない限り，当該資料の借入が市議会議員としての政治活動全般に必要、有益な資料でないことが明らかであると認めるのが相当である。」（平成20年12月26日）と判示した。 政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。したがって，特段の事情の主張立証が行われていない雑誌の購入代金を政務調査費として支出することは認められない。		「文藝春秋」「世界」「中央公論」の購入費である。 本議員は、上記書籍の中の政治、経済、社会、教育、社会保障等に関する記事、論説等を読むことで、幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で、上記書籍を購入した。したがって、上記書籍の購入費は100％政務調査費に該当する。 なお、本議員は、上記書籍の内容を新聞広告等で確認した上、上記目的のために必要と判断した場合にのみ購入しており、定期購読は行っていない。		書籍名から直ちに政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできず，補助参加人興治の主張にも格別不合理な点はない。政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
11	資料購入費	H24.9.14	80	会派「絆」用鳥取県職員名簿	¥400	100%	¥200	50%	1　証拠書類の領収書には「職員名簿」と記載されているので，鳥取県職員録と考えられる。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。会派で購入して，議員一人あたりの分担額が示されていても，鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）もに活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50％を計上することは認める。 2　補助参加人が「上記名簿は，性質上，政務調査以外の目的で使用しうるものではある」と自認する通り，その性質上100％政務調査費に該当することはない。 さらに「代表質問の準備等は，議案の審査等に必要な重要な政務調査活動」であるとの主張だが，単に代表質問の準備ならば議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。 鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，この職員名簿を政務調査活動に100％使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員名簿の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。補助参加人も「上記名簿は，性質上，政務調査以外の目的で使用しうるものではある」と自認する。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		鳥取県職員名簿の購入費である。 本議員は、代表質問の準備等のため、県職員に資料収集を依頼したり、特定分野の現状等について担当職員から説明を受ける必要が生じることが多いため、県職員の連絡先を調べる目的で上記名簿を購入した。代表質問の準備等は、議案の審査等に必要な重要な政務調査活動であり、本議員は、かかる政務調査を行う目的に限って上記名簿を使用した。したがって、上記名簿の購入費は100％政務調査費に該当する。 なお、上記名簿は、性質上、政務調査以外の目的で使用しうるものではあるが、本議員は政務調査目的以外で上記名簿を使用したことはない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず，政務調査活動以外の活動にも用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
12	資料購入費	H25.1.9	123	参考図書	¥840	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「文藝春秋」「世界2月号」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）とある。この支出は按分の根拠が明示されていないので認められない。 2　「書籍の内容を新聞広告等で確認した上」で「議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で，上記書籍を購入した」との主張だが，これらは一般雑誌である（「政治を立て直す」は「世界」増刊）。 資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，「幅広い見識を身に付け，議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる」といった抽象的な目的では使えない。従って，個人的な趣味や興味に基づくのではなく，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として認められない。	番号10と同じ。		「世界」「文藝春秋」「政治を立て直す」「中央公論」の購入費である。 本議員は、上記書籍の中の政治、経済、社会、教育、社会保障等に関する記事、論説等を読むことで、幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で、上記書籍を購入した。したがって、上記書籍の購入費は100％政務調査費に該当する。 なお、本議員は、上記書籍の内容を新聞広告等で確認した上、上記目的のために必要と判断した場合にのみ購入しており、定期購読は行っていない。		甲26領収書番号123の領収書及びその追記によると，「世界」の購入費として支出したことが認められる。書籍名から直ちに政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできず，補助参加人興治の主張にも格別不合理な点はない。政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	資料購入費	H24.2.10	133	参考図書	¥3,630	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には「文藝春秋3月号」「世界3月号」「政治を立て直す」「中央公論3月号」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。この支出は按分の根拠が全く明示されていないので認められない。 2　「書籍の内容を新聞広告等で確認した上」で「議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で，上記書籍を購入した」との主張だが，これらは一般雑誌である（「政治を立て直す」は「世界」増刊）。 資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，「幅広い見識を身に付け，議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる」といった抽象的な目的では使えない。従って，個人的な趣味や興味に基づくのではなく，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として認められない。	番号10と同じ。		「世界」「文藝春秋」「政治を立て直す」「中央公論」の購入費である。 本議員は、上記書籍の中の政治、経済、社会、教育、社会保障等に関する記事、論説等を読むことで、幅広い見識を身に付け、議案の審査や政策立案等に必要な能力を向上させる目的で、上記書籍を購入した。したがって、上記書籍の購入費は100％政務調査費に該当する。 なお、本議員は、上記書籍の内容を新聞広告等で確認した上、上記目的のために必要と判断した場合にのみ購入しており、定期購読は行っていない。		甲26領収書番号133の領収書及びその追記によると，「世界」，「文藝春秋」，「政治を立て直す」，「中央公論」の購入費として支出したことが認められる。書籍名から直ちに政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできず，補助参加人興治の主張にも格別不合理な点はない。政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
14	広報費	H24.6.1	30 通帳	県政レポートvol.13印刷・折込代	¥269,770	100%	¥116,001	43%	2　「県議会レポートには政務調査活動以外の後援会活動等の内容は記載されていない。」という主張であるが、県議会レポート（丙C2の1）を検討した結果、政務調査費としての按分率は43％であった。なお、面積計算にあたり、議員個人の顔写真など「議員の調査研究に資する」とはいえない写真、イラスト、および一般質問の箇所（A～M）が除外された（甲22号証）。従って、違法支出額を 269,770×（1－0.43）＝153,769 円となる。 なお、一般質問の箇所が議員の調査研究に資するといえない理由は、県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載されるためである。すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる質疑応答データの中から議員自らが関係する部分だけを抽出して議員の広報紙に掲載する行為は、調査研究としての価値がなく、自己宣伝が目的と見なされる。	原判決は「県政レポートには，県政報告会の案内や定例会における質問内容等が記載されていたことが認められ，後援会活動に関する記載はない」などとして，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質疑内容の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲22	本議員の県政報告会の案内、県議会における本議員の質問と知事答弁、知事要望、議会改革推進会議での議会基本条例制定の活動について記載した「おきはる英夫　県議会レポート2012年5月Vol. 13」の印刷代及び新聞折込代である。 本議員は、県議会における議員の発言内容やそれに対する知事の答弁等の情報を住民に広く告知することで住民一人一人が県政に関心を持つことにつながり、ひいては、より広く住民の声を県政に反映させることができると考えている。すなわち、本議員は、政務調査活動で得た課題をもとに、議会質問等の議会活動で問題提起や行政のチェック、政策提言を行い、その結果を県民に広報し、住民意識を喚起し、更に要望や意見を聴き、政務調査活動の充実につなげているのであり、政務調査活動が起点となり一つのサイクルをなす活動を展開しているのである。 したがって、上記県議会レポートの印刷及び新聞折り込みのために要した広報費は、100％政務調査費に該当すると判断した。なお、上記県議会レポートには政務調査活動以外の後援会活動等の内容は記載されていない。	丙C2の1	印刷された県政レポート（丙C2の1）には，県政報告会の案内や定例会における質問内容等が記載されていたことが認められ，後援会活動に関する記載はないことが認められる。補助参加人興治の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみをもって政務調査との関連性が否定されるものではない。また，県議会における質疑内容について他にアクセス手段があるとしても，それについて広報誌という形で広報活動を行うことの必要性は否定されない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C2の1	¥0
14-2	広報費	H24.7.11	50	事務所封筒	¥42,525	90%	¥23,625	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	原判決は「原告らが違法な支出であると主張する18900円の限度で認容する。」として，発送用袋代のうち18900円を違法な支出として認めた。 しかし，原告らが主張する違法支出額は23625円であり，原判決の勘違いである。		事務所内で使用するために購入した事務用品の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人興治は，本件訴訟においても利用目的について具体的に主張立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する18900円の限度で認容する。		¥18,900

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
15	事務所費	H24.4.1	2	事務所火災保険料	¥12,812	90%	¥7,118	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	原判決は「補助参加人興治がその他の活動状況や業務割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員が賃借している事務所が加入している火災保険料である。 事務所において、後援会活動を行うことも皆無ではないが，後援会活動は、県議会議員選挙の前年にはその活動量が増加するものの、平成24年度は、前年4月に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回の県議会議員選挙は平成27年4月に行われる予定であったため、平成24年度は後援会活動自体殆ど行われなかった。したがって、後援会活動のために本議員の事務所を使用することも殆どなく、後援会の事務として、後援会の会計事務、年度末の収支報告書の作成、年度内に2回行った世話人会の案内文の作成及び送付、会議資料の作成などを行ったが、これらに要した時間は、事務作業全体の5%に満たない。 また、政党活動については、民主党事務所（当時）が鳥取市内にあり、事務局職員2人が事務作業を行っているため、本議員の事務所で政党関係の事務を行うことはないに等しかった。 したがって、事務所の業務の控え目に按分して90%は政務調査活動に関するものであり、この割合に従い、事務所の維持に必要な事務所火災保険料のうち90%が政務調査費に該当すると判断した。 〔平成30年9月4日付け準備書面〕 原告らは，補助参加人興治の按分率について具体的な主張立証をしていない。		① 甲34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人興治は，左記支出に係る事務所を後援会事務所として届け出ていることが認められる。補助参加人興治は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動に利用されていることを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額が支出されているが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（各支出内容に係る代金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額について不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥5,694
16	事務所費	H24.4.1 ～ H25.2.28	通帳	事務所家賃	¥594,000	90%	¥330,000	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		本議員が賃借している事務所の1年分の賃借料である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥264,000
17	事務所費	H24.4.5 ～ H25.1.25	5,129	灯油代	¥3,142	90%	¥1,746	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所に設置している暖房器具のために使用した灯油代である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥1,396
18	事務所費	H24.4.1 ～ H25.3.22	8,19,39,53,68,84,95,106,116,127,136,149,通帳	電気料金	¥93,605	90%	¥52,005	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所の電気代である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥41,600

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	事務所費	H24.5.25 ～ H25.3.31	25,41,72,96,117,137,166	水道料金	¥20,964	90%	¥11,651	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		事務所の水道代である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲3 4, 35	¥9,313
20	事務所費	H25.3.26	150	事務所火災保険料	¥1,830	90%	¥1,016	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号15と同じ。		本議員が賃借している事務所の火災保険料である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲3 4, 35	¥814
21	事務費	H24.6.5 ～ H25.3.31	36,47,61,78,91,100,112,122,132,142,164,165	事務所電話料金	¥70,062	90%	¥38,926	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.5.31～H25.5.31付　携帯電話料金」と同様の理が当てはまる。	原判決は「補助参加人興治がその他の活動や業務割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が「事務所の業務の控え目に按分して90％は政務調査活動に関するものであり」と主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，電話の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。固定電話代については，按分率を2分の1～3分の1とするのが趨勢である。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		事務所に設置している固定電話の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲3 4, 35	¥31,136
22	事務費	H24.4.1	1	コピー機リース代	¥5,172	90%	¥2,873	50%	2　補助参加人は、「事務所内で使用する事務用品の使用目的は、政務調査活動に限られている。」と主張する一方で、「後援会の事務として、後援会の会計事務、年度末の収支報告書の作成、年度内に2回行った世話人会の案内文の作成及び送付、会議資料の作成などを行った」とも主張するから、主張に矛盾が生じている。 そして「事務所の業務の控え目に按分して90％は政務調査活動に関するもの」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。そうすれば、少なくとも矛盾は生じない。 青森地裁では、コピー機・パソコンのリース・レンタル料につき、「政務調査活動としての使用分とそれ以外の議員活動としての使用分との合理的区分は困難」と判示して、按分率2分の1で按分するのが相当とし、これを超える支出を違法とした（H24.2.3）。従って、50％を超える支出は認められない。	番号21と同じ。		本議員の事務所に設置しているコピー機のリース代である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲3 4, 35	¥2,299
23	事務費	H24.4.1 ～ H25.2.28	通帳	家賃送金手数料	¥552	90%	¥312	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		本議員が事務所として賃貸しているビルの賃借料の送金手数料である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲3 4, 35	¥240

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
24	事務費	H24.4.6 ～ H25.3.28	6,13, 20,22, 62, 63,82, 93, 102, 115, 135, 146, 153, 161	事務用品	¥33,255	90%	¥18,477	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		事務所内で使用するために購入した事務用品の代金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34,35	¥14,778
25	事務費	H24.4.27	11	通信費（政務調査費収支報告書関係書類送付料）	¥350	100%	¥0	0%	2　政務調査活動を実施することと、その費用に公費である政務調査費を充当することとは別の行為である。実際に、政務調査活動を実施しても自費で賄い、公費である政務調査費を充当しない議員もいた。 議会事務局宛てに収支報告書などの大量の書類を送付する義務は、政務調査費を充当したことによって生じたものである。このような書類を議会事務局に送付しても、政務調査活動（住民意思の把握や当該地方自治体の事務に関する調査研究）を行ったことにはならない。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動に付随する事務として政務調査費から支出することが許されるというべきである。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，“付随”とは主たる事柄に連れて（従属して）起こることである。調査研究活動を実施しても，政務調査費を充当しない議員もいた。また，「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される性格を持つ政務調査費であることから，政務調査費に充当しない調査研究費が存在することが大前提となる。つまり，調査研究活動を行っても政務調査費で充当する必然性はないため，収支報告書等の郵送作業を従属させる必要もない。郵送作業は，使った経費に公金を充当する目的で，議員の任意の判断で行われたものである。 そもそも，収支報告書等の郵送作業と，調査研究活動の内容である「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）とは，まったく無縁である。 原判決は，地方自治法や調査研究活動の内容を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		政務調査費の収支報告書、その他関係書類を議会事務局宛てに送付した郵送料である。 政務調査活動に要した費用やその実態を議長宛てに報告するために必要な費用であって、100%政務調査費に該当すると判断した。		平成23年度の政務調査費収支報告書及び関係書類を送付した際の郵送料であると認められるところ，政務調査活動に付随する事務として政務調査費から支出することが許されるというべきである。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
26	事務費	H24.5.31 ～ H25.3.31	27 44 55 75 88 98 109 121 130 140 162 163	携帯電話料金	¥42,481	60%	¥35,402	50%	2　「政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することは多目に按分しても40％にとどまる。」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである ＜…中略…＞ その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50％を超える支出は認められない。	番号21と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 本議員は、県議会における質問のための準備をする際、その情報収集のために携帯電話を使用する。また、本議員は、県政に関する住民の声を直接聞くことを重視しており、「おきはる英夫　県議会レポート2012年5月Vol. 13」にも携帯電話番号を掲載している。また、事務所入口横のガラス壁面にも外側に向かって「県民相談室」として携帯電話番号を記載している外、名刺にも携帯電話番号を記載している。そのため、住民から県政に関する意見が直接本議員の携帯電話に寄せられることもある。このように、本議員は政務調査活動のために携帯電話を使用している。 なお、平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため後援会活動はほぼ行われておらず、後援会活動のために携帯電話を使用したことは殆どなかった。 また、政党活動としては、年末の11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、12月4日に衆議院議員選挙の公示、12月16日に投票が行われたが、倉吉市が属する鳥取1区においては応援する候補者がなく、2区の応援に数日出かけたのみであった。政党活動のために携帯電話を使用したのは、この数日間に限られる。 一方、倉吉市議会議員選挙をはじめ、本議員が関与する県内の地方議会議員選挙はなかったこともあり、上記の衆議院議員選挙のときを除き、政党活動として携帯電話を使用したことは殆どなかった。 その他に、個人の用務で携帯電話を使用することもあるが、これを含めても、政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することは多目に按分しても40％にとどまる。 したがって、携帯電話料金のうち控え目に按分して60％が政務調査費に該当すると判断した。 なお、平成24年度当時のガイドライン（甲1）自体、同一の経費区分における按分率を一律に定めることや、按分率を事前に申請することを求めていない。これは、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われることにより地方議会の審議能力強化を目指す政務調査活動費制度の目的に鑑み、各議員に一定の裁量を与え、その裁量に基づく判断が合理的な範囲にとどまるものである限り、政務調査活動費の支出を適法なものとするとの理念に基づくものと考えられる。 とすれば、事務費の按分率を、当該事務費の使用実態に合わせて合理的範囲内で柔軟に設定することも、各議員に認められた裁量の範囲内の行為といえる。 〔平成30年9月4日付け準備書面〕 原告らは，補助参加人興治の按分率について具体的な主張立証をしていない。		補助参加人興治は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動に利用されていることを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額が支出されているが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額について不当利得になるというべきである。		¥7,079
27	事務費	H24.8.3	59	コピー機リース代	¥18,074	90%	¥10,041	50%	2　按分率の根拠については、「事務費　H24.4.1付　コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		事務所に設置しているコピー機のリース代である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥8,033

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	事務費	H24.9.3	77	消耗品	¥313	90%	¥0	0%	日用品なので否認。	原判決は「事務所の備品として政務調査との関連性が認められ」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，按分率については，番号21と同じ理由から，何の根拠もない当て推量は認められない。 さらに，名古屋高裁金沢支部は「そして，飲料代・菓子代，一般家庭で頻繁に使用される日用品等の消耗品（トイレットペーパー，ティッシュなど），…＜中略＞…一般家庭でも通常発生する建具（障子など）の修理費などは，議員の行う調査研究活動に直接必要とはいえないから，原則として，違法な支出に該当する。」（平成25年7月3日）と判示した。 ガイドラインは，事務費について「政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である」と規定している。 原判決は，ガイドラインの規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		事務所で使用するトイレットペーパーの購入代金である。 番号15の補助参加人の主張で述べたとおり、事務所の業務のうち控え目に按分して90%が政務調査活動に関するものである。この業務割合に従い、事務所を利用する際に必要となる消耗品であるトイレットペーパー購入代金のうち90%が政務調査費に該当すると判断した。		甲34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人興治は，左記支出に係る事務所を後援会事務所として届け出ていることが認められる。補助参加人興治は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動に利用されていることを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金348円のうち左記議員主張額欄記載の額が支出されているが，政務調査費に充てることが許されるのは，代金の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額について不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥139
29	事務費	H24.10.22	94	コピーカウンター料金	¥3,211	90%	¥1,783	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		コピーカウンター料金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥1,428
30	事務費	H25.3.28	152	コピーカウンター料金	¥2,494	90%	¥1,386	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		コピーカウンター料金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥1,108
31	事務費	H24.7.12	51	コピーカウンター料金	¥7,016	90%	¥3,898	50%	2 按分率の根拠については、「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」と同様の理が当てはまる。	番号21と同じ。		コピーカウンター料金である。 按分率の根拠については、番号15の補助参加人の主張と同様の理が当てはまる。		番号15と同じ。	甲34，35	¥3,118
32	人件費	H24.5.1 ～ H25.4.5	台帳	補助職員賃金及び労働保険料	¥926,150	90%	¥514,527	50%	2「人件費の控え目に按分して90%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 仙台高裁では「補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」と判示した（H19.12.20）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「その他の活動状況や業務割合をもとに補助参加人興治が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「本議員の事務所の業務のうち控え目に按分して90%は政務調査活動に関連する」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，日付と勤務時間を記載しただけの出勤簿しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所に勤務している職員の賃金及び労働保険料である。 「事務費 H24.4.1付 コピー機リース代」の説明で述べたとおり、本議員の事務所の業務のうち控え目に按分して90%は政務調査活動に関連するものである。 特に、平成24年度は、前年4月に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回の選挙が3年後であったことから、事務所において行った後援会活動に関する業務は、後援会の会計事務、年度末の収支報告書の作成、年度内に2回行った世話人会の案内分の作成及び送付、会議資料の作成等に限られ、これらに要した時間は、事務作業全体の5%に満たない。 また、政党活動については、政党事務所が鳥取市内にあり、事務局職員2人が事務作業を行っているため、本議員の事務所で政党関係の事務を行うことはないに等しかった。 したがって、人件費の控え目に按分して90%は政務調査費に該当すると判断した。		甲34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人興治は，政務調査活動の拠点である事務所を後援会事務所としても届け出ていたことが認められるもので，自身のその他の議員としての活動の拠点としていたものである。甲26政務調査費出納簿に添付の賃金台帳によると，補助者は同事務所に常勤し，1か月当たりの勤務時間は100時間を超えていたことが認められる。補助参加人興治は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動に利用されていることを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額が支出されているが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（賃金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額について不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥411,623
															計	¥823,796

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
128	人件費	H25.3.30	221	補助職員賃金	¥962,000	100%	¥481,000	50%	「補助職員の業務は、政務調査に関わる業務、本議員の政務調査の補助業務であるため、補助職員の賃金の100%が政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 仙台高裁では「補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」と判示した（H19.12.20）。従って、50%を超える支出は認められない。			本議員の事務所に勤務している補助職員の賃金である。 補助職員の業務は、政務調査に関わる業務、本議員の政務調査の補助業務であるため、補助職員の賃金の100%が政務調査費に該当すると判断した。 なお、補助職員の業務には、選挙活動や政党に関する業務なども含まれるが、それらの政務調査活動以外の活動については労働時間に計上していない。 （控訴理由書） 補助職員が政務調査活動の業務に従事した部分に関する給与のみを政務調査費から支出しており，それ以外の仕事をした部分については，専ら補助参加人浜田のポケットマネーから支出していた。	丙C5の5の1～12，丙C5の6の1～12，丙C5の7・8	補助参加人浜田は，事務所が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めているほか，補助職員が政務調査活動以外の業務にも従事していたことを認めるところである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがある。補助参加人浜田は，政務調査活動以外の業務について労働時間に計上していないと主張するが，そのような場合には本来按分して支出すべきであるし，政務調査費以外から給与を支出していたことを裏付ける証拠もない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことになるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。補助参加人浜田は，左記補助職員が政務活動以外の活動に従事していた分については別途，補助参加人浜田のポケットマネーから賃金を支払っていたなどと主張し，これに沿う証拠（丙C5の6の1～12，C5の8等）を提出するが，政務調査活動以外の活動について支払われた賃金につき，その受領書やその原資が分かる通帳等の証拠は提出されておらず，適切な反証があったとはいいがたい。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（賃金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥481,000
															計	¥936,859

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.4.2 H24.4.24 H24.4.26 H24.5.28 H24.8.7 H25.1.10	35 41 42 44 55 100	鳥取出張旅費（JR旅費・宿泊費）	¥29,260	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書と出納簿で確認すると， ①　P３　鳥取出張（JR乗車賃） ②　P11　鳥取出張（JR乗車賃） ③　P12　宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス） ④　P14　宿泊費（鳥取グリーンホテルモーリス） ⑤　P29　鳥取出張（JR乗車賃） ⑥　P100 鳥取出張（JR乗車賃）である。 出納簿の支出内容には全て「＊控室で勉強」とある。何故，鳥取県西部の議員が鳥取市にJRで移動し，ホテルに宿泊して勉強することが研究調査費として支出する根拠となるのか明示されていない。また，按分も明示されていない。どのような政務調査活動に，JRでの移動及び宿泊が必要であったのか明記されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 2　県内での政務調査活動に関しては、たしかに政務調査活動報告書の作成義務はない。 しかし、それを根拠に、出納簿に「※控室での勉強」とだけ記載すれば政務調査費として認められるものではない。 たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。 すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。 この場合の「収支報告書の内容を証する書類」とは、県内出張の内容が、政務調査以外の用務ではなく、少なくとも政務調査を主目的とするものであったことを証する書類と解される。 本件の場合、出納簿に「※控室での勉強」とだけ記載され、あとは単にJRやホテルの領収書が提出されただけである。①～④、および⑥については、提出期限後に丙C3の2が提示されたが、「議論の整理を行った」、「知見を深めるための勉強」、「中間報告会に出席」、「県担当者との勉強会」、「団体要望を聴取」といった抽象的な内容であり、県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類とはいえない。 ⑤については、政調政審（担当者による予算案の説明）が目的ならば、政務調査活動ではなく、議会活動の一部となる。従って、①～⑥の項目は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動の具体的内容が明らかでないものの，本件訴訟で明らかにされており，登庁記録に照らしても，格別不合理な点は認められない。…＜中略＞…政調政審は，県執行部からの情報収集，意見交換の機会と言え，政務調査活動に該当する」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，①～④，および⑥については、丙C3の2が提出されたが、「議論の整理を行った」、「知見を深めるための勉強」、「中間報告会に出席」、「県担当者との勉強会」、「団体要望を聴取」といった抽象的な内容であり、県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類とはいえない。 ⑤については、補助参加人森岡が「政調政審とは、県執行部が各会派に対して予算や条例案等の定例会提出予定の主要事業について説明を行う説明会」，「本件宿泊費用は，議会活動のための準備・検討・調査に必要な費用であり」と説明するように，政調政審の目的は議会活動である。たとえ政調政審が議会活動そのものではなく，その事前準備に過ぎないとはいえ，議員の本分である議会活動に附帯する活動であることは明白である。したがって，ガイドラインの規定によって，これは政務調査活動以外の活動である。 原判決は，ガイドラインの規定や県政に関わる政務調査活動としての実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	丙C3の2	鳥取市に出張した際に要したJR旅費ないし宿泊費である。 ①平成24年4月2日の鳥取出張旅費について（領収書No. 35） この日は、午前10時07分から午後0時28分まで、鳥取県庁内にある会派控室において、県担当者とフリーゲージ車輌について現状における議論の整理を行った。 会派控室に赴いた理由は、当該問題について詳細を把握している県担当者と直接議論をすることで本議員自身の知見を深めることができるという利点が存するからである。また、資料収集の点でも、県庁に即時に問い合わせることができるため、迅速に最も的確な資料を収集できるという最大の利点が存在する。 このように県担当者との議論の整理を行うことは、議案の審査や政策立案に資する活動であり政務調査活動に当たる。したがって、標記旅費は100％政務調査費に該当する。 ②同月24日の鳥取出張旅費について（領収書No. 41） この日は、午前9時35分から午後3時52分まで、会派控室において、県担当者と地下水について知見を深めるための勉強を行うと共に、 同月22日の台風による果樹被害について対応を話し合った。会派控室に赴いた理由は、上記①のとおりである。このような活動は、政策立案や住民意思の把握にとって必須のものであり政務調査活動に当たる。したがって、標記旅費は100％政務調査費に該当する。 ③同日の宿泊費について（領収書No. 42） 翌25日にホープスターとっとり（鳥取市永楽温泉町556）において開催される、連合「エネルギー政策総点検・見直しPT（プロジェクトチーム）」中間報告会に出席する予定であったため、上記②の打合せ後、そのまま鳥取市内のホテルに宿泊した。翌日に政務調査活動がある場合、一度帰宅して往復で5,540円の交通費を支出するよりも、宿泊して宿泊費4,935円の支出にとどめる方がより合理的である。また、宿泊すれば翌朝早い時間から活動できるため、時間の有効活用が可能になるという利点もある。 上記報告会では、脱原発と原発推進の2項対立の議論ではなく、総合的・合理的・客観的に冷静な議論のもと、エネルギー安全保障を含む安定供給に繋げていくことを目的に報告や意見交換が行われた。かかる報告会への参加は、議案の審査、政策立案にとって非常に意義のあるものであり、政務調査活動に他ならない。したがって、上記報告会への参加のために要した標記宿泊費は100％政務調査費に該当する。 ④同月26日の宿泊費について（領収書No. 44） 同日、白兎会館（鳥取市末広温泉町556）において鳥取県精神保健福祉協会総会が開催され、翌27日には会派控室において県担当者との地下水及び自然エネルギーに関する勉強会が開かれる予定であった。そのため、上記③同様、往復するよりも宿泊する方が経済的にも時間的にも合理的であると判断した。実際、翌27日午前9時05分から午後1時14分まで、会派控室において、地下水及び自然エネルギーに関する勉強会が開かれた。上述のとおり、県担当者との勉強会は政務調査活動に当たり、そのために要した標記宿泊費は100％政務調査費に該当する。 ⑤同年5月28日の鳥取出張旅費について この日は、午前8時46分から午後4時38分まで、会派控室において、政調政審（担当者による予算案の説明）が開かれた。会派控室に赴いた理由は、上記①のとおりである。政調政審は、議案の審査のために必要不可欠なものであり、政務調査活動に他ならず、そのために要した標記旅費は100％政務調査費に該当する。 ⑥平成25年1月10日の鳥取出張旅費について 翌11日の午前8時54分から午後5時10分まで、会派控室において、団体要望を聴取した。かかる活動は、住民意思を把握し政策立案等につなげるという政務調査活動に他ならない。したがって、団体要望を聴取するために要した標記旅費は100％政務調査費に該当する。 なお、平成24当時のガイドラインには、調査研究費について、県外又は国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある旨定められており、換言すれば、県内において政務調査活動を行った場合には、政務調査活動報告書の提出は求められていなかった（甲1・4頁目の調査研究費備考欄参照）。 したがって、政務調査活動報告書で求められているのと同様に、政務調査活動の目的、内容等が説明がなされていないからといって、当該支出が本件使途基準に反するという結論には結びつかない。		出納簿及び領収書からは，政務調査活動の具体的内容が明らかでないものの，丙C3の2の登庁記録に概ね合致し，補助参加人福間の左記主張が不合理とはいえない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 なお，政調政審は，県執行部からの情報収集，意見交換の機会と言え，政務調査活動に該当するというべきである。	丙C3の2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1−2	調査研究費	H24.4.27 〜 H25.3.29	45 58 67 74 77 84 91 96 99 106 116 122	米子駅駐車場代	¥57,600	60%	¥48,000	50%	米子駅の駐車場を年間契約した費用である。福間議員は按分根拠を示さずに60%按分している。政務調査にも使われたことを考慮しても、50%を超える按分は認められない。	原判決は「補助参加人福間が当該駐車場の利用実態をもとに主張した60%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「調査研究のための出張時の利用が60%、それ以外の議員として活動時の利用が40%、プライベートでの利用はほぼ0%である」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，当該駐車場の利用実績の証明になっていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 このように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，当該駐車場の利用実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員が鳥取に出張する際、米子駅の駐車場を利用した方が費用も時間も節約できることから、同駅の駐車場を年間契約しており、これに要した費用である。調査研究のための出張時の利用が60%、それ以外の議員として活動時の利用が40%、プライベートでの利用はほぼ0%であるという利用実態に合わせて、60%の額を政務調査費として計上している。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人福間の按分率が不合理であることにつき，具体的な主張立証を行っていない。		補助参加人福間は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。政務調査費を充てることが許されるのは，その2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右金額については不当利得になるというべきである。		¥9,600
1−3	調査研究費	H24.5.30	56	西部議員懇談会経費	¥5,445	100%	¥2,722	50%	ホテルで実施した議員同士の会合であり、100%の充当は認められない。	原判決は「県政の調査のために出席したと認められ，5500円の費用が事前に主催者によって決められていたことが認められるから」として，全額を政務調査費として認めた。 しかし，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり，議員によるお手盛り主催である。 さらに本件のポイントは，『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば，「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い，議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく，「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから，後半の「飲食を伴う意見交換会」とは，社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは，到底考えられない。 そもそも，調査研究のための会合に，公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も，飲食が提供される夕方からではなく，もっと早い時間にできる。 割高なホテルでの開催と，そこでの飲食を伴う議員同士の「意見交換会」では，ホテル代の全額を政務調査費として認めることはできない。		超党派の議員（境港2人、米子8人、西伯3人、日野1人）で開催した、県西部総合事務所長に行政上の様々な問題点を話してもらい、問題意識を共有するための勉強会の費用である。かかる勉強会の目的から政務調査活動との関連性・必要性は認められ、ガイドラインにも抵触しない。		ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。甲26領収書番号56の添付書類によると，左記懇談会の議題は，「弓浜地区の道路網の整備について」等であり，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等が出席したことが認められる。議題・内容から県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていたことが認められるから，本件ガイドラインには違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1-4	調査研究費	H24.10.22	88	鳥取出張旅費（会派総会）	¥5,540	100%	¥2,770	50%	会派総会への出席経費であり、100%の充当は認められない。	原判決は「会派総会は，…＜中略＞…～政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。…＜中略＞…会派による活動であることのみをもって政党活動の性質を帯びるものではない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，会派とは議会内に組織された議員の集まりである。したがって，会派の活動は，議員の活動と同様に多面的であり，政務調査費の対象外となる議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活なども含まれることは，あまりにも明白である。 福岡地裁は「会派や議員の活動は多面的であるから，政務調査活動とそれ以外の活動と区分不可能な場合があり得る」（平成25年11月18日）として，実績や実情を考慮した経費の按分が相当であると判示した。仙台高裁は、会派控室のプロバイダ使用料や，会派で雇用する常勤職員の人件費の支出額の2分の1を違法と認めた（平成30年2月8日）。 原判決は，このような会派総会の実績や実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		会派総会においても、住民意思の県政への反映にとって必要な議論がなされ、県政全般に関する情報交換が行われるなど、政務調査活動が行われており、その出席経費は100%政務調査費に該当する。		会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であると認められ，政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。会派は，県議会を運営する際の単位となるもので，会派による活動であることのみをもって政党活動の性質を帯びるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の打ち合わせであるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0
2	研修費	H24.7.11	69	JR西労組地方議員団会議参加費	¥10,000	100%	¥0	0%	1　証拠書類の領収書には議員団研修会参加費ととあるが，報告書に「目的・内容・結果等」の記載はない。 しかも，領収書の発行者はJR西労組議員団 福間裕隆とあり，自らの名前である。この日にどのような政務調査活動を行ったのか，証拠書類に記載がない。 ガイドラインの別紙 「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」の調査研究費に「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は，政務調査活動報告書（様式参照）を作成する必要があること。」とされているにもかかわらず，報告書や政務調査活動であったという根拠や按分を明示していない。 ガイドラインに定められた報告書が添付されていない以上，支出は認められない。 2　提出された政務活動報告書は「ローカル線活性化の取り組み　たま駅長に学ぶ地方公共交通の実態視察」である。 これは7月12日に行われた研修である。 本件の出費は、7月11日に開催されたJR西労組地方議員団会議の第20回総会と、その翌日、7月12日に行われた議員団研修であるにもかかわらず、第20回総会の内容については全く記載がないのはどうした理由か。 いずれも、県政に関する調査研究活動とどのような関連があるかを具体的に説明する責任がある。しかし、その説明がない。 そもそも、本件の政務活動報告書では「活動の相手方」、「目的・内容・結果等」、および「関連領収書番号」の枠が空白のままであり、およそ“政務活動報告書”としての体（てい）をなしていない。 研修目的・内容等について、補助参加人は総会および研修の案内状を提出したのだから報告書への記述が欠如していても「明らかである」、「100%政務調査費に該当する」などと主張するが、「目的・内容・結果等」までも案内状で明らかな県外・政務調査活動ならば、和歌山まで行く必要はない。案内状を読むだけで足りる。 松江市議会の場合、議員が政務活動費を使って視察した際（昨年11月）の報告書で、その内容の使い回しによって文章、写真、構成が全て同じだったことが報道され、世間の非難を浴びたが、たとえコピペであっても報告書としての体はなしている。 本件の場合、ガイドラインに定められた報告書が添付されておらず、支出は認められない。	原判決は「政務調査活動報告書には，一部空欄があるものの，案内状が添付されており，政務調査活動の概要は明らかにされている。研修内容等に照らし，県政との関連性が認められるから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，肝心な「目的・内容・結果等」の記載がなければ，もはやガイドラインに規定された政務調査活動報告書とは言えない。さらに，調査研究活動の集大成とも言うべき政務調査活動報告書であるから，7月11日分のように案内状の添付によって代替してはならない。 原判決は，ガイドラインの規定や議員団会議研修の実績・実情を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。	甲14号証	平成24年7月11日に開催されたJR西労組地方議員団会議第20回総会参加後の宿泊費及び翌12日に開催された議員団会議研修の研修費（借上げバス代、食事代、その他諸経費）である。 本議員は、中間山地の多い鳥取県の地方公共政策の参考にしたいと考え、和歌山電鐵貴志川線におけるローカル線活性化の先駆的な取組みに関する研修に参加した。 研修内容としては、過去に廃線も検討された和歌山電鐵貴志川線が、沿線住民の存続運動や経営方針の見直しにより、現在ではユニークな路線に変貌して注目を集めていることに着目するものであり、中間山地の多い鳥取県の地方公共交通政策にとって参考になる内容であった。 以上の研修目的・内容等は、「JR西労組地方議員団会議『第20回総会』開催および議員団会議研修のご案内」と題する書面を政務活動報告書に添付して提出しているため明らかである。 このように、県政へ生かすことを目的として研修へ参加することは、政務調査活動に他ならず、県外調査宿泊費は100%政務調査費に該当する。なお、領収書の発行者が福間裕隆と記載されているのは、当時、JR西労組地方議員団の議長を同人が務めていたからという理由に過ぎない。	丙C3の1	甲26及び丙C3の1によると，平成24年7月11日にJR西労組地方議員団会議員，三日月大造衆議院議員及びJR西労組中央本部役員が出席して同議員団会議総会が行われたこと，翌12日に「たま駅長に学ぶ地方公共交通（和歌山電鉄貴志川線）」と題する会議研修が行われたこと，補助参加人福間がこれらの研修・宿泊費として1万円を支払い，その全額を政務調査費として支出したことが認められるが，前者については，所属する議員団としての活動というべきであるから，政務調査費を充てることが許されるのは，その2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額は不当利得になるというべきである。	丙C3の1	¥5,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
2-2	資料購入費	H24.4.10 ～ H25.2.12	39 46 47 48 59 68 75 89 93 101	書籍代金	¥11,775	100%	¥0	0%	領収書等に書籍名が記載されていなく政務調査に必要と認められない。	原判決は「領収書番号68については，領収書及び納品書から，中央公論8月号を購入したものと認められ…＜中略＞…領収書番号89については，新聞を購入したものと認められ，県政との関連性が認められる」として，書籍名が不明なものを除いて 1,000円を政務調査費として認めた。 しかし，「中央公論」は総合雑誌であるから，取り扱う内容は幅広く，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。補助参加人は，この雑誌を具体的にどういう調査研究活動に使ったのかを主張立証していない。 新聞購入については，何という新聞を購入したのかすら不明であり，県政との関連性を認めるのは無理である。 原判決は，書籍名が不明なものについては合理的であるが，購入された新聞・雑誌と県政に関する調査研究活動との直接的な関連性を考慮していない点では誤りである。		資料購入費として支出した書籍費のうち書名又は表題が不明なものについても、議員が身につけるべき知見が多様化していることや、知見の有する意味等に照らすと、その内容が県政とは直接関連せず、直ちにその知見が成果を生むものではないからといって、調査研究との関連性あるいは有益性が否定されるべきものではない（高松高判平成24年10月18日に同旨）。		領収書番号68の900円については，領収書及び納品書から，中央公論8月号を購入したものと認められ，政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号89の100円については，新聞を購入したものと認められ，県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
														その余の右額の支出については，出納簿及び領収書からは書籍名が明らかでなく，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人福間は，本件訴訟でも購入した書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥10,775
2-3	資料購入費	H24.7.13 H24.12.26	70 98	書籍代金	¥11,790	100%	¥0	0%	書籍「大山の便り」並びに「写真アルバム」は政務調査に必要であるとの説明がされていない。	原判決は「書籍名のみから，県政との関連性を欠くとは認められず」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「大山の便り」は中村襄介氏の俳句誌「桑海」に連載した原稿をまとめた文学作品であり，「米子・境港・西伯・日野の昭和」は昭和の懐かしい風景や季節の行事を記録した高価な写真集である。したがって，これらは個人的な趣味・興味の範囲に属する娯楽性の高い書籍というべきである。 ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限る」と規定する。補助参加人は「大山のことを学び、水ビジネスの知見を広めるためにこれらの書籍を購入した」「地下水条例の成立の主張につながっており」などと主張するが，これらの書籍のどの部分が県政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情があることを主張立証する必要がある。 原判決は，ガイドラインの規定や書籍の内容を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		地元大山の水ビジネスに着目、環境政策との両立に一抹の不安を抱いた本議員は、大山のことを学び、水ビジネスの知見を広めるためにこれらの書籍を購入した。実際に、本議員の平成24年11月定例会における地下水条例の成立の主張につながっており、100%政務調査費に該当する。	丙C3の3	それぞれ「大山の便り」，「米子・境港・西伯・日野の昭和」と題する写真アルバムを購入したものであると認められるところ，書籍名のみから，県政との関連性を欠くとは認められず，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2-4	資料購入費	H24.9.10 ～ H25.2.12	80 87 97 109	書籍代金	¥3,600	100%	¥0	0%	書籍「中央公論」は一般文芸雑誌であり、政務調査に必要であるとの説明もされてない。	原判決は「書籍名から直ちに政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできず」として，書籍代金の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「中央公論」は総合雑誌であるから，取り扱う内容は幅広く，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。 ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限る」と規定する。補助参加人は，「政治的な論調なので、バランス感覚のある考え方を養うために購読している」と主張するだけで，この雑誌を具体的にどういう調査研究活動に使ったのかを主張立証していない。 原判決は，ガイドラインの規定や，書籍と県政に関する調査研究活動との直接的な関連性を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		本議員によると、「中央公論」は政治的な論調なので、バランス感覚のある考え方を養うために購読しているとのことである。100%政務調査費に該当する。		領収書及び納品書から，中央公論を購入したと認められ，書籍名から直ちに政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできず，補助参加人福間の主張にも格別不合理な点はない。政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
3	広報費	H25.1.15	114	郵券代（議会だより発行）	¥126,340	100%	¥63,170	50%	議会だよりを、新聞折り込み（53,916円、領収書No.115）しただけでなく、料金別納で郵送も行った（計 126,340円、領収書No.114が2枚）という支出である。 領収書No.114によれば、合計で 1,829通もの封書を郵送している。議会だよりを多くの住民に読んでもらうことが狙いとはいえ、無駄な重複が多すぎる。 さらに、2枚の領収書No.114のうち、一方は 16.0g、他方は 22.0g となっており、郵送した中身が異なると推測されるが、その理由は不明である。22.0g の方は、後援会便り、政党の通信などを同封して発送している可能性が高い。 また、そもそも「議会だより」は議会活動に密接に関係するものであり、「100%政務調査費に該当する」という主張には無理がある。 従って、支出の全額を公費である政務調査費に計上することは不適切であり、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人福間の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみをもって政務調査との関連性が否定されるものではない。原告らが指摘する郵便の重量の違いについても，推測の域を出ない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質疑内容の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 また，領収書No.114のうち一方は16.0g、他方は22.0gであり、郵送した中身が異なることは「推測の域」ではなく，数値で明白である。この差については何の主張立証も行われていない。 原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。		本議員の県議会における質問内容、関西広域連合における提案内容等を記載した「福間ゆたか議会だより2012．12 Vol．43 かけはし」を郵送するために要した郵券代である。 本議員は、議会だよりをより多くの住民に読んで頂くことで、本議員がより良い県政を実現するためどのような活動を行っているか知って頂くと共に、住民が県政に対し何を望んでいるかという貴重な情報を得ることにつながると考えている。すなわち、本議員は、議会だよりは議員と住民との双方向性を高めるための非常に重要な手段であり、議員だよりを一人でも多くの住民に読んで頂くことが、より良い県政の実現につながると考えている。そのためには、新聞折り込みのみならず、議会だよりを直接郵送する必要がある。 したがって、議会だよりの郵送のために要した費用は、100%政務調査費に該当すると判断した。なお、上記議会だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない。 （平成30年9月4日付け準備書面） 領収書番号114の郵送物はいずれも25g以内の定形郵便であり，料金面からすれば，2つの領収書に記載された郵便物の重量はそれほど重要な意味を持たない。郵便局側が，合計1829通に上る全ての郵便物を個別に厳密に軽量して，重量の平均値を算出して領収書に記載したとも到底考えがたい。		郵送された議会だよりには，立案に関与した条例の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人福間の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみをもって政務調査との関連性が否定されるものではない。 もっとも，原告らが指摘する郵便の重量の違いについても，推測の域を出ない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C3の3	¥0
4	広報費	H25.2.13	113	議会だより作成経費	¥196,350	100%	¥141,372	72%	「議会だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない」という主張であるが、そもそも議会だよりは議会活動に密接に関係するものであるし、後援会活動・政党活動などの側面もある。 また、議会だより（甲17号証）には、議員個人の顔写真やイラストなど、議員の調査研究に資するとはいえない箇所（A～E）も含まれる。それらの箇所を除外して再計算した結果、紙面等における政務調査活動部分の占める割合（按分率）は72%であった。 従って違法支出額は、196,350 × (100 − 72)/100 ＝ 54,978 円となる。	原判決は「議会だよりには，立案に関与した条例の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人福間の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみで政務調査との関連性が否定されるものではない。」として，議会だより作成費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲17号証	「福間ゆたか議会だより2012．12 Vol．43 かけはし」の作成経費である。 上記議会だよりの内容は、本議員の県議会における質問内容、関西広域連合における提案内容等である。これらの情報を住民に伝えることで、県政に対する住民の声を広く収集することが可能になり、ひいては、住民の声を県政へ反映させることにつながる。	丙C3の3	印刷された議会だよりには，立案に関与した条例の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人福間の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみで政務調査との関連性が否定されるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C3の3	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	広報費	H25.2.15	115	議会だより折り込み料	¥53,916	100%	¥26,958	50%	「議会だよりには、政務調査活動以外の内容は記載されていない」という主張への反論は上記の通りである。 さらに、「広報費　H25.1.15付　郵券代」への反論で述べたように、無駄な重複が多すぎる。 従って、支出の全額を公費である政務調査費に計上することは不適切であり、50%を超える支出は認められない。	番号3および番号4で主張した通り。		「福間ゆたか議会だより2012．12　Vol．43　かけはし」の新聞折り込み料である。 「広報費　H25.1.15付　郵券代」の説明で述べたとおり、本議員は、政務調査活動について記載した議会だよりを一人でも多くの住民に読んで頂くことが、より良い県政の実現につながると考えており、1万5000世帯を対象に新聞折り込みの形で上記議会だよりを配布した。		折り込まれた議会だよりには，立案に関与した条例の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。補助参加人福間の写真やイラストが掲載された部分についても，そのことのみで政務調査との関連性が否定されるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C3の3	¥0
6	広報費	H25.3.14	136	ブログサービス利用料	¥66,990	100%	¥33,495	50%	「ブログサービス料金は100%政務調査費に該当すると判断した」という主張であるが、福間議員のブログには、本人の顔写真、プロフィール、後援会、過去の議会だより、議員個人に関わる県議会での質疑応答、活動日誌など、多様な情報が盛り込まれている。 これらの情報のすべてが議員の調査研究に資するとは到底いえない。従って、50%を超える支出は認められない。 なお、東京高裁は、横浜市議会議員のホームページに関して「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」と認定している（H22.11.5）。			本議員のブログの作成、管理を業者に委託した際のサービス料金である。 本議員のブログでは、県議会における質問内容や本議員の政務調査活動について記載した議会だよりである「かけはし」の内容を閲覧することができる。 すなわち、本議員は、本議員の政務調査活動を住民に広く報告するための周知し、それにより、県政に関するより多くの住民の声を収集するための手段としてブログを利用しているのである。なお、上記ブログには後援会に関する記載もあるものの、その内容は儀礼的な挨拶にとどまり後援会員を募集するフォーム等は一切設けられておらず、実質的に後援会活動を促進する目的、機能は有しない。 したがって、ブログサービス料金は100%政務調査費に該当すると判断した。		弁論の全趣旨によれば，ブログには，後援会に関する記載もあったことが認められるにもかかわらず，按分率が100%とされているから，按分率の設定が合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人福間は，ブログの内容について適切な反証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥33,495
7	事務所費	H24.5.11 ～ H25.3.12	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	事務所電気代	¥14,395	60%	¥11,997	50%	「事務所における業務のうち、政務調査活動が占める割合は控え目に見積もって60%」であるという主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 仙台高裁では、光熱水費についても原則として按分率2分の1で按分すべきものと判示した（H23.5.20）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人福間が業務割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所における電気代である。 本議員は、自宅の別棟を事務所と使用しており、業務の大半は県政に関する住民からの意見の聴取等の政務調査活動である。なお、上記事務所は後援会事務所も兼ねている外、政党活動に関する業務もある程度行っている。 したがって、本議員の事務所における業務のうち、政務調査活動が占める割合は控え目に見積もって60%であり、この割合に従い、事務所電気代のうち60%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人福間の按分率について具体的な主張立証をしていない。		甲34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人福間は，自宅の別棟を，政務調査活動の拠点とのしての事務所として使用するとともに，同事務所を後援会事務所としても届け出ていたことが認められる。補助参加人福間は，同事務所を政務調査の活動にも利用していたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人福間が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（各支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥2,398

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	事務所費	H25.2.12	110 111' 112	事務所灯油代	¥10,375	60%	¥8,643	50%	按分率の根拠については、「事務所費　H24.5.11～H25.4.5付　事務所電気代」と同様の理が当てはまる。	番号7と同じ。		事務所に設置している暖房器具を使用する際に要した灯油代である。按分率の根拠については、「事務所費　H24.5.11～H25.4.5付　事務所電気代」と同様の理が当てはまる。		番号7と同じ。なお，甲26によると，左記領収書に係る各支払（5961円，5745円，5583円）について政務調査費として支出された額（3576円，3447円，3349円）の合計は1万0372円である（左記議員主張額とは異なる。）。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（上記各支払額全体の各2分の1程度。2980円，2872円，2791円の合計額）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥1,729
9	事務費	H24.4.23 ～ H25.1.23	40 92 103	事務用品代（ボールペン、ペンケース）	¥6,085	100%	¥3,042	50%	「事務所における業務のうち、政務調査活動が占める割合は控え目に按分して60%」であるが、「事務所における事務用品（ボールペン、ペンケース）は、専ら政務調査活動のために使用」（つまり100%）という主張自体に矛盾がある。 さらに、後述する「補助職員の賃金」の50%という按分とも矛盾する。 そして「事務用品購入代金の100%が政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。そうすれば、少なくとも矛盾は生じない。 青森地裁では、インク・紙等の消耗品、筆記用具等の文具のいずれについても、按分率2分の1で按分すべきものとした（H24.2.3）。従って、50%を超える支出は認められない。		本議員の事務所で使用するために購入した事務用品の代金である。 本議員は、自宅の別棟を事務所と使用しており、業務の大半は県政に関する住民からの意見の聴取等の政務調査活動である。なお、上記事務所は後援会事務所も兼ねている外、政党活動に関する業務もある程度行っている。 したがって、本議員の事務所における業務のうち、政務調査活動が占める割合は控え目に按分して60%である。 もっとも、事務所における事務用品（ボールペン、ペンケース）は、専ら政務調査活動のために使用しており、事務用品購入代金の100%が政務調査費に該当する。 なお、平成24年度当時のガイドライン（甲1）自体、同一の経費区分における按分率を一律に定めることや、按分率を事前に申請することを求めていない。これは、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われることにより地方議会の審議能力強化を目指す政務調査活動費制度の目的に鑑み、各議員に一定の裁量を与え、その裁量に基づく判断が合理的な範囲にとどまるものである限り、政務調査活動費の支出を適法なものとするとの理念に基づくものと考えられる。 とすれば、事務費の按分率を、当該事務費の使用実態に合わせて合理的範囲内で柔軟に設定することも、各議員に認められた裁量の範囲内の行為といえる。		本件ガイドラインでは，事務費について，事務所の利用形態を勘案の上，使用の割合に応じ按分支出すべきものとされているところ，補助参加人福間の事務所は，政務調査活動以外の拠点となっていたことが認められ，ボールペン等は，幅広い活動に使用することが可能である。そうすると，ボールペン等は，一般的，外形的には政務調査活動以外の活動にも使用されていたことが疑われるというべきである。したがって，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人福間は，適切な反証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥3,043

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
10	事務費	H24.5.7～H25.4.5	138 140	FAX回線電話代	¥54,889	60%	¥45,743	50%	「事務所の業務のうち控えに按分して60%が政務調査活動に関するもの」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである ＜…中略…＞ その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人福間が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として、補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，FAX回線及び電話の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」（平成23年9月30日）と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所におけるFAX回線及び電話の使用代である。 「事務費　H24.4.23～H25.1.23付　事務用品代（ボールペン、ペンケース）」の説明で述べたとおり、事務所の業務のうち控えに按分して60%が政務調査活動に関するものであり、この使用割合に従い、事務所におけるFAX回線及び電話の使用代の60%が政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人福間の按分率について具体的な主張立証をしていない。		番号7と同じ。	甲34，35	¥9,146
11	事務費	H24.5.31～H25.4.30	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 141 200	携帯電話代	¥125,612	60%	¥104,678	50%	「携帯電話代のうち控え目に按分して60%は政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。それに、「県議会における質問の準備」は議会活動の一部であり、政務調査活動ではない。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである ＜…中略…＞ その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。	番号10と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 本議員は、県政に関する住民の声を直接聞くことを重視しており、「福間ゆたか議会だより2012．12　Vol．43　かけはし」にも携帯電話番号を掲載している。そのため、住民から県政に関する意見が本議員の携帯電話に直接寄せられることも多い。また、本議員は、県議会における質問の準備の際、情報収集の手段としても携帯電話を使用している。このように、携帯電話の主な用途は政務調査活動に関するものである。 なお、後援会活動等、政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することもあり、その割合は多目に按分して40%である。 したがって、携帯電話代のうち控え目に按分して60%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人福間の按分率について具体的な主張立証をしていない。	丙C3の3	番号7と同じ。	甲34，35	¥20,934
12	事務費	H25.3.29	121	デジタル複合機リース料	¥119,448	60%	¥99,540	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.5.7～H25.4.5付FAX回線電話代」と同様の理が当てはまる。	番号10と同じ。		事務所に設置しているデジタル複合機のリース代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.5.7～H25.4.5付FAX回線電話代」と同様の理が当てはまる。		番号7と同じ。	甲34，35	¥19,908

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	人件費	H24.4.30 ～ H25.3.29	24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	補助職員人件費	¥252,200	100%	¥126,100	50%	「毎月の総支給額のうち50%のみ政務調査費として計上した」という主張であるが、原告が100%按分と判断した理由は、領収書の金額は黒塗りで隠されており、各月の出納簿には「@■円×10割×10割」と記載されていたからである。 これは100%按分したという意味である。 今回、新たに提出された丙C3の4「勤務記録表」によって、補助職員への支給額のうち50%は政治経済研究会から、残りの50%を福間議員の政務調査費から支給されていたことが判明した。 その50%分の金額を示す領収書がNo.24～No.34（丙C3の5）であり、福間議員が各月の賃金として支払っている。 では、「政治経済研究会より充当」と記載された賃金は、誰が何の理由で支払ったのか。賃金支給の実態が不可解である。 「勤務記録表」には、例えば9:00～15:00の勤務時間中に事務作業を行い、郵便局に行ったという程度のことしか記載がない。 従って、勤務の内容が政務調査活動であることを示す証拠書類ではないため、勤務実態は不明というほかない。 以上のことから判断して、訴状別紙のとおり、福間議員が支払った賃金の50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人福間の主張内容に格別不合理はなく、50%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として、補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし、この50%という按分率は、政治経済研究会から支給された賃金割合の残りという意味でしかない。明らかなことは、この補助職員は推定50%の割合で政治経済研究会に関係する業務を行っていたことである。残りの50%で、議会活動・政党活動・後援会活動・選挙活動・親睦団体活動・私生活などに関する活動は行わず、県政に関する調査研究活動だけを行ったという主張立証は行われていない。 原判決は、補助職員の勤務実績・実情を何ら考慮することなく、補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており、誤りである。		本議員の事務所に勤務している補助職員の賃金である。 補助職員の主な業務内容は、政務調査活動に関するものが多いが、後援会活動等に関するものも全く行っていないわけではない。そこで、本議員は、補助職員の業務のうち政務調査活動に関するものはかなり控えめに見積もって50%であると考え、毎月の総支給額のうち50%のみ政務調査費として計上した。 なお、訴状別紙「平成24年度政務調査費チェック結果」では、総支給額の100%が政務調査費に該当しているものとされているが、これは原告の誤りである。	丙C3の4及び5	出納簿では按分率が100%とされているものの、勤務記録表（丙C3の4）では、按分率が50%とされており、領収書に記載された金額も勤務記録表の内容に沿うものである。補助参加人福間の主張内容に格別不合理はなく、50%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから、本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的、外形的事実の立証があったとは認められない。	丙C3の4～5	¥0

計　¥116,028

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.7.12 ～ H25.3.18	706 810 1206 25104 25302 25305	鳥取宿泊費	¥35,697	100%	¥0	0%	1　証拠書類にアパホテル，鳥取グリーンモーリス，ワシントンホテルの領収書が添付されており，一部領収書に「県内旅費」としか記載されていない。ホテルでの宿泊がどのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，宿泊する必要性についても明記されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 2 ①、②について 「政務調査活動たる勉強会」とか「政務調査活動を行う予定」とかの主張であるが，その主張の裏付けとなる証拠書類が提出されていない以上、これらの経費は政務調査費として認められない。 ③、④、⑥について 「懇親会への出席は…＜中略＞…必要な情報を収集し、活発に意見を交換する目的で行う政務調査活動」などとの主張であるが，“懇親”とは親しみあい、交際を厚くするといった意味であり，“親睦”と同義である。そして，親睦会は，ガイドラインに「政務調査費の対象外経費」であると明記されている。 社会通念上も、飲食を伴うことの多い懇親会の場は、議員の調査研究に資するものとは言えない。従って、これらの経費は政務調査費として認められない。 ⑤について 代表質問のための準備を行ったというなら，政務調査活動ではなく，議会活動の一部となる。従って、この経費は政務調査費として認められない。	領収書番号1206，25104，25305について，原判決は「議員連盟の懇親会に出席して意見交換等を行うことも政務調査活動に該当する」，「建築関連団体との意見交換会の後，懇親会に出席して意見交換等を行うことも，政務調査活動に該当する」として，懇親会に伴う宿泊費の全額を政務調査費として認めた。 しかし“懇親”とは，“親睦”の漢語的表現にすぎず，意味はまったく同じである。そしてガイドラインでは，親睦会は，レクリエーション等と同列に「その他調査研究活動以外の経費」に明記されている。さらに，補助参加人がこの懇親会で収集したと主張する情報（成果物）も提出されていない。 仙台高裁は「これに対し，控訴人は，議員にとって宿泊を伴う懇親会は貴重な情報交換，懇談の場であるから，政務調査費と認めるべきであると主張するが，たとえ貴重な情報交換，懇談の場であるとしても，議員同士の懇親会が本件規則が定める研究研修費に当たらないことは明らかである。」（平成19年4月26日）と判示した。 盛岡地裁は「会合等の出席者相互の親睦は，一般的に議員の調査研究に資するものとは言えない。」（平成22年11月19日）と判示した。 原判決は，ガイドラインや，これまでの判決例を何ら考慮することなく，懇親会に伴う宿泊費の全額を政務調査費として認めており，誤りである。		鳥取市内に宿泊した際の宿泊費である。 ①平成24年7月12日の鳥取宿泊費について（領収書No. 706） 翌13日、会派控室において、県の担当職員から事情を聞く等の勉強会が開催される予定であり、本議員はこれに出席する予定があった。そのため、翌日の朝は午前10時には登庁しなければならないことが分かっており、JRでの往復料金と宿泊料がほぼ同額であったことから前日12日は宿泊することとした。また、宿泊した方が翌朝早くから活動でき、時間の有効活用の点でも利点があると考えた。 勉強会は、議案の審査や政策立案に必要な能力を高めるという意義を有しており、政務調査活動に当たる。 したがって、政務調査活動たる勉強会に出席するため宿泊した場合、その宿泊費も政務調査活動のため必要な費用であるといえ、100%政務調査費に該当する。 ②同年8月21日の鳥取宿泊費について（領収書No. 810） この日は、県庁において開かれた議会広報委員会及び常任委員会に出席した。委員会終了後、翌日に鳥取市内で政務調査活動を行う予定があったため、鳥取市内のホテルに宿泊した。 宿泊した理由は、上記①同様、経済的にも時間的にもより合理的であると判断したためである。このような目的での宿泊は、政務調査活動を行う上で必要なものであり、そのために要した宿泊費は100%政務調査費に該当する。 ③同年12月18日の鳥取宿泊費について（領収書No. 1206） この日は、11月定例会に出席した後、林活議連意見交換会に出席した。意見交換会終了後、懇親会にも出席したところ、最終の特急列車の発車時刻を過ぎてしまったことからホテルに宿泊することとした。懇親会への出席は、林業の活性化について必要な情報を収集し、活発に意見を交換する目的で行う政務調査活動であり、そのために必要となった宿泊費も100%政務調査費に該当する。 ④平成25年1月10日の鳥取宿泊費について（領収書No. 25104） この日は、スポーツ振興議員連盟意見交換会に出席した後、懇親会にも出席したところ、最終の特急列車の発車時刻を過ぎてしまった。翌11日は午前9時から予算関係の協議と団体意見交換会が開かれる予定であったため、上記①同様、経済的、時間的に宿泊する方が合理的であると判断し前日10日は宿泊することとした。 懇親会は、スポーツ振興について情報を収集し、活発な意見交換を行うための政務調査活動の場であり、また、翌日の予算関係の協議と団体意見交換会も政策立案等に必要な政務調査活動に当たる。 したがって、宿泊費は、一連の政務調査活動のために必要な費用に当たり、100%政務調査費に該当する。 ⑤同年3月7日の鳥取宿泊費について（領収書No. 25302） 同年2月21日から3月22日までの間、平成25年2月定例会が開催されており、同年3月7日は、同月4日から7日まで代表質問に向けて準備をするため宿泊した。同年4日から6日の宿泊費は、議会から旅費が支給された。同月7日については、翌日に議会が開かれないため議会から旅費は支給されないものの、鳥取市内であれば迅速な資料収集等が容易であるといった利点が大きいため、本議員はもう一泊して充実した代表質問の準備を行いたいと考えた。そこで、同月7日の宿泊費に限って、政務調査費に計上することとした。代表質問のための準備は、議案の審査等に必須の政務調査活動であり、そのために必要な宿泊費は100%政務調査費に該当する。 ⑥同月18日の鳥取宿泊費について（領収書No. 25305） この日は建築関連団体との意見交換会があり、その後懇親会にも参加したところ、最終の特急列車の発車時刻を過ぎてしまったため、宿泊することにした。 懇親会は、建築関連団体と活発的に意見を交わす貴重な政務調査活動の場であり、これに参加したため必要となった宿泊費は、政務調査活動のため必要な費用といえ、100%政務調査費に該当する。		領収書番号706の6800円については，出納簿及び領収書からは宿泊目的が不明であって，政務調査費の対象であるか否かを判断できないから本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は，平成24年7月13日に政務調査活動を行う予定があった旨主張するものの，同月12日の予定について何ら主張せず，いかなる理由から宿泊が必要になったのか明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。領収書番号810の5775円については，出納簿及び領収書からは宿泊目的が不明であって，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は，本件訴訟で宿泊目的について主張するものの，平成24年8月21日の議会広報委員会及び常任委員会は議会活動であり，同月22日の政務調査活動はその具体的内容が明らかでない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。領収書番号25302の5722円については，出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は，代表質問の準備を行ったと主張するものの，具体的な活動内容は不明である。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥18,297
														領収書番号1206については，出納簿及び領収書からは宿泊目的が不明であるものの，甲26の領収書番号25318の添付書類によると，同日，鳥取県森林組合連合会にと鳥取県議会森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟の議員らとの間で，「森林・林業施策に関する意見交換会」が開催されたことが認められるもので，補助参加人の左記主張に，格別不合理な点は認められない。議員連盟の懇親会に出席して意見交換等を行うことも政務調査活動に該当するといえるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号25104及び25305の合計1万1800円については，政務調査費出納簿及び領収書からは宿泊目的は不明である。補助参加人の主張によっても，結局は特急に乗り遅れたというものにすぎない。本件ガイダンスは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては，政務調査費に係る支出としての内容か確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記するよう定めているが，甲26にはそのような追記等はない。補助参加人は，上記各領収書に係る宿泊につき，左記のとおり主張するが，その主張にかかる反証がない。		¥11,800

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.8.16	808−1	会派研修会	¥6,140	100%	¥3,070	50%	1　証拠書類に会派「絆」の領収書（米子全日空ホテル）が添付されており，議員一人あたりの負担額6140円と記載されている。そして，森議員はこの経費について100%の按分率で支出している。しかし，どのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，その根拠も明記されていない。会派の総会であれば，一定の政党に属する議員が参加しており，この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 2　会派総会であれば、政務調査活動以外の政党活動なども含まれることは、社会通念上、あまりにも明白である。ガイドラインに基づいて、「会派総会経費は100%政務調査費に該当する」という主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り、少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「会派総会は，…＜中略＞…～政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。…＜中略＞…会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。…＜中略＞…当該部分の一名当たりの金額は5000円を超えないから本件ガイドラインに違反するものではない。」として，会派総会経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，会派とは議会内に組織された議員の集まりである。したがって，会派の活動は，議員の活動と同様に多面的であり，政務調査費の対象外となる議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活なども含まれることは，あまりにも明白である。 福岡地裁は「会派や議員の活動は多面的であるから，政務調査活動とそれ以外の活動と区分不可能な場合があり得る」（平成25年11月18日）として，実績や実情を考慮した経費の按分が相当であると判示した。仙台高裁は、会派控室のプロバイダ使用料や，会派で雇用する常勤職員の人件費の支出額の2分の1を違法と認めた（平成30年2月8日）。 会派総会には公共施設に比べて割高なホテルが利用され，本件の経費には議員の昼食代まで含まれている。名古屋高裁は会派の会議に関して「各出席者の昼食代は、社会通念上，会議費あるいは調査費として公金により支出するのが相当であるとは認められない。」（平成21年9月17日）と判示した。 さらに，議員が支出したのは6140円であり，ガイドラインに規定された5000円を超えたことも明白である。 原判決は，ガイドラインや，会派総会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		会派総会に要した会場費等の費用である。 会派総会では、補正予算案に対する知事要望について協議したものであり、かかる活動は、住民意思の県政への反映にとって不可欠のものというべきであり、政務調査活動に該当する。 したがって、会派総会経費は100%政務調査費に該当する。		会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であると認められ，政務調査活動としての性質を有するものであると認められる。会派は，議会運営の単位となるものであり，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものとして按分支出すべきものとはいえない。領収書からは食糧費としての性質を持つ部分が存在すると認められるものの，当該部分の一名当たりの金額は5000円を超えないから本件ガイドラインに違反するものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0
2-2	調査研究費	H24.12.22	1210	南部地区四者懇親会会費	¥5,000		¥3,000	50%	ガイドラインに定められた食糧費の上限は 5,000円であるが、内容が懇親会であるため、50%を超える支出は認められない。	原判決は「懇親会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。他の出席者との意見交換等の政務調査活動のために出席したものと認められ」るとして，懇親会に伴う5000円の支出を政務調査費として認めた。 しかし“懇親”とは，“親睦”の漢語的表現にすぎず，意味はまったく同じである。そしてガイドラインでは，親睦会は，レクリエーション等と同列に「その他調査研究活動以外の経費」に明記されている。さらに，補助参加人がこの懇親会で意見交換したと主張する情報（成果物）も提出されていない。 仙台高裁は「これに対し，控訴人は，議員にとって宿泊を伴う懇親会は貴重な情報交換，懇談の場であるから，政務調査費と認めるべきであると主張するが，たとえ貴重な情報交換，懇談の場であるとしても，議員同士の懇親会が本件規則が定める研究研修費に当たらないことは明らかである。」（平成19年4月26日）と判示した。 盛岡地裁は「会合等の出席者相互の親睦は、一般的に議員の調査研究に資するものとは言えない。」（平成22年11月19日）と判示した。 原判決は，ガイドラインや，これまでの判決例を何ら考慮することなく，懇親会に伴う5000円の支出を政務調査費として認めており，誤りである。		南部地区の各地域の課題をリーダーが持ち寄って話し合い、その後に開かれた懇親会の会費である。地域のリーダーとの直接の意見交換は、住民意思の県政への反映に必要不可欠のものと言うべきである。6000円を要したが，ガイドラインに従い、上限額の5000円を調査研究費として計上した。		甲26の領収書番号1210の添付資料によると，南部地区の県議会議員，市議会議員，公民館関係者，自治会関係者を出席者として開催された会であることが認められる。懇親会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。他の出席者との意見交換等の政務調査活動のために出席したものと認められ，本件ガイドラインが定める食糧費の上限額である5000円の限度での支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2-3	資料購入費	H24.10.16 H24.10.30 H25.2.3	1003 1021 25205	書籍代	¥8,092	100%	¥0	0%	書籍名の記載がないため、認められない。			資料購入費として支出した書籍費のうち書名又は表題が不明なものについても、議員が身につけるべき知見が多様化していることや、知見の有する意味等に照らすと、その内容が県政とは直接関連せず、直ちにその知見が成果を生むものではないからといって、調査研究との関連性あるいは有益性が否定されるべきものではない（高松高判平成24年10月18日に同旨）。		出納簿及び領収書からは書籍名が明らかでなく，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は，本件訴訟でも購入した書籍名等を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥8,092

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2-4	資料購入費	H25.3.29	25313	新聞代（日本海新聞）	¥26,400	100%	¥0	0%	（第1準備書面） 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することには合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，“一部”である！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性がある。		新聞とは，社会の出来事について事実や解説を広く伝える定期刊行物であり，一般に，日刊で社会全般のことを扱うものをいうとされる（大辞林第三版）。全国紙か地方紙かの違いや，各紙の編集方針等により，新聞ごとに各分野に関する専門性の程度や情報量等は異なるとともに，事実の捉え方や評論・意見の内容にもそれぞれ個性がある。かかる新聞を閲読することは言わば政務調査そのものであって，これに要する費用が100%政務調査費に該当することは，論を俟たない。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することには合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する以外の情報が記載されているからといって，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的に利用されたと推認することはできない。		¥0
3	広報費	H24.4.2 ～ H25.1.25	401 411 412 710 711 907 908 1115 1116 25113 25114	HPサイト使用料	¥52,250	95%	¥27,500	50%	「控え目に按分して100%政務調査費に該当する」という主張は，論理的に意味をなさない。どこが控え目であろうか。 森議員のホームページには，本人の顔写真，動画，プロフィール，後援会，広報誌「ひびき」のバックナンバー，議員個人に関わる県議会での質疑応答，活動報告など，多様な情報が盛り込まれている。これらの情報のすべてが議員の調査研究に資するとは到底いえない。従って，50%を超える支出は認められない。 なお，東京高裁は，横浜市議会議員のホームページに関して「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し，その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから，その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが，これを超える部分を政務調査費から支出することは，許されない」と認定している（H22.11.5）。	原判決は「ホームページの情報量の割合をもとに補助参加人森が算定した95%の按分率が不相当であることを疑わせる証拠はないから」として，補助参加人の「選挙及び後援会に関する記載は全体の5%にとどまる。したがって、ホームページにかかるCMS使用料は，控え目に按分して100%政務調査費に該当する。」という矛盾した主張通りに，ホームページ使用料の95%を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人の平成24年度のホームページの内容についての資料は提出されておらず，この按分率は何の根拠もない当て推量である。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し，その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから，その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが，これを超える部分を政務調査費から支出することは，許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については，その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を，調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの開設・維持費用について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して95%の按分支出を認めており，誤りである。		本議員のホームページにかかるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム，Webサイトを管理・更新できるシステム）の使用料である。 本議員のホームページでは，本議員の掲げた政策，その実現のための活動内容及び成果，県議会及び市議会における本議員の活動内容，議会報告会を開催した旨などを中心に掲載している。これらの情報を住民に広く周知することで一人でも多くの住民に県政に対し関心を持って頂き，より多くの住民の声が本議員のもとに届くことにつながる。本議員は，これらの住民の声をもとにより良い県政の実現のため，さらに活動内容の質を向上させるよう努めている。 なお，ホームページには選挙及び後援会に関する記載があるものの，前者は儀礼的な内容にとどまり，後者は後援会事務所の住所と地図が表示されるに過ぎない。また，選挙及び後援会に関する記載は全体の5%にとどまる。 したがって，ホームページにかかるCMS使用料は，控え目に按分して95%政務調査費に該当する。		補助参加人森は，選挙及び後援会といった政務調査活動に関する記載があることを認めるところ，その主張に係る按分率について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人森は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥24,750
4	広報費	H25.1.24	25109	郵券代	¥6,160	100%	¥0	0%	「政務調査活動に関する書類を送付するために要した」という主張であるが，領収書No.25109 は，第一種定形郵便物が 77通発送されたことを示すだけであり，誰に何が送付されたかを示すものではない。「100%政務調査費に該当する」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。従って、この経費は政務調査費として認められない。			政務調査活動に関する書類を送付するために要した郵券代であり，他の用途はないから，100%政務調査費に該当すると判断した。		出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であり，政務調査費の対象となるか判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は本件訴訟においても利用目的について抽象的な主張をするにとどまる。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥6,160

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		違法支出額
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	
5	事務所費	H24.5.23 ～ H25.3.29	519 614 712 812 1001 1009 1121 1225 25127 25217 25311	事務所レンタル料	¥312,954	90%	¥173,862	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	原判決は「補助参加人森が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する「個人的な利用も皆無ではなく、その使用割合は多目に按分して10%である。」という按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員が事務所として使用するため賃借しているレンタルハウスの賃借料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		①　甲34，35によれば，補助参加人森は自宅をその後援会事務所として届け出ており，甲26によると，左記事務所及び自宅を問わず，政務調査活動について常駐の補助職員を雇用していないことが認められるものの，左記事務所を政務調査活動以外の活動にも利用していることを認めているところ（番号14の補助参加人の主張欄），その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ②　甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（各支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥139,092
6	事務所費	H25.2.5	25206	灯油代	¥8,550	90%	¥4,750	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所に設置している暖房器具のために使用した灯油代である。按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		①　番号5の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥3,800
7	事務所費	H25.3.29	25312	電気料金	¥37,757	90%	¥20,976	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所における電気料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		番号6と同じ。		¥16,781
8	事務費	H24.4.13 ～ H25.3.28	406 407 522 807 809 1020 1101 1202 1204 1209 1226 25216 25301 25310	事務用品	¥29,099	100%	¥14,504	50%	「事務所で使用する事務用品の購入代金は、100%政務調査費に該当する」という主張であるが、後述の「エアコン室外機移設費」に関する「本議員は、事務所を政務調査活動のために使用している。なお、個人的な利用も皆無ではなく、その使用割合は多目に按分して10%である」という主張と矛盾する。10%と主張する事務所の個人利用では、事務用品をまったく使用しないことになり、現実離れした主張である。 そして「事務用品の購入代金は、100%政務調査費に該当する」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。そうすれば、少なくとも矛盾は生じない。 さらに、この事務所は森議員の後援会事務所も兼ねている。後援会活動にも使われていることは明白であり、「100%政務調査費に該当する」という主張には無理がある。 青森地裁では、インク・紙等の消耗品、筆記用具等の文具のいずれについても、按分率2分の1で按分すべきものとした（H24.2.3）。従って、50%を超える支出は認められない。		事務所で使用する事務用品の購入代金である。 政務調査活動で必要となる資料を作成するために購入した事務用品である。 平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため選挙活動及び後援会活動は行わなかった。このため、事務用品は専ら政務調査活動のために使用した。 したがって、事務所で使用する事務用品の購入代金は、100%政務調査費に該当すると判断した。		本件ガイドラインでは，事務費について，事務所の利用形態を勘案の上，使用の割合に応じ按分支出すべきものとされているところ，補助参加人森の事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められ（番号14の補助参加人森の主張），事務用品は，幅広い活動に使用することが可能なものである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人森は，適切な反証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できず，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。		¥14,550

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
9	事務費	H24.4.7	403	パソコン備品、HUB	¥2,980	100%	¥0	0%	「本議員の事務所で使用するハブを購入した」という主張であるが、そもそもハブとは、複数台のパソコンやネットワーク機能搭載のプリンターを、LANケーブルでつなぐための機械である。「事務所には常駐の職員はいない」と主張する極めて小規模な事務所に、政務調査活動専用のパソコンやネットワーク機能搭載のプリンターが複数台も存在することになるが、不自然である。 さらに、3か月後のH24.7.6には無線ルーターを購入している。無線ルーターにはハブ機能も備わっているのが普通であり、本件のハブ購入は、さらに不自然さを増す。 そして、本件の領収書（N.403）は、群馬県のヤマダ電機が発行したものである。これは通信販売で購入したと推測されるが、その後の無線ルーター、パソコン、モニターは、いずれも米子市内で購入された。同じ用途のOA機器でありながら、本件のみが通販購入なのも不自然である。 このような疑問を合理的に説明できない限り、この経費は政務調査費として認められない。 合理的な説明がないので否認。	補助参加人が「事務所には常駐の職員はいない」と主張する極めて小規模な事務所に、政務調査活動専用のパソコンやネットワーク機能搭載のプリンターが複数台存在すること自体、きわめて不自然であり、「本議員の事務所で使用するハブを購入」という主張までも不相当であると疑うに十分である。 大阪高裁は，使用状況が不明なパソコン等の購入費用の支出を全額違法とした（平成19年12月26日）。本件についても，補助参加人から的確な反証がされていない以上，50％ではなく全額を違法支出とする必要がある。		本議員の事務所で使用するハブを購入した代金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.13～H25.3.28付　事務用品」と同様の理が当てはまる。 （平成30年9月4日付け準備書面） インターネット接続用やサーバ用などパソコンにも色々な役割が存在するものであり，極めて小規模な事務所にパソコンが複数台存在しても何ら不自然不合理ではない。		番号8と同じ。 政務調査活動に関する使用実績が2分の1未満であったことを認めるに足りる証拠はない。		¥1,490
10	事務費	H24.5.10	507	インターネット利用料 中海TV	¥5,775	100%	¥2,887	50%	「インターネットは専ら政務調査活動のために使用した」「インターネットの接続料は、100%政務調査費に該当する」という主張であるが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 盛岡地裁では、固定電話、携帯電話、FAX使用料、インターネット使用料につき「その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきである ＜…中略…＞ その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」と判示した（H22.11.19）。従って、50%を超える支出は認められない。			事務所で使用しているインターネットの接続料である。 地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくには、幅広く、かつ、迅速に情報を収集することが必須である。そのためには、事務所においてインターネット環境を整備することが必要である。 なお、平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため選挙活動及び後援会活動は行わなかった。このため、インターネットは専ら政務調査活動のために使用した。 したがって、事務所で使用しているインターネットの接続料は、100%政務調査費に該当すると判断した。		番号8と同じ。		¥2,888
11	事務費	H24.5.17 ～ H25.3.11	516 606 705 805 902 1002 1108 1205 25103 25212 25304	カラーコピー機リース料	¥132,300	100%	¥66,145	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.13～H25.3.28付　事務用品」と同様の理が当てはまる。			事務所に設置しているカラーコピー機のリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.13～H25.3.28付　事務用品」と同様の理が当てはまる。		番号8と同じ。		¥66,155
12	事務費	H25.3.8	25303	カラーコピー機トナー代	¥82,734	100%	¥41,367	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.4.13～H25.3.28付　事務用品」と同様の理が当てはまる。			事務所に設置しているカラーコピー機にセットして使用するトナーカートリッジの購入代金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.4.13～H25.3.28付　事務用品」と同様の理が当てはまる。		番号8と同じ。		¥41,367
13	事務費	H24.7.6	702	無線ルーター	¥9,980	100%	¥4,990	50%	平成23年4月に鳥取県議会議員に初当選した森議員が、1年3か月後の平成24年7月6日にインターネット接続用の無線ルーターを購入したということだが、それまではインターネット接続を行っていなかったのか。 さらに「無線ルーターは専ら政務調査活動のために使用した」という主張であるが、「事務費 H24.5.10 507 インターネット接続料」と同様の理が当てはまり、50%を超える支出は認められない。			事務所で使用する無線ルーターの購入代金である。 本議員は、政策立案等の政務調査活動のため幅広く情報を収集する目的でインターネットを利用している。また、県議会における質問準備のため議会事務局と連絡を取り合うなどの目的からeメールも利用している。これらの活動を行うには、無線ルーターを使用し事務所でインターネットが利用できる環境を整える必要がある。 なお、平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため選挙活動及び後援会活動は行わなかった。このため、無線ルーターは専ら政務調査活動のために使用した。 したがって、事務所で使用する無線ルーターの購入代金は、100%政務調査費に該当すると判断した。		番号8と同じ。		¥4,990

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	事務費	H24.7.10	703	エアコン室外機移設費	¥23,400	90%	¥13,000	50%	「個人的な利用も皆無ではなく、その使用割合は多目に按分して10%である」という主張であるが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 按分根拠を明らかにできない場合、「事務費 H24.4.13～H25.3.28 ＜領収書No省略＞ 事務用品」と同様の理が当てはまり、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		事務所に設置しているエアコン室外機の移設及び撤去費用である。 本議員は、事務所を政務調査活動のために使用している。なお、個人的な利用も皆無ではなく、その使用割合は多目に按分して10%である。 したがって、エアコン室外機の移設及び撤去費用のうち控え目に按分して90%が政務調査費に該当すると判断した。		番号5と同じ。		¥10,400
15	事務費	H24.7.14	707	パソコン代	¥90,300	100%	¥0	0%	「パソコンは専ら政務調査活動のために使用した」という主張であるが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 按分根拠を明らかにできない場合、「事務費 H24.4.13～H25.3.28 ＜領収書No省略＞ 事務用品」と同様の理が当てはまり、50%を超える支出は認められない。 さらに、本件には後述するパソコンモニター代に関連する疑問もあり、合理的に説明できない場合は、本件の経費自体が政務調査費として認められない。 合理的な説明がないので否認。	原判決は「番号17のモニターと1つの製品を構成すると認めるに足りる証拠はないから」として，本件経費の50%を政務調査費として認めた。 しかし，番号9の原告主張とも重なるが「事務所には常駐の職員はいない」とされる小規模な事務所に、政務調査活動専用のパソコンが複数台存在することは，あまりにも不自然である。デスクトップ型パソコンは，本体だけあっても用をなさない。モニターは必要不可欠である。本件の場合，本体とモニターを同時に購入すれば10万円を超えて政務調査費に計上できないから，日をずらして分割購入したと考えるのが当然である。 大阪高裁は，使用状況が不明なパソコン等の購入費用の支出を全額違法とした（平成19年12月26日）。本件についても，補助参加人から的確な反証がされていない以上，50%ではなく全額を違法支出とする必要がある。		事務所で使用するパソコンの購入代である。 従前使用していたパソコンが古くなったため買い替えたものである。パソコンは迅速に情報収集を行い政策立案などの政務調査活動を効率的に行うために必須のものである。 なお、平成24年度は前年に県議会議員選挙が行われたばかりであり、次回選挙は3年後であったため選挙活動及び後援会活動は行わなかった。このため、パソコンは専ら政務調査活動のために使用した。 したがって、パソコン代は、100%政務調査費に該当する。		番号8と同じ理由から50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。本件ガイドラインでは，備品の購入経費について，10万円以下のものを政務調査費の対象としているところ，番号17のモニターと1つの製品を構成すると認めるに足りる証拠はないから，上記規定に違反するという外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査活動に関する使用実績が2分の1未満であったことを認めるに足りる証拠はない。		¥45,150
16	事務費	H24.7.29	722	電池代	¥1,575	100%	¥0	0%	領収書（No.722）によれば、旅先である東京で高額な電池代 1,575円を支払っている。「政務調査活動に供するため購入した電池の代金であり、100%政務調査費に該当する。」という主張であるが、どこで何のために使う電池なのか説明されていない。よほど特殊な電池を1個購入したのか、それとも普通の電池を多数購入したのか。 このような疑問を合理的に説明できない限り、本件の経費は政務調査費として認められない。 合理的な説明がないので否認。	原判決は「番号8と同じ。」，つまり「補助参加人森は，上記疑いを覆すに足りる立証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから」として，本件経費の50%を政務調査費として認めた。 しかし，「政務調査活動に供するため購入した」とされる電池は，ガイドラインに規定する事務費（事務用品，備品の購入費）に該当しない。これはトイレットペーパーなどと同じ日用品である。 補助参加人は，この電池がどう政務調査活動に使われたかのを何も立証しない。したがって，50%ではなく全額を違法支出とする必要がある。		政務調査活動に供するため購入した電池の代金であり、100%政務調査費に該当する。		番号8と同じ。 政務調査活動に関する使用実績が2分の1未満であったことを認めるに足りる証拠はない。		¥788
17	事務費	H24.8.1	802	パソコンモニター代	¥21,000	100%	¥0	0%	従前使用していたパソコンが古くなったため7月12日にパソコンを買い替えた（領収書No.707）。そして8月1日に本件のモニターを購入したことになる。その間、パソコンはモニター無しで使われていたのだろうか。 デスクトップ型パソコンの場合、パソコン本体だけあっても用をなさず、モニターと接続しなければ使えない。つまりモニターは、デスクトップ型パソコンにとって必要不可欠な要素であり、通常は同時に購入する。 しかし、パソコン代（90,300 円）とモニター代（21,000 円）を合わせれば合計 111,300 円となって、備品購入に関するガイドラインの制限額（10万円）を超えてしまうので、2週間強の間隔をあけて別々に購入したのだろうか。もしそうならば、実質的にガイドラインに違反する事務費計上である。 合理的な説明がないので否認。	番号15と同じ。		事務所で使用するために購入したパソコンモニター代である。 按分率の根拠については、「事務費 H24.7.12付 パソコン代」と同様の理が当てはまる。 （平成30年9月4日付け準備書面） 政務調査活動用のパソコン本体を買い換えた後にモニターの不具合が生じるようになったものである。		番号8と同じ理由から50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。本件ガイドラインでは，備品の購入経費について，10万円以下のものを政務調査費の対象としているところ，番号15のパソコンと1つの製品を構成すると認めるに足りる証拠はないから，上記規定に違反するという外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査活動に関する使用実績が2分の1未満であったことを認めるに足りる証拠はない。		¥10,500

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
18	事務費	H25.1.24	25111	事務用品トナー代	¥35,721	90%	¥19,840	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所で使用するトナーカートリッジの購入代金である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人森の按分率が不合理であることにつき，具体的な主張立証をしていない。		番号8と同じ。		¥15,881
19	事務費	H25.1.25 H25.3.28	25112 25309	郵券代	¥2,800	100%	¥1,400	50%	「議会報告の案内を送付するのに要した郵券代」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。単に80円切手を合計35枚購入したことしか明らかにされていない。 そして、議会報告の案内を35人に送付したことになるが、この人数からすれば、特定の人達であり、後援会もしくは政党関係者である可能性が高い。そもそも議会報告会は、議会活動に密接に関係するものであり、後援会活動・政党活動などの側面もあり、「100%政務調査費に該当する」という主張には無理がある。 その上、切手の用途は広く、換金性も高いため、50%を超える支出は認められない。			本議員の県議会における質問内容、それに対する知事答弁などについて報告する議会報告会の案内を送付するのに要した郵券代である。 議会報告会は、住民に対し本議員の活動内容を報告することで県政に対する関心を持って頂き、県政に対する住民の意見を聴取する貴重な場であり、政務調査活動に他ならない。 したがって、議会報告の案内を送付するのに要した郵券代は、100%政務調査費に該当する。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人森は，本件訴訟で利用目的について主張するものの，議会報告会の日程・回数等も不明である。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する1400円の限度で認容する。		¥1,400
20	事務費	H25.3.29	25315	エアコンリース料	¥30,618	90%	¥17,010	50%	「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所に設置しているエアコンのリース料である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		番号14と同じ。		¥13,608
21	事務費	H25.4.9	25401	電話代（H24．4～6月分）	¥13,333	90%	¥7,407	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		番号14と同じ。		¥5,926
22	事務費	H25.4.9	25402	電話代（H24．7～25．3月分）	¥64,808	90%	¥36,004	50%	按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		事務所に設置している固定電話代である。 按分率の根拠については、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまる。		番号14と同じ。		¥28,804
23	事務費	H25.4.9	25403	携帯電話代（H24．4～6月分）	¥11,641	60%	¥9,701	50%	「携帯電話代のうち控え目に按分して60%は政務調査費に該当する」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分根拠を明らかにできない場合、「事務費　H24.7.10付　エアコン室外機移設費」と同様の理が当てはまり、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 本議員は、県議会における質問準備のための情報収集や住民からの県政に関わる相談への対応など政務調査活動のために携帯電話を使用している。 なお、政党関係の連絡事項や私用など政務調査活動以外の目的で携帯電話を使用することもあるが、その割合は多目に按分して40%である。 したがって、携帯電話代のうち控え目に按分して60%は政務調査費に該当すると判断した。 （平成30年9月4日付け準備書面） 原告らは，補助参加人森の按分率が不合理であることにつき，具体的な主張立証をしていない。		補助参加人森は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人森は，左記内容欄記載の代金として番号23につき1万9402円を，番号24につき9万5291円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが，政務調査費に充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥1,940
24	事務費	H25.4.9	25404	携帯電話代（H24．7～25．3月分）	¥57,174	60%	¥47,645	50%	按分率の根拠については、「事務費　H25.4.9 領収書25403　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。	番号5と同じ。		本議員が使用している携帯電話の料金である。 按分率の根拠については、「事務費　H25.4.9 領収書25403　携帯電話代」と同様の理が当てはまる。				¥9,529

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審（2は補助参加人の主張に対する反論）	当審				補足説明	証拠	違法支出額
25	人件費	H24.4.30	413	事務職員人件費	¥20,000	100%	¥0	0%	「政務調査費の集計を行う必要があったため3日間限定で職員を雇用」したから、その経費は100%政務調査費に該当するという主張である。しかし、職員が政務調査費の集計作業を行っても議員事務所で行われる一般事務に該当し、政務調査費の支給対象である「議員が行う調査研究活動」には該当しない。 原告訴状では、職員の行う事務作業には調査研究活動の側面も含まれると推測して50%の按分率を認めたが、政務調査費の集計に伴う経費であれば政務調査費として認められない。 政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査費の集計を行う事務職員の人件費を支出することも，政務調査活動に付随するものとして許される」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，“付随”とは主たる事柄に連れて（従属して）起こることである。調査研究活動を実施しても，政務調査費を充当しない議員もいた。また，「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される性格を持つ政務調査費であることから，政務調査費に充当しない調査研究費が存在することが大前提となる。つまり，調査研究活動を行っても政務調査費で充当する必然性はないため，政務調査費の集計作業を従属させる必要もない。本件の集計作業は，使った経費に公金を充当する目的で，議員の任意の判断で行われたものである。 そもそも，政務調査費の集計作業と，調査研究活動の内容である「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）とは，まったく無縁である。 原判決は，地方自治法や調査研究活動の内容を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員の事務所に期間限定で勤務した職員の賃金である。 本議員の事務所には常駐の職員はいない。もっとも、平成24年4月は、平成23年度分の政務調査費の集計を行う必要があったため3日間限定で職員を雇用し、集計業務の補助を依頼した。 したがって、期間限定で勤務した職員の賃金は、100%政務調査費に該当すると判断した。		甲34，35によれば，補助参加人森は自宅をその後援会事務所として届け出ており，甲26によると，左記事務所は，常駐の補助職員もいないことが認められる。甲26の政務調査費出納簿に添付の勤務表によると，補助職員の勤務日数はわずか3日にとどまり，補助参加人森が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
															計	¥504,138

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H25.3.18 H25.3.19	306 308 309 311 312 313	現地調査交通費	¥5,770	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「現地調査」という名目で鳥取⇔米子のJR運賃と米子市内のタクシー代が100%充当されているが、何の調査を行ったか不明である。 （原告第6準備書面） 証拠書類の領収書6通のうち，No306(JR運賃・鳥取・米子)，No313(タクシー代・東町～角盤町)の2通のみ乗降場所が記載されている。他の4通は乗降場所すら記載されておらず，議員本人が利用したかも不明である。領収書に何の記載もなく，根拠も按分率も明示されず，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)に使用され，家族や他人が利用したかの判別もできないような領収書では，政務調査費の支出として認められない。 （原告第12準備書面） 鳥取市選挙区から選出された砂場議員が，米子市内で政務調査活動を行ったという主張である。しかし、JRとタクシー会社の領収書を提出し、出納簿に「現地調査交通費」とだけ記載すれば政務調査費として認められるものではない。 たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。この場合の「収支報告書の内容を証する書類」とは、県内出張の内容が、政務調査以外の用務ではなく、少なくとも政務調査を主目的とするものであったことを証する書類と解される。 本件の場合、丙D21によって初めて県内出張の内容の一部が暗示されたが、これは単に山陰ビジネスコンテンツパーク協議会の設立趣意書にすぎない。政務調査活動としての日時、場所、相手方、調査内容は依然として不明である。県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されない以上、政務調査費として認められない。 （再反論への反論） 補助参加人は、調査対象者や調査内容を明示しない理由として、プライバシーの配慮や企業誘致活動の秘匿性を挙げている。しかしそういう理由なら、公費である政務調査費を使わずに、私費を使えばよい。国会議員には、文書通信交通滞在費（文通費）という、使途の明示・証拠提出・情報公開も求められないお金が支給されている。一方で、県会議員の政務調査費は、使途の透明性を高めるために詳細な『ガイドライン』が定められていることからして、国会議員の文通費とは全く性質が異なる。	原判決は「出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，その内容に格別不合理な点は見当たらない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，何も明らかにされていない。補助参加人は、プライバシーの配慮や企業誘致活動の秘匿性を挙げて調査対象者や調査内容を明示していない。 米国視察の場合で，徳島地裁は「調査目的、調査対象がいずれも漠然としており、調査内容についても明らかでなく、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ、本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば、当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる」（平成23年12月9日）と判示して、旅費の支出全額を違法とした。 海外視察であれ県内視察であれ，政務調査費を支出するには「透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」（政務調査費議員必携）。ガイドラインは「政務調査活動の期間内にその他の用務等を含む場合には、政務調査活動の部分と他の用務等を明確に区分すること。」と規定している。調査対象者や調査内容を秘匿した活動の場合，その区分すらできない。 原判決は，ガイドラインの規定や現地調査の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	全体につき丙D27 丙D20D21	（補助参加人D準備書面6） 鳥取・米子間のJR往復運賃及び米子市内移動のためのタクシー代金である。 砂場氏は、平成25年3月18日、鳥取市内での福祉生活病院常任委員会終了後、JR特急で米子に移動し、3月18日から19日にかけて、米子市内において鳥取県西部総合事務所長・山陰ビジネスコンテンツパーク協議会関係者、某放送局役員ら地元の経済人らと面談して、調査及び情報収集等を行ったものである。 鳥取県内の公的機関及び有力な事業者らの面談・意見聴取により、新たな知見を得ると共に、これらの者が把握している問題点・課題等の教示を受け、理解・把握することは政務調査活動そのものである。 よって、その全額が政務調査に必要な費用であり、按分率としては100%が相当である。 （再反論） 原告らは、政務調査活動の相手方や調査内容等まで明示しない限り、政務調査費としては認められないなどと主張する。しかしながら、私人である調査対象者のプライバシー等への配慮も必要であり、調査内容によっては当然にはこれを明示することができない場合もある。特に企業誘致活動などに関係して企業や特定の公務員を調査対象者とする場合には、これらを明示することにより第三者から調査内容が推測でき、これが当該計画の支障となるおそれもある。本件支出につき調査対象者や調査内容を具体的に明示していないのはかかる配慮に基づくものである。 なお、原告らは、「鳥取市選挙区から選出された砂場議員が、米子市内で政務調査活動を行った」ことが不自然であるかのような主張もする。しかしながら、県議会議員は県全体の代表者であり、鳥取市選挙区選出の砂場氏が米子市内で調査をすることは何ら不自然なことではない。	丙D21	本件ガイダンスは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては，政務調査費に係る支出としての内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記するよう定めているが，甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは，利用目的，理由が不明である。補助参加人は，左記の面談等をおこなったと主張するところ，成果物等の実績を証する書類等の提出を要するものではないが，面接を裏付ける反証が一切ない。補助参加人は，調査対象者のプライバシーの配慮等について言及するが，対象者として明示している者との関係においても，調査を行ったこと自体について裏付けとなる反証を何ら提出していない。	¥5,770
2	調査研究費	H25.3.19	310	現地調査費（宿泊代）	¥7,549	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「現地調査」の名目で米子市内の宿泊費計上であるが、宿泊を要する調査内容が不明。 （原告第6準備書面） 証拠書類にホテルハーベストイン米子の領収書が添付されているが，この領収書のみでは政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第12準備書面） 上記のように、砂場議員が米子市内で政務調査活動を行ったことを証する書類が提出されない。従って、政務調査費として認められない。	番号1と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 上記の米子市内での政務調査活動実施のために、平成25年3月18日～19日に米子市内で宿泊した宿泊費であり、上記調査研究活動と不可分一体のものである。 上記調査活動が政務調査活動そのものである以上、そのために必要な宿泊費用についてもその全額が政務調査に必要な費用であり、按分率としては100%が相当である。				¥7,549
3																
4																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
5	事務所費	H24.3.30 ～ H25.2.28	1 15 54 87 122 142 159 172 207 232 261 292	県政ひろば家賃	¥630,000	75%	¥420,000	50%	（原告第13準備書面） 「後援会活動・議員活動等についても多少なりとも利用することがあったことから、かかる実績を考慮して、事務所の賃料については慎重を期して謙抑的に按分率75%で計上していた」という主張だが、このような議員の主観によるのではなく、客観的な証拠書類を提示して按分根拠を明らかにする必要がある。 青森地裁では「事務所費として支出したとする事務所賃料については、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当である」と判示した（H22.3.26）。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる議員事務所の賃料（平成24年4月～平成25年3月分）である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情・情報提供、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 砂場氏は、事務所を市民との対話のための広場としたいとの思いを込めて、「議員事務所」ではなく「県政広場」と名付け、市民との対話による政務調査活動の拠点として活用していた。 以上の次第で、砂場氏は、上記事務所を主として政務調査活動に使用しており、本来は按分率100%としても問題ないところ、後援会活動・議員活動等についても多少なりとも利用することがあったことから、かかる実績を考慮して、事務所の賃料については慎重を期して謙抑的に按分率75%で計上していたものであり、相当といえる。なお、上記の事務所の有用性に鑑みれば、月額7万円という賃料も必要かつ相当な範囲のものといえる。		① 甲34，35によると，補助参加人砂場の事務所は後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められる。補助参加人砂場は左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところである。甲26及び丙D52によると，補助参加人砂場は，上記事務所に事務員を常駐させ，住民からの相談等に対応していたことが認められるところ，これらが全て政務調査活動といいうるものか定かではなく，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証があったとはいいがたい。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D52	¥210,000
6	事務所費	H24.1.11	276（H23年度）	県政ひろば火災保険代	¥9,472	75%	¥6,315	50%	（原告第13準備書面） 番号5と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 上述のとおり、砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件は上記事務所に付された火災保険料（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・平成24年4月～12月度分）である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。火災保険料は、かかる事務所を安全に運営するために必要不可欠な経費であるといえる。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所の賃料等の事務所関連費用については謙抑的に75%で計上しており、火災保険金についても75%が相当である。		① 番号5の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥3,157
7	事務所費	H24.12.28	230 231	県政ひろば火災保険料	¥3,156	75%	¥2,105	50%	（原告第13準備書面） 番号5と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 上述のとおり、砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所に付された火災保険料（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・平成25年1月～3月度分）である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。火災保険料は、かかる事務所を安全に運営するために必要不可欠な経費であるといえる。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所の賃料等の事務所関連費用については謙抑的に75%で計上しており、火災保険金についても75%が相当である。		① 番号5の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥1,051

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
8	事務所費	H24.5.31 ～ H25.4.26	55 88 123 143 160 173 208 233 262 293 321 336	県政ひろば電気代	¥140,705	75%	¥93,801	50%	（原告第13準備書面） 番号5と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用した電気料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。電気代金はかかる事務所運営に必要不可欠な経費である。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所賃料等の事務所に関連する費用については謙抑的に按分率75%で計上しており、電気代金についても75%が相当である。		①　番号5の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1の合計額（9万3804円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥46,901
9	事務所費	H24.5.18 ～ H25.4.18	42 78 117 135 155 167 199 219 247 282 307 337	マニフェスト代金	¥36,084	75%	¥24,060	50%	（原告訴状） 毎月々定額の可燃ゴミ清掃料と産廃処理料を計上しているが、当該支出に関する特別な調査の実施説明がなく政務調査費の充当は認められない （原告第13準備書面） 番号5と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所から排出される廃棄物の処理のための「可燃物清掃料及び廃棄物処理料」である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 議員事務所から排出される廃棄物は産業廃棄物として適正な廃棄処理がされる必要があり、その処理費用は議員事務所の維持費用として議員事務所と一体となるものである。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所賃料等の事務所に関連する費用については謙抑的に按分率75%で計上しており、事務所の廃棄物処理費用についても按分率75%が相当である。		①　番号5の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥12,024
10	事務所費	H24.12.28 ～ H25.2.21	228 229 246 285	灯油代	¥11,308	75%	¥7,539	50%	（原告第13準備書面） 番号5と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用した灯油代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しているので、事務員の労働環境の整備のためには暖房機器が必須である。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所賃料等の事務所に関連する費用については謙抑的に按分率75%で計上しており、灯油代金についても按分率75%が相当である。		①　番号5の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥3,769

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	事務費	H24.4.11 ～ H25.2.19	7 59 283	郵送費 書類送料 資料発送費	¥980	100%	¥490	50%	（原告第13準備書面） 「政務調査活動に関連する資料等の発送のために使用した送料・運賃」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。従って、実際に何を発送したのか検証することができないため、政務調査活動に使われた可能性も考慮するが、50%を超える支出は認められない。 また、「金額にして合計980円と低額であり」という主張であるが、金額の多寡が問題ではなく、支出の内容が問われている。 （再反論への反論） 低額な支出にも明細を作成すると人件費との関係で政務調査費の交付を受ける意味が失われて不合理との主張である。しかし、丙D27号証の砂場議員陳述にもあるように、鳥取県では1円からの領収書添付が義務付けられている。公費を使う以上、金額の多寡とは無関係に、政務調査活動に使われたという証拠を示す必要があることは、『ガイドライン』からも明らかである。 低額な支出に明細を作成することに経済合理性がないと判断する場合は、公費ではなく自費を使えばよい。地方自治法は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」（第100条14）政務調査費を交付できると定めており、必ずしも必要な経費の全額交付を定めたものではない。			（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所において政務調査活動に関連する資料等の発送のために使用した送料・運賃である。 本件の送料・運賃は、具体的には定形外郵便1回・メール便1回、レターパックライト1回の合計3回分、金額にして合計980円と低額であり、その全額が政務調査活動に必要かつ相当な費用といえる。 効率的な政務調査活動を行うためには関係各所への資料の送付や郵送による連絡が必要となる場合があるのは当然であり、その全額が政務調査費となり、按分率は100%が相当である。 （再反論） 原告らは金額の多寡は無関係かのような主張をする。 しかし、本件のような低額な支出にまで詳細な明細の作成が必要とすると、そのための人件費や費用に鑑み、政務調査費の交付を受ける意味・経済合理性が失われ不合理であることは明白である。 （附帯控訴理由書） 本件各支出は，県議会での質問のための調査活動として，東京所在の環境に関する市民団体に対し太陽光発電についての資料を送付し，説明を求めた際の郵送料である。ただし，相手方の具体的な団体名を明らかにすると，相手方との信頼関係や通信の秘密の侵害になる可能性があるため，開示できない。		甲26の政務調査費出納簿及び左記領収書からは，左記内容の支出であったことが認められる。補助参加人砂場は本件訴訟で利用目的につき左記の通り具体的送付先まで開示できない旨説明するところ，その金額，回数に照らしても，不合理とはいえない。	甲34，35	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12	事務費	H24.5.1 ～ H24.10.1	18 57 94 120 144 162	県政ひろば電話代	¥30,182	80%	¥0	0%	（原告訴状） 1台目分の外に2台目分の電話料金を計上することは政務調査活動に必要と認められない。 （原告第13準備書面） 議員事務所の2本目の電話回線は、FAX専用であり、「政務調査活動以外に利用することはほとんどない」から按分率80%で計上したという主張である。議員事務所に固定電話回線とは別にFAX専用回線を設置することは不合理ではない。政務調査活動に利用できる場合もある。しかし、その必要性は低い。携帯電話も普及した現在、小規模事務所では固定電話とFAXを共用回線にするのが一般的である。そうすれば1本の電話回線で足りる。もし、政務調査資料の送受信が頻繁で、共用回線では対応できないという特段の事情があれば、そのことを証拠書類によって示すべきである。 さらに、按分率は80%という主張を客観的に裏付ける証拠書類も提出されていない現状では、2本目の電話回線に伴う経費は政務調査費として認められない。議員個人の負担でまかなうべきである。 その理由は2つある。1つは、地方自治法は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」（第100条14）政務調査費を交付できると定めており、必ずしも必要な経費の全額交付を定めたものではない。ガイドラインに「使用する自家用自動車は1台とする」と規定しているのも同じ理由からである。議員本人と事務所職員で2台の自動車を政務調査活動に利用することは可能であるが、2台目の自動車は政務調査費の交付対象にならない。 もう1つは、他の議員との公平性である。大多数の議員は1本の電話回線しか政務調査費に計上していない（おそらく1本しか契約していない）。 ガイドラインは、2台目以降の電話回線料金について政務調査費に認めないとは規定していない。しかし、公費である政務調査費の交付対象が青天井であってはならない。何らかの制約が必要である。従って、特段の事情が存しない限り、社会通念に照らして2台目以降の電話回線料金については政務調査費に認めないのが相当である。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所での使用割合の実績に基づいて算出したものではない。電話回線が，ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と規定された議会活動・政党活動・後援会活動・選挙活動・親睦団体活動・私生活にも使えることは言うまでもない。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の電話回線に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，1本目の電話回線だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性と公平性がある。 それ以外の主張は，原告第13準備書面の通りである。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用するFAX専用の電話回線代金（平成24年4月分～9月分）である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、固定電話及びFAXを設置した上で事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメール・FAXによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上述のとおり、砂場氏は議員事務所の賃料やその必要経費については、事務所の利用実績を考慮して謙抑的に按分率75%で計上しているが、議員事務所のFAXについては政務調査活動以外に利用することはほとんどない。 よって、上記議員事務所のFAX送付回線料金については、他の事務所関係費用より5%按分率を高く設定して按分率80%で計上したものであり、相当といえる。 なお、原告らは、議員事務所において「1台目分の外に2台目分の電話料金を計上することは政務調査活動に必要とは認められない」などと主張し、二台目分の電話回線料金についてはその全額が政務調査活動に必要な費用とは認められないなどと主張する。しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。 議員事務所に固定電話を二回線準備したり、FAX専用回線を準備することで、同時に複数の住民・関係者からの電話連絡・FAX送付による情報提供にも対応可能となり、効率的な政務調査活動に資することは明らかである。通信インフラとしての電話回線の重要性、多くの企業・事務所等で電話回線とFAX回線が別回線で設置されている現状等に鑑みれば、議員事務所に固定電話回線とは別にFAX専用回線を設置することは何ら不合理ではなく、むしろ効率的な政務調査活動を行う上で必要かつ相当なことといえる。 （再反論） 原告らは議員事務所においてはFAX専用回線を設ける必要性が低いなどと主張する。 しかし、平成24年当時は未だ特に官公署から議員事務所に数十頁単位の書類がFAXで送信されることも多く、仮にFAX専用回線がなければFAXを受信する間、事務所への電話連絡が一切不可能となる。そのような不都合を避け、住民からの飛び込みの電話や連絡に迅速に対応するためにFAX専用回線を設けることは必要かつ相当といえる。		① 番号5の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥11,318
13	事務費	H24.5.1 ～ H25.4.15	17 56 93 121 145 163 174 209 236 263 291 335	事務所電話代	¥126,560	80%	¥79,099	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所の電話を政務調査活動以外に利用することはほとんどない」から「按分率80%で計上した」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分根拠を明らかにできない場合、上記の「事務所費 事務所家賃」と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号12と同じ。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用する電話代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、固定電話を設置した上で事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上述のとおり、砂場氏は議員事務所の賃料やその必要経費については、事務所の利用実績を考慮して謙抑的に按分率75%で計上しているが、議員活動や後援会活動・私的活動に関する電話はほとんど砂場氏の携帯電話にかかってくるため、議員事務所の電話を政務調査活動以外に利用することはほとんどない。 よって、上記議員事務所の固定電話については、他の事務所関係費用より5%按分率を高く設定して按分率80%で計上したものもであり、相当といえる。		① 番号5の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1（7万9100円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥47,460

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
14	事務費	H24.5.31	52	衛生用品	¥1,641	75%	¥0	0%	（原告訴状） 領収証に品名の記載なく政務調査に必要であるとの説明がない。 （原告第13準備書面） 「衛生用品の購入代金である」という主張であるが、領収書（No.52）からは実際に何が購入されたか不明である。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，按分率については，事務所の利用実績に基づいて算出したものではなく，何の根拠もない当て推量である。 名古屋高裁金沢支部は「そして，飲料代・菓子代，一般家庭で頻繁に使用される日用品等の消耗品（トイレットペーパー，ティッシュなど），…＜中略＞…一般家庭でも通常発生する建具（障子など）の修理費などは，議員の行う調査研究活動に直接必要とはいえないから，原則として，違法な支出に該当する。」（平成25年7月3日）と判示した。 ガイドラインは，事務費について「政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である」と規定している。 原判決は，ガイドラインの規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用するティッシュペーパー・トイレットペーパー・洗剤等の衛生用品の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査活動専任の事務員が常駐しており、事務員の労働環境の整備のためには衛生用品の整備が必要不可欠である。 上述のとおり、砂場氏は事務所の利用実績を考慮して事務所賃料等の事務所に関連する費用については謙抑的に按分率75％で計上しており、衛生用品の購入代金についても按分率としては75％が相当である。		① 左記領収書には政務調査費に係る支出としての内容確認のための利用目的や理由等の追記がないが，政務調査費出納簿の記載及び領収書の記載内容に照らし，政務調査費に係る事務費として左記内容欄の支出がされたことが虚偽であるとはいえない。 ② 番号5の①と同じ ③ 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥547
15	事務費	H24.7.17 H25.3.21	114 115 315 316	事務所消耗品	¥1,697	75%	¥0	0%	（原告第13準備書面） 「文房具等の消耗品の購入代金である」という主張であるが、領収書（No.114,115,315,316）からは実際に何が購入されたか不明である。従って、この経費は政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用する文房具等の消耗品の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しており、議員事務所において効率的な政務調査活動を行うためには事務用品等の消耗品を使用は必要不可欠である。 上述のとおり、砂場氏は利用実績を考慮して事務所の賃料等の事務所に関連する費用については慎重を期して謙抑的に按分率75％で計上しており、事務用品等の消耗品の購入代金についても按分率としては75％が相当である。 （附帯控訴理由書） 強化ゴミ袋（丙D34），ボックスティッシュの各購入代金である。		① 左記領収書には政務調査費に係る支出としての内容確認のための利用目的や理由等の追記がないが，政務調査費出納簿の記載及び領収書の記載内容に照らし，政務調査費に係る事務費として左記内容欄の支出がされたことが虚偽であるとはいえない。 ② 番号5の①と同じ ③ 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D34－2	¥565

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
16	事務費	H24.10.19	168 169	事務所消耗品	¥1,295	75%	¥0	0%	（原告訴状） 購入品名の記載がなく政務調査に必要かどうか不明。 （原告第13準備書面） 「衛生用品・文房具等の消耗品の購入代金である」という主張であるが、領収書（No.168,169）からは実際に何が購入されたか不明である。従って、この経費は政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用する衛生用品・文房具等の消耗品の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しており、事務員の労働環境の整備及び効率的な政務調査活動の実施のためには衛生用品・事務用品等の整備が必須である。 上述のとおり、砂場氏は利用実績を考慮して事務所の賃料等の事務所に関連する費用については慎重を期して謙抑的に按分率75％で計上しており、衛生用品・事務用品等の購入代金についても按分率としては75％が相当である。 （附帯控訴理由書） 事務所で使用するボックスティッシュ，トイレットペーパー等の購入代金である。		① 左記領収書には政務調査費に係る支出としての内容確認のための利用目的や理由等の追記がないが，政務調査費出納簿の記載及び領収書の記載内容に照らし，政務調査費に係る事務費として左記内容欄の支出がされたことが虚偽であるとはいえない。 ② 番号5の①と同じ ③ 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金として1728円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥431
17	事務費	H24.5.13 ～ H25.3.21	29 32 33 39 46 86 113 146 154 170 212 213 214 245 260 314	事務用品	¥51,273	100%	¥2,047	50%（領収書No.46の50%のみ認める）	（原告第13準備書面） 「本件は政務調査活動のために購入した事務用品であり、砂場氏は私用で使用する事務用品等については別途自費で購入していた」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 さらに、「事務用品等の消耗品購入代金である。領収証の記載からは、具体的な購入品目と、コピー用紙などであることが分かる」という主張であるが、実際には、具体的な購入品目を確認できるのは領収書No.46 のみである（「紙代として」と記載）。それ以外の領収書からは実際に何が購入されたか不明である。 政務調査費として認められるのは、領収書No.46 の金額（4,095円）に事務用品としての按分率50％を乗じた、2,047円である。			（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用する事務用品等の消耗品購入代金である。領収証の記載からは、具体的な購入品目と、コピー用紙などであることが分かる。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しており、事務員を有効活用し、効率的な政務調査活動を行うためには事務用品を完備することが必要不可欠である。 本件は政務調査活動のために購入した事務用品であり、砂場氏は私用で使用する事務用品等については別途自費で購入していたことから、その全額が政務調査に関係する費用であり按分率としては100％が相当である。 （附帯控訴理由書） 事務所で使用するボールペン，液状のり，クラフト封筒，単三アルカリ乾電池，コピーペーパー，ごみ袋，着火用ライター等の購入代金である。		① 左記領収書には政務調査費に係る支出としての内容確認のための利用目的や理由等の追記がないが，政務調査費出納簿の記載及び領収書の記載内容に照らし，政務調査費に係る事務費として左記内容欄の支出がされたことが虚偽であるとはいえない。 ② 甲34，35によると，補助参加人砂場の事務所は後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められる。補助参加人砂場の主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ③ 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1の合計額程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D28～33，35～40	¥25,638

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
18	事務費	H24.9.29 H24.11.12	161 188	事務用品	¥7,160	100%	¥3,580	50%	（原告第13準備書面） 「本件は政務調査活動のために購入したOA機器購入代金であり、砂場氏は私用で使うOA機器等については自費で購入していた」「按分率としては100%が相当」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。従って、汎用性の高いOA機器が購入されたので、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所「砂場隆浩県政広場」を開設しており、本件はかかる事務所で使用するOA周辺機材の購入代金である。領収証の記載からは、具体的な購入品目としては、パソコン用外付けハードディスク（エレコム社製 LCH-DB1TUTVS）及びフラッシュメモリ(4GB)であることが分かる。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しており、かかる事務員を有効活用し、効率的な政務調査活動を行うためにはOA機器を準備することが必要不可欠である。 本件は政務調査活動のために購入したOA機器購入代金であり、砂場氏は私用で使うOA機器等については自費で購入していたことから、本件の代金はその全額が政務調査に必要な費用であり、按分率としては100%が相当である。 （附帯控訴理由書） 議員活動のための電子データは，閲覧・共有できるように，クラウド上に保存しており，本件支出により購入した外付けハードディスクは専ら政務調査活動にのみ利用していた。		① 番号17の②と同じ。補助参加人砂場は左記のとおり政務調査活動以外の利用との区分について主張するが，それを裏付ける反証をしない。 ③ 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査出納簿によると，補助参加人砂場が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥3,580

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
19	人件費	H24.5.10 ～ H25.4.10	31 75 76 77 108 133 152 166 185 224 248 264 300 323	政務調査人件費	¥632,400	75%	¥421,600	50%	（原告第13準備書面） 「福田一美氏の業務は政務調査活動に限定」していたが「謙抑的に按分率75%で計上」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える按分率は認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「政務調査専任の事務員」，「業務は政務調査活動に限定されており」という補助参加人の主張には何の根拠もなく，日付と出退時間を記載しただけの出勤簿しか提出されていないため，当該補助職員の具体的な業務内容は不明である。この事実は，補助参加人の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。	丙D52	（補助参加人D準備書面6） 砂場氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で雇用していた事務職員福田一美氏らの給料賃金である。 砂場氏は、上記議員事務所に政務調査専任の事務員として福田一美氏を雇用し、議員事務所に常駐させていた。議員事務所には、市民からの飛び込みの相談や陳情が多く寄せられ、かかる住民の声を汲み上げ、これを議会活動に反映することは極めて重要である。政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速・的確に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記福田一美氏の勤務時間は概ね午前10時から午後4時までであり、勤務時間は1日6時間程度と短時間であるので、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事するだけで手一杯であり、政務調査活動以外の業務に従事することは事実上不可能であった。 上記のように福田一美氏の業務は政務調査活動に限定されており、政務調査活動以外の活動については鳥取大学の学生であった太田哲平氏が事実上の秘書として砂場氏の議員活動及び政務調査活動の手伝いをしていた。太田氏は砂場氏の議員事務所のある「開発ビル」の4階に居住しており、ほぼ一日中砂場氏の事務所でボランティア的に砂場氏の手伝いをしており、議会の準備など砂場氏の議員としての活動の補助や政務調査活動の一部を担当していた。また、砂場氏の配偶者も議員活動や政務調査活動等に必要な事務処理を担当をするなど適宜サポートをしていた。なお、平成24年6月15～16日は多量のデータ入力が必要であったことから、福田一美氏の娘である福田知子氏、山内志奈子氏らにスポット的にアルバイトを依頼し、その際の人件費を計上したものである（領収書No76・77）。 以上の次第で、砂場氏の議員としての活動については福田一美氏以外の者が担当しており福田一美氏らの人件費については按分率100%でも問題がないところ 上述のとおり事務所賃料等の事務所に関連する費用については謙抑的に按分率75%で計上していたころから、補助職員の人件費もこれに合わせて按分率75%として計上したものであり、相当である。 （再反論） 原告らの主張によれば、当該補助職員の具体的な業務内容を無視して50%を超える案分率は認められないことになりかねない。しかしながら、それでは政務調査活動に従事する事務職員に対し、その活動内容に応じた適正な給与を政務調査費から支払うことすら困難となり、余りに不合理である。	丙D52	甲34，35によると，補助参加人砂場の事務所は後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められ，甲26及び丙D52によると，上記事務所に事務員を常駐させ（平日の午前10時から午後4時まで），住民からの相談等にも対応していたことが認められるところ，これらが全て政務調査活動といいうるものか詳らかではなく，補助参加人砂場が政務調査活動以外の活動を手伝わせていたという太田哲平も大学生であったことに照らすと，その主張に係る按分率（100%）について適切な反証があったとはいいがたい。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当である。	甲34，35，丙D52	¥210,800

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	資料購入費	H25.3.31	5-③	公明新聞年間購読料	¥22,020	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「公明新聞」の購読料は政党機関紙への支援に係る支出とみなされ政務調査費の充当は適切でない。 （原告第1準備書面） 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されていない限り認められない。なぜなら，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより，政党活動と解されるからである。 （原告第13準備書面） 公明新聞についての「政権与党の考え方，国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読」「他の活動に流用することは不可能であり，その全額が政務調査活動に必要な費用」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。また，政権与党の考え方を調査する目的があれば，自民党の機関紙「自由民主」の購読も必須であろうが，こちらの購読がないのは不自然である。 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「公明新聞が政党機関紙であるとしても，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人横山の主張に格別不合理な点はなく，これを政党活動であるということはできない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，原告第13準備書面で主張したように，政権与党の考え方を調査する目的があれば，まず自民党の機関紙「自由民主」を購読する必要がある。しかし，その形跡はないし，何の反証もされていない。 新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに公明新聞の購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と，ガイドラインの資料購入費規定「政務調査活動に必要なものに限る」に基づいて，公明新聞の定期購入は違法である。		（補助参加人D準備書面5） 「公明新聞」は公明党の政党機関誌ではあるが，横山氏は無所属議員であり，公明党所属の議員ではない。横山氏としては，政党機関誌として同紙を購読していた訳ではなく，政権与党の一翼を担う国内の有力政党の発行する同紙を購読することにより，政権与党の考え方，国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読していたものである。かかる調査研究は政務調査活動そのものであり，県議会議員として多様な意見・視点・反対意見等を調査研究することは議会の審議能力を向上させることに直結する。 「公明新聞」は他の活動に流用することは不可能であり，その全額が政務調査活動に必要な費用であるので，按分率としては100%が相当である。		公明新聞が政党機関紙であるとしても，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人横山の主張に格別不合理な点はなく，これを政党活動であるということはできない。新聞の購読に要する費用であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
2	広報費	H25.3.21	6	ホームページ維持費	¥9,000	90%	¥5,000	50%	（原告第13準備書面） 「横山氏のHPでは、後援会の情報なども1割程度記載していたことから、かかる実績を考慮して、按分率を90%とした」という主張であるが、横山議員のホームページには、本人の顔写真、活動日程、県議会議事録の横山議員関係部分、後援会、プロフィール、提言、陸上競技史、ご意見箱など、多様な情報が盛り込まれている。これらの情報の90%が議員の調査研究に資するとは到底いえない。従って、50%を超える支出は認められない。 なお、東京高裁は、横浜市議会議員のホームページに関して「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」と認定している（H22.11.5）。	原判決は「ホームページの情報量の割合をもとに補助参加人横山が主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人の平成24年度のホームページの内容についての資料は提出されておらず，この按分率は何の根拠もない当て推量である。提出された証拠資料（丙D19）は2014年（平成26年）に更新されたとの記載があり，2015年の議会議事録へのリンクもある。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し，その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから，その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが，これを超える部分を政務調査費から支出することは，許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については，その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を，調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの開設・維持費用について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏のHP維持管理費用である。 横山氏が行った政務調査活動の内容や県政報告（県議会の審議状況），横山氏の議員としての政策や意見，活動日程等につき広く一般市民に発信し，これを見た閲覧者からの意見や批判を把握するために横山氏が独自に作成したHPである。 HPは，議員としての意見を広く，しかも安価に発信することができる優れたメディアであり，インターネットにさえ繋がれば広く日本全国に情報を発信することが可能であり，また日本全国から意見や情報を収集することができる。そのため，多くの県議会議員が政務調査活動の一環としてHPを公開・維持している。 横山氏のHPには，議員事務所の住所・電話番号等の連絡先が記載されると共に，「ご意見箱」としてメールフォームも設置されており，広く一般市民からの意見を求めるシステムが構築されている。また，横山氏作成の「県政レポート　有言実行」などもPDF形式でダウンロードできるようになっている。 このようにHPを通じて情報発信をすることで，広く一般市民から横山氏の政務調査活動や議会での活動内容，県内外の課題・問題についての意見や批判を得ることができ，住民の意見を把握して議会活動に反映させることができる。 横山氏のHPでは，後援会の情報なども1割程度記載していたことから，かかる実績を考慮して，按分率を90%としたものであり相当なものである。	丙D19	丙D19によると，補助参加人横山のホームページには，平成26年7月時点で，後援会の情報や補助参加人横山自身のプロフィール等，政務調査活動以外の活動に関する記載が相当程度あったことは認められるところ，補助参加人横山は，平成24年度当時も，政務調査活動以外の情報が記載されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（90%）について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙D19	¥4,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
3	事務所費	H25.4.11	7-①	電気料金年間使用料	¥224,415	90%	¥124,675	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所を主として政務調査活動の拠点として使用していた」から「政務調査活動に関する部分はさらにその90%」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 青森地裁では「事務所費として支出したとする事務所賃料については、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当である」と判示した（H22.3.26）。そして事務所賃料と同一の理由により、賃借事務所の電気代、固定電話料、灯油代についても、賃料と同一の按分率を超える政務調査費の支出は違法とするのが趨勢である。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人横山が事務所の使用実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として、補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし、補助参加人が政務調査収支報告書に明記したと主張する計算式と按分率は、何の根拠もない当て推量であって、事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は、「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり、それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し、「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず、日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し、事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は、事務所費について、これまでの判決例を何ら考慮することなく、補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており、誤りである。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用した電気料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる議員事務所が機能するために電力が必要なことは言うまでもない。 横山氏の議員事務所は、横山氏の親族が代表者を務める「特定非営利活動法人　東伯けんこう」及び「東伯健康ジム」と同じ建物に間借りしており、電気料金は一括で請求されていた。そのため、実際の電力使用状況から議員事務所使用分を電気料金全体の1／3とした上で、政務調査活動に関する部分はさらにその90%として計上している（以上の計算式については政務調査収支報告書にも明記されている）。 横山氏は、議員事務所を主として政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用である電気料金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に按分率90%で計上していたものであり相当なものといえる。		① 電気の使用場所である鳥取県東伯郡琴浦町徳万352－4は横山隆義後援会事務所の所在地でもあるから（甲34，35，丙D19），同所は政務調査活動以外の拠点ともなっていたことが認められる。補助参加人横山は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動90%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥99,740
4	事務所費	H25.4.19	7-②	水道料金年間使用料	¥33,308	90%	¥18,504	50%	（原告第13準備書面） 按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号3と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用した上水道料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる議員事務所が機能するために上水道が必要なことは言うまでもない。 横山氏の議員事務所は、横山氏の親族らが代表者を務める「特定非営利活動法人　東伯けんこう」及び「東伯健康ジム」と同建物に間借りしており、上水道料金は一括で請求されていた。そのため、実際の水道使用状況から議員事務所使用分を上水道代金全体の1／3とした上で、政務調査活動に関する部分はその90%として計上している（以上の計算式については政務調査収支報告書にも明記されている）。 横山氏は、議員事務所を主として政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に按分率90%で計上していたものであり相当なものといえる。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥14,804
5	事務所費	H25.4.19	7-③	公共下水道年間使用料	¥37,465	90%	¥20,814	50%	（原告第13準備書面） 按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号3と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用した下水道料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる議員事務所が機能するために下水道が必要なことは言うまでもない。 横山氏の議員事務所は、横山氏の親族が代表者を務める「特定非営利活動法人　東伯けんこう」及び「東伯健康ジム」と同建物に間借りしており、下水道料金は一括で請求されていた。そのため、実際の下水道使用状況から議員事務所使用分を下水道代金全体の1／3とした上で、政務調査活動に関する部分はその90%として計上している（以上の計算式については政務調査収支報告書にも明記されている）。 横山氏は、議員事務所を主として政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に按分率90%で計上していたものであり相当なものといえる。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥16,651

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
6	事務所費		7-④	駐車場年間使用料	¥108,000	90%	¥60,000	50%	（原告第13準備書面） 按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号3と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所の来客用及び事務職員用の駐車場使用料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 公共交通機関が未発達な鳥取県東伯郡においては、事務所への来客・訪問の際には自家用車が使用されることがほとんどであり、また事務職員の通勤のためにも駐車場が必要不可欠である。よって、事務所駐車場の準備は、議員事務所において住民意思等の把握のための政務調査活動を行う上で必要不可欠な費用といえる。 横山氏は上記議員事務所については主として政務調査活動に使用しており、そこで使用する駐車場も専ら政務調査活動に関わる費用といえる。かかる実績を考慮すれば、事務所で使用する駐車場利用料は按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に按分率90%で計上していたものであり相当なものといえる。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金として12万円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲3 4， 3 5， 丙 D 19	¥48,000
7	事務費	H24.4.17 ～ H25.2.7	8-①-1 ～4 8-①-6 ～17	事務用品	¥39,551	90%	¥21,958	50%	（原告第13準備書面） 按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	原判決は「補助参加人横山が業務実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための事務用品の購入代金である。具体的な品目としては、プリンタのインクカートリッジ、コピー用紙、インデックス等であることが請求書・領収書の記載から分かる。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。そのために事務所で使用する事務用品は、政務調査に必要な費用といえる。 横山氏は上記議員事務所については、主として政務調査活動に使用しており、そこで使用する事務用品も専ら政務調査活動に関わるものである。かかる実績を考慮すれば、事務所で使用する消耗品については按分率としては100%でも問題がないところ、慎重を期して謙抑的に90%で計上したものであり、相当といえる。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金合計4万3946円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，上記支払額全体合計額の2分の1（2万1973円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲3 4， 3 5， 丙 D 19	¥17,578
8	事務費	H24.7.10	8-①-5	事務用品	¥575	90%	¥0	0%	（原告訴状） 物品名が複写領収書用伝票となっており政務調査に必要な品ではない。 （原告第13準備書面） 物品名が複写領収書用伝票となっており政務調査に必要な品ではないため、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「伝票は事務所の備品として政務調査費から支出することが認められる。…＜中略＞…補助参加人横山が事務所の使用実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，事務用品とはいっても，「複写領収書用伝票」とは相手方から代金を受け取ったことを証する伝票である。政務調査費に関係する伝票は，相手方に代金を支払ったことを証する伝票であるから，まったく用途が異なる。ガイドラインは，事務費について「政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である」と規定する。補助参加人は，平成24年度に政務調査に関連する「複写領収書用伝票」を発行した実績があることを主張立証する必要がある。 また，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではないことは，番号7で主張したとおりである。 原判決は，ガイドラインやこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための伝票類の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。議員事務所の運営には、当然伝票類が必要となることもあり、議員事務所の運営自体が政務調査活動に必要なものである以上、これらの事務所運営に必要な証憑類も政務調査活動に必要な費用にあたる。 横山氏は上記議員事務所については、主として政務調査活動に使用しており、そこで使用する事務用品の購入費用も専ら政務調査活動に関わるものである。かかる実績を考慮すれば、事務所で使用する消耗品については按分率としては100%でも問題がないところ、慎重を期して謙抑的に90%で計上したものであり、相当といえる。		領収書番号8－①－5によると，補助参加人横山は，複写領収伝票3冊（合計639円）を購入したことが認められる。政務調査活動において，政務調査費は別として，議員側が金銭の支払を受けるというのは想定しがたく，領収伝票が必要だとは考えられず，政務調査活動との合理的関連性があるとはいいがたい。補助参加人横山（按分率90%とし，575円が政務調査費に当たると主張）は，本件訴訟においても，その用途について抽象的な主張をするのみである。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であったと認められる。	甲3 4， 3 5， 丙 D 19	¥575

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
9	事務費	H24.12.18～H25.3.26	8-②-1～4	ハガキ代・切手代	¥22,752	90%	¥12,640	50%	（原告第13準備書面） 「「県政レポート有言実行」等を郵送するなどのため」「県政報告会の案内状送付等のため」「関係各所との情報交換・調査・研究のため」に本件のハガキ・切手を購入したという主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。 そもそも、県政レポートや県政報告会は、後援会活動・政党活動などの側面もあり、議会活動にも密接に関係している。その上、ハガキ・切手の用途は広く、換金性も高いため、50%を超える支出は認められない。	原判決の勘違いであり，原告らが違法な支出であると主張する金額は12,640円である。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するためのハガキ・切手の購入代金である。 切手については、一般市民に対して「県政レポート有言実行」等を郵送するなどのために利用したものである。ハガキについては、横山氏が定期的に開催している県政報告会の案内状送付等のために使用したものである。 その他にも政務調査を行うためには、関係各所との情報交換・調査・研究のためには、郵便による資料の送付ややりとりが必要になる場合も当然にあり、金額的にも年間の総額が2万5280円とそれほど高額ではなく、必要かつ相当な範囲の支出といえる。 県政レポートの送付や県政報告会の開催は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 かかる実績を考慮すれば、上記ハガキ・切手の購入費用については按分率としては100%でも問題がないところ、慎重を期して謙抑的に90%で計上したものであり相当といえる。 （附帯控訴理由書） 切手（領収書番号8－②－2～4）は県政レポート（丙D49）を郵送するために使用した。はがき（領収書番号8－②－1）は平成25年1月12日に開催した「県政報告会：の案内状送付のために使用した。		領収書番号8－②－1の郵便局発行の領収書には「事務費　通信費」とのみ追記され，利用目的が詳らかではなく，政務調査費の対象となるか否かを直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人横山は，開催したとする「県政報告会」に関して証拠を提出しない。 甲26の領収書番号8－②－1の領収書によると，補助参加人横山が，葉書の代金として2万円を支払い，そのうち90%に相当する額である1万8000円を政務調査費として支出したことが認められる。原告らが違法な支出であると主張する按分率（50%，1万円）を超える額である8000円については不当利得になるというべきである。		¥8,000
														領収書番号8－②－2ないし8－②－4の郵便局発行の領収書には「事務費　通信費」とのみ追記され，利用目的が詳らかでないものの，丙49によると，補助参加人横山は，平成25年1月に県政レポート（丙D49）を発行しており，上記各領収書の発行時期及び上記県政レポートの記載内容に照らして，上記追記が不合理とまでいえない。	丙D49	
10	事務費	H24.5.28～H25.4.5	8-②-5～16	事務所電話料金	¥113,121	90%	¥62,845	50%	（原告第13準備書面） 「議員活動や私的な電話については携帯電話を利用しており、議員事務所にかかる電話は主として政務調査活動に関わるものであった」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号7と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用した固定電話料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる事務所に固定電話が必要なことは言うまでもない。 横山氏は、議員活動や私的な電話については携帯電話を利用しており、議員事務所にかかる電話は主として政務調査活動に関わるものであったため、かかる実績を考慮すれば、事務所の固定電話料金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に按分率90%で計上していたものである。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金として12万5690円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥50,276

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	事務費	H25.4.10	8-②-17	インターネット接続費	¥19,440	90%	¥10,800	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号7と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するインターネットプロバイダ料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。そして、現在の日本においてはかかる面談や相談を効率的に行うためにはインターネットを利用した情報収集・情報確認が必要不可欠である。 横山氏は、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用であるプロバイダ料金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に90%で計上していたものである。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥8,640
12	事務費	H24.4.27 ～ H25.4.2	8-③-1 ～12	コピー使用料	¥98,290	90%	¥54,606	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号7と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー料金（カウンター料金）である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 そして、かかる面談や相談を効率的に行ってこれを記録化したり、各種政務調査活動の成果を保存するためにはコピーによる記録の複写・保存が必要不可欠である。 横山氏の議員事務所のコピー機は、横山氏の親族が代表者を務める「特定非営利活動法人　東伯けんこう」と共同で使用しており、コピー使用料金は一括で請求されていた。そのため、実際のコピー機の使用状況から議員事務所使用分をコピー料金全体の1／2とした上で、政務調査活動に関する部分はその90%として計上している（以上の計算式については政務調査収支報告書にも明記されている）。 横山氏は、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用であるコピー料金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に90%で計上していたものである。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥43,684
13	事務費	H25.3.4	8-③-13	コピー機リース料	¥74,844	90%	¥41,580	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。按分率については「事務所費 電気料金」と同様の理が当てはまる。	番号7と同じ。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー機のリース料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 そして、かかる面談や相談を効率的に行ってこれを記録化したり、各種政務調査活動の成果を保存するためにはコピーによる記録の複写・保存が必要不可欠である。 横山氏の議員事務所のコピー機は、横山氏の親族が代表者を務める「特定非営利活動法人　東伯けんこう」と共同で使用しており、コピー機のリース料金は一括で請求されていた。そのため、実際のコピー機の使用状況から議員事務所使用分をコピー料金全体の1／2とした上で、政務調査活動に関する部分をその90%として計上したものである（以上の計算式については政務調査収支報告書にも明記されている）。 横山氏は、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の維持管理費用であるコピー料金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に90%で計上していたものである。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことところ，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥33,264

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	人件費	H24.4.25 ～ H25.3.25	9-① ～ 9-②	補助職員（1名分）	¥162,000	90%	¥90,000	50%	（原告第13準備書面） 「政務調査活動専任の事務員として佐々木氏を雇用し、議員事務所に常駐させていた」「政務調査活動以外の業務に従事することは事実上不可能」という主張を客観的に裏付ける証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える按分率は認められない。	原判決は「補助参加人横山が当該職員の業務実態をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「より慎重を期して謙抑的に90%で計上していた」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，日付と「補助職員（1名分）」とだけ記載した出勤簿しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面5） 横山氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で当時雇用していた補助職員佐々木一郎氏の給料賃金である。 横山氏は、上記議員事務所に政務調査活動専任の事務員として佐々木氏を雇用し、議員事務所に常駐させていた。議員事務所には、市民からの飛び込みの相談や陳情が多く寄せられ、かかる住民の声を汲み上げ、これを議会活動に反映することは極めて重要な政務調査活動である。政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速・的確に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上記佐々木一郎氏の勤務時間は概ね午前9時から午後3時30分までであり、勤務時間が短時間であるので、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事するだけで手一杯であり、政務調査活動以外の業務に従事することは事実上不可能であった。そのため、横山氏の配偶者も議員活動や政務調査活動等に必要な事務処理を担当をするなど適宜サポートをしていた。 以上の次第で、佐々木一郎氏が政務調査活動以外の業務に従事することはほぼないため、かかる実績を考慮すれば、その賃金については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に90%で計上していたものであり、相当といえる。		① 番号3の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号（9－①～9－②）の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人横山が，左記内容欄記載の代金として30万円（15万円×2）を支払い，そのうち27万円（15万円×0．9×2）を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（9万円）にとどまると推認するのが相当であり，原告らが違法な支出であると主張する額7万2000円（＝16万2000円－9万円）については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙D19	¥72,000
															計	¥417,212

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.5.22	4	会派勉強会（宿泊費）	¥7,426	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「会派勉強会」との記載で政務調査活動の内容が不詳。 （原告第6準備書面） 証拠書類にホテルモナーク鳥取の領収書が添付されており，証拠書類の出納簿に「会派勉強会（宿泊費）」とあるが，会派の勉強会がどのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第10準備書面） 補助参加人は，会派「かけはし」の勉強会について「具体的には，会派としての要望内容につき検討・協議・意見集約をしたり，県の担当部署の部課長級職員からのヒアリング，陳情者からの事情聴取・意見の聴取等を行う」「政務調査活動そのものである」として100%の按分を主張する。 しかし，この勉強会は非公開で行われるものであり，たとえガイドラインで「政務調査活動以外の活動」と定められた議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活などが論議されていても，県民はその実態を知るすべがない。 ガイドラインで「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」と定められている通り，按分率を100%とした根拠を明示しなければならない。	原判決は「政務調査活動以外の活動のための宿泊であったことを疑わせる証拠もないから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，会派とは議会内に組織された議員の集まりである。したがって，会派の活動は，議員の活動と同様に多面的であり，政務調査費の対象外となる議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活なども含まれることは，あまりにも明白である。 福岡地裁は「会派や議員の活動は多面的であるから，政務調査活動とそれ以外の活動と区分不可能な場合があり得る」（平成25年11月18日）として，実績や実情を考慮した経費の按分が相当であると判示した。仙台高裁は，会派控室のプロバイダ使用料や，会派で雇用する常勤職員の人件費の支出額の2分の1を違法と認めた（平成30年2月8日）。 本件の場合，政務調査活動であったことを示す証拠書類（式次第等）は提出されておらず，当日の具体的な内容も結果（成果物）も不明である。 原判決は，会派活動の実績や実情，およびこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 否認ないし争う。 本件支出は森岡氏が，自己が所属する会派かけはしの勉強会に参加するための旅費交通費である。 森岡氏の所属する会派かけはしの議員が議会及び予算要求等につき事前に検討・協議するための勉強会である。具体的には，会派としての要望内容につき検討・協議・意見集約をしたり，県の担当部署の部課長級職員からのヒアリング，陳情者からの事情聴取・意見の聴取等を行う。これにより，各種事実及び事情の確認をすると共に，それに基づく議論・協議を行うことにより会派として県内の各種問題につき知見を深め，意見集約をする。これらの活動は議会での議論の活性化に資するものであり，議会の審議能力の向上に直結する活動といえる。 そもそも県議会の膨大な議題・予算案につき，議会や委員会の現場で個々の議員が個人でその内容を把握し，的確な意見形成をすることは不可能である。議会及び委員会の前後において，会派の議員が集まって各種事実の調査やそれに基づく議論をすることは，住民の意見を把握し，議会の審議能力を向上させるためにも必要不可欠な活動であり，政務調査活動そのものである。 この日は，平成24年5月21日の委員会に出席し，そのまま鳥取市に宿泊して翌22日に会派の議員が鳥取市内で会派勉強会を開催したものである。 よって，政務調査活動に必要な費用として按分率としては100%が相当である。		出納簿には宿泊目的が記載されており，補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はない。会派の打ち合わせであるという事実のみから政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできない。政務調査活動以外の活動のための宿泊であったことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2	調査研究費	H24.5.29	11	会派勉強会（宿泊費）	¥7,426	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「会派勉強会」との記載で政務調査活動の内容が不詳。 （原告第6準備書面） 証拠書類にホテルモナーク鳥取の領収書が添付されており，証拠書類の出納簿に「会派勉強会（宿泊費）」とあるが，会派の勉強会がどのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第10準備書面） 前項と同じ。	番号1と同じ。		（補助参加人D準備書面2） 否認ないし争う。 本件支出は森岡氏が，自己が所属する会派かけはしの勉強会に参加するための旅費交通費である。 森岡氏の所属する会派かけはしの議員が議会及び予算要求等につき事前に検討・協議するための勉強会である。具体的には，会派としての要望内容につき検討・協議・意見集約をしたり，県の担当部署の部課長級職員からのヒアリング，陳情者からの事情聴取・意見の聴取等を行う。これにより，各種事実及び事情の確認をすると共に，それに基づく議論・協議を行うことにより会派として県内の各種問題につき知見を深め，意見集約をする。これらの活動は議会での議論の活性化に資するものであり，議会の審議能力の向上に直結する活動といえる。 そもそも県議会の膨大な議題・予算案につき，議会や委員会の現場で個々の議員が個人でその内容を把握し，的確な意見形成をすることは不可能である。議会及び委員会の前後において，会派の議員が集まって各種事実の調査やそれに基づく議論をすることは，住民の意見を把握し，議会の審議能力を向上させるためにも必要不可欠な活動であり，政務調査活動そのものである。 この日は，平成24年5月28日の委員会に出席し，そのまま鳥取市に宿泊して翌29日に会派の議員が鳥取市内で会派勉強会を開催したものである。 よって，政務調査活動に必要な費用として按分率としては100%が相当である。		番号1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.5.30	10	西部議員懇談会費	¥5,444	100%	¥2,722	50%	（原告訴状） ホテルで実施した議員間の会合であり100%の充当は認められない。	原判決は「県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていた」として，全額を政務調査費として認めた。 しかし，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり，議員によるお手盛り主催である。 さらに本件のポイントは，『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば，「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い，議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく，「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから，後半の「飲食を伴う意見交換会」とは，社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは，到底考えられない。 そもそも，調査研究のための会合に，公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も，飲食が提供される夕方からではなく，もっと早い時間にできる。 割高なホテルでの開催と，そこでの飲食を伴う議員同士の「意見交換会」では，ホテル代の全額を政務調査費として認めることはできない。		（補助参加人D準備書面2） 米子市・境港市・西伯郡及び日野郡選出の県議会議員が，鳥取県西部地区の課題・問題点等について勉強・意見交換をするために非公式で行っている意見交換会の会費である。 平成24年5月30日の議題は「弓浜地区の道路網の整備について」（県土整備局）・「弓浜農業未来づくりPTについて」（農林局）・「その他」（各局報告事項）の3つである。 出席者は、鳥取県西部地区選出の県議会議員と県西部総合事務所長・県西部総合事務所各局長等である。 県西部の問題について、意見交換をする非公式の会合であるので議員活動とは異なり、純粋な政務調査活動であるので按分率としては100%が相当である。	丙D1	ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。丙Dの1によると，左記懇談会の議題は，「弓浜地区の道路網の整備について」，「弓浜農業未来づくりPTについて」等であり，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等が出席したことが認められる。議題・内容から県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていたことが認められるから，本件ガイドラインには違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D1	¥0
4	調査研究費	H24.9.15	24	砕氷船しらせ歓迎レセプション会費	¥4,000	100%	¥2,000	50%	（原告訴状） 砕氷船しらせ歓迎レセプションの会費であり100%充当は認められない。 （原告第10準備書面） レセプションとは、賓客を歓迎するために催される公式の宴会である。 境港市選挙区選出の森岡議員が一般市民等を前にしてこの宴会に参加することは、多数の支援者・有権者に“顔を売る”という側面があることも否定できない。つまり、ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と定められた後援会活動・選挙活動・親睦団体活動の側面もある。 さらに盛岡地裁判決（H22.11.19）では、「祝賀会・歓迎会・式典等は、会合の性格上、議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」との判断が示された。 一般市民等は、この宴会に自費で参加して飲食している。補助参加人はこの 4,000円の宴会会費を「純粋な政務調査活動」として100%の按分率を主張する。しかし、ガイドラインで「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」と定められている通り、按分率を100%とした根拠を明示しなければならない。	原判決は「各種行事に参加して出席者と意見交換・情報交換を行うことも政務調査活動に該当すると認められ，本件ガイドラインで定められた食糧費の上限額5000円を超えない支出である。」として，会費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，ガイドラインには政務調査費の対象外経費として「祝賀会」が明記されており，盛岡地裁は「祝賀会・歓迎会・式典等は，会合の性格上，議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」（平成22年11月19日）と判示した。青森地裁も新年会・各賞受賞祝賀会に関して「調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない」（平成24年2月3日）と判示して、支出を違法とした。 本件の歓迎レセプションは，祝賀会・歓迎会と同列に扱うべきものである。さらに，補助参加人がこの歓迎レセプションで獲得したという県政に対する知見や，港町での住民意思や課題に関する調査研究活動の報告（成果物）は提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や歓迎レセプションの実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 海上自衛隊の砕氷艦しらせが境港に入港した際の歓迎レセプションの参加費用である。 上記歓迎レセプションは境港市長が主催し、鳥取県議会議員・境港市議会議員・商工会議所代表者・水産団体の代表者、一般市民等を招待して砕氷艦しらせの入港を歓迎し、自衛隊員との交流を図るというものである。 境港としては、港への船舶の入港数を増加させ、国に報告できる港湾としての実績を作る必要があり、また寄港時に自衛隊員が地元で使うお金が地元経済に与える影響も軽視できない。 さらに、市民と自衛隊員との交流の場を設けることにより、自衛隊の活動に対する地元の理解を得ることも可能となる。 そこで、寄港の継続のために市をあげて歓迎レセプションを開催しているのであり、森岡氏も境港市選挙区選出の議員として、上記の趣旨に賛同して本レセプションに参加したものである。 上述のとおり、本レセプションには地元の有識者・自衛隊員・市民等が参加しており、参加者との交流を通じて、県政に対する知見を蓄え、港町ならではの住民意思や課題を把握することができる。 本レセプションへの参加は、議会活動・政治活動とは異なる純粋な政務調査活動であり、按分率としては100%が相当である。		甲26の領収書番号24によると，市長が主催した砕氷艦寄港の際に開催された会であり，食糧費としての性質を有すると認められるところ，各種行事に参加して出席者と意見交換・情報交換を行うことも政務調査活動に該当すると認められ，本件ガイドラインで定められた食糧費の上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	調査研究費	H24.10.2	27	航空自衛隊高尾山分屯基地観月会	¥3,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 航空自衛隊のレクレーションへの参加であり政務調査でない。 （原告第10準備書面） 観月会とは月見の宴である。 境港市選挙区選出の森岡議員が地元住民や、有権者としての側面も持つ自衛隊員らと一緒に観月会に参加することは、多数の支援者・有権者に“顔を売る”という側面があることも否定できない。つまり、ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と定められた後援会活動・選挙活動・親睦団体活動の側面もある。 地元住民らは、観月会に自費で参加して飲食している。補助参加人はこの 3,000円の観月会費を「純粋な政務調査活動」とするが、その根拠はない。100%の按分率は認められない。 案内状（丙D第2号証）には、アルコール類を提供することが明記されている。このようなものは、レクリエーションというべきである。ほかの参加者が酒を飲みながらワイワイと談笑する中で、森岡議員は100%の「純粋な政務調査活動」に励んでいるなど、ギャグまんが的な様相を呈している。わが県が「まんが王国とっとり」であることを考慮しても、按分率はゼロとするほかない。	原判決は「各種行事に参加して出席者と意見交換・情報交換を行うことも政務調査活動に該当すると認められ，本件ガイドラインで定められた食糧費の上限額5000円を超えない支出である。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，この観月会は，アルコール類が提供される宴会である。仙台高裁は「社会通念上は飲酒を伴う懇親会に係る費用とみるべきものであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。」（平成19年4月26日）と判示した。大分地裁は，意見交換会終了後の懇談会費、及び意見交換会の経費負担金につき、いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで、「このような懇談会は、社会通念上、会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」（平成23年2月26日）と判示した。 原判決は，特に酒食を伴う場合には原則として公費である政務調査費からの支出が許されないという判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 航空自衛隊が主催する観月会の参加費用である。 森岡氏の選挙区である境港市選挙区は航空自衛隊の美保基地を擁する。同基地の騒音問題等は同地区の重要な政治的課題である。また隊員の多くは境港に居住しており、鳥取県民であり境港市で生活をする地域住民という側面も有する。 航空自衛隊としては、その活動内容を地元行政及び地元住民に周知し、行政及び住民の理解を得るための様々な活動を行っており、そのための活動への協力要請も多い。 本件観月会も、上記のように自衛隊員と地元住民の交流を図り、自衛隊の活動に対する理解を得るために実施されたものであり、原告が主張するような単なるレクリエーションではない。 境港市選出議員の森岡氏としては、地元の重要な政治課題である航空自衛隊の基地問題については可能な限り情報を収集し、理解を深める必要性が極めて高い。 しかしながら、航空自衛隊の基地の情報については、防衛機密に属する部分も多く、正確な情報を収集することは困難である。そのような中、本観月会は航空自衛隊の幹部や隊員から直接に話を聞き、その実情を把握する数少ない機会である。地元行政・住民の理解を得るという観点から、基地内への入構を許され、通常は機密事項として非公開のレーダーサイト等についても見学を許されるなど、他では取得できない情報の収集が可能な貴重な機会といえる。 以上の次第で，本観月会への参加は、議会活動・政治活動とは異なる純粋な政務調査活動であり、按分率としては100%が相当である。	丙D2	領収書番号27によると，「航空自衛隊高尾山分屯基地協力会」が開催した「観月会」で，会の名称に沿った行事に参加するとともに，同基地に関して出席者と意見交換・情報交換を行うことも推認しうるところであるが，会の名称からもそれが主目的であるとは断じ難く，政務調査活動の割合は2分の1にとどまるとみるのが相当である。	丙D2	¥1,500

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	調査研究費	H25.1.10	38	美保基地協力会賀詞交換会会費	¥2,500	100%	¥1,250	50%	（原告訴状） 儀礼、親睦等が主な目的の賀詞交換会の参加費であり按分すべきである。 （原告第10準備書面） 賀詞交換会とは、新年に人々が集まって挨拶を交わしたり名刺交換をしたりするパーティのことである。案内状（丙D第3号証）に「日頃からご協力をいただいている方々との更なる交流を深め……」と書かれた、「立食」として飲食を提供するパーティである。 境港市選挙区選出の森岡議員が地元住民や、有権者としての側面も持つ自衛隊員らと一緒に賀詞交換会に参加することは、多数の支援者・有権者に“顔を売る”という側面があることも否定できない。つまり、ガイドラインに「政務調査活動以外の活動」と定められた後援会活動・選挙活動・親睦団体活動の側面もある。 地元住民らは、賀詞交換会に自費で参加して飲食している。補助参加人はこの 2,500円の会費を「純粋な政務調査活動」とするが、その根拠はない。100%の按分率は認められない。 「賀詞交換会」と銘打ち、飲食を提供する催しは、社会通念上、情報収集や住民意思把握が目的ではなく、儀礼・親睦等が主な目的とみなされる。したがって50%を超える按分率を認めることはできない。	原判決は「各種行事に参加して出席者と意見交換・情報交換を行うことも政務調査活動に該当すると認められ，本件ガイドラインで定められた上限額5000円を超えない支出である。」として，会費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，ガイドラインには政務調査費の対象外経費として「祝賀会」が明記されており，盛岡地裁は「祝賀会・歓迎会・式典等は，会合の性格上，議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」（平成22年11月19日）と判示した。青森地裁も新年会・各賞受賞祝賀会に関して「調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない」（平成24年2月3日）と判示して、支出を違法とした。 本件の賀詞交換会は，飲食よりも挨拶や名刺交換などがメインになるというが，祝賀会・歓迎会と同列に扱うべきものである。さらに，補助参加人がこの賀詞交換会で聴取したという自衛隊の幹部や隊員及び参加した地元住民らの実情や意思に関する調査研究活動の報告（成果物）は提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や賀詞交換会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 航空自衛隊美保基地が主催する新年の賀詞交換会の会費である。 森岡氏の選挙区である境港市選挙区は航空自衛隊の美保基地を擁する。騒音問題等の美保基地に関する問題は、境港市選挙区の重要な政治的課題である。また隊員の多くは境港に居住しており、鳥取県民であり境港市で生活をする地域住民という側面も有する。 航空自衛隊としては、その活動内容を地元行政及び地元住民に周知し、騒音問題等について行政及び住民の理解を得るための様々な活動を行っており、県議会議員に対してかかる活動への協力要請も多い。 本件賀詞交換会も、上記のように自衛隊員と地元住民の交流を図り、自衛隊の活動に対する理解を得るために実施されたものであり、原告が主張するような単なる「儀礼、親睦が主な目的」の会合ではない。 境港市選挙区選出議員である森岡氏としては、地元の重要な政治課題である航空自衛隊の基地問題については可能な限り情報を収集し、理解を深める必要性が極めて高い。 しかしながら、航空自衛隊の基地の情報については、防衛機密に属する部分も多く、正確な情報を収集することは困難である。 そのような中、本賀詞交換会は航空自衛隊の幹部や隊員及び参加した地元住民らから直接に話を聞き、その実情や住民意思を直接に把握することのできる数少ない機会である。地元行政・住民の理解を得るという観点から、参加者は基地内への入構を許され、美保基地内部において他では取得できない情報の収集が可能な貴重な機会といえる。 以上の次第で、本賀詞交換会への参加は、議会活動・政治活動とは異なる純粋な政務調査活動であり、按分率としては100%が相当である。	丙D3	甲26領収書番号38の添付資料によると，自衛隊及び美保基地への理解を深めるとの趣旨で開催されたもので，食糧費としての性質を有すると認められるところ，出席者である基地協力会の会員らと意見交換・情報交換を行うことも政務調査活動に該当すると認められ，本件ガイドラインで定められた上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，直ちに本件使途基準に違反していると疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	調査研究費	H25.2.7	44	政調政審（宿泊費）	¥14,852	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「政調政審」出席に宿泊を必要とする理由が説明されていなく政務調査充当は認められない。 （原告第10準備書面） 補助参加人は、恣意的に宿泊費とJR特急(自由席)の往復運賃とを比較して「大差なく」と主張する。しかし、政務調査費出納簿からみて、森岡議員には鳥取との往復にJRを利用した痕跡がない。おそらく自家用車を利用したであろう。鳥取―境港間の距離は往復で 210 kmであり、自家用車の燃費を 13 km/L、ガソリン単価を 160 円/L と仮定すれば、概算のガソリン代は 2,584円である。森岡議員のように自動車使用記録簿の提出がない場合、ガイドラインでは燃料費実費の1/2を上限とするため、調査研究費に計上できる燃料費の上限は、半額の 1,292 円である。つまり、宿泊費との差額は1日で 7,426－1,292＝6,134円。2日では 12,268円となる。明らかに「大差」ある金額である。 それどころか、補助参加人は「本件宿泊費用は、議会活動のための準備・検討・調査に必要な費用であり、純粋な政務調査活動にかかる費用である」と、矛盾した主張をする。 本件宿泊の目的は、補助参加人が「議会活動のための……」と記述したように、「議会活動」である。議会活動は、ガイドラインで定められているように「政務調査活動以外の活動」である。 なお、鳥取県議会でいう政調政審とは、行政から議会に出される予算などの議案説明を受ける、議案の事前説明会である。議会の常任委員会などにおいて、行政職員は「これについては政調政審で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。」などと発言することからわかるように、政調政審は、議会での説明時間を短縮するために利用されており、議員は何を調査するわけでもなく、基本的には説明を受けるだけである。したがって、政調政審は議会活動の一部であり、それを目的とする宿泊も政務調査活動とは認められない。 （再反論への反論） 政調政審は、議会活動そのものではないので、交通費・宿泊費等が支給されないことは理解する。一方で、政調政審は、議会での審議の効率化を図るための事前準備であるから、議会活動に密接に関連した、言わば議会活動の附帯活動である。この活動が議会での議論の活性化や審議能力の向上に資することは、政調政審の目的から言って当然である。 しかし上記のことを理由に、政調政審を政務調査活動であるとは言えない。政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。 県民に非公開の政調政審において、議員は何を調査研究するわけでもない。地方自治法第115条（議会の公開原則）による制約があって審議はできず、基本的には行政から議案の説明を受けるだけである。 地方自治に詳しい片山善博・前鳥取県知事は、斎藤史郎氏との「機能不全の地方議会」という対談において、政務調査活動は独自の「自由研究」であり、議員の本分は議会に上程される予算案をはじめとする議案のチェックや決定であると述べている（https://www.jcer.or.jp/column/s-saito/index718.html）。 議会活動こそ議員の本分であり、高額な議員報酬はこの議会活動のために支給されている。その議会活動の事前準備にすぎない政調政審を、議員独自の自由研究であるとして政務調査費に計上することは容認できない。 政調政審の活動には、当然ながら交通費・宿泊費等が発生する。しかし、政調政審の活動費を政務調査費に計上した議員は、原告らの訴状別紙で検索した限り、森岡俊夫議員の他には内田博長議員と安田優子議員だけである。なお、政調政審についての原告らの主張・反論は、内田博長議員と安田優子議員にも当てはまる。	原判決は「政調政審は，県執行部からの情報収集等の機会といえ，政務調査活動に該当するというべきである。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「政調政審とは，県執行部が各会派に対して予算や条例案等の定例会提出予定の主要事業について説明を行う説明会」，「本件宿泊費用は，議会活動のための準備・検討・調査に必要な費用であり」と説明するように，政調政審の目的は議会活動である。たとえ政調政審が議会活動そのものではなく，その事前準備に過ぎないとはいえ，議員の本分である議会活動に附帯する活動であることは明白である。したがって，ガイドラインの規定によって，これは政務調査活動以外の活動である。 原判決は，ガイドラインの規定や県政に関わる政務調査活動としての実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 平成25年2月県議会付議案件に係る政調政審に対応するための宿泊費用である。 政調政審とは、県執行部が各会派に対して予算や条例案等の定例会提出予定の主要事業について説明を行う説明会であり、定例会開催日の概ね2週間前に開催されている。 2月定例会前の政調政審は、通常一日では終わらず、このときは平成25年2月6～7日の二日間に亘り行われた。 平成25年2月6日の政調政審は早朝9時から鳥取県庁本庁において開催されたため、境港市在住の森岡氏としては、2月5日は鳥取市内で前泊し翌日の政調政審に備えるのは必要かつ相当といえる。また2月6日の政調政審は午後4時10分に終了したが、片道二時間以上かけて帰宅するのは合理的ではなく、翌7日の政調政審に備えて鳥取市内に宿泊したものである。鳥取市内に宿泊することにより、当日の政調政審の内容を踏まえ、翌日の政調政審に向けて会派の他の議員と共に議題について協議・検討し、会派としての意見集約を行うことが可能となった。 宿泊料としても一泊7426円程度であり、JR線の鳥取境港の特急（自由席）の往復運賃6240円と大差なく、宿泊することに経済的合理性もある。 本件宿泊費用は、議会活動のための準備・検討・調査に必要な費用であり、純粋な政務調査活動にかかる費用であるので、按分率としては100％が相当である。 （再反論） 政調政審は、あくまで議会での審議を実質化・充実させるための事前準備に過ぎず、議会活動そのものではない。議会活動ではないので市外から来る議員に対しても交通費・宿泊費等も支給されない（議会活動ならば議員に交通費・宿泊費等が公費から支給される）。 政調政審は、議会における審議を実質化・充実させるために会派毎に行われる県執行部による事前の準備・説明とそれを前提とした質疑応答からなる。これにより、各議員が議案に対する立法事実等を予め確認すると共に、それに基づき会派内で議論・協議を行うことにより会派としての事前の意見集約も可能となる。これらの活動は議会での議論の活性化に資するものであり、議会の審議能力の向上に直結する事前調査活動といえ、政務調査活動そのものである。	丙D4	出納簿には宿泊目的が記載されており，補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はない。政調政審は，県執行部からの情報収集等の機会といえ，政務調査活動に該当するというべきである。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 同一会派の打ち合わせであるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
8	資料購入費	H24.4.25 H24.9.25 H25.1.25 H25.2.25 H25.3.27	3 25 41 46 49	日本海新聞購読料	¥11,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 4月、9月、1月、2月、3月の5ヶ月間地方紙2紙分の購読料が計上されているが1紙分のみを認める。 （原告第1準備書面） 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費としては認められない。2紙目に該当する日本海新聞を否認する。 （原告第15準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に資する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法第100条14で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性がある。		（補助参加人D準備書面2） 森岡氏の議員事務所では、日本海新聞と山陰中央新報の二紙を購読していた。日本海新聞は鳥取県内で圧倒的なシェアを誇る鳥取県民に密着した地元新聞であり、鳥取県議会議員として必読の新聞といえる。また、山陰中央新報は鳥取県と島根県をサービスエリアとする地方紙であり、特に鳥取県西部で高い購読率を誇る。いずれも鳥取県に密着し、鳥取県内の住民の声や課題・問題点につき幅広く、取材・報道されているものであり、鳥取県内の住民の意思・課題・問題点等を把握・調査する上で有用である。 よって、その購読は政務調査活動そのものであり、按分率は100％が相当である。 この点、原告らは、新聞のうち一般紙については、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙に限って、その購読料を政務調査費として支出することが認められ、それ以上の購読については原則として認められないと主張する。 しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。 新聞は、インターネット等が発達した現在においても簡易迅速に情報を入手できる信頼性の高いメディアであり、その費用も極めて低廉である。すなわち、一般紙の購読により各議員は簡易迅速・廉価に信頼性の高い情報を取得することが可能となり、情報収集手段としては極めて効率的な方法といえる。 また、一般紙といっても各新聞の編集方針の違い等により、同日の新聞であっても取り上げる記事の内容や取り上げた事実に対する評価が千差万別であることは公知の事実である。より多くの新聞を購読し、記事の内容を比較検討することによって一つの事実に対する多面的な評価・視点を取得したり、より多くの情報を取得することは各議員の知見を広め、議会の審議能力の強化に直結するものとすらいえる。 よって、新聞の購読については、各議員の広範な自由裁量に委ねられており、複数の新聞を購読していたとしても、それだけでその裁量の逸脱・濫用となるものではない。		新聞によって取り上げる情報は異なるから複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
9	資料購入費	H24.4.25 ～ H25.3.28	2 7 13 15 20 25 30 33 37 42 46 49	赤旗購読料	¥40,800	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「赤旗」購読料は政党機関紙の購入にあたり政務調査費の充当は適切でない。 （原告第15準備書面） 按分率の根拠については、上記の「新聞購読料」と同様の理が当てはまる。	番号8と同じ。		（補助参加人D準備書面2） 「赤旗」は日本共産党の政党機関誌ではあるが、森岡氏は無所属議員であり、日本共産党所属の議員ではない。森岡氏としては、政党機関誌として同紙を購読していた訳ではなく、国内の有力政党の発行する同紙を購読することにより、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読していたものである。 かかる調査研究は政務調査活動そのものであり、県議会議員として多様な意見・視点・反対意見等を調査研究することは議会の審議能力を向上させることに直結する。		赤旗が政党機関紙であるとしても，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はない。新聞の購読に要する費用であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
10	資料購入費	H24.4.25 ～ H25.3.31	2 8 14 16 21 26 29 33 36 43 47 50	公明新聞購読料	¥20,991	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「公明新聞」購読料は政党機関紙の購入にあたり政務調査費の充当は適切でない。 （原告第15準備書面） 按分率の根拠については、上記の「新聞購読料」と同様の理が当てはまる。	番号8と同じ。		（補助参加人D準備書面2） 「公明新聞」は公明党の政党機関誌ではあるが、森岡氏は無所属議員であり、公明党所属の議員ではない。森岡氏としては、政党機関誌として同紙を購読していた訳ではなく、政権与党の一翼を担う国内の有力政党の発行する同紙を購読することにより、政権与党の考え、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読していたものである。かかる調査研究は政務調査活動そのものであり、県議会議員として多様な意見・視点・反対意見等を調査研究することは議会の審議能力を向上させることに直結する。		公明新聞が政党機関紙であるとしても，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はない。新聞の購読に要する費用であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	資料購入費	H24.11.6	31	鳥取県職員名簿	¥1,600	100%	¥800	50%	（原告第10準備書面） 鳥取県職員の職員名簿について、補助参加人は「議会活動を行う上では鳥取県議会事務局と連絡を取れれば足り、上記職員名簿については政務調査活動にのみ利用していた」と主張する。 しかし、議員の活動は、議会活動や政務調査活動に加えて、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活など、実に多彩である。 例えば、議員が自らの支援団体や有権者などから“口利き”を依頼されることが多いことは、大きな事件となって報道されたこともあり、周知の事実といえる。県職員の職員名簿は、その“口利き”にも役立つ。 補助参加人は「職員名簿については政務調査活動にのみ利用していた」として100%の按分率を主張するが、その主張を裏付けるための証拠書類もない。たしかに政務調査活動にも利用できるが、50%を超える按分率を認めることはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 平成24年度版鳥取県職員の職員名簿二冊の購入費である。 鳥取県議会議員として、政務調査活動を行う上で、鳥取県の担当部署の職員から事実確認・事情聴取を行うことは多い。森岡氏は、県職員に対する調査の必要が生じたときに、迅速に鳥取県の担当部署・職員と連絡を取ることができるよう、鳥取県議会の自己の執務室及び議員事務所に鳥取県職員の職員名簿を一冊づつ常備していた。 議会活動を行う上では鳥取県議会事務局と連絡を取れれば足り、上記職員名簿については政務調査活動にのみ利用していたため按分率としては100%が相当である。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
12	資料購入費	H24.12.3	34	漫画故事成語	¥420	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「漫画故事成語」の購入費であるが政務調査活動に必要であるとの説明がない。 （原告第10準備書面） 補助参加人は「教育現場での活用方法・教育効果等を調査・研究するために」「そのヒットの要因の分析も重要な政務調査活動」「研究結果を踏まえ、森岡氏は鳥取県議会において…＜中略＞…意見ないし質問を行っている」と主張する。 一般県民、観光客、学校の生徒たちは、『漫画故事成語』を一般教養、娯楽、あるいは教育の目的で購入する。つまり、これは主に私生活のために購入される漫画本である。 補助参加人が政務調査として100%の按分率を主張するならば、ガイドラインに沿って「実績等を考慮の上、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示」しなければならない。県議会で『漫画故事成語』を学校教育の副教材として採用すべきとの意見ないし質問を行ったというだけでは、按分率100%の根拠を明示したことにならない。	原判決は「補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められるから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，領収書番号34を見れば，補助参加人はこの本を2冊購入したことがわかる。補助参加人は，本件での政務調査活動として「教育現場での活用方法・教育効果等を調査・研究」，「そのヒットの要因の分析」を挙げているが，調査研究の具体的な結果（成果物）は提出していない。また，鳥取県議会において「漫画故事成語」を学校教育の副教材として採用すべきとの意見ないし質問を行ったというが，調査研究の成果を証するに十分な具体的な発言内容を明らかにしていない。 原判決は，「漫画故事成語」を2冊購入した経緯や，調査研究の成果・実績を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 「漫画故事成語」は境港市観光協会が作成した単行本である。「呉越同舟」「四面楚歌」などの故事成語を漫画でわかりやすく解説し、全国の小中学校の国語の副教材として実際の教育現場でも広く採用されるなどしたヒット商品である。 平成24年度は「まんが王国とっとり」として鳥取県のアピールにまんがの活用を開始した年であり、森岡氏としてはまんがの活用の可能性を調査すると共に教育現場での活用方法・教育効果等を調査・研究するために本書を購入したものである。森岡氏の地元である境港市選挙区内で生まれたヒット商品であり、そのヒットの要因の分析も重要な政務調査活動といえる。 上記研究結果を踏まえ、森岡氏は鳥取県議会において「漫画故事成語」を学校教育の副教材として採用すべきとの意見ないし質問を行っている。 以上の次第で、「漫画故事成語」の購入は政務調査活動のために必要な支出であり、按分率としては100%が相当である。	丙D5 丙D6	甲26領収書番号34及び政務調査費出納簿によれば，境港市観光協会発行の書籍を買い求めたものであり，書籍名のみから少なくとも1冊分については政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められないが，同一書籍名の2冊目分の購入については，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったというべきであり，この点についての適切な反証はない。		¥210

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
13	事務費	H25.2.20	45	年末調整手数料	¥10,048	100%	¥5,024	50%	（原告訴状） 年末調整作業を税理士に依頼した手数料であり政務調査活動として疑問が残るが事務費の一環として50%を充当する。 （原告第10準備書面） 補助参加人は、何の根拠も示さずに「議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員であった」などと主張する。もし事務職員が一人で議員事務所にいるときに来訪者や電話があった場合は、用件を聞いてから政務調査活動に含まれるかどうかを自分で瞬時に的確に判断し、用件が政務調査活動でなければ「私は担当ではありません」と言って放置するのか？ 現実にはあり得ない。 人件費における政務調査活動の割合は何ら明確にされていない。補助参加人は、「政務調査活動専属の事務職員であった」として100%の按分を主張するが、その主張を裏付けるための証拠書類（政務調査活動記録簿、および政務調査活動のみに従事したことを示す根拠）がない以上は、事務職員の勤務実態を明確に区分できず、50%を超える按分率を認めることはできない。	原判決は「人件費の按分率に不相当な点がない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，按分率100%の設定が不相当である理由は，番号14に示すとおりである。政務調査活動と，それ以外の活動との区分けを，いったい誰がどう行ったのか。 原判決は，補助参加人の意向を過剰に忖度して空想的な按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 事務所の事務職員「下戸ゆきこ」氏の年末調整にかかる税理士費用である。 下戸氏については、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員であった。なお、後援会活動等については森岡氏の配偶者が必要な事務作業等に対応しており、下戸ゆきこ氏がこれらの活動に従事することはなかった。 森岡氏としては、かかる実績を考慮して、下戸ゆきこ氏にかかる人件費等については、その全額を政務調査費として計上したものである。事務職員を雇用する限り、年末調整は不可欠であり、そのための税理士費用も政務調査活動に必要な費用である。下戸ゆきこ氏は政務調査活動専任の事務職員であるので、人件費及びそれに関係する年末調整費用としても按分率100%が相当である。 これに対し、原告らは、人件費の支出に際しては「その職員の作業時間帯、調査目的、調査内容を明記した政務調査活動記録簿」を提出して按分根拠を明示すべきであり、「それがない場合には、人件費の按分率は50%を適用する外はない」などとして、50%を超える部分は原則として違法と主張する。 しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。按分率の上限を50%とする根拠も全く不明である。		甲34，35，補助参加人森岡は，その自宅を，政務調査活動の拠点となる事務所とするとともに，後援会事務所や海事代理事務所ともしていたことが認められる。補助参加人森岡は，政務調査活動専属の事務職員とその他の事務を行う者とを区別し，後援会活動には配偶者を従事させていたと主張し，事務職員が政務調査活動の補助の一環として作成した2つの文書を提出するものの（丙D46，47），丙D45によると上記事務職員は，その給与が月額平均約17．7万円であることからするとフルタイムであったことが窺えるほか，左記丙D48によると，配偶者は海事事務所で常勤していたことが窺えることに照らすと，事務職員の業務実態は結局定かでないといわざるを得ず，その主張に係る按分率（100%）について適切な反証があったとはいいがたい。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当である。	甲34，35，丙D45	¥5,024
14	人件費	H24.4.20 ～ H25.3.31	54 56 57	人件費，社会保険雇用負担分，労働保険料	¥2,117,335	100%	¥1,058,662	50%	（原告第10準備書面） 前項と同じ。	原判決は「政務調査活動専属の事務職員とその他の事務を行う職員を区別していたとする補助参加人森岡の主張に格別不合理な点はなく」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「議員事務所において政務調査活動としての調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員といえる。」という補助参加人の主張は，机上の空論であって，何の根拠もない。提出された「24年度 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」からは実際の作業内容どころか，出勤した日付と時間すら不明である。さらに，“政務調査活動専属”の事務職員による，政務調査活動の成果物も提出されていない。これらの事実は，補助参加人による按分率100%の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面2） 事務所の事務職員「下戸ゆきこ」氏の給与・交通費・社会保険料である。 下戸氏については、議員事務所において政務調査活動としての調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員といえる。他方で、後援会活動等については森岡氏の配偶者が対応しており、下戸ゆきこ氏がこれらの活動に従事することはない。 森岡氏としては、かかる実績を考慮して、下戸ゆきこ氏にかかる人件費・交通費（通勤手当）・社会保険料については、その全額を政務調査費として計上しており、按分率100%が相当である。 原告らは、人件費の支出に際しては「その職員の作業時間帯、調査目的、調査内容を明記した政務調査活動記録簿」を提出して按分根拠を明示すべきであり、「それがない場合には、人件費の按分率は50%を適用する外はない」などとして、50%を超える部分は原則として違法と主張する。 しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。按分率の上限を50%とする根拠も全く不明である。	丙D45ないし48			¥1,058,668
															計	¥1,065,402

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	資料購入費	H24.4.14 ～ H24.12.21	7 60 68 88 178	参考図書代	¥18,969	100%	¥0	0%	（原告訴状） 千思万考(1570円×2)，河原ノ者，非人，秀吉(2940円)，選択(9ヶ月分)(9000円)，大山の便り(エッセイ集)(1800円)，字が汚くタイトル不明(1260円)のもの等は認めない。 （原告第6準備書面） 証拠書類の領収書では参考図書代として「千思万考 歴史で学ぶ39のメッセージ」「千思万考　歴史で学ぶ29のメッセージ」「財務省支配の裏側−消費増税と政官20年戦争」「賃金差別」「脱原発の真実一騙されたあなたにも責任がある」「河原ノ者 非人秀吉」「選択」「父が子に教える昭和史」「大山の便り」「鳥取県の歴史散歩」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」(ガイドラインによる)とある。領収書にはこれらの書籍のタイトルだけしか明記されておらず，実績を考慮した按分の根拠及び按分率が全く明示されていないので認められない。 （原告第13準備書面） 「県議会議長としての役職を全うするために必要な調査及び研究をするために購入した」との主張であるが，鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例により、議長および副議長については、一般議員よりも高額な議員報酬が支給されている(議長の月額:951,000円、一般議員の月額:774,000円)。議長(リーダー)としての思考法を学ぶ際の費用は、この特別な議員報酬の中から支出すべきであり、公費である政務調査費から支出することは違法である。 購入された書籍はすべて趣味・一般教養に関するものであり、「千思万考」にいたっては書店の領収書に「エンターテイメント」(娯楽)と分類されている。雑誌「選択」は会員制情報誌である。 また、「リーダーとしてのものの考え方を調査・研究する」、「政治的課題についての参考図書」、「部落問題の調査・研究に資する」、「日本の政治の問題点の調査・研究に資する」、「全国植樹祭の対策として参考文献」、「鳥取県内外の歴史を調査・研究」、「私的に必要な書籍は自費で購入」という主張は、極めて抽象的である。個人的な趣味や興味に基づくのではなく、県政に直接、かつ、具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「領収書に書籍名が追記されており，政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，原判決は，「政務調査活動に必要なものに限る」というガイドラインの規定や書籍の内容を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，「大山の便り」は中村邏介氏の俳句誌「桑海」に連載した原稿をまとめた文学作品であることを付け加える。 調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」(政務調査費議員必携)であり，雑誌・書籍を購入して積ん読することでも，幅広い見識を身に付けることでもない。 なお，個人的な趣味・興味の範囲に属する読み物に関して，静岡地裁は「これらの購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情があることを被告が主張立証しない限り、当該資料の借入が市議会議員としての政治活動全般に必要、有益な資料でないことが明らかであると認めるのが相当である。」(平成20年12月26日)と判示した。	丙D10	（補助参加人D準備書面4） 否認ないし争う。 伊藤美都夫氏は平成24年度の県議会議長であり、県議会の長として議会を適切に運営し、その審議能力を向上させるためにリーダーとしての思考法を学ぶ必要があった。また各種団体の会合に県議会議長として招待された際には、各種団体の実情に応じた挨拶を求められることも多かった。本件書籍は以下のとおり、上記県議会議長としての役職を全うするために必要な調査及び研究をするために購入したものである。以下、具体的に検討する。 「千思万考　歴史で学ぶ39のメッセージ」「千思万考　歴史で学ぶ29のメッセージ」は歴史上の人物からリーダーとしてのものの考え方を調査・研究するために購入したものである。 「財務省支配の裏側」「賃金差別」「脱原発の真実」はいずれも政治的課題についての参考図書である。 「河原ノ者　非人秀吉」は部落解放問題についての書籍であり、鳥取県内の部落問題の調査・研究に資する。 「選択」は政権に批判的な立場からの月刊誌であり、現在の日本の政治の問題点の調査・研究に資する。 「大山の便り」は、平成25年5月に鳥取県南部町で開催が予定されていた全国植樹祭の対策として参考文献として購入したものである。 「父が子に教える昭和史」「鳥取県の歴史散歩」は歴史に関する書籍であり、鳥取県内外の歴史を調査・研究し、日本国及び鳥取県の歴史を踏まえた議論を行うために購入したものである。 以上の次第で、いずれも県議会議員又は議長として必要とされる知識・知見等について調査・研究する書籍として必要かつ相当であり、議会の審議能力の向上に資するものであり、その購入は政務調査活動の一環といえる。伊藤氏は私的に必要な書籍は自費で購入しており、上記書籍については私的活動等への流用は想定されていないことから按分率としても100%が相当である。 なお、領収書に按分率が明示されていない以上、その全額を政務調査費として申請したものと解するのが相当であり、黙示的に按分率100%の届出がなされたものと解するべきである。		領収書番号7にかかる支出のうち，「千思万考」，「千思万考(天の巻)」(合計3150円)については，補助参加人伊藤美都夫の主張するところに照らすと，議会活動の基礎となる調査研究活動というよりは，議員個人の素養涵養のためのものといわざるを得ない。 その余の支出については，領収書に書籍名が追記されており，政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥3,150
2	資料購入費	H24.4.8 ～ H25.3.25	3 26 55 79 105 124 135 167 175 206 224 243	公明新聞	¥22,020	100%	¥0	0%	（原告第1準備書面） 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されていない限り認められない。なぜなら，政党，団体への関与は，議員の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより政党活動と解されるからである。 （原告第13準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人が主張するように政権与党の考え方を調査する目的があれば、まず自民党の機関紙「自由民主」を購読する必要があるが，その形跡はない。 ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮の上、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と規定する。補助参加人は，公明新聞を定期購読することで「政権与党の考え方、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する」と主張するが，そのような抽象論ではなく，県政に直接，かつ，具体的に関わるような特段の事情があることを主張立証する必要がある。 新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を定期購読することになる。その代金の支払いに公費を使えるなら，いくら購読しても自分の腹が痛むわけでもない。また，新聞の内容はテレビ欄など，県政に関する調査研究活動とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」(注：必要な経費の全部ではなく，一部！)交付される政務調査費であることに鑑みれば，特定の政党機関誌の定期購読に要する経費を特段の理由もなく認めることはできない。原判決は，ガイドラインの規定や新聞購読の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 「公明新聞」は公明党の政党機関誌ではあるが、伊藤氏は無所属議員であり、公明党所属の議員ではない。伊藤氏としては、政党機関誌として同紙を購読していた訳ではなく、政権与党の一翼を担う国内の有力政党の発行する同紙を購読することにより、政権与党の考え方、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読していたものである。 かかる調査研究は政務調査活動そのものであり、県議会議員として多様な意見・視点・反対意見等を調査研究することは議会の審議能力を向上させることに直結する。		公明新聞が政党機関紙であるとしても，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。新聞の購読に要する費用であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	資料購入費	H24.4.28 ～ H25.3.30	18 41 58 85 107 127 144 164 182 203 228 249	聖教新聞	¥22,560	100%	¥0	0%	（原告第1準備書面） 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されていない限り認められない。なぜなら，政党，団体への関与は，議員の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより政党活動と解されるからである。 （原告第13準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。」として，購読経費の金額を政務調査費として認めた。 しかし，これは宗教団体の機関紙である。補助参加人が主張するように政権与党の考え方を調査する目的があるなら、まず自民党の機関紙「自由民主」を購読し，保守系の宗教団体の新聞も購読する必要があるが，その形跡はない。 ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮の上、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と規定する。補助参加人は，聖教新聞を定期購読することで「政権与党の考え方、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する」と主張するが，そのような抽象論ではなく，県政に直接，かつ，具体的に関わるような特段の事情があることを主張立証する必要がある。 新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を定期購読することになる。その代金の支払いに公費を使えるなら，いくら購読しても自分の腹が痛むわけでもない。また，新聞の内容はテレビ欄など，県政に関する調査研究活動とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，宗教団体機関誌の定期購読に要する経費を特段の理由もなく認めることはできない。原判決は，ガイドラインの規定や新聞購読の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 「聖教新聞」は、聖教新聞社が発行する創価学会の日刊機関紙であるが、伊藤氏は創価学会員ではなく、宗教的な意味で同紙を購読していた訳ではない。政権与党の一翼を担う国内の有力政党である公明党と深い関係を有する創価学会の機関誌である同紙を購読することにより、政権与党の考え方、国内の多様な意見・視点・反対意見等を調査研究する趣旨でこれを購読していたものである。 かかる調査研究は政務調査活動そのものであり、県議会議員として多様な意見・視点・反対意見等を調査研究することは議会の審議能力を向上させることに直結する。		聖教新聞について，国政，県政に関する情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。新聞の購読に要する費用であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
4	広報費	H24.7.19	71	切手代	¥50,000	100%	¥0	0%	（原告第13準備書面） 県政報告を郵送するために切手50円×1000枚を購入し、「その全額が政務調査活動にあたる」との主張であるが、その主張を裏付け、1000枚という膨大な数の切手をどのように使用したかを合理的に説明する証拠書類は提出されていない。従って、この経費は政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（50円切手×1000枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は県政報告を郵送するために使用した切手の購入費用であるので広報費として計上されている。後述するように県政報告の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する切手類は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100％が相当である。 （附帯控訴理由書） すでに発行から6年以上が経過しており、このとき送付された「県政報告」等の現物は現存していないが，伊藤氏は本件支出の目的につき、「県政報告を郵送するために使用した」と具体的かつ明確に説明している。実際に送付された「県政報告」は現存しないものの、直後に発行された「県政報告　第13号」が丙D17号として証証拠採用されている。このとき送付された「県政報告」も丙D17号証と全く同様の編集方針で作成されたものである。 丙D17号証からは、伊藤氏の「県政報告」は鳥取県内の課題に対応するための県議会や伊藤氏の取り組み、伊藤氏の政治姿勢等を紹介すると共に、広く県政に対する要望や意見を求めるものであることが分かる。県民からの県政に対する意見や批判を拾い上げ、住民意思を把握することは政務調査活動の目的そのものであり、最も重要な政務調査活動といえる。本件支出については、そのような「県政報告」を一般市民に向けて郵送したものであることは十分に認定できるといえ、原審の判断には誤りがある。 （第9準備書面） 平成23年3月に県政報告11号が(丙D51)，平成24年3月に同12号が(丙D50)，平成25年3月に同13号が(丙D17)，それぞれ発行されたことからすると，平成24年7月に送付された県政報告は平成24年3月に発行された12号であることが分かる。	丙D17，D50，D51	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人伊藤美都夫は，郵送した県政報告の記載内容等について何ら立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。 本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等追記することとしているところ，領収書には費目しか記載されていない。 左記切手の合計数は1700枚（領収書番号71，82）であるところ，補助参加人伊藤美都夫は，平成24年3月の県政報告（丙D50）の郵送費である旨主張するが，四半期過ぎてからの多量送付は不可解といわざるを得ず，適切な反証があったとはいえない。県政報告12号送付以外の利用についての説明もない。	丙D17	¥50,000
5	広報費	H24.7.30	82	切手代	¥35,000	100%	¥0	0%	（原告第13準備書面） 県政報告を郵送するために切手50円×700枚を購入し、「その全額が政務調査活動にあたる」との主張であるが、その主張を裏付け、700枚という膨大な数の切手をどのように使用したかを合理的に説明する証拠書類は提出されていない。従って、この経費は政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（50円切手×700枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は県政報告を郵送するために使用した切手の購入費用であるので広報費として計上されている。後述するように県政報告の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する切手類は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100％が相当である。 （附帯控訴理由書） 支出番号4と同じ理由から、本件支出についても原審の判断には誤りがある。	丙D17			¥35,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
6	広報費	H24.8.22	93	切手代	¥1,500	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 領収書No.93は、単に10円切手150枚分が購入されたことを示すにすぎない。 「県政報告を郵送するために使用した」、「その全額が政務調査活動にあたる」、「伊藤氏が県政報告（県議会だより）を送付したことは丙D12から明らか」との主張であるが、不可解である。 丙D12は、8月22日付で「県議会だより創刊号をお送り致します」という案内文である。ところが、平成24年度に創刊された県議会広報紙「とっとり県議会だより」は、県内全世帯へ無料配布されるものである。それを議員個人が公費である政務調査費を使って特定の対象者に送付する必要はない。本件には後援会活動、PR活動の側面もある。 さらに、切手150枚分が購入されたという事実と、丙D12の案内文が実際に150枚分投函されたかどうかは、別問題である。 福岡地方裁判所は「切手は，その性質上換金が極めて容易であることなどに照らすと，会派等は，切手を大量に購入する場合には，どのような目的にいくらに当たる切手を使用したかが明確になるよう，適切な管理を行わなければならない。」（H25.11.18）と判示した。切手を大量購入した場合、その切手が最終的にどのような目的で使用されたかを、事後的な検証が可能な程度に明らかにしておく必要がある。本件は、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。	原判決は「鳥取県議会の発行する県議会だよりを送付するために用いられたことが認められる（丙D12）。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，10円切手を150枚購入したという領収書だけでは，宛先は不明であるし，丙D12の案内文と県議会だよりを実際に発送したことの証明にならない。補助参加人は，何通の郵便物を誰に発送したかを主張立証する必要がある。 さらに，県内全世帯に無料配布される県議会だよりを，補助参加人が特定の宛先に送付したとしても，自己宣伝活動であって，「県政に関する調査研究活動」（ガイドライン）としての価値はない。 原判決は，ガイドラインの規定を考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して100％の按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（10円切手×150枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は県政報告を郵送するために使用した切手の購入費用であるので広報費として計上されている。後述するように県政報告の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する切手類は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100％が相当である。 なお、原告らは「証拠書類が添付されていないため広報費としては否認」などと主張するが、伊藤氏が県政報告（県議会だより）を送付したことは丙D12から明らかであり、広報費として相当なものといえる。	丙D12	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの、丙D12の案内文の内容及びその日付が左記支出日になっていることからすると，鳥取県議会の発行する県議会だよりを送付するために用いられたことが認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D12	¥0
7	広報費	H24.11.28	162	切手代	¥35,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 領収書No.162は、単に50円切手700枚分が購入されたことを示すにすぎない。 県政報告を郵送するために切手50円×700枚を購入し、「その全額が政務調査活動にあたる」との主張であるが、切手700枚分が購入されたという事実と、丙D13の挨拶ならびに県政報告が実際に700枚分投函されたかどうかは、別問題である。 福岡地方裁判所は「切手は，その性質上換金が極めて容易であることなどに照らすと，会派等は，切手を大量に購入する場合には，どのような目的にいくらに当たる切手を使用したかが明確になるよう，適切な管理を行わなければならない。」（H25.11.18）と判示した。切手を大量購入した場合、その切手が最終的にどのような目的で使用されたかを、事後的な検証が可能な程度に明らかにしておく必要がある。本件は、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。	原判決は「郵送された書面も証拠提出されている。同書面には，後援会活動等に関する記載はないから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，50円切手を700枚分購入したという領収書だけでは，宛先は不明であるし，丙D13の案内文と県政報告を実際に発送したことの証明にならない。第一，送ったはずの県政報告が不明である。 さらに，補助参加人は「県政報告を郵送するために使用した切手の購入費用」と主張するが，丙D13の「議長就任の一年」と題する挨拶状には，県議会改革の概要が紹介されているだけで，県政報告については何も記述がないのは不自然である。補助参加人は，何の郵便物を誰に何通発送したかを主張立証する必要がある。 原判決は，補助参加人の意向を過剰に忖度して100％の按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（50円切手×700枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は県政報告を郵送するために使用した切手の購入費用であるので広報費として計上されている。後述するように県政報告の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する切手類は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100％が相当である。	丙D13	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，郵送された書面も証拠提出されている。同書面には，県政報告との表題は付されていないものの，議会基本条例が県議会で制定されたことについて記載されていることが認められ，後援会活動等に関する記載はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D13	¥0
8	広報費	H25.1.6	187	ハガキ代	¥20,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 一般市民に対するアンケート等の葉書（スズメ）50円×400枚を購入し、「一般市民に対するアンケート等の送付」、「按分率としては100％が相当である」との主張であるが、400枚もの葉書が実際に何に使われたかを示す証拠書類は提出されていない。また、送付対象が400人ならば、一般市民と呼ぶよりも、後援会関係者および支援者などと呼ぶほうが適切である。 葉書にも料金受取人払の制度があり、アンケートにはよく利用される。伊藤議員はなぜこの制度を利用しないのか。自費ならばしない葉書の大量購入を、公費である政務調査費を使って安易に行ったと推測できる。 さらに、葉書も切手と同様に換金が容易であることも考慮しなければならない。以上により、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「県政報告の感想を求める返送用ハガキとして利用されたことが認められるから，県政と関連性が認められる。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，返送率の定かではないアンケート用葉書に料金受取人払の制度を利用しないことは，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に鑑みて違法である。さらに，政務調査費は地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付されるものである。 原判決は，地方自治法や料金受取人払の制度を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための葉書（50円葉書×400枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は一般市民に対するアンケート等の葉書を郵送するために購入した葉書の購入費用であるので、広報費として計上されている。一般市民に対するアンケート等の送付は政務調査活動そのものであり、その全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100％が相当である。	丙D14	領収書には「県政報告（ハガキ）」と記載されているところ，県政報告の感想を求める返送用ハガキとして利用されたことが認められるから，県政と関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D14	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
9	広報費	H25.1.15	192	切手代	¥25,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 県政報告等を郵送するために切手50円×500枚を購入し、「その全額が政務調査活動にあたる」との主張であるが、領収書No.162と同様、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。	原判決は「領収書に「県政報告」と追記されており，本件訴訟で，送付された文書も証拠提出されている。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，50円切手を500枚分購入したという領収書に「県政報告」と追記されているだけでは，宛先は不明であるし，県政報告を実際に発送したことの証明にならない。第一，送ったはずの県政報告が不明である。 さらに，補助参加人は「県政報告等を郵送するために使用した切手の購入費用」と主張するが，丙D15の挨拶状には，県議会での質問と答弁要旨を送りますと記述されているだけで，県政報告については何も記述がないのは不自然である。補助参加人は，何の郵便物を誰に発送したかを主張立証する必要がある。また，丙D15の欄外には119部を郵送と追記されているが，購入した切手の枚数と合わない。 原判決は，補助参加人の意向を過剰に忖度して100%の按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（50円切手×500枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は一般市民に対して県政報告等を郵送するために使用した切手の購入費用であるので、広報費に計上されている。県政報告等の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100%が相当である。	丙D15	領収書に「県政報告」と追記されており，本件訴訟で，送付された文書も証拠提出されている。同書面には，県政報告との表題は付されていないものの，県議会での「中山間地問題」に関する質問や議論について記載されていることが認められ，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D15	¥0
10	広報費	H25.1.17	194	切手代	¥2,660	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 一般市民に対して県政報告等を郵送するために切手140円×19枚を購入し、「その全額が政務調査活動にあたる」との主張であるが、領収書No.162と同様、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための切手（140円切手×19枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は一般市民に対して県政報告等を郵送するために使用した切手の購入費用であるので、広報費に計上されている。県政報告等の送付は政務調査活動そのものであり、これと一体となる郵送費用についてもその全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100%が相当である。 （附帯控訴理由書） 伊藤氏は県民からの個別の求めに応じて、「県政報告」等の資料を郵送することがあり、19枚という枚数から本件支出もそのようなものであることが分かる。 すでに発行から6年以上が経過しており、このとき送付された「県政報告」等の現物は現存していない。伊藤氏は本件支出の目的につき、「県政報告等を郵送するために使用した」と具体的に説明している。実際に送付された「県政報告」は現存しないものの、直後に発行された「県政報告　第13号」が丙D17号証として証拠採用されている。このとき送付された「県政報告」もかかる丙D17号証と全く同様の編集方針で作成されたものである。 （第9準備書面） 送付された県政報告は，平成24年3月発行の県政報告12号（丙D50）である。	丙D50	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人伊藤美都夫は，郵送した県政報告の記載内容等について特段の立証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。 本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等追記することとしているところ，領収書には費目しか記載されていない。 補助参加人伊藤美都夫は県政報告12号（平成24年3月発行。丙D50）の郵送費である旨主張するが，9か月以上経ってからの送付は不自然といわざるを得ず，適切な反証があったとはいえない。	丙D17	¥2,660
11	広報費	H25.2.4	209	ハガキ代	¥5,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） アンケートないし案内状を一般市民に対して郵送するために葉書50円×100枚を購入し、「按分率としては100%が相当である」との主張であるが、100枚もの葉書が実際に何に使われたかを示す証拠書類は提出されていない。また、送付対象が100人ならば、一般市民と呼ぶよりも、後援会関係者および支援者などと呼ぶほうが適切である。 葉書にも料金受取人払の制度があり、アンケートにはよく利用される。伊藤議員はなぜこの制度を利用しないのか。さらに、葉書も切手と同様に換金が容易であることも考慮しなければならない。以上により、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「領収書には，「県政座談会案内」と追記されており，県政との関連性が認められる」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 補助参加人は「アンケートないし案内状を一般市民に対して郵送する」ための葉書代と主張するが，案内状の内容も，県政座談会の内容も不明である。つまり，県政に関する調査研究活動に100%資する経費であることは，何ら主張立証されていない。 原判決は，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための葉書（50円葉書×100枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件はアンケートないし案内状を一般市民に対して郵送するために購入した葉書の購入費用である。一般市民に対する上記アンケート等の送付は政務調査活動そのものであり、その全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する葉書は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100%が相当である。		領収書には，「県政座談会案内」と追記されており，県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
12	広報費	H25.2.12	217	ハガキ代	¥10,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 一般市民に対する案内葉書を郵送するためにインクジェットの通常葉書50円×400枚を購入し、「按分率としては100%が相当である」との主張であるが、領収書No.217によれば、実際に購入されたのは200枚である。 領収書No.209と同様、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための葉書（50円葉書×400枚）の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。 本件は、一般市民に対する案内葉書を郵送するために購入した葉書の購入費用であるので広報費に計上されている。一般市民に対するアンケートや案内状等の送付は政務調査活動そのものであり、その全額が政務調査活動にあたる。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば按分率としては100%が相当である。 （再反論） 準備書面4では葉書の購入枚数を400枚としていたが、200枚に訂正する。 （附帯控訴理由書） 原告らが補助参加人伊藤の支出が違法であることを根拠付ける事実を立証する責任を負う。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明であって政務調査費の対象となるか直ちに判断できないし，補助参加人の主張によっても市民へのいかなる内容の案内はがきであるかさえ判然としないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人伊藤美都夫は，郵送した書面の記載内容等について何ら立証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等追記することとしているところ，領収書には費目しか記載されていない。		¥10,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
13	広報費	H25.2.18	218	県政報告印刷代	¥157,500	100%	¥118,125	75%	（原告第15準備書面） 今回の訴訟によって初めて提出された丙D17「いとうみつお県政報告」（第13号）を調査した結果、政務調査費としての按分率は75％であった。なお、面積計算にあたり、議員個人の顔写真など「議員の調査研究に資する」とはいえない写真、イラスト、および一般質問の箇所（A～G）が除外された（甲23号証）。従って、違法支出額は 157,500×（1－0.75）＝39,375 円となる。 なお、一般質問の箇所が議員の調査研究に資するといえない理由は、県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載されるためである。すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる質疑応答データの中から議員自らが関係する部分だけを抽出して議員の広報紙に掲載する行為は、調査研究としての価値がなく、自己宣伝が目的と見なされる。 （再反論への反論） 県民が「HP等に掲載されている議会での質疑応答を見る可能性は限りなくゼロに近い」との主張だが、それは質疑応答の内容による。『とっとり県議会だより』で質疑応答の概要を把握し、県民の関心が高い内容なら、スマホやパソコンで閲覧する。逆に県民の関心が低い、無味乾燥な内容なら、紙の県政報告を受け取っても捨てられるだけである。 自らの県政報告に写真やイラストを挿入して親しみやすさを高めても、それは宣伝であって政務調査活動ではない。	原判決は「県政報告には，条例の内容や質問の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。」などとして，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 補助参加人による議会での質疑応答についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。	丙D17	（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏の県政報告　第13号「県政　おも舵とり舵」の印刷代金である。 上記の県政報告は、広く住民の意見を議会活動に反映させることを目的に、伊藤氏が行った政務調査活動や議会活動、県議会における議論の状況等について一般市民に報告し、広く市民から意見や批判を拾い上げるために伊藤氏が独自に作成していた報告書である。その内容は、政務調査活動の報告、鳥取県議会における委員会や予算審議の状況、一般質問・代表質問、それに対する知事の答弁の報告等である。 政務レポート・議会便り・県政便り等その名称は議員により異なるものの、多くの議員が政務調査活動の一環として同様の配布物を作成・配布している。伊藤氏が作成していた県政報告「県政　おも舵とり舵」については、伊藤氏の議員事務所の連絡先が明記されており、住民からの生の声を拾い上げ、住民の意思を把握することを重要な目的としていた。 実際、県政報告発行の度に、内容を読んだ一般市民から伊藤氏の政務調査活動の内容、県政や議会の活動についての意見や批判等が議員事務所に多数寄せられ、住民意思の把握に大いに役立っていた。 県民からの県政についての意見や批判を拾い上げ、住民意思を把握することは政務調査活動の目的そのものであり（政務調査費議員必携1頁）、最も重要な政務調査活動であるといえる。住民代表である各議員が、一般市民・住民の生の声を把握し、議会にフィードバックすることにより、議会の審議能力の強化が図られるといえる。 県政報告の制作及び住民への配布は政務調査活動そのものであり、特に後援会活動等に紙面を割くことは無かった。そのため、かかる実績を考慮して按分率を100％として計上したものである。 （再反論） 原告らは、一般質問の内容は議会HP等に掲載されており調査研究として価値がなく、政務調査として認められないなどと主張する。 しかし、一般市民が自らHP等に掲載されている議会での質疑応答を見る可能性は限りなくゼロに近い。自らの質問内容を紙ベースで事務所連絡先等と共に一般市民に報告することにより、初めてその内容を読んだ一般市民から伊藤氏の質問内容についての意見や批判等の反応を得ることが可能となり、住民意思の把握に大いに役立つ。また、文字情報ばかりの無味乾燥な内容では一般市民に紙面の内容を読んでもらうことは困難である。写真やイラスト等を適宜挿入して読みやすい構成を取ることによって初めて一般市民に内容に興味を持ってもらい、市民から情報提供を得ることが可能となる。以上の次第で、写真・イラスト・一般質問の箇所は政務調査活動の不可分一体の一部をなすものである。	丙D17	印刷された県政報告には，条例の内容や質問の内容等が記載されており，後援会活動等に関する記載はないことが認められる。写真や一般質問が記載された部分についても県政との関連性を欠くとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D17	¥0
14	広報費	H25.3.11	235	メール便代	¥129,760	100%	¥0	0%	（原告訴状） 証拠書類が添付されていないために広報費としては否認。 （原告第13準備書面） 領収書No.235からは2月度にヤマト運輸の宅急便を利用したことはわかるが、何を何通送付したかは不明である。 （原告第15準備書面） 領収書No.235からは2月度にヤマト運輸の宅急便を利用したことはわかるが、何を何通送付したかは不明である。この領収書の但し書きには「2月度宅急便他運賃料金として」と記載されている。これまで大量に購入した切手を使わずに宅急便を利用した理由は何か。合理的な説明がない限り、公費である政務調査費から負担することは認められない。	原判決は「近接して県政報告が印刷されていること（丙D17）に照らしても，補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点は見当たらない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，これまで県政報告の送付用として大量の切手を購入してきたにもかかわらず，実際に県政報告を送付する際には宅急便を使うというのは不自然である。補助参加人はこの疑惑に対して何ら主張立証していない。 広報費について，ガイドラインは，政務調査活動部分の占める割合に基づく按分計算を規定している。丙D17の按分率は，番号13に示すように75％である。 原判決は，ガイドラインの規定や県政報告の内容を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。	（補助参加人D準備書面4） 上記県政報告の送料運賃である。 住民からの意見を議会活動に反映させるためには、多数の住民に対し県政報告を配布し、伊藤氏の政務調査活動の結果等を周知した上で、より多くの住民からの意見や批判を得る必要がある。 かかる県政報告の送付運賃については上述の県政報告と一体となるものである。上述のとおり伊藤氏の県政報告については政務調査活動そのものであり按分率100％とするのが相当である以上、その送料運賃料も同様に按分率は100％とするのが相当である。	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，近接して県政報告が印刷されていること（丙D17）に照らしても，補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点は見当たらない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D17	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
15	事務所費	H24.4.13 ～ H25.3.5	5 25 45 62 94 121 131 148 170 188 213 232	事務所電気代	¥29,645	70%	¥21,178	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」、「より慎重を期して謙抑的に70%で計上」との主張である。しかし、大阪高裁（H19.12.26）で「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである」と判示されたように、補助参加人の主張は、社会通念に照らして、にわかには信じられない。70%という按分率を主張するならば、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていなければならない。その提出がない以上、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人伊藤美都夫が使用実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として、補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし、補助参加人が主張する按分率は、何の根拠もない当て推量であって、事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は、「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり、それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し、「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず、日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し、事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は、事務所費について、これまでの判決例を何ら考慮することなく、補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており、誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する電気料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		甲26,34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人伊藤美都夫は，自宅を後援会事務所として届け出ており，左記支出の対象に係る事務所は政務調査活動の拠点とし，同事務所に勤務する補助者の1日当たりの勤務時間も半日程度であったことが認められる。もっとも，補助参加人伊藤美都夫は，同事務所が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めており，また，自宅電話代やプロバイダー代につき，政務調査活動の按分率を50%と述べていることからすると，自宅でも相当程度政務調査活動に当たっていたことが窺え，結局，各所における活動実態は定かでないといわざるを得ず，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な立証もない。 補助参加人伊藤美都夫は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費に充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。	甲3，4，35	¥8,467
16	事務所費	H24.4.24 ～ H25.3.22	12 31 54 76 96 119 138 156 177 199 221 238	事務所水道代	¥16,308	70%	¥11,653	50%	（原告第13準備書面） 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号15と同じ。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する水道料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥4,655
17	事務所費	H24.4.24 ～ H25.3.22	10 35 51 75 95 118 136 155 172 198 222 240	事務所家賃	¥464,640	70%	¥331,890	50%	（原告第13準備書面） 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号15と同じ。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所の賃料である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、本来事務所の賃料については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥132,750

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
18	事務費	H24.4.10 ～ H25.3.11	4 28 46 67 89 114 134 149 169 190 216 236	自宅プロバイダ料	¥11,964	50%	¥0	0%	(原告訴状) 事務所にてプロバイダと契約しているので自宅分は認められない。 (原告第13準備書面) 「市民や関係者らは早朝又は夜間に直接自宅を訪問して、伊藤氏に面会・相談・陳情を求める人が多かった」から、事務所のインターネットとは別に、「自宅のインターネットを利用した情報の検索・収集は必須である」との主張である。日中に事務所を空けることが多かったほど多忙な伊藤議員が、早朝又は夜間に自宅で面会・相談・陳情を受けながら、器用にもインターネットで政務調査に関する情報の検索・収集を行ったことになる。そして自宅での「私的な利用と政務調査活動としての利用は概ね半々程度」との主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。 しかも、事務所電気代についての「伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張とは矛盾する。さらに、早朝又は夜間における自宅でのインターネット使用に伴う、電気代・冷暖房代など自宅の水道光熱費、ならびに自宅のパソコン関連の経費が按分計上されていないのも不自然である。 自宅のインターネットの場合、一般にその大半が家族を含めての私的利用と推測されるため、「按分率は50パーセント」とする主張に関して特段の立証がない場合、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「同人が業務実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，補助参加人は「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用」，「後援会活動・選挙活動等については自宅を利用」と主張している。同人が自宅プロバイダ料の50%を政務調査費に計上することは，矛盾も甚だしい。水道光熱費等については，「按分の困難性等に鑑みて」政務調査費から支出しなかったというが，自宅プロバイダ料の按分に困難性はなかったのか。50%の按分率は，何の根拠もない当て推量であって，自宅の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 自宅においては，後援会活動・選挙活動等に加えて，私生活や親睦団体活動の側面も増える。自宅を事務所とする議員の固定電話料について，徳島地裁は「事務所などが自宅を兼ねる場合は、6分の1の限度」(平成23年12月9日)で調査研究との関連性を認め，青森地裁は「4分の1を政務調査活動分」(平成22年3月26日)と判示した。この青森地裁判決は仙台高裁で維持された(平成23年5月20日)。 補助参加人の場合，自宅を事務所とするどころか，「政務調査活動の拠点」と称する事務所が別に存在する。したがって，自宅プロバイダ料の按分率は無視できるほどに低いため，補助参加人の意向を過剰に忖度した原判決は誤りである。		(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏の自宅でインターネット接続をするためのプロバイダ料金である。平成24年度は伊藤氏は鳥取県議会議長を務めており、多忙を極めていたため日中に事務所を空けることが多かった。そのため伊藤氏に相談や陳情をしたい市民や関係者らは早朝又は夜間に直接自宅を訪問して、伊藤氏に面会・相談・陳情を求める人が多かった。かかる面会・相談・陳情を実効的なものにするためには、自宅のインターネットを利用した情報の検索・収集は必須である。 自宅インターネットの私的な利用と政務調査活動としての利用は概ね半々程度であることから、按分率は50パーセントが相当である。 (再反論) 陳情や相談の前後にインターネットを利用して事前の情報収集又は事後の情報確認等を行うことは一般に広く行われており、現在では効率的な面談を行うために必要不可欠な活動といえる。 なお、原告らは伊藤氏の主張に矛盾があるかのような反論をするが、伊藤氏が議員事務所を専ら政務調査活動に利用しており、かつさらに自宅でも政務調査活動に従事していたとの主張であり、何ら矛盾はない。政務調査活動に要した費用を全て政務調査費から支出しなければならない訳ではなく、按分の困難性等に鑑みて水道光熱費等については自己の裁量で政務調査費から支出しなかったとしても何ら問題はない。		番号15のとおり，補助参加人伊藤美都夫は，事務所が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めており，また，自宅電話代やプロバイダー代につき，政務調査活動の按分率を50%と述べていることからすると，後援会事務所を兼ねた自宅でも相当程度政務調査活動に当たっていたことが窺え，結局，各所における活動実態は定かでないといわざるを得ない。もっとも，左記内容に係るサービスの利用状況につき，県政に関する使用実績が2分の1未満であり，後援会活動を含む私的利用が半分を超えていたことを認めるに足りる証拠もない。		¥0
19	事務費	H24.4.24 ～ H25.3.22	11 33 49 78 98 117 139 153 171 197 223 239	事務所プロバイダ料	¥19,183	70%	¥13,860	50%	(原告第13準備書面) 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人伊藤美都夫が業務実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，インターネットの使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」(平成29年1月31日)と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」(平成23年9月30日)と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するプロバイダ料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥5,323
20	事務費	H24.4.24 ～ H25.3.22	13 32 50 73 97 120 137 154 173 200 220 241	コピー機レンタル料	¥106,716	70%	¥76,230	50%	(原告第13準備書面) 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー機のレンタル料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥30,486

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
21	事務費	H24.4.24 ～ H25.3.27	14 30 52 77 101 129 141 159 176 202 226 244	事務所電話代	¥50,620	70%	¥36,191	50%	(原告第13準備書面) 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する電話料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥14,429
22	事務費	H24.4.26 ～ H25.3.27	15 34 53 74 102 125 142 160 180 196 225 245	コピー代	¥29,243	70%	¥20,891	50%	(原告第13準備書面) 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー代金(カウンター料)である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥8,352
23	事務費	H24.4.1	1	事務ノート他代	¥1,930	100%	¥965	50%	(原告第13準備書面) 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用しており、その他の活動で使用するノート等は別途私費で購入」との主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていなければならない。その提出がない以上、50%を超える支出は認められない。			(補助参加人D準備書面4) 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するノートと印鑑関係の備品の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用しており、その他の活動で使用するノート等は別途私費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所で使用するノートと印鑑関係の備品については按分率としては100%が相当である。 (附帯控訴理由書) 議員事務所という場はときに突発的に政務調査活動以外の活動や食事や休憩等の私的活動に使用されることも完全には否定できないと考え、より慎重を期して謙抑的に70%で計上したものである。 他方で、議員事務所で使用される文房具等の事務用品については、使用する者がきちんと意識して使い分ければ、政務調査活動以外の活動に利用されることはない。		甲26,34，35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人伊藤美都夫は，自宅を後援会事務所として届け出ており，政務調査活動の拠点とする事務所に勤務する補助者の1日当たりの勤務時間も半日程度であったことが認められる。もっとも，補助参加人伊藤美都夫は自宅電話代やプロバイダー代につき，政務調査活動の按分率を50%と述べていることからすると，自宅でも相当程度政務調査活動に当たっていたことが窺え，結局，各所における活動実態は定かでないといわざるを得ず，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証もない。補助参加人は，意識して使用すると主張するが，そもそも左記内容と同種の事務用品を別途購入している等の反証もない。 補助参加人伊藤美都夫は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費に充てることが許されるのは，左記原告ら主張額(代金の2分の1)程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥965

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
24	事務費	H24.4.13	6	コピー用紙、封筒他	¥13,543	70%	¥9,674	50%	（原告第13準備書面） 上記、事務所電気代と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー用紙・封筒等である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や備品の費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥3,869
25	事務費	H24.5.7 ～ H25.3.5	21 43 63 86 110 132 147 168 186 211 234	自宅電話代	¥45,228	50%	¥0	0%	（原告訴状） 事務所の電話代を事務費として計上しているので、特別の理由がない限り0%。 （原告第13準備書面） 「市民や関係者らは早朝又は夜間に直接自宅を訪問して、面会・相談・陳情を求める人が多かった」から、事務所の固定電話とは別に、「自宅の固定電話を利用した連絡や相手方とのコミュニケーションが必要不可欠」との主張である。日中に事務所を空けることが多かったほど多忙な伊藤議員が、早朝又は夜間に自宅で政務調査活動を行ったことになるが、そのような時間帯に政務調査の対象者は電話に出られるのかどうか疑問である。そして自宅での「政務活動としての利用と私的利用を概ね半々程度」との主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。 しかも、事務所電気代についての「伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張とは矛盾する。さらに、早朝又は夜間における自宅での長時間の固定電話使用に伴う、電気代・冷暖房代など自宅の水道光熱費が按分計上されていないのも不自然である。 自宅の固定電話の場合、一般にその大半が家族を含めての私的利用と推測されるため、「按分率を50パーセント」とする主張に関して特段の立証がない場合、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「補助参加人伊藤美都夫が使用割合をもとに主張した50%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない。」として，一部を除き，補助参加人の主張を認めた。 しかし，自宅電話代の按分率が無視できるほどに低いことは，番号18で主張したとおりである。原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏の自宅の固定電話料金である。 平成24年度は伊藤氏は鳥取県議会議長を務めており、日中は多忙を極め事務所を空けることが多かった。そのため伊藤氏に相談や陳情をしたい市民や関係者らは早朝又は夜間に直接自宅を訪問して、面会・相談・陳情を求める人が多かった。かかる面会・相談・陳情への対応は、住民からの生の声を拾い上げ県政の課題や問題を把握する極めて重要な手法であり、政務調査活動そのものといえる。そして、自宅において上記の面談・相談・陳情を効果的に行うためには自宅の固定電話を利用した連絡や相手方とのコミュニケーションが必要不可欠といえる。 当時伊藤氏は県議会議長としての活動に全精力を費やしており、自宅の固定電話についても私的な用件で利用することよりも、むしろ議員としての政務調査活動に利用することの方が多かったが、按分率の決定においては謙抑的に政務活動としての利用と私的利用を概ね半々程度として、按分率を50パーセントとして計上したものである。 （再反論） 陳情や相談のため県議会議長である伊藤氏と連絡を取りたい一般市民や関係者の方から伊藤氏に対し、朝夜問わずに自宅にまで連絡があり、伊藤氏は自宅でこれに対応していたものである。 原告らは伊藤氏の主張に矛盾があるかのような反論をするが、伊藤氏が議員事務所を専ら政務調査活動に利用しており、かつさらに自宅でも政務調査活動に従事していたとの主張であり、何ら矛盾はない。政務調査活動に要した費用を全て政務調査費から支出しなければならない訳ではなく、按分の困難性等に鑑みて水道光熱費等については自己の裁量で政務調査費から支出しなかったとしても何ら問題はない。 （附帯控訴理由書） 領収書番号63につき、按分率を50%とすると4491円となり、実際より400円多く支出されていることは認める。担当者の計算間違いである。		補助参加人伊藤美都夫が使用割合をもとに主張した50%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない。もっとも，領収書番号63については，按分率を50%とすると4491円を政務調査費から支出すべきところ，400円多い4891円が支出されているから，400円は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。その余の支出については，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥400
26	事務費	H24.5.7	22	USBメモリー	¥2,280	100%	¥1,140	50%	（原告第13準備書面） 「本件USBメモリは上記議員事務所で専ら政務調査活動のために事務職員が使用」、「その他の活動で使用するUSBメモリ等は別途購入」との主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。 USBメモリは、パソコンと同様に汎用性が高く、政務調査活動以外にも使えることは明白である。従って、「按分率100%」とする主張に関して特段の立証がない場合、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で事務職員が使用するためのUSBメモリの購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用しており、本件USBメモリは上記議員事務所で専ら政務調査活動のために事務職員が使用していたものである。他方で、伊藤氏は議員活動・後援会活動等その他の活動で使用するUSBメモリ等は別途購入していた。 かかる実績を考慮して、議員事務所で事務職員が使用するUSBメモリについては按分率100%としたものであり、相当といえる。		番号23と同じ。		¥1,140

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
27	広報費	H24.6.7	44	切手代	¥30,000	100%	¥0	0%	（原告訴状） 「県議会開催のご案内」とあるが調査費としては、証拠書類が添付されていないために否認。 （原告第13準備書面） 領収書No.44は、単に50円切手600枚分が購入されたことを示すにすぎない。 丙D11号証によれば、葉書の表面は平成24年度6月定例県議会開催のご案内」となっているが、裏面には何が印刷されているのか不明である。また、県議会の開催なら、県議会事務局が広く県民に告知するべき話であり、議員個人が公費である政務調査費を使って特定の対象者に案内状を出す必要はない。本件には後援会活動、PR活動の側面がある。また、この葉書は5月頃の作成とされているが、どこの印刷屋で何枚作成されたのか。出納簿に記録がないのは不自然である。 さらに、切手600枚分が購入されたという事実と、丙D11号証の葉書が実際に600枚分投函されたかどうかは、別問題である。実際に600枚分の切手を切り離し、郵便物に貼るのも相当な作業になる。このような場合、他の議員も含めて、世間一般では料金別納という制度を利用する。そうすれば、実際に投函した枚数もわかる。伊藤議員が料金別納制度を利用しない理由は何か。 福岡地方裁判所は「切手は，その性質上換金が極めて容易であることなどに照らすと，会派等は，切手を大量に購入する場合には，どのような目的にいくらに当たる切手を使用したかが明確になるよう，適切な管理を行わなければならない。」（H25.11.18）と判示した。切手を大量購入した場合、その切手が最終的にどのような目的で使用されたかを、事後的な検証が可能な程度に明らかにしておく必要がある。本件は、政務調査費としての実態が不明であるため、政務調査費として認められない。	原判決は「領収書に「6月定例県議会開会のご案内」と追記されており，送付したハガキも本件訴訟で証拠提出されているから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，新聞などでも報道される定例県議会の開会を特定の対象者に案内しても，政務調査費の交付理由である「県政に関する調査研究活動」には該当しない。むしろ，有権者に議員の氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙った活動であり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 原判決は，ガイドラインの規定や案内状の目的を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏が鳥取県議会開催を知らせるために一般市民に送付した「平成24年度6月定例県議会開催のご案内」送付のための切手代金である。 一般市民の議会への関心を喚起し、議題や県政への意見を募り、住民意思を調査・把握する趣旨で送付したものである。住民からの連絡が可能なように伊藤氏の議員事務所の所在地・電話番号も明記されており、実際に一般市民から意見が寄せられることも多かった。 以上の次第で上記案内状の送付は政務調査活動そのものであるので、按分率としては100%が相当である。 （再反論） 丙D11号証は絵はがきであり、裏面には「清流」の写真が印刷されている。 県議会事務局がHP等で議会の開催を告知しても、実際に一般市民がそれを目にして議会に興味を持つ可能性は低い。個々の県議会議員が、ダイレクトメールの形で一般市民に直接議会開催の告知をすることによって、一般市民の議会への関心を強く喚起することができる。 また、丙D11号証には伊藤氏の事務所の連絡先が明記されており、一般市民から議題や県政への意見が直接寄せられることも期待できる。このような形で住民意思を調査・把握することは最も重要な政務調査活動の一つである。	丙D111	領収書に「6月定例県議会開会のご案内」と追記されており，送付したハガキも本件訴訟で証拠提出されているから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D111	¥0
28	事務費	H24.6.21	47	宛名シール・コピー用紙代	¥5,190	100%	¥2,595	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用する事務用品も専ら政務調査活動に関わる」との主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための宛名シール及びコピー用紙の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用する事務用品も専ら政務調査活動に関わるものである。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所で使用する消耗品については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥2,595
29	事務費	H24.7.5	61	封筒代	¥2,940	100%	¥1,470	50%	（原告訴状） 振り込み相手が「リコー株」なので使途不明。 （原告第13準備書面） リコージャパンの通販サービスを利用して購入する封筒（2.940円）とは、どんなもので、何の目的なのかも不明である。「議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用する封筒等の事務用品も専ら政務調査活動に関わる」との主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための封筒の購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用する封筒等の事務用品も専ら政務調査活動に関わるものである。なお、受取人（支払先）が「リコージャパン」となっているのは、リコージャパン株式会社が提供する事務用品の通販サービス（ネットリコー）を利用して購入したためである。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用する封筒は別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所で使用する封筒代金については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥1,470

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
30	事務費	H24.7.10	66	USBメモリー代	¥4,330	100%	¥0	0%	（原告訴状） 2ヶ月前に購入したばかりで認められず。 （原告第13準備書面） 「事務職員がデータの保存等に使用するUSBメモリの購入代金」、「USBメモリ等の事務機器も専ら政務調査活動に関わる」、「後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入」、「前回購入したUSBメモリが一杯となったため新たに購入した」との主張である。 しかし、前回（5月7日）購入したUSBメモリは、2,280円という高価なものであり、相当な大容量と推測される。そして今回（7月9日。なお、領収書では7月10日）は、3個のUSBメモリを購入した（それぞれ、1,270円、1,080円、1980円）。USBメモリをバックアップに用いることに問題はない。しかし、例えば32 GBのUSBメモリでも、平成24年度の鳥取県議会議員全員の政務調査費領収書（合計 0.8 GB）なら約 40.年分、4.7 GBのDVD換算なら約7枚分もの容量がある。このような大容量のUSBメモリを、わずか2か月で一杯にするほどの膨大な政務調査データとはいったい何なのか。きわめて不可解である。 今回の3個の追加購入にしても用途が不可解であり、補助参加人の主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「購入の必要性に欠けると認めるに足りる証拠はない。」として，本件経費の50%を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人は「前回購入したUSBメモリが一杯となった」などと主張する一方で，100%政務調査費のデータによってUSBメモリが一杯になったことの立証をしない。現実から乖離した主張をしたため，立証できないと考えるのが相当である。社会通念上，このような場合はUSBメモリの私的利用が疑われる。 原判決は，USBメモリの使用実態を考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で事務職員がデータの保存等に使用するUSBメモリの購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用するUSBメモリ等の事務機器も専ら政務調査活動に関わるものである。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所で使用するUSBメモリ代金については按分率としては100%が相当である。 なお、原告らは、伊藤氏が2ヶ月前にUSBメモリを購入したことを理由に本件支出は全額政務調査費と認められないなどと主張する。 伊藤氏の議員事務所では、事務職員がUSBメモリを重要なデータのバックアップ用として使用していた。この時は、前回購入したUSBメモリが一杯となったため新たに購入したものである。かつてのフラッシュメモリが高価であった時代であれば、USBメモリをバックアップ用途に使用することは相当ではなかったかもしれないが、現在USBメモリは価格が大幅に低下し消耗品と化していることから、バックアップ用途に使用することも何ら問題はない。		番号23と同じ。購入の必要性に欠けると認めるに足りる証拠はない。		¥2,165
31	事務費	H24.7.18	70	宛名シール	¥3,000	100%	¥1,500	50%	（原告第13準備書面） 7月18日に購入された 3,000円の宛名シールである。「事務用品も専ら政務調査活動に関わる」という主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための宛名シールの購入代金である。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、上記議員事務所については、専ら政務調査活動に使用していた。よって、そこで使用する事務用品も専ら政務調査活動に関わるものである。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等その他の活動で使用するはものは別途自費で購入していたため、かかる実績を考慮すれば、議員事務所で使用する宛名シール等の消耗品については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥1,500
32	事務費	H24.8.29	103	ホルダー代	¥1,404	100%	¥702	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」から「事務所の備品の費用については按分率としては100%が相当」という主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するクリアホルダー等の購入費用である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の備品の費用については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥702
33	事務費	H24.11.16	151	宛名シール	¥4,000	100%	¥2,000	50%	（原告第13準備書面） 領収書No.47 の宛名シールと同様、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する宛名シールの購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や備品の費用については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥2,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
34	事務費	H24.11.28	163	宛名シール	¥4,000	100%	¥2,000	50%	（原告第13準備書面） 領収書No.47の宛名シールと同様、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する宛名シールの購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や備品の費用については按分率としては100%が相当である。		番号23と同じ。		¥2,000
35	事務費	H25.1.9	189	インク代	¥5,754	70%	¥4,110	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するコピー機のインク（トナー）料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や維持管理費用については按分率としては100%でも問題ないところ、より慎重を期して謙抑的に70%で計上していたものである。		番号15と同じ。		¥1,644
36	事務費	H25.1.15	191	宛名用シール	¥4,000	100%	¥2,000	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」という主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。			（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する宛名シールの購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、事務所の賃料や備品の費用については按分率としては100%が相当である。 なお、訴状別紙では「100%額 ¥40，000円」として、その半額である¥20，000円が違法支出額とされているが、領収証（丙D18）によると実際の支出額は「¥4，000円」であり、この点でも原告らの主張は誤っている。	丙D18	番号23と同じ。		¥2,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
37	事務費	H25.2.6	212	封筒代	¥1,490	100%	¥745	50%	（原告第13準備書面） 県政報告等を追加で郵送するためにクラフト封筒12枚入×5セットを購入し、「議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していた」、「按分率としては100%が相当である」という主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「送付された文書も証拠提出されている（丙D16，17）」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，番号14で明らかなように，県政報告はヤマト運輸の宅急便で送付されている。補助参加人は「追加で郵送するため」と主張するが，封筒は一般の事務用品として他の目的にも使用できるため，実際に県政報告の郵送に使われたかどうかは不明というほかない。 原判決は，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。	丙D16	（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するクラフト封筒12枚入×5セットの購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 本件封筒は、その枚数が60枚と限定的であり、県政報告等を追加で郵送するために追加購入したものと思われる。伊藤氏は後援会活動・選挙活動等については自宅を利用しており、議員事務所は専ら政務調査活動の拠点として使用していたため、かかる実績を考慮すれば、上記封筒代金についてはその全額が政務調査費であり、按分率としては100%が相当である。	出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，送付された文書も証拠提出されている（丙D16，17）。上記文書の記載内容等に照らしても，按分率が不相当であることを疑わせる事情はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D16・17	¥0
38	人件費	H24.4.26 ～ H25.3.29	16 39 40 57 84 108 128 145 165 183 208 229 248	補助職員賃金	¥753,525	100%	¥376,762	50%	（原告第13準備書面） 「政務調査活動専属の事務職員」、「後援会活動等の政務調査活動以外の仕事に従事することはなかった」との主張であるが、その主張を裏付けるための証拠書類が提出されていなければならない。その提出がない以上、50%を超える支出は認められない。 なお、「按分率の上限を50%とする根拠も全く不明」との主張であるが、青森地裁判決（H22.3.26）に判示されたように「政務調査活動分とそれ以外の活動分との合理的区分は困難であり、それぞれ2分の1とするのが相当である」という考え方がすでに定着している。	原判決は「政務調査活動の補助を行う職員とそれ以外の活動を補助する職員を区別していたとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「原則として政務調査活動以外の活動に従事する時間はない。」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，作業時間合計を記載しただけの領収書しか提出されていない現状では，実際の作業内容どころか，出勤した日付と時間すら不明である。さらに，“政務調査活動専属”の事務職員による，政務調査活動の成果物も提出されていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。	丙D16	（補助参加人D準備書面4） 伊藤氏の議員事務所の事務職員であった福田美和氏及び5月のみ臨時的に雇用した河村美和氏の給料賃金である。 福田氏は、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員といえる。勤務時間も午後12時30分から午後5時までの短時間であり、原則として政務調査活動以外の活動に従事する時間はない。他方で、福田氏がカバーしきれない政務調査活動や後援会活動等については伊藤氏の配偶者が事務作業等に対応しており、福田氏が後援会活動等の政務調査活動以外の仕事に従事することはなかった。 伊藤氏としては、かかる実績を考慮して、福田氏にかかる人件費については、その全額を政務調査費として計上したものであり、按分率100%が相当である。 原告らは、人件費の支出に際しては「その職員の作業時間帯、調査目的、調査内容を明記した政務調査活動記録簿」を提出して按分根拠を明示すべきであり、「それがない場合には、人件費の按分率は50%を適用する外はない」などとして、50%を超える部分は原則として違法と主張する。 しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。按分率の上限を50%とする根拠も全く不明である。	甲26の左記領収書番号記載の領収書には左記支出に係る職員の1か月当たりの勤務時間が追記されており，これによると，同職員の1日当たりの勤務時間数は半日程度であったことが認められる。政務調査活動の補助を行う職員とそれ以外の活動を補助する職員を区別していたとの補助参加人伊藤美都夫の主張に格別不合理な点はない。本件使途基準及び本件ガイドラインには，人件費について，50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく，補助参加人伊藤美都夫が当該職員の稼働実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
																計 ¥327,722

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.5.31 ～ H24.6.29	44 57	倫理法人会費	¥20,000	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（36頁44），（47頁57）によると「社団法人倫理研究所」の法人会費5月分，6月分会費である。 ガイドラインの「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」には 「【会費】 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であることが必要であること。 ・団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う，あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。 ・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ，ライオンズクラブ，趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。しかし，証拠書類には，この「社団法人倫理研究所」の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であるとの根拠も資料も添付されていないので不明である。政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。また，領収書は「鳥取県議会議員　國岡智志　殿」とあるが，鳥取県議会議員が法人会員である根拠も不明である。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 「国岡氏が法人の会員であることは、国岡氏宛の領収書に「法人会費1口」と明記されていることから明らか」という返答であるが、「鳥取県議会議員が法人会員である根拠も不明である」という疑問への回答になっていない。 「同法人の主な活動内容は、鳥取県内の経営者・専門職らによる早朝の勉強会である」という返答から、この活動は鳥取県倫理法人会の「経営者モーニングセミナー」を指し、国岡氏が関与する（有）国岡建材の経営者として参加していると推測できる。 公費である政務調査費からその参加経費を支出するには、会員企業の後継者育成や純粋倫　理の学習といった鳥取県倫理法人会の活動ではなく、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究活動を行ったことを証する必要がある。しかし、そのような証拠書類は提出されていないため、この経費は政務調査費として認められない。 （再反論への反論） 「個人として社団「法人」倫理研究所の「会費」1口を支払ったものであり、法人として会費を支払っている訳ではない」との主張である。しかし領収書No.44を見れば、「2012年05月分 法人会費 1口」として 10,000円を支払っている。領収書No.57も同様に「2012年06月分 法人会費 1口」として 10,000円を支払っている。 そして、社団法人 倫理研究所のホームページ（http://www.rinri-jpn.or.jp/organization/）によれば、月額会費は個人500円、法人10,000円（一口）と記載されている。以上の事実から、国岡議員が法人として会費を支払ったことは明白である。			（補助参加人D準備書面3） 社団法人倫理研究会の会費（一口）である。 同法人の主な活動内容は、鳥取県内の経営者・専門職らによる早朝の勉強会である。異業種の交流・勉強会により知見を得ることを目的とする。単なる懇親会ではなく、飲食も伴わない。 勉強会は鳥取市内で行われ、補助参加人の選挙区である八頭郡選挙区外であり、参加者も八頭郡選挙区外の者ばかりであるので、後援会活動・選挙活動には全くならない。 多業種の経営者・専門職らの意見を聴いて、新たな知見を得ると共に、これらの者が直面する問題点・課題等を把握・理解することは政務調査活動そのものである。 なお、国岡氏が法人の会員であることは、国岡氏宛の領収書に「法人会費1口」と明記されていることから明らかである。 （再反論） 国岡氏は、同会派の砂場議員からの紹介で議員当選後に同研究会への参加の誘いを受けて、個人として同研究会に数回のみ参加したものである。あくまで議員個人として参加しており、有限会社国岡建材とは全く無関係の活動である。 なお、個人として社団「法人」倫理研究所の「会費」1口を支払ったものであり、法人として会費を支払っている訳ではない。	丙D7	領収書によれば，補助参加人國岡は，法人会費1口を支払っていることが認められるところ，領収書に付記された倫理法人会の名称からすると倫理に根ざした会社・法人の経営を目指すものと推測され，会合の場で知見が得られるとしても，議員としての政務調査活動であるか不明であるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，適切な反証があったともいえない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙D7	¥20,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.5.31	42	森岡議員県政報告会宿泊料	¥6,000	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（35頁42）によると，森岡議員の県政報告会に参加した際に宿泊したホテル代と記載されている。森岡議員の県政報告会に参加することが，どのような政務調査活動に必要な宿泊費であったかということが明記されておらず，この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない。また，昼間に開催される同僚議員の県政報告会に参加するために宿泊しなければならない根拠も明示されていない。議員活動とも考えられ，これらの証拠書類では，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 領収書No.42は，國岡議員が5月30日にホテル・ハーベストイン米子に宿泊したことを示す。補助参加人はこの宿泊を，会派同僚の「森岡俊夫議員主催の県政報告会に参加した際の宿泊費用」，「県政報告会は森岡議員の地元である境港市で開催」，「県政報告会は夕方から開催されることが多く」，「事実上帰宅は困難といえ宿泊の必要性が高い」と説明するが，極めて重大な疑問がある。 森岡議員の出納簿を見れば，5月30日以前に県政報告会の案内を出した痕跡はなく，会場を借りた費用も計上されていない。それに，森岡議員は5月30日に西部議員懇談会（米子ワシントンホテルプラザ）に出席した（森岡議員：領収書No.10）。時間は16:00～19:00である。夕方から開催されるという県政報告会では，懇談会で忙しい森岡議員の代わりに國岡議員が県政報告を行ったのであろうか。補助参加人は，この県政報告会がどのように実施されたかを示す証拠書類を提出する必要がある。 いずれにせよ，「県政の課題に対する一般市民の意見や批判を得ることができる」などの抽象論ではなく，具体的にどのような調査研究活動が行われたかを示す証拠書類が提出されていない。従って，この経費は政務調査費として認められない。			（補助参加人D準備書面3） ・活動内容 国岡氏の所属会派である「会派かけはし」の森岡俊夫議員主催の県政報告会に参加した際の宿泊費用である。 県政報告会とは，森岡議員主催の報告ないし勉強会である。具体的には各議員が県政の現状について報告すると共に，それぞれの得意とする分野について発表・意見交換・質疑応答等をすることにより，県政の幅広い課題につき知見を得ると共に，住民の意思を把握することを目的とする。 県政報告会には森岡議員の支援者も参加するが，広く一般市民にも参加を呼びかけており，各議員や会派の活動や県政の課題に対する一般市民の意見や批判を得ることができる。なお，国岡氏の場合は町内にビラを配るなどして参加者を広く募集していた。 これにより得られた住民意思や意見を県政にフィードバックすることを目的としており，政務調査活動そのものであり，按分率は100パーセントが相当である。 ・宿泊の必要性 上記県政報告会は森岡議員の地元である境港市で開催されたものであり，国岡氏の自宅である八頭郡智頭町からは車で片道3時間30分、休憩を入れると片道4時間以上の移動時間がかかる。往復すると合計8時間以上の移動時間となる。 県政報告会は夕方から開催されることが多く，終了後に4時間かけて帰宅すると帰着が深夜となる。事実上帰宅は困難といえ宿泊の必要性が高い。 （再反論） 5年以上前のことであり国岡氏としても正確な記録・記憶はないが，西部議員懇談会終了後は19時30分～20時頃には終了しており，その後に県政報告会を開催したならば，特に矛盾はしない。		甲26の補助参加人森岡の政務調査費出納簿では，平成24年5月30日頃に県政報告会に関連した支出がないこと，同人は当日夕方頃から米子市で別の行事に出席していたことが認められるから，補助参加人森岡の県政報告会が真実行われたか否か疑問があり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人國岡は，適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥6,000
3																
4	調査研究費	H25.3.15	176	鳥取・岡山県境議員連盟設立総会，懇親会3／15宿泊・駐車料	¥5,500	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（148頁176）によると「鳥取・岡山県境議員連盟設立総会，懇親会」のための宿泊料及び駐車料金である。「鳥取・岡山県境議員連盟設立総会」という会の名称でわかるように議員活動であり，当然ながら政務調査活動以外の議員としての活動であって，懇親会でもあり，政務調査活動である根拠及び按分率が明示されていない支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） ホテルモナーク鳥取で午後4時30分から開催された鳥取・岡山県境議員連盟設立総会の後の懇親会に参加したために遅くなり，鳥取シティホテルへの宿泊が必要になったと推測できる。懇親会は親睦会と同義であり，政務調査費の対象外経費である。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「議員連盟の総会・懇親会に出席して，意見交換等を行うことも政務調査活動に該当すると認められる」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，本件は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」と明記された親睦会（懇親会と同義）に参加して遅くなり、ホテルに宿泊した経費である。さらに，議員連盟設立総会において県政に関する調査研究活動を行ったという実績を示す証拠書類も提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や総会・懇親会の実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 鳥取・岡山県境議員連盟設立総会、懇親会の参加にかかる宿泊費・駐車料金である。 鳥取・岡山県境議員連盟とは、鳥取・岡山両県の県境に位置する中山間地については、有害鳥獣の問題・自然災害の問題など問題・課題が共通する部分が多い。また、有害鳥獣問題など両県が共同・連携して対策を立てないと問題の抜本的な解決が困難なことも多い。そこで、両県間で情報交換及び意見交換を行うための連盟を立ち上げたものである。 国岡氏は、県境の八頭郡選挙区選出であることから、幹事の一人として上記連盟の立ち上げに初期段階から関与し、設立総会等にも参加した。 岡山県の議員と連携した調査研究活動は実験的かつ極めてユニークな活動であり、有益な情報交換及び意見交換が期待されるものであった。鳥取・岡山の一部の有志議員で立ち上げた非公式の団体であり、本来の議会活動とは異なることも明らかである。 ここで得られた情報は鳥取・岡山両県に跨がる有害鳥獣問題の解決、災害対策、道路の延長問題等の政策立案に有用なものであり、政務調査活動そのものである。 よって、按分率は100%とするのが相当である。 特に按分率が記載されていないことから、国岡氏が按分率を100%として報告しているということも合理的に解釈できる。		甲26の政務調査費出納簿に目的が記載されているところ，議員連盟の総会・懇親会に出席して，意見交換等を行うことも政務調査活動に該当すると認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
5	会議費	H24.4.20	11	県政報告会茶菓子代	¥6,980	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書（その17頁11）によると「県政報告会の茶菓子代」である。領収書は御菓子司“常磐堂”の領収書であり，和菓子と推測され，料金が6,980円であることを考えると，多くて35人程度の報告会だと考えられる。しかし，証拠書類に県政報告会を開催したという根拠となる資料や参加人数も明記されていないため，実際に開催したかどうか，また，どれくらいの参加があったかも不明なので，一人あたりの提供金額が茶菓子代程度であるかもわからない。また，御菓子代から推測されるような小規模な報告会は一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていると考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていないので認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 「実際には50名超の参加者であったと思われる。智頭町営の施設で実施した。」、「智頭町内にビラを配布するなどして広く一般に参加者を募集」、「必要最小限のお茶菓子等」という主張を客観的に裏付ける証拠書類が提出されていない。公費である政務調査費から 6,980円もの菓子代が支出されたことしか明らかではないため、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「補助参加人國岡の主張に格別不合理な点はなく，茶菓代として不相当であることを疑わせる証拠もない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，実際に県政報告会を開催し，何名の参加者があり，どんな内容だったかを示す証拠書類が提出されていない。証拠書類はお菓子屋の領収書だけである。また，実際に県政報告会が開催されていたとしても，ガイドラインに規定された後援会活動・宣伝活動との按分の問題が残る。 原判決は，ガイドラインの規定や県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏主催の県政報告会に関連する茶菓子代金である。 県政報告会とは、県政や国岡氏及びその会派の活動に関する報告及び意見交換をする会合である。具体的には各議員が県政の現状や課題について市民に対し報告すると共に、それぞれの得意とする分野について発表し、一般市民と意見交換・質疑応答等を行うことにより、県政の幅広い課題についての住民の意思を把握すると共に新たな課題を発見することを目的とする。 県政報告会には国岡氏の支援者も参加するが、広く一般市民に参加を呼びかけており、各議員や会派の活動・県政の課題に対する一般市民の意見や批判を把握するのに有用である。 この日の参加者としては100人程度を想定しつつ、実際には50名超の参加者であったと思われる。智頭町営の施設で実施した。 国岡氏は、智頭町内にビラを配布するなどして広く一般に参加者を募集しており、原告らが主張するような「後援会や支援者を対象としている」報告会ではない。 県政に関する報告をすると共に、それに対する一般市民の意見を聴取することにより、県政についての課題や問題を発見し、政策立案などの形で県政にフィードバックすることにより議会の審議能力の強化・向上に資する。 一般市民から直接に県政や議員活動に対する意見や批判を頂戴することは、「様々な県政課題への対応、政策立案などのために」必要不可欠であり最も重要な政務調査活動といえる。そして、一般市民から率直な意見を聞き出すためには、お茶菓子などをつまみながらざっくばらんな雰囲気の中で報告会を行う必要があり、必要最小限のお茶菓子等を準備することも当然必要かつ相当といえる。 以上の次第で、県政報告会は住民意思や意見を県政にフィードバックすることを目的としており、政務調査活動そのものであり、按分率は100%が相当である。		甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿には利用目的が追記ないし記載されていることが認められる。補助参加人國岡の主張に格別不合理な点はなく，茶菓代として不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
6	会議費	H24.4.11 ～ H24.4.13	7 8	案内状郵送代	¥3,360	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（4頁7），（5頁8）によると4月20日に県政報告会用の茶菓子代の領収書が提出されているので，その県政報告会への案内状送付の費用と推測される。県政報告会の内容しだいで按分しなければならないにもかかわらず，その県政報告会で配布した資料も添付されておらず，また，いつでも換金できる切手と葉書を購入して，政務調査のために必要である支出であったというのも認められない。 また，番号5で述べたように，この県政報告会の参加者は多くて35人程度だと考えられ，このような小規模な報告会は一般県民を対象とするのではなく，後援会や支援者を対象としていると考えられる。ガイドラインでは後援会活動経費への支出は政務調査費の対象外経費とされており，「後援会活動等の他の用務等を含む場合には，実績を等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を示すこと」（ガイドラインによる）とされているにもかかわらず，その証拠書類に按分の根拠が明示されていないので認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 領収書No.7および8は、換金が極めて容易な80円切手を42枚購入したことを示すだけであり、県政報告会の案内状が実際に郵送されたことを示す証拠書類ではない。さらに、「国岡氏は、町内への直接のビラ配布を中心にしている」という主張を裏付けるための証拠書類も提出されていない。従って、これらの経費は政務調査費として認められない。	原判決は「出納簿に利用目的が記載されており，その内容に格別不合理な点は見当たらない。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，県政報告会も，その案内状も，実態が不明である。提出された証拠書類（丙D9）は，領収書No.7および8と同じであり，単に80円切手が42枚購入されたことを証するにすぎない。また，実際に県政報告会が開催されていたとしても，ガイドラインに規定された後援会活動・宣伝活動との按分の問題が残る。 原判決は，ガイドラインの規定や県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 県政報告会の案内状郵送代であり、上記同様国岡氏主催の県政報告会に関連する費用である。 上述の通り、県政報告会は政務調査活動そのものであり、そこへの参加を広く呼びかける案内状は多種多様な参加者からの意見聴取を実現するためには必要不可欠である。 国岡氏は、町内への直接のビラ配布を中心にしているため、枚数は合計42枚と比較的僅少に止まっており、金額的にも相当なものといえる。 上述のとおり県政報告会は政務調査活動そのものであり、県政報告会の開催に必要不可欠な費用である案内状の郵送代金についても按分率は100%とするのが相当である。	丙D9	甲26の政務調査費出納簿に利用目的が記載されており，番号5に係る領収書及び政務調査費出納簿の追記・記載内容と併せると，その内容に格別不合理な点は見当たらない。政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	会議費	H24.5.28	36	県政報告会，横断幕代	¥7,000	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（29頁36）によると，県政報告会に使用した横断幕代である。しかし，実際に作成された横断幕が使用されたかどうか，どのような字や絵が描かれた横断幕だったのか不明である。しかも，調査活動に横断幕が必要であるという根拠もない。県政報告会は広報活動と渾然一体となることが多く，「広報誌を発行する際には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等にかかる部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること（ガイドラインによる）」となっているように，実際に使用した横断幕の写真や報告会の配布資料，案内等が証拠書類として添付されていない以上，政務調査活動として認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 「実際に使用した横断幕の写真や報告会の配布資料、案内等が証拠書類として添付されていない」と指摘したが，依然として何の証拠書類も提出されていない。 大分地裁判決（H23.2.24）では「議員の県政報告会が県政の調査研究活動に含まれるとしても、それに用いられた横断幕が直ちに調査研究に資するものと認めることはできない」と判示された。 「横断幕を使用することも必要かつ相当といえる。その作成費用も金7000円と低額に止まり、相当なものといえる」という主張であるが、その領収書を発行したT-print（現在は株式会社デザインリンクス）のホームページによれば、50 cm × 4メートルの横断幕の価格が 3,900円であるから、低額どころか、実に高額な横断幕である。県政報告会には横断幕が必要かつ相当との主張だが、そんなことはない。あればいいというぐらいのアクセサリーにすぎない。このようなアクセサリーを公費である政務調査費で賄うならば、会場を彩る生け花や飾り付け、県政報告会の立て看板までも政務調査費の対象になってしまう。 政務調査費は、地方自治法に基づき、調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。本件の経費は、県政報告会の証拠書類も提出されておらず、会議の開催に要する経費でもないため、政務調査費として認められない。	原判決は「会場設営費としての支出であると認められ」るとして，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，実際に県政報告会を開催し，何名の参加者があり，どんな内容だったかを示す証拠書類が提出されていない。証拠書類（丙D23の2）は，ホームページのコピーであり，2014年7月26日という日付が見える。これでは本件の県政報告会の写真であるかどうか不明である。 政務調査費は，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付されるものである。横断幕の経費については，大分地裁判決（平成23年2月24日）で「横断幕が直ちに調査研究に資するものと認めることはできない」と判示している上，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に鑑みても違法である。 原判決は，地方自治法，これまでの判決例，および県政報告会の実績・実情を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 県政報告会で使用する横断幕代であり、上記同様国岡氏主催の県政報告会に関連する費用である。 上述の通り、県政報告会は政務調査活動そのものであり、県政報告会の趣旨を明らかにするために横断幕を使用することも必要かつ相当といえる。その作成費用も金7000円と低額に止まり、相当なものといえる。 以上の次第で、上記県政報告会は政務調査活動そのものであり、本件横断幕は県政報告会でしか使用できず他に流用することは事実上不可能なため、按分率も100パーセントが相当である。 （再反論） 原告自身も横断幕については「あればいいという」ものと述べて、その必要性を認めている。 本件横断幕は丙D23－1の通り、紙製の簡易なものであるが、平成24年に作成後、国岡氏は県政報告会の毎にこれを繰り返し使用しており十分に活用している（丙D23－2）。繰り返し使用できることを考えると7000円という金額は決して高額とはいえず、相当なものである。 以上から上記支出は政務調査費として必要かつ相当なものといえる。	丙D23	会場設営費としての支出であると認められ，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D23の1・2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
8	会議費	H24.11.17	122	県政報告会会場代，茶菓子代	¥10,000	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（99頁122）によると県政報告会用の茶菓子代のようである。しかし，県政報告会で配布された資料の添付がなく，本当に県政報告会が開催されたという根拠もない。同年4月には県政報告会への案内状の費用や横断幕代が支出されているが，今回の県政報告会に関しては案内状を送付した費用や横断幕代の費用も計上されていない。このように実際に県政報告会が開催されたという証明もないので，県政報告会用の茶菓子代の支出は認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 領収書No.122は、県政報告会の場所代・茶菓子代として 10,000円が割烹旅館 塩田屋に支払われたことを示す。これはあまりにも大雑把な領収書であり、社会通念上許容される範囲の食糧費であったかどうかすら不明である。 「実際に県政報告会が開催されたという証明もない」と指摘したが，依然として証拠書類は提出されていない。たとえ横断幕を再利用し、「町内への直接のビラ配布を中心にしているため、本件県政報告会については案内状の個別郵送は行なわなかった」としても、そのビラの実物、制作費用、配布枚数と配布対象、参加者人数、報告会のプログラム、把握された住民意思や意見の記録など、不明なことが多すぎる。従って、政務調査費として認められない。	番号5と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏主催の県政報告会に関連する茶菓子代金である。 県政報告会とは、県政や国岡氏及びその会派の活動に関する報告及び意見交換をする会合である。具体的には各議員が県政の現状や課題について市民に対し報告すると共に、それぞれの得意とする分野について発表し、一般市民と意見交換・質疑応答等を行うことにより、県政の幅広い課題についての住民の意思を把握すると共に新たな課題を発見することを目的とする。 県政報告会には国岡氏の支援者も参加するが、広く一般市民に参加を呼びかけており、各議員や会派の活動や県政の課題に対する一般市民の意見や批判を得ることができる。 県政に関する報告をすると共に、それに対する一般市民の意見を聴取することにより、県政についての課題や問題を発見し、政策立案などの形で県政にフィードバックすることにより議会の審議能力の強化・向上に資する。 一般市民から直接に県政や議員活動に対する意見や批判を頂戴することは、「様々な県政課題への対応、政策立案などのために」必要不可欠であり最も重要な政務調査活動といえる。そして、一般市民から率直な意見を聞き出すためには、お茶菓子などをつまみながらざっくばらんな雰囲気の中で報告会を行う必要があり、必要最小限のお茶菓子等を準備することも当然必要かつ相当といえる。 以上の次第で、県政報告会は住民意思や意見を把握し、これを県政にフィードバックすることを目的としており、政務調査活動そのものであるので按分率は100%が相当である。 なお、国岡氏は、町内への直接のビラ配布を中心にしているため、本件県政報告会については案内状の個別郵送は行なわなかったため、案内状費用は計上されていない。横断幕費用が計上されていないのは、前回作成したものを再利用したからである。 よって、これらの支出がないからといって県政報告会が開催されていないということにはならない。		甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿には左記利用目的が記載されていることが認められ，補助参加人國岡の主張に格別不合理な点はなく，会場代，茶菓代として不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
9	資料購入費	H24.4.23	14	24年度管内図	¥1,220	100%	¥0	0%	（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書その1（10頁14）によると「24年度管内図」を購入した費用である。しかし，自らの選挙区の管内図をどのように政務調査活動に資したかの実績，根拠及び按分率が記載されておらず，社会通念上，管内図を政務調査活動に資する理由は考えられない。管内図は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に活用されることは明らかであり，管内図がどのような政務調査活動に必要であるかの根拠を示し，按分の根拠，按分率が示されてない限り認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 （原告第13準備書面） 「現地調査により有害鳥獣の被害が発生する地点や災害が発生した地点に印を付ける」、「管内案内図は政務調査活動以外には使用されていない」という主張を裏付けるための証拠書類は提出されていない。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「管内図を利用して管内の状況を把握することは政務調査活動との関連性が認められ，政務調査活動以外の活動に利用されていることを疑わせる証拠もない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，管内図は土木事務所などが管轄する地域を必要に応じて色分けした地図である。山や川などの地形に詳しい地図であるから，鳥獣被害や災害対策だけでなく，トレッキングや沢登りなどの私的活動にも自由に使える。補助参加人は，管内図と調査研究活動の実績との関連性について証拠書類に基づいて立証する必要がある。 原判決は，管内図利用の実績を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 政務調査活動に利用するための管内案内図の購入費用である。 国岡氏の地元である八頭郡選挙区については、中山間地域に位置し、有害鳥獣の被害が多発する地域である。道路が未整備な部分も多く、土砂崩れ等の災害も多い地域である。 国岡氏は事務所の壁に本件管内図を貼り付け、現地調査により有害鳥獣の被害が発生する地点や災害が発生した地点に印を付けるなどして、これらの被害が多発する地点を把握すると共に、これに対する対策等を検討するために使用していた。 現地の状況を調査すると共に、これを記録に残すことは政務調査活動そのものであり、かかる活動に利用する管内案内図についても政務調査活動費用に含まれる。 管内案内図は政務調査活動以外には使用されていないので按分率は100%が相当である。 なお、原告らは「管内図は政務調査活動以外に使用されることが明らか」であるなどと主張するが、管内図を選挙活動・政党活動・私的活動等に使用する場面は想定できず、原告の主張は、主張自体不合理である。		管内図を利用して管内の状況を把握することは政務調査活動との関連性が認められ，政務調査活動以外の活動に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査活動以外の活動に利用されると疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	資料購入費	H24.5.8 ～ H24.6.29	30 39 56	新聞購読料（朝日新聞）	¥9,021	100%	¥0	0%	（原告第1準備書面） 地方紙，全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 （原告第13準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性がある。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏の議員事務所では，朝日新聞と日本経済新聞の全国紙二紙を購読していた。朝日新聞は日本有数の全国紙であり，全国的なニュース・問題点を把握するのに適しており，日本経済新聞は経済に特化した専門紙であり，朝日新聞とは異なる観点からの記事が多数掲載されている。いずれも日本国内外の国民の声や課題・問題点につき幅広く取材・報道されているものであり，全国的な課題・問題点等を把握・調査する上で有用である。 よって，その購読は政務調査活動そのものであり，按分率は100％が相当である。 この点，原告らは，新聞のうち一般紙については，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙に限って，その購読料を政務調査費として支出することが認められ，それ以上の購読については原則として認められないと主張する。 しかし，かかる規制は，法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず，原告独自の主張に過ぎない。 新聞は，インターネット等が発達した現在においても簡易迅速に情報を入手できる信頼性の高いメディアであり，その費用も極めて低廉である。すなわち，一般紙の購読により各議員は簡易迅速・廉価に信頼性の高い情報を取得することが可能となり，情報収集手段としては極めて効率的な方法といえる。 また，一般紙といっても各新聞の編集方針の違い等により，同日の新聞であっても取り上げる記事の内容や取り上げた事実に対する評価が千差万別であることは公知の事実である。より多くの新聞を購読し，記事の内容を比較検討することによって一つに事実に対する多面的な評価・視点を取得したり，より多くの情報を取得することは各議員の知見を広め，議会の審議能力の強化に直結するものとすらいえる。 よって，新聞の購読については，各議員の広範な自由裁量に委ねられており，複数の全国紙を購読していたとしても，それだけでその裁量の逸脱・濫用となるものではない。		新聞によって取り上げる情報は異なるから複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査活動に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査活動以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
11	広報費	H24.8.31	43	政務レポートコピー代	¥35,000	100%	¥0	0%	（原告第13準備書面） 領収書No.43は，「政務レポート」を国岡建材においてA3の両面カラーコピーで500枚作成したというものである。そして「「政務レポート」の制作及び住民への配布は政務調査活動そのもの」という主張であるが，その主張を裏付ける「政務レポート」が提出されていないため，この経費は政務調査費として認められない。 （補助参加人D準備書面3への反論） 「平成24年8月発行分については，費用節約のためカラーコピーを使用して作成」との主張であるが，政務レポートVol.3（丙D25-1）には欄外の左上に「平成24年7月」と記載されており「8月発行分」とは異なる。従って，該当する政務レポートは提出されていないので認められない。	原判決は「同レポートには，政務調査活動以外の活動に関する記載はないことが認められる。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質疑内容の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されて議会のホームページにはその詳細が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 「政務レポート」とは，広く住民の意見を議会活動に反映させることを目的に，国岡氏が行った政務調査活動や議会活動，県議会における議論の状況等について一般市民に報告し，広く市民から意見や批判を拾い上げるために国岡氏が独自に作成していた報告書である。その内容は，政務調査活動の報告，鳥取県議会における委員会や予算審議の状況，一般質問・代表質問，それに対する知事の答弁の報告等である。 政務レポート・議会便り・県政便り等その名称は議員により異なるものの，多くの議員が政務調査活動の一環として同様の配布物を作成・配布している。国岡氏が作成していた「政務レポート」については，国岡氏の議員事務所の連絡先が明記されており，住民からの生の声を拾い上げ，住民の意思を把握することを重要な目的としていた。 実際，「政務レポート」発行の度に，レポートを読んだ一般市民から国岡氏の政務調査活動の内容，県政や議会の活動についての意見や批判等が議員事務所に多数寄せられ，住民意思の把握に大いに役立っていた。 県民からの県政についての意見や批判を拾い上げ，住民意思を把握することは政務調査活動の目的そのものであり（政務調査費議員必携1頁），最も重要な政務調査活動であるといえる。住民代表である各議員が，一般市民・住民の生の声を把握し，議会にフィードバックすることにより，議会の審議能力の強化が図られるといえる。 以上の次第で，「政務レポート」の制作及び住民への配布は政務調査活動そのものであり，特に後援会活動等の紙面も割かれていない。そのため，かかる実績を考慮して按分率を100％として計上したものである。 なお平成24年8月発行分については，費用節約のためカラーコピーを使用して作成したため，カラーコピー代として計上されている（領収書43）。 （再反論） 上記主張のうち「平成24年8月発行分」との記載については，「平成24年7月発行分」の誤記であるので，訂正する。	丙D25	平成24年7月発行の政務レポート3号（丙D25の1）の作成費用であるとする補助参加人國岡の主張に格別不合理な点はない。 もっとも，丙D25の1によると，左記政務レポートの1頁目はほぼ半面を使って本議員の上半身の写真を掲載していることが認められ，同紙面上の文字情報に照らしても議会活動ないし県政との関連性が明らかでないことに照らすと，その80％程度にとどまるとするのが相当である。	丙D25の1	¥7,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
12	広報費	H24.10.11 ～ H25.3.30	101 149 210	政務レポート印刷代 政務レポート代 県政報告ハガキ印刷代	¥247,400	100%	¥0	0%	(原告第13準備書面) 領収書No.101、149、210は政務レポートおよび県政報告ハガキの印刷代であり、「「政務レポート」及び「県政報告」の制作及び住民への配布は政務調査活動そのもの」という主張であるが、その主張を裏付ける「政務レポート」と県政報告ハガキが提出されていないため、この経費は政務調査費として認められない。 (再反論への反論) 領収書No.101については、H24.10.11付けであり、政務レポートの印刷代となっているが、該当する政務レポートは提出されていないので認められない。 領収書No.149については、H25.1.22付けであり、県政報告ハガキ印刷代となっているが、該当する県政報告ハガキは提出されておらず、いつの県政報告会なのかも不明。従って、認められない。	領収書番号101及び149については，(違法な支出であると認めた原判決の判断を)争わない。しかし領収書番号210については，番号11で主張したように，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を考慮する必要がある。	甲27号証	(補助参加人D準備書面3) 政務レポート及び県政報告印刷代である。 「政務レポート」及び「県政報告」は、広く住民の意見を議会活動に反映させることを目的に、国岡氏が行った政務調査活動や議会活動、県議会における議論の状況等について一般市民に報告し、広く市民から意見や批判を拾い上げるために国岡氏が独自に作成していた報告書である。その内容は、政務調査活動の報告、鳥取県議会における委員会や予算審議の状況、一般質問・代表質問、それに対する知事の答弁の報告等である。 政務レポート・議会便り・県政便り等その名称は議員により異なるものの、多くの議員が政務調査活動の一環として同様の配布物を作成・配布している。国岡氏が作成していた「政務レポート」及び「県政報告」については、国岡氏の議員事務所の連絡先が明記されており、住民からの生の声を拾い上げ、住民の意思を把握することを重要な目的としていた。 実際、「政務レポート」や「県政報告」発行の度に、レポートを読んだ一般市民から国岡氏の政務調査活動の内容、県政や議会の活動についての意見や批判等が議員事務所に多数寄せられ、住民意思の把握に大いに役立っていた。 県民からの県政についての意見や批判を拾い上げ、住民意思を把握することは政務調査活動の目的そのものであり(政務調査費議員必携1頁)、最も重要な政務調査活動であるといえる。住民代表である各議員が、一般市民・住民の生の声を把握し、議会にフィードバックすることにより、議会の審議能力の強化が図られるといえる。 「政務レポート」及び「県政報告」の制作及び住民への配布は政務調査活動そのものであり、特に後援会活動等に紙面を割くことは無かった。そのため、かかる実績を考慮して按分率を100%として計上したものである。 (再反論) 「政務レポート」の現物が一部発見されたため丙D25号証として提出する。これにより国岡氏作成の「政務レポート」が、国岡氏の政務調査活動の報告、鳥取県議会における委員会や予算審議の状況、一般質問・代表質問、それに対する知事の答弁の報告等で構成され、また国岡氏の議員事務所の連絡先を明記して一般市民に対し県政への意見や要望を呼びかけるものであることが分かる。 かかる具体的内容・実績に鑑みると、本支出の按分率については、100%が相当である。 (附帯控訴理由書) 平成24年10月11日の政務レポートの支払は，平成24年7月の政務レポートvol.3のものである。	丙D25，D41，D42	甲26の領収書番号149(平成25年1月22日発行。代金1万1000円)については，印刷された県政報告ハガキの記載内容が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人國岡は本件訴訟でも上記記載内容を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。 領収書番号101(平成24年10月11日発行。代金13万5200円)には「政務レポート代金」との，領収書番号210(平成25年3月30日発行。代金10万1200円)には「政務レポート印刷代」との記載があるところ，いずれも同一の印刷会社から発行されたものであり，印刷された政務レポート3号(平成24年7月発行。丙D25の1)，4号(平成25年3月発行。丙D25の2)が提出されている。前者については番号11のとおりであり，政務調査費を充てることが許されるのはその80%程度にとどまり，2万7040円が違法な支出に当たるとするのが相当である。後者については政務調査活動以外の活動にかかる記載はないことが認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D25の1，25の2	¥38,040
							¥59,708	59%	(再反論への反論) 領収書No.210(101,200円)については、政務レポートVol.4(丙D25-2)であろうと推測でき、政務調査費としての按分率59%を乗じた59,708円を認める。なお、面積計算にあたり、議員個人の顔写真など「議員の調査研究に資する」とはいえない写真、イラスト、および一般質問の箇所(A～E)が除外された(甲27号証)。また、一般質問の箇所が議員の調査研究に資するといえない理由は、県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載されるためである。すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる質疑応答データの中から議員自らが関係する部分だけを抽出して議員の広報紙に掲載する行為は、調査研究としての価値がなく、自己宣伝が目的と見なされる。							
13	広報費	H24.5.23 ～ H24.6.5	31 48	政務レポート郵送料	¥35,955	100%	¥0	0%	(原告第13準備書面) 領収書No.31は5月23日に80円の普通切手(キジバト)51枚を購入し(4,080円)、領収書No.48は6月5日に料金別納で425通の封書を郵送した(31,875円)というものである。摘要はいずれも「政務レポート郵送料」と記載されている。 「「政務レポート」については政務調査活動そのものであり、按分率100%とするのが相当」という主張であるが、その主張を裏付ける「政務レポート」が提出されておらず、送付先も425通という(後援会関係者および支援者と推測される)特定の対象者であり、80円切手51枚分の用途(内容に関係のある関係者に送付したとの主張)とを分ける合理的な理由もないため、これらの経費は政務調査費として認められない。		(補助参加人D準備書面3) 国岡氏が作成した「政務レポート」の郵送代金である。 住民からの意見を議会活動に反映させるためには、多数の住民に対し「政務レポート」を配布し、政務調査活動の内容・結果を周知すると共に、これに対する意見や批判をより多くの住民から得る必要がある。 よって、「政務レポート」の郵送費については上述の政務レポートと一体となるものであり、上述のとおり国岡氏の「政務レポート」については政務調査活動そのものであり、按分率100%とするのが相当である以上、郵送費も同様に按分率は100%とするのが相当である。 なお、最初に当該「政務レポート」の内容に関係のある関係者に送付し(領収書番号31)、その後に広く一般市民に送付していることから領収書についても二つに分かれている(領収書48)。 (附帯控訴理由書) 平成24年3月の政務レポート1号(丙D42)と平成24年7月の政務レポートvol.3の間である，平成24年4月から同年6月までの間に，同様の編集方針で政務レポートvol.2が発行されていることが推認できる。	丙D42，25の1によると，平成24年3月(政務レポート1号発行)と平成24年7月(政務レポート3号発行)との間に，政務レポート2号が発行されたことが推認できる。もっとも，番号11で説示したところに照らし，政務調査費を充てることが許されるのはその80%程度にとどまるとするのが推認するのが相当である。	丙D25の1，42	¥7,191

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
14	広報費	H24.5.31 ～ H25.3.29	40 85 185	政務レポート折込料	¥114,599	100%	¥32,397	0% 59%	（原告第13準備書面） 領収書No.40、85、185は、それぞれ5月31日、8月27日、3月29日付けであり、摘要は政務レポート折込料と記入されている。「「政務レポート」については政務調査活動そのものであり、按分率100%とするのが相当」という主張であるが、その主張を裏付ける「政務レポート」が提出されていないため、これらの経費は政務調査費として認められない。 （補助参加人D準備書面3への反論） 領収書No.40 については H24.5.31 付けであり、該当する政務レポートは提出されていないので認められない。 領収書No.85 については H24.8.27 付けであり、該当する政務レポートは提出されていないので認められない。 （補助参加人D準備書面3への反論） 領収書No.185（54,911円）については、政務レポートVol.4（丙D25-2）であろうと推測でき、政務調査費としての按分率 59% を乗じた32,397円を認める。なお、面積計算の指針は「12 広報費 政務レポート印刷代」に記載したとおりである。	領収書番号40及び85については，（違法な支出であると認めた原判決の判断を）争わない。しかし領収書番号185については，番号11で主張したように，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を考慮する必要がある。		（補助参加人D準備書面3） 1 「政務レポート」の新聞折込料である。 住民からの意見を議会活動に反映させるためには、多数の住民に対し「政務レポート」を配布し、国岡氏の政務調査活動の結果を周知した上で、より多くの住民からの意見や批判を得る必要がある。 かかる「政務レポート」の折り込み料については上述の「政務レポート」と一体となるものである。上述のとおり国岡氏の「政務レポート」については政務調査活動そのものであり、按分率100%とするのが相当である以上、新聞繊込料も同様に按分率は100%とするのが相当である。 この点、原告は「折込料は50%まで認める」などと主張するが、そのような基準を定める法令もガイドラインも存在せず、全く根拠がない。 2 「政務レポート」の新聞折込を広く実施すると、読者から「政務レポート」の内容について議員事務所に電話や手紙で意見が届く。また時には読者である一般市民から国岡氏に呼び出しがかかり、県内の現在の問題点や課題をご教示いただけたこともある。これにより、広く一般市民から現在の県政の状況、国岡氏の活動についての意見や批判を拾い上げることができ、議会の審議能力を強化するという政務調査費の趣旨に適うものといえる。 なお、当初は折込地区を若桜地区限定としていたため折込料は5000円未満であった（領収証40）が、その後折込地域を八頭郡全域に拡大したため折込料が5万4911円（領収書85・185）となっている。しかし、上記「政務レポート」配布の効果に鑑みれば、費用対効果が高い手法といえ、金額的にも相当なものといえる。 （附帯控訴理由書） 領収書番号40は，政務レポートvol.2の新聞折り込み配付費用である。	丙D25，D41～D43，45	領収書番号40（平成24年5月31日発行。代金4777円）・85（平成24年8月27日発行。代金5万4911円）については，政務レポート1号，2号に係るものと推認できるところ，番号11，13で説示したところに照らし，政務調査費を充てることが許されるのはその80%程度にとどまるとするのが相当である。 領収書番号185（平成25年3月29日発行。代金5万4911円）については，政務レポート（平成25年3月発行。丙D25の2）が提出されており，同レポートには政務調査活動以外の活動にかかる記載はないことが認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D25の1，25の2，42	¥11,939
15	広報費	H24.8.27	82	写真データー代	¥10,000	100%	¥0	0%	（原告第13準備書面） 「適切に写真を挿入するなどして読みやすい紙面構成にする必要がある」、「「政務レポート」に議員本人の写真を掲載することは必要かつ相当」であるという主張であるが、1万円というスナップ写真の撮影費用を公費である政務調査費から支出する理由にはならない。高価な写真であることから、選挙ポスター等への利用が主目的と推測される。 広報費として認められるのは「紙面等における政務調査活動部分」（ガイドライン）だけである。さらに、主張を裏付ける写真と「政務レポート」が提出されていないため、これらの経費は政務調査費として認められない。 （再反論への反論） 10,000 円の公費を使って、政務レポートに掲載する自身のスナップ写真を、ポーズを変えながら 167 枚も撮影した代金だという。補助参加人は「3年後の選挙ポスターに利用するためにこの時点で写真を撮影することも考えられない」と主張するが、「スナップ写真は一度撮影すれば当分の間繰り返し使用することができる」という主張と矛盾する。調査研究活動の費用としては不適切というほかない。	原判決は「広報誌に使用するための写真の撮影は，政務調査活動との関連性が認められる。」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，ガイドラインは「活動内容の実績に応じた按分により充当する」と規定している。活動内容とは，もちろん議会活動・選挙活動・後援会活動・私生活ではなく，調査研究活動のことである。広報紙に載せる議員のスナップ写真に調査研究の価値があるかどうかは別として，活動内容の“実績”と規定されているため，実績にならない（つまり広報紙に載せなかった）写真は按分の対象外である。したがって，補助参加人は167枚の写真のうち，平成24年度の広報誌に使用された実績のある写真を特定し，その枚数を主張立証する必要がある。 仙台高裁は，議員の写真代金について「これら写真代等と政務調査活動との関連性が明らかでなく、本件使途基準に合致する支出があったとは認められない」（平成23年5月20日）と判示して、支出全額を違法とした。 宇都宮地裁は，広報紙に掲載するための写真を撮影したと主張する事例について「同議員が撮影した写真が被告補助参加人又は同議員による広報活動においてどのように役立ったのかが明らかでないから、広報活動に要した経費と認めることはできない」（平成25年2月20日）と判示して支出を違法とした。 原判決は，ガイドラインの規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 「政務レポート」に掲載するためのスナップ写真の撮影代金である。 広く一般市民に「政務レポート」に興味を持ってもらい、内容を読んでもらうためには適切に写真を挿入するなどして読みやすい紙面構成にする必要がある。いかに内容的に優れていても文字ばかりの無味乾燥な紙面では一般市民の興味を引き、内容を読んでもらうことは難しい。 県議会議員の「政務レポート」に議員本人の写真を掲載することは必要かつ相当であり、またスナップ写真は一度撮影すれば当分の間繰り返し使用することができる。1万円という撮影費用も相当なものである。 本件写真データは上述のように政務調査活動そのものである「政務レポート」と一体となるものであり、後援会活動や選挙活動等に流用した実績もないため、かかる実績を考慮して100%の按分率とするのが相当である。 （再反論） 原告らは本件の写真につき「選挙ポスター等への利用が主目的と推測される」などと主張するが、そもそも平成24年度は選挙時期ではなく選挙ポスターを作成する必要性は全く無い。次回の県議会議員選挙は平成27年であり、3年後の選挙ポスターに利用するためにこの時点で写真を撮影することも考えられない。 議会活動や私生活で議員として撮影した写真を利用することも想定できない。 様々な角度、ポーズでの撮影をした結果、このときの撮影枚数は167枚に及び、1万円という金額も決して高額ではなく相当なものといえる。		弁論の全趣旨によると，政務レポートに掲載する自身のスナップ写真を、ポーズを変えながら167 枚も撮影した代金であり，議員が行う議会活動及び県政に関する政策等あるいはそれに関する政務調査活動自体に伴い撮影されたものでないことが認められるところ，補助参加人國岡自身の広報目的というべきであり，政務調査費の範疇を超えるものといわざるを得ない。		¥10,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
16	広報費	H25.1.22	146	ホームページ制作費	¥160,650	100%	¥80,325	50%	（原告第13準備書面） 領収書No.146からHP制作料を支出したことが分かる。しかし「記事の全てが政務調査活動に関するもの」という主張を客観的に裏付ける証拠書類が提出されていないため、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人國岡のホームページに政務調査活動以外の活動に関する記載があると認めるに足りる証拠はない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人の平成24年度のホームページの内容についての資料は提出されておらず，100%という按分率は何の根拠もない当て推量である。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの開設・維持費用について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して100%の按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏のHP制作費用である。 国岡氏が行った政務調査活動や鳥取県議会における委員会及び予算の審議状況、一般質問・代表質問、知事の答弁等につき広く一般市民に発信し、これを見た閲覧者からの意見を把握するために国岡氏が独自に作成したHPである。 HPは、議員としての意見を広くしかも安価に発信することができるものであり、インターネットにさえ繋がれば広く日本全国に情報を発信することが可能であり、また日本全国から意見や情報を収集することができる。そのため、多くの県議会議員が政務調査活動の一環としてHPを制作・公開している。 国岡氏のHPには、議員事務所のメールアドレスや電話番号等の連絡先が記載されており、広く一般市民からの意見を求める形を取っていた。 これにより、広く一般市民から国岡氏の政務調査活動や議会での活動内容、県内外の課題・問題についての意見や批判を得ることができ、住民の意見を把握して議会活動に反映させることができる。 国岡氏のHPでは、特に後援会への加入を呼びかけたり、私的な活動をアピールする記事は掲載しておらず、また選挙時期でもないので選挙に関する記事もない。かかる実績等を考慮して、記事の全てが政務調査活動に関するものとして按分率を100%としたものであり、相当なものである。		補助参加人國岡は，左記制作費にかかるホームページには政務調査活動以外の活動に関する情報は掲載されていなかった旨主張するが，補助参加人國岡の政務レポートにおける編集方針等のほか，補助参加人濱崎の主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がないことを併せ考えると，政務調査費を充てることが許されるのはその80%程度にとどまるとするのが推認するのが相当である。		¥32,130
17	広報費	H25.1.22 ～ H25.3.30	147 148 174 200 201	サーバ保守管理費	¥15,750	100%	¥7,875	50%	（原告第13準備書面） 上述のとおり、「記事の全てが政務調査活動に関するもの」という主張を客観的に裏付ける証拠書類が提出されていないため、50%を超える支出は認められない。	番号16と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏のHPの保守管理費用である。 上述のとおり、国岡氏のHPについては記事の全てが政務調査活動に関するものとして按分率を100%とするのが相当である。そして一般市民からのタイムリーな意見や批判を拾い上げるためには、HPの内容を維持・管理・更新することが必要不可欠である。よって、HPの維持・管理・更新に必要なHPの保守管理料についてもHP制作料と不可分一体のものとして按分率100%とするのが相当である。		番号16で説示したところに照らし，政務調査費を充てることが許されるのはその80%程度にとどまるとするのが推認するのが相当である。		¥3,150

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
18	事務所費	H24.4.27 ～ H25.3.29	18 136 203 153 204 172 183	灯油代	¥122,615	100%	¥35,205	50%	（原告第13準備書面） 本件の領収書には問題がある。領収書No.18、136、153、172、183は中村伊平商店の領収であり、宛名は国岡議員事務所。ところが、領収書No.203と204は古田石油店の領収であり、宛名は国岡智志という個人名になっている。さらに、対象となる期間も重複している。例えば、領収書No.136、153、172は、それぞれ11～12月分、1月分、2月分であり、領収書No.204は 12～2月分となっていて金額も相応に 35,343円と高額である。また、「事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応」、「議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる」という主張であるが、そのためには、住民と事務員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 （再反論への反論） 丙D24号証を見れば、古民家にスローガンはいくつか掲げられているが、議員事務所という看板はない。そして「使っていない部屋が多々あり…」とも記載されている。政務調査に使われた部屋の数、位置、およびその実績を示す証拠書類は提出されていない。 「古くから付き合いのある店舗であったため、従来の宛名記載方法を踏襲」という主張だが、議員事務所を開設する以前からの宛名（つまり自宅）を踏襲していたものと推測するのが自然である。11月に電気ストーブを購入しながら、灯油代の総額が一冬で 12万円を超えるのはあまりに不自然というほかない。 以上から、領収書番号 18,136,153,172,183 のみを議員事務所用として認め、その合計金額 70,410円の 50%である 35,205円を政務調査費に認める。	領収書番号204については争わない。 領収書番号203については、「原告らの主張」欄のとおりであり、争う。 領収書番号18，136，153，172，183についても、「原告らの主張」欄のとおりであり，争う。「議員事務所については，純粋に政務調査活動に使用していた」という主張は，何の根拠もない当て推量である。	丙D26	（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する灯油代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404 ）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる。 このように国岡氏は議員事務所は政務調査活動専用の拠点として利用し、後援会活動・選挙活動等については有限会社国岡建材の事務所を利用していたのであり、かかる実績を考慮して、議員事務所に関する光熱費についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。 （再反論） 国岡氏の議員事務所は木造の古民家であり（丙D24）、1Fには20畳程度の土間と和室があり、2Fには6畳～8畳程度の部屋が3部屋もあり総床面積210㎡以上の広い建物であった（丙D26）。丙D24から明らかなとおり、老朽化が進んだ木造家屋であることから隙間風も吹き込み、豪雪地帯で寒さの厳しい智頭町の冬を乗り切るためには常時複数の石油ストーブ等を使用する必要があり、灯油の使用量が多量に及んだものである。もっとも常勤の事務職員を置いて政務調査活動に当たらせる以上、その労働環境の整備のためには必要かつ相当な支出といえる。 なお、中村伊平商店・古田石油店はいずれも古くから付き合いのある地元の業者であり、片方の店舗のみから灯油を購入すると他方の店舗に角が立つため、国岡氏はこの二店舗を併用していたものである。 古田石油店の領収書の宛名が「国岡智志」となっているのは、古くから付き合いのある店舗であったため、従来の宛名記載方法を踏襲していたために過ぎない。国岡氏も他の議員も個人名で領収書を取得している支出は複数存在し、宛名が個人名になっていることから自宅用の灯油である推測するのはあまりに論理の飛躍がある。 （附帯控訴理由書） 領収書203は，政務調査費出納簿記載のとおり，10，11月分灯油代である。ガソリン代金は別途計上されている（領収書番号111，132）	丙D26	① 領収書番号204（代金3万5343円）は，平成24年2月27日付けであり，平成24年度の政務調査費の対象期間外の経費であるから，本件ガイドラインに違反する支出であると認められる。補助参加人國岡から，この点について特段の主張立証はないから，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。 ② その余の支出につき，補助参加人國岡は，鳥取県八頭郡智頭町智頭1514－13の事務所を政務調査活動の拠点である議員事務所とし，後援会事務所と区別しており，左記支出の対象は前者の議員事務所に係るものである旨主張する。しかしながら，一方で，補助参加人國岡は，番号10に係る新聞もまた議員事務所で購読していたとするところ，領収書番号39，56の領収書には議員事務所の宛先名に自宅の住所が並記されていることが認められ，議員事務所の業務実態が定かでない上，甲26及び弁論の全趣旨によると，上記議員事務所に事務員を常駐させ（1か月当たりの勤務時間数は100時間を超えることが多い。），住民からの相談等に対応していたことが認められるところ，これらが全て政務調査活動といいうるものか定かではなく，その主張に係る按分率（100%）について適切な反証があったとはいいがたい。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当である。	¥78,979
								0%	（再反論への反論） 「古くから付き合いのある店舗であったため、従来の宛名記載方法を踏襲」という主張だが、議員事務所を開設する以前からの宛名（つまり自宅）を踏襲していたものと推測するのが自然である。11月に電気ストーブを購入しながら、灯油代の総額が一冬で 12万円を超えるのはあまりに不自然というほかない。 以上から、領収書番号 203,204 は自宅用の灯油代（合計 52,205円）と推測して除外する。					
19	事務所費	H24.5.28 ～ H25.4.1	33 61 65 96 103 130 137 150 167 206 209	電気代	¥53,621	100%	¥32,109	50%	（原告第13準備書面） 「事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応」、「議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる」という主張であるが、そのためには、住民と事務員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 電気代の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人國岡が事務所の使用実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する電気料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404 ）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる。 このように国岡氏は議員事務所は政務調査活動専用の拠点として利用し、後援会活動・選挙活動等については有限会社国岡建材の事務所を利用していたのであり、かかる実績を考慮して、議員事務所に関する維光熱費についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。		① 補助参加人國岡は，鳥取県八頭郡智頭町智頭1514－13の事務所を政務調査活動の拠点である議員事務所とし，後援会事務所と区別しており，左記支出の対象は前者の議員事務所に係るものである旨主張する。しかしながら，一方で，補助参加人國岡は，番号10に係る新聞もまた議員事務所で購読していたとするところ，領収書番号39，56の領収書には議員事務所の宛先名に自宅の住所が並記されていることが認められ，議員事務所の業務実態が定かでない上，甲26及び弁論の全趣旨によると，上記議員事務所に事務員を常駐させ（1か月当たりの勤務時間数は100時間を超えることが多い。），住民からの相談等に対応していたことが認められるところ，これらが全て政務調査活動といいうるものか定かではなく，その主張に係る按分率（100%）について適切な反証があったとはいいがたい。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。	¥21,512

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
20	事務所費	H24.5.7 ～ H25.3.29	27 41 55 68 88 98 107 128 139 155 170 181	補助職員駐車場代	¥50,400	100%	¥25,200	50%	（原告第13準備書面） 「事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応」、「議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる」、「政務調査活動専従の職員であった」という主張であるが、そのためには、住民と事務職員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務職員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 職員駐車場代の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	番号19と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所に常駐していた事務職員の駐車場代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる。また、事務職員についても後述のように政務調査活動に専従しており、その他の活動に従事することはない。 このように国岡氏は議員事務所は政務調査活動専用の拠点として利用し、事務職員も政務調査活動専従の職員であったので、かかる実績を考慮して事務職員用の駐車場代金についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。		① 番号19の①と同じ。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（各支払額の2分の1の合計額程度）にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥25,200
21	事務費	H24.4.11 ～ H25.2.14	6 16 17 50 52 63 73 133 143 163	事務用品代，事務所消耗品代	¥8,215	100%	¥4,107	50%	（原告第13準備書面） 「事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応」、「議員事務所については、純粋に政務調査活動に使用していたといえる」という主張であるが、そのためには、住民と事務職員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務職員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 事務用品代の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	領収書番号6，16，17，50，52，143，163については，争わない。 領収書番号63，73，133については，「原告らの主張」欄のとおりであり，争う。	丙D44	（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する事務用品の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所については、純粋に政務調査活動にもに使用していたといえる。 このように国岡氏は議員事務所は政務調査活動専用の拠点として利用し、後援会活動・選挙活動等については有限会社国岡建材の事務所を利用していたのであり、かかる実績を考慮して、議員事務所で使用する事務用品の購入費用についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。 （附帯控訴理由書） 議員事務所で使用するための筆記用具，ファイル，コピー用紙など文具類の購入費である。議員事務所の真向かいの文具店で購入した。		番号19と同じ。		¥4,108

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
22	事務費	H24.4.27 ～ H25.4.30	24 37 53 67 78 94 106 125 135 158 165 214	通信基本料	¥18,900	100%	¥9,450	50%	（原告第13準備書面） 「事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応」、「議員事務所のインターネットについては、純粋に政務調査活動だけに使用していたといえる」という主張であるが、そのためには、住民と事務職員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務職員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 補助参加人は「議員事務所のインターネットを政務調査活動以外に利用することはほとんどない」と主張する。つまり、政務調査活動以外にもいくらかは利用することを自認している。インターネット使用料金の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人國岡が使用実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，通信回線の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」（平成23年9月30日）と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するインターネット使用料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる政務調査活動をする上で、議員事務所にインターネットを設置することは必要不可欠である。 なお、国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所のインターネットについては、純粋に政務調査活動だけに使用していたといえる。議員活動や後援会活動・私的活動に関するインターネットは自宅や後援会事務所のものを使用しており、議員事務所のインターネットを政務調査活動以外に利用することはほとんどない。 このように国岡氏は議員事務所を政務調査活動専用の拠点として利用し、そこでのインターネット使用は全て政務調査活動に関するものであったことから、かかる実績を考慮して議員事務所で使用するインターネット使用料金についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。		番号19と同じ。		¥9,450
23	事務費	H24.5.28 ～ H25.4.30	34 60 64 79 97 104 129 138 151 168 205 208	通信費	¥86,662	100%	¥39,755	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所の電話については、純粋に政務調査活動だけに使用」という主張であるが、そのためには、事務職員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、政務調査以外の電話を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 補助参加人は「議員事務所の電話を政務調査活動以外に利用することはほとんどない」と主張する。つまり、政務調査活動以外にもいくらかは利用することを自認している。事務所の電話料金の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	番号22と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する電話料金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。かかる政務調査活動をする上で、議員事務所に電話を設置することは必要不可欠である。 なお、国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所の電話については、純粋に政務調査活動だけに使用していたといえる。議員活動や後援会活動・私的活動に関する電話はほとんど国岡氏の携帯電話にかかってくるため、議員事務所の電話を政務調査活動以外に利用することはほとんどない。 このように国岡氏は議員事務所を政務調査活動専用の拠点として利用し、そこへの架電は全て政務調査活動に関するものであったことから、かかる実績を考慮して議員事務所で使用する電話料金についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。		① 番号19の①と同じ。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額の2分の1の合計額程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥43,334

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
24	事務費	H24.5.29	38	事務所消耗品代	¥596	100%	¥298	50%	（原告第13準備書面） 議員事務所には住民からの飛び込みの相談や陳情があるから、購入したお茶の代金全額を政務調査費に計上できるという主張であるが、そのためには、来客（住民とは限らない）と事務職員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務職員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 補助参加人は「議員事務所への来客は政務調査活動に係るものがほとんどであった」と主張する。つまり、政務調査活動以外の来客もいくらかあったことを自認している。お茶の購入代金の按分率を100%とする根拠を明示した証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	番号22と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用するための来客用のお茶の購入代金である。 政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。飛び込みの相談や陳情があった際には、お茶などをお出ししてざっくばらんな雰囲気の中で事情の聴取等をする必要がある。 なお、国岡氏は後援会事務所としては、有限会社国岡建材の事務所（〒689-1461鳥取県八頭郡智頭町大字坂原404）を利用しており、鳥取県選挙管理委員会にもその旨の届出をしていた。 よって、上記議員事務所の電話については、純粋に政務調査活動だけに使用していたといえる。 このように国岡氏は議員事務所を政務調査活動専用の拠点として利用し、後援会活動・選挙活動等については有限会社国岡建材の事務所を利用していた。そのため、議員事務所への来客は政務調査活動に係るものがほとんどであった。かかる実績を考慮して議員事務所で使用する来客用のお茶の購入代金についてはその全額を政務調査活動に必要な費用として按分率100%で計上したものであり、相当といえる。		①　番号19と同じ。 ②　政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（支払額の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥298
25	事務費	H24.7.14	62	デジタルカメラ、メモリーカード代	¥27,120	100%	¥12,940	50%	（原告第13準備書面） 領収書No.62は、デジタルカメラに5年保証（1,240円）を付け、SDメモリーカードも購入したことを示す。デジタルカメラも汎用性が高く、政務調査活動以外にも容易に利用できる。「政務調査活動以外に利用されることはない」という主張を客観的に裏付ける証拠書類が提出されていないため、50%を超える支出は認められない。 （補助参加人D準備書面3への反論） 領収書（No.62）から、購入したデジタルカメラに5年保証（1,240円）をつけたことが分かる。県会議員は4年ごとに改選されるから、5年間という保証代金は政務調査費の対象としては不適切。従って、27,120－1,240＝25,880円の 50%である 12,940円を認める。	原判決は「補助参加人國岡の主張に格別不合理な点はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりであるが，仙台高裁は，事務所費として支出したとするパソコンリース代について「上記パソコンは、政務調査活動に用いられるだけではなく、それ以外の議員活動等にも使用されていると推認されるところ、その使途についての合理的な区分は困難であるから、条理上、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とするのが相当」（平成19年4月26日）と判示して、これを超える政務調査費の支出を違法とした。デジタルカメラもパソコン同様の汎用機器であり，議会活動・政党活動・後援会活動・選挙活動・私生活にも使える。 原判決は，ガイドラインの按分規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 議員事務所で政務調査活動に使用するためのデジタルカメラ及びカメラ用のSDメモリーカードの購入費用である。中山間地域である八頭郡選出議員である国岡氏は、地元の課題として山間部の災害対策・有害鳥獣対策に力を入れていた。上記デジタルカメラ及びメモリーカードはそのための現地調査に使用するために購入し、議員事務所に備置していたものである。 上記現地調査は政務調査活動そのものであり、また現地調査の結果を写真という形で視覚的記録として保存することは重要である。具体的には、有害鳥獣対策の防護柵の設置状況や大雨等の天災による被害状況、今後災害が発生する可能性が高いと思われる地域等につき現地調査を実施し、その現場を写真に収めて記録化していたものである。 上記デジタルカメラ及びSDカードは、いつでも政務調査を実施できるよう政務調査活動専用として事務所に備え付けていたものであり、政務調査活動以外に利用されることはないため、その按分率は100%とするのが相当である。		①　番号19と同じ。 ②　政務調査費を充てることが許されるのは，支払額の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥13,560
26	事務費	H24.11.1	112	事務所用電気ストーブ代	¥2,980	100%	¥1,490	50%	（原告第13準備書面） 「議員事務所は政務調査活動の拠点として開設したものであり、他の活動に使用することはない」という主張を客観的に裏付ける証拠書類が提出されていないため、50%を超える支出は認められない。	番号22と同じ。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で使用する灯油代金である。 上記議員事務所には政務調査専任の事務員が常駐しているので、事務員の労働環境の整備のためには暖房機器が必須である。上述のとおり、議員事務所は政務調査活動の拠点として開設したものであり、他の活動に使用することはないので按分率としては100%が相当である。		番号24と同じ。		¥1,490

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
27	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.29	22 23 45 58 71 89 99 110 131 142 160 173 184	補助職員賃金	¥1,038,910	100%	¥519,455	50%	（原告第13準備書面） 政務調査専任の事務員で「事務員の職務も政務調査活動に限定されていた」という主張であるが、そのためには、来客(住民とは限らない)と事務員と議員本人が政務調査活動とそれ以外の活動とを正しく区別し、事務員と議員本人は政務調査以外の活動を拒絶または自粛できなければならない。しかし、そのような前提は現実離れしている。 補助参加人は「議員事務所は政務調査活動以外の活動に使用することはほぼなく」と主張する。つまり、議員事務所が政務調査活動以外にもいくらか使用されたことを自認している。事務員の業務がすべて政務調査活動であったことを示す証拠書類は提出されていない。従って、50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人國岡が当該職員の稼働実績をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「議員事務所は政務調査活動以外の活動に使用することはほぼなく、事務員の職務も政務調査活動に限定されていた」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，日付と勤務時間を記載しただけの勤務表・賃金台帳しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。さらに，“政務調査専任”の事務職員による，政務調査活動の成果物も提出されていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 国岡氏は政務調査活動の拠点として議員事務所を開設しており、本件はかかる事務所で雇用していた事務職員の給料賃金である。 国岡氏は、上記議員事務所に政務調査専任の事務員として古谷祐子氏を雇用して、常駐させていた。議員事務所には、市民からの飛び込みの相談や陳情が多く寄せられ、かかる住民の声を汲み上げ、これを議会活動に反映することは極めて重要である。政務調査活動の拠点として議員事務所を開設し、事務職員を常駐させることにより、住民からの飛び込みの相談や陳情、電話やメールによる連絡にも迅速・的確に対応することが可能となり、住民意思の把握、県内の問題点・課題の把握に大いに資する。 上述のとおり国岡氏は後援会活動・選挙活動等については有限会社国岡建材の事務所を利用しており、議員事務所は政務調査活動以外の活動に使用することはほぼなく、事務員の職務も政務調査活動に限定されていた。 実際上も、事務員古谷祐子氏の勤務時間は概ね午前10時から午後4時までであり、勤務時間は1日6時間程度と短時間であるので、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事するだけで手一杯であり、政務調査活動以外の業務に従事する余裕はないというのが実体であった。 そこで、後援会活動及び議員活動といった政務調査活動以外の部分については、国岡氏の配偶者が事務処理を担当をするなど適宜サポートをしていた。 以上の次第で上記事務員が政務調査活動以外に従事することはないため、かかる実績を考慮して按分率を100%と計上したものであり、相当であるといえる。	丙D25	番号19と同じ。		¥519,455
28	人件費	H25.1.24	215	年末調整申告報酬	¥4,740	100%	¥2,370	50%	（原告第13準備書面） 上記の補助職員賃金と同じ理由により、50%を超える支出は認められない。なお、本件のように、政務調査活動とそれ以外の活動を合理的に区分できない場合は2分の1ずつに按分すべきであるという認識は、青森地裁判決(H24.2.3)などの多くの判例によって定着している。	番号27と同様の理由から，原判決は誤りである。		（補助参加人D準備書面3） 議員事務所の事務職員古谷祐子氏の年末調整にかかる税理士費用である。 古谷氏については、議員事務所において政務調査活動のための調査・資料収集・資料の整理等の活動に従事しており、政務調査活動専属の事務職員であった。なお、後援会活動等については国岡氏の配偶者が必要な事務作業等に対応しており、古谷氏がこれらの活動に従事することはなかった。 国岡氏としては、かかる実績を考慮して、古谷祐子氏にかかる人件費等については、その全額を政務調査費として計上したものである。事務職員を雇用する限り、年末調整は不可欠であり、そのための税理士費用も政務調査活動に必要な費用である。古谷祐子氏は政務調査活動専任の事務職員であるので、人件費及びそれに関係する年末調整費用としても按分率100%が相当である。 なお、原告らは、人件費の支出に際しては「その職員の作業時間帯、調査目的、調査内容を明記した政務調査活動記録簿」を提出して按分根拠を明示すべきであり、「それがない場合には、人件費の按分率は50%を適用する外はない」などとして、50%を超える部分は原則として違法と主張する。 しかし、かかる規制は、法・条例・ガイドラインいずれにも規定されておらず、原告独自の主張に過ぎない。按分率の上限を50%とする根拠も全く不明である。		番号19と同じ。		¥2,370
																計 ¥855,206

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H25.1.4	162	市民合同祝賀会	¥1,900	100%	¥950	50%	＜第6準備書面＞ 領収書では，“新年市民合同祝賀会”に参加したことしか分からない。この支出は，儀礼・親睦等が主な目的の賀詞交換会の参加費であり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ 「市民合同祝賀会」を100%政務調査費計上することの裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。 「祝賀会」について，以下の判例がある。 ・盛岡地判H22.11.19 「祝賀会・歓迎会・式典等は，会合の性格上，議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。」と判示した。 ・青森地判H24.2.3 弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決であるが，「13名様食事代」「医療懇談会会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について，「これらの記載に照らし，調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ，これに対する合理的な説明もない」と判示している。	原判決は「市町村等の主催する各種行事に参加して他の参加者と意見交換等を行うことも政務調査活動に該当し，県政との関連性が認められる。」として，会費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，ガイドラインには政務調査費の対象外経費として「祝賀会」が明記されている。さらに，補助参加人がこの祝賀会で市長・町村長から聞き取ったという県政に関する要望の報告（成果物）は提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		毎年、鳥取市長主催で開かれる会であり、鳥取市選出の県議会議員は、事実上出席を必ず求められている。祝賀会では、県議として挨拶をし、かつその場の出席者である市長、町村長からの要望を聞き取り、それを県政に反映させる施策に結び付けており、祝賀会への出席及びその費用（会費1500円、駐車料金400円）は、100%政務調査活動費用に該当する。		甲26の領収書番号162によると，鳥取市が主催したものであることが認められる。市町村等の主催する各種行事に参加して他の参加者と意見交換等を行うことも政務調査活動に該当し，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2	調査研究費	H25.1.8	165	商工会議所新年会駐車料金	¥400	100%	¥200	50%	＜第6準備書面＞ 領収書では，“商工会議所新年会”に参加したことしか分からない。この支出は，儀礼・親睦等が主な目的の賀詞交換会の参加費であり，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ H25.1.4の「市民合同祝賀会」と同様である。	原判決は番号1と同じ理由で，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 詳細は「原告らの主張」欄のとおりである。 さらに，ガイドラインは「親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でない」と規定している。しかし，補助参加人がこの新年会で収集したという県政に関わる情報の報告（成果物）は提出されていない。 原判決は，ガイドラインの規定やこれまでの判決例を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		本議員は、県議会土木商工常任委員に就任して以来、商工会議所新年会への出席を求められており、県政に関わる情報収集のために毎年出席しており、出席のための交通費である駐車場料金は、政務調査活動費用に該当する。		甲26の領収書番号165には「商工会議所新年会県議として出席」と追記されている。他の参加者と意見交換等を行うことも政務調査活動に該当し，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
3	調査研究費	H25.2.2	183	石破・赤沢代議士合同新年会	¥2,400	100%	¥1,200	50%	＜第6準備書面＞ 領収書では，国会議員の新年会に参加したことしか分からない。この支出は，儀礼・親睦等が主な目的の賀詞交換会の参加費であり，政党活動の側面もある。社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ H25.1.4の「市民合同祝賀会」と同様である。 会の名称通り，自由民主党に所属する国会議員の2名が主催者である新年会に参加する行為は明らかに政治活動であり，ガイドラインが定める政務調査活動以外の活動であることは明らかであり，このような特定政党の活動に参加するために政務調査費は支出できない。			県議会議員として参加要請があり、国政についての現況報告や諸情勢を聞き、今後の県政への提言等のための情報収集としての政務調査活動である。会費は100%政務調査費に該当する。		国会議員主催の合同祝賀会であり，後援会活動の実質を有することが推認されるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人野田は，適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する1200円の限度で認容する。		¥1,200

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
4	資料購入費	H24.4.28	18	朝日新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙それぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第12準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。 地方紙，全国紙の各一紙は政務調査として支出を認める。従って，購読料の高い地方紙の山陰中央新報，全国紙の日本経済新聞は政務調査費として支出することは認めるが，その他の新聞購読料は認めない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。」として，購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，新聞購読の目的・理由は，必ずしも政務調査とは限らない。例えば，議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には，読みもしない新聞を購読することになる。また，新聞の内容はテレビ欄，スポーツ欄，家庭欄など，政務調査とは関係ない記事が大半を占める。 そして，地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく，一部！）交付される政務調査費であることに鑑みれば，複数の新聞購読に要する経費を特段の理由もなく無制限に認めることはできない。 さらに，地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて，原告の主張である，全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには，十分な合理性がある。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたということはできない。		¥0
5		H24.4.28	19	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
6		H24.4.28	20	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
7		H24.5.31	38	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
8		H24.5.31	39	朝日新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
9		H24.5.31	40	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
10		H24.6.30	54	日本海新聞、朝日新聞	¥5,207	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
11		H24.6.30	56	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
12		H24.7.31	71	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
13		H24.7.31	72	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
14		H24.8.31	91	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
15		H24.8.31	92	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
16		H24.9.29	109	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
17		H24.9.29	110	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
18		H24.10.31	129	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
19		H24.10.31	130	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
20		H24.11.30	143	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
21		H24.11.30	144	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
22		H24.12.27	154	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
23		H24.12.27	155	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
24	資料購入費	H25.1.28	171	鳥取・因幡の昭和	¥10,500	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書では，『鳥取・因幡の昭和』という写真アルバムを購入したことしか分からない。この写真集が「議員が行う調査研究，議会活動に必要な図書」であることの説明がないため，「資料購入費」としての性格があるかどうか疑われる。明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ どのような政務調査活動に必要なのか全くわからない。また，証拠書類に実績等を根拠として示しているものはなく，按分もされていない。レシートであっても書籍名等，記入することは，議員にとって負担でもなんでもなく，政務調査活動が県民の税金を財源としていることを知悉している議員であれば当然の義務である。どんな用途に支出されたかを後に判別できないような領収書が県民の税金から支出され，その領収書が県の証拠書類として保管されていることはあり得ないことでもある。それさえもしていないのは政務調査活動以外の購入書籍を隠すためだと思われ，支出は認められない。 ガイドライン，10頁，資料購入費，「主な経費に係わる留意事項」，②「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。 ガイドライン，3頁，2項「政務調査費の使途」，「共通事項」，【経費の按分】による「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドライン「はじめに」に記載の「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 補助参加人は「県議として、鳥取県の昭和の歴史を学び、事象を知り、様々な知識を身につけることができるものであり、県政を語り、発展策を考えるための情報が得られる図書である。」と主張するが，抽象的な根拠ではなく，どのような研究を行い，どのような実績をあげたかを明示できない限り，書籍はどのようにでも根拠付けができることで私的趣向のための書籍と判別できず，政務調査費として支出は認められない。	原判決は「補助参加人野田の主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められるから」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，「鳥取・因幡の昭和」は昭和の懐かしい風景や季節の行事を記録した高価な写真集である。したがって，これらは個人的な趣味・興味の範囲に属する娯楽性の高い書籍というべきである。 ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限る」と規定する。補助参加人は「鳥取県の昭和の歴史を学び、事象を知り、様々な知識を身につける」「県政を語り、発展策を考えるための情報が得られる」などと主張するが，これらの書籍のどの部分が県政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情があることを主張立証する必要がある。 原判決は，ガイドラインの規定や書籍の内容を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		「鳥取・因幡の昭和」は、鳥取県の昭和の歴史を知るために有用な写真集である。県議として、鳥取県の昭和の歴史を学び、事象を知り、様々な知識を身につけることができるものであり、県政を語り、発展策を考えるための情報が得られる図書である。 図書購入は、県議としての知識習得の一手段であり、政務調査活動にあたり、書籍代は、政務調査費割合100%が相当である。	丙E2の7	書籍名のみから政務活動以外の活動に利用されたことを推認することはできない。補助参加人野田の主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E2の7	¥0
25		H25.1.30	175	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
26		H25.1.30	176	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
27		H25.2.28	203	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
28		H25.2.28	204	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0
29		H25.3.30	219	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 番号4～6（H24.4.28）に記載の通り。	番号4と同じ。		番号4～6（H24.4.28）に記載のとおり。		番号4と同じ。		¥0
30		H25.3.30	220	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%		番号4と同じ。				番号4と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
31	事務所費	H24.3.30	1	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々（ガイドラインによる）であり，それらの活動の拠点としてではなく，政務調査専用に事務所を賃借契約をすることは，余程特殊な事情が無い限り合理性がないと考える。この点，補助参加人は，議会活動や政党活動，他の議員活動はどこを拠点として活動していたのかわからず，鳥取市玉鉾以外の当該事務所に拠点を置いていたと考えるのが相当である。 また，事務所は議員活動にとって汎用性が高く，議員として事務所を賃借し，その事務所を議員活動の拠点とするならば，多種多様な議員活動に対応できるように事務所を賃借契約するのが合理的かつ効率的であり，それを政務調査専用に限定した事務所とすることの合理性は，補助参加人の主張からは認められない。 補助参加人から，政務調査専用の事務所であることの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，その50%を超える支出は認められない。 （以下において，上記主張を「主張①」という）			本議員は、事務所を二つもち、一つは、政務調査活動のために、鳥取市岩倉に事務所を構え、もう一つは、後援会活動のために、鳥取市玉鉾（たまぼこ）に事務所を構えていた。 岩倉の事務所では、「まちづくり自立塾」の看板を掲げ、地域の住民に集まって貰い、住民の意見を聞いたり、議員の意見を表明したりする場としていた。 またテーマによって、県の各部署の部長や教育委員会の教育長等を招き、説明をして貰ったり、意見交換をしたりしており、政務調査活動のための事務所として使用をしていた。 したがって、岩倉の事務所の家賃、コピー用紙等の事務費用品は、政務調査活動としての使用であり、100%が政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 同じ事務所費であっても，支出の用途が違うから，使用割合を分けている。	丙E2の1～3，6，8～13	甲33ないし35，丙E2の2，2の13によると，補助参加人野田は，鳥取市国府町玉鉾70－7に後援会事務所を構え，この後援会事務所を「自由民主党鳥取県鳥取市第4支部」としても届け出ていたこと，後援会事務所には別途固定電話をひいていたこと，そのほか自宅にも別途電話を引いていたこと等が認められるが，本事務所も政務調査活動以外の活動に使用していたことを認めているもので（按分率80%ないし90%），これらを併せ考えると，政務調査費を充てることが許されるのは，その支払額全体の80%程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。	甲33ないし35，丙E2の2，2の13	¥6,063
32	事務所費	H24.4.12	5	電気料金	¥231	90%	¥128	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	原判決は「政務調査活動の拠点とそれ以外の活動の拠点を区別していたと認められ，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものでないことは，丙E2の2『政務調査費各種経費の按分の考え方』を見れば明らかである。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		岩倉の事務所の電気、水道、灯油等の光熱費及び通信費用は、他の活動への使用もまったくないとまではいえないが、90%が政務調査活動としての使用である。		番号31と同じ（231円－（411 9円×2／32日×0．8））。		¥26
33	事務所費	H24.4.12	6	温水器	¥202	90%	¥112	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ（202円－（360 8円×2／32日×0．8））。		¥22
34	事務所費	H24.4.26	12	橋本　駐車代	¥45,833	100%	¥22,916	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			岩倉の事務所のために近隣に借りている駐車場の料金である。政務調査活動のための利用であり、100%が政務調査費に該当する。		番号31と同じ。		¥9,167
35	事務所費	H24.4.27	14	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
36	事務所費	H24.5.9	25	プロパン＆灯油	¥8,663	90%	¥4,813	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32；33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は9626円。		¥963
37	事務所費	H24.5.9	26	中電電気料金	¥3,226	90%	¥1,792	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は3585円。		¥358
38	事務所費	H24.5.9	27	中電温水器	¥2,793	90%	¥1,552	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は3104円。		¥310
39	事務所費	H24.5.30	35	プロパン	¥3,496	90%	¥1,942	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は3885円。		¥388
40	事務所費	H24.5.31	37	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
41	事務所費	H24.6.13	45	中電温水器	¥3,289	90%	¥1,827	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は3655円		¥365
42	事務所費	H24.6.13	46	電気料金	¥5,324	90%	¥2,958	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は5916円		¥592
43	事務所費	H24.6.15	48	電気料金	¥4,163	90%	¥2,313	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4626円。		¥463
44	事務所費	H24.7.2	59	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
45	事務所費	H24.7.3	61	プロパンガス	¥1,665	90%	¥925	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1850円。		¥185
46	事務所費	H24.7.12	63	中電温水器	¥2,209	90%	¥1,227	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は2455円。		¥245
47	事務所費	H24.7.12	64	電気料金	¥4,446	90%	¥2,470	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4941円。		¥494
48	事務所費	H24.7.12	65	鳥取市水道局	¥1,216	90%	¥676	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は1352円。		¥135
49	事務所費	H24.7.31	73	プロパンガス	¥1,899	90%	¥1,055	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は2110円。		¥211
50	事務所費	H24.8.1	77	家賃振込	¥30,420	100%	¥15,210	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ。		¥6,084

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
51	事務所費	H24.8.13	80	中電温水器	¥1,969	90%	¥1,094	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は2188円。		¥219
52	事務所費	H24.8.13	81	電気料金	¥6,216	90%	¥3,453	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6907円。		¥691
53	事務所費	H24.8.29	89	プロパンガス	¥1,606	90%	¥892	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は1785円。		¥178
54	事務所費	H24.8.31	93	家賃振込	¥30,420	100%	¥15,210	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,084
55	事務所費	H24.9.12	102	鳥取市水道局	¥1,347	90%	¥748	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1497円。		¥150
56	事務所費	H24.9.13	103	中電温水器	¥2,003	90%	¥1,113	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は2226円。		¥223
57	事務所費	H24.9.13	104	電気料金	¥5,593	90%	¥3,107	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6215円。		¥621
58	事務所費	H24.9.21	106	プロパンガス	¥1,606	90%	¥892	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は1785円。		¥178
59	事務所費	H24.10.2	114	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
60	事務所費	H24.10.12	115	中電温水器	¥1,909	90%	¥1,061	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は2122円。		¥212
61	事務所費	H24.10.12	116	電気料金	¥4,149	90%	¥2,305	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4610円。		¥461
62	事務所費	H24.10.30	128	プロパンガス	¥1,606	90%	¥892	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1785円。		¥178
63	事務所費	H24.10.31	134	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
64	事務所費	H24.11.13	136	鳥取市水道局	¥1,173	90%	¥652	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1304円。		¥130
65	事務所費	H24.11.13	137	中電温水器	¥2,631	90%	¥1,462	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は2924円。		¥292
66	事務所費	H24.11.13	138	電気料金	¥3,913	90%	¥2,174	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4348円。		¥435
67	事務所費	H24.11.30	146	プロパンガス	¥1,723	90%	¥957	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1915円。		¥191
68	事務所費	H24.12.4	149	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
69	事務所費	H24.12.13	150	中電温水器	¥2,690	90%	¥1,494	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は2989円。		¥299
70	事務所費	H24.12.13	151	電気料金	¥3,848	90%	¥2,138	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4276円。		¥428
71	事務所費	H24.12.28	159	プロパン＆灯油	¥10,860	90%	¥6,033	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は12067円。		¥1,207
72	事務所費	H24.12.28	160	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
73	事務所費	H25.1.16	166	中電温水器	¥3,505	90%	¥1,947	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は3895円。		¥389
74	事務所費	H25.1.16	167	電気料金	¥5,004	90%	¥2,780	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は5561円。		¥556
75	事務所費	H25.1.21	168	鳥取市水道局	¥1,086	90%	¥603	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は1207円。		¥121
76	事務所費	H25.1.31	177	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
77	事務所費	H25.2.1	181	プロパン＆灯油	¥10,026	90%	¥5,570	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は11141円。		¥1,114
78	事務所費	H25.2.10	188	中電温水器	¥2,841	90%	¥1,578	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は3157円。		¥316
79	事務所費	H25.2.10	189	電気料金	¥4,282	90%	¥2,379	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は4758円。		¥476
80	事務所費	H25.2.25	196	プロパン＆灯油	¥20,340	90%	¥11,300	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は22600円。		¥2,260
81	事務所費	H25.3.1	206	家賃振込	¥30,315	100%	¥15,157	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号31（H24.3.30）記載のとおり。		番号31と同じ		¥6,063
82	事務所費	H25.3.4	208	プロパン＆灯油	¥8,566	90%	¥4,759	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は9518円。		¥952
83	事務所費	H25.3.12	210	鳥取市水道局	¥1,173	90%	¥652	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は1304円。		¥130
84	事務所費	H25.3.13	211	中電温水器	¥3,559	90%	¥1,922	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は3955円。		¥395
85	事務所費	H25.3.13	212	電気料金	¥4,766	90%	¥2,648	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号32と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は5296円。		¥530
86	事務費	H24.4.7	3	パソコン関連	¥22,350	100%	¥11,175	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①のとおり			岩倉の事務所に関するパソコン等の費用である。 パソコン関係は政務調査活動のための使用であり、100%が政務調査費に該当する。		番号31と同じ		¥4,470
87	事務費	H24.4.7	4	パソコンサプライ品	¥1,340	100%	¥670	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。					番号31と同じ		¥268

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
88	事務費	H24.4.23	11	コピー用紙他	¥3,688	100%	¥1,844	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			政務調査活動のために作成する資料の用紙であり、100%が政務調査費に該当する。		番号31と同じ		¥738
89	事務費	H24.4.27	15	コピー用紙Aサイズ2シメ	¥556	100%	¥278	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号88（H24.4.23）記載のとおり。		番号31と同じ		¥112
90	事務費	H24.5.1	21	西日本電信電話光通信	¥575	90%	¥319	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	原判決は「補助参加人野田は政務調査活動の拠点とそれ以外の活動の拠点とを区別していたと認められ，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，通信回線の使用割合の実績に基づいて算出したものでないことは，丙E2の2『政務調査費各種経費の按分の考え方』を見れば明らかである。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」（平成23年9月30日）と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は639円		¥64
91	事務費	H24.5.1	22	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
92	事務費	H24.5.1	23	NTTドコモ	¥5,015	60%	¥4,179	50%	＜第12準備書面＞ 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，野田修県議は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。 携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は，「携帯電話料金であるが、政務調査活動として、議会事務局、市町村関係者、業界団体関係者等との連絡に使用しているが、個人的な連絡にも使っていることから、その使用割合としては、6割程度が政務調査活動としての使用に相当する。」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)に使用していると認めている。 ガイドラインの「はじめに」に記載の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自由裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。 そのために，ガイドライン，2項「政務調査費の使途」，「主な経費に係わる留意事項」，「共通事項」，【経費の按分】，①を定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類(以下「証拠書類」という。)に按分の根拠を明示」がされない場合には，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人野田が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，携帯電話の使用割合の実績に基づいて算出したものでないことは，丙E2の2『政務調査費各種経費の按分の考え方』を見れば明らかである。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」(平成29年1月31日)と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」(平成23年9月30日)と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		携帯電話料金であるが、政務調査活動として、議会事務局、市町村関係者、業界団体関係者等との連絡に使用しているが、個人的な連絡にも使っていることから、その使用割合としては、6割程度が政務調査活動としての使用に相当する。		補助参加人野田は，左記支出の対象が，政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額(2分の1程度)にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については，不当利得になるというべきである。		¥836
93	事務費	H24.5.24	33	コピー用紙他	¥759	100%	¥379	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①のとおり			番号88(H24.4.23)記載のとおり。		番号31と同じ		¥152
94	事務費	H24.5.31	41	NTTドコモ	¥4,960	60%	¥4,134	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92(H24.5.1)記載のとおり。		番号92と同じ。		¥826

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
95	事務費	H24.5.31	42	西日本電信電話光通信	¥939	90%	¥522	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1044円。		¥104
96	事務費	H24.5.31	43	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%		番号90と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
97	事務費	H24.6.11	44	PCソフト	¥1,726	80%	¥1,079	50%		番号90と同じ。		パソコンソフトであるが、岩倉の事務所用に導入したものである。県の監査委員会の査定で80%を計上している。		甲33ないし35，丙E2の2，2の13によると，補助参加人野田は，鳥取市国府町玉鉾70－7に後援会事務所を構え，この後援会事務所を「自由民主党鳥取県鳥取市第4支部」としても届け出ていたこと，後援会事務所には別途固定電話をひいていたこと，そのほか自宅にも別途電話を引いていたこと等が認められる。本件ガイドラインでは，事務費について事務所の形態を勘案の上，使用の割合に応じ按分して支出すべきものと規定されているところ，補助参加人野田は政務調査活動の拠点とそれ以外の活動の拠点とを区別していたと認められ，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
98	事務費	H24.7.2	57	NTTドコモ	¥5,020	60%	¥4,183	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92(H24.5.1)記載のとおり。		番号92と同じ。		¥837
99	事務費	H24.7.2	58	NTT西日本 光通信	¥559	90%	¥311	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は622円。		¥62
100	事務費	H24.7.2	60	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
101	事務費	H24.7.30	69	コピー用紙他	¥2,130	100%	¥1,065	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号88(H24.4.23)記載のとおり、100%政務調査費に該当する。		番号31と同じ		¥426
102	事務費	H24.7.31	74	NTTファイナンス携帯	¥4,885	60%	¥4,071	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92(H24.5.1)記載のとおり。		番号92と同じ。		¥814
103	事務費	H24.7.31	75	NTTファイナンス光	¥643	90%	¥357	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は715円。		¥71
104	事務費	H24.7.31	76	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%		番号90と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
105	事務費	H24.8.31	94	NTT西日本 光通信	¥731	90%	¥406	50%		番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は813円。		¥81

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
106	事務費	H24.8.31	95	NTTドコモ	¥5,230	60%	¥4,359	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥871
107	事務費	H24.8.31	96	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
108	事務費	H24.9.4	101	ハガキ交換手数料	¥1,040	100%	¥520	50%	＜第12準備書面＞ 主張からは，余った葉書を何に交換したかも分からない。分からないにもかかわらず，その交換手数料が政務調査活動であるとは言えない。従って，政務調査費としての支出は認められない。			岩倉の事務所で行う勉強会（地域の住民等が対象）のための案内葉書の余ったものを交換した手数料であり、政務調査活動の費用である。		番号31と同じ	丙E2の9，2の10	¥208
109	事務費	H24.10.1	111	NTTファイナンス光	¥573	90%	¥318	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は637円。		¥64
110	事務費	H24.10.1	112	NTTファイナンス携帯	¥4,921	60%	¥4,101	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥820
111	事務費	H24.10.1	113	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。 ジャストシステムが販売するパソコンソフトウェアはワープロや表計算，辞書，年賀状ソフト，子どもの教材等，多種多様あり，領収書には「バージョンアップ乗り換え版」としか記載がなく，どのような目的でどのソフトウェアを購入したかわからない。また，世の中には多くのソフトウェアが存在し，販売されているが，政務調査にしか使えないソフトウェアは存在しない。従って，100%の按分率はあり得ないものであり，50%を超える支出は認められるはずがない。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
112	事務費	H24.10.16	117	ジャストシステムバージョンアップ版	¥3,118	100%	¥1,559	50%				パソコンソフトであるが、岩倉の事務所用に導入したものである。		他のパソコンソフト（番号97）やパソコン本体（番号127）の按分率が80%とされていることと整合しない。80%を超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥624
113	事務費	H24.10.31	131	NTTファイナンス光	¥504	90%	¥280	50%		番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は561円。		¥56

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
114	事務費	H24.10.31	132	NTTファイナンス携帯	¥5,319	60%	¥4,433	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥886
115	事務費	H24.10.31	133	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
116	事務費	H24.11.30	145	NTTファイナンス携帯	¥5,286	60%	¥4,405	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥881
117	事務費	H24.11.30	147	NTT PCプロバイダー	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
118	事務費	H24.12.25	153	NTTファイナンス携帯	¥5,695	60%	¥4,746	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥949
119	事務費	H24.12.28	158	パソコンサプライ品	¥12,880	100%	¥6,440	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号86（H24.4.7）記載のとおり。		番号31と同じ		¥2,576
120	事務費	H25.1.4	161	NTTファイナンス携帯	¥4,926	60%	¥4,105	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥821
121	事務費	H25.1.4	163	NTTファイナンス光通信	¥576	90%	¥320	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は641円。		¥64
122	事務費	H25.1.4	164	NTT PCプロバイダ	¥5,830	90%	¥3,239	50%		番号90と同じ。				番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
123	事務費	H25.1.31	178	NTTファイナンス光通信	¥846	90%	¥470	50%		番号90と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は941円。		¥94
124	事務費	H25.1.31	179	NTTファイナンス携帯	¥4,957	60%	¥4,131	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥826

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
125	事務費	H25.1.31	180	NTT PCプロバイダ	¥5,830	90%	¥3,239	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33(H24.4.12)記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
126	事務費	H25.2.2	182	事務用品セロテープ、ペン他	¥1,697	100%	¥848	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			政務調査活動のために作成する資料のための文具であり、100%が政務調査費に該当する。		番号31と同じ		¥340
127	事務費	H25.2.10	184	NECパソコン	¥79,840	80%	¥49,900	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		政務調査活動に使用するために新たに購入したパソコンと関連する機器等に関する代金であり、本来であれば政務調査費として100%が相当であるが、個人の財産との側面も全くないわけではないことから、80%を政務調査費に該当すると按分している。		番号97と同じ。		¥0
128	事務費	H25.2.10	185	エプソンプリンター	¥35,840	80%	¥22,400	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。				番号97と同じ。		¥0
129	事務費	H25.2.10	186	ウイルスバスター	¥8,640	80%	¥5,400	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。				番号97と同じ。		¥0
130	事務費	H25.2.10	187	アンテナ用品	¥1,208	80%	¥755	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。				番号97と同じ。		¥0
131	事務費	H25.2.16	190	パソコンサプライ品	¥890	100%	¥445	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号86(H24.4.7)記載のとおり。		番号31と同じ		¥178
132	事務費	H25.2.19	191	NECバックアップ製品	¥5,796	80%	¥3,622	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号127～130(H25.2.10)記載のとおり。		番号97と同じ。		¥0
133	事務費	H25.2.23	194	スタンプ・クリップ・コピー用紙他	¥2,114	100%	¥1,057	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			政務調査活動のために作成する資料の用紙や文具であり、100%が政務調査費に該当する。		番号31と同じ		¥423
134	事務費	H25.2.23	195	パソコンサプライ品	¥7,519	100%	¥3,759	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号88(H24.4.23)記載のとおり。		番号31と同じ		¥1,504
135	事務費	H25.2.26	197	パソコンサプライ品	¥14,429	100%	¥7,214	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。			番号88(H24.4.23)記載のとおり。		番号31と同じ		¥2,886
136	事務費	H25.2.27	198	パソコンサプライ品	¥4,080	100%	¥2,040	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。					番号31と同じ		¥816

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
137	事務費	H25.2.28	201	NTTファイナンス携帯	¥4,905	60%	¥4,087	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥818
138	事務費	H25.2.28	202	NTTファイナンス光通信	¥544	90%	¥302	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は605円		¥60
139	事務費	H25.2.28	205	NTT PCプロバイダ	¥5,830	90%	¥3,239	50%		番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は6478円。		¥648
140	事務費	H25.3.1	207	プリンター用インク	¥1,220	100%	¥610	50%				番号88（H24.4.23）記載のとおり。		番号31と同じ		¥244
141	事務費	H25.3.11	209	プロバイダ料	¥1,701	90%	¥945	50%		番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は1890円。		¥189
142	事務費	H25.3.21	214	PCサプライ品、コピー用紙	¥580	100%	¥290	50%				番号88（H24.4.23）記載のとおり。		番号31と同じ		¥116
143	事務費	H25.4.1	239	NTTファイナンス	¥5,010	60%	¥4,175	50%	＜第12準備書面＞ H24.5.1の「NTTドコモ」記載の通り。	番号92と同じ。		番号92（H24.5.1）記載のとおり。		番号92と同じ。		¥835
144	事務費	H25.4.1	240	NTT 光通信	¥739	90%	¥411	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号90と同じ。		番号32，33（H24.4.12）記載のとおり。		番号31と同じ。支払額全体は822円。		¥82
145	事務費	H25.4.15	241	電気料金	¥3,230	90%	¥1,794	50%		番号90と同じ。				番号3.1と同じ。（3230円－（4003円×26／29日×0．8））		¥359

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
146	人件費	H24.4.26 ～ H25.3.29	13 36 53 68 90 108 127 139 148 157 174 199 218	甲山紀子 生駒公子	¥973,500	100%	¥486,750	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	原判決は「政務調査活動に従事する職員とその他の業務に従事する職員を区別していたとの補助参加人野田の主張内容に格別不合理な点はなく，按分率が相当でないことを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「本人件費は，100%政務調査費に該当する。」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，勤務簿（日別の勤務時間）と賃金台帳（月別の勤務日数と時間）しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。さらに，“政務調査活動のために雇用した職員”による，政務調査活動の成果物も提出されていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50%までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		政務調査活動のために雇用した職員であり、情報の収集、資料の整理、政務調査活動費の経理等に従事していた。平日午前10時から午後4時までの勤務であり、岩倉の事務所に常駐していた。 他方、後援会活動への従事は、議員の親族が行い、更に必要な都度、別途パートで雇用していた。 したがって、本人件費は、100%政務調査費に該当する。	丙E2の4・5・12・13	補助参加人野田は，鳥取市国府町玉鉾70－7に後援会事務所を構え，この後援会事務所を「自由民主党鳥取県鳥取市第4支部」としても届け出ていたこと，後援会事務所には別途固定電話をひいていたこと，そのほか自宅にも別途電話を引いていたこと等が認められるが，本事務所も政務調査活動以外の活動に使用していたことを認めているもので(按分率80%ないし90%)，補助職員自身，後援会活動や選挙活動について後援会関係者などへの連絡をしていたことを認めているほか，補助職員が本事務所に常勤して午前10時から午後4時まで働いていたことが認められることや，政務調査活動以外の活動の補助のために雇用した職員の就労状況も詳らかでないこと等を併せ考えると，政務調査費を充てることが許されるのは，その支払額全体の80%程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。	丙E2の4・5・12・13	¥194,700

計　¥331,533

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
総論									＜第12準備書面＞ 補助参加人が，「他の活動としての事務所使用も一部無いとはいえないが」と主張しているように，微々たるものであっても，事務員の勤務内容について，政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に従事していることを認めている。事務所を自由民主党鳥取県鳥取市第六支部として届けている限りは，その年に行われた衆議院選挙においても，事務員が政務調査以外の何らかの補助業務を行い，事務所，事務用品を使用し，電話の応対や郵便物などの処理，支援者への対応などをしていたはずである。それにもかかわらず，衆議院解散があった11月や，選挙があった12月であっても政務調査にかかる按分率が同じ80%であることは外形的に疑われる。 このように，事務所を自由民主党鳥取県鳥取市第六支部として届け，「浜崎芳宏事務所」，「浜崎しんいち後援会事務所」の看板を事務所にかかげ，政党のポスターを貼り付けている以上は，事務所費及び関連費については政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていることは，補助参加人が認めているように，ガイドライン，共通事項，【経費の按分】，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること」とあるように，補助参加人が言う「政務調査活動にかかる膨大な資料の収集，整理，作成」による実績，その按分率と，按分の根拠を明示しない限り，少なくとも50%を超える支出は認めることはできない。	補助参加人の事務所は，平成24年当時，自由民主党鳥取県鳥取市第六支部，浜崎晋一後援会として選挙管理委員会に届け出し（甲32号証・甲33号証・甲34号証），政党のポスターを貼り付けていた。にもかかわらず，補助参加人は「本議員の事務所は，主に政務調査活動のための事務所として，資料収集，資料作成，関係者等への連絡，打ち合わせ等に使用している。なお，他の活動としての事務所使用も一部ないとはいえないが，選挙時期と重なるときなど，その利用は少ない。政務調査活動としての使用がほとんどであるのが実情である。 政務調査活動としての事務所使用割合は，低く見ても80%である。」と，何ら，実績も示さず，立証ができない主張は信用できない。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われたにもかかわらず「選挙時期と重なるときなど，その利用は少ない。」と，政党事務所であるにもかかわらず，信じられない主張をした。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所の利用が少ないとは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで使途することは出来ない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 従って，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人が主張した按分率の80%が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，事務所費・事務費において政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。		[事務費・事務所費について] 本議員の事務所は，主に政務調査活動のための事務所として，資料収集，資料作成，関係者等への連絡，打ち合わせ等に使用している。 なお，他の活動としての事務所使用も一部ないとはいえないが，選挙時期と重なるときなど，その利用は少ない。政務調査活動としての使用がほとんどであるのが実情である。 政務調査活動としての事務所使用割合は，低く見ても80%である。 事務所内のパソコン等の備品，コピー機器等，文具等の消耗品，灯油，電気等の光熱費，パソコン，インターネット関係費用，通信費等については，政務調査活動のために必要な機器，備品等であり，これらは，政務調査費のうち「事務費」として計上している。 灯油代は，「事務所費」として計上している。 原告は，按分割合はともかくも，上記を政務調査費としては認めている。 そこで，購入した具体的な物品名を明らかにするのは省略する（なお県議会事務局に提出した領収証には，購入物品名はすべて記載されている。）。 これらの使用割合は，事務所の使用割合とほぼ等しく，80%である。	丙E3の1～3，6，8			

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.8.23	0823	関西広域連合意見交換会参加会費	¥10,000	100%	¥5,000	50%	＜第6準備書面＞ 関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ 懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。 「意見交換会」「懇談会」について，以下の判例がある。 ・大分地判H23.2.26 大分県議会のH17年度政務調査費にかかる第1審判決である。 大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費，及び大分県福祉対策協議会との意見交換会の経費負担金につき，いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで，「このような懇談会は，社会通念上，会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」として，本件使途基準に合致しないものと判示した。 ・青森地判H24.2.3 弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決である。「13名様食事代」「医療懇談会会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について，「これらの記載に照らし，調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ，これに対する合理的な説明もない」と判示して，支出を違法とした。 ・仙台高判H23.5.20 弘前市議会のH17年度政務調査費にかかる控訴審判決である。 「市政報告会」の開催費用を政務調査費から支出することが原則として不適切ではないとしつつ，「地元団体組織及び市内団体組織」との懇談会1件につき，「政務調査活動との関連性が明らかでなく，これを補足する説明もされていない」と判示した。	「関西広域連合懇談会について（当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁）」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会（懇親会と同意語）であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの“原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		関西広域連合は，近畿圏（当時奈良除く，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県）及び徳島県，鳥取県等が参加する地方自治法284条に基づく特別地方公共団体である。 中国5県の中では鳥取県だけが入っている。鳥取県は，広域医療，広域観光，広域産業振興等の分野に参加している。 当日は，広域医療等への施策に鳥取県内事情を反映させるべく鳥取県を理解してもらうために初めて鳥取県において広域連合議会が開催されたものである。 議会終了後の懇談会は，更に鳥取県の紹介や意見交換等が行われ，より理解を深めて貰うための場として設けられたものであり，各府県の議員及び広域連合委員である各府県の知事も出席をした会であり，懇談会名目となっているが，実質は協議会であった。実質参加費としての会費1万円が定められていたものであり，100%政務調査費に該当する。		甲26領収書番号0823添付の書類によると，関西広域連合議会8月定例会後の会であったことが認められ，上記会に引き続いて他の参加者との意見交換を行ったとの補助参加人濱﨑の主張が不合理とまではいえない。 本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。ホテルで開催されたこと，懇談会という名称，会費の金額から食糧費としての性質を有すると推認される。県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が1万円と定められていたと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	資料購入費	H24.4.9	0409-1	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ どのような政務調査活動に必要なのか全くわからない。また，全ての証拠書類に実績等を根拠として示しているものはなく，按分もされていない。レシートであっても書籍名等，記入することは，議員にとって負担でもなんでもなく，政務調査活動が県民の税金を財源としていることを知悉している議員であれば当然の義務である。どんな用途に支出されたかを後に判別できないような領収書が県民の税金から支出され，その領収書が県の証拠書類として保管されていることはあり得ないことでもある。それさえもしていないのは政務調査活動以外の購入書籍を隠すためだと思われ，支出は認められない。 ガイドライン，10頁，資料購入費，「主な経費に係わる留意事項」，②「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。 ガイドライン，3頁，2項「政務調査費の使途」，「共通事項」，【経費の按分】による「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドライン「はじめに」に記載の「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる」とあるが，書籍名のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，そのタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，「購入費用は100%政務調査費に該当」と主張するだけであれば，被告の雑誌や書籍に対する全てについて支出は認められない。		定期購読をしている「月刊ガバナンス」という地方自治や地域づくりに関する情報等が掲載されている月刊誌である。 毎月購読し，県政への提言等につなげるための情報収集として有用な政務調査活動資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。 なお，当時のガイドラインでは，領収証の写しが証拠書類となっており，書籍名の記載は義務付けられていなかったので，記載をしていなかったに過ぎない。	丙E3の6・7	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。丙E3の7によると，左記月刊誌は地方自治に関する総合情報誌であることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6，7	¥0
3	資料購入費	H24.5.8	0508	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞ 書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9（番号2。以下同じ。）記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。		番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
4	資料購入費	H24.5.18	0518-1	参考図書購入	¥2,050	100%	¥0	0%	＜訴状＞ 書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍「社会福祉の理論と政策」の代金である。 福祉に関する知見を高めると共に，県の福祉政策への提言等につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	資料購入費	H24.5.29	0529	参考図書購入	¥1,300	100%	¥650	50%	＜第6準備書面＞ 職員録・県民手帳は，政務調査にも使用できるが，議員活動全般に関連する資料であり，その経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ 議員が政務調査活動として問い合わせをする場合，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取次ぎができ，必ず職員録がなければ，政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることからわかる。政務調査にしか使えないような職員名簿であるとすれば，名簿業者が販売するはずがない。 また，ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県教育関係職員録は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されたと推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		本議員は，総務教育常任委員会に所属していたので，教育関係者の職員録は，県政への提言等に関して，職員から現状の説明を受けたりする際の情報収集資料である，政務調査費として100%計上されるべきものである。		領収書の内訳欄の記載から平成24年度鳥取県教育関係職員録を購入したものと認められる。書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
6	資料購入費	H24.6.5	0605	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
7	資料購入費	H24.6.28	0628	参考図書購入	¥700	100%	¥350	50%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.5.9記載の通り。なお，H24.5.9は，「教育関係職員録」であるが，「教育関係職員録」が「町村職員録」に変わっただけのことである。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されたと推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		職員録は，県政への提言等に関して，各町村の職員から事実や現状の確認をするなどが必要なときに，連絡先把握のための利用資料として，政務調査活動のための資料である。その購入費は100%政務調査費に該当する。		領収書のただし書の記載から，鳥取県町村職員録を購入したものと認められる。書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
8	資料購入費	H24.7.11	0711	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 H24.4.9に記載のとおり購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	当裁判所の判断		
									原審	当審			証拠	補足説明	違法支出額
9	資料購入費	H24.7.27	0727−2	参考図書購入	¥5,420	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		京都の㈱ミネルヴァ書房から取り寄せた書籍「福祉政策の社会学」の代金である。 福祉関係の施策，提言につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6	¥0
10	資料購入費	H24.8.7	0807	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
11	資料購入費	H24.8.22	0822−1	参考図書購入	¥9,990	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。なお，野田修議員H25.1.8にも同じ本あり 補助参加人は「県議として，鳥取県の昭和の歴史を学び，事象を知り，様々な知識を身につけることができるものであり，県政を語り，発展策を考えるための情報が得られる図書である。」と主張するが，抽象的な根拠ではなく，どのような研究を行い，どのような実績をあげたかを明示できない限り，書籍はどのようにでも根拠付けができることで私的趣向のための書籍と判別できず，政務調査費として支出は認められない。	番号2と同じで支出は認められない。		「鳥取・因幡の昭和」は，鳥取県の昭和の歴史を知るために有用な写真集である。県議として，鳥取県の昭和の歴史を学び，事象を知り，様々な知識を身につけることができるものであり，県政を語り，発展策を考えるための情報が得られる図書である。 図書購入は，県議としての知識習得の一手段であり，政務調査活動にあたり，書籍代は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・丙E2の7	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6	¥0
12	資料購入費	H24.9.13	0913	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
13	資料購入費	H24.10.9	1009	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	資料購入費	H24.10.23	1023	参考図書購入	¥10,542	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍「Q＆A障害者福祉・支援の手引」であり，障害者福祉に関する知見を高めると共に，県の福祉政策への提言等につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，政務調査活動以外の目的のために支出されたとの一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E3の6	¥0
15	資料購入費	H24.11.12	1112	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
16	資料購入費	H24.11.20	1120	参考図書購入	¥5,670	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍[社会福祉小六法」及び「社会福祉用語辞典」の代金である。福祉に関する知見を高めると共に，県の福祉政策への提言等につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，政務調査活動以外の目的のために支出されたとの一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E3の6	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
17	資料購入費	H24.12.5	1205	参考図書購入	¥600	100%	¥300	50%	＜第6準備書面＞ 職員録・県民手帳は，政務調査にも使用できるが，議員活動全般に関連する資料であり，その経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ 補助参加人から県民手帳が証拠として提出されておらず，補助参加人の主張を裏付ける証拠は全くない。本件の2012年度の「暮らしの便利資料」は，原告らにおいて入手できず，翌2013年度及び2017年度の「暮らしの便利資料」を入手することができた。2013年度の目次が甲11，2017年度の目次が甲12である。また，その内容を見ても，ほとんど変化がない。補助参加人は，前年度の2011年度版県民手帳も購入していると思われるが，前年度と比較して，統計の内のごくわずかは異なっているが，2012年度の「暮らしの便利資料」もほぼ同内容であり，その利用価値は低い。ごくわずかについては，前年度と比較して統計の数値が変化する項目があるものの，数年毎の調査のために前年度と数値が変わらないものが多い。2012年度版の全てが不要とは言わないが，そのわずかな変化はとるに足らないものである。しかも，付録の「暮らしの便利資料」はわずか約50頁であり，本体の県民手帳は約230頁であり，その本体は，個人的用途にも使用できるし，県議会議員としての活動にも活用できる。そのようなものを全額政務調査費とすることは到底合理性がない。 県民手帳は，政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，県民手帳が具体的に調査活動に100%資することが明示・立証されなければ，全額を政務調査費として充当することは許されない。	『政務調査費議員必携』の“はじめに”には，「政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。」とあり，ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とある。つまり，政務調査費は，議員が政務調査活動の内容や実績により按分率を算定し明らかにすることによって，その経費の一部が交付されるものである。県民手帳の作成目的は，暮らしに便利な情報を掲載することにより，一般県民の生活に役立つような内容となっている。ちなみに，2018年度の県民手帳は，酒蔵マップ，ご当地キャラ等も掲載し，県民にとって親しみがもてる内容も含まれており，政務調査専用の手帳ではない。議員も一県民であり，県民手帳は一県民としての用途があるのは明かである。また，全議員が県民手帳を政務調査費から支出していないことからも，政務調査活動に必ず必要としないことは明らかである。従って，県民手帳を購入し，その100%が政務調査活動であるという実績を示せない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。		鳥取県の県勢状況がわかる資料であり，手帳形式になっているが，県政に関わる情報収集資料であり，政務調査活動に該当する。購入費用は，政務調査費として100%計上されるべきものである。		丙F5の6によると，スケジュール帳形式のものであり，甲11，12によれば，県民手帳には，県の暮らしに関わる統計や，県内の各種行政組織，主要官庁などの連絡先等が掲載されていることが認められるものの，スケジュール部分については，一般的に，私的活動等を含む政務調査活動以外の活動の管理にも使用されるものであり，この点に関する適切な反証がない以上，政務調査費を充てることが許されるのは支払額の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲11，12，丙F5の6	¥300
18	資料購入費	H24.12.12	1212-1	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
19	資料購入費	H25.1.15	0115	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
20	資料購入費	H25.2.12	0212-1	参考図書購入	¥2,730	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍「支援者が成長するための50の原則」の代金である。 障害者福祉に関する知見を高めると共に，県の福祉政策への提言等につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，政務調査活動以外の目的のために支出されたとの一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E3の6	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
21	資料購入費	H25.2.13	0213	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0
22	資料購入費	H25.2.25	0225−1	参考図書購入	¥6,500	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		年鑑「2013年版　山陰企業年鑑」の代金である。 鳥取県外山陰地方の企業の状況を知ることにより，県政への提言等のための政務調査活動の資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6	¥0
23	資料購入費	H25.2.26	0226	参考図書購入	¥2,000	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。また補助参加人は「福祉に関する知見を高める」と主張するが，自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍「障がいのある人の支援と社会福祉」の代金である。 障害者福祉に関する知見を高めると共に，県の福祉政策への提言等につなげるための情報収集としての政務調査活動に有用な資料であり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，政務調査活動以外の目的のために支出されたとの一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E3の6	¥0
24	資料購入費	H25.3.7	0307−2	参考図書購入	¥800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞　H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		「月刊ガバナンス」の代金である。 番号2（H24.4.9）に記載のとおり，購入費用は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6・7	番号2と同じ。	丙E3の6，7	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
25	資料購入費	H25.3.30	0330-1	参考図書購入	¥2,800	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。自らが関与している福祉関係施設と関係がある書籍であり，この書籍が私用ではなく政務調査用であるとの根拠及び実績が示されない限り支出が認められないことは当然である。		書籍「Q&A障害者福祉・支援の手引」の差し替え分の代金である。 番号14（H24.10.23）に記載のとおりであり，代金は100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を証する書類等の提出がないからといって，政務調査活動以外の目的のために支出されたとの一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E3の6	¥0
26	資料購入費	H25.3.30	0330-2	参考図書購入	¥1,554	100%	¥0	0%	＜訴状＞書籍名がない。 ＜第6準備書面＞ 書籍名が記載されていないため，「政務調査活動に必要なもの」であることを説明できない。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第12準備書面＞ H24.4.9記載の通り。	番号2と同じで支出は認められない。		書籍「地域ハンドブック―地域データと政策情報」の代金である。 内容は書籍名の示すとおりであり，県政への提言のための政務調査活動として有用な資料であり，購入費用は，100%政務調査費に該当する。	丙E3の6	甲26の左記領収書番号の領収書に利用目的に「参考図書」と追記されていることが認められる。本件訴訟で書籍名が明らかにされており，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の6	¥0
27	広報費	H24.8.29	0829	ホームページ管理費	¥40,000	80%	¥25,000	50%	＜第12準備書面＞ 議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と県政報告的な側面が混在している。その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえない。 ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」として，補助参加人のホームページ使用料，ホームページ管理費の80%を広報費として政務調査費の支出を認めた。しかし，この判断は明らかに間違っている。補助参加人はホームページの内容を何ら実績として示しておらず，ホームページの紙面の80%が政務調査活動であるという根拠も示していない。通常，議員のホームページの内容は，ガイドラインにあるように政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）が大量に含まれているのが当然である。それにもかかわらず，80%が調査研究活動であるという主張に全く信憑性はない。現在の補助参加人のホームページを見ても，とてもではないが，その紙面の80%が政務調査であるとは思えない。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの管理料について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の主張を過剰に忖度して80%の按分支出を認めており，誤りである。		事務所使用割合と同じ考え方（総論記載）であり，管理費のうち80%が政務調査費に該当する。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥15,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	広報費	H24.10.1	1001	議会報告	¥64,000	80%	¥53,600	67%	＜訴状＞報告書添付なし。 ＜第12準備書面＞ ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。 A4紙面の210平方mm x 297平方mm 証拠書類丙E3号証の4はA4の14頁構成なので総面積は210平方mmx297平方mm×14=873180平方mm 政務調査と認められない面積 1頁目　14204.10平方mm　2頁目　4979.03平方mm 7頁目　3348.46平方mm　8頁目　8855.94平方mm 10頁目 53194.29平方mm　11頁目 53220.20平方mm 12頁目 53628.73平方mm　13頁目 54241.69平方mm 14頁目 48628.26平方mm 除外箇所の合計面積＝294300.7平方mm 全体はA4サイズの14頁構成なので総面積は210平方mmx297平方mm×14=873180平方mm 従って，873180－294300.7＝578879.3平方mmが政務調査費として認められ，578879.3÷873180×100＝66.29となり，按分率は67%となる。		甲第28号証	議会における質問内容や県政の状況等を記載して住民に送るための葉書の購入であり，政務調査活動に該当する。記載内容から80%が政務調査活動報告にあたるので，購入費用80%が政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 本件ガイドラインに従い，領収書のコピーの余白に「議会報告用」と記載して政務調査活動のため利用していることを明らかにしている。原告らが外形的事実を立証しているとはいえない。		甲26の領収書番号1001の領収書によると，葉書の購入費用であること，議会報告用ハガキであると追記されていることが認められる。補助参加人濱﨑は，左記支出の対象である葉書が，政務調査活動以外の活動にも利用されていることが認めているが，その記載内容が不明であって政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人濱﨑は本件訴訟でもハガキの記載内容につき反証しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する額（左記原告ら主張額を超える額）の限度で認容する。		¥10,400
29	広報費	H24.11.26	1126-1	議会報告	¥40,000	80%	¥33,500	67%	＜訴状＞報告書添付なし。 ＜第12準備書面＞　H24.10.1記載の通り。 番号28と同じ按分率とすべきである。		甲第28号証	H24.10.1記載のとおり。		番号28と同じ。		¥6,500
30	広報費	H25.3.6	0306-1	議会報告用ハガキ購入	¥60,000	80%	¥0	0%	＜訴状＞報告書添付なし。 ＜第12準備書面＞　H24.10.1記載の通り。			H24.10.1記載のとおり。		左記領収書番号の領収書には「議会報告用葉書」と追記されている一方で，補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。政務調査費として支出することが許されるのは支出額全体（7万5000円）の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥37,500

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
31	広報費	H25.3.29	0329-4	議員活動報告印刷費	¥270,270	90%	¥222,222	74%	＜訴状＞報告書添付なし。 ＜第12準備書面＞　H24.10.1記載の通り。 A4紙面の210平方mm x 297平方mm 証拠書類丙E3号証の5はA4の16頁構成なので総面積は 210mmx297mm×16=997920平方mm 政務調査と認められない面積 1頁目　13167.61平方mm　4頁目　4795.73平方mm 5頁目　4110.09平方mm　7頁目　7340.20平方mm 9頁目　2795.01平方mm　10頁目　4912.33平方mm 11頁目 49739.45平方mm　12頁目 48202.06平方mm 13頁目 32070.51平方mm　15頁目 48992.55平方mm 16頁目 43695.78平方mm 除外箇所の合計面積＝259821.32平方mm 全体はA4サイズの16頁構成なので総面積は210平方mmx297平方mm×16=997920平方mm 　従って，997920－259821.32＝738098.68平方mmが政務調査費として認められ，738098.68÷997920×100＝73.96となり，按分率は74%となる。	原判決は「写真が掲載された部分もあるが，そのことのみをもって政務調査活動との関連性が否定されるものではない」として，議員活動報告書の印刷費の90%を政務調査費として認めた。 　しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 　東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 　同議員による議会での質問項目の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 　したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲第29号証	本議員の意見，議会への提言等をまとめた活動報告（議会便り「晋風」）の印刷費である。地域住民に対し，啓発，理解を求めるために作成している。政務調査活動に関する記載は，紙面上，全体の90%を占めていることから，90%が政務調査活動に該当する。	丙E3の4 丙E3の5	印刷された議会報告には，挨拶やプロフィール，選挙活動に関する写真等，政務調査活動以外の活動に関する記載があるものの，その割合が10%を超えるものではないと認められる。補助参加人濱﨑の写真が掲載された部分もあるが，そのことのみをもって政務調査活動との関連性が否定されるものではない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E3の5	¥0
32	広報費	H25.4.25	0331-20 ①～⑫	ホームページ維持費	¥30,960	80%	¥19,350	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	番号27と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥11,610

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
33	事務所費	H24.11.8	1108	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		① 甲32ないし35，丙E3の9によると，補助参加人濱﨑の事務所は，自宅の敷地内にあり，自宅とは別の出入りのためのドアがあったこと，「自由民主党鳥取県鳥取市第6支部」として届けられており，また，後援会事務所にもなっていたことが認められる。 ② 補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35，丙E3の9	¥1,500
34	事務所費	H24.11.15	1115-2	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
35	事務所費	H24.12.6	1206	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
36	事務所費	H24.12.20	1220	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
37	事務所費	H24.12.27	1227-1	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
38	事務所費	H25.1.18	0118	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
39	事務所費	H25.1.28	0128	灯油購入	¥4,000	80%	¥2,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,500
40	事務所費	H25.2.7	0207	灯油購入	¥3,200	80%	¥2,000	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,200
41	事務所費	H25.2.21	0221-1	灯油購入	¥6,400	80%	¥4,000	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥2,400
42	事務所費	H25.2.28	0228-4	灯油購入	¥6,414	80%	¥4,009	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥2,405
43	事務所費	H25.3.7	0307-3	灯油購入	¥4,800	80%	¥3,000	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,800

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
44	事務所費	H25.3.28	0328-1 ①～⑬	電気使用料	¥39,739	80%	¥24,837	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥14,902
45	事務費	H24.2.8	0400	インターネットセキュリティサービス	¥3,728	80%	¥2,330	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,398
46	事務費	H24.4.6	0406	事務用消耗品購入	¥944	80%	¥590	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥354
47	事務費	H24.4.8	0408	事務用消耗品購入	¥953	80%	¥596	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥357
48	事務費	H24.4.10	0410-2	事務用消耗品購入	¥912	80%	¥570	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥342
49	事務費	H24.4.20	0420-2	事務用消耗品購入	¥252	80%	¥157	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥95
50	事務費	H24.4.28	0428	事務用備品購入整理棚	¥4,174	80%	¥2,609	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,565
51	事務費	H24.5.15	0515	事務用消耗品購入	¥956	80%	¥598	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥358
52	事務費	H24.5.16	0516	事務用消耗品購入	¥2,273	80%	¥1,421	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥852
53	事務費	H24.5.24	0524-1	事務用消耗品購入	¥4,752	80%	¥2,970	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,782
54	事務費	H24.5.24	0524-2	事務用消耗品購入	¥595	80%	¥372	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥223
55	事務費	H24.5.26	0526	事務用消耗品購入	¥662	80%	¥414	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥248
56	事務費	H24.5.27	0527-1	事務用消耗品購入	¥3,579	80%	¥2,237	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,342
57	事務費	H24.6.4	0604	事務用消耗品購入	¥1,435	80%	¥897	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥538
58	事務費	H24.6.12	0612	事務用消耗品購入	¥1,184	80%	¥740	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥444
59	事務費	H24.6.14	0614	事務用消耗品購入	¥1,584	80%	¥990	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥594

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
60	事務費	H24.6.15	0615	事務用消耗品購入	¥913	80%	¥571	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥342
61	事務費	H24.6.18	0618	事務用消耗品購入	¥4,648	80%	¥2,905	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,743
62	事務費	H24.7.4	0704	事務用消耗品購入	¥1,126	80%	¥704	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥422
63	事務費	H24.7.6	0706	事務用消耗品購入	¥1,625	80%	¥1,016	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥609
64	事務費	H24.7.12	0712	事務用備品購入	¥3,980	80%	¥2,488	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,492
65	事務費	H24.7.23	0723-1	事務用消耗品購入	¥1,822	80%	¥1,139	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥683
66	事務費	H24.7.23	0723-2	事務所コピー代	¥9,399	80%	¥5,874	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥3,525
66-2	事務費	H24.8.1	0801	事務用消耗品購入	¥1,728	80%	¥1,080	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥648
67	事務費	H24.8.18	0818	事務用消耗品購入	¥1,036	80%	¥648	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥388
68	事務費	H24.8.30	0830	事務用消耗品購入	¥555	80%	¥347	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥208
69	事務費	H24.9.23	0923-1	事務用消耗品購入	¥1,323	80%	¥827	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥496
70	事務費	H24.9.23	0923-2	事務用消耗品購入	¥5,270	80%	¥3,294	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,976
71	事務費	H24.10.19	1019	事務用消耗品購入	¥336	80%	¥210	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥126
72	事務費	H24.10.29	1029	事務用備品購入 カラープリンタ	¥22,240	80%	¥13,900	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥8,340
73	事務費	H24.11.4	1104	事務用消耗品購入	¥1,310	80%	¥819	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥491
74	事務費	H24.11.11	1111	事務用消耗品購入	¥1,728	80%	¥1,080	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥648
75	事務費	H24.11.21	1121	事務所コピー代	¥11,978	80%	¥7,486	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥4,492
76	事務費	H24.11.23	1123	事務用消耗品購入	¥304	80%	¥190	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥114
77	事務費	H24.11.26	1126-2	事務用消耗品購入	¥20,000	80%	¥12,500	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥7,500
78	事務費	H24.12.2	1202	事務用消耗品購入 インクカートリッジ	¥4,752	80%	¥2,970	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,782
79	事務費	H24.12.11	1211	事務用消耗品購入	¥976	80%	¥610	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥366
80	事務費	H24.12.18	1218	事務用備品購入	¥4,316	80%	¥2,698	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,618
81	事務費	H24.12.23	1223	事務用備品購入	¥784	80%	¥490	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥294
82	事務費	H25.1.14	0114-1	事務用消耗品購入	¥636	80%	¥398	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥238

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
83	事務費	H25.1.14	0114-2	事務用消耗品購入	¥880	80%	¥550	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥330
84	事務費	H25.1.16	0116-1	事務用消耗品購入	¥4,172	80%	¥2,607	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,565
85	事務費	H25.1.16	0116-2	事務用消耗品購入	¥1,195	80%	¥747	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥448
86	事務費	H25.1.17	0117-1	事務用消耗品購入	¥252	80%	¥157	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥95
87	事務費	H25.1.24	0124-1	事務用消耗品購入	¥336	80%	¥210	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥126
88	事務費	H25.1.24	0124-2	事務用消耗品購入インクカートリッジ	¥848	80%	¥530	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥318
89	事務費	H25.2.4	0204	事務用消耗品購入	¥4,648	80%	¥2,905	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,743
90	事務費	H25.2.10	0210	事務用消耗品購入	¥598	80%	¥374	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥224
91	事務費	H25.2.17	0217	事務用消耗品購入	¥336	80%	¥210	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥126
92	事務費	H25.2.21	0221-2	事務所コピー代	¥14,304	80%	¥8,940	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥5,364
93	事務費	H25.2.25	0225-2	事務用消耗品購入	¥545	80%	¥341	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥204
94	事務費	H25.2.28	0228-1	事務用消耗品購入	¥1,627	80%	¥1,017	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥610
95	事務費	H25.2.28	0228-3	事務用消耗品購入DVD－R	¥2,188	80%	¥1,367	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥821
96	事務費	H25.3.10	0310	CATV利用料	¥35,280	80%	¥22,050	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥13,230
97	事務費	H25.3.14	0314-1	事務用消耗品購入	¥1,184	80%	¥740	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥444
98	事務費	H25.3.14	0314-2	事務用消耗品購入	¥2,488	80%	¥1,555	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥933

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
99	事務費	H25.3.25	0325-1,2	電話代（23-2659）	¥52,250	80%	¥0	0%	2台目の電話であり，補助参加人の「見落としを避けるため，事務所と自宅の双方に送って貰っていたから」という理由では認められない。自らの見落としを防止するために私用も兼ねて設置していたことは政務調査に必要であったという根拠にはならず，全額認めることはできない。	総論の第一審原告ら主張通り，支出は認められない。補助参加人の事務所は政党事務所，後援会事務所をも兼ねており，政務調査のために2回線が必要であるとの立証もない。		23－2659は，自宅内の電話とFAXの2回線の代表番号であり，政務調査活動に係る資料の送信・受信をしていた。 資料は，見落としを避けるため，事務所と自宅の双方に送って貰っていたからである。 FAXは，政務調査活動に関係した資料や回答を，自宅からも返信等することもあり，その送信としての使用がほとんどであり（本議員はメールを使用していない。），その割合は80%ほどであり，政務調査費に該当する。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が自宅に敷設された回線であるが，政務調査活動に用いていたと主張するところ，その主張に不合理とはいえない。 もっとも，補助参加人濱﨑は，同回線が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金として6万5313円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	丙3の9	¥19,594
100	事務費	H25.4.7	0331-13,14	議員携帯電話通話料	¥145,585	80%	¥90,991	50%	＜第12準備書面＞ 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，浜崎晋一県議は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。 携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は，「携帯電話は，議会事務局，市町村関係者，業界団体関係者等との連絡（県政に関する種々の情報，検討，意見交換等の政務調査活動として）に使用しているが，個人的な連絡にも使う場合もあることから，その使用割合としては，8割程度が政務調査活動としての使用に相当する。」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していると認めている。 ガイドラインの「はじめに」に記載の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自由裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。 そのために，ガイドライン，2項「政務調査費の使途」，「主な経費に係わる留意事項」，「共通事項」，【経費の按分】，①を定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない場合には，少なくとも50%を超える支出は認められない。	携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「個人的な連絡にも使う場合もある」とし，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を80%としている。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には「それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通信機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって支出が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで支出することは出来ない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は認められない。		携帯電話は，議会事務局，市町村関係者，業界団体関係者等との連絡（県政に関する種々の情報，検討，意見交換等の政務調査活動として）に使用しているが，個人的な連絡にも使う場合もあることから，その使用割合としては，8割程度が政務調査活動としての使用に相当する。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金として18万1983円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥54,594

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
101	事務費	H25.4.7	0331-15,16	議員携帯タブレット使用料	¥51,413	80%	¥32,133	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「事務費について，50%を超える按分率で支出することを制限する規定はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」としたが，世の中には「政務調査研究専用タブレット」なるものは存在せず，企業で使用するような機能が限定され，特殊な用途に限定して使用されるタブレット以外は全て汎用品であり，一般市民が使うものと同じ機能を有する。むしろ，政務調査活動以外の活動に多く利用されるのがタブレットである。従って，被告が政務調査活動に100%使用したと主張しようがしまいが，タブレットは政務調査活動以外の活動に使用することが一般的である。ガイドラインにより，政務調査費は調査研究にしか支出できないにもかかわらず，一般的には政務調査活動以外の活動の用途が殆どであるタブレットを経費として支出するのであれば，ガイドラインで「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，自ら，実績を示した上で按分しなければならず，『政務調査費議員必携』の“はじめに”で「議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるもの」である以上は，その実績を示さないのであれば少なくとも50%を超える支出は認められないというのは合理性がある。		総論記載のとおり。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金として8167円及び5万6101円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額（各支払額全体の2分の1の合計）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥19,280
102	事務費	H25.4.25	0331-17 ①～⑫	事務所電話代	¥33,335	80%	¥20,834	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		①　番号33の①と同じ。 ②　補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額支払額の程度にとどまると推認するのが相当であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥12,501
103	事務費	H25.4.25	0331-18 ①～⑫	事務所FAX代	¥24,936	80%	¥15,858	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		①　番号33の①と同じ。 ②　補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥9,078

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
104	事務費	H25.4.25	0331-19①～⑫	インターネットプロバイダー使用料	¥56,946	80%	¥35,591	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥21,355
105	事務費	H25.4.25	0331-21	電話代（23-2659）	¥4,560	80%	¥0	0%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	番号99と同じで支出は認められない。		総論記載のとおり。		補助参加人濱﨑は，左記支出の対象が自宅に敷設された回線であること，政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠について適切な反証がない。 甲26の左記領収書番号記載の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人濱﨑は，左記内容欄記載の代金として5700円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費として支出することが許されるのは支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥1,710
106	事務費	H25.5.21	0331-22	事務所コピー代	¥3,220	80%	¥2,013	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	総論の第一審原告ら主張通り，50%を超える支出は認められない。		総論記載のとおり。		番号33と同じ。		¥1,207

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
107	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.29	0427 0531 0629 0731 0831 0928 1030 1130 1227-2 0131-2 0228-5 0329-1	補助職員賃金	¥1,004,208	90%	¥557,893	50%	＜第12準備書面＞　総論記載の通り。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人濱﨑が当該職員の業務内容をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」と，補助参加人の主張のみによって100%の支出を認めたが，これは明かに誤った判断である。ガイドラインで支出対象外と定めている政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）が渾然一体となる議員の補助職員であることが，100%の按分率が不相当であることを疑わせる事実そのものである。それに加えて，当該事務所を選挙管理委員会に自由民主党鳥取県鳥取市第六支部，浜崎しんいち後援会事務所として届け出ており（甲32号証・甲33号証・甲34号証），政党のポスターを貼り付けていることでも明らかである。ガイドラインが収録されている『政務調査費議員必携』は議会が作成したもので，その議会が，議員の活動は政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていると認めているのである。そのため，ガイドラインでは「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」としているのである。補助参加人は「政務調査活動の補助のために雇用した人員の給料である。資料作成，資料整理，関係者への連絡事務，政務調査費の経理等をしており（週5日出勤，9時から4時（休憩1時間）），ほぼ政務調査活動に従事しているが，政務調査費割合としては，90%を計上している。なお，選挙などの議員活動等のときには，別途，人を雇っている。」と主張しているが，何ら立証しておらず，主張が事実かどうかの判断ができるはずがない。 また，補助職員にとって調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例え，事業主から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，業務時間全てが調査研究活動であったとは判断できるはずがない。従って，補助参加人の主張通りに，補助職員が政務調査活動に従事していたことを示すため，成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，補助職員が政務調査活動以外の活動にも従事したとするのは当然であり，50%を超える補助職員への人件費の支出は認められない。		政務調査活動の補助のために雇用した人員の給料である。資料作成，資料整理，関係者への連絡事務，政務調査費の経理等をしており（週5日出勤，9時から4時（休憩1時間）），ほぼ政務調査活動に従事しているが，政務調査費割合としては，90%を計上している。 なお，選挙などの議員活動等のときには，別途，人を雇っている。	丙E3の8・9	甲32ないし35，丙E3の9によると，補助参加人濱﨑の事務所は，自宅の敷地内にあり，自宅とは別の出入りのためのドアがあったこと，「自由民主党鳥取県鳥取市第6支部」として届けられており，また，後援会事務所にもなっていたこと，補助職員を常駐させていたこと（平日午前9時から午後4時まで）が認められる。補助参加人濱﨑は，当該補助職員が政務調査活動以外の活動も担っていたことを認めるところであり，丙E3の9によると，当該補助職員は，陳情相談客を含む電話・来客にも対応していたことが認められるところ，これらが全て政務調査活動といいうるものか詳らかではなく，その主張に係る按分率について適切な反証があったとはいいがたい。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（各支払額全体の2分の1の合計）程度にとどまると推認するのが相当である。	甲32ないし35，丙E3の8，9	¥446,315
															計	¥775,765

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
総論									＜第12準備書面＞ 事務所を自由民主党鳥取県八頭郡第一支部として届け出ている限りは，その年に行われた衆議院選挙においても，事務員が政務調査以外の何らかの補助業務を行い，事務所，事務用品を使用し，電話の応対や郵便物などの処理，支援者への対応などをしていたはずである。それにもかかわらず，衆議院解散があった11月や，選挙があった12月であっても政務調査にかかる按分率が同じ80%であることは外形的に疑われる。 このように，事務所を政党支部として届けている以上は，事務所費及び関連費については政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていることは，補助参加人が認めているように，ガイドライン，共通事項，【経費の按分】，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること」とあるように実績，その按分率と，按分の根拠を明示しない限り，少なくとも50%を超える支出は認めることはできない。 （以下において，上記主張を「主張①」という）			[事務所費について] (A)事務所家賃 本議員の事務所は、当時は一つだけであった。平成24年度は、選挙がなかった年であり、議員になって2年目ということもあり、事務所は、専ら政務調査活動のために使用していた。 控えめにみて使用割合80%である。 (B) 光熱費、事務所内の電話、機器等 事務所内での光熱費、通信費、パソコン等の機器、関連費は、政務調査活動のための使用であり、事務所の使用割合に準じて、80%が政務調査費に該当する。	丙E7の1～3	① 本議員の事務所は，本議員の後援会事務所も併設されていたほか，平成24年度の「自由民主党鳥取県八頭郡第1支部」としても登録されていたことが認められる。本議員は，後記番号8ないし20の各支出の対象が，政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動各80%，ただし16の携帯電話料のみ60%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（各領収書の支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える分については不当利得になるというべきである。	甲32～35	
1	調査研究費	H24.4.11 ～ H25.1.30	407 510 1108 108 110	台中市政府訪問団来県歓迎会会費 自衛隊鳥取募集案内所協力会懇親会会費 元気な地域づくりセミナー懇親会費 台中市政府・大肚区公所訪問団歓迎会会費	¥25,000	100%	¥12,500	50%	＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書5通の支払い先は「No407 鳥取県日華親善協会」「No510 自衛隊鳥取募集案内協力会」「No1108 元気な地域づくりセミナー懇親会」「No108 自衛隊鳥取募集案内協力会」「No110 鳥取県日華親善協会」である。これらの団体に会費として政務調査費を支出した根拠が明示されていない。ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項の【会費】には「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であること」とあるように，その適当であることが，それぞれの会則や資料によって証明され，証拠書類に添付されていなければ，その会費全額を政務調査費として支出する根拠とはならず，50%を超えた支出は認められない。 ＜第12準備書面＞ ガイドラインでは「個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」と定めている。 個人的資格要件で加入し，親睦を目的とする会であり，調査研究目的が含まれていても50%を超える支出は認められない。	原判決は「他の出席者と意見交換を行うなど，政務調査活動のために出席したと認められ」るとして，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 本件は，領収書番号510，108，1108が懇親会費であり，領収書番号407，110が交流会費および歓迎会費である。補助参加人は「防災に関して，その施策に生かすための情報収集」「地域資源を活用した観光や産業振興について意見交換」「県政への提言等の見識を深めるため情報収集」などと抽象的な主張をする。 しかし，ガイドラインは親睦会（懇親会と同義）を「その他調査研究活動以外の経費」と明記している。つまり，政務調査費の対象外である。 盛岡地裁は以下のとおりの判断を示した（平成22年11月19日）。 ・祝賀会・歓迎会・式典等は、会合の性格上、議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。 ・会合自体の開催目的が県政に関連があるものであっても、式次第等に徴して会合等の進行に意見交換が含まれないものは、議員の調査研究に資する意見交換等が予定された会合とは認めがたい。 ・意見交換等を行うために飲食を伴う必要性が主張立証されなければ、「特段の事情」を認めるに足りない。 仙台高裁は，県政報告会兼忘年懇親会について「青森県政について見聞する機会として、議員としての調査研究活動に資する費用という面があるものの、忘年懇親会も兼ねていて会合の実態について十分な説明はないから、同基準に合致する支出とは認めがたい」（平成23年5月20日）と判示して参加費の支出を違法とした。 本件の場合も，県政に関する調査研究活動を行ったという実績を示す証拠書類は提出されていない。原判決は，ガイドラインの規定や懇親会・歓迎会の実績を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		＜領収証№407，110＞ 日華親善協会は、日本政府と台湾政府との交流を図る団体であり、鳥取にも組織があり、鳥取県と主に台中市との交流を図っている。 台湾からの鳥取大学留学生や大阪の弁事処の担当者等の出席により、経済、人的交流に関しての状況報告や今後の展開についての意見交換が行われている。意見交換の場では、梨の穂木の輸出，スイカ等の鳥取県の特産品の輸出を促進するための情報収集や漫画を活用した観光客誘致の促進、スポーツ関係者との交流のための話し合い等もなされたりしており、県政への提言等の見識を深めるため情報収集のための政務調査活動である。 会費は実質参加費であり、100%政務調査費に該当する。 ＜領収証№510，108＞ 自衛隊鳥取募集案内所協力会は、自衛隊を理解してもらうための活動及び自衛隊員の募集をしている団体である。 出席者には、鳥取県東部における市町村等の関係者がいるが、定期的に開催されている。 会では、震災等の緊急時の自衛隊の活動等、現地の状況の説明を受け、鳥取県内の緊急時に備えるための防災に関して、その施策に生かすための情報収集のための政務調査活動である。会費は実質参加費であり、100%政務調査費に該当する。 ＜領収書№1108＞ 元気な地域作りセミナーは、八頭町商工会が主宰する地域振興のためのセミナーである。セミナーでは、地域資源を活用した観光や産業振興について意見交換を行った。施策の提言等、県政へ反映するための政務調査活動である。会費は実質参加費であり100%政務調査費に該当する。		いずれの支出についても会の名称等から食糧費としての性質を有すると認められる。他の出席者と意見交換を行うなど，政務調査活動のために出席したと認められ，本件ガイドラインの定める食糧費の上限額5000円以下の支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を示す証拠書類の提出がないからといって，直ちに本件使途基準に違反していると疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
2	調査研究費	H24.7.4	707	ロンドン五輪激励会会費	¥3,500	50%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書によると「ロンドンオリンピック激励会会費」とある。激励会でどのような政務調査を行ったかその内容及び按分率の根拠が明示されていない。このような会への参加は政務調査活動ではなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，その根拠，按分率等の明示がなければ，支出は認められない。 ＜第12準備書面＞ ロンドンオリンピック激励会は，選手を激励するためのイベントであり，そこに出席したところで政務調査活動とは言えない。この種の激励会は県議会議員として儀礼的に出席する議員活動であり，調査研究費として支出は認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，ガイドラインは「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して」充当されると規定する。補助参加人は「今後の選手育成、ホッケー競技の更なる振興について今後のスポーツ振興のための情報収集としての政務調査活動を50%ほどし」たと，曖昧かつ抽象的な主張をする。 盛岡地裁は以下のとおりの判断を示した（平成22年11月19日）。 ・祝賀会・歓迎会・式典等は、会合の性格上、議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたい。 ・会合自体の開催目的が県政に関連があるものであっても、式次第等に徴して会合等の進行に意見交換が含まれないものは、議員の調査研究に資する意見交換等が予定された会合とは認めがたい。 本件の場合も，県政に関する調査研究活動を行ったという実績を示す証拠書類は提出されていない。原判決は，ガイドラインの規定や激励会の実績を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		本議員は、スポーツ議員連盟の一員である。 ロンドンオリンピック激励会は、オリンピックに出る鳥取県出身の選手の激励のために開催されたが、当日は、県知事、国会議員、関係市長村長、県市町村議員が出席し、選手の激励と共に、今後の選手育成、ホッケー競技の更なる振興について今後のスポーツ振興のための情報収集としての政務調査活動を50%ほどしており、50%が政務調査費に該当する。		甲26の政務活動報告書によると，本議員は鳥取県スポーツ振興議員連盟の一員であり，平成24年には，ロンドンオリンピック会場の視察等の活動を行っていることが認められる。 左記支出は，食糧費としての性質を有すると認められるところ，本件ガイドラインの定める上限額5000円を超えない支出であり，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を示す証拠書類の提出がないからといって，直ちに本件使途基準に違反していると疑うことはできない。		¥0
3	広報費	H24.5.10	507	HPドメイン料	¥2,520	80%	¥1,575	50%	＜第12準備書面＞ 議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と県政報告的な側面が混在している。その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえない。 ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」として，補助参加人の「事務所を、政務調査活動として80%程度を使用していたことから、ドメイン料も政務調査費としてその比率に併せて80%計上が相当である。」という主張通りにホームページ管理料の80%を政務調査費として認めた。 しかし，補助参加人の平成24年度のホームページの内容についての資料は提出されておらず，この按分率は何の根拠もない当て推量である。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの開設・維持費用について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して80%の按分支出を認めており，誤りである。		本議員の政策等を発出するためのホームページのドメイン料であり、政務調査活動費である。 本議員の事務所を、政務調査活動として80%程度を使用していたことから、ドメイン料も政務調査費としてその比率に併せて80%計上が相当である。		本議員は，左記支出の対象が，政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動各80%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。 甲26の左記領収書番号及び政務調査費出納簿によると，本議員が左記内容欄記載の代金として3150円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の金額を政務調査費として支出したことが認められる。		¥945

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
4	広報費	H24.6.13 ～ H25.2.27	604 901 1105 209	定例議会一般質問案内状送料	¥75,000	100%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。	原判決は「出納簿に利用目的が記載されており，その他の用途に利用されたことを疑わせる証拠もない」として，本件経費の全額を政務調査費として認めた。 新聞などでも報道される定例県議会の案内状を特定の対象者に郵送しても，ガイドラインが政務調査費の交付理由とする「県政に関する調査研究活動」には該当しない。むしろ，有権者に議員の氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙った活動であり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。また，本件では案内状の内容も不明である。つまり，県政に関する調査研究活動に100%資する経費であることは，何ら主張立証されていない。 原判決は，ガイドラインの規定や案内状の内容を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		県政に関心持っている選挙区内の関係者に対する議会開催の案内状であり、年4回の県議会の都度送付しているものであるが、県政の理解を広めるための政務調査活動であり、100%政務調査費に該当する。		甲26の政務調査費出納簿に利用目的が記載されており，発送時期に照らしてその内容に特段不合理な点はなく，その他の用途に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
5	広報費	H24.9.21 H24.12.10	902 1205	県議会だより制作費・送料	¥371,736	90%	¥0	0%				県議会だよりの送料である。割合は、H25.1.31と同じにしている。	丙E7の5～7の8	丙E7の5，7の6によると，左記県議会だよりの各1面（全8頁，全4頁）はほぼ全面を使って本議員の上半身の写真と挨拶文を掲載していること，また，領収書番号1205にかかる県議会だより（全8頁）の最終頁には自己のプロフィールや後援会入会依頼等が掲載されていることが認められ，これらの政務調査活動以外の部分に占める割合は総じて20%を下らない。そうすると，政務調査費を充てることが許されるのは，支出額全体（合計41万3040円）の80%程度にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。	丙E7の5，7の6	¥41,304
6	広報費	H24.6.20	607	事務所移転案内ハガキ送料	¥5,670	20%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ 実際に送付した葉書が証拠資料として提出されておらず，その内容が政務調査にかかるものかどうか判断出来ない。実績，按分，按分の根拠が明示されないかぎり政務調査費として支出は認められない。	原判決は「出納簿に利用目的が記載されており，補助参加人福田が送付先の割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人の「送り先は、後援会だけではなく、今後の政務調査活動に資するための関係者への送付の割合が20%ほどあり、20%が政務調査費に該当する」という主張は意味不明である。事務所の移転案内の葉書を郵送することが，「住民の意見を議会活動に反映させる」というガイドラインの規定とどう関係するのか，補助参加人は移転案内の葉書の内容を提供して，具体的に主張立証する必要がある。 原判決は，ガイドラインの規定や移転案内葉書の内容を何ら考慮することなく補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		事務所の移転案内の葉書代であるが、送り先は、後援会だけではなく、今後の政務調査活動に資するための関係者への送付の割合が20%ほどあり、20%が政務調査費に該当する。		出納簿に利用目的が記載されており，政務調査活動に係る関係者へ左記ハガキを送付したとの補助参加人福田の主張が不合理とはいえず，補助参加人福田が送付先の割合をもとに主張した按分率が不相当であることを窺わせる証拠もないから，本件使途基準に違反する疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
7	広報費	H25.1.31	112	議会だより制作費	¥228,536	90%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。			政務活動報告書の作成費用であり、紙面の90%が政務調査活動に関する記載であるので、90%が政務調査費に該当する。		番号5と同じ。支払全体額は25万3929円。		¥25,393

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	事務所費	H24.4.6 ～ H25.3.18	405 1207 207 305	事務所灯油代	¥18,914	80%	¥11,821	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	原判決は「補助参加人福田が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する総論AおよびBの按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決は，事務所費について，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥7,093
9	事務所費	H24.4.10	406	事務所賃貸料	¥384,000	80%	¥240,000	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（A）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥144,000
10	事務所費	H24.4.12	408	事務所電話・FAX移転費用	¥3,528	80%	¥2,205	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		事務所を移転した際の通信機器の移動費用である。 引き続き通信機器を政務調査活動に使用することから、総論（B）のとおり80％が政務調査費に該当する。		上記総論欄記載のとおり。		¥1,323
11	事務所費	H24.6.18 H24.9.27	606,905	電気料	¥2,636	80%	¥1,647	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥989
12	事務所費	H24.7.10	708	事務所看板代	¥56,000	80%	¥35,000	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥21,000
13	事務費	H24.4.6 ～ H25.3.18	403 501 605 706 801 811 1005 1101 1204 102 204 303	事務所コピー機レンタル料	¥53,889	80%	¥33,682	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥20,207

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	事務費	H24.4.27 ～ H25.4.30	413 516 702 714 812 1001 1013 1202 1212 114 212 309 402	事務所電話料	¥85,667	80%	¥53,543	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥32,124
15	事務費	H24.4.27 ～ H25.4.30	414,517 ,703,71 5,813,1 002,101 4,1203, 1213,11 5,213,3 10,403	事務所FAX料	¥57,115	80%	¥35,697	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。		総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥21,418
16	事務費	H24.5.1 ～ H25.4.1	502 518 704 721 814 1003 1016 1110 101 117 214 401	携帯電話料	¥174,759	60%	¥145,634	50%	＜第12準備書面＞ 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，福田俊史議員は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。 携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は，「携帯電話は、議会事務局、市町村関係者、業界団体関係者等との連絡（県政に関する種々の情報、検討、意見交換等の政務調査活動として）に使用している。個人的な連絡にも使っているが、政務調査活動としての使用割合は、60%ほどである。」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していると認めている。 ガイドラインの「はじめに」に記載の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自由裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。 そのために，ガイドライン，2項「政務調査費の使途」，「主な経費に係わる留意事項」，「共通事項」，【経費の按分】，①を定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない場合には，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決は「補助参加人福田が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，携帯電話料の使用割合の実績に基づいて算出したものではない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。 仙台高裁は「事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、…＜中略＞…通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである」（平成23年9月30日）と判示して、2分の1を超える政務調査費の支出を違法とした。 原判決は，これまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		携帯電話は、議会事務局、市町村関係者、業界団体関係者等との連絡（県政に関する種々の情報、検討、意見交換等の政務調査活動として）に使用している。個人的な連絡にも使っているが、政務調査活動としての使用割合は、60%ほどである。		上記総論欄記載のとおり。		¥29,125

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
17	事務費	H24.5.30 ～ H25.3.29	515 701 716 717 1004 1107 116 308	情報収集インターネット接続料	¥16,216	80%	¥10,133	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号16と同じ。		事務所内の通信設備、パソコン設備である。 総論（B）のとおり。		上記総論欄記載のとおり。		¥6,083
18	事務費	H24.8.25 H24.11.15	807 1104	事務用消耗品購入費	¥3,429	80%	¥2,143	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。				上記総論欄記載のとおり。		¥1,286
19	事務費	H24.12.25	1209	パソコン修理費用	¥4,784	80%	¥2,990	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。				上記総論欄記載のとおり。		¥1,794
20	事務費	H25.2.15	205	事務所パソコン購入費	¥66,184	80%	¥41,365	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	番号8と同じ。				上記総論欄記載のとおり。		¥24,819
21	人件費	H24.4.30 ～ H25.3.31	417 519 611 722 815 907 1017 1111 1214 119 216 313	補助職員給与	¥480,000	80%	¥300,000	50%	＜第12準備書面＞ 上記主張①の通り。	原判決は「補助参加人福田が当該職員の稼働状況をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。 しかし，「少なくとも家賃割合と同じく80％程度が政務調査費に該当する。」という補助参加人の主張は，何の根拠もない当て推量であって，月別の出勤日付と日数を記載しただけの出勤簿・領収証しか提出されていない現状では，政務調査活動に従事した職員の勤務実績の証明になっていない。さらに，“政務調査活動割合は、ほぼ100％といってよい”事務職員による，政務調査活動の成果物も提出されていない。この事実は，議員の当て推量による按分率の設定が不相当であると疑うに十分である。 仙台高裁は「議員自身、調査員が勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるというのであるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうちの2分の1と認めるのが相当というべきである」（平成19年12月20日）と判示した。 事務所費，事務費，人件費のように，政務調査活動分とその他の議員活動分を明確に区分できない場合，便宜的に50％までの按分率を採用するのは多くの判例の流れであり，原判決も，補助参加人浜田の人件費に関して「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことなるから，50％を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示している。 原判決は，政務調査活動に従事した職員の勤務実績やこれまでの判決例を何ら考慮することなく，補助参加人の意向を過剰に忖度して按分支出を認めており，誤りである。		政務調査活動のための補助のために雇用した人員の給料である。資料作成、資料整理、関係者への連絡、政務調査費の経理事務等をしており、ほぼ政務調査活動に従事している。 政務調査活動割合は、ほぼ100％といってよいが、少なくとも家賃割合と同じく80％程度が政務調査費に該当する。	丙E7の4	甲26の政務調査費出納簿によると，補助者の1か月当たりの勤務日数は概ね12日から13日程度であったことが認められる。補助参加人福田が当該職員の稼働状況をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E7の4	¥0
															計	¥378,903

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.4.26 H24.8.23 H24.11.24	1235 905 1237	会費	¥20,000	100%	¥10,000	50%	＜訴状＞ 懇親会の会費で飲食を伴う支出であり100%政務調査費を充当することは適切でない。 ＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書によると「関西広域連合懇談会」参加費10000円，中部地区選出県議会議員懇談会：意見交換会5000円，鳥取県議会中部振興議員連盟と鳥取県中部ふるさと広域連合議会議員との懇談会5000円とある。ガイドライン3 政務調査費の対象外経費として「下記の経費は，政務調査費の性格上，対象外となるため，注意すること。」とあり，その中には(5)その他調査研究活動以外の経費に「② 親睦会，レクリエーション等のために使用する経費　例）町内会費，婦人会費，スポーツクラブ費，商工会費，ライオンズクラブ，ロータリークラブ等会費」とある。また，ガイドラインの調査研究費の使途基準には「食糧費（会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5,000円を上限），茶菓代，現地調査謝礼（土産代等）」とある。3件のうち2件は開催場所がホテル（1件は不明）であり，領収書No1235には「意見交換会終了後の懇親会費として領収しました」という但し書きがあるように，100%が政務調査活動ではなく，懇親会を含む政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，50%を超える支出は認められない。また，証拠書類に添付された「関西広域連合懇談会について(当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁)」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたもので，関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上，支出した経費の全額が調査研究費に使われたとは信じられない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第12準備書面＞ 懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。 「意見交換会」「懇談会」について，以下の判例がある。 ・大分地判H23.2.26 大分県議会のH17年度政務調査費にかかる第1審判決である。 大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費、及び大分県福祉対策協議会との意見交換会の経費負担金につき、いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで、「このような懇談会は、社会通念上、会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」として、本件使途基準に合致しないものと判示した。 ・青森地判H24.2.3 弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決である。「13名様食事代」「医療懇談会会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について、「これらの記載に照らし、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない」と判示して、支出を違法とした。 ・仙台高判H23.5.20 弘前市議会のH17年度政務調査費にかかる控訴審判決である。 「市政報告会」の開催費用を政務調査費から支出することが原則として不適切ではないとしつつ、「地元団体組織及び市内団体組織」との懇談会1件につき、「政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていない」と判示した。	「関西広域連合懇談会について(当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁)」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会(懇親会と同意語)であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの“原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。”と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		（領収書番号1235） 中部地域の県議会議員と首長との県政に関する意見交換会後の懇親会であるが、夕方からの意見交換会であり、夕食（懇親会）をはさみながら引き続き意見交換をしており、政務調査活動にあたる。会費は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号905） 関西広域連合は、近畿圏（当時奈良除く、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）及び徳島県、鳥取県等が参加する地方自治法284条に基づく特別地方公共団体である。 中国5県の中では鳥取県だけが入っている。鳥取県は、広域医療、広域観光、広域産業振興等の分野に参加している。 当日は、広域医療等への施策に鳥取県内事情を反映させるべく鳥取県を理解してもらうために初めて鳥取県において広域連合議会が開催されたものである。 議会終了後の懇談会は、更に鳥取県の紹介や意見交換等が行われ、より理解を深めて貰うための場として設けられたものであり、各府県の議員及び広域連合委員である各府県の知事も出席をした会であり、懇談会名目となっているが、実質は協議会であった。実質参加費としての会費1万円が定められていたものであり、100%政務調査費に該当する。 （領収書番号1237） 鳥取県中部の中部ふるさと広域連合議会の議員（全市町村議員の一部で組織）の中部振興のための県政に関る意見交換会であり、その後の懇親会においても引き続き、意見交換等の場としている。会費5000円であり、全額が政務調査活動の費用に該当する。	丙E5の1 丙E5の2 丙E5の6	領収書番号1235については添付書類によれば「平成24年度中部地区の進行に係る主要事業」等を意見交換議題とする懇談会（連絡先は鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課）後の会であったこと，領収書番号905については添付書類によれば，広域観光・文化振興等に取り組む関西広域連合の懇談会（連絡先は鳥取県企画部企画課）後の会であったこと，領収書番号1237についてはこれによれば鳥取県議会中部振興議員連盟と鳥取県中部ふるさと広域連合議会議員との意見交換会）後の会であったことが認められ，上記各会に引き続いて他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまではいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。いずれも食糧費としての性質を有すると認められるところ，政務調査活動のために出席したものと認められ，主催者によって事前に会費が決められていたか（領収書番号905添付書類），本件ガイドラインの定める食糧費の上限額である5000円以下の支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
2	資料購入費	H24.5.1 ～ H25.3.25	502 602 702 705 802 902 102 1102 1202 102-1 103-1 1316 110 117 1317 1338 1339	書籍購入費	¥243,471	100%	¥0	0%	＜訴状＞「書籍購入費」のみの記載で内容不明。 ＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書には，それぞれの書籍の単価が比較的高額であるにもかかわらず，書籍名が記載されていない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。比較的高額な書籍を多く購入し，書籍名も証拠書類として残さないというのは，政務調査に必要でない書籍を購入した疑念を生じさせる。書籍名が記載されていない以上，当然ながら，実績を考慮できず，その根拠も明示されていないので政務調査費として支出することは認められない。 ＜第12準備書面＞ どのような政務調査活動に必要なのか全くわからない。また，全ての証拠書類に実績等を根拠として示しているものはなく，按分もされていない。レシートであっても書籍名等，記入することは，議員にとって負担でもなんでもなく，政務調査活動が県民の税金を財源としていることを知悉している議員であれば当然の義務である。どんな用途に支出されたかを後に判別できないような領収書が県民の税金から支出され，その領収書が県の証拠書類として保管されていることはあり得ないことでもある。それさえもしていないのは政務調査活動以外の購入書籍を隠すためだと思われ，支出は認められない。 ガイドライン，10頁，資料購入費，「主な経費に係わる留意事項」，②「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。 ガイドライン，3頁，2項「政務調査費の使途」，「共通事項」，【経費の按分】による「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」がなされていない。その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドライン「はじめに」に記載の「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名及び代金が明らかにされたもの並びに補助参加人藤井の書籍名の主張及び領収書番号117，705，1316により代金が明らかにされたもの（以上価格合計32439円）については，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる」とあるが，書籍名と代金のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，そのタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，「購入費用は100％政務調査費に該当」と主張するだけであれば，補助参加人の雑誌や書籍に対する全てについて支出は認められない。		[総論] 本議員は，県政に関係のない書籍は自費で購入し，県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上していた。 毎月複数冊を購入しており，当時のガイドライン上，領収書の写しが証拠書類となっており，書籍名の記載は義務付けられていなかったので，収支報告書には書籍名を記載をしていなかった。 また複数の書籍の代金合計額で領収証を貰うこともあったので，領収証金額は，1冊のみの金額のものと複数の書籍の金額のものがある。 領収書毎に主な書籍名を明らかにするが，いずれも政治家としての見識を深め，県政への提言等への情報収集となる書籍であり，政務調査活動のための資料である。 （領収書番号502） 「石橋湛山論」他7冊の書籍の購入代金である。 （領収書番号602） 「財投改革の経済学」他8冊の書籍の購入代金である。 （領収書番号702） 「人口減少～時代の社会保障改革」他6冊の書籍購入代金である。 （領収書番号705） 「中高年のうつ病と不安障害はこれで治せ」の書籍購入代金である。 （領収書番号802） 「経済論戦は甦る」他10冊の書籍購入代金である。 （領収書番号902） 「デフレの経済学」他11冊の書籍購入代金である。 （領収書番号102） 「通貨外交」他10冊の書籍購入代金である。 （領収書番号1102） 「消費税のカラクリ」他6冊の書籍購入代金である。 （領収書番号1202） 「ジャパンアズナンバー1」他3冊の書籍購入代金である。 （領収書番号102－1） 「道州制」他11冊の書籍購入代金である。 （領収書番号103－1） 「次世代医療への道」の書籍購入代金である。 （領収書番号1316） 現行自治六法の差し替え費用である。 （領収書番号110） 「新・国富論」他3冊の書籍購入代金である。 （領収書番号117） 「人民中国」の年間購読料である。 （領収書番号1317） 「新・国富論」他3冊の購入代金である。 （領収書番号1338） 金額からみて週刊誌であると思われるが、県政への参考となるような記事があったので購入したものであり、政務調査活動として購入は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号1339） 「新・資本論」の購入代金である。 （平成30年8月31日付け準備書面） 書籍名を明らかにしないから本件ガイドラインに反するとの原判決は不当である。	丙E5の7（枝番含む。）	本件訴訟で丙E5の7の1ないし12により書籍名及び代金が明らかにされたもの並びに補助参加人藤井の書籍名の主張及び領収書番号117，705，1316により代金が明らかにされたものについては，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等実績を示す書類等の提出がないからといって，そのことのみで本件使途基準に違反する違法な支出であったとはいえない。 その余の支出については，丙E7の1から12の表題の書籍の金額もわからず，それ以外の書籍は表題さえ明らかではなく，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人藤井は，本件訴訟でも書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙E5の7の1～12	¥210,937

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
3	資料購入費	H24.5.25 ～ H25.3.26	601 701 801 901 101 1101 1201 101-1 109 201 1340	新聞購読料（日本経済新聞・朝日新聞）	¥72,325	100%	¥39,248		＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第12準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は，本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のためにも利用されたと推認することはできない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
4	資料購入費	H25.1.25 H25.2.26 H25.3.26	114 202 1341	新聞購読料（日本海新聞）	¥24,200	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第12準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号3と同じで支出は認められない。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		番号3と同じ。		¥0
5	広報費	H24.11.20 H24.11.27	1319 1320	切手代	¥55,400	80%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。			県政報告の印刷、製本、郵送費である。 県政報告は、町村長、町村議会議員、各種団体等へ送付している。 政務調査活動としての割合は、送付冊数を目安に80%である。 （平成30年8月31日付け準備書面） 本件ガイドラインは収支報告書に広報誌の添付は義務づけていない。		出納簿及び領収書からは利用目的が不明である上，按分後の金額の領収書が添付されているので，按分前の金額が真実支出されているか直ちに判断できないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人藤井は，送付したとする県政報告を証拠提出せず，按分前の金額の支出についても適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥55,400
6	広報費	H24.11.20	1318	印刷製本	¥237,300	80%	¥0	0%	＜第12準備書面＞ ガイドライン，18頁，広報費，内容の「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」の通り，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのかわからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。							¥237,300

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
7	事務所費	H24.10.15	108-a	光熱水費等	¥14,580	90%	¥8,100	50%	＜第12準備書面＞ 事務所を自由民主党鳥取県東伯郡第一支部として届け出ている限りは，その年に行われた衆議院選挙においても，事務員が政務調査以外の何らかの補助業務を行い，事務所，事務用品を使用し，電話の応対や郵便物などの処理，支援者への対応などをしていたはずである。それにもかかわらず，衆議院解散があった11月や，選挙があった12月であっても政務調査にかかる按分率が同じ80%，90%，100%であることは外形的に疑われる。 このように，事務所を政党支部として届け出ている以上は，事務所費及び関連費については政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていることは，補助参加人が認めているように，ガイドライン，共通事項，【経費の按分】，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること」とあるように実績，その按分率と，按分の根拠を明示しない限り，少なくとも50%を超える支出は認めることはできない。 （以下において，上記主張を「主張①」という）	補助参加人は，平成24年度に，当該事務所を藤井省三後援会，藤井省三後援藤和会の事務所として鳥取県選挙管理委員会に政治団体の届け出ている（甲34号証・甲35号証）。 補助参加人は「本議員の事務所は、医療法人仁厚会の経営する病院の一画を借りており、部屋内の電気、水道設備を利用している。法人とは、1か月の定額での支払いを合意しており、半期に一度清算をしている。」と，何ら，実績も示さず，立証もできない主張は信用できるものではない。それに加えて，医療法人仁厚会は自らが関与する医療法人であり，その法人に政務調査費を支出するのであれば，透明性を確保するためにも説明責任を伴うことは当然である。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は「それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで使途することは出来ない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 従って，補助参加人が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。		本議員の事務所は、医療法人仁厚会の経営する病院の一画を借りており、部屋内の電気、水道設備を利用している。法人とは、1か月の定額での支払いを合意しており、半期に一度清算をしている。 事務所自体が政務調査活動のための使用であり、使用割合は90%である。	丙E5の8	① 甲34，35によると，補助参加人の病院内事務所（丙E5の3の補助者の雇用契約書によると，「社会福祉法人仁厚会法人事務部秘書室」。）は，後援会事務所としても届けられていたことが認められる。補助参加人藤井は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動90%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。補助参加人藤井は，政務調査活動の拠点とその他の活動の拠点を区別していた旨の補助者の陳述書（丙E5の11）を提出するが，同供述部分についてはそのまま受け取ることはできない。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙E5の3	¥6,480
8	事務所費	H25.3.6	208-a	光熱水費等	¥14,580	90%	¥8,100	50%		番号7と同じで50%を超える支出は認められない。			丙E5の9～11	番号7と同じ。		¥6,480

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
9	事務費	H24.5.15 ～ H25.3.29	505 603 703 803 903 103 1103 1203 104-1 112 203 1342	電話代（1台目分）	¥80,819	100%	¥40,409	50%	＜第12準備書面＞ 県議会議員が契約する電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，契約する電話と違って，私的契約によるものである。また，藤井省三県議は事務職員を雇用し，事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。 電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものである。使用状況を利用明細等で簡単にできるにもかかわらず，その全額（100%）を計上している。 100%政務調査費計上することの裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。	補助参加人は「政務調査活動への使用割合は100%である」と主張し，原判決の当裁判所の判断の補足説明は「政務調査活動の拠点とそれ以外の活動の拠点を区別していたと認められ，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」としているが，番号7で主張した通り，当該事務所を藤井省三後援会，藤井省三後援藤和会の事務所としても使用しているにもかかわらず，このような主張や判断はあり得ない。少なくとも50%を超える支出が認められないのは当然である。		0858－48－6020は、県庁や議会事務局などの公的機関からの連絡に使用のための電話専用の回線であり、政務調査活動にかかわる利用をしている。政務調査活動への使用割合は100%である。		① 甲34，35によると，補助参加人の病院内事務所（丙E5の3の補助者の雇用契約書によると，「社会福祉法人仁厚会法人事務部秘書室」。）は，後援会事務所としても届けられていたことが認められる。補助参加人藤井は，その主張に係る按分率（政務調査活動100%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。補助参加人藤井は，政務調査活動の拠点とその他の活動の拠点を区別していた旨の補助者の陳述書（丙E5の11）を提出するが，同供述部分についてはそのまま受け取ることはできない。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙E5の3	¥40,410
10	事務費	H24.5.15 ～ H25.3.29	506 604 704 804 904 104 1104 1204 105-1 113 204 1343	電話代（2台目分）	¥24,103	100%	¥0	0%		原判決の当裁判所の補足説明は「FAXを別回線とすることにも合理性があるか」として，補助参加人の主張をそのまま認めた。しかし，補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，後援会事務所を兼ねている事務所での使用割合の実績に基づいて算出したものではない。事務所に電話回線とFAX回線の2回線を有し，携帯電話も有している議員が70%の按分率を主張した裁判で，仙台高裁は「上記70パーセントという数字については，その具体的計算根拠は示されておらず，裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから，補助参加人大宮が陳述する使用実態とは，同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。」（平成23年9月30日）として，按分率50%を超える部分を政務調査費から支出することは違法であると判示した。ガイドラインの1使途の基本的な考え方に「その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定められている。」本件は2つの後援会と事務所を併用しているにもかかわらず，その按分率が実績により算定されておらず，支出は認められない。		0858－32－2215は、県の執行部などからの調査依頼等の調査に関わる資料の送信のためにFAX専用に使用している回線であり、政務調査活動への使用割合は100%である		① 番号9の①と同じ。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥12,052

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
11	事務費	H24.5.1 ～ H25.2.28	1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1310 1311 1312 1313	インターネット使用料	¥62,768	100%	¥31,384	50%	＜第12準備書面＞ 事務所を自由民主党鳥取県東伯郡第一支部として届け出ている限りは，その年に行われた衆議院選挙においても，事務員が政務調査以外の何らかの補助業務を行い，事務所，事務用品を使用し，電話の応対や郵便物などの処理，支援者への対応などをしていたはずである。それにもかかわらず，衆議院解散があった11月や，選挙があった12月であっても政務調査にかかる按分率が同じ80%，90%，100%であることは外形的に疑われる。 このように，事務所を政党支部として届け出ている以上は，事務所費及び関連費については政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていることは，補助参加人が認めているように，ガイドライン，共通事項，【経費の按分】，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること」とあるように実績，その按分率と，按分の根拠を明示しない限り，少なくとも50%を超える支出は認めることはできない。 （以下において，上記主張を「主張①」という）	番号7と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		インターネットは、他県の情報や、国の政策等の情報収集のために利用するツールである。政務調査活動への使用割合は100%である。		① 番号9の①と同じ。 ② 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35，丙E5の3	¥31,384
12	事務費	H24.6.26 ～ H25.3.22	1209 1210 1211 1303 1304	事務用品	¥169,170	100%	¥0	0%				コピー用紙、ファイル等の政務調査活動のための資料の印刷や整理のための事務用品の購入である。政務調査活動として100%が相当である。 （平成30年8月31日付け準備書面） 本件ガイドラインは事務用品の具体的な品名の記載を求めていない。領収書の但し書きに「事務用品」と記載されているものについて何年も経ってから具体的な品名を明らかにすることを補助参加人藤井に求めることは無理を強いるものである。		① 番号9の①と同じ ② 政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。（領収書番号1209，1210，1303，1304については「事務用品代として」と記載されている。領収書番号1211については，後記番号16（領収書番号1321）の領収書と同じ会社が発行した領収書であるところ，政務調査費出納簿の記載と併せると，事務用品代として支払われたものと認められる。）。		¥84,585
13	事務費	H24.7.3 ～ H25.3.25	1207 1208 1301 1302	コピー機リース料	¥396,900	90%	¥220,500	50%	番号7と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。			本議員は、医療法人を経営しており、法人内にコピー機は何台もあるが、本コピー機は、政務調査活動用として用意し、利用していた。全く他の利用がないともいえないが、少なくとも政務調査活動としての使用割合は90%である。		番号7と同じ。		¥176,400
14	事務費	H24.10.15	108-b	事務用品借料	¥1,620	90%	¥0	0%	番号7及び9と同じ主張であるが，医療法人との使用の判別ができないため，支出は認められない。			本議員の事務所は、医療法人仁厚会の経営する病院の一画を借りており、事務所内に机、書棚、ロッカー、コピー機等を常置している。 書棚、ロッカーには、政務関係の記録を入れて整理している。ロッカー等の事務用機器の借り賃である。法人の役員としての記録等を置いていることも全くなかったとはいえないが、少なくとも政務調査活動としての使用割合は90%である。半期に一度、医療法人に支払いをしている。		番号7と同じ。		¥720

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	原告らの主張				証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
					議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率				補足説明	証拠	違法支出額
15	事務費	H25.3.6	208-b	事務用品借料	¥1,620	90%	¥0	0%				番号7と同じ。	甲34,35,丙E5の3	¥720
16	事務費	H24.11.10	1321	プリンター用トナー	¥11,550	100%	¥5,775	50%				番号10と同じ。		¥5,775
17	事務費	H24.11.27	1323	事務用品	¥70,330	90%	¥39,072	50%				① 番号7の①と同じ。 ② 左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められるが，左記領収書番号の領収書には，按分後の金額である旨追記され，按分前の金額が真実支出されているか直ちに判断できない。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが総統であり，右額については不当利得になるというべきである。		¥31,258
18	事務費	H2411.29 H24.12.18	1324 106-1	OA周辺機器 事務用品	¥50,920	100%	¥25,460	50%				番号10と同じ。		¥25,460

原審	当審	証拠	補助参加人の主張	証拠
	番号7及び9と同じであるが，医療法人との使用の判別ができないため，支出は認められない。			
	番号7と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		プリンターのトナー代であるが、印刷は、政務調査活動のために作成した資料の印刷のみに使用していたので、100%政務調査費に該当する。	
	番号7と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		シュレッター購入費用であり、政務調査の際に出た資料の廃棄用である。90%を相当とした。	
	番号7と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号16（H24.11.10）記載のとおり。	

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	人件費	H24.10.15 H25.3.6	107 207	政務活動事務給与	¥450,000	90%	¥250,000	50%	＜第12準備書面＞　上記主張①の通り。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「政務調査活動の拠点とその他の活動の拠点を区別していたと認められ，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」とあるが，従業員が従事する事務所は藤井省三後援会，藤井省三後援藤和会の事務所である（甲34号証・甲35号証）。それもかかわらず，補助参加人の主張のみでこのような判断ができるはずがない。また，従業員は，調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例え，事業主から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，業務時間全ての実態が調査研究活動であったとは判断できるはずがない。 ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。 2つの後援会事務所を兼ねているのであれば，後援会関連の業務が少なからずあったと推認するのは当然であり，ガイドラインは補助参加人である議員自らがその活動内容や実績により，按分率を算定し明らかにしなければならないと定めている。従って，従業員が行った政務調査費としての活動実績を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，従業員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，50%を超える補助職員への人件費の支出は認められない。		政務活動の補助のために雇用した従業員であり、雇用契約書に記載のとおりである。政務調査活動への従事割合は、本来100%であるが、控えめにみて90%としている。	丙E5の3～5，11	甲34，35によると，補助参加人の病院内事務所（丙E5の3の補助者の雇用契約書によると，「社会福祉法人仁厚会法人事務部秘書室」。）は，後援会事務所としても届けられていたことが認められるものの，丙E5の4の勤務簿によると，補助者の1か月当たりの勤務時間は16時間から16．5時間にとどまっていたことからすると，補助参加人藤井の主張に係る按分率（政務調査活動90%）が不相当であるとはいえない。	甲34，35，丙E5の3，5の4，5の11	¥0

計　¥925,361

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.4.11 ～ H25.2.2	A1 A17 A19 A26 A27 A29	意見交換会タクシー代	¥23,690	100%	¥11,845	50%	＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書には「 市内より湖山まで（タクシー代）」「台中市副市長・石岡区　歓迎交流会」「鳥取県議会ボーイスカウト運動議員懇談会参加費」「総会・懇談会経費として」「台中市政府訪問団歓迎会会費」とある。タクシー代については，その利用について根拠が明示されていないが「台中市副市長・石岡区　歓迎交流会」に参加した時に使用したと考えられる。また，「台中市副市長・石岡区　歓迎交流会」「鳥取県議会ボーイスカウト運動議員懇談会参加費」「総会・懇談会経費として」「台中市政府訪問団歓迎会会費」という団体に会費として政務調査費を支出した根拠が明示されていない。ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項の【会費】には「会費の支出対照である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であること」とあるように，その適当であることが，それぞれの会則や資料によって証明されなければ，その会費の全額を政務調査費として支出する根拠とはならない。 ＜第13準備書面＞ 同じ距離を移動する場合に，数種類の移動方法があり，その移動方法の中で，金額的に安い移動料金と高い移動料金とがある時には，原則的には安い移動料金にて交通費を算出することになる。地方財政法第四条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」，地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」そのため，宮城県議会の政務活動費の手引きでは，「政務活動に当たって，他に利用できる公共交通機関がないか，運行本数が少ない場合，緊急の堤合等，タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる」としている。タクシー利用料金について，宮城県議会の政務活動手引きが特別なものではなく，他の議会も同じような指針を示しており，タクシー利用について，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。 （領収書番号A17，A26，A27） ＜第13準備書面＞ガイドラインの【会費】には「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であることが必要であること。」，「団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う、あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。」，「個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。つまり，調査研究費として会費を支出することが適当であるか否かは，その会の活動内容を明らかにする証拠資料を明示して初めて判断できるものである。補助参加人は「日華親善協会は、日本政府と台湾政府との交流を図る団体であり、鳥取にも組織があり、鳥取県と主に台中市との交流を図っている。」と主張するが，会の活動内容や実態が調査研究活動として適当であるかどうかを証する書類を提出していない。また，その活動が適当であるかどうかを証しないまま，議員要件としてではなく，個人的要件で加入しており，調査研究費として会費を支出することは認められない。また，政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われるものである。県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし，「○○の会費」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても，『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち，「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。会の活動内容を明らかにする証拠資料を明示せず，情報収集という抽象的な主張だけでは，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績として認められない。 （領収書番号A19） ＜第13準備書面＞議員有志で作った会であれば，その懇親会費用が調査研究費として認められるものではない。そのようなことが認められれば，議員有志で際限なく会が結成され，その懇親会における飲食が調査研究費として支出できることになる。議員有志で作った会であっても，支出の判断はガイドラインの【会費】の定めに従わなければならない。従って，領収書NoA17と同じで調査研究費として支出は認められない。 （領収書番号A29） ＜第13準備書面＞領収書の発行元は「石破しげる　赤沢りょうせい合同新春懇談会」とあり，両名とも鳥取県選出の自由民主党所属の国会議員である。当該新春懇談会は，その両名を招聘した懇談会であり，政党活動であることは明らかである。加えて，同年には，補助参加人は自宅事務所を自由民主党鳥取県鳥取市第九支部とし，自らを支部長として鳥取県選挙管理委員会に届けている。自らが政党支部長を務める政党の国会議員の新春懇談会への参加は，明らかに政党活動である。このような政党活動に調査研究費を支出出来るはずがない。	領収書番号A1のタクシー代について原判決の当裁判所の補足説明は「出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，本件訴訟で明らかにされており，その内容に格別不合理な点はない」として支出を認めた。しかし，補助参加人の主張は「歩くには遠距離のためタクシーを利用した」という，不合理すぎる主張でしかない。この場合，「歩くには遠距離のため」という理由は，歩く以外に他の公共交通機関がない場合に主張できることであり，そのような主張を根拠なく認めた判断は明かに間違っている。ガイドラインはタクシーの利用が無制限に認めているものではなく，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が「歩くには遠距離のためタクシーを利用した」などとありえないものである。極端に言えば，東京・大阪間も歩くには遠すぎる距離である。しかし，一般的に，通常の公共交通機関を利用しないでタクシーを利用する人はいないはずである。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。補助参加人はホテルモナーク鳥取から自宅に帰るのに「歩くには遠距離のためタクシーを利用した」というとんでもない理由を主張したが，ホテルモナーク鳥取から鳥取駅までは徒歩数分であり，鳥取駅から自宅近くの最寄りの駅まで電車で10分弱，最寄りの駅から自宅まで歩いても十数分である。にもかかわらず，補助参加人はタクシーを利用したのであるから，タクシーを利用する必要性を明かにしなければ，その支出はできないと考えるべきである。当然ながら，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。 領収書A17，A19，A26，A27については，主張で，会（団体）に顔を出し，参加するための目的は明らかにされているが，政務調査費として食料費を支出するのに，その会（団体）の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることの立証がない。ガイドラインの2 政務調査費の使途の【食糧費】には「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。」また，【会費】については「個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」と定められている。 会（団体）に食料費を使ってどのような実績があったのかも示されておらず，目的を主張するだけでは食料費を支出することは認められない。また，その実績が無ければ政務調査費として，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（領収書番号A1） 平成24年4月11日に開かれた日華親善協会との交流会の会場（ホテルモナーク）から自宅までの交通費である。歩くには遠距離のためタクシーを利用したものである。次に記載するとおり日華親善協会との会合への参加は政務調査活動の一環であり、その参加に要した上記タクシー代は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号A17） 日華親善協会は、日本政府と台湾政府との交流を図る団体であり、鳥取にも組織があり、鳥取県と主に台中市との交流を図っている。台湾からの鳥取大学留学生や大阪の弁事処の担当者等の出席により、経済、人的交流に関しての状況報告や今後の展開についての意見交換が行われている。意見交換の場では、梨の穂木の輸出，スイカ等の鳥取県の特産品の輸出を促進するための情報収集や漫画を活用した観光客誘致の促進、スポーツ関係者との交流のための話し合い等もなされたりしており、県政への提言等の見識を深めるために有用な情報収集のための政務調査活動である。会費は実質参加費であり、100%政務調査費に該当する。 （領収書番号A19） 青少年育成事業の一環として議員の有志で作っている会である。同会では、ボーイスカウト事業を通した青少年の健全育成について協議し、その振興に努めている。勉強会後の懇親会であるが、懇親会においても引き続き、上記テーマについての意見交換がなされており、懇親会費用は、政務調査活動のための費用として100%政務調査費に該当する。 （領収書番号A26） 鳥取但馬会は、但馬の出身者で鳥取在住の人達が作っている会であり、鳥取と但馬の経済文化の交流と連携を図り、鳥取の発展に資するための会である。近年では山陰海岸ジオパークの振興について活動を行っている。本議員は、同会の会員であり、同会への参加は、県政への貢献、提言等へ資するものであり政務調査活動であり、その参加費は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号A27） 台中市の中の大肚区からの訪問団が来鳥をした際の歓迎会であるが、その際、鳥取の北栄町と大肚区との提携を中心として意見交換が行われ、ひいては台中市との交流をはかる等のための県政への提言等、情報収集のための政務調査活動であり、その参加費は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号A29） 鳥取県選出の国会議員を交えた意見交換を行った会であり、県政全般に関しての情報交換を行い県政への提言等に関しての有用な情報を得るための政務調査活動の一環であり、その参加費は100%政務調査費に該当する。	丙E6の1 丙E6の2 丙E6の3 丙E6の4	領収書番号A29については，国会議員2名主催の合同新年会の会費であり，同会は後援会活動としての実質を有すると推認されるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人藤縄は，適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。領収書番号A17の領収書には台中市副市長らとの歓迎交流会の会費である旨が，A19の領収書には鳥取県議会ボーイスカウト運動議員懇談会懇親会の会費である旨が，A26の領収書には鳥取但馬会の総会，懇談会会費である旨の，A27の領収書には台中市関係者の歓迎会会費である旨の記載があることが認められる。会の名称等に照らすと，他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人藤縄の主張が不合理とまでいえない。食糧費としての性質を有すると認められるところ，政務調査活動のために出席したと認められ，かつ，本件ガイドラインの定める食糧費の上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号A1については，出納簿及び領収書からは利用目的が不明であるものの，その日付から，領収書番号A17の会合の際の交通費と認められる。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥2,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H25.2.28	A30	意見交換会費	¥5,000	83%	¥3,000	50%	＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書によると「鳥取県日華親善協会の平成25年度総交流会費として」とあるが，会費として政務調査費を支出した根拠が明示されていない。ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項の【会費】には「会費の支出対照である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であること」とあるように，その適当であることが，それぞれの会則や資料によって証明されなければ，その会費の全額を政務調査費として支出する根拠とはならない。 ＜第13準備書面＞ 領収書NoA17と同じで調査研究費として支出は認められない。	番号1と同じで50%を超える支出は認められない。		鳥取台湾の年間の交流事業の前年総括と新年度の事業計画について協議が行われたものである。大阪の弁事処からも関係者が来鳥し、台湾側の情報、意見を聞きながら今後の政務調査活動に資するための意見交換が行われており、その参加費6000円のうち一般の上限額5000円（83%）を計上したものであり、政務調査費に該当する。		甲26領収書番号A30によると，左記会はあったことが認められる。食糧費としての性質を有すると認められるところ，政務調査活動のために出席したと認められ，かつ，本件ガイドラインの定める食糧費の上限額5000円を超えない支出である。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
3	調査研究費	H24.6.27	A103	会費	¥20,000	100%	¥10,000	50%	＜第13準備書面＞ 領収書NoA17と同じで調査研究費として支出は認められない。	番号1と同じで50%を超える支出は認められない。		対翠閣きのこクラブは、日本きのこセンターで行われているきのこ生産、販売の普及に関する情報交換の会である。会員として、鳥取県のきのこ生産等の振興を図るための活動及び情報取得であり、県政への提言等のための政務調査活動であり、その会費は100%政務調査費に該当する。		甲26領収書番号A103によると，補助参加人藤縄主張に係る会の名称は「対翠閣きのこクラブ」で，その年会費の払込先は日本きのこセンター自体ではなく「対翠閣」となっていることからすると，趣味の会あるいは親睦といった，政務調査活動以外の活動をも含む会であると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったというべきである。補助参加人藤縄は左記のとおり主張するが，同会の案内，規約書などが一切提出されておらず，適切な反証があったとはいえない。そうすると，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（領収書の支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥10,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H24.7.16 ～ H25.3.30	A4 A6 A7 A8 A9 A10 A11 A13 A14 A15 A16	タクシー代	¥24,140	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 調査研究とは，調査をし，研究をすることであって，聞き取り（聴取）・ヒアリング・説明を受ける・視察・意見交換のみで終わる活動は，自分の知らないことを見たり聞いたりすることである。政務調査費は県政に資するための調査研究に要する費用の一部を，県民が税金として負担するものであり，見たり聞いたりすることで,議員自らの知識や見聞を広げるために支出できるものではない。説明を聞いたり説明資料を見るだけならば、それは政務調査活動ではなく，時間や交通費をかけ，県庁に出かけたり、現場に出かけたりしなくても、電話やインターネットで調査することができることもあり，費用をかければいいといいものではない。 地方財政法第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」，地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」 政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われるものである。県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし、「「○○○について」に関する意見交換会」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。「「○○○について」に関する意見交換会」などの説明は，あまりにも抽象的で，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績ではない。従って，県政に関わる政務調査活動としての実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。 また，タクシー料金については，領収書NoA1で反論した通り，同じ距離を移動する場合に，数種類の移動方法があり，その移動方法の中で，金額的に安い移動料金と高い移動料金とがある時には，原則的には安い移動料金にて交通費を算出することになる。 　そのため，宮城県議会の政務活動費の手引きでは，「政務活動に当たって，他に利用できる公共交通機関がないか，運行本数が少ない場合，緊急の堤合等，タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる」としている。タクシー利用料金について，宮城県議会の政務活動手引きが特別なものではなく，他の議会も同じような指針を示しており，タクシー利用について，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	原判決は「タクシーの利用は本件ガイドラインでも制限されておらず」としているが，ガイドラインに制限が明記されていなければ，タクシーの利用が無制限に認められているものではない。また，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が反証されていない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		[総論] いずれも政務調査活動のための会合に出席した際の交通費であり、100%政務調査費に該当する。会合は以下のとおりである。 (領収書番号A4)H24.7.16「高等学校の教育の実状について」に関する意見交換会 (領収書番号A6)H24.8.4「東京県人会の活動について」に関する意見交換会 (領収書番号A7)H24.8.14「国体代表選手の強化について」に関する意見交換会 (領収書番号A8)H24.8.17「国府町の産業振興について」に関する意見交換会 (領収書番号A9)H24.8.24「鳥取市政の実状について」に関する鳥取市職員との意見交換会 (領収書番号A10)H24.10.23「鳥取市議会議員と鳥取市政の実状について」に関する意見交換会 (領収書番号A11)H24.12.15「県内スポーツの競技力向上について」に関する意見交換会 (領収書番号A13)H25.1.20「鳥取の青少年育成の実態について」に関する意見交換会 (領収書番号A14)H25.2.8「旧岩美町・福部村の行政実状について」に関する意見交換会 (領収書番号A15)H25.2.26「県内の経済状勢について」に関する意見交換会 (領収書番号A16)H25.3.30「鳥取市議会議員と市政の実状について」に関する意見交換会		領収書からは利用目的が不明であるものの，政務調査費出納簿には「意見交換会」と記載されていることが認められる。その内容に格別不合理な点は認められない。 また，タクシーの利用は本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	資料購入費	H24.4.29 ～ H25.3.29	E39 E40 E41 E42 E46 E45 E44 E43 E47 E48 E49 E50	新聞購読料（赤旗）	¥9,600	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されていない限り，認められない。なぜなら，政党・団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより政党活動と解されるからである。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「新聞赤旗の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである」としているが，宗教関係や政党機関誌，政党支持団体等の新聞は一般紙と購読目的が明らかに違うことで，この判断は誤ったものである。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党であれば，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党をや団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従ってその内容は100%調査研究活動に使途できる内容でもなく，購読目的にしても，その100%が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。 原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会で鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		赤旗の購読については，他の新聞の購読と同様に解すべきである。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。発行主体の属性によって直ちに本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても直ちに政務調査以外の目的のために利用されたということはできない。		¥0
6	資料購入費	H24.5.29 H24.8.30	E2 E3	図書代	¥2,100	100%	¥1,050	50%	＜第13準備書面＞ 鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等，一般的に公務員名簿と呼ばれるものは名簿販売業者が販売している代表的なものでもある。県議会議員の政務調査にしか使えない名簿が，名簿専門に扱う販売業者で売られているはずもない。一般的に，議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある。従って，それら全てが有益な政務調査と言えるものではないという社会状況もある。そのようなとらえ方をされないように議会事務局を通せば，どのような調査行為も可能であり，鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等が絶対に必要であるとは言えない。政務調査活動に名簿の必要性を認めるが，その名簿が政務調査で必ず必要であり，政務調査以外に利用できないものであるとの按分根拠を明示しない限り，100%の支出は認められない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		職員録は、県民からの県政・教育関係への問い合わせや県政への提言等に関して、職員から、事実や現状の確認をするなどが必要なときに、確認先や連絡先把握のための必需品であり、政務調査活動のための資料である。その購入費は100%政務調査費に該当する。		鳥取県教育関係職員録及び鳥取県職員名簿の購入代金であると認められる。書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	資料購入費	H24.10.3 ～ H25.2.14	E4 E8 E11 E12	図書代	¥8,358	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「本議員は、県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。」と主張する。しかし，県議会自ら策定した『政務調査費議員必携』に，「より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とあるにもかかわらず，主張を裏付ける証拠書類も提出せず，透明性とは相反する主張である。 平成25年9月27日に改正されたガイドラインの【証拠書類について】において書籍・新聞の場合に書名・新聞名を記載するよう明記されたから、その前のガイドラインが適用される平成24年度については書名・新聞名の記載は不要という主張である。 しかし、書籍購入に際して政務調査費を使った議員で、書籍名が不明なのは藤縄議員など、ごく一部に限られる。他の大多数の議員は書籍名を明らかにしている。資料購入費として，その費用が税金で賄われていることを知っているのであれば，それは社会常識の範疇である。 もし書籍名が不明なままで政務調査費に計上できるならば、税金で賄われる政務調査費を個人的な資料購入にも自由に使えることになり，「政務調査活動に必要なものに限る」というガイドラインの規定は検証不可能となって有名無実化する。補助参加人は，「書籍名の記載は義務付けられていなかったので、記載をしていなかった」と主張するが，書籍名の記載がない領収証を使って、その支出が政務調査のための資料購入費であることを客観的に証明できるはずがない。 ＜第13準備書面＞ 番号4で反論したとおり，資料購入しただけでは，調査をし，研究をしたとして認められず，その支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名が記載されており，補助参加人藤縄の主張にも格別不合理な点はなく」と，一部の支出を認めたが，書籍名や書籍の紹介のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，そのタイトルだけで，その中身まで知ることができない。補助参加人の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。 政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法第100条14）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条14）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，政務調査用と主張するだけであれば，補助参加人の購入した雑誌や書籍に対する全てについて支出認められない。		[総論] 本議員は、県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。当時のガイドラインでは、領収証の写しが証拠書類となっており、書籍名の記載は義務付けられていなかったので、記載をしていなかったに過ぎない。 以下の書籍名や内容は、発行元等を手掛かりに思い出す限り記載。 （領収書番号E4） 鳥取市出身の山本玄匠（げんしょう）氏は、柿渋を使用した染料を使った作品を制作している芸術家であり、その作品の写真集である。鳥取県の芸術振興のための調査、情報収集のための資料であり、政務委調査活動として、その購入は、100%政務調査費に該当する。 （領収書番号E8） 一般財団法人日本教育再生機構は、教育を国家戦略の中心に位置づけ、教育の立て直しを国家再建の要諦（ようてい）とする政策を各界の要人に向けて発信しようという思いを共にする多くの個人や団体と手を結んで、「日本を取り戻す」事業に取り組んでいる団体である。 （領収書番号E11） 安倍晋三氏の著書であり、安倍氏の国家等への視点を参考に、県政への見識を深めるための資料となり、政務調査活動として、その購入は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号E12） 山陰海岸ジオパークの認知度を高めるための山陰海岸の現状調査の参考資料であり、政務調査活動として、その購入は100%政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 領収書番号E8は，教育を国家戦略の中心に位置づけて教育の立て直しを国家再建の要諦にする政策を発信する事業に取り組んでいる，日本教育再生機構からの購入図書（丙E6の16）であり，教育に関わる書籍であることが推認される。	丙E6の9，10，11	領収書番号E8については，書籍名が不明であって，発行元のみで県政との関連性や，政務調査費の対象となるかを直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人藤縄は本件訴訟でも発行元は明らかであるものの書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。 その余の支出については，領収書に書籍名が記載されており，補助参加人藤縄の主張にも格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等実績を示す書類の提出がないからといって，直ちに政務調査目的以外の目的のために支出されたということはできない。	丙E6の9，10，11	¥2,520

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	資料購入費	H24.11.18 ～ H25.3.31	E5 E6 E7 E9 E10 E13 E14	図書代	¥7,436	100%	¥0	0%	（領収書番号E5） ＜第13準備書面＞ 補助参加人は「鳥取環境大学の研究者であった浅川滋男氏の摩尼寺に関する研究の書籍であり、観光資源として摩尼寺への理解、見識を深め、鳥取県の施策の提言等に有用な資料であり」と主張するが，自らの趣味のためであるのか，「鳥取県の施策の提言等に有用な資料」と主張するだけでは，客観的にわからない。政務調査は，調査をし，研究をすることであって，書籍を購入して読むという行為は読書である。政務調査費は県政に資するための調査研究に要する費用の一部を，県民が税金として負担するものであり，読書によって,議員自らの知識や見聞を広げるために支出できるものではない。 （領収書番号E6,9,13,14） ＜第13準備書面＞ ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮すると、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めている。つまり，政務調査活動に必要なものであることの実績を明示し，証拠書類に按分を明示しなければならない。また，政務調査費交付条例は「（1）議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後（その日までに議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日）から30日以内に収支報告書を議長に提出すること。 （2）議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。」と定めている。従って，条例通り「証拠書類を5年間保存」せず，何を購入したかわからないものは「政務調査活動に必要であった」ことを証することはできず，政務調査費として支出することは認められない。 （領収書番号E7,10） ＜第13準備書面＞ 補助参加人は「週刊誌（週刊新潮）であるが、県政への参考となるような記事があったので購入したもの」と主張するが，何の実績も根拠も按分もされていない。週刊新潮の記事の全てが政務調査に関する記事であるはずがない。ガイドラインは，資料購入費について「政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮すると、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めている。つまり，政務調査活動に必要なものであることの実績を明示し，証拠書類に按分を明示しなければならない。また，政務調査費交付条例は「（1）議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後（その日までに議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日）から30日以内に収支報告書を議長に提出すること。 （2）議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。」と定めている。従って，条例通り「証拠書類を5年間保存」せず，何を購入したかわからないものは「政務調査活動に必要であった」ことを証することはできず，政務調査費として支出することは認められない。	番号7と同じで全額認められない。		（領収書番号E5） 鳥取環境大学の研究者であった浅川滋男氏の摩尼寺に関する研究の書籍であり、観光資源として摩尼寺への理解、見識を深め、鳥取県の施策の提言等に有用な資料であり、政務調査活動として、その購入は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号E6,9,13,14） 書籍は思い出せないが、政務調査活動の資料として有用と考えて購入したものであり、購入は100%政務調査費に該当する。 （領収書番号E7,10） 週刊新潮の購入であるが、県政への参考となるような記事があったので購入したものであり、政務調査活動として購入は100%政務調査費に該当する。	丙E6の12の1、2	領収書番号E5，E7，E10については，本件訴訟で書籍名が明らかにされており，県政との関連性を欠くことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。週刊新潮が娯楽性を有する雑誌であることは否定しがたいが，社会的に耳目を集める政治問題等についての記事が掲載されることがある。政務調査に資する情報以外の情報が掲載されているとしても，直ちに政務調査以外の目的のために利用されたということはできない。 その余の支出については，書籍名が不明であって政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人藤縄は本件訴訟でも書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙E6の12の1	¥5,676

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	広報費	H24.5.20 H25.2.1	F1 F2	県政報告印刷費	¥173,629	85%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人が証拠書類として提出している丙E第6号証の8のふじなわ喜和とっとり情報かわら版は2015年度（平成27年度）に発行されたもので，当該年度である平成24年度のものではなく，このような資料は証拠資料として意味が無い。しかも，その内容は自らのスケジュールと新聞記事の切り抜き，著名人との写真，鳥取県議会副議長に選任されたことの挨拶であり，とてもではないが，政務調査とは言えない内容で，自己PRのみを目的にした紙面構成である。この紙面の内容を見て「議会だより」と言える根拠はない。また，違う年度の発行物を証拠資料として提出することは，当該年度の議会だよりと称する発行物を提出できない理由があるのではないかという疑義も生じる。従って，議会だよりとして，政務調査費を支出することは認められず，その郵送費についても認められないことは明らかである。	原判決は領収書F2について「領収書番号F2については，印刷された県政報告が証拠提出されている。写真が掲載された部分についても県政との関連性が欠けるものではなく，按分率が不相当であるとは認められない」として，議会報告印刷費の全額を政務調査費として認めた。しかし，この判断は明かに間違いである。政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，自らのスケジュールと新聞記事の切り抜き，著名人との写真，鳥取県議会副議長に選任されたことの挨拶は，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原告はそのガイドラインの定め通り，紙面中の政務調査活動と思われる部分の按分率を0%とする証拠を提出しているにもかかわらず，「県政との関連性が欠けるものではなく」という判断はガイドラインの解釈を誤っている。ガイドレインの定めにより，政務調査費は県政に関する調査研究活動のみにしか支出することができないにもかかわらず，補助参加人の議会報告の内容全てが，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙のための自己PR活動である。したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。 領収書F1については争わない。		本議員は、政務活動報告を中心として、議会だよりを年2回製作しており、地域住民に配布したり、企業団体や知人、友人、名刺交換をした関係者等に郵送している。紙面の内容、面積について、85%程度が政務活動に関する記事である。85%を政務調査費として計上している。政務活動報告を中心に製作した議会だよりの印刷費と郵送費である。 （平成30年8月31日付け準備書面） 本件ガイドラインは収支報告書に広報誌の添付は義務づけていない。	丙E6の8，13	領収書番号F1については，印刷された県政報告が添付されておらず，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人藤縄は，本件訴訟でも印刷された県政報告を証拠提出しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。補助参加人藤縄は，議会だよりを年2回製作していると主張し，丙E6の8号証（2016春号No. 29）と丙E6の13号証（2013. 1 No. 25）を提出するが，その主張と号数（No）に齟齬があることが指摘でき，適切な反証があるとはいえない。領収書番号F2については，印刷された県政報告が証拠提出されている。写真が掲載された部分についても県政との関連性が欠けるものではなく，按分率が不相当であるとは認められないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E6の8，13	¥75,990
10	広報費	H24.5.25 H25.1.30 H25.2.1	F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9	切手代	¥272,000	85%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人が証拠書類として提出している丙E第6号証の8のふじなわ喜和とっとり情報かわら版は2015年度（平成27年度）に発行されたもので，当該年度である平成24年度のものではなく，このような資料は証拠資料として意味が無い。しかも，その内容は自らのスケジュールと新聞記事の切り抜き，著名人との写真，鳥取県議会副議長に選任されたことの挨拶であり，とてもではないが，政務調査とは言えない内容で，自己PRのみを目的にした紙面構成である。この紙面の内容を見て「議会だより」と言える根拠はない。また，違う年度の発行物を証拠資料として提出することは，当該年度の議会だよりと称する発行物を提出できない理由があるのではないかという疑義も生じる。従って，議会だよりとして，政務調査費を支出することは認められず，その郵送費についても認められないことは明らかである。	番号9の政務調査活動と言えない県政報告の郵送代であるから，番号9と同じく全ての支出は認められない。		本議員は、政務活動報告を中心として、議会だよりを年2回製作しており、地域住民に配布したり、企業団体や知人、友人、名刺交換をした関係者等に郵送している。紙面の内容、面積について、85%程度が政務活動に関する記事である。85%を政務調査費として計上している。政務活動報告を中心に製作した議会だよりの印刷費と郵送費である。	丙E6の8，13	領収書番号F3ないしF7については，送付された県政報告の記載内容が不明であって，番号9と同様の理由から，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。購入した切手の合計数も，下記領収書番号F8及びF9の合計数と大きく異なっている。 領収書番号F8及びF9については，購入時期からして，県政報告（丙E6の13）の送付に用いられたと推認されるから，番号9と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E6の13	¥170,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	事務所費	H24.5.1 ～ H25.4.30	G13 G14 G15 G16 G17 G18	ガス代	¥9,696	80%	¥6,060	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されているにもかかわらず，「事務所は、政務活動の計画、調査先との連絡、調整、資料の収集、整理、活動の結果を集約、議会への提言等の検討等、ほぼ政務調査活動のために使用している。」と主張する信憑性はない。平成24年度は第24回衆議院選挙もあったことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで政党支部の役割を果たすわけもなく，政党事務所が「ほぼ政務調査活動のために使用している。」という主張は考えられない。これらの外形的事実から，渾然一体となる議員活動のうち，政務調査活動が，事務所の使用実績の70%を占めるという補助参加人の主張は全く根拠がない。従って，50%を超える支出は認められない。	補助参加人の自宅兼事務所は，平成24年に，自由民主党鳥取県鳥取市第九支部，政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」で選挙管理委員会に届け出されている（甲32号証，甲33号証，甲34号証・甲35号証）。従って，政務調査活動以外の活動に使用していた実態がある。また，事務所部分にのみガス設備が設けてあり，その使用料のうち80%は政務調査活動に使用したものであるという主張である。言い換えれば20%が政務調査活動以外の活動である「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活」であるという主張である。このような主張が一般社会で通用するだろうか。事務所なのでガス設備は暖房や給湯に使用されたものと思われるが，補助参加人は補助員賃金の項目で「週3日以内、1日5時間とし、賃金は1日4千円として雇用契約を締結している」と主張している。ということは，週4日は補助職員は勤務しておらず，補助職員が勤務している日でも19時間は補助職員が勤務していない時間である。これで暖房や給湯に使用しているガス代の80%が政務調査活動に使用したということは考えらず，補助参加人の主張は明らかに疑わしいものである。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方に「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，自ら，ガス代の按分率が80%であるという根拠と実績を示せない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。尚，期間外の947円については，裁判所の認定通り争わない。		本議員の事務所は、自宅事務所であるが、一部屋を事務所専用として利用している。 しかもその部屋だけに使用するガス設備を敷設している（自宅の方はオール電化である。）。 事務所は、政務活動の計画、調査先との連絡、調整、資料の収集、整理、活動の結果を集約、議会への提言等の検討等、ほぼ政務調査活動のために使用している。 全く他の活動用途への利用がないともいえないため、政務調査活動としての使用割合として、低めにみて80%程度である。 そのためガス代は、80%が政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 領収書番号G13のガス料金は平成24年4月1日から同月14日までのガス料金である。	丙E6の14	甲32ないし35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人藤縄は，自宅に構えた事務所を，「自由民主党鳥取県鳥取市第9支部」として届け出るとともに，自身の政治団体の事務所としても届け出ていたことが認められる。補助参加人藤縄は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，領収書の支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当である，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32～35	¥3,636
12	事務費	H24.5.1 ～ H25.4.1	H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19	携帯電話代	¥69,639	64%	¥54,412	50%	＜第13準備書面＞ 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，補助参加人は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は，「私用と公務の両方に使用している」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していると認めている。 ガイドラインの「はじめに」に記載の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。 そのために，ガイドライン，2項「政務調査費の使途」，「主な経費に係わる留意事項」，「共通事項」，【経費の按分】，①を定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない場合には，50%を超える支出は認められない。	携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が「携帯電話は、私用と公務の両方に使用している」と主張しているように，政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「私用と公務の両方に使用している」と主張し，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を64%としている。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで使途することは出来ない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は認められない。		携帯電話は、私用と公務の両方に使用しているが、公務への使用が80パーセント程度である。 公務のうち、政務調査活動への使用が80%程度であるので、80%×80%＝64%が政務調査費に該当する。		補助参加人藤縄は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当である，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥15,227

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	事務費	H24.5.7 ～ H25.4.5	H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31	電話代	¥51,736	64%	¥40,412	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。 補助参加人は「上記携帯電話代と同じ考え方である。」と主張するが，事務所の電話代は携帯電話よりも事務所費としての考え方に近いので，上記事務所費のガス代と同じ反論とし，50%を超える支出は認められない。	補助参加人の自宅兼事務所は，平成24年に，自由民主党鳥取県鳥取市第九支部，政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」で選挙管理委員会に届け出されている（甲32号証，甲33号証，甲34号証・甲35号証）。にもかかわらず，補助参加人は「私用と公務の両方に使用しているが，公務への使用が80パーセント程度である。公務のうち、政務調査活動への使用が80%程度であるので、80%×80%＝64%が政務調査費に該当する」と，何ら，実績も示さず，携帯電話の按分と同じ率で政務調査活動に使用していると主張しているが，この主張には全く信憑性がない。この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所が64%の按分率で政務調査活動を行っていたというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで支出を認めることは出来ない。大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。従って，政務調査活動に64%使用した実績，根拠を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。		上記携帯電話代と同じ考え方である。		甲32ないし35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人藤縄は，自宅に構えた事務所を，「自由民主党鳥取県鳥取市第9支部」として届け出るとともに，自身の政治団体の事務所としても届け出ていたことが認められる。補助参加人藤縄は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度（左記各領収書の各2分の1の合計額計4万0420円）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32～35	¥11,316
14	事務費	H24.5.27 ～ H25.1.20	H2 H3 H4 H5 H6	ファックスインクフィルム事務用品パソコン消耗品	¥5,988	64%	¥4,679	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。 補助参加人は「携帯電話の利用割合と同じ考え方である。」と主張するが，事務用品は携帯電話よりも事務所費としての考え方に近いので，上記事務所費のガス代と同じ反論とし50%を超える支出は認められない。	番号13と同じで支出は認められない。 尚，，「太陽のマテ茶2L」については，裁判所の認定通り争わない。		携帯電話の利用割合と同じ考え方である。		番号11と同じ。	甲32～35	¥1,309

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
15	事務費	H24.9.12	H7	パソコン修理代	¥9,198	60%	¥7,665	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。 議員活動は政務調査活動を含め，政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）が渾然一体化しているのが明らかである。補助参加人は自宅を事務所としており，自らの政治団体と自由民主党鳥取県鳥取市第九支部を同事務所に鳥取県選挙管理委員会に届け出ており，パソコンを政務調査活動に60%使用したという実績，根拠を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。	補助参加人当該自宅兼事務所は，平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。（甲32号証，甲33号証，甲34号証，甲35号証） にもかかわらず，補助参加人は「政務調査活動への使用割合として60%が政務調査費に該当する」と，何ら，実績も示さず，パソコンの使用率が60%であるとして，その修理代も同じ60%が政務調査費であると主張しているが，この主張には全く信憑性がない。この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所のパソコンが60%の按分率で政務調査活動を行っていたというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで支出を認めることは出来ない。大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。従って，政務調査活動に60%使用した実績，根拠を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。		事務所用のパソコンの修理代である。政務調査活動への使用割合として60%が政務調査費に該当する。		① 番号11の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人藤縄が左記内容の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，左記原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥1,533
16	事務費	H24.4.10 ～ H25.3.11	H1	インターネット接続料	¥14,364	60%	¥11,970	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。 議員活動は政務調査活動を含め，政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）が渾然一体化しているのが明らかである。補助参加人は自宅を事務所としており，自らの政治団体と自由民主党鳥取県鳥取市第九支部を同事務所に鳥取県選挙管理委員会に届け出ており，インターネットの接続料のうち政務調査活動に60%使用した実績，根拠を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。	番号15と同じで，50%を超える支出は認められない。また，自宅とインターネットを共有しているのであれば，番号15の政党活動，後援会活動に加えて，家族を含めた私生活が加わることで，政務調査活動以外の活動で使用する機会ははるかに多くなるのが当然であり，より一層の説明責任を果たすために，60%であるという実績，根拠を明示出来ないかぎり50%を超える支出は認められない。		自宅内のパソコンのインターネットの使用もあるので、政務調査活動への利用割合として60%が政務調査費に該当する。		番号11と同じ。		¥2,394

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
17	人件費	H24.11.30 ～ H25.3.31	I	補助員賃金	¥131,200	80%	¥65,600	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の自宅事務所は鳥取市湖山町北4丁目812である。この自宅事務所は平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県鳥取市第九支部」，自らの政治団体「藤縄喜和とっとり政策研究会」として登録されている。このような事務所で，補助員が政務調査活動のみに従事しているとは，外形的事実により到底考えられず，勤務年月日（曜日），勤務時間だけしかわからない証拠書類だけでは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、補助者からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・政治団体・他の議員などの共同使用実態を考慮すると，人件費を按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人藤縄が80パーセントと申告した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」とある。しかし，補助参加人は「純粋に政務調査活動のための事務しかしていないので、100パーセントが政務調査費に該当する」と主張しているにもかかわらず，自ら80%に按分しており，明かに矛盾している。 補助参加人の事務所は自由民主党鳥取県鳥取市第九支部として鳥取県選挙管理委員会に政党支部として届けをし，さらには，同じ住所で「藤縄喜和とっとり政策研究会」という政治団体の事務所として届け出ている。（甲32号証，甲33号証，甲34号証，甲35号証）補助員は調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例え，雇用主から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，「純粋に政務調査活動のための事務しかしていない」という主張は社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，補助参加人のいい加減な主張のみで，業務時間全ての実態が調査研究活動であったとは判断できるはずがない。補助員が渾然一体となる議員活動の中で，調査研究のみに従事していたはずがない。ガイドライン2政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。事務所が政党支部，政治団体として選挙管理委員会に登録されている以上，政務調査活動以外の業務があったと推認するのは当然であり，ガイドラインは補助参加人である議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにしなければならないと定めている。従って，補助員が行った政務調査費としての活動実績を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，補助員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，50%を超える補助員への人件費の支出は認められない。		政務調査活動の仕事のために雇用した人員の賃金である。週3日以内、1日5時間とし、賃金は1日4千円として雇用契約を締結している。 仕事内容としては、政務調査活動の計画、連絡調整、活動の集約、資料の整理をしている。 純粋に政務調査活動のための事務しかしていないので、100パーセントが政務調査費に該当する。	丙E6の5，6，7，15	丙E6号証の5ないし同7によると，補助参加人藤縄は，平成24年11月から平成25年3月まで補助者を雇ったこと，補助者の1か月当たりの勤務日数は6日から11日で，1日当たりの勤務時間は5時間にとどまっていたことが認められる。補助参加人藤縄が80パーセントと申告した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E6の5	¥0
															計	¥301,601

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
総論									＜第13準備書面＞ A)「事務費」,「事務所費について」 議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活など様々であり，補助参加人は，「後援会の事務所は、自宅に置いている。本議員は、無所属で政党に属していないので、政党活動はしていない。」と主張するが，2014年のGoogle Mapを見ると事務所には自由民主党のポスターが窓に貼られている。県議会議員の事務所に特定政党のポスターのみが張られていることは，無所属であっても，一般市民からするとその政党を応援するという意思表示をすることとなり，政党活動を行っていると言える。また，補助参加人は「政務調査活動のための事務所として使用している。」と主張しつつも，「政務調査活動としての使用がほとんどであり」と，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)が含まれていることを認めている。 事務所は議員活動にとって汎用性が高く，議員として事務所を設置し，その事務所を議員活動の拠点とするならば，多種多様な議員活動に対応できるように事務所を設置するのが合理的かつ効率的であり，それを政務調査専用に限定した事務所とすることの合理性は，補助参加人の主張からは認められない。また，事務所は「本議員の親族が経営する会社所有の建物の一画を借りて」とあるように，一つの建物を共同で使用している実態があり，どのように親族の会社の事務所と切り分けられているか，客観的に説明もない。例えば，事務費として支出しているストーブの灯油を使用した時に，政務調査専用の一画のみに使われているか否かの合理的な説明も出来ていない。補助参加人から，政務調査専用の事務所であり，当該事務所で使用する事務用品が政務調査専用であることの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，「低めにみて80%程度」と，自らの裁量のみで80%の按分を設定することは，客観的にも認められず，事務所費および事務費に対して，50%を超える支出は認められない。 B)「広報費」について 補助参加人は「本議員は、県政への意見、提言等について、「議会だより」を作成し、年2回、岩美町民に配布している。」と主張し，証拠書類として，丙E第4号証の4の県議会だよりらしき発行物を提出している。(補助参加人は，年2回，岩美町民に議会便りを配布していると主張するが，丙E第4号証の4は平成25年2月1日発行の県議会だよりらしき発行物であり，平成24年に発行された議会便りらしき発行物は証拠書類として提出されていない) ガイドラインの広報費の按分例は，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」とある。 しかし，提出された丙E第4号証の4の発行物を精査すると，内容は新年の挨拶と県の広報であり，誰もが知りうる県の整備事業の報告が殆どを占め，調査研究に資すると言える部分は，政務調査という言葉を限りなく広義に解釈したとしても，3段目の21行目「まだまだ認知度が低いのではと感じています」，34行目「どうかご意見，ご叱責賜りますようお願いします」程度である。後は社会情勢と自己主張および自己PRである。加えて，補助参加人は「議会だより」と主張するが，丙E第4号証の4を見ると，その発行物のタイトルは「なおちゃんのほっと通信」というものであり，明らかに自己PRを主目的とした発行物であり，とてもではないが，補助参加人が言う議会だよりとは思えない。 ガイドラインによると，政務調査のために使途されるべき広報費に，政務調査活動以外の活動に関する内容が紙面にあれば，その紙面等の比率で按分しなければいけないが，補助参加人の県議会だよりらしき発行物は，社会情勢と自己主張および自己PRを主目的としたものに，政務調査費として支出するために4行程度の言葉を追加しているものである。このような広報誌は発行の主目的が政務調査活動ではないことは明らかである。従って，係る費用(印刷代、折り込み代、封筒代、切手代等)について，支出することは認められない。			A)「事務費」、「事務所費」について 本議員は、本議員の親族が経営する会社所有の建物の一画を借りて、政務調査活動のための事務所として使用している。 後援会の事務所は、自宅に置いている。 なお、本議員は、無所属で政党に属していないので、政党活動はしていない。 事務所は、政務調査活動としての使用がほとんどであり、事務所に関わる費用(事務用品、灯油、コピー機等)の政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度である。 B)「広報費」について 本議員は、県政への意見、提言等について、「議会だより」を作成し、年2回、岩美町民に配布している。 配布方法として、岩美町に販売されている全新聞に折りこみで入れている(4000部)。 また、個別に知人や関係者に対しては、別途郵送をしている。 議会だよりを読んだ町民から、その内容に関する感想、意見等の連絡を受けることもあり、県政への提言へ生かすための情報収集にもなっている。 したがって、県政だよりの作成、配布は、政務調査活動に該当し、それに係る費用(印刷代、折り込み代、封筒代、切手代等)は、100%政務調査費に該当する。 (平成30年8月31日付け準備書面) 本件ガイドラインは収支報告書に広報誌に添付することを義務づけていない。	丙E4の1～4			

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	研修費	H24.8.23	73	関西広域連合懇親会	¥10,000	100%	¥5,000	50%	＜第6準備書面＞ 関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上（甲1の16頁），支出した経費の全額が調査研究に使われたものではない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。「意見交換会」「懇談会」について，以下の判例がある。・大分地判H23.2.26 大分県議会のH17年度政務調査費にかかる第1審判決である。 大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費，及び大分県福祉対策協議会との意見交換会の経費負担金につき，いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで，「このような懇談会は，社会通念上，会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」として，本件使途基準に合致しないものと判示した。青森地判H24.2.3 弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決である。「13名様食事代」「医療懇談会会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について，「これらの記載に照らし，調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ，これに対する合理的な説明もない」と判示して，支出を違法とした。・仙台高判H23.5.20 弘前市議会のH17年度政務調査費にかかる控訴審判決である。「市政報告会」の開催費用を政務調査費から支出することが原則として不適切ではないとしつつ，「地元団体組織及び市内団体組織」との懇談会1件につき，「政務調査活動との関連性が明らかでなく，これを補足する説明もされていない」と判示した。	「関西広域連合懇談会について(当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁)」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会(懇親会と同意語)であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの「原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，少なくとも50%を超える支出が認められないのは当然である。		関西広域連合は、近畿圏（当時奈良除く、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）及び徳島県、鳥取県等が参加する地方自治法284条に基づく特別地方公共団体である。中国5県の中では鳥取県だけが入っている。鳥取県は、広域医療、広域観光、広域産業振興等の分野に参加している。 当日は、広域医療等への施策に鳥取県内事情を反映させるべく鳥取県を理解してもらうために初めて鳥取県において広域連合議会が開催されたものである。 議会終了後の懇談会は、更に鳥取県の紹介や意見交換等が行われ、より理解を深めて貰うための場として設けられたものであり、各府県の議員及び広域連合委員である各府県の知事も出席をした会であり、懇談会名目となっているが、実質は協議会であった。実質参加費としての会費1万円が定められていたものであり、100%政務調査費に該当する。		甲26領収書番号73添付の書類によると，関西広域連合議会8月定例会後の会であったことが認められ，上記会に引き続いて他の参加者との意見交換を行ったとの補助参加人濱崎の主張が不合理とまではいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。ホテルで開催されたこと，懇談会という名称，会費の金額から食糧費としての性質を有すると推認される。県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が1万円と定められていたと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
2	会議費	H24.12.5	134	報告会会場使用料	¥2,250	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ どんな報告会かを示す報告書が添付されていないため，政務調査費としての性格があるかどうか疑われる。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，配布したとされる資料の明示もなく，それが政務調査として妥当かどうかの判断もできない。従って，そのような自ら主催する会に関わる費用についての支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会」の会場使用料と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「県政及び町政に関する報告会並びに町民から意見を聴く会を「岩美学」と称していたとの補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，他の用途に使用されたことを疑わせる証拠もない」としているが，この判断根拠は，補助参加人の主張のみによってなされたものであり，誤った判断である。 ガイドラインでは，議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは政務調査活動以外の活動とし，これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示することと定められている。また，それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすることと定められており，議員自らが実績により立証しなければならない。 しかし，補助参加人は「岩美学」と称する会が「県政及び町政に関する報告会並びに町民から意見を聴く会」としているが，「県政及び町政に関する報告会」は自らの議会活動をPRする場でもあり，「町民から意見を聴く会」というのは後援会会員も町民であり，その意見を聞く場を兼ねている。つまり，この「岩美学」という会は議員としてのPR活動及び後援会活動も兼ねていることは明かであり，ガイドラインで，議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすることと定められており，議員自らが当日の資料等の詳細を実績として占めることで立証しなければならないにもかかわらず，主張のみで，その実績を示せないのであれば支出が認められないのは当然である。		岩美学の会の会場使用料である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の左記領収書に補助参加人広谷の居住地である岩美の名前を付した，「「岩美学」事始め研究会」，使用日平成24年11月29日との記載があるほか，政務調査費出納簿に「報告会会場使用料」と記載されていることが認められる。県政及び町政に関する報告会並びに町民から意見を聴く会を「岩美学」と称していたとの補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，他の用途に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	会議費	H25.2.19	167	公民館使用料	¥2,250	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書には"「岩美学」事始め研究会"とあるが，内容が明示されていないため，政務調査費との関連が不明。従って，この経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No.83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，配布したとされる資料の明示もなく，それが政務調査として妥当かどうかの判断もできない。従って，そのような自ら主催する会に関わる費用についての支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会」の会場使用料と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	番号2と同じで支出は認められない。		岩美学の会の公民館の使用料である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の左記領収書に補助参加人広谷の居住地である岩美の名前を付した，「「岩美学」事始め研究会」，使用日平成25年2月13日との記載があり，同会が，番号2に係る会場と同じ会場で行われたことが認められる。県政及び町政に関する報告会並びに町民から意見を聴く会を「岩美学」と称していたとの補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，他の用途に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
4	資料作成費	H24.8.31	83	平版社	¥1,890	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 何の資料か明示されていないため，政務調査費との関連が不明。従って，この経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 補助参加人は「本議員は、政務調査活動の一環として、地元町民を対象に開いている「岩美学」という名前の県政、町政に関する報告と町民からの意見を聞く会を主催しており」と主張する。 ガイドラインの【会費】には「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。」，「団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う、あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。」，「個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。 政務調査費として会費を支出する場合にガイドラインは留意点を定めているように，自ら主催する会であっても，それがどのような会であるか，「県民から意見を聞く」という抽象的な説明しかなく，その詳細を明示しないのであれば，後援会との違いや，自らのPRのための会なのか，会計処理がどのようにされているかについて客観的に，その支出に対して適当であるかどうかの判断ができない。また，配布したとされる資料の明示もなく，それが政務調査として妥当かどうかの判断もできない。従って，当該会に関わる費用についての支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会」開催のための新聞折り込みを行う資料の印刷代と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「岩美学と称する県政及び町政に関する報告会並びに町民から意見を聞く会を主催していたとの補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく」とあるが，印刷した資料，補助参加人が「岩美学」と称する会の会則等，会の詳細が全くわからないにもかかわらず，このような判断ができるはずがない。また，当時の資料は，記録として補助参加人は所有しているはずであり，所有していないのであれば，当時の印刷を発注した業者に依頼すれば，いとも簡単に再印刷して明示出来るはずである。それさえもできないのであれば，「岩美学」という会が，補助参加人のPRの場でもなく，後援会会員を含む会でもないという確証は得られず，その100%が政務調査活動であるという立証もできない。従って，番号2と同じで支出は認められない。		本議員は、政務調査活動の一環として、地元町民を対象に開いている「岩美学」という名前の県政、町政に関する報告と町民からの意見を聞く会を主催しており、事前に配布（新聞折り込み）した資料の印刷代である。100%政務調査費に該当する。		甲26の領収書番号83の領収書には資料印刷代との，領収書番号91の領収書にはコピー代である旨の記載があることが認められるものの，補助参加人広谷の主張にかかる会のものか，その記載から定かではなく，他に，左記各支出の日に近接して当該会が開催されたとの反証もない。本件使途基準に違反すると認められる。		¥1,890
5	資料作成費	H24.9.13	91	カラーコピー代	¥800	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 何の資料か明示されていないため，政務調査費との関連が不明。従って，この経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，コピーしたとされる資料の明示もなく，実際にどのような資料であったのかが検証できないので，支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会で当日配布した資料のコピー代」と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	番号4と同じで支出は認められない。		岩美学の会で当日配布した資料のコピー代である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。				¥800

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	資料作成費	H24.11.22	122	報告会資料印刷代	¥12,600	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，コピーしたとされる資料の明示もなく，実際にどのような資料であったのかが検証できないので，支出は認められない。	番号4と同じで支出は認められない。		岩美学の会で当日配布した資料のコピー代である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の領収書番号122の領収書には，報告会資料印刷代との記載があることが認められ，左記支出の日に近接して補助参加人の主張に係る下記会が開催されている（番号3）。補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
7	資料作成費	H25.2.10	164	コピー代	¥1,800	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 何の資料か明示されていないため，政務調査費との関連が不明。従って，この経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，コピーしたとされる資料の明示もなく，実際にどのような資料であったのかが検証できないので，支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会で当日配布した資料のコピー代」と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	番号4と同じで支出は認められない。		岩美学の会で当日配布した資料のコピー代である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の領収書番号164の領収書には，コピー代との記載があることが認められ，左記支出の日に近接して補助参加人の主張に係る下記会が開催されている（番号3）。補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
8	資料作成費	H25.3.6	181	パネル作成費	¥5,250	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，作成したとされるパネルの明示もなく，それが政務調査として妥当かどうかの判断もできない。従って，そのような自ら主催する会に関わる費用についての支出は認められない。 補助参加人は「岩美学の会で使用した説明用のパネルの作成料」と主張するが，議員が主催する会と後援会との違い，また，岩美学の会がどのような性格を有する会であるかの明示ができない限り，政務調査活動以外の活動との判別が出来ないので，支出は認められない。	番号4と同じで支出は認められない。		岩美学の会で使用した説明用のパネルの作成料である。 番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の領収書番号164の領収書には，パネル製作代との記載があることが認められ，左記支出の日に近接して補助参加人の主張に係る下記会が開催されている（番号3）。補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	資料作成費	H25.3.26	192	資料作成	¥19,950	100%	¥15,162	76%	＜第6準備書面＞ 何の資料か明示されていないため，政務調査費との関連が不明。従って，この経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 補助参加人は「議会だよりの製作費である。総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，領収書191で反論したとおり，支出は認められない。 議会だよりにかかる費用なので番号35と同じく76%の按分となる。	番号38と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。		議会だよりの製作費である。 総論Bのとおり。		甲26の領収書番号191の領収書（後記番号38）の領収書には「議会だより印刷費」と記載されているのに対し，甲26の領収書番号192の領収書にはその対象の記載がなく，甲26の政務調査費出納簿にも，191の領収書の対応分については「議会だより印刷費」と明記されているのに対し，192の領収書の対応分は「資料作成」としかされておらず，補助参加人広谷主張の議会だよりとの関係が明らかでない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥4,788
10	資料購入費	H24.4.30	22	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
11	資料購入費	H24.5.17	30	書籍（式辞挨拶公用実例集）	¥3,000	100%	¥0	0%	＜第6準備書面＞ 『式辞挨拶公用実例集』を購入したとのことだが，ある程度の年齢や立場になれば多くの人が購入する本であり，政務調査の資料というよりも，私用に使える一般教養書である。政務調査に必要であったとの明確な説明がない限り，政務調査に要する経費としては認められない。 ＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「政務調査活動の前提として議員としての基本的儀礼に関する知識等の習得に必要」なので、式辞挨拶公用実例集の購入経費は政務調査費であるとの主張である。 県会議員は県民の代表であり、公式行事に招かれることも多く、式辞を述べるなどのスピーチの機会も多い。しかし、議員本人が「基本的儀礼に関する知識等の習得」するだけでは、政務調査活動としての実質が伴わない。 政務調査費の対象となる調査研究活動とは、『政務調査費議員必携』に記載されているように、住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究である。『地方公共団体 式辞・挨拶事例集』などを購入・活用して立派なスピーチをすることと、資料購入費に関するガイドラインの「政務調査活動に必要なものに限る」という規定との間には、大きな隔たりがある。従って、この経費は政務調査費として認められない。	原判決は「政務調査活動以外の活動に用いられていることを疑わせる証拠もないから」として，書籍代の全額を政務調査費として認めた。 しかし，社会通念上，式辞・挨拶の書籍が政務調査活動専用であることは到底あり得ない。式辞・挨拶の技術が上達すれば，議会活動，政党活動，後援会活動，私生活にも有益なことは明白であり，立派な式辞を述べる議員として知名度も上がる。 一方で，式辞・挨拶の技術が上達することと，「住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行」うこと（調査研究活動）の間に合理的関連性は認められない。ガイドラインは「政務調査活動に必要なものに限る」と規定している。 原判決は，社会通念やガイドラインの規定を何ら考慮することなく全額を政務調査費として認めており，誤りである。		全国の県議会議員対象に企画された政策に関する研修会があり、その会場で販売されていた書籍である。政務調査活動の前提として議員としての基本的儀礼に関する知識等の習得に必要であり、100%政務調査費に該当する。		甲26の政務調査費出納簿には「式辞・挨拶加除」との記載があることが認められる。上記書籍は式典等での挨拶・作法等の習得等を目的としたもので，公式行事への参加と全く無関係であるとはいえないものの，政務調査活動との関連性を有するとはいえない。		¥3,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12	資料購入費	H24.5.29	37	県職員名簿	¥800	100%	¥400	50%	＜第6準備書面＞ 職員録は，政務調査にも使用できるが，議員活動全般に関連する資料であり，その経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等，一般的に公務員名簿と呼ばれるものは名簿販売業者が販売している代表的なものでもある。県議会議員の政務調査にしか使えない名簿が，名簿専門に扱う販売業者で売られているはずもない。一般的に，議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある。従って，それら全てが有益な政務調査と言えるものではないという社会状況もある。そのようなとらえ方をされないように議会事務局を通せば，どのような調査行為も可能であり，鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等が絶対に必要であるとは言えない。政務調査活動に名簿の必要性を認めるが，その名簿が政務調査で必ず必要であり，政務調査以外に利用できないものであるとの按分根拠を明示しない限り，100%の支出は認められない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		職員録は、県民からの県政・教育関係への問い合わせや県政への提言等に関して、職員から事実や現状の確認をするなどが必要なときに、連絡先把握のための利用資料として必需品であり、本議員は、普段も持ち歩いているほどである。 政務調査活動のための資料である。その購入費は100%政務調査費に該当する。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも使用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
13	資料購入費	H24.5.29	38	教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%		番号12と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。				番号12と同じ。		¥0
14	資料購入費	H24.5.31	42	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
15	資料購入費	H24.6.30	57	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
16	資料購入費	H24.7.31	67	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
17	資料購入費	H24.8.31	80	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
18	資料購入費	H24.9.30	97	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
19	資料購入費	H24.9.30	100	朝日新聞	¥18,042	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
20	資料購入費	H24.10.30	111	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
21	資料購入費	H24.11.30	126	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
22	資料購入費	H24.11.30	129	聖教新聞	¥1,880	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 政党・団体等の発行する新聞の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されない限り認められない。なぜなら，運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより，政党活動と解されるからである。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「聖教新聞の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである」としているが，宗教関係や政党機関誌，政党支持団体等の新聞は一般紙と購読目的が明らかに違うことで，この判断は誤ったものである。 聖教新聞は宗教法人創価学会の日刊機関紙であり，創価学会は公明党の支持団体である。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党であれば，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党をや団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，原判決の当裁判所の判断の補足説明で「政治・経済情勢に関する最新かつ広範囲の情報を得て調査研究する手段として購読した」とあるが，その内容は100%調査研究活動に使途できる内容でもなく，購読目的にしても，その100%が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会で鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		聖教新聞の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである。その余は番号14と同じ。発行主体の属性をもって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。		¥0
23	資料購入費	H24.12.30	142	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
24	資料購入費	H25.1.31	159	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
25	資料購入費	H25.3.31	195	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
26	資料購入費	H25.3.31	196	朝日新聞	¥18,042	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0
27	資料購入費	H25.2.28	177	読売新聞	¥3,007	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	番号10と同じで支出は認められない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		番号14と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	資料購入費	H24.4.30 ～ H25.3.31	20 40 55 68 81 98 112 127 144 155 178 194	新聞赤旗	¥40,800	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 政党・団体等の発行する新聞の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されない限り認められない。なぜなら，運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより，政党活動と解されるからである。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「新聞赤旗の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである」としているが，宗教関係や政党機関誌，政党支持団体等の新聞は一般紙と購読目的が明らかに違うことで，この判断は誤ったものである。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党であれば，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党をや団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，その100%が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会で鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		番号10（H24.4.30）に記載のとおり。		新聞赤旗の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである。その余は番号14と同じ。発行主体の属性をもって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
29	広報費	H24.4.19	7	ネームラベル（議会だより発送用）	¥1,360	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「議会だよりに関する経費であり、政務調査活動として100%が政務調査費として相当である。総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より10ヶ月も前に購入されたネームラベルが議会便り送付のために購入したとは到底考えられない。10ヶ月も前に購入した根拠を明示しないかぎり支出は認められない。			議会だよりに関する経費であり、政務調査活動として100%が政務調査費として相当である。 総論Bのとおり。	丙E4の4	甲26及び丙E4の4号証によると，補助参加人は，平成25年2月1日，議会だよりを発行し，新聞折り込みや郵送により配付したことが認められる（番号35，37，38）。甲26の領収書番号15（番号30）及び領収書番号160（番号35）の各発出数，領収書番号46（番号32）及び領収書番号191（番号38）の各印刷代，領収書番号51（番号34）及び領収書番号183（番号37）の各新聞折り込み料が，大きく矛盾するものではないこと，領収書番号46の領収書には「議会だより印刷代」と記載されていること，領収書番号51の領収書には「4／24入折込料」と記載されていることからすると，議会だよりであるとの補助参加人広谷の主張が直ちに不合理とはいえない。丙E4の4からその編集方針が窺われるところ，丙E4の4について番号35で説示したところに照らすと，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E4の4	¥0
30	広報費	H24.4.27	15	議会だより郵送代	¥35,620	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「議会だよりに関する経費であり、政務調査活動として100%が政務調査費として相当である。総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より10ヶ月も前の郵送代は認められない。			総論Bのとおり。			¥0
31	広報費	H24.4.27	16	切手代	¥800	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より10ヶ月も前の郵送に私用する切手代は認められない。			総論Bのとおり。			¥0
32	広報費	H24.6.5	46	議会だより印刷代	¥73,500	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より6ヶ月も前の議会便り印刷代は認められない。			総論Bのとおり。			¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
33	広報費	H24.6.5	47	報告会資料印刷	¥17,850	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より6ヶ月も前の議会便り印刷代は認められない。			総論Bのとおり。		甲26の領収書番号47の領収書には，「報告会ポスター作製代」と記載されているが，作成されたポスターが添付されておらず，本件訴訟でも証拠提出されていないほか，他に，左記各支出の日に近接して当該会が開催されたとの反証もない。本件使途基準に違反すると認められる。		¥17,850
34	広報費	H24.6.20	51	新聞折り込み料	¥17,325	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，証拠書類として提出された議会便りは，丙E第4号証の4（平成25年2月1日発行の県議会だより）のみであり，時期的には，この証拠書類の議会便りの付帯費用でないことは明らかである。この時期に発行された議会便りが証拠書類として明示されておらず，その存在すらわからない。従って，議会便りが発行されたという実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。 丙E4号証の4にて提出された議会便りは翌年の2月1日発行されたものであり，発行より6ヶ月も前の議会便り新聞折り込み料は認められない。			総論Bのとおり。		番号29ないし32と同じ。		¥0
35	広報費	H25.2.2	160	郵送代	¥38,960	100%	¥29,609	76%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，領収書191で反論したとおり，丙E第4号証の4の県議会だよりらしき発行物は，内容からして，発行の主目的が政務調査活動ではないことは明らかである。補助参加人が「知人、関係者等へ直接郵送した際の送料」と主張するように，この送料は自己PRのために，広く一般県民に新聞折り込み等を行うのではなく，知人や関係者等へ直接郵送した際の送料であり，後援会活動等の政務調査活動以外の活動であり，広報費の郵送代として支出することは認められない。 丙E第4号証の4として提出された，補助参加人が広報誌と主張する誌面を検証した。A4紙面の210平方mm x 297平方mm 証拠書類丙E3号証の4はA4の1頁構成なので総面積は210平方mmx297平方mm×1=62370平方mm 政務調査と認められない面積 A 5210.98平方mm B 4602.55平方mm C 5459.79平方mm 除外箇所の合計面積＝15273.32平方mm 全体はA4サイズの1頁構成なので面積は210平方mmx297平方mm×1=62370平方mm 従って、62370－15273.32＝47096.68平方mmが政務調査費として認められ、47096.68÷62370×100＝75.51となり，按分率は76%となる。 同様に，議会だよりにかかる費用（印刷代，折り込み料，郵送代）についても76%の按分とする。	番号38と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲第30号証	議会だよりを知人、関係者等へ直接郵送した際の送料である。 総論Bのとおり。	丙E4の4	送付された議会報告が本件訴訟で証拠提出されており，写真や新年のあいさつが記載された部分も県政との関連性を欠くとはいえず，按分率が不相当であるとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E4の4	¥0
36	広報費	H25.3.10	182	新聞折り込み料	¥22,050	100%	¥16,758	76%	＜第13準備書面＞ 領収書No83と同じで，岩美学の会に関する支出は認められない。また，新聞折り込みを行ったとされる資料の明示もなく，それが政務調査として妥当かどうかの判断もできない。従って，そのような自ら主催する会に関わる費用についての支出は認められない。 議会だよりにかかる費用なので番号35と同じく76%の按分となる。		甲第30号証	岩美学配布のための新聞折り込み料である。 その余は番号4（H24.8.31）記載のとおり。		甲26の領収書番号183の領収書には，「2／6 4000枚 2ツ折」との記載があることが認められ，左記支出の日に近接して補助参加人の主張に係る下記会が開催されている（番号3）。補助参加人広谷の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
37	広報費	H25.3.10	183	新聞折り込み料	¥15,750	100%	¥11,970	76%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「議会だより配布のための新聞折り込み料である。総論Bのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Bに反論したとおりである。また，領収書191で反論したとおり，支出は認められない。 議会だよりにかかる費用なので番号35と同じく76%の按分となる。	番号38と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲第30号証	議会だより配布のための新聞折り込み料である。 総論Bのとおり。		番号35と同じ。	丙E4の4	¥0
38	広報費	H25.3.26	191	議会だより印刷代	¥99,750	100%	¥75,810	76%	＜第13準備書面＞ 補助参加人が証拠書類として提出した丙E第4号証の4の県議会だよりらしき発行物を作成した時の印刷代であると思われる。しかし，提出された丙E第4号証の4の発行物を精査すると，調査研究に資する広報誌と言える部分は，政務調査という言葉をかなり広義に解釈したとしても，3段目の21行目「まだまだ認知度が低いのではと感じています」，34行目「どうかご意見，ご叱責賜りますようお願いします」だけである。後は社会情勢と自己主張および自己PRである。ガイドラインの広報費の按分例は，「広報費の按分の例」「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」とある。 　このように，政務調査のために使途されるべき広報費に，政務調査活動以外の活動に関する内容が紙面にあれば按分しなければいけないが，補助参加人の県議会だよりらしき発行物は，社会情勢と自己主張および自己PRのために発行した県議会だよりらしき発行物に，政務調査費として支出するために4行程度の言葉を追加しているものである。このような広報誌は発行の主目的が政務調査活動ではないことは明らかで，発行の主目的は自己PR活動であり，政務調査活動の印刷代として支出することは認められない。 議会だよりにかかる費用なので番号35と同じく76%の按分となる。	原判決は「写真や新年のあいさつが記載された部分も県政との関連性を欠くとはいえず，按分率が不相当であるとは認められない」として，議会だより印刷代の全額を政務調査費として認めた。しかし，この判断は明かに間違いである。政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，写真や社会情勢，自己主張および自己PRは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 　東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 　ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原告はそのガイドラインの定め通り，紙面中の政務調査活動と思われる部分の按分率を多くとも76%とする証拠を提出しているにもかかわらず，紙面が県政との関連性があるというだけでガイドラインを無視した原判決はガイドラインの解釈を誤った判断である。ガイドレインの定めにより，政務調査費は県政に関する調査研究活動のみにしか支出することができないにもかかわらず，補助参加人の議会報告は，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動を含む内容である。したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲第30号証	総論Bのとおり。	丙E4の4	印刷された議会報告が本件訴訟で証拠提出されており，写真や新年のあいさつが記載された部分も県政との関連性を欠くとはいえず，按分率が不相当であるとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙E4の4	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
39	事務所費	H24.4.9	3	灯油	¥2,592	80%	¥1,620	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	補助参加人は「政務調査活動のための事務所として使用している。」と主張しつつも，「政務調査活動としての使用がほとんどであり」と，政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)が含まれていることを認めている。また，事務所は「本議員の親族が経営する会社所有の建物の一画を借りて」とあるように，一つの建物を共同で使用している実態があり，どのように親族の会社の事務所と切り分けられているか，客観的に説明もない。例えば，事務費として支出しているストーブの灯油を使用した時に，政務調査専用の一画のみに使われているか否かの合理的な説明も出来ていない。それに加えて，電話代や灯油を含め，事務用品が後援会事務所としている自宅で使用されたのか，親族が経営する会社所有の建物の一画を借りて事務所としている場所で使われたのかがわからない。 番号79の補助員人件費について当裁判所の判断の補足説明は「事務所費の按分率が80%とされていることから，補助参加人広谷の事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。そして，補助職員は，幅広い活動に従事し得る。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。」としているように，事務所で従事する補助職員の人件費が80%とされていることから，事務所及び事務所費について，補助参加人から，政務調査専用の事務所であり，当該事務所で使用する事務用品が政務調査専用であることの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，「低めにみて80%程度」と，自らの裁量のみで80%の按分を設定することは，客観的にも認められず，事務所費および事務費に対して，50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		甲26，34，35，丙E4の4によると，補助参加人広谷は，自宅を後援会事務所として届け出ており，政務調査活動の拠点とする事務所には常勤の補助員はいなかったことが認められる。補助参加人広谷が事務所の使用割合をもとに主張した80%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	甲34，35，丙E4の4	¥0
40	事務所費	H24.5.20	33	灯油	¥1,267	80%	¥792	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
41	事務所費	H24.11.21	119	灯油代	¥1,224	80%	¥765	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
42	事務所費	H24.12.2	131	灯油代	¥2,448	80%	¥1,530	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
43	事務所費	H24.12.28	140	灯油代	¥1,392	80%	¥870	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
44	事務費	H25.1.12	148	灯油	¥2,592	80%	¥1,620	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
45	事務所費	H25.1.31	158	灯油	¥1,353	80%	¥846	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
46	事務所費	H25.2.16	166	灯油	¥2,707	80%	¥1,692	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
47	事務所費	H25.2.26	171	灯油	¥2,707	80%	¥1,692	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
48	事務所費	H25.3.23	187	灯油	¥2,952	80%	¥1,845	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号39と同じ。		¥0
49	事務費	H24.4.8	2	フラッシュメモリー	¥992	80%	¥620	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		甲26，34，35，丙E4の4によると，補助参加人広谷は，自宅を後援会事務所として届け出ており，政務調査活動の拠点とする事務所には常勤の補助員はいなかったことが認められる。事務費については，本件ガイドラインにおいて，事務所の形態を勘案の上，使用の割合に応じて按分して支出するものとされているところ，補助参加人広谷が事務所の使用割合をもとに主張した80%という按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	甲34，35，丙E4の4	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
50	事務費	H24.4.13	6	事務用品	¥2,153	80%	¥1,346	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
51	事務費	H24.4.22	11	インクトナー	¥840	80%	¥525	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
52	事務費	H24.4.23	13	事務用品	¥729	80%	¥456	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
53	事務費	H24.4.26	14	事務用品 ダイソー	¥252	80%	¥157	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。			総論Aのとおり。		出納簿及び領収書からは購入品名が不明であって，政務調査費の対象であるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人広谷は，本件訴訟でも購入品名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する95円の限度で認容する。		¥95
54	事務費	H24.5.1	24	事務用品	¥478	80%	¥299	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
55	事務費	H24.5.20	34	事務用品	¥715	80%	¥447	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
56	事務費	H24.5.29	36	ホワイトボード	¥37,800	80%	¥23,625	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
57	事務費	H24.5.30	39	電話代	¥2,372	80%	¥1,483	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		事務所に設置している固定電話の料金である。 総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
58	事務費	H24.7.6	60	電話代	¥2,336	80%	¥1,460	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
59	事務費	H24.7.31	65	事務用品	¥2,718	80%	¥1,699	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
60	事務費	H24.7.31	66	電話代	¥7,411	80%	¥4,632	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
61	事務費	H24.9.4	85	電話代	¥2,390	80%	¥1,494	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
62	事務費	H24.9.13	90	事務用品	¥1,398	80%	¥874	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおりである。また，「事務用品」というのは限りなく多くの種類があり，透明性を確保するために，具体的な購入品を明示し，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
63	事務費	H24.9.27	96	コピー機	¥33,600	80%	¥21,000	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
64	事務費	H24.10.5	102	電話代	¥2,313	80%	¥1,446	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
65	事務費	H24.11.3	114	電話代	¥2,292	80%	¥1,432	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，政務調査専用であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
66	事務費	H24.11.21	120	インクカートリッジ他	¥5,054	80%	¥3,159	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
67	事務費	H24.11.21	121	事務用品 コピー用紙	¥619	80%	¥387	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
68	事務費	H24.11.26	125	電話代	¥2,363	80%	¥1,477	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
69	事務費	H24.11.30	130	USBケーブル	¥1,935	80%	¥1,209	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
70	事務費	H24.12.14	137	電気ストーブ	¥2,784	80%	¥1,740	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
71	事務費	H24.12.28	139	電話代	¥2,342	80%	¥1,464	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
72	事務費	H25.1.20	151	インクカートリッジ他	¥2,603	80%	¥1,627	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
73	事務費	H25.1.29	153	パソコンサプライ品	¥1,088	80%	¥680	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，政務調査専用であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
74	事務費	H25.1.29	154	パソコンサプライ品	¥440	80%	¥275	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
75	事務費	H25.2.12	161	電話代	¥2,277	80%	¥1,423	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0
76	事務費	H25.2.20	169	事務用品	¥825	80%	¥516	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		購入品名は領収書に記載されており，番号49と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
77	事務費	H25.3.5	180	電話代	¥5,070	80%	¥3,169	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。	番号39と同じで少なくとも50%を超える支出は認められない。		総論Aのとおり。		番号49と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
78	事務費	H25.3.26	190	封筒作成代	¥8,400	80%	¥7,980	76%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「総論Aのとおり。」と記載しているので，それに従えば総論Aに反論したとおり，「政務調査活動に対する割合としては低めにみて80%程度」であることを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，自らの裁量のみで按分を80%とすることは認められず，50%を超える支出は認められない。 また，封筒作成代という抽象的な説明では，その封筒が調査研究のために事務費として支出することが適当かどうかの判断すらできず，一般的な事務費ととして50%を超える支出は認められない。 議会だよりにかかる費用なので番号35と同じく76%の按分となる。	番号38と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲第30号証	総論Aのとおり。	丙E4の4	番号49と同じ。		¥0
79	人件費	H24.4.30 ～ H25.2.28	18 19 43 156 172 173 174 175	補助員人件費	¥121,600	100%	¥60,800	50%	＜第13準備書面＞ 丙E第4号証の5のうち，領収書NO18，19(不鮮明にて判読出来ず)，43(不鮮明にて判読出来ず)，156,172が，補助参加人の主張する人件費の領収書ではないと思われるが，補助参加人が証拠書類として提出した丙E第4号証の4の県議会だよりらしき発行物は平成25年2月1日発行と印刷されていることで，この広報物の作成について関係すると思われる人件費の領収書は平成25年1月30日分（領収書No156）と平成25年2月27日分（領収書No172）と考えられる。この発行物は，総論Bで反論したとおり，社会情勢と自己主張および自己PRを主目的としたものに，政務調査費として支出するために4行程度の言葉を追加しているものである。このような広報誌は発行の主目的が政務調査活動ではないことは明らかで，その作成のための人件費を100%認められない。発行物の内容からして，作成に8時間（領収書2通分）も時間を要する訳がなく，その他の補助業務を行っていたと思われ，その他の業務が政務調査であったということを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，50%を超える支出は認められない。 また，補助参加人が「年2回、岩美町民に配布している。」と主張しているので，その主張を信じるならば，平成24年4月30日付け領収書No18，平成24年5月31日付け領収書No43は，春頃に県議会便りらしき発行物を作成したときの人件費であるとの主張だと推測されるが，その時に発行した県議会だよりらしき発行物が証拠書類として明示されていないので，実際に発行物があったかどうかも判断できず，その人件費については，政務調査に専念するための職員であったことを，実績，按分，按分の根拠を示さないかぎり，50%を超える支出を認めることは出来ない。			年2回発送の議会だよりの発送作業及び政務調査に関するデータ整理のために雇用した人員（4名程度）の給料（時給900円、計135時間程度）であり、政務調査活動のために雇用しており、100%政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 補助参加人広谷は自宅に後援会事務所を置いていた。広谷は無所属であり，政党活動はしていなかった。	丙E4の5	甲26及び丙E4の5によると，甲26の領収書番号18の領収書には「事務補助データ入力4時間」，同19の領収書には「4日間」，同43の領収書には「4日間」,同156の領収書には「事務補助4時間」，同172の領収書には「事務処理データ整理4時間」，同175の領収書には「広報発送準備」との記載があることが認められる。左記支出は概ね議会だよりの発送時期に相応するもので，単発的なもので短時間ないし短期間にとどまっていること，そのほか政務調査費出納簿の記載内容に照らすと，補助参加人広谷の左記不合理とはいえず，他に，本件使途基準に違反するに疑うに足りる事情はうかがえない。		¥0
															計	¥28,423

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.8.23	74	関西広域連合懇親会費	¥10,000	100%	¥5,000	50%	＜訴状＞ ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに規定しているとおり5千円を超える懇親会費の充当は適切でない。 ＜第6準備書面＞ 証拠書類に添付された「関西広域連合懇談会について」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたもので，関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上，支出した経費の全額が調査研究費に使われたとは信じられない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 ＜第13準備書面＞ 懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，50%（ガイドラインの【項目別経費の例示】【食糧費】により，上限は5000円）を超える支出は認められない。 「意見交換会」「懇談会」について，以下の判例がある。 大分地判H23.2.26　大分県議会のH17年度政務調査費にかかる第1審判決である。 大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費，及び大分県福祉対策協議会との意見交換会の経費負担金につき，いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで，「このような懇談会は，社会通念上，会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」として，本件使途基準に合致しないものと判示した。 ・青森地判H24.2.3　弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決である。「13名様食事代」「医療懇談会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について，「これらの記載に照らし，調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ，これに対する合理的な説明もない」と判示して，支出を違法とした。 ・仙台高判H23.5.20　弘前市議会のH17年度政務調査費にかかる控訴審判決である。「市政報告会」の開催費用を政務調査費から支出することが原則として不適切ではないとしつつ，「地元団体組織及び市内団体組織」との懇談会1件につき，「政務調査活動との関連性が明らかでなく，これを補足する説明もされていない」と判示した。	「関西広域連合懇談会について（当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁）」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会（懇親会と同意語）であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインが「原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」と定めているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		関西広域連合は、近畿圏（当時奈良除く、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）及び徳島県、鳥取県等が参加する地方自治法284条に基づく特別地方公共団体である。 中国5県の中では鳥取県だけが入っている。鳥取県は、広域医療、広域観光、広域産業振興等の分野に参加している。 当日は、広域医療等への施策に鳥取県内事情を反映させるべく鳥取県を理解してもらうために初めて鳥取県において広域連合議会が開催されたものである。 議会終了後の懇談会は、更に鳥取県の紹介や意見交換等が行われ、より理解を深めて貰うための場として設けられたものであり、各府県の議員及び広域連合委員である各府県の知事も出席をした会であり、懇談会名目となっているが、実質は協議会であった。実質参加費としての会費1万円が定められていたものであり、100%政務調査費に該当する。		ホテルで開催されたこと，懇談会という名称，会費の金額から食糧費としての性質を有すると推認される。領収書番号74の添付書類によれば；広域観光・文化振興等に取り組む関西広域連合の懇談会（連絡先は鳥取県企画部企画課）後の会であったことの会であったことが認められ，上記各会に引き続いて他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまではいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が1万円と定められていたと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
2	資料購入費	H24.4.17 ～ H25.3.12	10 73 98 108 122 145	本代	¥22,228	100%	¥2,478		＜訴状＞ 書籍名が記載された8月8日の2,478円を除く他の計上は書籍名が明記されていないため否認する。 ＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「本議員は、県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。」と主張する。しかし，県議会自ら策定した『政務調査費議員必携』に，「より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とあるにもかかわらず，主張を裏付ける証拠書類も提出せず，透明性とは相反する主張である。 平成25年9月27日に改正されたガイドラインの【証拠書類について】において書籍・新聞の場合に書名・新聞名を記載するよう明記されたから、その前のガイドラインが適用される平成24年度については書名・新聞名の記載は不要という主張である。 しかし、書籍購入に際して政務調査費を使った議員で、書籍名が不明なのは藤縄議員など、ごく一部に限られる。他の大多数の議員は書籍名を明らかにしており，補助参加人も一部の書籍名は明示している。資料購入費として，その費用が税金で賄われていることを知っているのであれば，それは社会常識の範疇である。 もし書籍名が不明なままで政務調査費に計上できるならば、税金で賄われる政務調査費を個人的な資料購入にも自由に使えることになり，「政務調査活動に必要なものに限る」というガイドラインの規定は検証不可能となって有名無実化する。補助参加人は，「書籍名の記載は義務付けられていなかったので、記載をしていなかった」と主張するが、書籍名の記載がない領収証を使って、その支出が政務調査のための資料購入費であることを客観的に証明できるはずがない。 （領収書番号10）＜第13準備書面＞ 政務調査費の対象となる調査研究活動とは，『政務調査費議員必携』に記載されているように，住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究であり，資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，「魚に対する知識を深め、漁業のあり方,魚の養殖事業に関して県政への提言等のため」といった抽象的な目的では使えない。従って，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として認められない。 （領収書番号73）＜第13準備書面＞ 「行政に携わる公務員に対峙して政治家の役割について考察」といった抽象的な目的では無く，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，政務調査費として認められない。また，「議員としての見識を高める」目的は，「政務調査活動に必要なものに限る」に該当せず，支出を認められはずがない。 （領収書番号98）「映画文化が衰退していることから、その復活のために、映画への理解を深める一助として購入した。」といった抽象的な目的では使えない。また，補助参加人は，「その後、本議員は、議会において、映画文化の衰退に関する質問をしており、」と主張する。証拠資料丙第8号証の5を確認したが，該当質問が明かでなく，「愛妻記 新藤兼人」は愛情物語であり，これが映画文化の衰退とどのように関係があるのかも明らかでない。従って，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として支出は認められない。 （領収書番号108）「山に関する知識を深め、県政への提言等政務調査活動のため」といった抽象的な目的では使えない。また，「山は、観光資源のひとつであり」とも主張するが，山はどこの都道府県にもあり,あまりにも抽象的な主張である。従って，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，この経費は政務調査費として認められない。 （領収書番号122）「議員としての見識を高める」目的では支出を認められない。「議員としての見識を高める」目的は，「政務調査活動に必要なものに限る」に該当せず，支出を認められはずがない。 （領主諧番号145）「議員としての見識を高める」目的では支出を認められない。「議員としての見識を高める」目的は，「政務調査活動に必要なものに限る」に該当せず，支出を認められはずがない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名及び代金が明らかにされたもの並びに補助参加人藤井の書籍名の主張及び領収書番号117，705，1316により代金が明らかにされたもの（以上価格合計32439円）については，その主張に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる」とあるが，書籍名と代金のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，そのタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，「購入費用は100％政務調査費に該当」と主張するだけであれば，補助参加人の雑誌や書籍に対する全てについて支出は認められない。		[総論] 本議員は、県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。当時のガイドラインでは、領収証の写しが証拠書類となっており、書籍名の記載は義務付けられていなかったので、記載をしていなかったに過ぎない。 （領収書番号10） 書籍「日本の魚系図が明かす進化の謎」の代金である。魚に対する知識を深め、漁業のあり方,魚の養殖事業に関して県政への提言等のための政務調査活動のための資料である。購入費用は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号73） 書籍「政治主導 司法官僚 行政ってなんだろう」の代金である。行政に携わる公務員に対峙して政治家の役割について考察しており、議員としての見識を高めるための政務調査活動に有用な資料であり、購入費用は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号98） 書籍「愛妻記 新藤兼人」の代金である。 映画文化が衰退していることから、その復活のために、映画への理解を深める一助として購入した。その後、本議員は、議会において、映画文化の衰退に関する質問をしており、県政への提言等のための政務調査活動のための資料である。購入費用は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号108） 書籍「日本百名山（改版）新潮文庫」の代金である。 山は、観光資源のひとつであり、山に関する知識を深め、県政への提言等政務調査活動のための資料であり、購入費用は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号122） 書籍「日露戦争史 半藤一利」の代金である。 国はどのようにして戦争に至るのか、人はなぜ戦争を始めるのか等を研究し、戦争に至らないための政治とは何かを考察し、議員としての見識を高めるための政務調査活動に有用な資料であり、購入費用は100％政務調査費に該当する。 （領収書番号145） 書籍「枕草紙一日本古典は面白い―大伴范人編著」の代金である。 教養を深めるための書籍であるが、教養を深めることにより政治に対する視野を広め、よりよい施策を考えることができるのであり、議員としての見解を高めるための政務調査活動の資料であり、購入費用は100％政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） （領収書番号73のうち3500円） 書籍「郷土出身文学者シリーズ」から7冊の代金である。県政への提言等に有用な資料である。 （領主書番号98のうち3024円） 書籍「後藤田正春と十二人の総理たち」，「私はこんな知事になりたかった」の代金である。県政への提言等に有用な資料である。	丙E8の6	本件訴訟で，領収書番号丙E8の6，8の9，8の11，8の12により，書籍名が明らかにされるなどして特定されている。 領収書番号145に係る書籍についてはいずも，補助参加人前田の主張するところによっても，議会活動の基礎となる調査活動というよりは，議員個人の素養涵養のためのものといわざるを得ない。 その余はいずれも政務調査活動との関連性を欠くまでは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等実績を示す書類等の提出がないからといって，そのことのみで，本件使途基準に違反する違法な支出であったとはいえない。	丙E8の6，8の9，8の11，8の12	¥4,368

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	資料購入費	H24.4.21 ～ H25.3.22	6 16 37 48 66 80 89 105 117 127 141 144	新聞代	¥105,300	100%	¥69,216		＜訴状＞ 全国紙2紙を1紙に制限し、朝日新聞分の経費計上を除外した。 ＜第1準備書面＞ 地方紙及び全国紙はそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているからといって，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
4	広報費	H24.8.20	59	議会だより編集料	¥24,000	80%	¥16,500	55%	＜第13準備書面＞ 政務調査費の広報費については、県政に対する県民の意思・意見等の把握に役立ち、それを県議会において適切に反映させるための前提となり、議員の調査研究活動に資する内容であることが必要となる。以下の箇所は、政務調査活動的な側面がきわめて薄弱であり、「議員の調査研究に資する」とはいえないので、按分計算において除外される。 ・党の政策など、県議会議員選挙で応援を得るための政党活動・選挙活動の一環と見なされる箇所 ・議員個人の顔写真、氏名、プロフィールなど、議員個人の宣伝活動と見なされる箇所 ・県議会議員でない者の氏名、役職、及び意見表明の記載と顔写真を掲載した箇所 ・県議会での自らの質問と県側の答弁を羅列した箇所（＊注） ・その他「議員の調査研究に資する」とはいえない写真やイラストの箇所 （＊注）県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載される。このような質疑応答データから議員自らが関係する部分だけを抽出して、議員自らの「議会だより」などの広報誌に掲載している例が多い。今や、多くの小中学生までもが、スマホを個人で所有する時代である。議会のホームページに公開された情報は、誰でも自由にアクセスできる。 すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる情報の中から、自らの質問と県側の答弁だけを抽出して広報誌に転載する行為は、自己宣伝が目的と見なされる。それを公費である政務調査費から負担することは、議会のホームページを作成・維持する経費との二重負担にもなり、認められない。 これらの条件で前田議員のやすひこだより（丙E第8号証の5）を検証すると按分率は以下の通りとなる。 検証結果は甲15号証。 1頁目（除外箇所面積） 1＝ 4,638 mm2　2＝　287 mm2　3＝ 27,012 mm2 2頁目（除外箇所面積） 1= 15,020 mm2 3頁目（除外箇所面積） 1= 32,687 mm2 4頁目（除外箇所面積） 1= 32,996 mm2 5頁目（除外箇所面積） 1= 14,617 mm2 6頁目（除外箇所面積） 1= 8,956 mm2　2= 14,729 mm2 7頁目（除外箇所面積） 1= 10,854 mm2　1= 17,032 mm2 8頁目（除外箇所面積） 1= 45,116 mm2 除外箇所の合計面積＝223,944 mm2 全体はA4サイズの8枚＝210×297×8＝498,960 m2 従って、498,960－223,944＝275,016 mm2が政務調査費として認められ、按分率は55%（小数点未満切り捨て）となる。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「議会だよりの8頁中1頁（12．5%）には，議会活動に何ら関係のない寄稿文等が記載されていることが認められるが，補助参加人前田は，これを超えた20%を控除して按分支出しているから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」として，議会便りの編集料の80%を政務調査人して認めた。 しかし，記事の内容が県政に関係あるかないかで，その支出の相当性を判断することは，ガイドラインの解釈を誤っている。政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員のPR活動ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問項目の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原告はそのガイドラインの定め通り，紙面中の政務調査活動と思われる部分の按分率を多くとも55%とする証拠を提出しているにもかかわらず，紙面が県政との関連性があるというだけでガイドラインを無視した原判決はガイドラインの解釈を誤った判断である。ガイドレインの定めにより，政務調査費は県政に関する調査研究活動のみにしか支出することができないにもかかわらず，補助参加人の議会だよりは，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙のためのPR活動を含む内容である。したがって，政務調査費として，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。 また，当該領収書（領収書番号30）は領収額が3万円の領収書であるにもかかわらず，収入印紙が貼られていない。このような領収書の受け渡しは，一般常識からは考えられない。また，県議会議員として，この領収書を政務調査費を支出した証拠書類として，県議会事務局に提出したことは非常識と言わざるを得ない。それに加えて，このような領収書の取り扱いを考えると，本当に県議会だよりの編集作業の報酬として，議員が支払ったのかどうか，大いに疑問である。	丙E8の5	議会だよりは、議会における質問、回答等の議論内容、その結果等を報告した報告書であり、広く地域住民に送付し、県政への理解を求めている。議会だよりの制作、送付等は、政務調査活動に該当する。印刷部数は、7000部を超えている。 本議員は、県外の関係者にも送付していること（10%程度）、議会だよりは、後援会の会員にも送付しているところ、その送付の際に会費の振込用紙を同封していることから（会員数は700名ほどで、印刷部数の10%程度）、政務調査活動割合としては80%であり、送料及び封筒については、80%を計上している。 印刷代は、印刷時点では、議会の報告として印刷をしていたので、100%政務調査費に該当する。 なお、編集費も100%が相当であるが、80%の計上をしている。計上割合を勘違いしていたものである。 （控訴理由書） 丙E8の5の最終頁は県政への関心を持って貰うため，県民への郷土愛等を惹起する人物の経歴等を紹介する寄稿や，補助参加人前田の妻からみた社会風潮を掲載したものであり，政務調査活動の一環とみるべきである。	丙E8の5	議会だよりの8頁中概ね1頁には，議会活動に何ら関係のない寄稿文等が記載されていることが認められる。そして，弁論の全趣旨から，送付先の20%は政務調査活動と関連性がなかったことが認められる。したがって，按分率は，7／8×8／10＝70%とするのが相当であり，これを超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らの主張する収入印紙の貼付の点によって，直ちに本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。	丙E8の5	¥3,000
5	広報費	H24.8.16	69 70	議会だより送料	¥561,048	80%	¥385,720	55%		ガイドラインでは広報費の按分の例として「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」としている。当該広報誌の按分は番号4の第13準備書面で示したとおりである。番号4と同じで，記事の内容が県政に関係あるかないかで，その支出の相当性を判断することは，ガイドラインの解釈を誤っており，原判決の当裁判所の判断の補足説明の「送付先の20%は政務調査活動と関連性がなかった」については争わないが，ガイドライン通り，広報誌は記事の按分で政務調査費として支出するべきなので，送付先の20%を除いた，送料，紙折り・封入れ，封筒代，議会広報誌印刷代について，55%を超える支出は認められない。			議会だよりの8頁中概ね1頁には，議会活動に何ら関係のない寄稿文等が記載されていることが認められる。そして，弁論の全趣旨から，送付先の20%は政務調査活動と関連性がなかったことが認められる。したがって，按分率は，7／8×8／10＝70%とするのが相当であり，これを超える部分は，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	丙E8の5	¥70,131

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	広報費	H24.8.29	75	議会だより紙折・封入れ	¥28,812	80%	¥19,808	55%						番号5と同じ。	丙E8の5	¥3,602
7	広報費	H24.8.8	76	封筒代金	¥55,104	80%	¥37,884	55%						番号5と同じ。	丙E8の5	¥6,888
8	広報費	H24.9.7	82	議会広報誌印刷代	¥161,280	100%	¥88,704	55%						番号5と同じ。	丙E8の5	¥48,384

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	事務所費	H24.4.24 ～ H25.2.21	3 14 35 44 60 79 87 99 116 122 136	家賃	¥554,400	80%	¥346,500	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は「鳥取市覚寺に事務所を構え、政務調査活動の拠点としていた。事務所は、ほぼ政務調査活動のために使用していた。」と主張する。しかし，鳥取市覚寺の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第一支部として届けられており，同じ住所で「八の会」という政治団体，前田やすひこ後援会も登録されている。当然ながら，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）である政党活動や後援会活動の拠点として，事務所を併用しているにもかかわらず，「事務所は、ほぼ政務調査活動のために使用していた。」という主張はありえない。 また，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで政党支部の役割を果たすわけもなく，政党事務所が「ほぼ政務調査活動のために使用していた。」という主張は常識的に考えられない。これらの外形的事実から，渾然一体となる議員活動のうち，政務調査活動が，事務所の使用実績の80%を占めるという補助参加人の主張は全く根拠がない。補助参加人が，事務所を「ほぼ政務調査活動のために使用」し，その使用実態が80%であるとの実績を裏付ける立証が出来ない場合，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している実態を考慮すると按分するべきであり，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明で「補助参加人前田が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」としているが，明かに判断を誤っている。補助参加人は，平成24年度に，当該事務所を自由民主党鳥取県鳥取市第一支部として鳥取県選挙管理委員会に政党支部として届けをし，さらには，同じ住所で「八の会」という政治団体，前田やすひこ後援会の事務所として届け出ている。（甲32号証，甲33号証，甲34号証，甲35号証）にもかかわらず，補助参加人は「事務所は、ほぼ政務調査活動のために使用していた。」「当事務所を後援会事務所の住所としても届けており、年に3回ほどは後援会の役員会の場所として使用し、その連絡をしたりすることもあるので、政務調査活動としての使用割合は低くみて80%である」と，何ら，実績も示さず，立証もできない主張は信用できるものではない。また，この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所が，政務調査活動80%で残りの20%が，政務調査活動以外の活動であったというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで使途することは出来ない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。原判決では「補助参加人前田が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。		本議員は、鳥取市覚寺に事務所を構え、政務調査活動の拠点としていた。事務所は、ほぼ政務調査活動のために使用していた。 但し、当事務所を後援会事務所の住所としても届けており、年に3回ほどは後援会の役員会の場所として使用し、その連絡をしたりすることもあるので、政務調査活動としての使用割合は低くみて80%である。		甲32ないし35によると，補助参加人前田の事務所は，平成24年度に「自由民主党鳥取県鳥取第1支部」及び後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められる。補助参加人前田は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動80%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥207,900

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	事務所費	H24.4.23 ～ H25.2.20	4,26,35,44,60,79,102,132,136	警備費	¥64,680	80%	¥40,425	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9と同じで50%を超える支出は認められない。		事務所の警備費であるので、政務調査活動としての使用割合は、事務所使用割合と同じである。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥24,255
11	事務所費	H24.4.26 ～ H25.3.29	3,15,33,46,61,85,91,99,114,123,134,146	電気代	¥37,519	80%	¥23,446	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9と同じで50%を超える支出は認められない。		事務所の電気料金である。政務調査活動としての使用割合は、事務所使用割合と同じである。		甲32ないし35によると，補助参加人前田の事務所は，平成24年度に「自由民主党鳥取県鳥取第1支部」及び後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められる。補助参加人前田は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動80%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1（左記領収書の各2分の1の合計額2万3450円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥14,069
12	事務所費	H24.6.26 ～ H25.2.26	振3	上下水道料金	¥11,484	80%	¥7,179	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9と同じで50%を超える支出は認められない。		事務所の上下水道料金、灯油代である。政務調査活動としての使用割合は、事務所使用割合と同じである。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥4,305

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	事務所費	H24.11.17 ～ H25.3.5	109,119,128,140,145	灯油代金	¥15,628	80%	¥9,769	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9と同じで50%を超える支出は認められない。		事務所の上下水道料金、灯油代である。政務調査活動としての使用割合は、事務所使用割合と同じである。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥5,859
14	事務費	H24.4.16 ～ H25.3.26	1,14,32,45,62,77,88,101,113,122,133,147	電話代	¥123,978	80%	¥77,486	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。		事務所の固定電話料金である。政務調査活動としての使用割合は、事務所の使用割合と同じく80%である。	丙E8の1～3	番号9と同じ。	甲32ないし35	¥46,492
15	事務費	H24.4.26 ～ H25.2.26	振2 振3	NHK受信料	¥12,336	80%	¥7,710	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。		事務所内のテレビのNHK受信料であり、テレビは、情報収集のツールとして利用しており、テレビの使用は、政務調査活動である。 政務調査活動割合は、後述の事務所使用割合と同じである。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥4,626
16	事務費	H24.5.1 ～ H25.3.26	振2、振3、38,39,58,68,84,103,130,143	NTTコミュニケーション	¥27,748	80%	¥17,341	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。 また，インターネットは調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず，調査研究活動以外の活動（ガイドラインによる）等の目的にも使用されるために，50%を超える支出は認められない。	番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。		事務所内で使用するインターネットの利用料金である。政務調査活動としての使用割合は、事務所の使用割合と同じく80%である。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥10,407

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
17	事務費	H24.7.2 ～ H25.3.28	49,71,81,90,109,119,120,140,145	インクカートリッジ・文具	¥23,743	80%	¥14,841	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。		事務所内で使用する文具、コピー機の利用料金である。政務調査費割合は、事務所の政務調査活の使用割合に合わせている。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥8,902
18	事務費	H24.4.19 ～ H25.2.20	8,31,42,50,83,92,107,121,131,138	コピー代金	¥19,122	80%	¥11,952	50%		番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。				番号9と同じ。	甲32ないし35	¥7,170
19	事務費	H24.7.30	55 56	エアコン取り付け工事費 エアコン代金	¥97,600	80%	¥61,000	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	番号9の事務所費と按分の考え方が同じであり，50%を超える支出は認められない。		事務所のエアコン購入費及び取り付け等の工事費用である。政務調査費割合は、事務所の政務調査活の使用割合に合わせている。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥36,600

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
20	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.29	7 13 34 47 63 78 86 104 115 124 135 148	補助職員賃金	¥551,680	80%	¥344,800	50%	＜第13準備書面＞ 事務所費（費目）の家賃（内容）の項で反論した通り，鳥取市覚寺の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第一支部，「八の会」という政治団体，前田やすひこ後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，政党事務所が「ほぼ政務調査活動のために使用していた。」という主張はありえない。 これらの一般的，外形的事実より，当該事務所で雇用した人員が，政務調査活動に80%も従事していたという主張もありえない。補助参加者の「政務調査活動の補助のために雇用した人員の給料である。資料作成、資料整理、関係者への連絡事務等をしており（週に3日から4日出勤、一日4，5時間勤務）、ほぼ政務調査活動に従事している」という主張も，実績や按分の根拠が明示されず，その80%が調査研究活動に従事させるために雇用した者か否かは明らかでなく，通常は混然一体となって行われる調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）をどのように峻別して、人員からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，補助参加人が「事務所使用割合と同じ」と主張するように，政党関係業務・政治団体・後援会などに共同使用している事務所の実態を考慮し，事務所家賃と同様に按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人前田が当該職員の業務内容をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」とあるが，補助参加人の「政務調査活動の補助のために雇用した人員の給料である。資料作成、資料整理、関係者への連絡事務等をしており（週に3日から4日出勤、一日4，5時間勤務）、ほぼ政務調査活動に従事しているが，政務調査費割合としては、事務所使用割合と同じである。にもかかわらず，人件費である補助職員賃金の100%を認定したことは明らかに誤った判断である。補助参加人の事務所は自由民主党鳥取県鳥取市第一支部として鳥取県選挙管理委員会に政党支部として届けをし，さらには，同じ住所で「八の会」という政治団体，前田やすひこ後援会の事務所として届け出ている。（甲32号証，甲33号証，甲34号証，甲35号証）補助職員は調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例え，雇用主から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，「純粋に政務調査活動のための事務しかしていない」という主張は社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の「選挙などの議員活動等のときには、別途、人を雇っている。」という，実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。何ら立証もされていない主張に信憑性はない。 従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，補助参加人の主張のみで，業務時間全ての実態が調査研究活動であったとは判断できるはずがない。補助職員が渾然一体となる議員活動の中で，調査研究のみに従事していたはずがない。ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。事務所が政党支部，政治団体，後援会として選挙管理委員会に登録されている以上，政務調査活動以外の業務があったと推認するのは当然であり，ガイドラインは補助参加人である議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにしなければならないと定めている。従って，補助職員が行った政務調査費としての活動実績を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，補助職員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，50%を超える補助職員への人件費の支出は認められない。		政務調査活動の補助のために雇用した人員の給料である。資料作成、資料整理、関係者への連絡事務等をしており（週に3日から4日出勤、一日4，5時間勤務）、ほぼ政務調査活動に従事しているが、政務調査費割合としては、事務所使用割合と同じである。 なお、選挙などの議員活動等のときには、別途、人を雇っている。	丙E8の4 丙E8の5	甲32ないし35によると，補助参加人前田の事務所は，平成24年度に「自由民主党鳥取県鳥取第1支部」及び後援会事務所としてとしても届けられていたことが認められるものの，甲26の政務調査費出納簿添付の賃金台帳によると，補助者の週当たりの勤務日数は4日前後，1日当たり半日程度にとどまっていたことからすると，補助参加人前田の主張に係る按分率（政務調査活動が80%）が不相当であるとはいえない。		¥0
															計	¥506,958

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.6.24	6_12	鳥取県左官業総会会費	¥6,000	100%	¥3,000	50%	＜訴状＞会食費を含むために按分するのが相当である。 ＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書には鳥取県左官業協同組合の平成24年度総会祝賀会の会費であることがわかる。ガイドラインの3 政務調査費の対象外経費として② 冠婚葬祭の出席例）葬儀，祝賀会，結婚式，祭り等とある。新年の祝賀会であり，酒類が提供されることは一般的である。ガイドラインで対象外としている祝賀会で，どのような政務調査活動に必要であったのかも明記されておらず100%の支出は認められない。 ＜第13準備書面＞ ガイドラインの【項目別経費の例示】の【会費】は「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。」「団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う、あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること」と定めている。補助参加人は鳥取県左官業という団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であるか否かを判断するための根拠を示しておらず，私的に所属する団体への会費等の支払と推認されるものである。また，調査研究費という費目の内容は「祝賀会」としている。祝賀会とは共に祝う会であって，少なくとも政策等に対する要望又は意見の聴取を主目的とする会でないことが推認できる。補助参加人は「酒類が出ることもあるが、二次的なものに過ぎない。」と主張するが，一般的には祝賀会という会の性格上，挨拶や乾杯の音頭から始まり，酒類で祝うことが多く，酒類の提供はごく一般的であり，二次的なものではない。 従って，政務調査費を支出する会として適当かどうかを判断する根拠の明示も無く，個人的要件で加入している団体において，祝賀という酒類が一次的に提供される飲食をともなう会は，少なくとも政務調査を主目的とする会ではなく，出席することによる自己PRを含む活動でもあり，県内の職業団体の会合にて調査活動を行ったとしても，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「食糧費としての性質を有すると認められる」として5000円の支出を認めたが，この判断は失当である。そもそも，本件の祝賀会への参加が調査研究活動であるかどうかが問われるのである。万が一，県内の職業団体の会合であって，参加することにより政務調査活動が可能であっても，祝賀会という一次的に酒類で祝う会に出席し，飲酒を共にして，議員が出席することにより，一般的に言う顔を売るという活動以外に，どれほどの調査研究活動が行われたかという実績が示されない限り，半分は議員としてのPR活動であり，飲酒のための参加であり，50%を超える支出が認められないことは当然である。		鳥取県左官業総会の会費である。 日本の伝統の土蔵、壁作りについて、建築工事においてもその継承及び人材育成が重要であるが，総会の前に研究会が行われている。 会への参加は、その現状等を把握するための調査研究目的であり、総会後の会においてもその情報収集を行っている。酒類が出ることもあるが、二次的なものに過ぎない。政務調査活動として、会費全額は政務調査費に該当する。 (附帯控訴理由書) 事前に主催者によって金額が定められていたか否かの立証は，1審原告らがすべきである	丙E9の1～4	領収書には「平成24年度総会祝賀会の会費として」との記載があり，食糧費としての性質を有すると認められる。本件ガイドラインの定める食糧費の上限額5000円を超えるにもかかわらず，事前に主催者によって金額が定められていたか否かについて特段の説明がないから5000円を超える部分は本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は，本件訴訟でも上記の点について説明を行わず，特段の反証もしない。したがって，5000円を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥1,000
2	調査研究費	H24.7.8	7_3	鳥取県ホッケー協会意見交換会費	¥5,000	71%	¥0	0%	＜訴状＞ロンドン五輪激励会会費であり調査研究に該当しない。 ＜第6準備書面＞ 証拠書類の領収書によると「ロンドンオリンピック激励会会費」とある。激励会でどのような政務調査を行ったか，その内容及び按分率の根拠が明示されていない。このような会への参加は政務調査活動ではなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，その根拠等の明示がなければ，支出は認められない。 ＜第13準備書面＞ 領収書No6-12と同じく，補助参加人は鳥取県ホッケー協会という団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であるか否かを判断するための根拠を示しておらず，私的に所属する団体への会費等の支払と推認されるものである。また，調査研究費という費目の内容は「意見交換会会費」としているが，主張では「激励会」としている。激励会とは，励ましたり元気づけたりする会であり，少なくとも政策等に対する要望又は意見の聴取を主目的とする会でないことが推認できる。補助参加人は「今後のスポーツ振興のための方策、スポーツ人口の増加、選手の育成、強化等について意見交換をし、県政への提言等のための情報収集としての政務調査活動である」と主張するが，激励会という会の性格上，そのような意見交換をし，調査研究を行う時間的余裕もないと考えられる。 従って，政務調査費を支出する会として適当かどうかを判断する根拠の明示も無く，当該激励会は，少なくとも政務調査を目的とする会ではなく，出席することによる自己PRを含む活動もであり，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に対する支出である。従って，その支出は認められない。	原判決の当裁判所の補足説明に「県政に関する調査研究のために出席したものと認められ」とあるが，ロンドンオリンピック激励会に参加して，どのような政務調査活動を行ったかという実績を何ら明示できていない。このような激励会は議員が儀礼的に出席することもあり，自己PRのためには絶好の機会でもあり，政務調査活動以外の活動を含むと言える。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方に「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，補助参加人がどのような調査活動を行ったかの実績を示さない限り，支出は認められない。		鳥取県ホッケー協会激励会意見交換会費である。 オリンピックに出る選手の激励をし、今後のスポーツ振興のための方策、スポーツ人口の増加、選手の育成、強化等について意見交換をし、県政への提言等のための情報収集としての政務調査活動である。会費7000円のうち一般の上限額5000円（71%）を計上したものであり、政務調査費に該当する。		甲26の領収書番号7月No3及び甲26の領収書添付書類及び弁論の全趣旨によると，同会は「ロンドンオリンピック激励会」であったこと，補助参加人山口は，鳥取県スポーツ振興議員連盟の一員であったことが認められる。左記会費7000円は食糧費としての性質を有すると認められ，補助参加人山口は，県政に関する調査研究のために出席したものと認められるが，同激励会に出席した補助参加人福田において，同激励会における政務調査活動の占める割合を50%としていたこと（別紙9－19番号2）に照らすと，政務調査活動が占める割合は50%にとどまるものと推認するのが相当であり，これを超える部分については不当利得になるというべきである。		¥1,500

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.8.23	8_7	関西広域連合懇親会費	¥10,000	100%	¥5,000	50%	＜第13準備書面＞ 懇親会は，ガイドラインに「その他調査研究活動以外の経費」として分類された親睦会と同じ意味である。したがって「100%政務調査費に該当する」との主張の裏付けとなる証拠書類に100%按分の根拠が明示されない限り，50%（ガイドラインの【項目別経費の例示】【食糧費】により，上限は5000円）を超える支出は認められない。「意見交換会」「懇談会」について，以下の判例がある。・大分地判H23.2.26　大分県議会のH17年度政務調査費にかかる第1審判決である。 大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費，及び大分県福祉対策協議会との意見交換会の経費負担金につき，いずれも酒食を伴う懇談会の開催費用と認定したうえで，「このような懇談会は，社会通念上，会派の調査研究活動と関連性があるとはいい難い」として，本件使途基準に合致しないものと判示した。・青森地判H24.2.3　弘前市議会のH18年度政務調査費にかかる第1審判決である。「13名様食事代」「医療懇談会会費」「新年会・各賞受賞祝賀会」「理事者と議員との懇談会」等の記載のある領収書にかかる「議員教室」等の会合の参加費について，「これらの記載に照らし，調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ，これに対する合理的な説明もない」と判示して，支出を違法とした。 仙台高判H23.5.20　弘前市議会のH17年度政務調査費にかかる控訴審判決である。「市政報告会」の開催費用を政務調査費から支出することが原則として不適切ではないとしつつ，「地元団体組織及び市内団体組織」との懇談会1件につき，「政務調査活動との関連性が明らかでなく，これを補足する説明もされていない」と判示した。	「関西広域連合懇談会について(当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁)」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会(懇親会と同意語)であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの“原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		関西広域連合は、近畿圏（当時奈良除く、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）及び徳島県、鳥取県等が参加する地方自治法284条に基づく特別地方公共団体である。中国5県の中では鳥取県だけが入っている。鳥取県は、広域医療、広域観光、広域産業振興等の分野に参加している。当日は、広域医療等への施策に鳥取県内事情を反映させるべく鳥取県を理解してもらうために初めて鳥取県において広域連合議会が開催されたものである。議会終了後の懇談会は、更に鳥取県の紹介や意見交換等が行われ、より理解を深めて貰うための場として設けられたものであり、各府県の議員及び広域連合委員である各府県の知事も出席をした会であり、懇談会名目となっているが、実質は協議会であった。実質参加費としての会費1万円が定められていたものであり、100%政務調査費に該当する。		ホテルで開催されたこと，懇談会という名称，会費の金額から食糧費としての性質を有すると推認される。領収書番号8月No7添付書類によれば，広域観光・文化振興等に取り組む関西広域連合の懇談会（連絡先は鳥取県企画部企画課）後の会であったことが認められ，上記会に引き続いて他の参加者との情報交換や意見交換を伴うものであった旨の補助参加人の主張が不合理とまでいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇親会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。 県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者により事前に会費が1万円と定められていたと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
4	資料購入費	H24.4.18 ～ H25.3.31	4_12 5_4 6_7 7_10 9_6 10_14 11_4 1_12 3_20	書籍（図書）購入	¥37,299	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「本議員は，県政に関係のない書籍は自費で購入し，県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。」と主張する。しかし，県議会自ら策定した『政務調査費議員必携』に，「より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とあるにもかかわらず，主張を裏付ける証拠書類も提出せず，透明性とは相反する主張である。平成25年9月27日に改正されたガイドラインの【証拠書類について】において書籍・新聞の場合に書名・新聞名を記載するよう明記されたから，その前のガイドラインが適用される平成24年度については書名・新聞名の記載は不要という主張である。 しかし，書籍購入に際して政務調査費を使った議員で，書籍名が不明なのは，補助参加人を含めた，ごく一部に限られる。他の大多数の議員は書籍名を明らかにしており，補助参加人も「自治用語」「国政の歴史」という一部の書籍名だけは明示している。資料購入費として，その費用が税金で賄われていることを知っているのであれば，購入した書籍名を明かにすることは社会常識の範疇である。 もし，書籍名が不明なままで政務調査費に計上できるならば，税金で賄われる政務調査費を個人的な資料購入にも自由に使えることになり，「政務調査活動に必要なものに限る」というガイドラインの規定は検証不可能となって有名無実化する。また，補助参加人は，「書籍名の記載は義務付けられていなかったので」と主張するが，書籍名の記載がない領収証を使って，その支出が政務調査のための資料購入費であることを客観的に証明できるはずがない。また，「4年前に購入した書籍名をすべて思い出すのは困難である。」と主張するが，政務調査費交付条例は「（1）議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後（その日までに議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日）から30日以内に収支報告書を議長に提出すること。（2）議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。」と定めている。 従って，条例通り「証拠書類を5年間保存」せず，何を購入したかわからないものは「政務調査活動に必要であった」ことを証することはできず，政務調査費として支出することは認められない。 ＜第13準備書面＞政務調査費の対象となる調査研究活動とは，『政務調査費議員必携』に記載されているように，住民意思の把握や地方自治体の事務に関する調査研究であり，資料購入費は「政務調査活動に必要なものに限る」と規定されているため，県政に直接，かつ，具体的に関わる特段の事情があったことを主張立証しない限り，政務調査費の資料購入費として支出は認められない。 （領収書番号4__12） 補助参加人は「自治用語の代金」と主張するが，何を購入したのか，その購入した書籍でどのような調査研究を行い，どのような実績があったのかを明示しない限り，政務調査費として支出は認められない。 （領収書番号5__4） 補助参加人は「国政の歴史」と主張するが，何を購入したのか，その購入した書籍でどのような調査研究を行い，どのような実績があったのかを明示しない限り，政務調査費として支出は認められない。 （領収書番号6__7，11__4） ＜第13準備書面＞補助参加人は，資料購入費（費目）の書籍（図書）購入費の[総論]で，「県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。」と主張する。しかし，その主張を裏付ける根拠は示されていない。また，「週刊誌の購入と思われるが，県政への参考となるような記事があった」と主張しているが，どのような記事が県政への参考になったのか，その記事がどのように調査研究に必要であったのか，その調査研究によってどのような実績をあげたのか，その記事が書籍全体の何%程度だったのかという按分も示されない以上，資料購入費として支出することは認められない。鳥取県政務調査費交付条例第7条(証拠書類の整備等)では，「証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めているにもかかわらず，何を購入したかを証することもできないのであれば，鳥取県政務調査費交付条例第7条にも反することは明かで，その支出は認められるはずがない。 どの書籍を購入したかもわからず，小さな書店でも数十種類の週刊誌があるにもかかわらず，当時，購入した週刊誌が「県政への参考となるような記事があったので購入したもの」と主張できる根拠はない。ましてや，その週刊誌の内容全てが政務調査であり，100%の按分であることはあり得ない。また。販売されている週刊誌で，その内容の100%が鳥取県政に関係し，政務調査の資料となるなどあり得ない。 （領収書番号7__10，9__6，10__14，1__12，3__20） ＜第13準備書面＞ 補助参加人は，資料購入費（費目）の書籍（図書）購入費の[総論]で，「県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。」と主張する。しかし，その主張を裏付ける根拠は示されていない。また，「書籍は思い出せないが」と主張するように，どのような書籍を購入したかも説明できないような支出は認められない。 鳥取県政務調査費交付条例第7条(証拠書類の整備等)では，「証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めているにもかかわらず，何を購入したかを証することもできないのであれば，鳥取県政務調査費交付条例第7条にも反することは明かで，その支出は認められるはずがない。 どの書籍を購入したかもわからず，当時，購入した書籍が「政務調査活動の資料として有用と考えて購入した」と主張できる根拠はない。ましてや，その雑誌の内容全てが政務調査であり，100%の按分であることはあり得ない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「書籍名が明らかにされており，その主張に特段不合理な点はなく，県政との関連性が認められるから」とあるが，書籍名のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，そのタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。 政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，政務調査用と主張するだけであれば，被告の雑誌や書籍に対する全てについて支出認められない。		[総論] 本議員は、県政に関係のない書籍は自費で購入し、県政に関係する書籍のみを政務調査費として計上している。当時のガイドラインでは、領収証の写しが証拠書類となっており、書籍名の記載は義務付けられていなかったので、記載をしていなかったに過ぎない。現時点で、4年前に購入した書籍名をすべて思い出すのは困難である。 （領収書番号4__12） 辞典「自治用語」の代金である。 （領収書番号5__4） 日本の政治の歴史を記した「国政の歴史」の購入である。 （領収書番号7__10，9__6，10__14，1__12，3__20） 書籍は思い出せないが、政務調査活動の資料として有用と考えて購入したものであり、購入は100%政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 領収書番号7－10 「世界の経済の動向」外である。 領収書番号9－6 「地方自治論」，「地方財政論」である 領収書番号10－14 雑誌である。 「領収書番号1－12 「世界の政治思想」外である。 領収書番号3－20 「教育六法」外である。		出納簿や領収書からは書籍名が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は，本件訴訟でも一部書籍名に言及するが，当該購入日でも「外」とされている書籍があり上，出版社や書籍番号（丙E8の6等参照）等を明らかにせず，当該名称の書籍が発行されているのか定かではなく，書籍の金額も不明であり，適切な反証があったとはいえない。本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥37,299

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	資料購入費	H25.3.31 ～ H25.4.10	3_35 3_36 3_39	朝日新聞購読料，読売新聞購読料，日本海新聞購読料	¥97,884	100%	¥0	0%	＜第1準備書面＞ 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 ＜第13準備書面＞ 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。 地方紙（山陰中央新報），全国紙（日本経済新聞）の購読料を認め，他の一般紙については支出を認めない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，」として，購読経費の全額を政務調査費として認めたが，この判断は誤っており，これだけの新聞を購読している補助参加人の議員にとって，合理性があるのは議員活動にとってである。新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		新聞によって、事実の捉え方、評論、意見が異なっており、複数の新聞を比較することは、情報収集として有用である。複数の新聞代金は、100%政務調査費に該当する。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
6	広報費	H24.10.11 ～ H25.1.11	10-4 1-5	送料	¥41,317	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。広報紙（県議会報告，県議会便り等の名称の配布物も含む）の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するというPR目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，補助参加人が配布したとする広報紙の添付がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。広報紙の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。議員にとって広く選挙準備活動や自己PRできる広報紙の成果物も提出しないで，その発送費の按分を議員の裁量のみに委ねるのは，「より一層の透明性の確保と説明責任」（ガイドラインによる）を果たせるものではなく，ガイドラインに反する支出であり認められない。また，補助参加人は按分に必要な証拠書類を提出せずに，広報紙の発送費を政務調査費として受け取っており，ガイドラインに反する支出であり認められない。			県政報告を関係者に送付したものであり、政務調査活動として、費用は100%政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 本件ガイドラインは，収支報告書に広報誌を添付することを義務づけていない。		出納簿及び領収書には送付された県政報告が添付されておらず，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は本件訴訟でも県政報告を証拠提出しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥41,317

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	広報費	H25.3.25	3-16	レポート印刷代	¥100,000	100%	¥0	0%	＜第13準備書面＞ ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。広報紙（県議会報告，県議会便り，レポート等の名称の配布物も含む）の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するというPR目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，補助参加人が配布したとする広報紙の添付がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。広報紙の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。 従って，実際に印刷された「レポート」が明示されない以上，その印刷代の支出は認められない。			領収書に「レポート印刷代」とあるとおり、政務調査活動として作成した報告書の印刷代であり、100%政務調査費に該当する。 （附帯控訴理由書） 本件ガイドラインでは収支報告書に広報誌の添付は義務づけられていない。		出納簿及び領収書には印刷されたレポートが添付されておらず，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は本件訴訟でも上記レポートを証拠提出しない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥100,000
8	事務費	H24.4.30	4_17	写真現像等	¥3,846	100%	¥1,923	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「政務調査活動のための報告書に掲載する写真の現像代」と主張する。しかし，写真は選挙ポスターや後援会用にも使用できるものであり，その裏付けとなる報告書（証拠書類）が明示されておらず，どのような写真で，どのような調査活動に使用したかを客観的に判断できない以上，事務費と同様に50%を超える支出は認められない。	補助参加人は「政務調査活動のための報告書に掲載する写真の現像代」と主張し，原判決の当裁判所の補足説明に「補助参加人山口の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もない」とした。しかし，補助参加人の平成24年度の政務調査活動報告書には写真は一切使われていない。また，県政報告に使用したとされるレポートも提出されておらず，写真が何に使われたのか不明である。裁判所は「政務調査活動以外の活動に使用されたことを疑わせる証拠もない」とするが全く根拠のない判断である。写真を政務調査活動に使用した実態が全くなく，発行したと主張するレポートの存在すら確認できないのにもかかわらず，このような判断は明かに誤った判断であり，支出が認められないのは当然である。		政務調査活動のための報告書に掲載する写真の現像代であり、100%政務調査費に該当する。 （附帯控訴理由書） 本件ガイドラインでは収支報告書に広報誌の添付は義務づけられていない。		甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿からは利用目的が不明であり，政務調査活動以外の活動をも含む会であると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったというべきである。本件ガイドラインは，支出目的等が政務調査費の対象かであるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記することとしている。補助参加人山口は，左記のとおり主張するが，適切な反証がない。		¥1,923

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	事務費	H24.5.25 ～ H25.3.20	5_11 6_5 7_7 8_12 9_5 10_9 11_9 12_11 1_14 2_5 3_12 3_44	FAX専用回線料金	¥18,173	90%	¥10,095	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「FAXは、専ら政務調査活動資料の受信、送信に使用しており、政務調査活動としての使用割合は、控えめにみて90%である。」と主張する。しかし，鳥取市富安の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口享後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，当該事務所は選挙のためにも使用されていたと推認できる。 従って，これらの一般的，外形的事実より，FAXが政務調査活動のみに使用されたとは，到底考えられない。しかも，送信する相手先が“政務調査専用FAX”と認識して送信するということは到底考えられず，このような事務機器は，渾然一体となる議員活動に使用されるもので，政務調査活動に90%使用したとの主張はあり得ない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）をどのように峻別して、FAXを使用していたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・後援会などの共同使用実態を考慮すれば，50%を超える支出は認められない。	番号15と同じで50%を超える支出は認められない。		FAXは、専ら政務調査活動資料の受信、送信に使用しており、政務調査活動としての使用割合は、控えめにみて90%である。		甲32ないし35及び弁論の全趣旨によると，補助参加人山口の富安の事務所は，平成24年度に「自由民主党鳥取県鳥取第3支部」及び後援会事務所としてとしても届けられていたこと，他に、河原，鹿野に事務所を有していることが認められる。補助参加人山口は，これら3つの事務所がいずれも政務調査活動以外の活動にも利用されていたこと，また，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥8,078
10	事務費	H24.4.26 ～ H24.12.22	4_15 10_8 12_1_2 12_10	文具購入 事務用品代 文具代 文房具	¥48,705	100%	¥24,352	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人の鳥取市富安の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口享後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，当該事務所は選挙のためにも使用されていたと推認できる。 従って，これらの一般的，外形的事実より，事務用品・文具が政務調査活動のためだけに使用されたということはあり得ない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）をどのように峻別して、事務用品・文具使用していたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・後援会などの共同使用実態をすれば，50%を超える支出は認められない。			政務調査活動のための資料作成等のための文具費であり、100%政務調査費に該当する。		本件ガイドラインにおいて，事務費は，事務所の形態を勘案の上，使用の割合に応じて按分して支出することとされているところ，補助参加人山口の事務所は政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていることが認められる。事務用品は，幅広い用途に使用し得るものであるから，100%という按分率は合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は適切な反証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	甲32ないし35	¥24,353

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	事務費	H24.8.26	8_14	NHK受信料（鹿野事務所）	¥1,491	10%	¥0	0%	＜訴状＞ 他事務所で受信料を支払っており、二か所で充当することは適切でない。 ＜第13準備書面＞ 補助参加人は「鳥取市が合併により広域になったことから、政務調査活動のための事務所として3カ所（鳥取市富安、河原、鹿野）を有している。」と主張するが，鳥取市は人口20万人程度の自治体でもあり，その面積が広域であったにしても，政務調査活動のための事務所が3箇所必要であるとは考えられない。補助参加人と同じ鳥取市を選挙区とする他の県議会議員のうち，政務調査活動のために3箇所以上の事務所を設置している議員は皆無であるばかりか，政務調査のために事務所を2箇所設置している議員もいないことからも明かである。鳥取市以外の選挙区であっても，政務調査のために3箇所の事務所を設置している議員は皆無である。また，他の議員の中には複数の事務所を使用している議員もいるが，政務調査のための事務所ではなく，後援会や政党支部，自宅と兼用という目的であり，政務調査に3箇所使用している議員はいない。従って，選挙区が広域であることを根拠に，政務調査のための事務所が3箇所必要であるとの主張は，根拠や裏付けもなく認められない。 NHKの受信料については，一カ所の事務所分（富安）については，その50%を事務費と認めるが，他の2箇所の事務所の維持等，付随する経費については認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人山口が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」とあるが，そもそも事務所を三カ所設置する必要性は他の同じ選挙区を有する議員が，同じだけの事務所を使用していないことでも明らかであり，事務所を三カ所設置するだけの根拠及び実績を示せないかぎり支出はが認められないのは当然である。		本議員は、鳥取市が合併により広域になったことから、政務調査活動のための事務所として3カ所（鳥取市富安、河原、鹿野）を有している。 政務調査活動のための3か所の事務所使用割合は、鳥取市富安60%、河原30%、鹿野10%である。 テレビは、県内の情報や、国の政策等の情報収集のためのツールであり、政務調査費に該当する。		本件使途基準又は本件ガイドラインには，事務所を複数設置することを制限する規定はなく，補助参加人山口が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
12	事務費	H24.11.1	11_1	ハガキ代	¥20,000	100%	¥10,000	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「部落等の関係者に対して県政に関する要望を求めるための質問を出したハガキ代」と主張しているが，葉書の内容次第で調査研究のために支出したものがどうかを判断せざるを得ないにもかかわらず，その葉書の内容及びコピー等を証拠資料として提出していないことで，主張を裏付ける根拠はない。従って，渾然一体となる事務費と同様に，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の補足説明に「本件訴訟で一応の説明がされており，その内容に格別不合理な点はない」とあるが，実績を示した合理的な立証がないにもかかわらず，支出の100%を認定した判決は誤りである。ガイドラインの1使途の基本的な考え方に「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，葉書は政務調査活動以外の活動にも使用でき，換金できることにより，その使途が確実に政務調査に使用されたことを，補助参加人の主張だけではなく，実績として示せないかぎり支出ができないのは当然である。		部落等の関係者に対して県政に関する要望を求めるための質問を出したハガキ代であり、100%政務調査費該当する。		甲26の領収書及び政務調査費出納簿からは使用目的が不明である。補助参加人は県政に関する要望を求めるための葉書代である旨主張するが，これを裏付ける書証等の提出はなく，適切な反証がされているとはいいがたい。政務調査費を充てることが許されるのは，原告らが主張する額程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥10,000
13	事務費	H24.12.21	12_9	事務所暖房更新（河原）	¥24,000	30%	¥0	0%	＜訴状＞ 他の事務所の暖房設備へも充当しており、各々暖房設備を更新する費用に充当することは適切でない。 ＜第13準備書面＞ 事務費（NHK受信料 鹿野事務所）への反論と同様に，事務所が3箇所必要であるとの主張は，根拠や裏付けもなく認められず，富安事務所以外の事務所の暖房設備を更新する費用の支出は認められない。	番号11と同じで支出は認められない。		河原にある事務所の煖房費であり、各事務所使用割合に準じて30%が政務調査費に該当する。		番号11と同じ		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	事務費	H25.3.29	3_18	コピー機リース料	¥12,348	60%	¥10,290	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「鳥取市富安にあるコピー機FAXでの受信による使用が99%であり、県議会、市町村等からの会議等の連絡」と主張する。しかし，鳥取市富安の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口享後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，当該事務所は選挙のためにも使用されていたと推認できる。 従って，これらの一般的，外形的事実より，コピー機FAXが政務調査活動のみに使用されたとは，到底考えられない。しかも，「県議会、市町村等からの会議等の連絡」であれば，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の議会活動等であり，政務調査活動であるとの根拠は示されていない。また，送信する相手先が“政務調査用FAX”と認識して送信するということは到底考えられず，このような事務機器は，渾然一体となる議員活動に使用されるもので，政務調査活動に99%使用したとの主張はあり得ない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）をどのように峻別して、コピー機FAXを使用していたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・後援会などの共同使用実態を考慮すれば，50%を超える支出は認められない。	番号15と同じで50%を超える支出は認められない。		鳥取市富安にあるコピー機FAXでの受信による使用が99%であり、県議会、市町村等からの会議等の連絡であり、政務調査活動の使用である。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥2,058
15	事務費	H25.3.31	3_42	電話料金（24-0233）	¥236,030	60%	¥196,692	50%	＜第13準備書面＞ 鳥取県議会名簿（鳥取県とりネット版）によると，この電話番号は補助参加人の自宅電話番号である。鳥取市富安事務所が自宅兼用の電話となっていると思われるが，鳥取市富安事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口享後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，当該事務所は選挙のためにも使用されていたと推認できる。従って，実績及び按分が60%であるという客観的な根拠を示さない限り，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明で「補助参加人山口が事務所の使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」と判断しているが，この判断は明きらかに間違っている。何故ならば，自宅兼事務所であり，平成24年度にその事務所は鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口享後援会が登録されている。（甲32号証，甲33号証，甲34号証，甲35号証） つまり，議員活動，後援会活動，選挙活動，政党活動，私活動も兼ねている自宅兼事務所であり，その固定電話が政務調査に60%も使用しているとはあり得ない主張である。このような渾然一体となる支出については，ガイドラインで「その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，万が一，補助参加人の主張通り60%を政務調査として使用したのであれば，その実績を示せない限り50%を超える支出は認められないのは当然である。		鳥取の事務所の固定電話の電話料金であり、各種連絡に利用している。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥39,338

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
16	事務費	H25.3.31	3_43	携帯電話料金	¥59,896	60%	¥49,914	50%	＜第13準備書面＞ 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，補助参加人は事務職員を雇用し，人件費や事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，補助参加人が「個人的な連絡にも使っている。」と主張しているように，特に家族や知人との私的な連絡に使用することができる汎用性の高いものである。また，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。どれくらいの按分で政務調査に使用したか，その実績と根拠を明示することなく，議員の裁量のみに按分を委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」が，されない場合には，ガイドラインにある“透明性の確保と説明責任”が果たされておらず，50%を超える支出は認められない。	携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が「個人的な連絡にも使っている。」と主張し，政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで支出は認められない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は認められないのは当然である。		携帯電話は、県政に関する情報等に関する政務調査活動のために使用しているが、個人的な連絡にも使っている。政務調査活動としての使用割合は、60%ほどである。		番号9と同じ。	甲32ないし35	¥9,982
17	人件費	H24.4.7 ～ H25.3.25	4_4,4_5,4_8,4_9,5_2,5_9,5_13,5_15,6_1,6_4,6_10,6_11,7_2,7_5,7_6,7_11,8_1,8_6,8_8,8_9,9_1,9_4,10_2,10_5,10_10,10_13,11_2,11_5,11_7,11_12,12_1,12_2,12_4,12_8,12_13,1_1,1_3,1_7,1_11,2_1,2_3,3_2,3_4,3_6,3_10,3_13,3_16_2	補助職員人件費	¥445,000	100%	¥222,500	50%	＜第13準備書面＞ 補助参加人は，「政務調査活動の資料等の整理等の補助業務のために雇用した人員の費用」と主張する。しかし，鳥取市富安の事務所は，平成24年に鳥取県選挙管理委員会に，補助参加人自らを代表者として，自由民主党鳥取県鳥取市第三支部，山口亨後援会が同一住所で登録されており，平成24年度は第24回衆議院選挙が施行されたことで，国政選挙時に政党支部が使用されないで，政党支部の役割を果たすわけもなく，当該事務所は選挙のためにも使用されていたと推認できる。 従って，これらの一般的，外形的事実より，補助職員が事務所内で政務調査活動のみに従事しているとは，到底考えられず，人件費の領収書に「事務整理費，事務整理代」等と書かれていても，このような抽象的な証拠書類だけでは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでない。通常は混然一体となって行われる調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）をどのように峻別して、補助者からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・後援会などの共同使用実態を考慮の上，人件費を按分するべきであり，50%を超える支出は認められない。		政務調査活動の資料等の整理等の補助業務のために雇用した人員の費用であり、100%政務調査費に該当する。 （平成30年8月31日付け準備書面） 仕事内容は政務調査活動の補助であり，事務所数とは関係がない。	丙E9の5	少なくとも補助参加人山口の事務所のうち，鳥取市富安所在のものは，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていることが認められる。そして，補助職員は幅広い活動を行い得る。そうすると，100%という按分率は合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人山口は，領収書を証拠提出するものの，ただし書の記載は概括的なものにとどまり，適切な反証があったとはいえない。勤務実態も詳らかでない。政務調査活動とそれ以外の活動が渾然一体となっており，その使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	甲32ないし35	¥222,500
															計	¥499,348

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1																
2																
3																
4	資料作成費	H25.1.9	№3-1	県政報告印刷代	¥188,519	100%	¥0	0%	（訴状） 証拠書類が添付されていないために否認。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。広報紙（県議会便り等の名称の配布物も含む）の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するという宣伝目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，議員が配布したとする広報紙の添付がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。 ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合” と定めている。広報紙の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。議員にとって広く選挙準備活動や自己PRできる広報紙の成果物も提出しないで，その按分を議員の裁量のみに委ねるのは，「より一層の透明性の確保と説明責任」（ガイドラインによる）を果たせるものではなく，ガイドラインに反する支出であり認められない。 補助参加人は，「なお，本件の資料作成費にかかる「県政だより」は，丙F第2号証の1のとおりの内容である（なお，平成24年度のものは既に存在しないので，平成25年度のものを証拠としている。）。」と主張するが，これには呆れかえる。証拠書類である当該年度の県政だよりではなく，違う年度の県政だよりを証拠書類として提出して何を主張しているのか。おまけに，その当該年度ではない県議会便りの表紙には，議員の顔写真と名前が大きく掲載され，まるで選挙ポスターのようであり，2ページ目にも顔写真が掲載され，内容は議会での質問と県側の答弁である。県議会で議員の質問及び県側の答弁は，鳥取県議会が県内各戸に配布しているとっとり議会便りに要約が掲載されている。それとは別に議員が自らの質問と県側の答弁を県政だよりとして，大きな顔写真や氏名を掲載し，自らをPRするような紙面を配布する意味は，自らの選挙準備活動・自己PR活動である。また，丙F第2号証の紙面には，政務調査活動の内容ではなく，自らの主張が掲載されている。とっとり県議会便りにも掲載されている質問や県側の答弁，大きく書かれた議員名，大きな議員の顔写真，自らの主張が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査費交付条例に「議員は，領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し，5年間保存する」とあるにもかかわらず，按分に必要な証拠書類がすでに存在しないということはあり得ない。たかだか4年程度前であるにもかかわらず，支出に関する証拠書類が存在しないのであれば，それが適正な支出であったということを伺わせることすらできず，政務調査費として支出は認められない。 また，領収書を見ると，県政報告書は印刷専門会社に依頼している。印刷会社ならば4年程度前に依頼された印刷物の原盤は保存しているはずで，対象の県政報告は電話一本で再印刷して簡単に取り寄せができるはずである。それにもかかわらず，対象年度ではない翌年度の県政報告を証拠資料として提出するということは，実際に県政報告が作成されていなかった疑いがある。		丙F2-1	（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも，ガイドラインにおいては，資料作成費に関し，一般的に証拠資料の添付は求められておらず，左記の原告らの主張は，独自の基準を設定し，それに対する違反を違法であると強弁しているに過ぎない。 これでは，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人稲田寿久は，次のとおり反論する。 資料作成費についての資料の添付についてガイドラインは直接何も定めていない。 この点，「② 後援会活動等の他の用務等に係る資料等を含む場合には、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」との部分について，そのような場合には，証拠書類の添付を求めているとも読むことが可能である。 しかし，本件はそもそもそのような場合に当たらず，按分をする必要がないから，この点からしても，何ら資料の添付は必要にならない。 なお，本件の資料作成費にかかる「県政報告」は，丙F第2号証の1のとおりの内容である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，結局，ガイドラインに書かれていない規範を，「書かれていると考えるべきである」と主張しているものである。 しかし，ガイドラインは，資料の添付について，要するものと要しないものとを明確に切り分けており，「書かれていない規範を，書かれていると考えるべきである」と判断することはできない。 また，原告らは，「4年程度前であるにもかかわらず，支出に関する証拠書類が存在しない」などと述べるが，そもそも，ガイドラインにおいて提出を予定しないものであって，証憑書類であるとも当人が認識していなかったものであるから，原告らの「保存されているはず」とすることには根拠がない。 そもそも，これらの県政報告は，市民の求めに応じて配布されるものであり，残部がないことは，すなわち，県政のために利用されたことの証左であるともいえる。 （控訴理由書） 「県政報告」と「県議会だより」は同一のものである。	丙F2-1	補助参加人稲田は，「県政報告」と番号6の「県議会だより」（丙F2参照）は同一であると主張するが，甲26の政務調査費出納簿によると，左記支出は，支出項目を「資料作成費」とした上「県政報告会印刷代」と挙げ，番号6については支出項目を「広報費」とした上「県議会だより制作費」として挙げている。また，甲26によると，領収書の発行主体も異なっている。そうすると，「県政報告」と「県議会だより」（丙F2）が同一のものであるとの説明をそのまま受け取ることはできない。政務調査費出納簿の記載からすると，左記支出が，県政と一切関連しないと直ちに疑うことはできないものの，その内容が詳らかでないことからすると，政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1にとどまると推認するのが相当である。	丙F2－1	¥94,259

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5-1	資料購入費	H24.4.30 H24.5.8	No.4-2 No.4-3	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	（訴状） 地方紙1紙＋全国紙1紙以外は認めない。 ＊全国紙の朝日・毎日いずれかの1紙を認める。 （備考欄：全国紙2紙は同額なので1紙分を減額） （第1準備書面） 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は，本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。そして、地方自治法100条14項で「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（注：必要な経費の全部ではなく、“一部”である！）交付される政務調査費であることを鑑みれば、複数の新聞購読に要する経費を特段の根拠や実績もなく無制限に認めることはできない。さらに、地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 原告の左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人稲田寿久は，次のとおり反論する。 複数の全国紙や地方紙を比較検討することも，政務調査の目的に合致するし，一方の新聞には記載されていないことも他方の新聞には記載されている，ということもあり，全国紙及び地方紙について複数紙の購入をすることもまた，政務調査の目的に合致する。このような原告の主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張によれば，「一般社会知識」と「そうでない知識」という区別が存在し，後者にかかるもののみが政務調査費の対象になるかのようである。 しかし，そのような区別は不可能であり，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
5-2	資料購入費	H24.5.25 H24.5.28	No.4-4 No.4-5	新聞代（朝日，毎日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-3	資料購入費	H24.6.27 H24.6.29	No.4-7 No.4-9	新聞代（朝日，毎日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-4	資料購入費	H24.7.31 H24.8.2	No.4-11 No.4-12	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-5	資料購入費	H24.8.28 H24.8.30	No.4-13 No.4-15	新聞代（朝日，毎日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-6	資料購入費	H24.9.24 H24.9.25	No.4-16 No.4-17	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-7	資料購入費	H24.10.24 H24.10.29	No.4-19 No.4-20	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5-8	資料購入費	H24.11.24 H24.11.30	No.4-22 No.4-24	新聞代（朝日，毎日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-9	資料購入費	H24.12.18 H25.1.8	No.4-25 No.4-27	新聞代（朝日，毎日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-10	資料購入費	H25.1.29 H25.1.30	No.4-28 No.4-30	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-11	資料購入費	H25.2.26	No.4-31 No.4-32	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0
5-12	資料購入費	H25.3.25 H25.3.27	No.4-34 No.4-35	新聞代（毎日，朝日）	¥6,014	100%	¥3,007	50%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで支出は認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
6-1	広報費	H24.10.3	№5-1	県議会だより制作費	¥224,652	100%	¥0	0%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。広報紙（県議会便り等の名称の配布物も含む）の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するという宣伝目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，議員が配布したとする広報紙の添付がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。 ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合” と定めている。広報紙の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。議員にとって広く選挙準備活動や自己PRできる広報紙の成果物も提出しないで，その按分を議員の裁量のみに委ねるのは，「より一層の透明性の確保と説明責任」（ガイドラインによる）を果たせるものではなく，ガイドラインに反する支出であり認められない。 補助参加人は，「なお，本件の資料作成費にかかる「県政だより」は，丙F第2号証の1のとおりの内容である（なお，平成24年度のものは既に存在しないので，平成25年度のものを証拠としている。）。」と主張するが，これには呆れかえる。証拠書類である当該年度の県政だよりではなく，違う年度の県政だよりを証拠書類として提出して何を主張しているのか。おまけに，その当該年度ではない県議会便りの表紙には，議員の顔写真と名前が大きく掲載され，まるで選挙ポスターのようであり，2ページ目にも顔写真が掲載され，内容は議会での質問と県側の答弁である。県議会で議員の質問及び県側の答弁は，鳥取県議会が県内各戸に配布しているとっとり議会便りに要約が掲載されている。それとは別に議員が自らの質問と県側の答弁を県政だよりとして，大きな顔写真や氏名を掲載し，自らをPRするような紙面を配布する意味は，自らの選挙準備活動・自己PR活動である。また，丙F第2号証の紙面には，政務調査活動の内容ではなく，自らの主張が掲載されている。とっとり県議会便りにも掲載されている質問や県側の答弁，大きく書かれた議員名，大きな議員の顔写真，自らの主張が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査費交付条例に「議員は，領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し，5年間保存する」とあるにもかかわらず，按分に必要な証拠書類がすでに存在しないということはあり得ない。たかだか4年程度前であるにもかかわらず，支出に関する証拠書類が存在しないのであれば，それが適正な支出であったということを伺わせることすらできず，政務調査費として支出は認められない。 また，領収書を見ると，県議会だよりは鳥取県米子市角盤町1丁目175のK2プロダクションという企業の領収書であり，インターネットで検索すると主な業務は「食品メーカー及びコスメ関連企業のコンセプト作り、ブランディング、パッケージデザイン、ネーミングなど、主に鳥取県内公的機関の専門家として、多数の企業を支援」とある。公的機関の専門家としての業務を担っているのであれば，4年程度前に依頼された印刷物の原盤は保存しているはずで，対象の県議会だよりは電話一本で再印刷して簡単に取り寄せができるはずである。それにもかかわらず，対象年度ではない翌年度の県議会便りを証拠資料として提出するということは，実際に県議会便りが作成されていなかった疑いがある。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも，ガイドラインにおいては，広報費に関し，一般的に証拠資料の添付は求められていない。 この点，資料等の添付について，ガイドラインが記載しているのは，「③広報誌を発行する場合には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等、明確に区別することが望ましいが、他の用務等に係る部分が含まれるときは、記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。」との部分であり，そのようなときには，証拠書類の添付を求めていると読むことが可能である。 しかし，本件はそもそもそのようなときに当たらず，按分をする必要がないから，この点からしても，何ら資料の添付は必要にならない。 なお，本件の資料作成費にかかる「県政だより」は，丙F第2号証の1のとおりの内容である（なお，平成24年度のものは既に存在しないので，平成25年度のものを証拠としている。）。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，結局，ガイドラインに書かれていない規範を，「書かれていると考えるべきである」と主張しているものである。 しかし，ガイドラインは，資料の添付について，要するものと要しないものとを明確に切り分けており，「書かれていない規範を，書かれていると考えるべきである」と判断することはできない。 また，原告らは，「4年程度前であるにもかかわらず，支出に関する証拠書類が存在しない」などと述べるが，そもそも，ガイドラインにおいて提出を予定しないものであって，証憑書類であるとも当人が認識していなかったものであるから，原告らの「保存されているはず」とすることには根拠がない。 そもそも，これらの県政報告は，市民の求めに応じて配布されるものであり，残部がないことは，すなわち，県政のために利用されたことの証左であるともいえる。 （控訴理由書） 平成25年度の県政報告は，原告らから平成24年度分の支出を問題視される以前に作成されたものであるから，平成25年度のものによって平成24年度のものの内容の推認は可能である。	丙F2-1	丙F2によると，平成25年度に発行された「県議会だより No.21」には，ほぼ全頁にわたって議会質問項目が掲載されており，その記載内容には政務調査活動との関連性があると認められるところ，平成24年度の県議会だよりは，平成25年度のそれとは異なって政務調査活動とは何ら関係がないとの証拠がない以上，概ね平成25年度のそれとほぼ同趣旨のものであると推測されるのであり，左記支出が，本件使途基準に違反するということはできない。	丙F2	¥0
6-2	広報費	H25.1.18	№5-2	県議会だより郵送料	¥12,850	100%	¥0	0%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号6-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号6-1」に同じで支出は認められない。 県議会だよりの送付にかかる費用なので，番号5-1と同じ。			番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-1	事務所費	H24.4.23	№6-1	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人の当時の事務所は「鳥取県米子市東福原6の1の30」である。（確認を求める）この事務所は，平成24年度に選挙管理委員会に稲田寿久後援会事務所として届け出がされており，さらには自由民主党鳥取県米子市第三支部としても届け出がされているようであるにもかかわらず，「真実は，当該事務所で他の用務を行うことはほぼない」と主張する根拠はない。政党支部として登録しているにもかかわらず，「政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構えるなどして，混入を避ける」などと主張とすることは信憑性がない。選挙時に政党支部が使用されないで政党支部の役割を果たすわけもない。このように鳥取県選挙管理委員会に政党支部の事務所，後援会事務所として政治団体登録しているにもかかわらず，「他の用務を行うことはほぼない」ことはあり得ない。これらの外形的事実から，渾然一体となる議員活動のうち，政務調査活動が，事務所の使用実績の70%を占めるという補助参加人の主張は全く根拠がない。従って，いくら多めに考えても 50%を超える支出は認められない。	原審の当裁判所の判断の補足説明に「事務所費を50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく」とあるのはガイドラインの解釈を誤った判断である。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として補助参加人である議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあり，按分率は議員によって様々であることは当然である。 補助参加人の事務所は平成24年には選挙管理委員会に「自由民主党鳥取県米子市第三支部」，「稲田寿久後援」，補助参加人を代表とする「寿山会」として届け出ている（甲32号証・甲33号証・甲34号証・甲35号証）。にもかかわらず，「選挙関連のものは特別に事務所を構える」と主張したり，一方では，選挙のために使用していると主張するなど，その主張には全く信憑性がない。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われ，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所がフル稼働しないというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の按分率合わせの数字や，立証を示さないその主張には全く信憑性がない。このような場合，一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの根拠及び実績によって支出が認められるもので，信憑性のない主張のみで，それが使用実態であることを立証したとは言えず，少なくとも50%を超える支出は認められない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 また，12番の事務費（コピー機リース料）の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人稲田の事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められ，また，コピー機は幅広い活動に利用することが可能なものである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人稲田は上記疑いを覆すに足りる主張立証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。」としている，同様に14-1～ 12（人件費）についても，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると判断していることからも，政務調査活動以外の活動の拠点となっている事務所費についても同様に，少なくとも50%を超える支出が認められないことは明らかである。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 補助参加人稲田寿久については，その事務所の使用実態に応じ，7割の按分率を乗じて事務所費として計上している。 これは，真実は，当該事務所で他の用務を行うことはほぼないが，慎重を期して3割が他の用務を行うこととしているものである。 なお，他の用務については，例えば，政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構えるなどして，混入を避けるなどしている。 このようなものである以上，この7割の按分率を乗じることが不適切である旨の原告らによる主張・立証がなければ，この部分の算入が違法化される事はあり得ない。 この点，原告らは，「多めに考えても50%以上は認められない。」とする。 しかし，その主張の根拠は他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もなく，未だ抽象的な主張に過ぎないのであり，根拠が薄弱かまたは無いものというほかない。 なお，当該事務所の通常の使用実態は，次のとおりである。 まず，当該事務所については，時期によって，その使用形態が変わる。 ① 選挙直前期(告示前8か月前程度前) ② 選挙準備期(告示前1年程度前から①の開始まで) ③ 選挙直後期(選挙終了後2か月程度) ④ 前述①，②及び③以外の時期 そして，①，②及び③の時期には，後援会活動や政党活動が盛んになるため，実態に合わせ，按分率を減少させる。 具体的には，①のころには按分率を3割に，②の及び③のころには5割に減少させる。 この点，④のころ（本件の時期もこれに含まれる。）には，後援会活動や政治活動はほぼ行われないのであり，事務所をそれらのような用務に利用することはほぼなく，真実の実態に合わせれば按分率は，100%かもしくはそれに近似する割合とされるのが正しい。 しかし，あくまで念のため，補助参加人稲田寿久は，多めに3割を他の用務に用いたこととして，7割の按分率を計上している。 このように，議員が後援会活動等の他の用務を行う時期については，非常に濃密な時期（②）がある一方で，ほぼ存在しないといえる時期(④)もあるのであり，そのような際を無視して「議員はどの時期でも常に5割は他の用務を行っている」ことを前提とする原告らの主張は，全く前提たる事実を欠くものというほかない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，何らの立証もないものであり，そもそも失当である。 また，「政党支部として登録されている」旨の主張も，従前反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」のであって，これを根拠に50%の按分を認めるべきということにはならない。 （平成30年7月31日付け準備書面） 平成24年の自由民主党鳥取県米子市第3支部は全く収支が変動していない（丙F6）。		①甲34，35によると，補助参加人稲田の事務所は，後援会の事務所にもなっていたことが認められる。補助参加人稲田は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ②補助参加人稲田が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員支出額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥10,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-2	事務所費	H24.5.28	No.6-2	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-3	事務所費	H24.6.25	No.6-3	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-4	事務所費	H24.7.23	No.6-4	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-5	事務所費	H24.8.25	No.6-5	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-6	事務所費	H24.9.24	No.6-6	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-7	事務所費	H24.10.26	No.6-7	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-8	事務所費	H24.11.25	No.6-8	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-9	事務所費	H24.12.25	No.6-9	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-10	事務所費	H25.1.22	No.6-10	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 通し番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-11	事務所費	H25.2.25	No.6-11	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
7-12	事務所費	H25.3.25	No.6-12	事務所家賃料（電気，水道代含む）	¥35,000	70%	¥25,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号7－1と同じ。	甲34，35	¥10,000
8-1	事務所費	H25.5.1	No.6-13	空調，ガス代	¥5,742	70%	¥4,102	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		①番号7－1の①と同じ。 ②甲26の左記領収書番号の領収書によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（支払額全体の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲34，35	¥1,640
8-2	事務所費	H24.5.25	No.6-14	空調，ガス代	¥133	70%	¥96	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥37
8-3	事務所費	H24.7.17	No.6-15	空調，ガス代	¥298	70%	¥213	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥85
8-4	事務所費	H24.8.17	No.6-16	空調，ガス代	¥2,562	70%	¥1,800	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥762
8-5	事務所費	H24.9.4	No.6-17	空調，ガス代	¥10,228	70%	¥7,306	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥2,922
8-6	事務所費	H24.10.16	No.6-18	空調，ガス代	¥11,236	70%	¥8,026	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥3,210
8-7	事務所費	H24.11.26	No.6-19	空調，ガス代	¥956	70%	¥684	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥272

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8-8	事務所費	H24.12.25	No.6-20	空調，ガス代	¥905	70%	¥647	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥258
8-9	事務所費	H24.12.28	No.6-21	空調，ガス代	¥9,611	70%	¥6,865	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥2,746
8-10	事務所費	H25.2.6	No.6-22	空調，ガス代	¥7,460	70%	¥5,329	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥2,131
8-11	事務所費	H25.3.25	No.6-23	空調，ガス代	¥9,970	70%	¥7,122	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の家賃に支出できるものではないので，政務調査が事務所内業務の70%を占めるという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号7-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥2,848

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9-1	事務費	H24.4.16	No.7-1	携帯電話料金	¥2,901	60%	¥2,418	50%	県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また携帯電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか，政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話が政務調査に必要不可欠ではないことで，携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 ガイドラインの“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものであり，実績と根拠の明示がないかぎり，多めに考えても 50%を超える支出は認められない。	政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「4割が他の用務を行うこととしている」とし，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を60%としている。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。 原判決の当裁判所の判断の補足説明には「本件使途基準及び本件ガイドラインにおいて，事務費を50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく」とあるが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方によれば，その按分率は0%～100%までであり得ることで，他の用途が渾然一体となっている場合で補助参加人が実績を示せない場合，少なくとも50%を超える支出について，対象外支出とすることは理にかなっている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 補助参加人稲田寿久については，その電話等の使用実態に応じ，6割の按分率を乗じて事務所費として計上している。 これは，真実は，当該電話等で他の用務を行うことはほぼないが，慎重を期して4割が他の用務を行うこととしているものである。 なお，他の用務については，例えば，政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構えるなどして，混入を避けるなどしている。 このようなものである以上，この6割の按分率を乗じることが不適切である旨の原告らによる主張・立証がなければ，この部分の算入が違法化される事はあり得ない。 この点，原告らは，「多めに考えても50%以上は認められない。」とする。 しかし，その主張の根拠については「他の用務の存在」を主張するのみであり，それらが50%以上を占めるものであることの主張もなければ立証もなく，未だ抽象的な主張に過ぎないのであり，根拠が薄弱かまたは無いものというほかない。 なお，当該事務所の通常の使用実態にかかる，他の用務への使用や按分率の変動にかかる点については，通し番号2-1に同旨である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） まず，原告らの設定する「必要不可欠」を求める点であるとか，「実績と根拠を示すべき」とする点であるとかは，ガイドラインの基準ではなく，原告らの独自の基準に過ぎない。 また，「私用に用いた」であるとか，私的な財産形成に繋がっているであるとか，「50%」であるといった按分割合も，何らの立証もなく，原告が言い募っているのみであって，根拠は無い。 よって，原告らの主張は失当である。 （平成30年7月31日付け準備書面） 電話での連絡を全て記録・精査することは不可能である。		補助参加人稲田は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 補助参加人稲田が，左記内容欄記載の代金を支払い，そのうち左記議員支出額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。 政務調査費に充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥483
9-2	事務費	H24.5.18	No.7-4	携帯電話料金	¥2,901	60%	¥2,418	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥483
9-3	事務費	H24.6.18	No.7-7	携帯電話料金	¥2,901	60%	¥2,418	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥483
9-4	事務費	H24.7.17	No.7-10	携帯電話料金	¥2,901	60%	¥2,418	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥483
9-5	事務費	H24.8.17	No.7-13	携帯電話料金	¥2,899	60%	¥2,417	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥482
9-6	事務費	H24.9.25	No.7-16	携帯電話料金	¥2,899	60%	¥2,417	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥482

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9-7	事務費	H24.10.17	No.7-19	携帯電話料金	¥2,899	60%	¥2,417	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥482
9-8	事務費	H24.11.26	No.7-22	携帯電話料金	¥4,381	60%	¥3,651	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥730
9-9	事務費	H24.12.25	No.7-25	携帯電話料金	¥7,904	60%	¥6,587	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥1,317
9-10	事務費	H25.1.22	No.7-28	携帯電話料金	¥5,082	60%	¥4,236	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥846
9-11	事務費	H25.2.25	No.7-31	携帯電話料金	¥6,757	60%	¥5,632	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥1,125
9-12	事務費	H25.3.25	No.7-34	携帯電話料金	¥7,163	60%	¥5,970	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号9-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号9-1」に同じく50%を超える支出は認められない。	番号9－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥1,193
10-1	事務費	H24.4.23	No.7-2	電話料金	¥2,800	60%	¥2,334	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥466
10-2	事務費	H24.5.18	No.7-5	電話料金	¥2,991	60%	¥2,495	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥496
10-3	事務費	H24.6.18	No.7-8	電話料金	¥3,037	60%	¥2,532	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥505
10-4	事務費	H24.7.23	No.7-11	電話料金	¥2,839	60%	¥2,367	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥472

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10-5	事務費	H24.8.17	No.7-14	電話料金	¥3,364	60%	¥2,804	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥560
10-6	事務費	H24.9.25	No.7-17	電話料金	¥2,988	60%	¥2,491	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥497
10-7	事務費	H24.10.17	No.7-20	電話料金	¥3,456	60%	¥2,881	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥575
10-8	事務費	H24.11.26	No.7-23	電話料金	¥2,883	60%	¥2,403	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥480
10-9	事務費	H24.12.25	No.7-26	電話料金	¥4,128	60%	¥3,440	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥688
10-10	事務費	H25.1.22	No.7-29	電話料金	¥4,011	60%	¥3,343	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥668
10-11	事務費	H25.2.25	No.7-32	電話料金	¥3,096	60%	¥2,581	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥515
10-12	事務費	H25.3.25	No.7-35	電話料金	¥3,153	60%	¥2,628	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所の電話料金(通話料金及び基本料金)に支出できるものではないので，事務所の電話料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥525

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11-1	事務費	H24.4.23	No.7-3	FAX費	¥1,838	60%	¥1,532	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥306
11-2	事務費	H24.5.18	No.7-6	FAX費	¥1,891	60%	¥1,576	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥315
11-3	事務費	H24.6.18	No.7-9	FAX費	¥1,825	60%	¥1,522	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥303
11-4	事務費	H24.7.23	No.7-12	FAX費	¥1,848	60%	¥1,541	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥307
11-5	事務費	H24.8.17	No.7-15	FAX費	¥1,875	60%	¥1,563	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥312
11-6	事務費	H24.9.25	No.7-18	FAX費	¥1,921	60%	¥1,512	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥409
11-7	事務費	H24.10.17	No.7-21	FAX費	¥1,988	60%	¥1,657	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥331
11-8	事務費	H24.11.26	No.7-24	FAX費	¥1,953	60%	¥1,628	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35.	¥325
11-9	事務費	H24.12.25	No.7-27	FAX費	¥1,942	60%	¥1,619	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥323

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11-10	事務費	H25.1.22	No.7-30	FAX費	¥1,897	60%	¥1,582	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥315
11-11	事務費	H25.2.25	No.7-33	FAX費	¥1,901	60%	¥1,585	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥316
11-12	事務費	H25.3.25	No.7-36	FAX費	¥1,856	60%	¥1,547	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号7-1と同じく，政務調査費は政務調査に要するための経費であり，政党支部，後援会事務所のFAX料金に支出できるものではないので，事務所で使用したFAX料金の60%が政務調査で使用されたという実績，按分の根拠を含む外形的事実が明示されなければ，いくら多めに考えても50%を超える支出は認められない。	番号7－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号8－1と同じ。	甲34，35	¥309
12	事務費	H24.5.31	No.7-37	コピー機リース料	¥15,750	100%	¥7,875	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） コピー機は他の事務用品と同じように汎用性が高く，政務調査活動以外の活動にも使用できるものである。補助参加人の当時の事務所が「鳥取県米子市東福原6の1の30」で，その事務所に設置していたものであれば，平成24年度の選挙管理委員会に稲田寿久後援会事務所として届け出がされており，さらには自由民主党鳥取県米子市第三支部としても届け出がされている事務所で使用したものと推測される。番号2-1で「政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構えるなどして，混入を避ける」と主張しているが，後援会事務所や政党支部として登録しているにもかかわらず，後援会活動や選挙関連には使用しないということは，社会通念に従えば信憑性がない。このようにコピー機を設置している事務所が，政党支部，後援会事務所として政治団体登録しているという外形的事実にもかかわらず，コピー機が政務調査活動専用に設置され，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にはいっさい使用していないことを明示できなければ100%の支出は認められず，それが出来なければ，少なくとも50%を超える支出は認められない。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） ガイドラインの基準を満たしており，全額算入することに問題は無い。 また，他の用務に利用されている事実がないため，按分の必要もない。 この点，原告らは，50%の算入のみ認める旨主張するが，根拠がない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，何らの立証もないものであり，そもそも失当である。 また，「政党支部として登録されている」旨の主張も，従前反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」のであって，これを根拠に50%の按分を認めるべきということにはならない。 （平成30年7月31日付け準備書面） 通信費や事務所設備の按分率と平仄を合わせて認定すべきである。		甲34，35によると，補助参加人稲田の事務所は，後援会の事務所にもなっており，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。また，コピー機は，幅広い活動に従事することが可能である。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人稲田は適切な反証をしない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	甲34，35	¥7,875
13	事務費	H25.2.12	No.7-38	トナーカートリッジ代	¥5,600	100%	¥2,800	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 「番号12」のコピー機で使用する物品のため，「番号7」に同じく，多めに考えても 50%以上の支出は認められない。			番号12に同じ。		番号12と同じ。	甲34，35	¥2,800

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14-1	人件費	H24.4.23	№8-1	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 毎月支払っている丙F2－2（賃金台帳）より丙F2－3の給与所得源泉徴収票の方が支払額が多いというだけのものであり，その差額が政務調査以外の給与であることを補助参加人は主張したいのであろうが，丙F2－2が政務調査のみの給与であることが，何の客観性もなく，誰の目から見てもわからない。ガイドラインにある透明性を確保するためには，政党事務所，後援会事務所として選挙管理委員会に登録されている事務所で従事しているであろうと思われる職員の給与（丙F2－2（賃金台帳）が政務調査活動のみに従事していたものであることの実績，按分，按分率の根拠を客観的に明示しなければならない。それにもかかわらず，何ら実績も示せず，根拠も明示されていない。また，県議会便り制作費（平成25年6月発行），郵送料と同じく，これも平成25年度の賃金台帳，給与所得源泉徴収票であり，原告が違法な支出であると主張している平成24年度の支出ではない。違う年度の証拠書類で説明しても何の根拠にもならない。証拠書類として5年間の保管義務があるにもかかわらず，僅か4年前の賃金台帳すら明示できないような補助参加人の主張は認められない。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 政務調査費から支払いをすべきものとそうでないものとを区別しており，この人件費は，前者にかかるものである。 後者にかかるものについては，別途給与を支払っている（政務調査費からの支給額が年間130万円であるが，他の用務にかかるものとして，上乗せをして払っている。丙F2－2，丙F2－3。なお，これについても，平成25年のものを証拠としている。）。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，結局，ガイドラインに書かれていない規範を，「書かれていると考えるべきである」と主張しているものである。 しかし，ガイドラインは，資料の添付について，要するものと要しないものとを明確に切り分けており，「書かれていない規範を，書かれていると考えるべきである」と判断することはできない。 また，原告らは，「4年程度前であるにもかかわらず，支出に関する証拠書類が存在しない」などと述べるが，そもそも，ガイドラインにおいて提出を予定しないものであって，証憑書類であるとも当人が認識していなかったものであるから，原告らの「保存されているはず」とすることには根拠がない。 結局，原告らの主張は，補助参加人等の主張を待ち，主張がなされた後に「それでは足りない」旨の主張をするのみのものであり，失当である。 （控訴理由書） 平成25年度の給与支払（丙F2－2，2－3）は，原告らから問題視される以前のものであるから，これにより平成24年度のものの内容の推認は可能である。平成25年の源泉徴収票（丙F2－2），平成24年度分の給与領収書（丙F2－4）及び賃金台帳（丙F2－5）を比較すると，補助参加人は補助職員に対し，政務調査費による部分を除き年額36万円を支払っていることが分かる。仮に50%を超える部分は政務調査費による負担はできないというのあら，上記36万円についても考慮して計算すべきである。	丙F2－2 丙F2－3	甲34，35によると，補助参加人稲田の事務所は，後援会の事務所にもなっており，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。また，甲26政務調査費出納簿添付の賃金台帳及び勤務簿によると，補助職員の1か月当たりの勤務日数は24日から27日であり，1日当たりの勤務時間は概ね75時間から8時間で，長いときで12時間に及ぶこともあったことが認められる。補助職員は，幅広い活動に従事することが可能である。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人稲田は，政務調査活動については別途，給与を支払っていたと主張するが，そのような場合には，本来，按分支出をすべきであるし，左記10万円とは別に給与を支払っていたとの主張を裏付ける平成24年度の賃金台帳や領収書等も証拠提出されていない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。		¥50,000
14-2	人件費	H24.5.24	№8-2	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-3	人件費	H24.6.25	№8-3	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-4	人件費	H24.7.21	№8-4	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-5	人件費	H24.8.24	№8-5	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14-6	人件費	H24.9.25	No.8-6	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-7	人件費	H24.10.25	No.8-7	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-8	人件費	H24.11.26	No.8-8	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-9	人件費	H24.12.24	No.8-9 No.8-10	政務補助職員給与	¥200,000	100%	¥100,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥100,000
14-10	人件費	H25.1.22	No.8-11	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-11	人件費	H25.2.23	No.8-12	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
14-12	人件費	H25.3.25	No.8-13	政務補助職員給与	¥100,000	100%	¥50,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じく，当該年度以外の証拠書類であり，しかも，実績，按分，按分の根拠を何ら明示していない。多めに考えても50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥50,000
															計	¥910,752

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1-1	調査研究費	H24.5.30	№5-19	西部県議団及び県出先局長会	¥5,444	100%	¥2,722	50%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠資料によると，この会は県西部選出県議会議員と県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等との「弓ヶ浜地区の道路網の整備等について」の会議で米子ワシントンホテルプラザで開催されている。西部地区の議員団としての会議なので，当然ながら政務調査活動以外の議員としての活動が含まれているのは明らかである。開催場所等を考えると，飲食を伴う意見交換会でもあり，ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」があてはめられる。しかし，前述のように政務調査活動以外の活動(ガイドラインによる)の議員活動も含まれるので50%を超える支出は認められない。 案内状『西部議員懇談会の開催について』および求釈明への回答『補助参加人(伊藤美都夫ら5名)第7準備書面』によれば，西部議員懇談会は、米子ワシントンホテルプラザで5月30日の16時から開催された。まず県職員が議題について説明し、議員と問題点を検討した。続いて18時～20時ごろまで飲食を伴う議員の「意見交換会」が行われたというものである。補助参加人は、この懇談会への参加に要した費用の全額を政務調査費に計上した理由として、これは懇親会ではなく100%の政務調査活動であったと主張する。確かに懇談会の前半（16時～18時）は政務調査活動であろうと推測できる。しかし、後半(18時以降)については、政務調査活動が行われたことを示す実績等の証拠書類は何も提出されていない。そして、5,000円を超す今回の参加費用の大部分は、この飲食を伴う後半で発生したことは自明の理である。現在，森岡議員以外で西部議員懇談会に参加した議員に対して求釈明中であるが，森岡議員の求釈明では「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性も否定できない。従って、このような経費の 100%を政務調査費に計上することは認められず、50%を超える支出は認められない。	原判決の判断の補足説明には「「弓浜地区の道路網の整備について」等の議題・内容から，政務調査のために出席したものと認められ」とあるが，その会において，一部が県政との関連性が認められるというだけで政務調査活動費として全額を支出できないことはガイドラインにより明らかである。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 また，ガイドラインの3 政務調査費の対象外経費(5)その他調査研究活動以外の経費の② には，親睦会、レクリエーション等のために使用する経費と定められている。 この会議の案内について，開示資料では『西部議員懇談会の開催について』とあり，当該会議は懇談会(ガイドラインで対象外経費と定めている懇親会と同意語)であり，会議後半は18時半以降に開催されており，出席した森岡議員の求釈明では，森岡議員自身は「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性がある。また，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり、議員によるお手盛り主催である。つまり，議員同士で飲食をともなう「意見交換会」を政務調査活動に見せかけるために，県の職員からレクチャーを受けたというものである。 本件のポイントは、『補助参加人(伊藤美都夫ら5名)第7準備書面』によれば，「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い、議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく、「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから、後半の「飲食を伴う意見交換会」とは、社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは、到底考えられない。 そもそも、調査研究のための会合に、公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も、飲食が提供される夕方からではなく、もっと早い時間にできる。 ガイドラインで，“原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。”と定められているように，割高なホテルで飲食を伴う議員同士の「意見交換会」が、政務調査活動であるという主張も立証もされておらず，50%を超える支出が認められないのは当然である。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 「西部議員団としての会議」であることから，何故，「当然ながら」「政務調査活動以外の議員としての活動が含まれている」ことが「明らかである」のか全く不明である。 この会議は，東西に長く，その地域によって利害を異にすることのある鳥取県において，県西部において選出された県議会議員が，会派を超えて，鳥取県西部の各庁から聴取りをし，又は協議をするものであり，ある日の午後いっぱい行われるもので，行政側の就業時間が終了した後は，米子ワシントンホテルプラザに場所を移して行われている。 このとおり，まさに政務調査のための会合であり，そのようなものが，政務調査活動以外の議員としての活動であるとすることには根拠がない。 また，確かにガイドラインには，「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」との記載がある。 この点，本件では，金5000円を超えた支出がされているが，ガイドラインには法規性がないため，5000円を超える支出が直ちに違法とされることはない。 またそもそも，上記の5000円のライン引きは，「懇談会」のようなざっくばらんな会合についての記載であり，本件のような明確な議題の定まった協議または聴取の会合はこのライン引きが用いられることはない。	丙F4-2	ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。甲26領収書番号5－19の添付書類によると，左記懇談会の議題は，「弓浜地区の道路網の整備について」等であり，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等が出席したことが認められる。議題・内容から県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていたことが認められるから，本件ガイドラインには違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1-2	調査研究費	H24.9.7 ～ H24.9.10	No.9-6	台湾視察	¥119,000	100%	¥0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の国外調査報告書によると，上村議員は平成24年9月7日～9月10日（3泊4日）にかけて，日本会議会員として台湾訪問し「要人と会談し，日本の行方等について懇談等」とあり，感想には「台湾には旧き「良き日本」の跡が沢山あり親日的であった」という一行程度しか記述がない。ガイドラインによると，県外や国外での調査活動については「政務調査活動報告書」の添付が義務付けられている。当該報告書については，例示された様式に従って決められた項目について具体的に記載することとされている。県政に関して，何のためにどのような調査をし，如何に反映させたかを，県民に説明する内容であるかどうかが問われる。日本会議という団体の団体員として参加し，相手先も「要人」とあるだけで特定できず，視察に行くまでもない常識的な感想を一行程度報告しても，支出は認められない。ガイドラインには「政務調査費は、さまざまな県政課題への対応、政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ、二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」とあるように、このように報告書の内容が不十分である場合は、その目的を果たしているとは言えず、経費の支出は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインの政務調査費の使途には各費目共通項目として「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあり，その額が少額であっても，原資が税金であり，その透明性を確保するためには補助参加人がいう“説明”が必要であると定めているのである。上村議員は日本会議という市民団体の会員として参加しており，日本国家の要人として，国政に係わる極秘会談をするために参加しているのでない。また，会談と称していても，その報告書からはガイドラインで認めていない，懇親及び親睦のための訪問であると推測される。例え，懇親の場で多少なりとも会話があったとしても，その会話は国家機密であるとも思えず，誰に対して，どのような政務調査を行ったのかを明らかに出来ないのであれば，団体旅行先での懇親であると推測される。 補助参加人が証拠資料として提出している政務調査報告書については，十分・不十分という判断以前の問題であり，「台湾には旧き「良き日本」の跡が沢山あり親日的であった」とだけしか記載がない報告書は，報告書としての体をなしていないだけのことである。補助参加人は，県民の税金を使って，国外に調査活動と称して出かけているのである。その調査結果がたった一行程度である政務調査活動報告書を一般市民が見て，それが不十分であると主張することは社会通念に従えば当然のことであり，議員の政務調査活動に萎縮効果を生じさせるものではない。	原判決には「視察日程には，市議会議員との面談等も含まれている」とあるが，その日程表（『台湾視察旅行3泊4日間』）を見ると，「レストランにて台南市議会議員の方達と夕食をお召し上がり下さい」，「レストランにて高雄市議会議員の方達と夕食をお召し上がり下さい」，「レストランにて高雄市長との懇談会」などと記載されている（ちなみに、それ以外は大半が各種の観光）。 つまり，市議会議員との面談ではなく，楽しく飲食を共にしただけであり，県政に関して何らの調査研究活動も行っていない。したがって，国外調査報告書の（調査の概要）欄には「台湾には旧き「良き日本」の跡が沢山あり親日的であった。」という感想しか書くことがなかったのだ。 ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。調査研究とは、鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 原告はこのような国際交流を深めることには賛成するが，議員が政務調査費という公金を使えば説明責任を伴うことになる。本件では調査研究活動としての実績が説明できていない。したがって，政務調査費として支出は認められない。 原審の主張		まず，原告らは「県政に関して，何のためにどのような調査をし，如何に反映させたかを，県民に説明する内容であるかどうかが問われる。」とする。 しかし，そもそも逐一調査の内容を県民に説明することが不可欠とする理由はない。 これは，実際に政務調査に関する支出がいかに県政に反映したかについて常に説明を求めることになれば，少額な書籍の購入のためにも説明が必要になり，結果，自己統治等に重要な意味を有する政務調査費を抑制することになってしまうからである。 そもそも，政務調査費の自己統治等の価値からすれば，政務調査費の支出について萎縮的な効果を生じさせることは不適切である。 また，このような国際的な会合においては，相手国の参加者の身分や氏名を明らかにできないこともあり，人物の特定は問題とされるべきではない。 加えて，原告らは，「旧き「良き日本」の跡が沢山あり親日的であった」ということを「常識的な感想」であるとするが，その評価も正しいか否か不明であるし，また，常識的な感想であったとしても，それを知識としてだけ有することと，実際に実感することは大きく異なるのであって，その実感により，是非を決すべきものもある。 よって，この支出が政務調査費の支出として認められないということにはならない。 さらに，原告らは，「報告書については，例示された様式に従って決められた項目について具体的に記載することとされている。」とする。 しかし，様式は例示に過ぎないのであり，これを従わなければならないとする根拠はない。 また，原告らは，「感想を一行程度報告しても，支出は認められない」とする。 しかし，記載の内容・程度について，十分・不十分というような曖昧な基準を設けることそれ自体，萎縮効果を生じさせるものであって望ましくない。政務調査費が自己統治等の重大な価値を有するものであることからして，萎縮効果を生じさせることそれ自体が危険である。 以上からして，原告らの主張は失当である。 なお，台湾では，治水政策の参考のためのダムの見学や，親光交流等のための人脈形成等が行われており，これが政務調査費の支出としてふさわしくないなどという理由はない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らは，「社会通念によって判断すれば足るから萎縮効果は生じない」旨述べる。 しかし，明確でない基準が萎縮効果を生むことは明らかであり，「社会通念」が明確な基準でないこともまた明らかである。 よって，原告らのこの点の主張は強弁に過ぎず，失当である。 また，原告らの主張はいずれも推認に過ぎず，根拠を欠くものであって，原告の主張を事実として認定することはできない。 （控訴理由書） 鳥取県は観光，国際交流事業を行っている。観光名所の訪問を挙げて政務調査活動との関連性が希薄とするのは誤りである。台湾の自治体の議員と意見を交換するのは勿論，懇親を深めることも有用である。報告書の記載は，県民の私的レベルでの国際交流の可能性や国際空路の開設などの可能性を具体的に認識できたという意味である。		甲26国外調査報告書及び添付資料によると，そもそも県会議員として台湾訪問をしたのか疑問である上，補助参加人上村の調査目的は，「要人と会談し日本の行方等につき談話等」というものであり，3泊4日の視察日程には，市議会議員等とのレストランでの会食等も含まれているものの，同報告書及び添付の日程表によってもそれ以外は明らかではなく，2日目及び3日目の午前・午後とも観光が行われる等，政務調査活動との関連性が希薄な内容が大半であることが認められ，県政との関連性は明らかではなく，その点に関する適切な反証もない。補助参加人上村の左記主張のうちダム見学については日程表にも言及がない。観光交流，国際空路の開設等については，上記報告書の調査の概要欄には「（感想）台湾には旧き「良き日本」の跡が沢山あり親日的であった。」との記載はあるものの，上記主張に沿う記述はない。		¥119,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	研修費	H24.4.12	No.4-13	資料送料	¥240	100%	¥0	0%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠書類にはコンビニエンスストアのレシートが添付されているだけで，どんな資料を何処に送付したかの明示がないうえに，按分率および按分根拠も示されていない。政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に支出された可能性は否定できず，支出の根拠及び按分率が明記されていないので政務調査費として支出は認められない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 議員にとって政務調査活動以外に，議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活の様々な活動があり，コンビニエンスストアの領収書のみの証拠書類であれば，確率的にも政務調査以外の活動に使途されたと確率が圧倒的に高いと考えるのが理論的である。また，補助参加人は「ガイドラインにおいて，研修費に関する按分率を示す必要などない」と反論するが，これは失当であり容認することはできない。補助参加人は議員必携という文字が表紙にされたガイドラインの政務調査費の使途の共通項目を読んでから反論をするべきである。共通項目に「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とあるが，どこにも，研修費は按分率を示す必要などない等という記載はない。			(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) まず，原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。会派の関係の活動の可能性があるから支出は認められない，というものであり，根拠も具体的事実の主張もないのであって，原告らの予想に過ぎないからである。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 そもそも，ガイドラインにおいて，研修費に関する按分率を示す必要などない。 なお，この送料は，研修会にかかる資料を送付するためのものであり，研修費として利用することが相当なものである。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 原告らの「確率的にも政務調査以外の活動に使途されたと確率が圧倒的に高い」との主張は，立証を欠く推定に過ぎない。 (控訴理由書) 本件ガイドラインは，研修費の送料につき利用目的を明示するよう求めていない。		本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性が高いものについては，政務調査費に係る支出としての内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記することとしている。出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人上村は本件訴訟でも，利用目的を具体的に明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥240
3																
4																
	資料購入費	H24.4.27	No.4-28	新聞代(朝日，読売，産経。4月～9月)	¥49,225	100%	¥16,408	33%	(訴状) 地方紙、全国紙は各1紙しか認めないので1／3 (備考欄：1紙分(1／3)) (第1準備書面) 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 半年分の購読費なので49,225円を月割り(6ヶ月)で割ると端数が出る。また，1紙分を計算しても端数が出るので，どのような計算で3紙の半年分として計算されているか，領収書No4-28ではわからないため，単純に全国紙1紙分として，3紙の合計金額が49,225円なので，その1/3として計算した。1円未満切り捨てで16,408円となる。 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの１使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人上村忠史は，次のとおり反論する。 複数の全国紙や地方紙を比較検討することも，政務調査の目的に合致するし，一方の新聞には記載されていないことも他方の新聞には記載されている，ということもあり，全国紙及び地方紙について複数紙の購入をすることもまた，政務調査の目的に合致する。このような原告の主張は失当である。 なお，100%の金額である49,225円の3分の1は，16,408円と3分の1円である。それにもかかわらず，原告らは，特段の理由なく，16,400円として，金額を減額している。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 原告らの主張によれば，「一般社会知識」と「そうでない知識」という区別が存在し，後者にかかるもののみが政務調査費の対象になるかのようである。 しかし，そのような区別は不可能であり，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
5-2	資料購入費	H25.4.5	No.3-37	新聞代(朝日，読売，産経。平成24年10月～平成25年3月)	¥49,225	100%	¥16,400	33%	番号5-1に同じ。	番号5－1と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。		番号5-1に同じ。		番号5－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6-1	資料購入費	H24.4.27	No.4-29	聖教新聞（4月）	¥1,880	100%	¥0	0%	（訴状） 新聞購読費は地方紙1紙，全国紙1紙は100%充当を認める。所属政党や会派に関係する政党機関紙は認めない。業界紙は認める。 （第1準備書面） 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されない限り認められない。なぜなら，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は私的関心に基づくもので，政務調査活動というより，政党活動と解されるからである。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 新聞購読費のうち，聖教新聞については，議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので，政務調査活動というより，政党活動と解されるので政務調査とは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「聖教新聞の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである」としたが，一般紙と政党機関誌及び政党を支援する団体等の機関誌は，その購読者や購読目的が違うもで，一般紙と同様とすることができない。 ガイドラインの１ 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞を購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党や団体であれば，政治活動・政党活動・選挙準備のための活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党や団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，原判決の当裁判所の判断の補足説明は，「政治・経済情勢に関する最新かつ広範囲の情報を得て調査研究する手段として購読した」としたが，その内容は100%調査研究活動に使途できる内容でもなく，購読目的にしても，その100%が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会において，鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人上村忠史は，次のとおり反論する。 複数の全国紙や地方紙を比較検討することも，政務調査の目的に合致するし，一方の新聞には記載されていないことも他方の新聞には記載されている，ということもあり，全国紙及び地方紙について複数紙の購入をすることもまた，政務調査の目的に合致する。このような原告の主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告の主張によれば，ある新聞は「議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもの」であり，他の新聞はそうでないという区別を裁判所が判断することができることになるが，これは不可能である。 そもそも，この原告の「新聞の購入は議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくものである」旨の主張は，根拠の無い推認に過ぎない。		聖教新聞の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである。その余は番号5－1と同じ。 発行主体の属性によって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
6-2		H24.5.31	No.5-21	聖教新聞（5月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-3		H24.6.28	No.6-15	聖教新聞（6月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-4		H24.7.31	No.7-19	聖教新聞（7月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-5		H24.8.30	No.8-7	聖教新聞（8月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-6		H24.9.29	No.9-19	聖教新聞（9月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-7		H24.10.30	No.10-26	聖教新聞（10月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-8		H24.11.26	No.11-14	聖教新聞（11月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-9		H24.12.27	No.12-5	聖教新聞（12月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-10		H25.1.31	No.1-13	聖教新聞（1月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-11		H25.2.28	No.2-12	聖教新聞（2月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0
6-12		H25.3.27	No.3-18	聖教新聞（3月）	¥1,880	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号6-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号6－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-1	資料購入費	H24.5.27	№5-14	しんぶん赤旗（4月及び5月）	¥1,600	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「しんぶん赤旗の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである」としているが，宗教関係や政党機関誌，政党支持団体等の新聞は一般紙と購読目的が明らかに違うことで，この判断は誤ったものである。 ガイドラインの１使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党であれば，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党をや団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動・議員活動・選挙活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，その100％が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会で鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		番号6-1に同じ。		しんぶん赤旗の購読について，他の新聞の購読と同様に解すべきである。その余は番号5－1と同じ。 発行主体の属性によって直ちに政務調査以外の目的のために利用されたと推認することはできない。		¥0
7-2		H25.6.28	№6-13	しんぶん赤旗（6月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-3		H24.7.29	№7-14	しんぶん赤旗（7月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-4		H24.8.30	№8-6	しんぶん赤旗（8月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-5		H24.9.29	№9-18	しんぶん赤旗（9月～12月）	¥3,200	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-6		H25.1.29	№1-8	しんぶん赤旗（1月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-7		H25.2.28	№2-10	しんぶん赤旗（2月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0
7-8		H25.3.30	№3-19	しんぶん赤旗（3月）	¥800	100%	¥0	0%	番号6-1に同じ。	番号7-1と同じで支出は認められない。		番号6-1に同じ。		番号7－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	資料購入費	H24.5.9	No.5-4	書籍代	¥2,730	100%	¥0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「ワンチュク国王から教わったこと」「なぜ「これ」は健康にいいのか」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。領収書にはこれらの書籍のタイトルだけしか記載されておらず，按分の根拠及び按分率が全く明示されていないので認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「書籍についてその当否はそもそも考えがたいうえ，その当否を判断する者を議員以外に設けることはそもそもされてはならないのであって，その購入費を政務調査費から除外することはあってはならない。」と主張する。しかし，政務調査費の原資は税金であり，その目的や透明性を確保することが議員に求められている。自ら策定したガイドラインを集録する政務調査費議員必携には「議員各位には、政務調査費の使途のより一層の透明性を高めるために、ガイドラインを尊重することが求められる。」とある。従って，その使途についてはガイドラインに定められている以上，指針に従わない支出については違法であると判断するべきである。また，加えて主張するならば，政務調査費は議員の審議能力を強化することを目的に，その調査研究に要する費用の一部として支給されるものであり，議員個人の趣味の知識や一般社会知識を補うものではなく，政務調査費として支出するだけの実績，按分，按分の根拠が明示されない限り支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「領収書に書籍名が記載されており，政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。」としているが，その書籍のタイトルだけでは，ガイドラインが収録されている『政務調査費議員必携』にある「当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくこと」に対して，その資料を購入し，研究することによって，どのように役立ったのか，一市民にはわからない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，このタイトルだけで，その中身まで知ることができない。補助参加人が購入したとされる「ワンチュク国王から教わったこと」「なぜ「これ」は健康にいいのか」というタイトルの書籍が，鳥取県の事務に関し，どのような調査研究を行い、どのように議案の審査や政策立案に反映させたか答えられる市民がいるとは思えないだからこそ，ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と記されているのである。書籍名さえがあれば「政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。」という，あまりにも乱暴な判断は一市民としてはあまりにも突飛すぎるもので，ガイドライン通り，その書籍について「議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかに」しなければ，支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも政務調査費は，議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。 そのような趣旨によるものである以上，その書籍が「政務調査にふさわしくないか否か」を判断することはそもそも失当である。なぜなら，議員当人以外が「政務調査にふさわしくないか否か」を判断することそれ自体，政務調査に萎縮効果を生じさせ，結果，上記の民主的統治・民主的統制等の利益が害されるからである。 この点，例えば，雑誌や漫画等は明らかに政務調査としてふさわしくない旨の主張も考えられる。 しかし，例えば，ゴシップ雑誌や女性週刊誌であろうと，そのような雑誌に対する購入制限や販売時の展示方法の改善を県の施策として行うこと等は考え得るのであって，そのために雑誌を購入して検討することは有用なことであるし，例えば漫画であっても，鳥取県は，平成24年度から「まんが王国とっとり」という施策を行っており，漫画を購入して検討することもまた有用である。 以上からすれば，書籍についてその当否はそもそも考えがたいうえ，その当否を判断する者を議員以外に設けることはそもそもされてはならないのであって，その購入費を政務調査費から除外することはあってはならない。 このような観点からは，そもそも按分がなされるべきものではないから，ガイドラインに従ったとしても，按分をするための説明や資料の提示など必要ない。 原告らの主張は，独自の見解にすぎない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張によれば，「一般社会知識」と「そうでない知識」という区別が存在し，後者にかかるもののみが政務調査費の対象になるかのようである。 しかし，そのような区別は不可能であり，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。 また，政務調査費という税金を原資とするものが絡むからといって，自己統治の価値等に直接奉仕する表現の自由や知る権利に対する保障が後退することがあってはならない。 そのようなこととなれば，結局，議員の情報収集に対して萎縮効果が生じ，結局，自己統治の価値等が毀損されるからである。 （控訴理由書） 書籍名を明らかにすることは不可欠ではない。		領収書に書籍名が記載されており（「ワンチュク国王から教わったこと」，「なぜ「これ」は健康にいいのか」），政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
9	資料購入費	H24.5.17	No.5-10	書籍代	¥13,000	100%	¥0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「ブリタニカ国際年鑑2012」とある。しかし，ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。領収書にはこれらの書籍のタイトルだけしか明記されておらず，按分の根拠及び按分率が明示されていないので認められない。	番号8に同じで支出は認められない。		番号8に同じ。		領収書には書籍名（「ブリタニカ国際年鑑2012」）が追記されており，政務調査活動との関連性を欠くとまでは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	資料購入費	H24.6.28	№6-11	鳥取県町村職員録	¥1,400	100%	¥700	50%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) ＊領収書の日付は6月28日である。 証拠書類の領収書には「鳥取県職員録代金として」と記載されているが，鳥取県町村職員録は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等，一般的に公務員名簿と呼ばれるものは名簿販売業者が販売している代表的なものでもある。県議会議員の政務調査にしか使えない名簿が，名簿専門に扱う販売業者で売られているはずもない。 一般的に，議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある。従って，それら全てが有益な政務調査と言えるものではないという社会状況もある。そのようなとらえ方をされないように議会事務局を通せば，どのような調査行為も可能であり，鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等が絶対に必要であるとは言えない。政務調査活動に名簿の必要性を認めるが，その名簿が政務調査で必ず必要であり，政務調査以外に利用できないものであるとの按分根拠を明示しない限り，100%の支出は認められない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 立法府の構成員が，行政の職員から，事案の実態等を聞き取るなどの調査をすることは，有益な政務調査であり，そのための資料である鳥取県町村職員録が，政務調査費として算入されない理由はない。 また，ガイドラインによれば，資料購入費について，「実績等を考慮のうえ，按分」となっているが，政務調査が，民主的統治や民主的統制等の価値に重要な役割を果たしていることから考えれば，このガイドラインの基準は，「他の用務と具体的な関係がある場合には，その部分を除くべき」との趣旨である。 しかし，鳥取県町村職員録がそのような利用をされた事実はない。 よって，按分は不要である。 以上からして，原告らの主張は失当である。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 他の用途に使用できるからといって，実際に他の用途に用いられず，政務調査のために使用された資料について，政務調査費に全額計上できないはずがない。 他の用途に使用できることの一事によって，「常にいくらかの負担を私費からすべき」などということになれば，そもそも政務調査西か用いることができないものなど想定できないから，常に私費の負担を考慮することになり，結果，議員個人の財力に頼って政務調査が行われることになってしまう。 これでは，裕福な者ほど政治参加しやすいという状況を作出することになり，自己統治の価値等を毀損することになる。 よって，原告らの主張は失当である。 また，原告の「議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある」との主張については，立証もないうえ，百歩譲っても当否の問題に過ぎず，まったく失当である。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
11	資料購入費	H24.9.26	№9-13	書籍代	¥1,260	100%	¥0	0%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠書類の領収書には但し書きがなく，書店で何かを買ったことしか証明できない。つまり，書籍を購入した証拠とも言えない。書店は書籍以外も販売しており，当然ながら，何を購入したかわからない領収書では政務調査に必要だったという根拠にもならない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」（ガイドラインによる）とある。領収書にはこれらの書籍のタイトルだけしか明記されておらず，按分の根拠及び按分率が明示されていないので認められない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 大きな書店には，書籍だけではなく，様々な商品が販売されており，多数の書籍についても政務調査に関係ないと考えられる書籍も多く，補助参加人が「購入したものは書籍であったことが明らか」という主張は，領収書からは認められない。また，多数販売されている書籍のうち，レシートに該当する書籍が政務調査活動に必要であったという根拠もなく，それにより，多くの商品のうち，該当レシートの購入商品が書籍であり，その書籍が政務調査活動に必要であったという確率的は相当低いものである。 政務調査費交付条例では，「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存しなければならない。」と定めている。また，この領収書の住所部分には補助参加人が経営に関与していると思われる会社名が記載され，それが横線で消されている。このような修正の後がある領収書ほど，透明性を確保するために説明責任を果たすべきである。何を購入したかもわからないような支出は認められるはずもない。			(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 時間の経過により，いかなる書籍であったか現時点では不明となってしまったが，例えば，これが文房具であったのであれば，事務費に計上するはずであるところ，記憶の新鮮な当時において，書籍代であるとして計上したはずであることから，購入したものは書籍であったことは明らかである。 その余については，番号8に同じ。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 特に反論として追記すべきものなし。 書籍として購入したことが明らかで，「いかなる書籍が「許され」，いかな書籍が「許されない」」と判断することはできないから，書籍購入費について，政務調査費から支出できることは明らかである。 (控訴理由書) 議員当人以外の者が政務調査にふさわしいかどうかを判断することは政務調査に萎縮効果を生じさせ，民主的統治・民主的統制等の利益が害される。		出納簿及び領収書からは，書籍名が不明であって，政務調査活費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人上村は，本件訴訟でも書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥1,260

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
12−1	広報費	H25.3.31	№3−20	県議会だより折込	¥32,950	90%弱	¥8,061	22%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインは，「③広報誌を発行する場合には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等、明確に区別することが望ましいが、他の用務等に係る部分が含まれるときは、記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。」とし，ガイドラインの広報費の部分には「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合とし，共通項目の【経費の按分】に「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とある。 ・県議会での自らの質問と県側の答弁を羅列した箇所（＊注） ・「議員の調査研究に資する」とはいえない写真やイラストの箇所 （＊注）県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載される。このような質疑応答データから議員自らが関係する部分だけを抽出して，議員自らの「議会だより」などの広報誌に掲載している例が多い。今や、多くの小中学生までもが、スマートフォンを個人で所有する時代である。議会のホームページに公開された情報は、誰でも自由にアクセスできる。 すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる情報の中から、自らの質問と県側の答弁だけを抽出して広報誌に転載する行為は、自己宣伝が目的と見なされる。それを公費である政務調査費から負担することは、議会のホームページを作成・維持する経費との二重負担にもなり、認められない。 これらを前提にし，上村議員の県議会便り（甲24号証）を検証すると按分率は以下の通りとなる。 検証結果は甲16号証。 1頁目（除外箇所面積） 51,068.81 mm2 2頁目（除外箇所面積） A= 36,297.8 mm2　B= 8,515.44 mm2　3= 1,520.33 mm2 除外箇所の合計面積＝97,402.38 mm2 全体はA4サイズの2枚＝210×297×2＝124,740 m2 従って、124,740−97,402.38＝27,337.61 mm2が政務調査費として認められ、27,337.61÷124,740×100＝21.915673となり，按分率は22%となる。	原判決は「県議会だよりが添付されている。予算主要事業の説明，一般質問の内容，補助参加人上村の写真が掲載された部分についても，県政との関連性に欠けるものではなく，按分率が不相当であるとは認められない。」として，県議会だよりの折込料・印刷費の全額を政務調査費として認めた。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動は，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動である。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問項目の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されており，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動といえる。ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原告はそのガイドラインの定め通り，紙面中の政務調査活動と思われる部分の按分率を多くとも22%とする証拠を提出しているにもかかわらず，紙面が県政との関連性があるというだけでガイドラインを無視した原判決はガイドラインの解釈を誤った判断である。ガイドレインの定めにより，政務調査費は県政に関する調査研究活動のみにしか支出することができないにもかかわらず，補助参加人の議会だよりは，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動を含む内容である。したがって，政務調査費としては，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲24・25号証	（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） そもそも，ガイドラインにおいては，広報費に関し，一般的に証拠資料の添付は求められていない。 この点，資料等の添付について，ガイドラインが記載しているのは，「③広報誌を発行する場合には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等、明確に区別することが望ましいが、他の用務等に係る部分が含まれるときは、記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。」との部分であり，そのようなときには，証拠書類の添付を求めているとも読むことが可能である。 また，90%の按分は，他の用務にかかる部分と判断されうる可能性のある部分があったため，これについて念のため1割を減じたことによるのみである。 （なお，実際には，他の用務にかかると判断されるような内容ではないようである。） この点，原告らは，「市民オンブズ鳥取による按分」のみを「違法性の理由」と記載して，按分率を22%としているが，そのような按分率について合理的な理由の主張も立証もなく，当然按分率を設定する権限もないのであり，まったく失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 原告によれば，按分根拠たる資料を有し，これを確認したとするにもかかわらず，これを提出して立証することもしていない。 このような原告らの主張が失当であることは明らかである。		領収書に県議会だよりが添付されている。予算主要事業の説明，一般質問の内容，補助参加人上村の写真が掲載された部分についても，県政との関連性に欠けるものではなく，按分率が不相当であるとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
12−2	広報費	H25.4.17	№3−36	県議会だより印刷費	¥103,950	90%	¥22,869	22%	番号12-1と同じく，印刷費の按分率も22%となる。	番号12-1と同じで原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。		番号12-1と同様である。		番号12−1と同じ。		¥0
13																
14−1	事務費	H24.9.14	№9−12	切手	¥3,370	100%	¥1,685	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 鳥取県議会のホームページによると，補助参加人の事務所は西伯郡大山町西坪482−10である。しかし，この住所の事務所は，平成24年度には鳥取県選挙管理委員会に自由民主党鳥取県西伯郡第一支部，上村忠史後援会として届けられている。選挙活動に別途事務所を賃借していたという実績も示さず，政党事務所，後援会事務所として登録しており，混入はない等という根拠を明示出来ないかぎり，都合のいい裁量で全額を政務調査費として認めることはできず，事務所及び事務に関する支出について50%を超える支出は認められない。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 選挙活動等の他の用務については，別途の事務所を設けたり，会計を別に行うなどしており，混入はない。 そもそも，50%の割合の混入があるかのような原告らの主張はまったく根拠がないのであり，失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 原告らの主張は，何らの立証もないものであり，そもそも失当である。 また，「政党支部として登録されている」旨の主張も，従前反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」のであって，これを根拠に50%の按分を認めるべきということにはならない。 さらにいえば，事務所の使用形態は事務費の使用形態と一致するわけではないのであり，仮に百歩譲って事務所を50%他の用務に使用していたとしても，切手を50%他の用務に使用することは推認できないのであって，混入の存在及びその程度を原告が立証しないにもかかわらず，割合的按分がされることにはならない。 （控訴理由書） 利用目的を全て個別に記録することは事実上不可能である。		本件ガイドラインは，支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性が高いものについては，政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的，理由等を追記するとしている。出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人上村は本件訴訟でも利用目的を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する1685円の限度で認容する。		¥1,685

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14-2	事務費	H25.2.5	No.2-2	郵送代	¥250	100%	¥125	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じ。補助参加人は「番号14-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号14-1」に同じで50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		番号14－1と同じ。		¥125
14-3	事務費	H25.3.27	No.3-17	郵券	¥300	100%	¥150	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1に同じ。補助参加人は「番号14-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号14-1」に同じで50%を超える支出は認められない。			番号14-1に同じ。		領収書によれば，ハガキを購入したと認められるが，出納簿及び領収書からは，利用目的が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人上村は本件訴訟でも利用目的を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。原告らが違法な支出であると主張する150円の限度で認容する。		¥150
14-4	事務費	H25.4.15	No.3-35	携帯電話使用料	¥56,647	90% ×80% ＝72%	¥39,338	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，携帯電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか，政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話が政務調査に必要不可欠ではないことで，携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 ガイドラインの“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものであり，実績と根拠の明示がないかぎり，多めに考えても50%を超える支出は認められない。	政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「政務調査以外の他の用務に関する電話もありうる」とし，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を72%としている。“電話もありうる”という，いい加減な記憶であるにもかかわらず，政務調査活動に使ったのが72%であると主張できるはずがない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は「それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。原判決の当裁判所の判断の補足説明には「本件使途基準及び本件ガイドラインにおいて，事務費を50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく」とあるが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方によれば，その按分率は0%～100%まであり得ることで，他の用 途が渾然一体となっている場合で補助参加人が実績を示せない場合，少なくとも50%を超える支出について，対象外支出とすることは理にかなっている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで，50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 私用の電話がかかってしまうことから，おおよその額として1割を減じ，その残部において，政務調査以外の他の用務に関する電話もありうることから，2割を減じたものである。 もっとも，私用や他の用務にかかる電話がなされるのは，実際には，先の割合より少なく，このような割合を減じているのは，あくまで，「念のため」に，大きめの割合を設定しているに過ぎない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） まず，原告らの設定する「必要不可欠」を求める点であるとか，「実績と根拠を示すべき」とする点であるとかは，ガイドラインの基準ではなく，原告らの独自の基準に過ぎない。 また，「私用に用いた」であるとか，私的な財産形成に繋がっているであるとか，「50%」であるといった按分割合も，何らの立証もなく，原告が言い募っているのみであって，根拠は無い。 よって，原告らの主張は失当である。 （控訴理由書） 通話履歴のみならず，内容・時間について記録し提出することはおよそ不可能であり，政務調査は萎縮する。		補助参加人上村は，左記支出の対象が政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証をしない。 甲26の左記領収書番号及び政務調査出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額が政務調査費として支出されたところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超えるそれを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥17,309

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
15-1	人件費	H24.4.26	№4-26	補助員人件費	¥60,000	100%	¥30,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号14-1で主張したとおり，補助参加人が事務所とする場所は，平成24年度に，政党支部，後援会事務所として鳥取県選挙管理委員会に登録されており，補助参加人が「他の用務については，親族や役員を務める会社の従業員が行っており」というように，この事務所では，調査研究活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）とが渾然一体となっていることは明らかである。しかし，政務調査補助者の領収書の記載からは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでなく，政務調査事務以外の事務が行われることがあるとするしかなく，人件費は按分支出すべきものである。 政務調査補助者が政務調査以外の業務を行っていないことを裏付ける客観的な証拠がない以上，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「補助員を区別していたとする補助参加人上村の主張に格別不合理な点はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」とあるが，補助参加人は何ら実績を示していないにもかかわらず，このような判断ができるはずがない。 補助参加人上村忠史は，平成24年度に，当該事務所を自由民主党鳥取県西伯郡第一支部及び上村忠史後援会として鳥取県選挙管理委員会に登録している（甲32号証・甲33号証・甲33号証・甲35号証）。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により，事務所は数ヶ月間フル稼働するのは社会常識であり，その事務所の補助員が全く政務調査活動以外に従事しなかったということはあり得ないばかりか，そのような主張に信憑性はない。 少し考えてみればわかることであるが，政党支部，後援会を兼ねる議員事務所に電話がかかってきたときに，その電話がどのような目的でかかってきたか，呼び出し音だけでわかる人間など世の中には存在しない。受話器をとって，応対を通じて，始めてどのような目的があって電話してきたかがわかる。 従って，政務調査活動専任職員であろうがなかろうが，現実的には政務調査活動以外の活動が渾然一体となる拠点事務所においては，電話対応や来訪者等，ある職員だけが政務調査活動のみに従事することなどありえない。このようなあり得ない実態について，その按分率が100%であると主張するのであれば，ガイドラインの１使途の基本的な考え方に「このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定められているように，補助参加人である議員自らが成果物という実績をもって立証する責任があり，それができなければ，50%を超える支出が認められないことは当然である。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 他の用務については，親族や役員を務める会社の従業員が行っており，政務調査補助者は行っていないので，按分する理由はない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，何らの立証もないものであり，そもそも失当である。 また，「政党支部・講演会事務局として登録されている」旨の主張も，従前反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」のであって，これを根拠に50%の按分を認めるべきということにはならない。 （控訴理由書） 補助職員の一挙手一投足を記録するのは不可能である。		甲32ないし35によると，補助参加人上村は，自宅を「自由民主党鳥取県西伯郡第一支部」及び後援会事務所としていることが認められるものの，甲26の左記領収書番号記載の領収書によると，補助員の1か月当たりの勤務日数は7日にとどまっていたことが認められる。補助員の用務を区別し，政務調査以外の用務については親族等に充てていたとする補助参加人上村の主張に格別不合理な点はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	甲32ないし35	¥0
15-2	人件費	H24.5.28	№5-16	補助員人件費	¥60,000	100%	¥30,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号15-1に同じ」と記載しているので，それに従えば「番号15-1」に同じで50%を超える支出は認められない。	番号15－1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号15-1に同じ。				¥0
15-3		H24.6.28	№6-14		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-4		H24.7.30	№7-17		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-5		H24.8.30	№8-5		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-6		H24.9.27	№9-17		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-7		H24.10.29	№10-23		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-8		H24.11.26	№11-13		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-9		H24.12.27	№12-4		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-10		H25.1.31	№1-12		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-11		H25.2.28	№2-11		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
15-12		H25.3.25	№3-16		¥60,000	100%	¥30,000	50%								¥0
															計	¥139,769

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1																
2-1	調査研究費	H24.5.15	No.515	知事への要望活動鳥取往復交通費（JR）	¥5,540	100%	¥2,770	50%	（訴状） (2) 調査研究費・研修費 …（中略）… イ 県内調査の場合は，行き先・目的が記載されていない場合や，それらが著しく省略されている場合は認めない。との一般的基準を示したうえで，次のように述べる。 証拠資料の領収書によると，知事に要望活動した際の往復特急券とタクシー代であることがわかる。ガイドラインによると国会や国への要望活動は調査研究費として支出できる。しかし，会派という一定の政党に所属する議員らで要望するのであれば，それは政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）も含まれるのは当然であると考える。その上，会派として知事に要望活動することがどのような政務調査活動であるのかの根拠の明示もされていない。タクシー代の領収書には乗降地（降地は自宅だと推測される）が記載されているが，米子駅から自宅（推測）までタクシーを利用することが，どのような調査研究活動であるか，その根拠や按分も明示されていない。このような根拠も按分率も明示されていない領収書ではその経費の100%を政務調査費から支出することは認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 地方議会は，国会のように政党という集まりではなく，政党を共にする議員が会派を結成し，議会活動をするのが通例であり，無所属等の例外はあるが，一般的には会派＝政党に属する議員の集まりと言える。よって会派での要望活動は政党としての要望活動でもあり，政務調査費の支出に対して一定の制限を受ける。また，国会，国等への要望活動はガイドラインで定めているが，市町村，県民からの陳情・要望については，それに関する現地調査を認めているものの，県知事に対する要望に伴う費用については定めていない。従って，要望をとりまとめる調査研究活動を行う場合に，会派（政党）として行うことで，政党活動とも言える。従って，調査研究活動に関する知事への要望活動は，会派で行う場合は政党活動でもあり，政務調査活動でもある。また，要望とは政策に対し実現を望むために相手に願いを伝えることであって，その活動自体は調査研究活動と言えるものではない。従って，その全額を支出することは認められない。 補助参加人は「米子駅までタクシーを利用するのは，自家用車を利用して駐車場代を支出するよりも安価となることが多いからである。」と主張するように，安価の場合と高価の場合があることを認めている。同じ場所に行くのに安価な手段と高価な手段がある場合に，高価な手段を選択し，それを政務調査費から支出する場合，県民への理解を得るために根拠が必要であり，タクシーの利用についても，客観的な具体的合理性を判断出来る根拠（そのほうが安価であるというだけでなく）を明示しなければ支出は認められない。 それがガイドラインで定めている「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」である。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は，「会派による活動であることをもって，政党活動としての性質を帯びるものではない」と認定しているが，本来会派は何のために構成されているのかとの本質を見誤っている。 ガイドラインの1使途の基本的な考え方には「政務調査費は，議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して，規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。……しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり」としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。 平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の斉木正一が所属している会派は「自由民主党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。原判決では「会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではない」と判断しているが，これには明らかに事実誤認がある。従って，原判決の当裁判所の判断の補足説明は，「会派による活動であることをもって，政党活動としての性質を帯びるものではない」と認定しているが，本来会派は何のために構成されているのかとの本質を見誤っている。 本件の会派は，他の政党に属する議員は構成員ではなく，特定政党に属する議員のみで構成されており，調査研究のために構成しているわけではなく，議会活動を優位に行うためであり，会派の活動は政党活動，議会活動でもあり，50%を超える支出は認められない。 また，タクシーの利用は無制限に認められているものではない。他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由も反証されていない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条（旅費の計算）「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーに乗車することが調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められないのは当然である。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） まず，原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。会派の関係の活動の可能性があるから支出は認められない，というものであり，根拠も具体的事実の主張もないのであって，原告らの予想に過ぎないからである。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 そもそも，「会派という一定の政党に所属する議員らで要望する」からといって，なにゆえ「政務調査活動以外の活動」「も含まれるの」が「当然である」と考えられるか不明であり，原告らの主張には，論理の飛躍があるというほかない。 知事要望をするのは，その諮否に応じて，いかに議会において活動をするかを決するという意味で，最も直接的な政務調査の一つといえ，これを，意見を近くする会派の者でまとめて行うことは，立法権の構成員たる議員の集合体として要望をするものであって，会派の構成員の活動として行うものではない。 また，原告らの主張には，政務調査のための移動費用であるにもかかわらず，「タクシー利用自体が政務調査活動であるとはいえないから，政務調査費として100%支出することはできない。」などという理解困難なものも含まれており，理由なく自己の主張を強弁しようとする姿勢も見受けられる。 なお，米子駅までタクシーを利用するのは，自家用車を利用して駐車場代を支出するよりも安価となることが多いからである。 なお，そもそも，この支出はガイドラインに合致するものである。 よって，この点の補助参加人斉木正一の支出は正当であり，政務調査費への計上は認められなければならない。		甲26の政務調査費出納簿及び領収書に左記利用目的が記載されているところ，知事への要望活動は，県民の意見・要望を県政に反映させるための活動として県政との関連性を有し，本件ガイドラインでも，調査活動の一例とされている。また，会派は，県議会を運営する単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるものではなく，本件ガイドラインでも会派による調査研究活動が許容されている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2-2	調査研究費	H24.5.15	No.516	知事への要望活動タクシー代	¥1,030	100%	¥515	50%		原判決の当裁判所の判断の補足説明は「タクシーの利用は制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。」としているが，ガイドラインに制限が明記されていなければ，タクシーの利用が無制限に認められているものではない。また，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由も反証されていない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーに乗車することが調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められないのは当然である。				タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。番号2－1と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
3-1	調査研究費	H24.5.17	№517	県庁調査鳥取往復交通費（JR）	¥5,540	100%	¥0	0%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 2016年7月12日付け原告第6準備書面は誤記であり，証拠書類の13頁に「鳥取 県庁 往復」と記載された領収書を確認した。しかし，「議員が政務調査活動を実施して（何を，何のために，どのように），これに必要経費を（いくら）支出をした。」という説明ができていない。県庁，調査とし か記載されていない領収書のみでは，政務調査費の支出が認められるものではないことは，ガイドラインで定めている「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」である。このような領収書で政務調査費としての支出が認められるのであれば，昨今，マスコミを賑わしている違法な支出は防げない。2014年に発覚した元兵庫県議の政務活動費の不正受給でも，元県議は城崎温泉に出張したという自己申告のみで往復の旅費を不正に受け取っていたことが判明した。議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり，政務調査活動を実施したとの客観的説明がなく，「鳥取 県庁 往復」としか記載がない領収書での支出は「一般的，外形的にみて，政務調査活動との合理的関連性に疑いを生じさせる事実」と言え，その全てを政務調査費として支出することは認められない。 また，補助参加人は「全く事案を異にする兵庫県の事例を挙げるのみ」と主張するが，領収書に手書きで「調査 県庁往復 ○○地区道路網 米子←⇒鳥取 米子駅⇒タクシー代(米子駅⇒自宅)」と記入しさえすれば政務調査費として支出出来るのであれば，私的活動を含む政務調査活動以外の活動であっても，領収書さえあれば，政務調査費して支出できることになり，全く関係ない事案でもない。従って，実績が明示されない限り，政務調査費として支出することは認められない。補助参加人は「このような調査のための移動費さえ政務調査費として認められないということであれば」と主張しているが，調査のためであったことを証する実績が明示されないので認めないと主張しているだけである。また，タクシー代については，同じ距離を移動する場合に，数種類の移動方法があり，その移動方法の中で，金額的に安い移動料金と高い移動料金とがある時には，原則的には安い移動料金にて交通費を算出することになる。 地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」，地方自治法 第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。そのため，宮城県議会の政務活動費の手引きでは，「政務活動に当たって，他に利用できる公共交通機関がないか，運行本数が少ない場合，緊急の堤合等，タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できる」としている。タクシー利用料金について，宮城県議会の政務活動手引きが特別なものではなく，他の議会も同じような指針を示しており，タクシー利用について，客観的・合理的な説明がないかぎり，支出は認められない。	原判決は領収書に「調査県庁往復（弓ヶ浜道路網）」と認定しているが，補助参加人は何ら実績を示しておらず，政務調査費として支出は認められない。 ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，例え，県内出張であり，報告書が必要ないとしても，県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の一部の支出が認められるので，実績を示せない限り政務調査費は支出できない。 本件のような支出が認められるのであれば，俗に言う空出張でも，個人的な交通費であっても，政務調査活動であるというメモ書きさえあれば，公金支出が認められるようになり，違法な支出の歯止めがきかなくなるのは明らかである。財源を税金で賄う支出について，実績を示さず，主張のみでの支出を認めてしまうと、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかけ離れた支出であっても認められることになり，違法な支出を減らすことはできない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） まずそもそも，当該領収書については，県庁調査と付記されており，領収書自体からも，米子駅発行の鳥取駅までの往復の切符であることからして，本調査は，鳥取市で行われたものと考えるべきである。 しかし，原告らは，「米子ワシントンプラザホテルで開催された会議である。」などとしている。 このような食い違いのある主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告の主張は，全く事案を異にする兵庫県の事例を挙げるのみで，何らの具体的な主張も含まれない。 県庁での調査を行うことは，正に県政に直結する事情を把握することができるものである。 このような調査のための移動費さえ政務調査費として認められないということであれば，「議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や首長に対する民主的統制等を実現しようとする」という政務調査費の趣旨は全く没却されてしまうことである。		甲26の左記領収書に「調査県庁往復（弓浜道路網）」と追記されており，その内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
3-2	調査研究費	H24.5.17	№518	県庁調査タクシー代	¥1,030	100%	¥0	0%		原判決は「タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であるこ とを疑わせる証拠もない。」として、タクシー料金の全額を政務調査費として認めた。しかし、ガイドラインに制限が明記されていないことを理由にタクシーの利用が無制限に認められるものではない。仙台地裁は「タクシー料金は、他の公共交通機関の運賃よりも割高であるところ、調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとはいえず、そのような必要性の存する場合とは、調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み他に適切な交通手段が存在しないなど、タクシーの利用を相当とする事情の存在する場合に限られる」（平成29年1月31日）と判示してタクシー代の2分の1を違法と認め、仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。さらに，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定し、鳥取県の「職員の旅費等に関する条例」第7条では「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と規定している。したがって、補助参加人がタクシーの利用を相当とするやむを得ない事情を客観的な根拠によって示さない限り，タクシー料金を政務調査費として支出することは認められない。			タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。番号3－1と同様の理由から本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
4-1	調査研究費	H24.5.28	No.527	6月議会政務調査会 交通費鳥取往復（JR）	¥5,540	100%	¥2,770	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には6月議会政務調査会とある。しかし、この政務調査会が，どのような政務調査活動に必要であったのか，その根拠や按分率が明示されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，客観的に政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「何に使われたか不明であって，不要な支出の可能性があるから，政務調査費への算入は認められない」という原告の主張が「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。」と主張するが，少なくともガイドラインに目を通してから主張するべきである。ガイドラインの定めによれば，何に使われたか不明な支出は存在するはずもなく，しかも，政務調査費の原資が県民の税金であることを考えると，県民の税金が使途不明金となってはならない。それを「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。」と主張することは，社会通念からかけ離れている主張であり，驚きを隠せない。 この会に政務調査会という名称が付けられているので，いかにも調査活動であると言わんばかりであるが，内容は定例議会に提出される議案の説明を当局側から受けるだけのものであり，議会活動の一部である。本議会では提出される議案の詳細が省かれる場合もあり，この政務調査会に出席することで，定例議会の議案についての詳細を当局側から知ることができるのである。ガイドラインで政務調査活動以外の活動と定めている議会活動の一部であり，何ら調査をするものでもなく，その全てを政務調査費として支出することは認められない。	番号3－1と同一の主張で50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 原告の左記主張は結局，何に使われたか不明であって，不要な支出の可能性があるから，政務調査費への算入は認められない，というものであるが，その根拠や具体的事実について主張はない。 これでは，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 なお，これらは，平成24年6月定例会関連主要事業説明会にかかるものである（丙F4の3）。 この「関連主要事業説明会」とは，行政側から，定例議会に提出する議案について，詳細の説明を受けるものである。 この点，補助参加人斉木正一の所属会派の控え室にて行われているが，これは，便宜の観点から，個々別々の議員ごとにそのような機会を設けるのではなく，意見の一致しやすい会派でまとめて行うことにしたに過ぎない。 また，この支出については，ガイドラインに従ったものであるし，そもそもこの際に政務調査以外の他の用務を行った事実もないのであり，按分の必要もない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） いかなる政務調査活動も，究極的には，議会において議員として活動するためになされるものである。 そして，「行政側から，定例議会に提出する議案について，詳細の説明を受ける」ことは，議会において議員として議論を尽くすために，調査研究を行う端緒となるものであり，このようなものが政務調査活動に含まれないとすることはできない。 原告の主張は独自のものに過ぎず，失当である。	丙F4-3	甲26の政務調査費出納簿及び領収書に左記利用目的が記載されているところ，政調政審は，県執行部からの情報収集の機会として県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の3	¥0
4-2	調査研究費	H24.5.28	No.528	6月議会政務調査会 交通費（タクシー）	¥1,120	100%	¥560	50%		番号3－2と同一の主張で50%を超える支出は認められない。				タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。番号4－1と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の3	¥0
5-1	調査研究費	H24.6.1	No.602	県庁要望活動，交通費 鳥取往復（JR）	¥5,540	100%	¥2,770	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「県総務部長に（社）設備設計…協会の登録制度他の要望活動」とあるが，これが政務調査活動である根拠を明示しておらず，議員自身の関係業界団体に関する要望活動の可能性も考えられ，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 国会、国等への要望活動はガイドラインで定めているが，市町村、県民からの陳情・要望については，それに関する現地調査を認めているだけで，県知事に対する要望に伴う費用については定めていない。つまり，市町村，県民からの陳情・要望であっても，その現地調査にかかる費用を認めているが，業界団体に付き添う要望活動にかかる交通費等を政務調査活動として定めてはいない。 要望活動は，調査研究の結果，政策に対し，実現を望むために相手に願いを伝えることであって，県総務部長に対して，県議会議員が業界団体を引き連れて行く活動は調査研究と言えるものではない。従って，その全額を支出することは認められない。	原判決は「要望活動は、住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であるといえ、県政との関連性が認められ、本件ガイドラインでも調査研究活動の一例として挙げられている」と認定しているが、原告は第12準備書面で主張している通り、市町村、県民からの要望であっても、それに関する現地調査にかかる経費である。ましてや、県総務部長に対して議員が業界団体を引き連れて行く行動は、まぎれもない議員活動の班中であり、政務調査費として50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） まず，原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。関係業界団体の活動の可能性があるから支出は認められない，というものであり，根拠も具体的事実の主張もないのであって，原告らの予想に過ぎないからである。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 そもそも，「議員自身の関係業界団体に関する要望活動の可能性」があったからといって，なにゆえ「政務調査活動以外の活動」となるのかも不明である。 そもそも議員は，様々な意見を政務調査により収集して，これによって得た知識等を民主的統制等に生かすことが期待されているのであり，「様々な意見」のうちの一つの主体として，関係業界団体が含まれることには，何らの問題もない。 それどころか，関係業界団体であれば，政務調査により，より詳細な事情等を得ることができ，より有益である。 よって，「議員自身の関係業界団体に関する要望活動」だとしても，「政務調査活動以外の活動」となるという原告らの主張には，飛躍があるというほかない。 なお，県庁の各部署に要望をするのは，その諾否に応じて，いかに議会において活動をするかを決するという意味で，最も直接的な政務調査の一つといえるのであり，この点でも，この県庁要望活動は適切な支出であるといえる。 よって，この点の補助参加人斉木正一の支出は正当であり，政務調査費への計上は認められなければならない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 追加して述べるべき反論はない。原告の独自の見解に過ぎないことは明らかである。		甲26の左記領収書に「（社）県設備設計事務所協会の登録制度他」等との利用目的が追記されているところ，要望活動は，住民の意見や要望を県政に反映させるための活動であるといえ，県政との関連性が認められ，本件ガイドラインでも調査研究活動の一例として挙げられている。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
5-2	調査研究費	H24.6.1	No.603	県庁要望活動 交通費（タクシー）	¥1,120	100%	¥560	50%		番号4－2と同一の主張で50%を超える支出は認められない。				タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。番号5－1と同様の理由から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
6	調査研究費	H24.6.25	№608	中海カナダ協会参加費	¥3,210	100%	¥0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の出納簿には「中海カナダ協会参加費（振込）手数料を含む」とあるが，ガイドラインの「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」には 「【会費】 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であることが必要であること。 ・団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う，あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。 ・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ，ライオンズクラブ，趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。 しかし，証拠書類には，この「中海カナダ協会」の団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であるということの根拠も資料も添付されていないので，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 日本国内に公の団体が公認する団体は数え切れないくらいある。そのために，県議会ガイドラインには「【会費】 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であることが必要であること。 ・団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う，あるいは調査研究活動に要する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。 ・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ，ライオンズクラブ，趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」との定めがある。 従って，その団体の主たる目的等を証拠書類で明示しなければならず，親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会議等の支出は適当でないと定めているのである。 補助参加人はその証拠書類を明示せずに政務調査費を受け取っていたのであるから，支出は認められない。 証拠書類（丙F4）は「中海カナダ協会」のホームページをプリントアウトしたものと思われ，会員の交流や親睦を主たる目的としていることで，「親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会議等の支出は適当でない」と定めているガイドラインに反するもので支出は認められない。	原判決は「本件ガイドラインは、調査研究費の会費について、支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動として適当であることを要件としているところ、中海カナダ協会は、中海圏域を中心にカナダとの経済、学術、文化など幅広い分野での相互理解となる友好親善関係の促進を目的とした団体であり、上記要件に違反することは認められない」と認定しているが、対象団体と本県との関係について、活動内容や実態に照らして適切であるとする立証がなされていない。従って、政務調査費として支出することは認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） まずそもそも，資料添付は求められておらず，これを欠くからといって，その支出を否定される理由はないのであり，これを問題視する原告らの主張はそもそも失当である。 なお，この中海カナダ協会とは，中海圏域を中心に「カナダとの経済・学術・文化など幅広い分野での相互理解と友好親善関係の促進」を目的とした，カナダ大使館が公認する団体である（丙F4－4）。 このような，団体での意見交換は，内向的な活動では得られない視座を得ることができ，正に，政務調査の「広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や首長に対する民主的統制等を実現しようとする」という趣旨に正に合致するものである。 よって，この支出について政務調査費による支出を認めないとする原告らの主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 追加して述べるべき反論はない。原告の独自の見解に過ぎないことは明らかである。	丙F4-4	本件ガイドラインは，調査研究費の会費について，支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動として適当であることを要件としているところ中海カナダ協会（丙F4の4）は，中海圏域を中心にカナダとの経済，学術，文化など幅広い分野での相互理解と友好親善関係の促進を目的とした団体であり，上記要件に違反するとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の4	¥0
7	調査研究費	H24.8.21	№807	県議会調査のための宿泊代	¥5,000	100%	¥0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類に鳥取シティホテルの領収書が添付されている。また，出納簿には「県議会調査のため宿泊」とあるが，県議会議員が県議会の政務調査を行うために宿泊しなければならないという理由が理解できないばかりか，その根拠も按分率も明示されていない。政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人が「この前日に，鳥取市において，常任委員会が行われた。」とし，宿泊することについて，経済的にも合理的な判断をしたかのように主張しているが，そもそも常任委員会は，通常は定例議会中に開催され，議員であればどこかの委員会に所属しているもので，ガイドラインでいう政務調査活動以外の活動（議会活動）であり，政務調査活動と，この宿泊とは全く関係がない。 議員が政務調査活動を実施して（何を，何のために，どのように），これに必要経費を（いくら）支出をしたという明示をしないで，「県議会調査のため宿泊」とだけ領収書に記載すれば，議員の宿泊費用が県民の税金で支出されることは認められない。これでは私的な宿泊との判別すらできない。県議会議員が県議会を調査するという，一般市民が見て意味不明の目的を領収書に記載し，政務調査費から宿泊費を支出すること自体が，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実」である。	原判決は「領収書に、8月21日の常任委員会終了後、倉吉東高校において、専攻科廃止後の対応について同窓会OB等と協議した後、鳥取市に宿泊し、翌22日は、県議会で調査を行った旨が記載されている」として補助参加人の同窓会OB等と協議や県議会調査活動内容が説明されておらず、単に宿泊が経済的に安価であると主張するが、安価を求めるなら、公共交通手段とむやみなタクシー代使用と大きく根拠が乖離するため、政務調査費として支出することは認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） この前日に，鳥取市において，常任委員会が行われた。 このため，無理をして鳥取県西部の自宅に帰宅し，翌日鳥取市に再度来訪することになると，往復の電車代が必要になる。 この点，鳥取駅ー米子駅間の往復の電車代は5540円かかるところ（番号2等参照。），これよりもこの宿泊の方が安い。 そこで，被告補助参加人斉木正一は，政務調査費の支出を可能な限りおさえようと，より安価な宿泊を選択した。 このような選択による，宿泊にかかる支出が，政務調査費からされることを否定する理由はない。 よって，原告らの主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 特段追加して述べるべきことはない。 上述の主張で十分であり，原告の主張については独自の見解であって失当である。		領収書に，平成24年8月21日の常任委員会終了後，倉吉東高校において，専攻科廃止後の対応について同窓会OB等と協議した後，鳥取市に宿泊し，翌22日は，県議会で調査を行った旨が追記されている。上記記載内容に格別不合理な点はなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
8-1	資料購入費	H24.4.27	No.410	新聞購読料(日本海新聞)	¥2,200	100%	¥0	0%	(原告第1準備書面) 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，本件ガイドラインにも原告らが主張するような制限は規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支給対象にすることには、十分な合理性がある。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 複数の全国紙や地方紙を比較検討することも，政務調査の目的に合致するし，一方の新聞には記載されていないことも他方の新聞には記載されている，ということもあり，全国紙及び地方紙について複数紙の購入をすることもまた，政務調査の目的に合致する。このような原告の主張は失当である。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 原告らの主張によれば，「一般社会知識」と「そうでない知識」という区別が存在し，後者にかかるもののみが政務調査費の対象になるかのようである。 しかし，そのような区別は不可能であり，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査活動以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
8-2		H24.4.27	No.411		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-3		H24.5.26	No.523		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-4		H24.5.26	No.525		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-5		H24.6.26	No.609		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-6		H24.6.26	No.611		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-7		H24.7.27	No.721		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-8		H24.7.27	No.723		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-9		H24.8.27	No.811		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-10		H24.8.27	No.813		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-11		H24.9.28	No.909		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-12		H24.9.28	No.910		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-13		H24.10.27	No.1015		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-14		H24.10.27	No.1016		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-15		H24.11.27	No.1108		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-16		H24.11.27	No.1109		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-17		H24.12.27	No.1215		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-18		H24.12.27	No.1216		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-19		H25.1.28	No.119		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-20		H25.1.28	No.120		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-21		H25.2.27	No.212		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-22		H25.2.27	No.214		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-23		H25.3.28	No.312		¥2,000	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0
8-24		H25.3.28	No.313		¥2,200	100%	¥0	0%	番号8-1に同じ。	番号8-1と同じで支出は認められない。		番号8-1に同じ。		番号8－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
9−1	資料購入費	H24.4.27	№413	参考図書代(週刊朝日)	¥1,570	100%	¥0	0%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠書類の領収書では「週刊朝日」1年分である。どのような政務調査活動で，週刊朝日を毎週定期購読するのか，その根拠の記載がない。週刊誌というのは様々な記事が掲載されているにもかかわらず，その全てが政務調査に必要であり，按分率が100%ということは，客観的に考えてもあり得ない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。この支出は按分の根拠が全く明示されていないので認められない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 補助参加人は「そもそも，政務調査費は，議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。」と，何の根拠もなく主張するが，少なくとも鳥取県政務調査費交付条例の目的にはそのような趣旨はない。 鳥取県政務調査費交付条例では，政務調査費は「議会の審議能力の強化を図ることを目的」に交付されるものである。 また，税金を原資とする政務調査費は，補助参加人が主張するように，議員が「広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。」という性格を有する補助金ではない。 政務調査費交付条例やガイドラインから，政務調査費は議員の政務調査活動に要するものである。補助参加人は「「週刊朝日」が他の用務と具体的な関係があるものではないから，按分は不要とある」が，社会通念上に従えば，週刊朝日の紙面内容全てが，鳥取県政に関する政務調査にかかる内容であるはずはなく，それだけで一般的，外形的にみて政務調査活動に該当しないことを証明する事実に該当するものであり支出は認められない。	原判決は「週刊誌についても，政務調査活動に資する情報が記載されている限り政務調査活動との関連性がみとめられ，本件ガイドラインにも，週刊誌の購入を制限する規定はない」として，補助参加人の主張を認めているが，スポーツ新聞，夕刊紙，週刊誌については「一般的に娯楽性が高い読み物と言えるから，それらの購入に係る支出は，当該スポーツ新聞，夕刊紙及び週刊誌に議員の調査研究に資する事項が具体的に記載されていたことなど特段の事情が無い限り，調査研究のための必要性にかける。これらの購入に係る支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断されると言うべきところ，上記の特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない」（盛岡地判H22.11.19）と判示している。従って，政務調査費として支出することは認められない。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 「週刊誌というのは様々な記事が掲載されている」ことについて争わないが，だからといって，なぜ「その全てが政務調査に必要であり，按分率が100%ということは，客観的に考えてもあり得ない」のか不明である。 よって，原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 そもそも，政務調査費は，議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。 この趣旨からすれば，原告らのする「ある個別具体的な目的と直接的かつ具体的な関係がなければ政務調査費の支出を認めない」という主張は到底採ることができない。 なぜなら，そのような基準を設けることになれば，政務調査に対する萎縮効果を生み，結局，民主的な統治や民主的統制等といった価値が害されてしまうからである。 そもそも，週刊誌は；世俗的な問題を取り扱っていることが多いが，そういった事実の積み重ねが，様々な制度の立法事実となっていくのであり，そのような世俗的な問題についての知識を得ることは，立法府たる議会の構成員として必要な調査・研究というべきである（逆に，世俗的な知識を，書籍によらず，自らまたはその周辺の関係者からのみ得るようなことでは，偏った意見・知識・理解によって活動することになりかねず，これは避けられるべきである。）。 加えて，書籍について，文庫本や新書は算入を認め，雑誌や漫画本は認めない，などということになれば，内容や販売形態によりその書籍の当否を公権力が判断することになりかねず，そもそも不適切である。 なお，ガイドラインによれば，資料購入費について，「実績等を考慮のうえ，按分」となっているが，上記の点を考慮すれば，この基準は，「他の用務と具体的な関係がある場合には，その部分を除くべき」との趣旨である。 この点，この書籍については，他の用務と具体的な関係があるものではないから，按分は不要である。 よって，原告らの主張は失当である。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 追加して述べるべき反論はない。上述の反論で十分である。		左記週刊誌は政治・経済等を含むニュース等を扱う週刊誌である（公知の事実）。週刊誌についても，政務調査活動に資する情報が記載されている限り政務調査活動との関連性が認められ，本件ガイドラインにも，週刊誌の購入を制限する規定はない。購入された週刊誌に政務調査活動に資する記載がなかったと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査活動以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
9−2	資料購入費	H24.5.26	№526	参考図書代(週刊朝日)	¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−3		H24.6.26	№612		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−4		H24.7.27	№724		¥1,880	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−5		H24.8.27	№814		¥1,140	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−6		H24.9.28	№911		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−7		H24.10.27	№1017		¥1,880	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−8		H24.11.27	№1110		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−9		H24.12.27	№1217		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−10		H25.1.28	№121		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−11		H25.2.27	№215		¥1,510	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0
9−12		H25.3.28	№315		¥1,570	100%	¥0	0%	番号9−1に同じ。	番号9−1と同じで支出は認められない。		番号9−1に同じ。		番号9−1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	資料購入費	H24.5.29	№529	参考図書代（鳥取県教育関係職員録）	¥1,300	100%	¥650	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿　代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 議員が政務調査活動として問い合わせをする場合，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取り次ぎができ，必ず職員録が無ければ政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることからわかる。政務調査にしか使えないような職員録であれば，名簿業者が販売するはずはない。 また，ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として，購入費の全額を政務調査費として認めた。しかし，職員録の用途には当然ながら汎用性があり，政務調査活動以外の活動（議会活動，政党活動，選挙活動，私生活）にも容易に利用できる。例えば，後援会活動や私生活の一環としての“口利き”，議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。原判決は，政務調査活動専用とは言えない資料が，特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。従って，政務調査費として支出することは認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 原告らは，「鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用される」とする。 しかし，原告らは，実際に他の用務に活用したか否かについて，具体的な主張をすることをしておらず，また，何らの立証もしていない。 よって，原告らのこのような主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 補助参加人斉木正一は，県教育関係職員録を，住民からの情報にかかる事実確認（実際にそのような教育関係職員がいるか否かの確認）や，政務調査上の教育関係職員との連絡等に使ったものであり，政務調査以外に用いた事実はない。 また，ガイドラインによれば，資料購入費について，「実績等を考慮のうえ，按分」となっているが，政務調査が，民主的統治や民主的統制等の価値に重要な役割を果たしていることから考えれば，このガイドラインの基準は，「他の用務と具体的な関係がある場合には，その部分を除くべき」との趣旨である。 しかし，前述のとおり，県教育関係職員録がそのような利用をされた事実はない。 よって，按分は不要である。 以上からして，原告らの主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告の主張は，職員録等は不可欠ではないから，政務調査費によることはできないかのように述べる。 しかし，「不可欠」という要件は，原告が独自に設けた基準であり，根拠がない。 そもそも，議員が行政職員にアクセスする際に常に議会事務局を介することを前提とするなど，到底現実的でない。 このような主張からも，原告が無理な主張をしようとしていることは明らかである。 また，他の用務に利用できないものなどほとんど観念できないのであり，具体的に利用された事実の具体的主張も立証もないのに，「利用できる（＝利用可能性がある）」ことを理由に按分を認めては，政務調査が常に個人の資力によることになり，政務調査費の趣旨を没却することになる。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されていると推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
11	資料購入費	H24.8.21	№806	参考図書代（鳥取県職員名簿）	¥1,600	100%	¥800	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿　代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。	番号10と同じで50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号10に述べたことと同様のことがいえる。		番号10と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12-1	資料購入費	H24.10.9	№1003	参考図書代（㈱ぎょうせい）	¥4,000	100%	¥2,000	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「株式会社ぎょうせい」宛ての郵便局の振替払込請求書兼受領書が添付されている。行政や法律に関する書籍と思われるが，その書名も不明で，政務調査費として100%の按分率で支出されるだけの根拠も明示されていない。また，行政や法律に関係する書籍は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「原告らは，実際に他の用務に活用したか否かについて，具体的な主張をすることをしておらず，また，何らの立証もしていない。」と主張する。しかし，株式会社ぎょうせいが出版する書籍は多岐にわたり，現在販売中の書籍は約2000種類程度ある。行政や法律に関する書籍もあるが，一般書籍，教養一般書籍，童話，民話，絵本アニメ，世界名作全集，自費出版等もある。これだけで補助参加人が主張する「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実」である。補助参加人は「自治六法平成25年度版」であるが（丙F4-5），補助参加人斉木正一は，「政務調査のうえで必要な知識を得るために使った」と主張するが，購入しただけでは政務調査費としての支出は認められない。購入した書籍がどのように政務調査として活用されたのか，ガイドライン通り，その実績，按分，按分率の根拠を明示しなければ認められない。「自治六法平成25年度版」と内容的に同じような書籍は，公的な機関や自治体に関係する事業所，あるいは自治体からの発注を受ける事業者も購入することがあり，政務調査のみで要することが実績で明示できない以上，その100%を政務調査費から支出することは認められない。 書籍名を明らかにしたところで，その書籍でどのような調査・研究を行ったかという実績を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。	原判決は「書籍名が明らかにされており，県政との関連性が認められる」として，補助参加人の主張を認定しているが，当然のことながら他の用途にもできる汎用性の高いものであり，政務調査活動のみの使用であることが立証されていないため，50%を超える支出は認められない。	-	（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 原告らは，「行政や法律に関係する書籍は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用される」とする。 しかし，原告らは，実際に他の用務に活用したか否かについて，具体的な主張をすることをしておらず，また，何らの立証もしていない。 よって，原告らのこのような主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人斉木正一は，次のとおり反論する。 当該書籍は，「自治六法平成25年度版」であるが（丙F4-5），補助参加人斉木正一は，政務調査のうえで必要な知識を得るために使ったものであり，政務調査以外に用いた事実はない。 なお，ガイドラインによれば，資料購入費について，「実績等を考慮のうえ，按分」となっているが，政務調査が，民主的統治や民主的統制等の価値に重要な役割を果たしていることから考えれば，このガイドラインの基準は，「他の用務と具体的な関係がある場合には，その部分を除くべき」との趣旨である。 しかし，前述のとおり，当該書籍がそのような利用をされた事実はない。 よって，按分は不要である。 以上からして，原告らの主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 前述しているとおり，実績とは実際に使用されたことを要し，一般的に他の用務に利用される可能性があることをもって按分することは，政務調査に対する萎縮効果を生じさせ，ひいては，自己統治の価値等を毀損するものである。 よって，原告の抽象的な主張を根拠に按分をすることは，失当である。	丙F4-5	丙F4の5によると，左記書籍購入のために支出したことが認められる。県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の5	¥0
12-2	資料購入費	H24.10.9	№1004	参考図書代（㈱ぎょうせい）	¥3,500	100%	¥1,750	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号12-1に同じ。」と主張するが，原告は番号12-1に従えば，100%の支出は認められない。 書籍名を明らかにしたところで，その書籍でどのような調査・研究を行ったかという実績を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。	番号12-1と同じで50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号12-1に同じ。 なお，当該書籍は，「Q&A地方自治法平成23年改正のポイント」である（丙F4-6）。	丙F4-6	丙F4の6によると，左記書籍購入のために支出したことが認められる。県政との関連性が認められるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の6	¥0
13	資料購入費	H24.10.9	№1006	参考図書代（ウェッジ定期購読）	¥2,400 （12か月中 6か月分）	100%	0	0%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「ウェッジ 12ヶ月分」として，受領書が添付されている。ウェッジという月刊誌は総合情報誌だと思われるが，政務調査費として60%の按分率で支出する根拠が明示されていない。根拠が明示されていない支出は政務調査費として認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 60%の按分としたのは原告の誤記であり，年間購読料4800円のうち，平成24年度分として6ヶ月分の2400円を政務調査費として支出しており，補助参加人は政務調査費として100%支出している。一般的な雑誌等，書籍の購入費についての主張は考え方は番号12-1に同じで，支出は認められない。 書籍名を明らかにしたところで，その書籍でどのような調査・研究を行ったかという実績を明示出来なければ50%を超える支出は認められない。	原判決は「政務調査活動に資する記載がないと認めるに足りる証拠はない」として認定している。しかし，総合雑誌が取り扱う内容は幅広く，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。補助参加人は，この雑誌のどの号を，具体的にどういう調査研究活動に使ったのか何らの主張立証もされていない。 調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌を漫然と定期購入して積ん読することではない。月刊誌であれば，広告を見て自分の調査研究に必要な号だけを購入すればいいことである。政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，総合雑誌の定期購読代金は，特段の事情がない限り政務調査費として支出することは認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号9-1と同様のことがいえる。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 番号9-1記載のとおり，政務調査費によることのできない「一般社会知識」と，政務調査費によることのできる「そうでない知識」という，表現内容の貴賤を評するような区別はなしえず，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。		左記雑誌は，国内外の情報を扱うビジネス情報・オピニオン月刊誌である（公知の事実）。政務調査活動に資する記載がないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，直ちに政務調査活動以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14-1	資料購入費	H24.10.9	№1005	参考図書代（新日本法規出版株式会社計算事務センター）	¥2,750	100%	¥1,375	50%	（2016年7月12日付け原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「新日本法規株式会社計算事務センター」の加入者名があるので，法律関係の出版物の購入だと考えられる。法律関係の書籍は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも利用されるので，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 原告は書籍のタイトルが「選挙法・政治資金法の手引き」であるにもかかわらず，その100%を政務調査に要するという主張が理解できない。書籍のタイトルからして，補助参加人が主張する「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実」であるのは明らかである。自らの選挙や自らの政治団体に関する書籍が政務調査以外の要素を含むことは当然である。	原判決は「政務調査活動に資する記載がないと認めるに足りる証拠はない」として認定している。しかし，総合雑誌が取り扱う内容は幅広く，県政に関する調査研究活動との直接的な関連性が不明な記事が大半を占める。補助参加人は，この雑誌のどの号を，具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？何らの主張も立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌を漫然と定期購入して積ん読することではない。月刊誌であれば，広告を見て自分の調査研究に必要な号だけを購入すればいいことである。政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2条14項）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，総合雑誌の定期購読代金は，特段の事情がない限り政務調査費として50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号12-1に同じ。 なお，当該書籍は，「明解　選挙法・政治資金法の手引」である（丙F4-7）。 同書は，加除式のものであることから，その追録にかかる支出である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告によれば，「「明解　選挙法・政治資金法の手引」というタイトルであるから，政務調査と関連がない」とのことである。 しかし，県議会議員であろうと，国政や法令にかかる知識を得，これを議会での議論等に役立てることは十分考えられる。 そして，原告は，「自らの選挙や自らの政治団体に関する書籍が政務調査以外の要素を含む」とも述べる。 しかし，前述のとおり，他の用務に利用できないものなどほとんど観念できないのであり，具体的に利用された事実の具体的主張も立証もないのに，「利用できる（＝利用可能性がある）」ことを理由に按分を認めては，政務調査が常に個人の資力によることになり，政務調査費の趣旨を没却することになる。 実際に，本書籍が他の用務に利用されたという具体的事実（実績）が主張・立証されれば別段，そのようなことはされていないのであり，原告の抽象的な主張のみで，按分を認めるべきではない。	丙F4-7	丙F4の7によると，左記書籍購入のために支出したことが認められるが，県政との関連性を一概に否定できないものの，自身の選挙ないしし所属する政治団体のためとの政務調査以外の目的をも含むものと認めるのが相当である。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当である。	丙F4の7	¥1,375
14-2	資料購入費	H25.3.26	№309	参考図書代（新日本法規出版株式会社計算事務センター）	¥2,800	100%	¥1,400	50%	番号12-1に同じ。	番号14-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号14-1に同じ。		丙F4の7，弁論の全趣旨によると，番号14－1の書籍の追補版購入のために支出したことが認められるが，県政との関連性を一概に否定できないものの，自身の選挙ないしし所属する政治団体のためとの政務調査以外の目的をも含むものと認めるのが相当である。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当である。	丙F4の7	¥1,400
15	広報費	H24.5.14	№514	県政報告書発送料	¥35,600	100%	¥0	0%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインで定めているように，議員の活動は多面性を有し，渾然一体となることで，一つの行動に複数の目的が混在することがむしろ一般的であり，それらに応じて政務調査費も按分支出しなければならない。広報紙（県議会便り等の名称の配布物も含む）の内容に後援会の連絡先を記載したり，議員名を大きく掲載，顔写真の掲載，鳥取県議会が県内各戸に配布するとっとり県議会便り（県議会での議員の質問や県側の答弁も集録）の内容を重複して掲載したりするなど，議員として自らの名前を広報するという宣伝目的が含まれる内容が含まれる場合には「議員の調査研究に要する」とは言えないから，広報紙の発行に要した費用のうち政務調査費から支出することができる割合については，各広報紙ごとに合理的な按分の算定をしなければならない。その按分の算定をする上で必要なのが証拠書類であり，議員が配布したとする広報紙の添付がなければ，本当に配布したかどうかもわからず，紙面の按分根拠すら算定できない。 ガイドラインの広報費の按分の例では“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。広報紙の成果物を提出しなければ，「当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合」を計算できるわけがない。議員にとって広く選挙準備活動や自己PRできる広報紙の成果物も提出しないで，その発送費の按分を議員の裁量のみに委ねるのは，「より一層の透明性の確保と説明責任」（ガイドラインによる）を果たせるものではなく，ガイドラインに反する支出であり認められない。また，補助参加人は按分に必要な証拠書類を提出せずに，広報紙の発送費を政務調査費として受け取っており，ガイドラインに反する支出であり認められない。 また，今回提出された「県政だより」丙F第4号証は自らの写真や県議会での質問・県側の答弁等を63頁にわたって作成されたものであるが，発送費から推測すると，広報（広く報じる）とは異質のもので，支援者に対する自己PRを兼ねた選挙準備活動・自己PR活動であり，県民に広く政務調査を行うという目的とかけ離れており，政務調査費としての支出は認められない。	原判決は「発送された県政報告書が証拠提出されており，同報告書には，定例議会における代表質問及びそれに対する答弁の内容が記載されていることが認められる」と認定しているが，すでに原告第12準備書面にて掲載している通りで，発送された報告書の内容で案分すべきで，発送費についても当然，同じ按分となる。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも，ガイドラインにおいては，広報費に関し，一般的に証拠資料の添付は求められていない。 この点，資料等の添付について，ガイドラインが記載しているのは，「③広報誌を発行する場合には，政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別葉とする等，明確に区別することが望ましいが，他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し，証拠書類にあん分の根拠を明示すること。」との部分であり，そのようなときには，証拠書類の添付を求めているとも読むことが可能である。 しかし，本件はそもそもそのようなときに当たらず，按分をする必要がないから，この点からしても，何ら資料の添付は必要にならない。 なお，本件の資料作成費にかかる「県政だより」は，丙F第4号証の1のとおりの内容である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告は，「発送費から推測すると，広報（広く報じる）とは異質のもので，支援者に対する自己PRを兼ねた選挙準備活動・自己PR活動である」る旨主張する。 しかし，送付先が一定程度限定されていたとしても，これに基づき，住民からのフィードバックを得，これを県政に生かす，という観点からは，政務調査費の正当な使途であるといえる。 原告の主張はまるで，「住民全体に配布しなければ政務調査費として認めない」と述べているようであるが，そのようなことになっては，結局，このような政務調査費の使途を認めないことと同義であり，住民からのフィードバックを得て，県政に生かすという，正に自己統治の価値等に資する活動が禁止されることと同様である。		発送された県政報告書（丙F4の1）が証拠提出されており，同報告書には，定例議会における代表質問及びそれに対する答弁の内容が記載されていることが認められる。したがって，県政との関連性に欠ける部分があるとは認められず，按分率が不相当であるといえないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F4の1	¥0
16																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
17-1	事務所費	H24.4.2	№401	事務所賃借料(4,5月)	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 平成24年度の鳥取県選挙管理委員会へは，政治団体として，斉木正一後援会が鳥取県米子市石井824で届け出されている。また，自由民主党鳥取県米子市第二支部として，鳥取県米子市石井101で届け出されている。補助参加人の「政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構える」という主張が正しければ，この賃借料は政治団体として，斉木正一後援会が登録されている鳥取県米子市石井824の賃借料であると思われる。（認否を求める）。 補助参加人は「当該事務所で他の用務を行うことはほぼない」と，政務調査以外で事務所を使用することがほぼないと主張するが，後援会事務所として登録されている事務所で，後援会関係の活動に関する活動をほぼ行わないという主張は信憑性はない。事務所の使用実績の70%が政務調査活動であったという実績とともに按分，按分の根拠を明示できないかぎり，共同使用実態を考慮の上按分するべきである。また，領収書からでは所有者の住所、氏名が黒塗りのためその信憑性について、第三者による検証ができない。H19年12月20日仙台高裁の通り、当該事務所賃料の2分の1を充当し，少なくとも50%を超える支出は認められない。	平成24年に，補助参加人は当該事務所を自由民主党鳥取県米子市第二支部，自宅を斉木正一後援会事務所として，選挙管理委員会に届け出ている（甲32号証・甲33号証・甲34号証・甲35号証）。 原判決の当裁判所の補足説明は「本件使途基準及び本件ガイドラインには、事務所費について50%を超える案分率で支出することを制限する規定はなく、補助参加人斉木が事務所の使用実態を基に主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」と認定してた。しかし、「当該事務所で他の用務を行うことはなく、慎重を期して30%を他の用務であるとして70%の按分率としているが、事務所使用の実態を何一つ立証していない。 補助参加人は，「政党支部として登録されている」旨の主張も，従前に反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」と主張をするが，これは『政務調査費議員必携』を読みもせずに反論するもので，明らかに失当である。 ガイドラインの１使途の基本的な考え方に「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，補助参加人の事務所は少なくとも政党事務所を兼ねているのであるから，調査研究活動と他の活動が渾然一体となっているのが明かであり，その場合，議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにしなければならず，その立証を原告に求めることが失当なのである。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われた。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所が国政選挙時に数パーセント程度の利用率しかなかったというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決の当裁判所の補足説明は「事務所費について50%を超える按分率で支出することを制限する規定はなく，補助参加人斉木が事務所の使用実態をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査活動以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は違法な支出である。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 補助参加人斉木正一については，その事務所の使用実態に応じ，7割の按分率を乗じて事務所費として計上している。 これは，真実は，当該事務所で他の用務を行うことはほぼないが，慎重を期して3割が他の用務を行うこととしているものである。 なお，他の用務については，例えば，政党・会派の活動のうち，選挙関連のものは特別に事務所を構えるなどして，混入を避けるなどしている。 このようなものである以上，この7割の按分率を乗じることが不適切である旨の原告らによる主張・立証がなければ，この部分の算入が違法化される事はあり得ない。 この点，原告らは，「多めに考えても50%以上は認められない。」とする。 しかし，その主張の根拠は他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めるものであることの主張もなければ立証もなく，未だ抽象的な主張に過ぎないのであり，根拠が薄弱かまたは無いものというほかない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告らの主張は，何らの立証もないものであり，そもそも失当である。 また，「政党支部として登録されている」旨の主張も，従前反論したとおり，「他の用務の存在をいうのみであり，それらが50%以上を占めることを示す具体的事実について主張もなければ立証もない」のであって，これを根拠に50%の按分を認めるべきということにはならない。 なお，原告らは，仙台高裁の判例を引用するが，当該賃借物件等の使用実態について仮に議員の自主的按分を下回る割合で按分を認定するのであれば，その根拠を原告らが立証すべきであるし，また，その後に反証（人証）の機会が付与されなくてはならない。 （控訴理由書） 自由民主党鳥取県米子市第2支部は，その出納簿（丙F4－8，4－9）のとおり，衆議院選挙の影響を受けていない。		甲32ないし35	¥4,000
17-2	事務所費	H24.6.1	№601	事務所賃借料(6,7月)	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥4,000
17-3	事務所費	H24.8.1	№801	事務所賃借料(8,9月)	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥4,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
17-4	事務所費	H24.10.1	No.1001	事務所賃借料（10,11月）	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面）補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥4,000
17-5	事務所費	H24.12.1	No.1202	事務所賃借料(12,1月)	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面）補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥4,000
17-6	事務所費	H25.2.1	No.201	事務所賃借料(2,3月)	¥14,000	70%	¥10,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面）補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥4,000
18-1	事務所費	H24.4.11	No.406	ガス代	¥4,998	70%	¥3,570	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面）補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥1,428
18-2		H24.9.20	No.905		¥2,499	70%	¥1,785	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥714
18-3		H25.1.24	No.114		¥2,499	70%	¥1,785	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥714
19-1	事務所費	H24.4.20	No.408	事務所電気代	¥189（32日中2日分）	70%	¥135（32日中2日分）	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面）補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥54
19-2		H24.5.22	No.520		¥1,873	70%	¥1,338	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥535
19-3		H24.6.21	No.606		¥2,205	70%	¥1,575	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥630
19-4		H24.7.23	No.709		¥2,284	70%	¥1,632	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥652
19-5		H24.8.22	No.808		¥4,316	70%	¥3,083	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥1,233
19-6		H24.9.21	No.906		¥5,150	70%	¥3,679	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥1,471
19-7		H24.10.22	No.1012		¥3,131	70%	¥2,237	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥894
19-8		H24.11.22	No.1105		¥2,367	70%	¥1,691	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥676
19-9		H24.12.21	No.1209		¥2,919	70%	¥2,075	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥844
19-10		H25.1.25	No.115		¥2,774	70%	¥1,982	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥792
19-11		H25.2.19	No.209		¥2,307	70%	¥1,649	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥658
19-12		H25.3.21	No.306		¥1,938	70%	¥1,385	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥553
19-13		H25.4.22	No.319		¥2,251（29日中28日分）	70%	¥1,609（29日中28日分）	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥642

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	原告らの主張					証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
					議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原審						
															補足説明	証拠	違法支出額
20-1	事務所費	H24.4.23	No.409	水道代	¥174（62日中9日）	70%	¥125（62日中9日）	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥49
20-2		H24.7.10	No.705	水道代	¥1,205	70%	¥861	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥344
20-3		H24.9.10	No.902	水道代	¥1,205	70%	¥861	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥344
20-4		H24.11.5	No.1101	水道代	¥1,205	70%	¥861	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥344
20-5		H24.12.21	No.1210	水道代	¥1,205	70%	¥861	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥344
20-6		H25.3.8	No.304	水道代	¥1,205	70%	¥861	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥344
20-7		H25.5.10	No.320	水道代	¥1,027	70%	¥733	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥294
21-1	事務所費	H24.11.18	No.1104	事務所灯油代	¥7,000	70%	¥5,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号17-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号17-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。	甲32ないし35	¥2,000
21-2		H24.12.1	No.1201	事務所灯油代	¥7,000	70%	¥5,000	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥2,000
21-3		H24.12.22	No.1211	事務所灯油代	¥7,000	70%	¥5,000	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥2,000
21-4		H25.1.22	No.113	事務所灯油代	¥3,500	70%	¥2,500	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥1,000
21-5		H25.1.28	No.117	事務所灯油代	¥7,000	70%	¥5,000	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥2,000
21-6		H25.2.19	No.210	事務所灯油代	¥3,500	70%	¥2,500	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥1,000
21-7		H25.2.28	No.216	事務所灯油代	¥7,000	70%	¥5,000	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号17-1に同じ。		番号17－1と同じ。		¥2,000
22-1	事務費	H24.4.10	通帳コピー	中海TV受信料，インターネット接続費，電話代	¥8,242	70%	¥5,887	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） インターネットは調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の活動（ガイドラインによる）等の目的でも日常的に使用される。通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、補助参加人の裁量に委ねることは、透明性を欠くことになり，ガイドラインの趣旨に反する。使用実績や按分，按分の根拠が明示された上で，按分率が50%を超える場合には，その支出を認めるが，それ以外では50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。	（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号17-1に同じ。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告は，「他の用務の存在の可能性」を抽象的に主張するのみであり，議員自らが設定した按分率を超えて他の用務等に使用したとする具体的事実の主張も立証もない。 なお、切り捨て計算についても根拠が無い。		甲32ないし35によると，補助参加人斉木の事務所は，自身の後援会の事務所等にもなっていたことが認められる。補助参加人斉木は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出しているが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥2,355

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
22-2	事務費	H24.5.10	通帳コピー	中海TV受信料，インターネット接続費，電話代	¥6,798	70%	¥4,856	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号22-1に同じ。」と記載しているが，原告は「番号22-1」の主張通り，使用実績や按分，按分の根拠が明示された上で，按分率が50%を超える場合には，その支出を認めるが，それ以外では50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。	甲32ないし35	¥1,942
22-3	事務費	H24.6.11	通帳コピー	中海TV受信料，インターネット接続費，電話代	¥6,962	70%	¥4,973	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥1,989
22-4	事務費	H24.7.10	通帳コピー		¥7,525	70%	¥5,375	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,150
22-5	事務費	H24.8.10	通帳コピー		¥7,032	70%	¥5,023	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,009
22-6	事務費	H24.9.10	通帳コピー		¥7,012	70%	¥5,009	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,003
22-7	事務費	H24.10.10	通帳コピー		¥7,122	70%	¥5,087	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,035
22-8	事務費	H24.11.12	通帳コピー		¥7,087	70%	¥5,062	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,025
22-9	事務費	H24.12.10	通帳コピー		¥7,628	70%	¥5,449	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,179
22-10	事務費	H25.1.10	通帳コピー		¥7,298	70%	¥5,213	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,085
22-11	事務費	H25.2.12	通帳コピー		¥7,175	70%	¥5,125	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,050
22-12	事務費	H25.3.11	通帳コピー		¥7,599	70%	¥5,428	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号22-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥2,171
22-13																
23-1	事務費	H24.5.1	№501	電話代	¥10,161	70%	¥7,258	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また携帯電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか，政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話が政務調査に必要不可欠ではないことで，携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 ガイドラインの“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものであり，実績と根拠の明示がないかぎり，多めに考えても50%を超える支出は認められない。平成19年4月26日仙台高裁では，「携帯電話料金については、調査研究活動に伴って携帯電話を使用することが在り得るとしても、調査研究活動のために携帯電話を使用する必要性は乏しく、その金額の多さに照らすと社会通念上はそれらの大半が調査研究活動以外の物であったと推認されるから、その金額を本件使途基準に合致しない支出であると認めるのが相当である。」とした。	携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人自らが按分率を70%としていることで，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。 政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで支出することはできない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は認められないとするのは当然である。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 番号17-1に同じ。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） また，「私用に用いた」であるとか，私的な財産形成に繋がっているであるとか，「50%」であるといった按分割合も，何らの立証もなく，原告が言い募っているのみであって，根拠は無い。 なお，原告らは，仙台高裁の判例を引用するが，当該携帯電話の使用実態について仮に議員の自主的按分を下回る割合で按分を認定するのであれば，その根拠を原告らが立証すべきであるし，また，その後に反証（人証）の機会が付与されなくてはならない。 よって，原告らの主張は失当である。 （控訴理由書） 携帯電話の通話履歴だけでなく，会話内容や時間を全ての通話について記録提出することはおよそ不可能であるし，政務調査活動が萎縮する。		補助参加人斉木は，左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出しているが，政務調査費に充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥2,903

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
23-2	事務費	H24.5.31	No.530	電話代	¥10,061	70%	¥7,186	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号23-1に同じ。」と記載しているが，原告は「番号23-1」の主張通り，使用実績や按分，按分の根拠が明示された上で，按分率が50%を超える場合には，その支出を認めるが，それ以外では50%を超える支出は認められない。	番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。 また，切り捨て計算にも根拠が無い。		番号23－1と同じ。		¥2,875
23-3		H24.7.2	No.701	電話代	¥8,731	70%	¥6,236	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。 また，切り捨て計算にも根拠が無い。		番号23－1と同じ。		¥2,495
23-4		H24.7.31	No.725	電話代	¥9,213	70%	¥6,581	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,632
23-5		H24.8.31	No.816	電話代	¥8,612	70%	¥6,152	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,460
23-6		H24.10.1	No.1002	電話代	¥8,504	70%	¥6,074	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。 また，切り捨て計算にも根拠が無い。		番号23－1と同じ。		¥2,430
23-7		H24.10.31	No.1021	電話代	¥7,868	70%	¥5,620	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,248
23-8		H24.11.30	No.1111	電話代	¥7,868	70%	¥5,620	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,248
23-9		H25.1.4	No.101	電話代	¥8,021	70%	¥5,729	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。 また，切り捨て計算にも根拠が無い。		番号23－1と同じ。		¥2,292
23-10		H25.1.31	No.125	電話代	¥7,868	70%	¥5,620	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,248
23-11		H25.2.28	No.217	電話代	¥7,868	70%	¥5,620	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,248
23-12		H25.4.1	No.318	電話代	¥10,152	70%	¥7,252	50%		番号23-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号23－1と同じ。		¥2,900
24-1	事務費	H24.4.28	No.414	インクリボン代	¥1,524	70%	¥1,089	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号23-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号23-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。	甲32ないし35	¥435
24-2		H24.7.19	No.707	ファックスインクリボン代	¥3,332	70%	¥2,380	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥952
24-3		H24.12.5	No.1204		¥1,526	70%	¥1,090	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥436
24-4		H25.1.26	No.116		¥1,526	70%	¥1,090	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥436
24-5		H25.2.11	No.205		¥2,310	70%	¥1,650	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥660
25-1	事務費	H24.7.3	No.702	コピー代	¥4,856	70%	¥3,469	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号23-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号23-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。	甲32ないし35	¥1,387
25-2		H24.10.9	No.1007	コピー代	¥1,993	70%	¥1,424	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥569
25-3		H24.12.27	No.1219	コピー代	¥4,062	70%	¥2,902	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥1,160
25-4		H25.3.28	No.311	コピー代	¥1,543	70%	¥1,103	50%		番号17-1と同じで50%を超える支出は認められない。		番号23-1に同じ。		番号22－1と同じ。		¥440

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
26-1	人件費	H24.4.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助職員は，鳥取県選挙管理委員会に斉木正一後援会として届け出がされた事務所で従事していた。（認否を求める）。その賃金が「就業時間（午前9時から午後3時まで）」と主張するが，その補助職員が政務調査活動のみに従事していたことは，事務所が政治団体である後援会事務所として使用していたという外形的事実により到底考えられない。後援会事務所の中で，通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同補助職員からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。補助参加人は、補助職員2人の就労時間によって使途を区別していると主張するが、前半部分の補助職員の就労時間が長く100%としている。その間に政務調査活動以外の業務が皆無であるとは推認できない。しかも、その業務内容を具体的に明示していない。なお前半と後半としているが、就労時間が相違しているのに、同額はあり得ない。2人分を合算して2分の1とすべきである。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 政務調査にかかる就業時間（午前9時から午後3時まで）と他の用務にかかる就業時間（午後3時から午後5時30分）とを区別しており，この人件費は，前者にかかるものである。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告は，「外形的事実」を主張するが，その主張及び立証は無く，これを根拠に按分計算をすることはできない。 （控訴理由書） 時間による按分を不相当とする理由はない。		甲32ないし35によると，補助参加人斉木の事務所は，自身の後援会の事務所等にもなっていたもので，同事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたこと，甲26の政務調査費出納簿の勤務簿によると，左記補助職員は同事務所に常勤していたことが認められる。そして，補助職員は，幅広い活動に従事し得るものである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人斉木は，政務調査にかかる就業時間とその他の用務にかかる就業時間とを区別していたと主張するが，そのような場合には，本来，按分して支出すべきであるし，上記主張を裏付ける労働契約書，賃金台帳，領収書等は証拠提出されていない。政務調査とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。	甲32ないし35	¥40,000
26-2	人件費	H24.5.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号26-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号26-1」に同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。			番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-3	人件費	H24.6.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-4	人件費	H24.7.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-5	人件費	H24.8.24	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-6	人件費	H24.9.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-7	人件費	H24.10.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-8	人件費	H24.11.22	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-9	人件費	H24.12.21	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-10	人件費	H25.1.23	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-11	人件費	H25.2.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
26-12	人件費	H25.3.25	賃金台帳	補助職員賃金	¥80,000	100%	¥40,000	50%				番号26-1に同じ。		番号26－1と同じ。		¥40,000
															計	¥594,775

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1-1	調査研究費	H24.5.27	No.111	汽車代	¥2,770	100%	¥0	0%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠書類の領収書は「JR運賃」「白兎会館宿泊料」「駐車場代」「ガソリン代」としており，安田議員はこの経費について100%の按分率で支出している。しかし，どのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，その根拠も明記されていない。会派の総会であれば，一定の政党に属する議員が参加しており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の側面が強い。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 補助参加人は，「議員が政務調査活動を実施して（何を，何のために，どのように），これに必要経費を（いくら）支出をした。」という説明ができていない。ここに記載されている行動は「平成24年6月定例会関連主要事業説明会に参加して行政側からの議案の詳細説明を受けた」ということであり，経費はこれに要した「旅費，宿泊費，および駐車場代」と説明している。 しかし，この説明で，当該行動が100%政務調査として認められるわけがない。なぜならば，同じ会派（政党）の議員が一緒になって，行政側の詳細説明を受けるという議員にとって当然の活動は，議会活動の一部であり，調査研究活動ではなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）である。従って，政務調査活動を実施したとの客観的説明がないことこそが，一般的，外形的にみて政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，それに伴う経費は政務調査費として認められない。	原審の当裁判所の判断の補足説明には「主要事業説明会は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。」とし，その支出を認めているが，県政との関連性を持って政務調査費を支出できるのではない。 ガイドラインの1使途の基本的な考え方には“政務調査費は，議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して，規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。.....しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり”としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。 補助参加人は「行政側から，定例議会に提出する議案について，詳細の説明を受けるもの」と主張しているように，議案内容の聴き取りは明らかに議会活動の一環で，議員が議会前に参加するのは当然であり，議会活動は調査研究活動ではない。原判決では「県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断しているが，これには明らかに事実誤認がある。議員としての活動であれば“県政との関連性が認められる”のは当然であり，政務調査費の使途が認められるのは，その議員活動の中の調査研究活動のみであり，「県政との関連性が認められる」から使途が認められるという判断はガイドラインの解釈を誤ってる。 また，原判決の当裁判所の判断の補足説明に「「政調政審のため」と宿泊目的が記載されているところ，政調政審は，県執行部からの情報収集の機会といえ」とあるが，政調政審は会派ごとに開催される政党単位の議会活動でもある。例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の安田優子が所属している会派は「自由民主党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。 従って，補助参加人が政調政審のために支出した汽車代。ホテル代，駐車場は，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動であることは間違いなく，ガイドラインに反した違法な支出であり，認められない。	丙F5-5	(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 1　総論 原告の左記主張は結局，何に使われたか不明であって，会派の関係の支出の可能性があるから，支出は認められない，というものであり，根拠も具体的事実の主張もない。 これでは，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人安田優子は，次のとおり反論する。 2　平成24年5月27日及び同月28日の支出について これは，平成24年6月定例会関連主要事業説明会にかかるものである（丙F5の5）。 この「関連主要事業説明会」とは，行政側から，定例議会に提出する議案について，詳細の説明を受けるものである。 この点，補助参加人安田優子の所属会派の控え室にて行われているが，これは，便宜の観点から，個々別々の議員ごとにそのような機会を設けるのではなく，意見の一致しやすい会派でまとめて行うことにしたに過ぎない。 なお，宿泊を要したのは，同説明会の開始が早く，同日に補助参加人安田優子の居宅から鳥取市に出向くことが現実的でないことによる。	丙F5の5	甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載され，丙F5の5によりその具体的内容が明らかにされているところ，主要事業説明会は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F5の5	¥0
	調査研究費	H24.5.28	No.112	ホテル代	¥4,800	100%	¥0	0%						補助参加人安田は，境港市に居住していると認められるところ，同市と鳥取市との距離，交通事情，説明会が午前10時に開始されること等を考慮すると，宿泊の必要性に欠けるとまではいえないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の5	¥0
	調査研究費	H24.5.28	No.113	汽車代	¥2,770	100%	¥0	0%						甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載され，丙F5の5によりその具体的内容が明らかにされているところ，主要事業説明会は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の5	¥0
	調査研究費	H24.5.28	No.114	駐車場代	¥1,900	100%	¥0	0%								¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1-2	調査研究費	H24.7.10	No.120	汽車代	¥4,390	100%	¥0	0%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠書類の領収書は「JR運賃」「白兎会館宿泊料」「駐車場代」「ガソリン代」としており，安田議員はこの経費について100%の按分率で支出している。しかし，どのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，その根拠も明記されていない。会派の総会であれば，一定の政党に属する議員が参加しており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の側面が強い。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 番号1-1に同じく，「議員が政務調査活動を実施して（何を，何のために，どのように），これに必要経費を（いくら）支出をした。」という客観的説明がないことこそが，一般的，外形的にみて政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，それに伴う経費は政務調査費として認められない。	原審の当裁判所の判断の補足説明には「出納簿に目的として「政調会」と記載され，本件訴訟で具体的内容が明らかにされている」としているが，補助参加人の平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)では「千葉県議員がその条例制定のための調査として，鳥取県のがん対策について聴き取りを行うために来訪したので，これに対応し，かつ，意見交換を行ったものである。」と，出納簿の記載と違う主張であり，信用性がない。政調政審であれば番号1-1の5月28日分の調査研究費と同じ主張で支出は認められない。 平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)の主張であっても，実績のない対応についての支出は認められない。ガイドラインの1使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。.....しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり”としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。 補助参加人は「千葉県議員がその条例制定のための調査として，鳥取県のがん対策について聴き取りを行うために来訪したので，これに対応し，かつ，意見交換を行ったものである。」と主張しているように，県外からの県議が訪れて，それに対応して意見交換」を行ったというのは明らかに議会活動の一環であり，それが同じ政党や会派に所属する他県の県議であれば，政党活動や政治活動の側面を持つことは明らかである。従って，少なくとも議会活動でもあり，政務調査活動以外の活動を含むことで，100%が調査研究活動であるという根拠や実績を示せない限り，政務調査費としての支出は認められない。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 千葉県議員がその条例制定のための調査として，鳥取県のがん対策について聴き取りを行うために来訪したので，これに対応し，かつ，意見交換を行ったものである。 (附帯控訴理由書) 政調会の内容が「千葉県議との意見交換等」であったもので，矛盾はない。		甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載されていることが認められ，補助参加人安田の左記主張が不合理であるとはいえず，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0
	調査研究費	H24.7.10	No.121	特急券	¥1,150	100%	¥0	0%								¥0
	調査研究費	H24.7.10	No.122	駐車場代	¥1,500	100%	¥0	0%								¥0
1-3	調査研究費	H24.8.2	No.125	汽車代（米子～鳥取）	¥2,770	100%	¥0	0%	番号1-1に同じ。 (2017年2月7日付け原告第12準備書面) 番号1－1に同じく，教育委員会や各課の課長等から聴取を行うため鳥取市へ出向いたときの旅費と駐車場代となっているが，「何のために，何を聞き取り，どのように県政に反映させようとしたのか」調査研究活動の内容が説明されていない。よって，政務調査活動を実施したとの説明がないことこそが，一般的，外形的にみて政務調査活動に該当しないことを証明する事実に該当するものであり，それに伴う経費は政務調査費として認められない。	番号1-1の5月28日の調査研究費と同じで支出は認められない。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 1　総論 番号1-1に同じ。 2　平成24年8月2日の支出について これは，鳥取県の教育委員会や各課の課長等から聴取を行うために，鳥取市に出向いたものである（丙F5の6）。	丙F5-6	甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載されていることが認められ，補助参加人安田の左記主張が不合理であるとはいえず，丙F5の6の手帳の記載からも裏付けられる。県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の6	¥0
	調査研究費	H24.8.2	No.126	指定席券	¥710	100%	¥0	0%								¥0
	調査研究費	H24.8.2	No.127	汽車代（鳥取～米子）	¥2,770	100%	¥0	0%								¥0
	調査研究費	H24.8.2	No.128	駐車場代	¥1,500	100%	¥0	0%								¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1-4	調査研究費	H24.9.4	No.133	汽車代	¥2,770	100%	¥0	0%	番号1-1に同じ。	番号1-1の5月28日の調査研究費と同じで支出は認められない。		番号3に同じ。	丙F5-7	甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載され，丙F5の7によりその具体的内容が明らかにされているところ，主要事業説明会は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の7	¥0
	調査研究費	H24.9.5	No.134	汽車代	¥2,770	100%	¥0	0%								¥0
	調査研究費	H24.9.5	No.135	ホテル代	¥4,800	100%	¥0	0%						補助参加人安田は，境港市に居住していると認められるところ，同市と鳥取市との距離，交通事情，説明会が午前9時に開始されること等を考慮すると，宿泊の必要性に欠けるとまではいえないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙F5の7	¥0
	調査研究費	H24.9.5	No.136	駐車場代	¥1,900	100%	¥0	0%						甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載され，丙F5の7によりその具体的内容が明らかにされているところ，主要事業説明会は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。所属政党を同じくする同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の7	¥0
1-5	調査研究費	H24.10.25	No.146	汽車代（米子～鳥取）	¥2,770	100%	¥0	0%	番号1-1に同じ。	番号1-1の5月28日の調査研究費と同じで支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 1　総論 番号1-1に同じ。 2　平成24年10月25日の支出について これは，会派要望の取りまとめのために，鳥取市において鉄永氏（現在は故人）と打合せをするために出かけた費用のためのものである（丙F5の6，丙F5の8）。 なお，会派要望は，意見の一致しやすい会派が，行政側に対し立法権の構成員たる議員の集合体として要望をするものである。 このようなものである以上，会派の活動ではなく，各議員の活動が集合化したものというべきものである。	丙F5-8	甲26の政務調査費出納簿に目的として「政調会」と記載されていることが認められ，補助参加人安田の左記主張が不合理であるとはいえず，丙F5の6の手帳の記載からも裏付けられる。県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の6・8	¥0
	調査研究費	H24.10.25	No.147	汽車代（鳥取～米子）	¥2,770	100%	¥0	0%								¥0
	調査研究費	H24.10.25	No.148	駐車場代	¥1,300	100%	¥0	0%								¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.5.30	№116	西部議員懇談会会費	¥5,444	100%	¥2,722	50%	(2016年7月12日付け原告第6準備書面) 証拠資料によると，この会は県西部選出県議会議員と県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等との「弓ヶ浜地区の道路網の整備等について」の会議で米子ワシントンホテルプラザで開催されている。西部議員団としての会議なので，当然ながら政務調査活動以外の議員としての活動が含まれているのは明らかである。開催場所等を考えると，飲食を伴う意見交換会でもあり，ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」があてはめられる。しかし，前述のように政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の議員活動も含まれるので50%を超える支出は認められない。 案内状『西部議員懇談会の開催について』および求釈明への回答『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば，西部議員懇談会は、米子ワシントンホテルプラザで5月30日の16時から開催された。まず県職員が議題について説明し、議員と問題点を検討した。続いて18時～20時ごろまで飲食を伴う議員の「意見交換会」が行われたというものである。補助参加人は、この懇談会への参加に要した費用の全額を政務調査費に計上した理由として、これは懇親会ではなく100%の政務調査活動であったと主張する。確かに懇談会の前半（16時～18時）は政務調査活動であろうと推測できる。しかし、後半（18時以降）については、政務調査活動が行われたことを示す実績等の証拠書類は何も提出されていない。そして、5,000円を超す今回の参加費用の大部分は、この飲食を伴う後半で発生したことは自明の理である。現在，森岡議員以外で西部議員懇談会に参加した議員に対して求釈明中であるが，森岡議員の求釈明では「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性も否定できない。従って、このような経費の 100%を政務調査費に計上することは認められず、50%を超える支出は認められない。	原判決の判断の補足説明には「県政の調査のために出席したものと認められ」とあるが，その会において，一部が県政との関連性が認められるというだけで政務調査活動費として全額を支出できないことはガイドラインにより明らかである。 ガイドラインの１ 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 また，ガイドラインの３ 政務調査費の対象外経費(5)その他調査研究活動以外の経費の② には，親睦会、レクリエーション等のために使用する経費と定められている。 この会議の案内について，開示資料では『西部議員懇談会の開催について』とあり，当該会議は懇談会(ガイドラインで対象外経費と定めている懇親会と同意語)であり，会議後半は18時半以降に開催されており，出席した森岡議員の求釈明では，森岡議員自身は「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性がある。また，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり、議員によるお手盛り主催である。つまり，議員同士で飲食をともなう「意見交換会」を政務調査活動に見せかけるために，県の職員からレクチャーを受けたというものである。 本件のポイントは、『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば、「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い、議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく、「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから、後半の「飲食を伴う意見交換会」とは、社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは、到底考えられない。 そもそも、調査研究のための会合に、公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も、飲食が提供される夕方からではなく、もっと早い時間にできる。 ガイドラインで，“原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。”と定められているように，割高なホテルで飲食を伴う議員同士の「意見交換会」が、政務調査活動であるという主張も立証もされておらず，少なくとも50%を超える支出が認められないのは当然である。		(平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)) 「西部議員団としての会議」であることから，何故，「当然ながら」「政務調査活動以外の議員としての活動が含まれている」ことが「明らかである」のか全く不明である。 この会議は，東西に長く，その地域によって利害を異にすることのある鳥取県において，県西部において選出された県議会議員が，会派を超えて，鳥取県西部の各庁から聴取りをし，又は協議をするものであり，ある日の午後いっぱい行われるもので，行政側の就業時間が終了した後は，米子ワシントンホテルプラザに場所を移して行われている。 このとおり，まさに政務調査のための会合であり，そのようなものが，政務調査活動以外の議員としての活動であるとすることには根拠がない。 また，確かにガイドラインには，「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」との記載がある。 この点，本件では，金5000円を超えた支出がされているが，ガイドラインには法規性がないため，5000円を超える支出が直ちに違法とされることはない。 またそもそも，上記の5000円のライン引きは，「懇談会」のようなざっくばらんな会合についての記載であり，本件のような明確な議題の定まった協議または聴取の会合はこのライン引きが用いられることはない。 (平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)) 釈明の要なし。 上述のとおりである。		甲26の領収書番号116の領収書及び添付書類から，食糧費としての性質を有すると認められるところ，「弓浜地区の道路網の整備について」等の議題・内容や，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等も出席者となっていることから，県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者によって会費が5500円と事前に決められていたことが認められる。したがって，本件ガイドラインに違反するものではなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとも認められない。ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.9.12	No.140	汽車代	¥2,100	100%	¥1,050	50%	会派総会は、議会運営上の戦術や政党活動を含む議論の場であり、旅費の100%を充当することは適切でない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） ガイドラインでは政党本来の活動に属する経費は政党本来の活動に属する経費は対象外経費と定められている。地方議会において会派というのは国会で言う政党と称される集まりであり，選挙のあるなしにかかわらず，政党活動の側面が強く，いくら意見や知識を交換したところで，その100%の経費について調査活動とすることは出来ないのは明らかで，50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明で「会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるということはできない」とあるが，この判断は明らかに間違っている。 例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の安田議員が所属している会派は「自由民主党」である。 これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が入っており，会派としての活動が“政党活動としての性質を帯びるということはできない”と判断できるはずがない。会派名に政党名が付いており，その政党に所属している議員がその会派に所属しているのである。誰がどう見ても明らかである。補助参加人が参加している会派「自由民主党」の総会及び会派三役会は少なくとも，ガイドラインにより対象外経費と定めている政務調査活動以外の活動である政党活動が含まれることは明らかである。補助参加人が本件の活動全てが政務調査にかかる調査研究であるとすれば，そこには政党活動，政治活動に関する記載がないはずなので，何ら隠す必要もなく，実績である総会及び三役会のレジメや議事録を証拠書類として提出すれば立証できるはずである。従って，ガイドラインの定めの通り，政務調査活動以外の活動であることは明らかであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。 番号3(領収書No.141)のタクシー代についても他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が反証されていないので支出は認められない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 原告らも認めるとおり，当該会合では，議会運営上の戦術の協議がされるところ，これについては，議員としての活動である。 また，意見や目的が類似する同じ会派の者と意見や知識を交換することは，有用な調査研究である。 なお，原告らは，当該会合において，「政党活動を含む議論の場」であるとする。 しかし，選挙が近接した時期に行われることがない限り，そのような政党活動にかかる議論を行うことは無いのであり，按分すべき必要はない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 政党と一言にいっても，正に政党組織の側面で観察されることもあれば，類似の政治的意見を持った集団（議員団）の側面を指すこともあり，前者であれば別段，後者の間の意見交換をすることが，「政党活動である」となることはないし，「政務調査活動でない」となることもない。 結局，原告の主張は，「同一政党の者が集まったのだから，政策のことでは無く，党のことを話しているはずだ」と邪推し，その推測に基づく按分を言い募っているのみである。 しかし，そのような事実については，具体的な主張も立証もないのであり，抽象的な原告の主張のみで，按分を認めることはできない。		甲26の政務調査費出納簿に目的として「会派総会」と記載されているところ，会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であると認められ，県政との関連性が認められる。会派は，議会運営の単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるということはできない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。所属政党を同じくする同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。また，タクシーの利用は，本件ガイドラインでも制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0 ¥0
4	調査研究費	H24.9.14	No.142	汽車代（米子～鳥取）	¥2,770	100%	¥1,385	50%	会派役員会は、議会運営上の戦術や政党活動を含む議論の場であり、旅費の100%を充当することは適切でない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号3と同様に，会派役員会が，補助参加者にとって「何のために，どのような調査研究に必要であったのか」一切説明されていない。もちろん，会派全体にとっては，県政を進める上での戦術を練る必要はあったと認められるが，このような活動は，政務調査活動というよりは，通常の会派（政党）活動であり，議会活動でもあり，その100%を政務調査費として支出することは認められない。				番号3に同じ。		甲26の政務調査費出納簿に目的として「会派三役会」と記載されているところ，会派は，議会運営の単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるということはできない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の会派三役会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0 ¥0
	調査研究費	H24.9.14	No.143	汽車代（鳥取～米子）	¥2,770	100%	¥1,385	50%								¥0
	調査研究費	H24.9.14	No.144	駐車場代	¥1,300	100%	¥650	50%								¥0
5	調査研究費	H24.11.12	No.155	ホテル代	¥4,800	100%	¥0	0%	出席に宿泊を必要とする理由の説明がなく政務調査費充当は認められない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号1－1に同じく，午前中に開催される定例会の主要事業説明会へ出席のために，前日から鳥取市内の宿に宿泊した費用が政務調査費として適切と認められるのは，当該説明会が，議員の同日出発で間に合うような方法がない，あるいは宿泊しなければ出席できない等の事情があるときのみである。このような事由の説明がなく，ゆとりあるスケジュールで議員活動を実施するとの理由は，政務調査費に要する支出の根拠とは言えず，政務調査費として支出することは認められない。	番号1-1と同じで補助参加人は定例会関連主要事業説明会と主張しているが，政党活動，議会活動の「政調政審」であると思われる。従って番号1-1と同じく支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 宿泊を要したのは，定例会関連主要事業説明会の開始が早く，同日に補助参加人安田優子の居宅から鳥取市に出向くことが現実的でないことによる。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 特に追加して主張すべき点はない。上述のとおりである。		丙F5の8によると，平成24年11月12日に主要事業説明会が行われたと認められるところ，補助参加人安田は，境港市に居住していると認められ，同市と鳥取市との距離，交通事情等を考慮すると，宿泊の必要性に欠けるとまではいえないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。同一会派の総会であるという事実のみから，政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。	丙F5の8の参考欄	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
6																
7																
8																
9-1	資料購入費	H24.4.23	No.501	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	地方紙を日本海新聞と山陰中央新報の2紙を購入しているが、1紙だけに充当するべきである。 （第1準備書面） 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であればそれが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されているかどうか，それが県民にとって透明性が高いものであるかどうかである。また，加えて主張するならば，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員個人の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 原告らの左記主張では，「一般的，外形的にみて，政務調査活動との間の合理的関連性に疑いを生じさせる事実ないし按分率の設定に疑いを生じさせる事実を主張・立証」したことにはならない。 よって，この点に対する反論がなくとも，この点について請求を認容することはできない。 しかし，進行に協力する観点から，補助参加人安田優子は，次のとおり反論する。 複数の全国紙や地方紙を比較検討することも，政務調査の目的に合致するし，一方の新聞には記載されていないことも他方の新聞には記載されている，ということもあり，全国紙及び地方紙について複数紙の購入をすることもまた，政務調査の目的に合致する。このような原告の主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 原告らの主張によれば，「一般社会知識」と「そうでない知識」という区別が存在し，後者にかかるもののみが政務調査費の対象になるかのようである。 しかし，そのような区別は不可能であり，その区別を前提とした主張はそもそも失当である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0
9-2		H24.5.23	No.504	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-3		H24.6.25	No.508	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-4		H24.7.23	No.512	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-5		H24.8.23	No.516	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-6		H24.9.24	No.521	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-7		H24.10.24	No.524	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-8		H24.11.26	No.527	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-9		H24.12.25	No.530	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-10		H25.1.24	No.536	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-11		H25.2.25	No.539	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0
9-12		H25.3.25	No.543	日本海新聞	¥2,200	100%	¥0	0%	番号9-1に同じ。	番号9－1と同じ支出は認められない。		番号9-1に同じ。		番号9－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10-1	資料購入費	H24.5.29	№506	教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等，俗に公務員名簿と呼ばれるものは名簿販売業者が販売している代表的なものでもある。県議会議員の政務調査にしか使えない名簿が，名簿専門に扱う販売業者で売られているはずもない。 一般的に，議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある。従って，それら全てが有益な政務調査と言えるものではないという社会状況がある。そのようなとらえ方をされないように議会事務局を通せば，どのような調査行為も可能であり，鳥取県職員録，鳥取県町村職員録，鳥取県教育関係職員録等が絶対に必要であるとは言えない。名簿の必要性を認めるが，その名簿が絶対に政務調査で必要であり，政務調査以外に利用できないものであるとの按分根拠を明示しない限り，100%の支出は認められない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、特段の理由もなく政務調査活動だけに使われたと認定することになる。これは誤りである。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも，左記の基準に反するものとは思われない。 また，立法府の構成員が，行政の職員から，事案の実態等を聞き取るなどの調査をすることは，有益な政務調査であり，そのための資料である教育関係職員録が，政務調査費として算入されない理由はない。 また，ガイドラインによれば，資料購入費について，「実績等を考慮のうえ，按分」となっているが，政務調査が，民主的統治や民主的統制等の価値に重要な役割を果たしていることから考えれば，このガイドラインの基準は，「他の用務と具体的な関係がある場合には，その部分を除くべき」との趣旨である。 しかし，前述のとおり，県教育関係職員録がそのような利用をされた事実はない。 よって，按分は不要である。 以上からして，原告らの主張は失当である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 他の用途に使用できるからといって，実際に他の用途に用いられず，政務調査のために使用された資料について，政務調査費に全額計上できないはずがない。 他の用途に使用できることの一事によって，「常にいくらかの負担を私費からすべき」などということになれば，そもそも政務調査にしか用いることができないものなど想定できないから，常に私費の負担を考慮することになり，結果，議員個人の財力に頼って政務調査が行われることになってしまう。 これでは，裕福な者ほど政治参加しやすいという状況を作出することになり，自己統治の価値等を毀損することになる。 よって，原告らの主張は失当である。 また，原告の「議員が行政の職員に直接聞き取るなどの調査については，現実的には，鳥取県でも議員からの圧力や口利きと受け取られかねないような行為もあるとの報道がある」との主張については，立証もないうえ，百歩譲っても当否の問題に過ぎず，まったく失当である。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
10-2	資料購入費	H24.8.21	№515	県職員名簿	¥800	100%	¥400	100%	番号10-1に同じ。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「番号10-1に同じ。」と記載しているので，それに従えば「番号10-1」に同じで，50%を超える支出は認められない。	番号10－1と同じで支出は認められない。		番号10-1と同じことが，県職員名簿についてもいえる。		番号10－1と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11-1	資料購入費	H24.7.17	No.511	本代	¥3,279	100%	¥0	0%	番号10-1に同じ。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人の主張は失当であり，購入書籍のタイトルを隠そうとしたものである。そもそも，安田議員個人の収入でどのような書籍を買おうと自由である。しかし，この書籍は政務調査に必要であると，県民の税金で購入しているのであるから，その費用は県民が負担をしている。同じように税金で支出される公立図書館で購入する図書が思想調査にあたり，そのタイトル等を隠蔽するような自治体がどこにあるのが指摘していただきたい。このような主張がまかり通るなら，透明性の確保と説明責任を果たすためのガイドラインも政務調査費交付条例も無意味なものとなる。県民の税金で購入した書籍のタイトルを屁理屈をこねて隠蔽しようとすることはガイドラインを無視した主張で認められない。 また，補助参加人は「書籍についてその当否はそもそも考えがたいうえ，その当否を判断する者を議員以外に設けることはそもそもされてはならない」などと，とんでもない主張をしている。税金の使い道は議員以外知ってはならない等という主張は認められない。 議員自ら策定したガイドラインの【項目別経費の例示】の資料購入費については「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」とあり，書籍の題名や内容がわからない限り，その実績や経費の按分，按分の根拠は明示できないばかりか，それらを記載すべき証拠書類を隠避するのであれば，違法な支出であると判断する外はない。 補助参加人は「そもそも政務調査費は，議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。」と反論しているが，政務調査費が議員に広く意見・知識・理解を得させるための制度であり，そのための補助金であるなどと，どこに定められているのか。政務調査費は議員に対して一般教養を身につけさせるために県民が納める税金ではなく，政務調査活動に要する経費の一部を補助するものである。			（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） まず，補助参加人安田優子としては，購入した書籍の題名や内容を明示することは，思想調査に類するものと感じており，訴訟の形式を取ったからといって，このようなことを行うことは非常に危険なものと考えている。 よって，補助参加人安田優子としては，この点を明らかにする予定はない。 しかし，そもそも政務調査費は，議員各人の資力に依存することなく，いかなる議員にも，広く意見・知識・理解を得させ，もって，民主的な統治や主張に対する民主的統制等を実現しようとするものである。 そのような趣旨によるものである以上，その書籍が「政務調査にふさわしくないか否か」を判断することはそもそも失当である。なぜなら，議員当人以外が「政務調査にふさわしくないか否か」を判断することそれ自体，政務調査に萎縮効果を生じさせ，結果，上記の民主的統治・民主的統制等の利益が害されるからである。 この点，例えば，雑誌や漫画等は明らかに政務調査としてふさわしくない旨の主張も考えられる。 しかし，例えば，ゴシップ雑誌や女性週刊誌であろうと，そのような雑誌に対する購入制限や販売時の展示方法の改善を県の施策として行うこと等は考え得るのであって，そのために雑誌を購入して検討することは有用なことであるし，例えば漫画であっても，鳥取県は，平成24年度から「まんが王国とっとり」という施策を行っており，漫画を購入して検討することもまた有用である。 以上からすれば，書籍についてその当否はそもそも考えがたいうえ，その当否を判断する者を議員以外に設けることはそもそもされてはならないのであって，その購入費を政務調査費から除外することはあってはならない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 上述のとおりである。 「政務調査に必要な知識」と「一般教養」との区別はそもそもできないし，また，「政務調査費の使途としてふさわしい表現内容（＝書籍）」と「政務調査費の使途としてふさわしくない表現内容（＝書籍）」とを区別することもまたできない。 表現には貴賤が無く，何がふさわしいかふさわしくないか判断することがそもそもできないからである。 （控訴理由書） 常に書籍名を明らかにすることを求めるならば，政務調査に萎縮効果を与える。		出納簿及び領収書からは，書籍名が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人安田は，本件訴訟でも書籍名を明らかにしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥3,279
11-2	資料購入費	H24.8.29	No.518	本代	¥2,940	100%	¥0	0%	番号10-1に同じ。			番号11-1に同じ。		番号11－1と同じ。		¥2,940
11-3	資料購入費	H25.1.9	No.533	本代	¥2,520	100%	¥0	0%	番号10-1に同じ。			番号11-1に同じ。		番号11－1と同じ。		¥2,520
11-4	資料購入費	H25.1.14	No.534	本代	¥2,050	100%	¥0	0%	番号10-1に同じ。			番号11-1に同じ。		番号11－1と同じ。		¥2,050
11-5	資料購入費	H24.3.17	No.542	本代	¥1,890	100%	¥0	0%	番号10-1に同じ。			番号11-1に同じ。		番号11－1と同じ。		¥1,890

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12	資料購入費	H25.1.15	№535	会社謄本印紙代	¥700	100%	¥0	0%	政務調査活動に必要であったことの説明がない。 （2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は原告らの独自基準と主張するが，原告らは鳥取県議会自ら策定したガイドラインの定めに沿って主張している。 ガイドラインでは「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」と定められており，その明示によって，政務調査費の目的の趣旨に沿った支出かどうか判断されるべきであり，そのための証拠書類がなければ適正な支出であるかどうかの判断は出来ない。証拠書類を隠蔽し，明らかに出来ないのであれば，その支出が認められないというのは，政務調査費交付条例に沿った主張である。従って，政務調査費としての支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明で「その内容に格別不合理な点はない」としているが，補助参加人は「この会社謄本は，住民からの情報提供により，とある会社に問題行動がある旨疑われたため，これを調査し，対応を検討するための，情報収集にかかるものであり，政務調査の一環である」との主張のみで，何ら実績を示しておらず，その謄本を取得することが私的活動を含めた政務調査活動以外の活動であるかの判断ができるはずがない。平成22年度の県議会議員の政務調査費の支出において，調査研究活動で会社謄本を取得した議員は他にはおらず，会社謄本を取得する行為が県議会議員の調査研究活動として、通常の研究活動でないことは明らかである。調査研究活動とは，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，その結果，議案の審査や政策立案に反映させていくことであり，どの議員も行っているような一般的な政務調査活動ではない会社謄本の取得が私的活動を含めた政務調査活動以外の活動であることの実績を示せない限り，その支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） そもそも，資料購入費について，説明の記載がなければならないとするのは，原告ら独自の基準であり，ガイドラインにはそのような記載は無い。よって，原告ら独自の基準に反したからといって，政務調査費としての支出が認められない，ということにはなり得ない。 なお，この会社謄本は，住民からの情報提供により，とある会社に問題行動がある旨疑われたため，これを調査し，対応を検討するための，情報収集にかかるものであり，政務調査の一環である（なお，当該住民及び当該会社の保護のため，詳細については述べることはできない。）。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 特に追加して主張すべきものはない。上述のとおりである。		甲26の領収書番号535（鳥取地方法務局米子支局印紙売捌販売所発行）の領収書及び政務調査費出納簿によると，会社の謄本を取得するための印紙代を支出したと認められる。詳細を明らかにできないとする理由も含め，その内容に格別不合理な点はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	甲26	¥0
13																
14																
15	事務費	H24.4.26	№802	送料	¥500	100%	¥250	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 平成24年度に鳥取県選挙管理委員会に届け出されていた事務所は以下の通りである。 鳥取県境港市上道町463-1　自由民主党境港市支部（代表 安田優子） 鳥取県境港市新屋町219　自由民主党鳥取県境港市第一支部（代表 安田優子）安田優子後援会 インターネットのGoogleMapを見ると，鳥取県境港市新屋町219の事務所は，行政書士 安田優子事務所の看板も設置されている。 番号15～19の事務費が上記2箇所のどちらの事務所で使用されたものかわからないが，どちらの事務所であっても政党支部であり，新屋町219の事務所であれば，後援会事務所，自らの事業に関する事務所と併用されている。 従って，汎用性の高いこれらの支出が政務調査活動のための支出であるという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，その政党関係業務・後援会などの政治団体・自らの事業等の共同使用実態を考慮の上，按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。 また，政務調査費は調査研究に要する費用を一部税金から負担するものであり，政務調査報告書の送料は調査研究に要する費用ではない。	補助参加人は「原告は，「政務調査費は調査研究に要する費用を一部税金から負担するものであり，政務調査報告書の送料は調査研究に要する費用ではない。」と突然述べるが，理由も根拠も無い。」と主張しているようにガイドラインが収録されている『政務調査費議員必携』すら，読んでおらず理解もしていないことは明らかである。『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。」とある。原告が主張する「調査研究に要する費用を一部税金から負担するもの」の根拠である。政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは、前記の目的を達成するために，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするまでがプロセスであり，送付は調査研究ではない。それが「調査研究に要する費用を一部税金から負担するもの」の意味である。また，県議であれば多種多様な書類の送付があるにもかかわらず，本件の議会事務局に送付した書類が調査報告書であるという立証もされていない。 従って，少なくとも50%を超える支出は認められるはずがない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面（4）） 政務調査報告書を議会事務局に送付した送料であって按分の必要はない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面（5）） 原告が事務所使用に関し縷々述べる点については，この費目については関係が無い。 そもそも，補助参加人安田優子は，事務所費を政務調査費として計上していない。 原告の主張は，「事務所を複数の用途に用いているから，事務所費も他の用途に用いているはずである」という乱暴かつ根拠のないものである。 また，原告は，「政務調査費は調査研究に要する費用を一部税金から負担するものであり，政務調査報告書の送料は調査研究に要する費用ではない。」と突然述べるが，理由も根拠も無い。 政務調査費用の精算を行うことも政務調査の一内容を占めるものであり，これを政務調査費から支出できないとする理由はない。		甲26の政務調査費出納簿及び領収書からは，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないが，本件訴訟でその利用目的が明らかにされているところ，送付時期に照らし（別紙9－7番号82参照），その内容に格別不合理な点はない。本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
16	事務費	H24.5.2	No.807	文具代（ファイル他）	¥1,609	100%	¥804	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 番号15と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原審の当裁判所の判断の補足説明は「政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もない」としているが，補助参加人は「政務調査費の出納管理・領収書整理のために購入したもの」と主張しているにもかかわらず，その実績を示していない。出納管理（出納簿）及び領収書のコピーは議会事務局に提出しており，その出納簿に関しては議会事務局にひな形があることで必要ないはずである。もし，主張通り，政務調査費の出納管理・領収書整理のために購入したものであれば，その内容は議会事務局に提出した内容と同じであり，実績として示せばいいはずである。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方に「活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているようにいかようにも使用できる汎用性の高い事務用品の購入費について，実績を示せない支出について，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 政務調査費の出納管理・領収書整理のために購入したものであり，他の用務に利用した事実はないから，按分は不要である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 番号15と同様である。		甲32ないし35によると，補助参加人安田は，その自宅を後援会事務所として届け出ているほか，鳥取県境港市上道463－1を「自由民主党境港市支部」として届け出ていたことが認められるところ，政務調査活動の拠点としていたのがいずれか定かではないが，甲26によれば，事務費につき，領収書番号801，804，808，814，815，821，824（ファイル），829，831の文具代については按分率を50%としていたことが認められ，左記支出内容及びその支出額に照らしても，補助参加人安田の主張に格別不合理な点はなく，政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
17	事務費	H24.6.17	No.811	ファイル代	¥2,976	100%	¥1,488	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 自らの裁量で「按分は不要である。」との主張には客観性も透明性もない。そのような主張ができないようにガイドラインは「実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」と定めており，少なくとも50%を超える支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明で「政務調査活動以外の活動に利用されたことを疑わせる証拠もない」としているが，補助参加人の主張から，誤った判断である。補助参加人は「常任委員会の配付資料及び特別委員会議案書（並びに関連書類）を編綴するために購入したものであり，他の用務に利用した事実はない」と主張しているが，どのような根拠でこのような主張に至るのか理解できない。ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。本件はガイドラインで対象外経費としている政務調査活動以外の活動の中の議員活動であり，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 常任委員会の配付資料及び特別委員会議案書（並びに関連書類）を編綴するために購入したものであり，他の用務に利用した事実はないから，按分は不要である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 追加して主張すべきことは無い。上述のとおりである。				¥0
18	事務費	H24.12.20	No.830	県民手帳代	¥600	100%	¥300	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は，「ガイドラインの基準を満たしており，全額算入することに問題は無い。なお，按分が必要な程，他の用務に利用されている事実はない。」と主張する。 しかし， 1　被告から県民手帳が証拠として提出されておらず，被告の主張を裏づける証拠は全くない。 2　本件の2012年度の「暮らしの便利資料」は，原告らにおいて入手できず，翌2013年度及び2017年度の「暮らしの便利資料」を入手することができた。2013年度の「暮らしの便利資料」の目次が甲11号証，2017年度の「暮らしの便利資料」の目次が甲12号証である。また，その「暮らしの便利資料」の内容を見ても，ほとんど変化が無い。安田議員は，前年度の2011年度版県民手帳も購入していると思われるが，前年度と比較して，統計の内のごく僅かは異なっているが，2012年度の「暮らしの便利資料」もほぼ前年度と同様の内容であり，その利用価値は低い。ごくわずかについては前年度と比較して統計の数値が変化する項目があるものの，数年毎の調査のために前年度と数値が変わらないものが多い。 2012年度版の全てが不要とは言わないが，そのわずかな変化はとるに足らないものである。 しかも付録の「暮らしの便利資料」はわずか約50頁であり，本体の県民手帳は約230頁であり，その本体は，個人的用途にも使用もできるし，県議会議員としてのその他の諸活動にも活用できる。 そのようなものを全額「政務調査費」とすることは，到底合理性が無い。	『政務調査費議員必携』の“はじめに”には，「政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。」とあり，ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とある。つまり，政務調査費は，議員が政務調査活動の内容や実績により按分率を算定し明らかにすることによって，その経費の一部が交付されるものである。 県民手帳の作成目的は，暮らしに便利な情報を掲載することにより，一般県民の生活に役立つような内容となっている。ちなみに，2018年度の県民手帳は，酒蔵マップ，ご当地キャラ等も掲載し，県民にとって親しみがもてる内容も含まれており，政務調査専用の手帳ではない。議員も一県民であり，県民手帳は一県民としての用途があるのは明かである。また，全議員が県民手帳を政務調査費から支出していないことからも，政務調査活動に必ず必要としないことは明らかである。従って，県民手帳を購入し，その100%が政務調査活動であるという実績を示せない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） ガイドラインの基準を満たしており，全額算入することに問題は無い。 なお，按分が必要な程，他の用務に利用されている事実はない。 この点，原告らは，50%の算入のみ認める旨主張するが，根拠がない。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 前述しているとおり，　また，他の用務に利用できないものなどほとんど観念できないのであり，具体的に利用された事実の具体的主張も立証もないのに，「利用できる（＝利用可能性がある）」ことを理由に按分を認めては，常に按分が生じ，政務調査が常に個人の資力によることになり，政務調査費の趣旨を没却することになる。 この点，原告は，県民手帳が他の用務に使用された具体的事実やその立証はなしておらず，これを根拠に按分は認められてはならない。 また，原告は，従前の県民手帳との内容の重複等を挙げて，政務調査費からの支出を否定すべきと述べるようであるが，正にこじつけである。 このような主張によらねばならない原告の主張が失当であることは明らかである。		丙F5の6によると，スケジュール帳形式のものであり，甲11，12によれば，県民手帳には，県の暮らしに関わる統計や，県内の各種行政組織，主要官庁などの連絡先等が掲載されていることが認められるものの，スケジュール部分については，一般的に，私的活動等を含む政務調査活動以外の活動の管理にも使用されるものであり，この点に関する適切な反証がない以上，政務調査費を充てることが許されるのは支払額の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲11，12，丙F5の6	¥300

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	事務費	H25.3.26	No.839	額紐代	¥564	100%	¥282	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 補助参加人は「これからすれば，他の用務に使用した事実はないから，按分は不要である。」と主張するが，事実があるかどうかを明らかにするべきであるにもかかわらず，その事実がないことを前提に主張することは意味がない。社会常識から考えると，額紐の用途が政務調査であるという確率はないに等しい。一般市民に「額紐の用途は何ですか？」と訪ねたとき，「政務調査」と答える市民がいるとは思えない。従って50%を超える支出は認められない。	番号16と同じで実績を示せない支出は認められない。補助参加人は「境港市までの高速道路の伸張計画にかかる完成パースを掲示して，市民とこれについての意見交換を行うために購入したもの」と主張しているが，完成パースの写真すら実績として示されていないので支出は認められない。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 従前作成した境港市までの高速道路の伸張計画にかかる完成パースを掲示して，市民とこれについての意見交換を行うために購入したものである。 これからすれば，他の用務に使用した事実はないから，按分は不要である。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 特に追加して述べるべき点はない。上述のとおりである。		番号16，17に同じ。		¥0
20	人件費	H24.4 ～ H25.3	No.901	人件費	¥996,000	100%	¥498,000	50%	（2017年2月7日付け原告第12準備書面） 平成24年度に補助参加人から鳥取県選挙管理委員会に届け出されていた事務所は以下の通りである。 鳥取県境港市上道町463-1　自由民主党境港市支部（代表 安田優子） 鳥取県境港市新屋町219　自由民主党鳥取県境港市第一支部（代表 安田優子）安田優子後援会 インターネットのGoogleMapを見ると，鳥取県境港市新屋町219の事務所は，行政書士 安田優子事務所の看板も設置されている。 どちらの事務所であっても政党支部として届け出がされており，新屋町219の事務所であれば，後援会事務所，自らの事業に関する事務所と併用されている。 人件費がどちらの事務所で使用されたものかわからないが，二カ所とも政党支部として届け出がされていたので，政党支部で従事していた職員の人件費である。 この年(平成24年)の12月16日には第46回衆議院議員総選挙が施行されている。国政選挙時に，政党支部の果たす役割は大きく，その政党支部に従事していた職員が政党活動，選挙活動等の政務調査活動以外の活動にかかわっていないということは容易に想像できる。特に選挙期間の前後では，事務所で従事していると電話や来客が通常よりも多くあるはずで，その対応を全くしなかったとは考えられない。 補助参加人は「政務調査費から支払いをすべきものとそうでないものとを区別しており」と主張するが，通常は混然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、職員からの労務提供を受けていたのかという，客観的な実績，根拠等を明示できない場合，外形的事実により，その政党関係業務・政治団体・自らの事業などの共同使用実態を考慮の上按分するべきであり，少なくとも50%を超える支出は認められない。	補助参加人安田優子は，平成24年度に一つ目の事務所を自由民主党境港市支部（代表 安田優子），二つ目の事務所を自由民主党鳥取県境港市第一支部（代表 安田優子）安田優子後援会として鳥取県選挙管理委員会に届け出していた（甲32号証・甲33号証・甲34号証・甲35号証）。また，二つ目の事務所には行政書士 安田優子事務所の看板を設置していた。恒常的に2カ所の政党支部の事務所を使用しているにもかかわらず，その政党支部は選挙の間には全く活用しないという主張に信憑性があるはずがないし，あり得ない。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識である。しかも，この年の12月には第46回衆議院選挙が行われたので政党事務所の稼働率はかなり高かったはずである。 原判決の当裁判所の補足説明では，実績を示さない補助参加人の主張のみで「人件費について，政務調査費から支出するものとそうでないものを区別し，後者については，別途，賃金を支払っていたことが認められる」と判断している。しかし，領収書のみでは補助職員が，どの事務所で，どのような業務を行い，どのような政務調査の実績があるのかということを判断できるはずがない。ガイドライン通り「政務調査費としての活動実績」を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，補助職員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，少なくとも50%を超える補助職員への人件費の支出は認められないのは当然である。		（平成28年10月20日付け補助参加人稲田ら準備書面(4)） 政務調査費から支払いをすべきものとそうでないものとを区別しており，この人件費は，前者にかかるものである。 後者にかかるものについては，別途給与を支払っている（丙F5の1から丙F5の4）。 （平成29年6月29日付け補助参加人稲田ら準備書面(5)） 正当の業務に従事させたという点について，間接事実等の具体的な事実の主張も立証もない。 また，選挙に関しては，別途の事務所が設けられ（選挙が行われる度に事務所開きが行われることから顕著な事実といえる。），当該別途の事務所の者が必要な対応をするものであるから，選挙が行われたことを根拠に，当該従業員が他の用務を行ったことの根拠とはならない。	丙F51～4	甲32ないし35によると，補助参加人安田は，その自宅を後援会事務所として届け出ているほか，鳥取県境港市上道463－1を「自由民主党境港市支部」として届け出ていたことが認められるところ，政務調査活動の拠点としていたのがいずれか定かではない上，補助参加人安田は，左記領収書にかかる補助者につき，政務調査活動以外の活動にも従事させていたことを認めるところ，丙F5の1ないし丙F5の4によると，政務調査費から支出するものとそうでないものを区別し，後者（毎月の賃金月額合計額の約2割程度）については，別途，賃金を支払っていたことが認められるものの，政務調査費添付の出勤簿によってもその按分の算定根拠となった勤務実態についてが詳らかではなく，この点についての適切な反証があったとはいいがたい。そうすると，政務調査費を充てることが許されるのは，左記議員主張額の8分の5程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については，不当利得になるというべきである。	甲32～35，丙F5の1～4	¥373,500
															計	¥386,479

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.5.2 ～ H24.5.8	11 16 17 18 19 20	東京航空券 地方分権改革シンポジウム東京切符代 タクシー代 宿泊費	¥69,427	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書によると，東京で開催された「地方分権改革シンポジウム」に参加したようである。ガイドラインの「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」の調査研究費には「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は，政務調査活動報告書（様式参照）を作成する必要があること。」とある。しかし，報告書はあるものの，単なるレジメに過ぎず，ガイドラインの様式例に照らして結果の記述もない。このよう報告書は社会通念上許容される報告書とは言いがたく，すべての経費は政務調査費として認められない。 （原告第13準備書面） 議員の政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われる活動である。しかし、参加したと思われる「地方分権改革シンポジウム」の案内を添付し，レジュメをそのまま記載したかのような参加報告書を提出すれば政務調査費として支出を認められるものではない。 補助参加人が提出した政務調査参加報告書の内容は，式次第・レジュメをそのまま書き写したような内容であって，調査研究活動の報告書と言えるものではない。補助参加人は調査報告書の様式云々の問題としているが，提出されている報告書の内容を見てみると，このシンポジウムの内容が，どのように県政に資することが出来るのかも全くわからず，調査研究とは言えず，結果も考察もない報告書であり，様式以前の問題である。このような政務調査活動報告書は，調査報告書と言えるものではなく，政務調査費として支出は認められない。	ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の支出が認められるのである。講演会のレジュメをそのまま書き写したような報告書に，政務調査活動としての要素は全くないにもかかわらず，原判決は「主要な項目を含んでおり，政務調査活動の内容は明らかにされてい」と判断している。しかし，社会通念上，調査報告書というものは，最低でも問題，解析，考察，結論がなければ，調査報告書とは言えない。 【地方自治法】第二条14　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。とあるが，県民の税金を69,427円も支出して，自らの言葉で問題，解析，考察，結論が述べられず，そのプロセスも一切書かれておらず，レジュメを書き写したような報告書のみしか提出できない調査研究報告書は単なる紙切れであり，それは政務調査活動の費用に対する違法な支出でしかなく，最大の効果どころか，何の効果も挙げていない，このような杲れた報告は，政務調査費を支出するための実績や根拠とは言えず，議会議員として、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかけ離れており，その支出は違法な支出としか言えない。		（補助参加人G準備書面1） 「地方分権改革シンポジウム」は、元鳥取県知事であり、鳥取県政に改革をもたらした第一人者である片山善博氏による基調講演のほか、「国出先機関の移管実現と地域の自立」をテーマとした現役知事らのパネルディスカッション等を内容とするものであり、かかるシンポジウムに参加し、最新の議論や問題意識等について情報収集を行うことが、政務調査活動に当たることは明かである。 なお、ガイドラインにおいては、「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書（様式参照）を作成する必要がある」とされているが、当該「様式」は「参照」とされているに過ぎず、報告書としての成立要件を定めたものとは考えられない。したがって、当該「様式」と実際の報告書との体裁が異なるからといって、当該報告書が、ガイドラインが要求する報告書に該当しないということにもならない。		補助参加人小谷が作成した政務調査活動報告書は，本件ガイドラインが定める様式を利用していないものの，その主要な項目を含んでおり，政務調査活動の内容は明らかにされているというべきである。したがって，各支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.5.27	35	大山町自衛隊父兄会24年度会費	¥3,000	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の出納簿には「大山自衛隊父兄会参加，24年度年会費支払い」とあるが，ガイドラインの「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」には 「【会費】 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であることが必要であること。・団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う，あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ，ライオンズクラブ，趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費，意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。しかし，証拠書類には，この「大山町自衛隊父兄会」の活動内容や実態が，政務調査活動として適当であるとの根拠も資料も添付されていないので，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第13準備書面） 補助参加人は「ガイドラインにおいても、当該支出にかかる団体の活動内容や実態が、政務調査として適当であるとの根拠や資料の添付も求められていない。」と主張するが，ガイドラインの【会費】には「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。」，「団体が主催する会議等に参加し団体構成員等と意見交換等を行う、あるいは調査研究活動に資する会報等資料の取得等を主たる目的とするものであること。」，「個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。」とある。 つまり，政務調査費として会費を支出することが適当であるか否かは，その会の活動内容を明らかにする証拠資料を明示して初めて判断できるものである。補助参加人は「大山町自衛隊父兄会」の活動内容や実態が調査研究活動として適当であるかどうかを検証できる書類を提出していない。従って，政務調査活動として会費を支出することは認められない。 　また，政務調査活動は，調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われるものである。県内での政務調査活動に関しては、政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし、「〇〇に参加して意見交換を行った」とだけ主張すれば政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても、『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。すなわち、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し、収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。会の活動内容を明らかにする証拠資料を明示せず，情報収集という抽象的な主張だけでは，調査を行い，その調査によって研究を行った調査研究の実績として認められない。	ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」とあり，政務調査費は議員が行う調査研究のみに使途出来るのであって，ガイドラインによる政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）は対象外と定めている。原判決の当裁判所の判断の補足説明では「本件ガイドラインの規定する会費の要件に違反するとは認められない。」としているが，この判断は誤っている。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方に「その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，会に対して政務調査費を支出するのであれば，その支出根拠として，会費を支払った当該団体がどのような団体であるかを，主張のみではなく，総会資料や入会案内などで立証しなければならないことは明らかである。補助参加人は補助参加人G準備書面1で「当該支出にかかる団体の活動内容や実態が、政務調査として適当であるとの根拠や資料の添付も求められていない。」と主張しているが，政務調査費として会費を支出することが適当であるか否かは，ガイドライン通り，その会の活動内容を明らかにする証拠資料を明示して初めて判断できるものである。また，同準備書面で補助参加人は「大山町自衛隊父兄会は、総会や、会員同士の意見交換会、防衛に関する各種講演会を開催する等の活動を行う団体である。」と主張しているが，このような団体活動はガイド欄による政務調査活動以外の活動とされる親睦団体活動であるとも考えられる。従って，その会に政務調査費を支出するのであれば，大山町自衛隊父兄会の資料を提出するくらいは，いとも簡単なことであるにもかかわらず，補助参加人は何らかの事情があったのか，資料を提出しないので，支出が認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 「大山町自衛隊父兄会」の活動内容や実態が、政務調査活動として適当でないこと等、当該支出が政務調査活動であることに疑いを生じさせるような具体的な主張・立証はない。 また、ガイドラインにおいても、当該支出にかかる団体の活動内容や実態が、政務調査として適当であるとの根拠や資料の添付も求められていない。 なお、大山町自衛隊父兄会は、総会や、会員同士の意見交換会、防衛に関する各種講演会を開催する等の活動を行う団体である。 小谷議員は、これら総会や意見交換会に出席し、鳥取県内の自衛隊拠点と地域の連携のあり方等について、意見交換を行い、また、隊員の実情を把握することを目的として同会に所属し、かつ、実際に、かかる意見交換や実情把握を行っていた。 このような活動が政務調査活動に当たることは明かである。		会の名称に照らし，補助参加人小谷の主張に格別不合理な点はなく，本件ガイドラインの規定する会費の要件に違反するとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.5.30	37	西部県議会議員と西部総合事務所職員の勉強会	¥5,445	100%	¥2,722	50%	（原告第6準備書面） 証拠資料によると，この会は県西部選出県議会議員と県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等との「弓ヶ浜地区の道路網の整備等について」の会議で米子ワシントンホテルプラザで開催されている。西部議員団としての会議なので，当然ながら政務調査活動以外の議員としての活動が含まれているのは明らかである。開催場所等を考えると，飲食を伴う意見交換会でもあり，ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」があてはめられる。しかし，前述のように政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の議員活動も含まれるので50%を超える支出は認められない。 案内状『西部議員懇談会の開催について』および求釈明への回答『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば、西部議員懇談会は、米子ワシントンホテルプラザで5月30日の16時から開催された。まず県職員が議題について説明し、議員と問題点を検討した。続いて18時～20時ごろまで飲食を伴う議員の「意見交換会」が行われたというものである。補助参加人は、この懇談会への参加に要した費用の全額を政務調査費に計上した理由として、これは懇親会ではなく100%の政務調査活動であったと主張する。確かに懇談会の前半（16時～18時）は政務調査活動であろうと推測できる。しかし、後半（18時以降）については、政務調査活動が行われたことを示す実績等の証拠書類は何も提出されていない。そして、5,000円を超す今回の参加費用の大部分は、この飲食を伴う後半で発生したことは自明の理である。現在，森岡議員以外で西部議員懇談会に参加した議員に対して求釈明中であるが，森岡議員の求釈明では「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性も否定できない。従って、このような経費の 100%を政務調査費に計上することは認められず、50%を超える支出は認められない。	原判決の判断の補足説明には「県政に関する調査研究のために出席したと認められ」とあるが，その会において，一部が県政との関連性が認められるというだけで政務調査活動費として全額を支出できないことはガイドラインにより明らかである。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」ともあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動についてのみである。 そして対象外経費として，ガイドラインの3 政務調査費の対象外経費(5)その他調査研究活動以外の経費の② には，親睦会、レクリエーション等のために使用する経費と定められている。 この会議の案内について開示資料では『西部議員懇談会の開催について』とあり，当該会議は懇談会(懇親会と同意語)であり，会議後半は18時半以降に開催されており，出席した森岡議員の求釈明では，森岡議員自身は「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性も否定でず，当該会議は懇談会(懇親会と同意語)であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会で，一部が県政との関連性が認められるという判断で，その100%が政務調査活動から支出できるではずがない。また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインの「原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，50%を超える支出が認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 当該勉強会（意見交換会）は、「弓浜地区の道路網の整備」「その他」を議題・内容とし、県西部総合事務所長等も参加の上、道路、環境、港湾利用などについて意見交換を行ったものであり、同会への参加が政務調査活動に当たることは明かである。 また、当該支出は、勉強会（意見交換会）の会費であり、食糧費ではない。		懇談会という名称，ホテルで開催されたこと，会費の金額から食糧費であると認められるところ，「弓浜地区の道路網の整備について」等の議題・内容から，県政に関する調査研究のために出席したと認められ，主催者によって事前に会費が5500円と定められていたことが認められる。したがって，本件ガイドラインに違反するものではなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとも認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H25.1.12	163	団体要望宿泊費	¥3,900	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類には「団体要望」とあり，団体に付き添っての活動と考えられる。しかし，その団体要望についてどのような政務調査が必要であったのか明記されておらず，宿泊について，団体要望の前後で宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。団体の付き添いで要望活動するのであれば，夜に飲酒を含む懇談をした可能性もある。この領収書では政務調査活動に必要な宿泊料の支出である根拠や按分率が示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第13準備書面） 地方議会は，国会のように政党という集まりではなく，政党を共にする議員が会派を結成し，議会活動をするのが通例であり，一般的には会派＝政党に属する議員の集まりと言える。よって，会派での要望活動は政党および政治信条が近い議員団としての活動であり，政党活動でもある。従って，政務調査費の支出に対して一定の制限を受ける。また，国会、国等への要望活動はガイドラインで定めているが，市町村、県民からの陳情・要望については，それに関する現地調査に要する支出を認めているだけであり，県や知事に対する要望に伴う費用については定めていない。要望とは，調査研究結果をを踏まえて，政策に対し実現を望むために，対象相手に要望を伝えることであって，その要望活動自体は調査研究活動ではない。また，会派として行った県教育委員会との意見交換も同様である。従って，調査研究費として支出することは認められない。	原判決の判断の補足説明には「団体から要望を聴取することは，県政との関連性を有すると認められる。」とある。しかし，これは明らかに間違った判断である。原告は，この宿泊費の支出について違法であると主張しているのである。補助参加人は「当該団体要望は、2日間にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。」としか主張しておらず，団体からの要望聴取で宿泊せざるを得なかった具体的な根拠を示していない。通常，団体からの要望は日中であると想像されるが，それが2日間にわたって行われたとしても，何故宿泊が必要なのかを根拠を示さず，その宿泊費が相当であると判断することは出来ないはずである。団体からの要望の後，夜にガイドラインで対象外経費として定めている親睦会やレクレーションが開催された可能性，飲酒をともなう懇親会等が開催されることは容易に想像することもでき，それらの飲酒をともなう懇親会への出席により宿泊せざるを得なかったということも考えられ，補助参加人の何ら根拠のない主張のみで宿泊費を政務調査費から支出することは認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 当該「団体要望」とは，県議会の各会派控え室において、小谷県議が、複数団体からの要望を順に受けるというものである。 要望を受けるということは、すなわち、住民意思をダイレクトに把握することであり、これが政務調査活動に当たることは明かである。 また、当該団体要望は、2日間にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。		甲26領収書番号163に「団体要望」と追記されているところ，団体から要望を聴取することは，県政との関連性を有すると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の実績を示す書類等の提出がないからといって，そのことのみで上記追記が虚偽であると疑われるものではない。		¥0
5	調査研究費	H25.2.2	172	石破・赤沢合同新春懇談会	¥2,000	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「懇談会費として」という但し書きあり，石破茂・赤沢りょうせい合同新春懇談会の名称も記載されている。明らかに自らが所属する政党の懇談会であり，明らかに議員活動であり，政党活動である。また，新春懇談会という名称から留意事項に記載がなく認められない。 （原告第13準備書面） 領収書の発行元は「石破しげる　赤沢りょうせい合同新春懇談会」とあり，両名とも鳥取県選出の自由民主党所属の国会議員である。当該新春懇談会は，その両名を招聘した懇談会であり，政党活動であることは明らかである。加えて，同年には，補助参加人は自宅を自由民主党鳥取県西伯郡第二支部とし，自らを支部長として鳥取県選挙管理委員会に届けている。自らが政党支部長を務める政党の国会議員の新春懇談会への参加は，明らかに政党活動である。このような政党活動に調査研究費を支出できるはずがない。			（補助参加人G準備書面1） 当該懇談会は、鳥取県選出の衆議院議員2名の演説を聴くことのほか、参加した住民との情報交換や要請の受付けの場ともなり、これに参加することが政務調査活動に当たることは明かである。 （附帯控訴理由書） 懇談会を開催する国会議員にとっては後援会活動に当たり得るとしても，補助参加人にとっては講演会活動に当たらない。鳥取県選出の衆議院議員の懇談会である以上，国政や県政を取り巻く広域的な情勢に関する情報収集に直結する。当該国会議員や他の参加者との間で，かかる情勢に関する様々な意見・情報交換が行われる。		国会議員の後援会活動としての実質を有することが推認されるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人小谷は適切な反証をしない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥2,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	調査研究費	H25.2.7	178	政調政審宿泊費	¥5,000	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類に鳥取シティホテルの領収書が添付されており，「政調政審」とだけ記載があるが，この日の政調政審が，どのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，また宿泊について，政調政審が終わって（あるいは前日）から宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第13準備書面） 鳥取県では，定例議会前に県側の予算について説明を受ける機会を政調政審という名称を使っているが，政調政審は，県の担当者から予算案の詳細を一方的に聞くだけであり，何ら調査研究することはない。このような活動は政務調査活動ではなく、議会活動の一部である。従って，調査研究費として支出することは認められない。	ガイドラインの1使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。.....しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり」としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。補助参加人は「政調政審は、県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。」と主張しているように，議案内容の聴き取りは明らかに議会活動の一環で，議員が議会前に参加するのは当然であり，議会活動は調査研究活動とは言えない。また，補助参加人は「県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり」と主張している。例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人が所属している会派は「自由民主党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。原判決では「県政との関連性を有すると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断しているが，これには明らかに事実誤認がある。議員としての活動であれば“県政との関連性が認められる”のは当然であり，政務調査費の使途が認められるのは，その議員活動の中の調査研究活動のみであり，「県政との関連性が認められる」から使途が認められるという判断はガイドラインの解釈を誤ってる。従って，補助参加人が政調政審のために支出した宿泊費用は，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活であることは間違いなく，ガイドラインに反した違法な支出であり，認められない。		（補助参加人G準備書面1） 政調政審は、県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。 また、政調政審は、通常、1日で終わるものではなく、当該政調政審も、複数日にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。		甲26領収書番号178に「政調政審」と追記されているところ，政調政審は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性を有すると認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 同一会派の打ち合わせであるという事実のみから政務調査活動以外の活動が行われたと推認することができず，政務調査活動以外の活動が行われたことを疑わせる証拠もない。		¥0
7																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	事務所費	H24.11.15 ～ H25.3.21	131 146 150 181 195	事務所灯油代	¥15,574	80%	¥12,770	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「小谷議員の選挙区においては，平成15年，19年，23年と，無投票が続いていたこともあり，平成24年度中，小谷議員は後援会活動を特に行っていなかった。このように，御来屋事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。」と主張する。 しかし，ガイドラインに「議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々」とあるように，議員にとって後援会活動だけが議員の活動ではなく，選挙がなかったこと＝後援会活動を行っていない＝政務調査活動以外は行っておらず，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に事務所が使用されなかったという根拠とはならない。 「議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々」であるにもかかわらず，それらの活動の拠点としてではなく，政務調査専用に事務所を賃借契約をすることは，余程特殊な事情が無い限り合理性がないと考える。議員として事務所を賃借し，その事務所を議員活動の拠点とするならば，多種多様な議員活動に対応できるように事務所を賃借契約するのが合理的かつ効率的であり，それを政務調査専用に限定した事務所とすることの合理性は，補助参加人の主張からは認められない。 補助参加人が，「御来屋事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの」と主張するように，政務調査活動だけではなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に事務所が使用されていたことは補助参加人が認める通りであり，補助参加人から，政務調査専用の事務所であることの合理性や，それを客観的に明示できる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，その50%を超える支出は認められない。	平成24年に，補助参加人は当該事務所（補助参加人が「御来屋事務所」と主張）を小谷茂後援会事務所として選挙管理委員会に届け出ている（甲34号証・甲35号証）。 補助参加人は，「小谷議員の選挙区においては，平成15年，19年，23年と，無投票が続いていたこともあり，平成24年度中，小谷議員は後援会活動を特に行っていなかった。このように，御来屋事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。」と主張する。しかし，ガイドラインにあるように「議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々」であり，県議会議員として，自らの選挙がなかったとしても調査研究活動以外の活動は常に行っていることは当然のことである。補助参加人が（補助参加人G準備書面1）で「政務調査活動にかかる膨大な資料の収集、整理、作成や、文書や来客による要望、陳情の受付、応対、また、議会質問に関する文書作成等の業務を行っていた。」「御来屋事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの」と主張するように少なくとも，当該事務所で議会活動や政党活動を行っていたことは明らかである。また，補助参加人は自宅である鳥取県西伯郡大山町東坪922を自由民主党鳥取県西伯郡第二支部として届け出し（甲34号証・甲35号証），政党活動も行っていることで，政党活動は，補助参加人の「御来屋事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの」という主張通り，御来屋事務所と分散してたことがうかがえる。政務調査活動以外の活動である政治活動ガイドラインの１ 使途の基本的な考え方に「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」，また，「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と，政務調査費は調査研究活動のみに使途出るものであり，その際の按分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにしなければならないのである。しかし，補助参加人は「業務全体からみれば微々たるものであり、割合的には、多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあった」としか主張せず，“活動内容や実績により、算定し明らか”にしていない。このように補助参加人が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。また，補助参加人の人件費の項目（補助職員賃金）15番で原判決は「補助参加人小谷は，同人の事務所で政務調査活動以外の活動が行われていたことを自認しており（番号8ないし12），同人の事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。また。補助職員は，幅広い活動に従事することが可能である。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。」とし，原告の主張通り50%を超える支出を違法と判断している。補助参加人の主張では，補助職員は事務所内での業務に従事していたと主張しており，事務所の使用実態から，事務所費及び人件費は原則同じ按分率で支出されるべき経費であり，当然ながら，事務所関係費についても，少なくとも原告ら主張額ないし50%を超える支出が認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 大山町御来屋所在の事務所（以下、「御来屋事務所」という。）に関する経費である。 御来屋事務所においては、政務調査活動にかかる膨大な資料の収集、整理、作成や、文書や来客による要望、陳情の受付、応対、また、議会質問に関する文書作成等の業務を行っていた。 なお、小谷議員の選挙区においては、平成15年、19年、23年と、無投票が続いていたこともあり、平成24年度中、小谷議員は後援会活動を特に行っていなかった。 このように、御来屋事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。 この点、御来屋事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの、このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり、割合的には、多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあったが、政務調査活動が純粋に100パーセントを占めるわけではないという意味で、念のため、御来屋事務所に関係する経費のうち政務調査活動の按分率は、80パーセントにとどめておいたものである。		①補助参加人の事務所（御来屋事務所）は，後援会事務所にもなっていたことが認められる。 補助参加人は，番号8ないし13の各支出の対象が，政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率（政務調査活動各80%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ②甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として計1万9470円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥2,804

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	事務所費	H24.12.28 ～ H25.3.29	152 200	事務所賃借料	¥195,261	80%	¥91,370	50%		番号8と同じで原告ら主張額ないし50%を超える支出は認められない。				① 番号8①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として24万4077円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥73,223
10	事務費	H24.4.3 ～ H25.3.31	1 5 12 40 54 62 68 90 107 116 124 138 155 165 173 188 437	コピー機リース料・保守サービス料	¥125,757	80%	¥62,870	50%		番号8と同じで原告ら主張額ないし50%を超える支出は認められない。				① 番号8①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として計15万7198円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度（計7万8591円）にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥47,166
11	事務費	H24.5.7 ～ H25.3.23	14 42 56 69 95 108 125 139 157 174 189 431	電話代（54-5377）	¥38,980	80%	¥24,012	50%		番号8と同じで原告ら主張額ないし50%を超える支出は認められない。				① 番号8①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として計4万8733円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1（計2万4364円）にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥14,616

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12	事務費	H24.5.7 ～ H25.3.23	13 41 55 70 96 109 126 140 158 175 190 432	電話代（FAX）（54-5369）	¥52,109	80%	¥32,581	50%	（原告第１１準備書面） 補助参加人は，「小谷県議は，当時，携帯電話をこの１台のみ保有していたが，私生活上の用向きで使用することは少なく，その割合は，多く見積もっても，せいぜい１０パーセント程度に止まるものであった。また，政党や議会との事務連絡を行うこともあったが，その割合は，多く見積もっても，せいぜい１０パーセント程度に止まるものであった。」と主張する。 しかし，県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，小谷茂議員は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか，政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話が政務調査に必要不可欠ではないことで，携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は「当時，携帯電話をこの１台のみ保有していたが，私生活上の用向きで使用することは少なく」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していたこと認めているのである。ガイドラインの「はじめに」には「政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み，議員には，県民に理解され信頼される議会づくりのために，その使途について，より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とある。 この中の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自主裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものである。 そのために，ガイドラインでは，２政務調査費の使途、主な経費に係わる留意事項、共通事項【経費の按分】① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。按分後の円未満の端数は，切り捨てること。と定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない場合には，少なくとも50%を超える支出は認められない。	番号8と同じで原告ら主張額ないし50%を超える支出は認められない。		（補助参加人G準備書面１） 小谷県議が使用していた携帯電話の料金である。 当該携帯電話は、地域住民等からの相談や要請の聴き取りや、当該相談、要請についての行政（県、市町村）とのやりとり、及び、県政に関する情報収集等の政務調査活動のために使用していた。 小谷県議は、当時、携帯電話をこの１台のみ保有していたが、私生活上の用向きで使用することは少なく、その割合は、多く見積もっても、せいぜい１０パーセント程度に止まるものであった。 また、政党や議会との事務連絡を行うこともあったが、その割合は、多く見積もっても、せいぜい１０パーセント程度に止まるものであった。		① 番号8①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として計6万5143円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥19,528
13	事務費	H24.5.25 ～ H25.4.5	32 48 63 78 101 118 133 147 166 182 196 434	携帯電話代	¥42,385	80%	¥26,993	50%		携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「私生活上の用向きで使用することは少なく」「政党や議会との事務連絡を行うこともあった」と主張し，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を80%としている。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の１使途の基本的な考え方には「それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで使途することはできない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（平成30年９月４日付け準備書面） 携帯電話の汎用性も踏まえて按分率を算出している。		① 番号8①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人が左記内容欄記載の代金として計5万2987円を支払い，そのうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，これを超える分については不当利得になるというべきである。		¥15,392

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	事務費	H24.5.7 ～ H25.3.23	15 43 57 71 97 110 127 141 159 176 191 433	電話代 （54－ 4579）	¥6,910	30%	¥0	0%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「小谷県議の自宅に設置されていた固定電話機の料金である。当該電話は，主に私生活上の用向きに使用されることもあったが，少なくとも，30パーセント程度は，地域住民等からの相談や要請の聴き取りや，当該相談，要請についての行政（県，市町村）とのやりとり，及び，県政に関する情報収集等の政務調査活動にも使用していた。」と主張する。 しかし，自宅に設置している固定電話であれば，恐らくは議員に当選する前から利用されていたものであると思われ，補助参加人が「主に私生活上の用向きに使用されることもあったが」と主張するように，本来は私用に供するための私的設備である。少なくとも基本料金は，その回線及び設備を維持するための費用であり，政務調査費として支出することは認められない。また，私用（家庭用）として設置している家屋の電話は，汎用性も高く，何時，誰が利用しているかも知れず，全てを把握することは極めて困難である。 ガイドラインの主な経費に係わる留意事項には，共通事項，【経費の按分】，① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。按分後の円未満の端数は，切り捨てること。とある。従って，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自主裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものである。少なくとも利用明細を添付し，その実績と按分，按分の根拠を明示しないかぎり，支出は認められない。	原判決の当裁判所の補足説明は「自宅の固定電話の料金について，政務調査費を支出することを制限する規定はなく，補助参加人小谷が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」としたが，政務調査費は，その中に規定がなければ無制限に支出できるものではない。補助参加人が主張する按分率は，何の根拠もない当て推量であって，事務所での使用割合の実績に基づいて算出したものではなく，支出は認められない。 補助参加人は，平成24年には自宅である鳥取県西伯郡犬山町東坪922を自由民主党鳥取県西伯郡第二支部として届け出し（甲34号証・甲35号証），自宅で政党活動も行っている。自宅の固定電話は補助参加人や家族が私生活で使用し，政党事務所としても使用しているにもかかわらず，何ら実績を示さず，補助参加人の当て推量の按分率によって，政務調査費として支出できるはずがない。		（補助参加人G準備書面1） 小谷県議の自宅に設置されていた固定電話機の料金である。 当該電話は、主に私生活上の用向きに使用されることもあったが、少なくとも、30パーセント程度は、地域住民等からの相談や要請の聴き取りや、当該相談、要請についての行政（県、市町村）とのやりとり、及び、県政に関する情報収集等の政務調査活動にも使用していた。 したがって、当該電話台に関する、政務調査活動の按分率は、30パーセントである。		甲32，33によると，補助参加人は，平成24年度，自宅を「自由民主党鳥取県西伯郡第2支部」の事務所として届け出ていたことが認められる。本件ガイドラインには，自宅の固定電話の料金について，政務調査費を支出することを制限する規定はなく，補助参加人小谷が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
15	人件費	H24.4.27 ～ H25.3.29	9 10 38 39 52 53 66 67 88 89 105 106 122 123 136 137 153 154 170 171 186 187 201 202	補助職員賃金	¥1,200,000	100%	¥600,000	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「御来屋事務所において，電話（FAX）番，個人質問等の文書作成，膨大な資料の収集，整理といった政務調査活動の補助的業務を行っていた。」と主張する。 しかし，事務所費においては「御来屋事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの」と主張し，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）と渾然一体となっていることを認めている。政党や議会からの電話やFAXは，政党活動や議会活動であり，政務調査活動以外の活動（ガイドラインよる）である。補助職員は，相手先によって電話を受ける受けないなどの選択しながら政務調査活動の補助業務を行っていたということは常識的には考えられない。 政務調査活動以外の業務であっても，電話があれば応対し，FAXであれば受信し，至急の要件があれば，議員および関係者に連絡するのは，補助職員として通常の業務である。このように県議会議員の事務所であれば，例え，補助参加人が当該事務所を政務調査専門の事務所だと主張したとしても，政務調査活動以外の活動による電話や郵便物等，その他の業務に対し，対応せざるを得ないのは当然のことである。 補助参加人は，自宅を後援会事務所としたと主張するが，市民から見れば，御来屋事務所が政務調査専用の事務所であるとは思わない。事務所と称する場所を議員が公表する以上，社会通念に従い，その他の活動について事務所を拠点としており，補助職員がそれに関連する業務を行っていたと考えるのが当然である。 補助参加人は，「当該人件費は，補助職員の午前8時45分から午後3時30分までの業務に対する賃金であるところ，当該時間内は，政務調査活動に係る業務のみを行うようにし，その他の雑務は，当該時間外に行い，かつ，別途対価を支払っていた。そのため，当該人件費に関する，政務調査活動の按分率は，100パーセントである。」と主張する。 しかし，現実的には上記のように，補助職員にとって政務調査専門の勤務態勢が可能であるとは考えられない。 補助参加人が，「膨大な資料の収集，整理といった政務調査活動の補助的業務」と主張する実績，按分，按分の根拠が客観的な証拠書類として明示されない以上，その全額を政務調査費として支出することは認められない。			（補助参加人G準備書面1） 御来屋事務所において、電話（FAX）番、個人質問等の文書作成、膨大な資料の収集、整理といった政務調査活動の補助的業務を行っていた。 なお、当該人件費は、補助職員の午前8時45分から午後3時30分までの業務に対する賃金であるところ、当該時間内は、政務調査活動に係る業務のみを行うようにし、その他の雑務は、当該時間外に行い、かつ、別途対価を支払っていた。少なくとも80%は認められるべきである。 そのため、当該人件費に関する、政務調査活動の按分率は、100パーセントである。 （附帯控訴理由書） 政務調査以外の活動について別途賃金を支払うとの方法によることは何ら不合理ではない。補助参加人小谷は実際に別途支払っていた（丙G4）。		補助参加人小谷は，同人の事務所で政務調査活動以外の活動が行われていたことを自認しており（番号8ないし12），同人の事務所は，政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。また。補助職員は，幅広い活動に従事することが可能である。甲26の政務調査費出納簿によると，補助職員の1か月当たりの勤務日数は19日から22日で，1日の勤務時間は午前8時45分から午後3時45分であったことが認められる。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，補助参加人小谷は，補助職員による政務調査活動以外の活動については，時間外に行われ，別途対価を支払っていたと主張し，これに沿う陳述書を提出するが，そのような場合には，本来，按分して支出するべきであるし，上記主張を裏付ける賃金台帳や領収書等も証拠提出されていない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥600,000
															計	¥774,729

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
1	調査研究費	H24.5.28	520	調査宿泊代	¥7,426	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類にホテルモナーク鳥取の領収書が添付されており，「5/28政調政審のため」と記載があるが，この日の政調政審が，どのような政務調査活動に必要であったのか明記されておらず，宿泊について，政調政審が終わって（あるいは前日）から宿泊する必要性があったのかも根拠として明記されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第10準備書面） ガイドラインの主な経費に係わる留意事項の■共通項目の【経費の按分】には，「① 実際の活動において、政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には、政務調査費分のみを支出することが必要であることから、実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」とある。 鳥取県議会の政調政審は，県議会定例会の前に県の執行部から議案内容の説明を受けるものである。そのため，政調政審への出席は議会活動に付随する活動であり，議会活動の一部とみなされる。ガイドラインでは，議会活動は政務調査費の支出対象外と定められており，宿泊料を支出することは認められない。 内田博長議員は鳥取県西部から政調政審に出席しているが，距離的に同じような西部の議員が政調政審に出席した場合に，全ての議員が宿泊料を政務調査費として支出していないことからも明らかである。政務調査のために宿泊したのであれば，その実績等を考慮のうえ経費を按分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示しなければ支出は認められない。	ガイドラインの1使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。.....しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり」としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。 補助参加人は「政調政審は、県議会定例会の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。」と主張しているように，議案内容の聴き取りは明らかに議会活動の一環で，議員が議会前に参加するのは当然であり，議会活動は調査研究活動とは言えない。また，補助参加人は「会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るもの」と主張している。例えば，平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の内田博長が所属している会派は「自由民主党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が会派名となっており，会派としての活動が政党活動の側面が強い議会活動であると言える。原判決では「県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断しているが，これには明らかに事実誤認がある。議員としての活動であれば“県政との関連性が認められる”のは当然であり，政務調査費の使途が認められるのは，その議員活動の中の調査研究活動のみであり，政調政審という政党活動の側面が強い議会活動が「県政との関連性が認められる」という判断理由で使途を認めることは，ガイドラインを誤って解釈しているのは明らかである。		（補助参加人G準備書面1） 政調政審は、県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。 また、政調政審は、通常、1日で終わるものではなく、当該政調政審も、複数日にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。		領収書に「政調政審のため」と宿泊目的が記載されているところ，政調政審は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 同一政党に属する同一会派の打ち合わせという事実から直ちに政務調査活動以外の活動が行われたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動が行われたことを窺わせる証拠もない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.5.30	524	西部地域県議懇談会会費	¥5,444	100%	¥2,722	50%	（原告第6準備書面） 証拠資料によると，この会は県西部選出県議会議員と県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等との「弓ヶ浜地区の道路網の整備等について」の会議で米子ワシントンホテルプラザで開催されている。西部地区の議員団としての会議なので，当然ながら政務調査活動以外の議員としての活動が含まれているのは明らかである。開催場所等を考えると，飲食を伴う意見交換会でもあり，ガイドラインの調査研究費の主な経費に係わる留意事項「【食糧費】県政に関する調査研究のために出席する懇談会等の経費で，その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き，5000円を上限とすること。」があてはめられる。しかし，前述のように政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）の議員活動も含まれるので50%を超える支出は認められない。 案内状『西部議員懇談会の開催について』および求釈明への回答『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば、西部議員懇談会は、米子ワシントンホテルプラザで5月30日の16時から開催された。まず県職員が議題について説明し、議員と問題点を検討した。続いて18時～20時ごろまで飲食を伴う議員の「意見交換会」が行われたというものである。補助参加人は、この懇談会への参加に要した費用の全額を政務調査費に計上した理由として、これは懇親会ではなく100%の政務調査活動であったと主張する。確かに懇談会の前半（16時～18時）は政務調査活動であろうと推測できる。しかし、後半（18時以降）については、政務調査活動が行われたことを示す実績等の証拠書類は何も提出されていない。そして、5,000円を超す今回の参加費用の大部分は、この飲食を伴う後半で発生したことは自明の理である。現在，森岡議員以外で西部議員懇談会に参加した議員に対して求釈明中であるが，森岡議員の求釈明では「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性も否定できない。従って、このような経費の 100%を政務調査費に計上することは認められず、50%を超える支出は認められない。	原判決の判断の補足説明には「県政の調査のために出席したものと認められ」とあるが，その会において，一部が県政との関連性が認められるというだけで政務調査活動費として全額を支出できないことはガイドラインにより明らかである。 ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 また，ガイドラインの3 政務調査費の対象外経費(5)その他調査研究活動以外の経費の② には，親睦会、レクリエーション等のために使用する経費と定められている。 この会議の案内について，開示資料では『西部議員懇談会の開催について』とあり，当該会議は懇談会(ガイドラインで対象外経費と定めている懇親会と同意語)であり，会議後半は18時半以降に開催されており，出席した森岡議員の求釈明では，森岡議員自身は「飲酒はしていない。意見交換会において、他の参加者に対し酒類が提供されたかどうかについては明確な記憶がない」としており、飲酒を伴う懇親会であった可能性がある。また，この懇談会の世話人は斉木議員と福間議員の二人であり、議員によるお手盛り主催である。つまり，議員同士で飲食をともなう「意見交換会」を政務調査活動に見せかけるために，県の職員からレクチャーを受けたというものである。 本件のポイントは、『補助参加人（伊藤美都夫ら5名）第7準備書面』によれば、「鳥取県の担当者が各議題ごとに30分程度の時間をかけて説明・レクチャーを行い、議員らと問題点等につき検討をした」という懇談会の前半部ではなく、「飲食を伴う意見交換会が午後6時頃から1時間半から2時間程度開催された」という後半部にある。説明と検討は前半で終わっているのだから、後半の「飲食を伴う意見交換会」とは、社会通念上は慰労会もしくは懇親会にすぎない。後半部でも100%の政務調査活動が行われたとは、到底考えられない。 そもそも、調査研究のための会合に、公共施設に比べて割高なホテルを利用する必要性は存在しない。開催時刻も、飲食が提供される夕方からではなく、もっと早い時間にできる。 ガイドラインで，“原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。”と定められているように，割高なホテルで飲食を伴う議員同士の「意見交換会」が、政務調査活動であるという主張も立証もされておらず，50%を超える支出が認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 当該勉強会（意見交換会）は、「弓浜地区の道路網の整備」「その他」を議題・内容とし、県西部総合事務所長等も参加の上、道路、環境、港湾利用などについて意見交換を行ったものであり、同会への参加が政務調査活動に当たることは明かである。 また、当該支出は、勉強会（意見交換会）の会費であり、食糧費ではない。		ホテルで開催されたことや懇談会という名称から食糧費としての性質を有することが推認される。 丙D1によると，左記懇談会の議題は，「弓浜地区の道路網の整備について」，「弓浜農業未来づくりPTについて」等であり，県西部総合事務所長，県西部総合事務所各局長等が出席したことが認められる。議題・内容から県政の調査のために出席したものと認められ，会費は事前に主催者によって5500円と決定されていたことが認められるから，本件ガイドラインには違反しない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙D1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	調査研究費	H24.8.23	811	関西広域連合懇親会費	¥10,000	100%	¥5,000	50%	（原告第6準備書面） 証拠書類に添付された「関西広域連合懇談会について（当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁）」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたもので，関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う会合であり，政務調査費の対象外となる親睦会（懇親会と同義）でもあるため，社会通念上，支出した経費の全額が調査研究費に使われたとは信じられない。従って，これらの経費の100%を政務調査費に計上することは認められない。 （原告第10準備書面） 「関西広域連合会は、オール近畿、徳島、鳥取の各府県の議員等で構成される連合会であり、各府県知事も参加するものである。懇親会は、会員同士の親睦を深めると共に、関西広域の諸問題についての活発な意見・情報交換を行う場であるから、同懇親会への参加が政務調査活動に当たることは明かである。」とある。 しかし，内田博長議員の証拠書類（領収書その1，58ページ）によると，関西広域連合議会に出席したのではなく，関西広域連合議会終了後の懇親会に出席したものである。参加案内の文書発信者は鳥取県企画部課長で，宛名は「鳥取県議会議員各位」となっており，宛名から全議員を対象にした懇親会であることがわかる。案内文書には「連合議会終了後，親睦を深めることを目的として」と表記されており，開催会場もホテルニューオータニ鳥取2F鶴の間で，開始時刻が18時15分であり，出席するための会費が1万円であることからしても，酒を伴った親睦を深める懇親会である。社会通念に従えば，調査活動と言えるものではない。 そもそもガイドラインでは親睦会（懇親会の同意語）は政務調査費の対象外経費として定められている。100歩譲って飲食を伴う懇親の中に多少たりとも調査の部分があったとしても，全額を政務調査費として支出することは，ガイドラインが食糧費の上限を5,000円と定められている趣旨からしても認められない。懇談会での政務調査活動の実績，按分，按分の根拠を示さない限り，全額の支出は認められない。	「関西広域連合懇談会について（当該懇親会に参加した前田八壽彦議員の領収書80頁）」の案内によると，“親睦を深める目的として”関西広域連合委員会および関西広域連合議会の8月定例会の終了後に開催されたものである。関西広域連合の懇親会費は，議員同士の飲食を伴う懇談会（懇親会と同意語）であり，飲酒・飲食を伴ったことがうかがえ，ガイドラインで調査研究活動以外としている懇談会そのものである。従って，その100%が政務調査活動であるはずがない。 また，政務調査活動を行うのに，何故飲酒・飲食の必要性があるかということを主張も立証もされていない。このような場合の按分率はガイドラインに「原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定められているように，その立証責任は補助参加人にあり，それがなされないのであれば，少なくとも50%を超える支出が認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 関西広域連合会は、オール近畿、徳島、鳥取の各府県の議員等で構成される連合会であり、各府県知事も参加するものである。 懇親会は、会員同士の親睦を深めると共に、関西広域の諸問題についての活発な意見・情報交換を行う場であるから、同懇親会への参加が政務調査活動に当たることは明かである。		会の名称等から食糧費としての性質を有すると認められるところ，会員同士で意見交換等を行うことは県政との関連性が認められ，会費は事前に主催者によって1万円と決められていたことが認められる。したがって，本件ガイドラインに違反するものではなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとも認められない。甲26領収書番号811添付の書類によると，関西広域連合議会8月定例会後の会であったことが認められ，上記会に引き続いて他の参加者との意見交換を行ったとの補助参加人内田博長の主張が不合理とまではいえない。本件ガイドラインは，政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について，自己負担分を食糧費として支出することは可能であるとしている。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H24.9.7	904	調査会宿泊代	¥14,852	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「9月定例議会代表質問準備のため」とあるが，この日の代表質問の準備が，どのような政務調査活動に必要であったのか明示されておらず，宿泊について，代表質問が終わって（あるいは前日）から宿泊する必要性があったのかも根拠として明示されていない。この領収書では政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率が明示されていない以上，客観的に政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第10準備書面） ガイドライン2 政務調査費の使途■共通項目【対象経費】 ① 政務調査費の対象は、議員が行った調査、研究に使用した経費の実費を原則とすること。② 政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものであり、対象期間外に行った経費に充てることはできない。 内田博長議員は「代表質問は、住民の声を県政に直接届けるために必要不可欠な活動であり、その準備行為も含め、これが政務調査活動に当たることは明かである。」と主張するが，準備行為が調査，研究に必要だとは考えられない。上記ガイドラインのように政務調査費は「議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するもの」であり，調査，研究を終えた後に，それを議会で質問するための準備行為というのは支給対象としていない。 内田博長議員は「代表質問は多項目に及ぶため、資料の整理や質問内容の確認等の作業に相当の時間が必要であり、当該代表質問準備にも宿泊を伴ったものである。」と主張するが，自らの代表質問のための準備を理由に宿泊した料金を政務調査費として支出したことを認めており，そのような個人的理由で政務調査費は支出できるはずもない。また，自らの準備のための宿泊は「議員が行った調査、研究に必要な経費」でないことは明らかである。 また，そもそも「代表質問」は議会活動であり，その準備ということであれば，それは議会活動の一部であり，政務調査活動ではない。			（補助参加人G準備書面1） 代表質問は、住民の声を県政に直接届けるために必要不可欠な活動であり、その準備行為も含め、これが政務調査活動に当たることは明かである。 なお、代表質問は多項目に及ぶため、資料の整理や質問内容の確認等の作業に相当の時間が必要であり、当該代表質問準備にも宿泊を伴ったものである。 （附帯控訴理由書） 代表質問を行うに当たって，所属する会派の各議員等の意見調整等も行う必要があり，居住する日南町と県庁との往復所要時間が約5時間かかることに照らすと，宿泊の必要性がある。		領収書に「9月定例議会代表質問準備のために宿泊」と追記されているところ，代表質問の準備自体は，意見調整等があったとしても，議会活動に付随するものであって，政務調査活動そのものではないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。補助参加人内田博長は，具体的な宿泊の必要性について左記のとおり主張するが，適切な反証があるとはいえない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥14,852

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	調査研究費	H24.10.28	1013	調査タクシー代	¥3,550	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類にはタクシー代として3550円の領収書が添付されているが，乗降場所が明記されておらず，政務調査活動であったという根拠や按分が明示されていないので政務調査費として認められない。ガイドラインの調査研究費の【交通費，宿泊料など】の「主な経費に係わる留意事項」には「その額及び内容は社会通念上許容されるものであることが必要であること」とあり，通常の時間帯や公共交通機関を利用できる場合に，それらより移動料金が割高になるタクシーの利用料には，それなりの根拠や按分率の明示が必要であり，根拠も按分率も明示されていないタクシー料金は調査研究費として認められない。 （原告第10準備書面） 「地元畜産業の振興に資する情報収集及び調査を行うために、長崎県にて開催された全国和牛共進会に参加し、現地畜産業の視察を行うためにタクシーを利用したものであって、政務調査活動に当たることは明かである。なお、政務調査費出納簿には、当該タクシー代につき、「期日：10/27～28長崎　用務：全国和牛共進会」と記載されている。」とある。 確かに領収書ではなく，出納簿に用務が記されている。しかし，タクシーを利用せざるを得なかったことの理由，按分，按分の根拠が明示されていない。例えば，青森県弘前市の政務活動費の手引きの項目ごとの運用指針のタクシー料金の項目には「タクシーの使用は，必要最小限のものとし，鉄道，バスなどの公共交通機関の利用が困難または合理的でない場合に使用してください。」とある。 つまり，鉄道，バスなどの公共交通機関より移動料金が割高になるタクシー料金を，議員であるからと言って，無制限に税金をもって支出できるのではなく，それなりの合理的な根拠がなければ支出できないというのは当然である。鳥取県議会のガイドラインにも「政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その使途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とあるように，税金によってまかなわれている政務調査費を支出する以上は，社会通念に従うべきである。従って，タクシーを利用した（タクシー料金を政務調査費として支出する）実績，按分，按分の根拠を明示しなければ支出は認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「タクシーの利用は制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。」としているが，ガイドラインに制限が明記されていなければ，タクシーの利用が無制限に認められているものではない。また，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由も反証されていない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーに乗車することが調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，補助参加人は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 地元畜産業の振興に資する情報収集及び調査を行うために、長崎県にて開催された全国和牛共進会に参加し、現地畜産業の視察を行うためにタクシーを利用したものであって、政務調査活動に当たることは明かである。 なお、政務調査費出納簿には、当該タクシー代につき、「期日：10/27～28長崎　用務：全国和牛共進会」と記載されている。		政務調査費出納簿には，用務として全国和牛共進会と記載されており，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。本件ガイドラインにおいて，タクシーの利用は制限されておらず，その利用が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	調査研究費	H25.1.12	108	会議出席宿泊代	¥7,426	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「県議会自民党総会のため泊」とあるが，目的は自らの政治・政党活動であり，それは政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，政務調査活動の支出である根拠はない。また，政党の総会が夜遅くまで開催されるとは考えられず，夜遅くなって帰宅できずにホテルに宿泊するというのは，当然ながら飲酒のためのという可能性も考えられ，政務調査活動であるという根拠の明示もない宿泊料は認められない。 （原告第10準備書面） 「県議会自民党総会（及び、その後に行われた執行部との意見交換会）は、県内の他の地域の県議や他の出席者との活発な意見・情報交換の場ともなるものである。 また、当該総会の日も、夜間まで意見・情報交換を行ったため、宿泊を伴ったものである。」とあるが，ガイドラインでは，政務調査活動以外の活動として， 議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とすると定められている。この県議会自民党総会は，ガイドラインで対象外とする政党活動そのものである。その後の宿泊料も当然ながら「県議会自民党総会」に参加したことによる宿泊料であり，政務調査費としては認められるものではない。	ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。 原判決の判断の補足説明に「会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるということはできない。」とあるが，明かに間違った判断である。補助参加人は“会派の総会”とは主張していない。補助参加人は，領収書に「県議会自民党総会のため泊」と追記し，主張では「県議会自民党総会（及び、その後に行われた執行部との意見交換会）」としているのである。補助参加人が自ら所属する政党であると思われる県議会自民党総会に出席することが政党活動・政治活動でなければ，何の活動と言えるのか。本件は政党活動・政治活動でしかないのは明らかである。 また，補助参加人は，「当該総会の日も、夜間まで意見・情報交換を行ったため、宿泊を伴ったものである。」と主張したが，飲酒・飲食を伴ったこともうかがえ，政党活動で飲酒・飲食した結果により宿泊した費用が政務調査費で支出できるわけがない。明がに間違った判断であり，このような違法支出は認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 県議会自民党総会（及び、その後に行われた執行部との意見交換会）は、県内の他の地域の県議や他の出席者との活発な意見・情報交換の場ともなるものである。 また、当該総会の日も、夜間まで意見・情報交換を行ったため、宿泊を伴ったものである。		領収書に「県議会自民党総会のため泊」と追記されているところ，会派総会は，会派に所属する議員が一堂に会して，意見交換や方針決定を行う場であり，県政との関連性が認められる。会派は，議会運営の単位となるもので，会派による活動であることのみをもって，政党活動としての性質を帯びるということはできない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7	調査研究費	H25.2.8	209	調査宿泊代	¥14,852	100%	¥0	0%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「政調政審及び日南町陳情付添い」とあるが，この日の政調政審や陳情に付添うことが，どのような政務調査活動に必要であったのか記載もされていない。また，陳情の付添が夜遅くなることも考えられない。宿泊について，政務調査活動で政調政審及び陳情の付添いが終わってから宿泊する必要性があったのかも根拠として明示されておらず，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができないので，支出は認められない。 （原告第10準備書面） 番号1に係る主張と同じ。	ガイドラインの1使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。……しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり”としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。 補助参加人は「政調政審は、県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。」と主張しているように，議案内容の聴き取りは明らかに議会活動の一環で，議員が議会前に参加するのは当然であり，議会活動は調査研究活動とは言えない。平成30年6月12日時点で，鳥取県議会の会派は「自由民主党」「会派民主」「会派自民党」「公明党」「会派希望（のぞみ）」「日本共産党」「無所属」が届け出されている。補助参加人の内田議員が所属している会派は「自由民主党」である。これらの名称を見ても「無所属」「会派希望（のぞみ）」以外は，政党名が入っており，その政党に所属している議員がその会派ごとに行う活動は政党活動であり，議会活動であるのは，誰がどう見ても明かである。 原判決の当裁判所の判断の補足説明は「陳情の付添いも，住民の意見を県政に反映させるための活動といえ，県政との関連性が認められる。宿泊の必要性に欠けることを疑わせる証拠もない」と判断しているが，判断理由が誤りである。補助参加人は「政調政審も、複数日にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。」と主張しており，陳情を理由に宿泊をともなったのではなく，政党活動及び議会活動の一環である政調政審を理由に宿泊費を調査研究費として支出している。また，万が一，陳情の付き添いであったても，陳情が夜遅くまで時間がかかることはありえない。それに加えて，議員としての活動であれば“県政との関連性が認められる”のは当然であり，政務調査費の使途が認められるのは，その議員活動の中の調査研究活動のみであり，「県政との関連性が認められる」から使途が認められるという判断はガイドラインの解釈を誤ってる。従って，補助参加人が政調政審のために支出した宿泊費用は，ガイドラインで支出対象外と定めている政党活動、議会活動であることは間違いなく，ガイドラインに反した違法な支出であり，認められない。		（補助参加人G準備書面1） 政調政審は、県議会定例会前の前に、会派ごとに執行部から議案内容を聴き取るものであり、重要な調査活動のひとつである。 また、陳情への付き添いも、要望に立ち会い、具体的な要望内容の確認を行うことにより、住民意思の把握や、要望後の行政対応のチェックを効果的に行えるものであるから、これが政務調査活動に当たることは明かである。 なお、政調政審は、通常、1日で終わるものではなく、当該政調政審も、複数日にわたって行われたため、宿泊を伴ったものである。		領収書に「政調政審及び日南町陳情付添い」と追記されているところ，政調政審は，県執行部からの情報収集の機会といえ，県政との関連性が認められる。宿泊の必要性に欠けることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-2	資料購入費	H24.4.25 ～ H25.3.25	404 506 604 706 805 906 1007 1109 1207 106 208 306	日本海新聞	¥26,400	100%	¥0	0%	（第1準備書面） 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。地方紙1紙以上は認めない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は，本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの1 使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。さらに、地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		（補助参加人G準備書面4） 新聞は，日々変化する政治・経済情勢について最新の情報等が掲載されており，広範囲の情報を簡易かつ迅速に収集する有力な手段であるから，新聞を購読することが議員の議会活動の基礎となる調査研究，政務調査活動に該当することは明らかである（広島高等裁判所岡山支部平成28年（行コ）第2号，同平成29年3月30日判決参照）。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は，本件ガイドラインにも規定されていない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。政務調査に資する情報以外の情報が記載されているとしても，これのみをもって直ちに政務調査以外の目的のために利用されていたと推認することはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
7-3	資料購入費	H24.5.1 ～ H25.3.31	501 528 616 720 901 1104 1201 103 201 301 322	公明新聞	¥22,020	100%	¥0	0%	（第1準備書面） 政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は，特段の事情及び根拠が証拠書類にて示されていない限り，認められない，なぜなら，政党・団体等への関与は，議員個人の政治的社会的信条又は関心に基づくもので，政務調査活動というより政党活動と解されるからである。 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。”とあり，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけである。 政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞を購読する理由には，自らが所属する政党であること，自らを支援してもらっている政党や団体であれば，政治活動・政党活動・選挙準備のための活動を含むことは明らかで，購読することで，その政党や団体を金銭的にも支援することになる。その代わり，自らの選挙活動を支援してもらうという側面があり，その紙面の内容を問わず，政治活動・政党活動の側面があることは明らかである。また，それらの紙面の内容は通常の一般新聞のような記事も含まれるが，政党や政党を支援する団体等の広報や活動記事，娯楽記事や家族でも興味を持って読める記事で構成されている。従って，原判決の当裁判所の判断の補足説明は，「政治・経済情勢に関する最新かつ広範囲の情報を得て調査研究する手段として購読した」としたが，その内容は100%調査研究活動に使途できる内容でもなく，購読目的にしても，その100%が調査研究活動に資するものではないことは明らかである。原告が参加している市民オンブズ鳥取第23回総会において，鳥取県議会事務局次長兼総務課長より，「政務活動費の制度と変遷について」という演題で講演を行っていただいたが，そのときの内容でも「最近では，議員が所属する政党の政党機関誌は政務調査費として認めないようにしている」ということであった。 ガイドラインにより，政務調査費を充当できるのは，様々な議員の活動のうち調査研究活動だけであり，「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあるように，議員自らが，政党機関誌，政党を支援する団体等の新聞などを購読し，その紙面のうち，それくらいの按分率で調査研究活動を行ったかを，実績により、算定し明らかにできなければ，その支出は認められるはずがない。		（補助参加人G準備書面4） 新聞は，日々変化する政治・経済情勢について最新の情報等が掲載されており，広範囲の情報を簡易かつ迅速に収集する有力な手段であるから，新聞を購読することが議員の議会活動の基礎となる調査研究，政務調査活動に該当することは明らかである（広島高等裁判所岡山支部平成28年（行コ）第2号，同平成29年3月30日判決参照）。		公明新聞が政党機関紙であるとしても，政治・経済情勢に関する最新かつ広範囲の情報を得て調査研究する手段として購読したとの補助参加人内田博長の主張に格別不合理な点はなく，これを政党活動であるということはできない。その余は番号7－2と同じ。発行主体の属性をもって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとはいえない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	資料購入費	H24.5.29	523	鳥取県関係教育職員録代	¥1,300	100%	¥650	50%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿　代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （原告第10準備書面） 「当該職員録には、職員の部署や役職、直通電話番号が記載されているのみであり、自宅住所や電話番号の記載はなく、政務調査活動以外の活動に活用できるものでもない。」とある。 しかし，議員が政務調査活動による問い合わせをするならば，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取り次ぎができ，必ず，職員録が無ければ政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることでもわかる。政務調査にしか使えないような職員録であれば，名簿業者が販売するはずはない。従って，ガイドラインの「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」の■資料購入費には「② 政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮の上、経費を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定められており，その実績，按分，按分の根拠が示されないかぎり100%の支出は認められない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、ガイドラインに「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているにもかかわらず，補助参加人の主張のみによって，実績を何ら示さないまま，政務調査活動だけに使われたと認定することになり，誤った判断である。		（補助参加人G準備書面1） 住民から受けた要望を県政に反映すべく、要望の内容に対応する職員を検索するために入手したものであり、政務調査活動に欠かせないものである。 なお、当該職員録には、職員の部署や役職、直通電話番号が記載されているのみであり、自宅住所や電話番号の記載はなく、政務調査活動以外の活動に活用できるものでもない。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動に利用されていると推認することはできず，政務調査活動以外の活動に利用されていることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
9	資料購入費	H24.6.28	615	鳥取県町村職員録	¥700	100%	¥350	50%	（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「鳥取県職員録代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員録は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 （原告第10準備書面） 番号8に係る主張と同じ。	番号8と同じ。		（補助参加人G準備書面1） 住民から受けた要望を県政に反映すべく、要望の内容に対応する職員を検索するために入手したものであり、政務調査活動に欠かせないものである。 なお、当該職員録には、職員の部署や役職、直通電話番号が記載されているのみであり、政務調査活動以外の活動に活用されるものでもない。		番号8と同じ。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	広報費	H24.11.27	1122	議会報告印刷，折込料	¥97,322	100%	¥29,196	30%	・県議会での自らの質問と県側の答弁を羅列した箇所（＊注） ・その他「議員の調査研究に資する」とはいえない写真やイラストの箇所 （＊注）県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』として全世帯に無償配布され、その詳細は議会のホームページに掲載される。このような質疑応答データから議員自らが関係する部分だけを抽出して，議員自らの「議会だより」などの広報誌に掲載している例が多い。今や、多くの小中学生までもが、スマホを個人で所有する時代である。議会のホームページに公開された情報は、誰でも自由にアクセスできる。 すでに公開され、誰でも自由にアクセスできる情報の中から、自らの質問と県側の答弁だけを抽出して広報誌に転載する行為は、自己宣伝が目的と見なされる。それを公費である政務調査費から負担することは、議会のホームページを作成・維持する経費との二重負担にもなり、認められない。 これらの条件で内田博長議員の県議会報告（丙G第1号証）を検証すると按分率は以下の通りとなる。 検証結果は甲31号証。 1頁目（除外箇所面積） A=2966.01 平方mm B=32347.89 平方mm 2頁目（除外箇所面積） 42323.90 平方mm 3頁目（除外箇所面積） 49364.01 平方mm 4頁目（除外箇所面積） 48596.87 平方mm 除外箇所の合計面積＝175,598.68 平方mm 全体はA4サイズの4頁分＝210×297×4＝249480 m2 従って、249480－175,598.68＝773,881.32 平方mmが政務調査費として認められる。773,881.32平方mm(政務調査費として認められる)÷249480（A4用紙4頁分）×100＝29.61となり，按分率は30%となる。	原判決は「記載内容は，県議会で行った質問とその答弁，活動報告等であり，県政との関連性がない記載があるとは認められない」として，県議会報告の印刷・折込料の全額を政務調査費として認めた。 しかし，記事の内容が県政に関係あるかないかで，その支出の相当性を判断することは，ガイドラインの解釈を誤っている。政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，議会活動や視察中の写真，およびイラストは，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問項目の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』に議員別の質疑応答の概要が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原告はそのガイドラインの定め通り，紙面中の政務調査活動と思われる部分の按分率を多くとも30%とする証拠を提出しているにもかかわらず，紙面が県政との関連性があるというだけでガイドラインを無視した原判決はガイドラインの解釈を誤った判断である。ガイドレインの定めにより，政務調査費は県政に関する調査研究活動のみにしか支出することができないにもかかわらず，補助参加人の議会報告は，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動を含む内容である。したがって，政務調査費として，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲31号証	（補助参加人G準備書面1） 平成24年9月議会において、内田博長県議が行った代表質問及び答弁の要旨を報告するものであり、新聞折り込み広告として住民に配布したものである。 県政に関する問題意識を共有したり、これに対する行政の回答等を住民に報告するものであって、質問に関連する事項について、住民意思や情報の提供を呼びかける効果もあり、極めて重要な政務調査活動である。 政務調査活動以外の目的はなく、按分率は100パーセントである。	丙G1	印刷された議会報告（丙G1）が証拠提出されているところ，その記載内容は，県議会で行った質問とその答弁，活動報告等であり，県政との関連性がない記載があるとは認められない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙G1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	広報費	H25.2.13	210	議会報告発送料	¥31,680	100%	¥9,504	30%	県議会報告を発送するための費用であり，番号10の県議会報告印刷代と同じ按分率の限度で認める。	番号10と同じ	甲31	（補助参加人G準備書面1） 平成24年9月議会において、内田博長県議が行った代表質問及び答弁の全文を記載し、報告するものである。 内田博長県議の地元である日南町の町長及び町議、日野郡選出議員、並びに、質問事項に関連のある関係各所に郵送したものである。 議会報告が極めて重要な政務調査活動であることは前述のとおりであり、また、政務調査活動以外の目的はないため、按分率は100パーセントである。	丙G2	議会報告の抜粋（丙G2）が証拠提出されているところ，目次の記載から，県政と関連性を欠く内容はないと認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	丙G2	¥0
12	広報費	H25.2.15	211	議会報告冊子印刷代	¥287,700	100%	¥0	0%	補助参加人から提出された丙G第2号証は「内田博長 県議会報告」というタイトルで平成24年9月定例県議会代表質問を，そのまま記載した小冊子である。補助参加人は「日南町の町長及び町議、日野郡選出議員、並びに、質問事項に関連のある関係各所に郵送したものである。」と主張しているが，代表質問の内容は議会関係者なら小冊子にするまでもなく周知しているはずであり。その要旨は鳥取県議会が代表質問であろうと一般質問であろうと，県内各戸に配布している「とっとり県議会だより」に掲載されていり。それをわざわざ，自らの写真が大きく掲載されている小冊子にして，関係者のみに配布することは，議員本人のPR活動であり，選挙準備活動としか考えられない。補助参加人は「政務調査活動以外の目的はない」と主張するが，このような小冊子が，どのような政務調査活動なのか全く理解できず，自らのPR活動以外の用途があるとは考えられない。	ガイドラインの1使途の基本的な考え方には“政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。……しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり”としており，多くの議員活動の中で調査研究活動と議会活動とは区別されている。つまり，渾然一体となる議員の活動においても，調査研究活動は議会活動とは別の活動であるとしており，当然ながら調査研究活動のみに政務調査費として使途が認められるものである。ガイドラインの【項目別経費の例示】は，広報費の按分の例として“当該広報活動に要する経費の総額 × 紙面等における政務調査活動部分の占める割合”と定めている。原判決は「議会報告の抜粋が証拠提出されているところ，目次の記載から，県政と関連性を欠く内容はないと認められる。」としているが，内容が県政と関連性を欠く内容はないというだけで，政務調査研究にのみ支出できるとしているガイドラインを無視した原判決はガイドラインの解釈を誤った判断である。 補助参加人が作成した小冊子は，すでに全県民世帯に無料配布されている「とっとり県議会だより」と重複する議会質問等を，自らの写真が大きく掲載されている小冊子にして，関係者のみに配布したものであり，明らかに議員本人のPR活動であり，選挙準備活動としか考えられず，ガイドラインで支出対象外と定めている議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動を含む内容であり支出は認められない。	甲31			番号11と同じ。	丙G2	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
13	事務所費	H24.4.12 ～ H25.3.8	408 510 606 707 807 908 1005 1111 1208 107 204 307	ガス代	¥19,069	90%	¥10,724	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「当該事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。この点，当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの，このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり，割合的には，多く見積もってもせいぜい数%程度に止まるものではあった」と主張し，事務所費，事務費のうちガス代，事務所電話料，FAX料，水道料，電気料，建物火災共済，家賃，灯油代，人件費，コピー機リース料，中海TV・IT利用料，コピー代及び消耗品の支出のうち，90%は政務調査への支出であったとしたとして，按分率を90%としている。また，事務費のチューブファイル代については100%が政務調査への支出であったとして按分率100%としている。 しかし，ほぼ全てが政務調査であると主張しているにもかかわらず，平成24年当時，この事務所は自由民主党鳥取県日野郡第一支部として鳥取県選挙管理委員会に政治団体の届けがされ，さらには「内田博長後援会連絡所」の看板，「舞立しょうじ後援会連絡所」（自由民主党参議員議員）の看板が側面に設置，所属していると思われる政党のポスター3枚が貼られていた。社会通念に従えば，事務所に後援会連絡所の看板があれば，議員としてのPR効果もある。また，市民にとっては，後援会相当の事務所であると判断するものであり，自由民主党鳥取県日野郡第一支部という政治団体の事務所として登録しているのであれば，政党活動も当然に行われているはずである。特にこの年度は第46回衆議院議員選挙があり，選挙活動，後援会，政党活動に関する相応の業務量や事務量が発生することは当然であり，かえって，国政選挙時に政党支部が選挙活動，政党活動，後援会活動を行わないほうが不思議である。それにもかかわらず，補助参加人は政務調査以外の活動は「多く見積もってもせいぜい数%程度」だと主張していることは，社会通念に従えば，あり得ないことである。 証拠書類の出納簿に事務員の勤務記録が提出されているので，勤務日を合計すると，平成24年4月～平成25年3月までの一年間（閏年のため366日）で事務員が出勤しているのは178日である（ちなみに，この年の11月に衆議院解散があり，12月に第46回衆議院選挙が行われた。）。補助参加人が，そのうち政務調査だったのは90%であると主張し，「当該事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。」と主張しているので，事務員は1年364日中，政務調査に160.2日（178日×90%）政務調査を行ったということである。 しかし，補助参加人が，「当該事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。この点，当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの，このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり，」と主張しているように，微々たるものであっても，事務員の勤務内容について，政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に従事していることを認めている。事務所を政治団体（政党）支部として届けている限りは，その年に行われた衆議院選挙においても，事務員が政務調査以外の何らかの補助業務を行い，事務所，事務用品を使用し，電話の応対や郵便物などの処理，支援者への対応などをしていたはずである。それにもかかわらず，衆議院解散があった11月や，選挙があった12月であっても政務調査にかかる按分率が同じ90%であることは外形的に疑われる。 また，月別の勤務時間を見てみると，一ヶ月あたりの勤務時間が一番多いのは年度末の3月で97時間である。これは事務員が政務調査以外の業務でもある年度末の会計処理等を行っていたのではないかと推測される。次に勤務時間の多い月は7月と衆議院解散のあった11月である。本来，政務調査のみを行っているのであれば，年度末の会計処理等は政務調査に関係は無いもので，政務調査にかかる勤務時間の割合（按分率）は，全体の業務量に比して減るのが当然であるし，選挙関連月にも，事務所では政党支部としての選挙活動や後援会活動も増えるはずなので，全体の業務量に比して，政務調査にかかる勤務時間の割合は減るはずである。それに政党支部である事務所が，国政選挙の忙しい時期に政務調査を行う時間の余裕があるとは到底考えられない。 このように，事務所を政党支部として届け，「内田博長後援会連絡所」，「舞立しょうじ後援会連絡所」（自由民主党参議員議員）の看板を事務所にかかげ，政党のポスターを貼り付けている以上は，事務所費及び関連費については政務調査活動以外の活動と渾然一体となっていることは，補助参加人が認めているように，ガイドラインの共通事項【経費の按分】には，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること」とあるように，補助参加人が言う「政務調査活動にかかる膨大な資料の収集，整理，作成」による実績，その按分率と，按分の根拠を明示しない限り，少なくとも50%を超える支出は認めることはできない。	補助参加人内田博長は，平成24年度に，当該事務所を自由民主党鳥取県日野郡第一支部として鳥取県選挙管理委員会に政治団体の届け出をし，さらには「内田博長後援会連絡所」として同事務所を登録している（甲32号証・甲33号証・甲33号証・甲35号証）。 また，「舞立しょうじ後援会連絡所」（自由民主党参議員議員）の看板が側面に設置，所属していると思われる政党のポスター3枚が貼られていた。にもかかわらず，補助参加人は「後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、スタッフも異なるため、生山事務所における活動は、後援会活動とは区別されている。」と虚偽の主張をし，「当該事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。」と，何ら，実績も示さず，立証もできない主張は全く信憑性がない。また，この年の12月には第46回衆議院選挙が行われたにもかかわらず「当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの、このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり、割合的には、多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあった」と主張した。国政選挙があり，地元から所属政党の議員が立候補しているにもかかわらず，政党支部事務所が国政選挙時に数パーセント程度の利用率しかなかったというのは社会通念上あり得ないことである。国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，補助参加人の実績や立証を示さないその主張は全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで使途することは出来ない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決では「補助参加人内田博長が業務実態をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査活動以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は違法な支出である。		（補助参加人G準備書面1） 日南町生山所在の事務所（以下、「生山事務所」という。）に設置されている機器、水道光熱費、保険その他の経費や、同事務所において業務に従事する職員の賃金等である。 生山事務所においては、政務調査活動にかかる膨大な資料の収集、整理、作成や、文書や来客による要望、陳情の受付、応対、また、議会質問に関する文書作成等の業務を行っていた。 なお、後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、スタッフも異なるため、生山事務所における活動は、後援会活動とは区別されている。 このように、当該事務所における業務のほぼ全てが政務調査活動である。 この点、当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの、このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり、割合的には、多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあったが、政務調査活動が純粋に100パーセントを占めるわけではないという意味で、念のため、当該事務所に関係する経費のうち政務調査活動の按分率は、90パーセントにとどめておいたものである。 （平成30年9月4日付け準備書面） 政党支部の活動は各支部の支部長が行っており，支部長でなかった補助参加人内田博長の生山事務所における政党活動等の実態はなかった。		① 甲32ないし35によると，補助参加人内田博長は，その自宅を後援会事務所として届けているほか，左記生山事務所を設け，同事務所を「自由民主党鳥取県日野郡第1支部として届け出ていたことが認められる。補助参加人内田博長は，左記支出の対象が政務調査活動以外にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額の程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥8,345

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	事務費	H24.4.25 ～ H25.3.25	409 514 611 712 817 913 1008 1116 213 313	電話料	¥34,125	90%	¥18,519	50%		事務所の使用実態は番号13の控訴審原告ら主張で記したように，政党事務所であり，後援会事務所も兼ねていることは選挙管理委員会の証拠資料（甲32号証・甲33号証・甲33号証・甲35号証）でも明かである。しかし，補助参加人は「後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、スタッフも異なるため、生山事務所における活動は、後援会活動とは区別されている」と虚偽の主張をし，当該年は第46回衆議院選挙があっにもかかわらず，「当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの、このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるもの」とあり得ない主張をする。にもかかわらず，原審の当裁判所の判断の補足説明は「補助参加人内田博長が業務実態をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」と，補助参加人の主張通りに事務費の90%を政務調査費として認定したのは，明かに間違った判断である。このような事務所使用実態の中で使用される事務費の90%が政務調査に使われたはずがない。 仙台地裁は「上記通信料は，調査研究活動以外の目的が併存し，按分割合を合理的に区分できない場合に当たるものとして，支出額の2分の1が違法となるものと認められる。」（平成29年1月31日）と判示した。 何の根拠も実績もなく，虚偽の主張で90%とする按分率は信憑性がなく，少なくとも50%を超える支出が認められないのは当然である。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金として合計3万4514円を支払い，そのうち3万1057円（左記議員主張額とは異なる。）を政務調査費として充てているところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（1万8519円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥12,538
15	事務費	H24.4.25 ～ H25.3.25	410 515 612 713 818 914 1009 1117 1210 214 314	FAX料	¥19,877	90%	¥11,657	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（1万1657円）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥8,220

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
16	事務所費	H24.4.25 ～ H25.3.25	411 516 610 716 819 915 1010 1120 1211 114 216 315	水道料	¥19,940	90%	¥11,078	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金（ただし，領収書114は18／30日分）のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（1万1078円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥8,862
17	事務所費	H24.5.2 ～ H25.3.4	504 602 702 801 902 1002 1105 1203 102 202 302	電気料	¥32,040	90%	¥19,979	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金（ただし，領収書102は18／30日分）のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（1万9979円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥12,061
18	事務所費	H25.1.31	117	事務所建物火災共済掛金	¥11,250	90%	¥6,250	50%	番号13～17と同じ。	番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥5,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
19	事務所費	H25.2.6	205	事務所建物火災共済掛金	¥2,250	90%	¥1,250	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		番号18と同じ。	甲32ないし35	¥1,000
20	事務所費	H25.3.11	309	24年度事務所家賃	¥162,000	90%	¥90,000	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		番号18と同じ。	甲32ないし35	¥72,000
21	事務所費	H24.12.3	1202	灯油代	¥4,572	90%	¥2,540	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		番号18と同じ。	甲32ないし35	¥2,032
22	事務所費	H25.1.16	109	灯油代	¥7,484	90%	¥4,158	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		番号18と同じ。	甲32ないし35	¥3,326
23	事務費	H24.4.9 ～ H25.3.7	404 506 604 706 805 906 1007 1109 1207 106 208 306	コピー機リース料	¥119,064	90%	¥66,150	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		番号13と同じ。	甲32ないし35	¥52,914

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
24	事務費	H24.5.10 ～ H25.3.11	506 604 706 805 906 1007 1109 1207 106 208 307	IT利用及びTV受信料	¥74,168	90%	¥42,762	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金（ただし，領収書106は18／30日分）のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（4万2762円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥31,406
25	事務費	H24.5.25 ～ H25.3.31	517 613 714 821 917 1012 1118 1213 110 212 316 324	コピー代及びコピー用紙他消耗品代	¥69,431	90%	¥35,246	50%		番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		番号13と同じ。		① 番号13の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の各代金のうち左記議員主張額欄記載の額（合計額）を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額の2分の1程度（計3万8572円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥30,859

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
26	事務費	H24.5.1 ～ H25.3.31	502 527 701 719 823 1001 1019 1123 101 116 218 320	携帯電話料	¥62,677	72%	¥45,297	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「内田博長県議は，当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず，後援会活動，その他私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが」と主張する。 しかし，県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，内田博長議員は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか，政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話が政務調査に必要不可欠ではないことで，携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は「内田博長県議は，当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず，後援会活動，その他私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していると認めているのである。ガイドラインの「はじめに」には「政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み，議員には，県民に理解され信頼される議会づくりのために，その使途について，より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とある。この中の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自由裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反するものである。 そのために，ガイドラインでは，2 政務調査費の使途、主な経費に係わる留意事項、共通事項【経費の按分】① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。按分後の円未満の端数は，切り捨てること。と定めている。 従って，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない以上，少なくとも50%を超える支出は認められない。	携帯電話は政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず、後援会活動、その他私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかった」「政党や議会との事務連絡を行うこともあった。」とし，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，実績を示さずに補助参加人の主張のみによって按分率を72%としている。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。携帯電話は日常生活で頻繁に利用する汎用性が高い通品機器であるが，政務調査研究活動に必要不可欠である根拠はない。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで使途することはできない。政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（補助参加人G準備書面1） 内田博長県議が使用する携帯電話の料金である。 当該携帯電話は、地域住民等からの相談や要請の聴き取りや、当該相談、要請についての行政（県、市町村）とのやりとり、及び、県政に関する情報収集等の政務調査活動のために使用していたものである。 なお、内田博長県議は、当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず、後援会活動、その他私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが、割合としては、多く見積もってもせいぜい10パーセント程度に止まるものであった。 また、割合として数パーセント程度に止まるものの、政党や議会との事務連絡を行うこともあった。 そこで、按分率としては、当該携帯電話料金に、後援会活動や私生活分の利用を控除した8割を乗じ、さらに、そこに政党や議会との事務連絡分の利用を控除した9割を乗じ、72パーセントとしたものである（100%×80%×90%＝72%）。		① 補助参加人内田博長は，左記支出の対象が政務調査活動以外にも利用されていたことを認めるところであるが，その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 ② 番号13の②と同じ。		¥17,380

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
27	事務費	H24.11.7	1107	チューブファイル代	¥997	100%	¥498	50%	（原告第11準備書面） 番号13～25に係る主張と同じ。	番号14と同じで，少なくとも50%を超える支出は認められない。		（補助参加人G準備書面1） 全て、生山事務所における政務調査に係る資料の整理に使用したものであり、按分率は100パーセントである。		甲32ないし35によると，補助参加人内田博長は，その自宅を後援会事務所として届けているほか，左記生山事務所を設け，同事務所を「自由民主党鳥取県日野郡第1支部として届け出ていたことが認められる。その主張に係る按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がない。 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田博長は左記内容欄記載の代金のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32ないし35	¥499

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	人件費	H24.5.1 ～ H25.3.29	503 603 704 802 903 1106 1205 1215 303 319	補助員賃金	¥616,970	90%	¥342,761	50%	（原告第11準備書面） 番号13～25に係る主張と同じ。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「補助参加人内田博長が当該スタッフの稼働状況をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」とあるが，番号13で主張・立証したように補助参加人の事務所は政党事務所・後援会事務所も兼ねている。このような使用実態のある事務所で従事する補助員が，その90%を政務調査活動に従事しているはずがない。 また，補助員は調査研究活動とガイドラインに定められている政務調査活動以外の活動との判別は難しく，例え，雇用主から政務調査活動以外の活動の活動を命じられても従わざるを得ない場合もある。従って，実際にどのような業務を行っていたかの実績を証する成果物が明示されない以上は，調査研究活動を行っていた実態がわからず，その90%が調査研究活動であったと判断できるはずがない。補助参加人の事務所は，議員事務所であるとともに，政党事務所・後援会事務所であり，当該年は第46回衆議院選挙があったにもかかわらず，補助員がそのような渾然一体となる議員活動の中で，調査研究のみに従事していたはずがない。 ガイドライン2 政務調査費の使途の共通項目に政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。従って、これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めており，政務調査費を支出できるのは調査研究活動のみである。また，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。 従って，補助員が行った政務調査費としての活動実績を証する成果物を明示しなければ，その算定は明らかにならず，それが立証出来ない場合には，議員事務所が政党事務所と後援会事務所を兼ねていることで，補助員が政務調査活動以外の活動にも従事したと推認するのは当然であり，少なくとも50%を超える補助員への人件費の支出は認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 番号13～25に係る主張と同じ。		甲32，33によると，補助参加人内田博長は，生山事務所を「自由民主党鳥取県日野郡第1支部として届け出ていたことが認められ，また，補助参加人内田博長は，左記支出の対象が政務調査活動以外にも利用されていたことを認めるところであるが，甲26の政務調査費出納簿添付の勤務簿によると，補助者の1か月当たりの勤務日数は2日から18日であり，1日当たり2時間ないし6時間半であったもので，常勤していたとは直ちにいえない上，同勤務簿には政務調査活動以外の活動に従事したときは，原則としてその旨記載して，勤務実態を明らかにしている。これを除外した額を対象に按分率を乗じている。補助参加人内田が主張する按分率が直ちに不合理とはいいがたく，他に上記勤務実態が虚偽であるとの証拠もない。	甲32，33	¥0
															計	¥281,294

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1																
2	事務所費	H24.4.1 ～ H24.10.1	2 4 7 9 11 13 15	事務所家賃	¥490,000	70%	¥350,000	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「米子市角盤町に設置していた事務所（以下，「角盤事務所」という。）に関する経費である。」「後援会事務所は，別途，自宅に設置しており，政務調査活動と後援会活動は区別されていた。この点，当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの，このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり，割合的には，多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあったが，政務調査活動が純粋に100パーセントを占めるわけではないという意味で，念のため，当該事務所に関係する経費のうち政務調査活動の按分率は，70パーセントにとどめておいたものである。当該事務所が政務調査にのみ使用され，その人件費も政務調査にのみ従事していた」と主張する。 しかし，議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々（ガイドラインによる）であり，それらの活動の拠点としてではなく，政務調査専用に事務所を賃借契約をすることは，余程特殊な事情が無い限り合理性がないと考える。この点，補助参加人は，議会活動や政党活動，他の議員活動はどこを拠点として活動していたのかわからず，自宅以外の当該事務所に拠点を置いていたと考えるのが相当である。また，事務所は議員活動にとって汎用性が高く，議員として事務所を賃借し，その事務所を議員活動の拠点とするならば，多種多様な議員活動に対応できるように事務所を賃借契約するのが合理的かつ効率的であり，それを政務調査専用に限定した事務所とすることの合理性は，補助参加人の主張からは認められない。 補助参加人は，「後援会事務所は，別途，自宅に設置しており」と主張するが，平成24年度（当初）の鳥取県選挙管理委員会への政治団体の届けには，内田たかつぐ後援会事務所は米子市八幡662－2で登録されているが，平成24年度末には，内田たかつぐ後援会は米子市角盤町1丁目174番地で登録されており，「後援会事務所は，別途，自宅に設置しており」とするのは虚偽の主張である。また，補助参加人が，「当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの」と主張するように，政務調査活動だけではなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に事務所が使用されていることは補助参加人が認める通りであり，補助参加人から，政務調査専用の事務所であることの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，その50%を超える支出は認められない。	補助参加人内田隆嗣は，平成24年度末に，内田たかつぐ後援会事務所を米子市角盤町1丁目174番地（当該事務所）に登録していたことは，選挙管理委員会の資料で明かである（甲35号証）。にもかかわらず，補助参加人は「後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、政務調査活動と後援会活動は区別されていた。」と，選挙管理委員会への登録と違う主張をした。このような何の根拠も実績も示さない主張は信用できるものではなく，採用するべきではない。また，「政党や議会からの事務連絡が入ることもある」とし，政務調査研究以外の活動は「業務全体からみれば微々たるものであり」と，何ら実績も示さずその70%が政務調査活動であると主張した。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は「それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって支出が認められるもので，何ら実績も示さず，主張のみで支出することは出来ない。しかも，信憑性が全くない主張でもある。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決では「補助参加人内田隆嗣が業務実態をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人内田隆嗣が主張した按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。		（補助参加人G準備書面1） 米子市角盤町に設置していた事務所（以下、「角盤町事務所」という。）に関する経費である。 角盤町事務所は、地域住民からの相談や要請を通じて、県政が抱える課題や問題点をタイムリーかつ的確に把握すると共に、県政に関する様々な資料を収集し、これを常に整理、保管しておくことにより、県の事務に関する調査、研究をスムーズに行うこと、そして、これらの成果をもって、議案の審査や政策立案、官公庁への要請陳情活動につなげるために設置したものであり、実際のところ、当該事務所においてはかかる政務調査活動を行っていた。 なお、後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、政務調査活動と後援会活動は区別されていた。 この点、当該事務所に政党や議会からの事務連絡が入ることもあるものの、このような連絡対応は業務全体からみれば微々たるものであり、割合的には、多く見積もってもせいぜい数パーセント程度に止まるものではあったが、政務調査活動が純粋に100パーセントを占めるわけではないという意味で、念のため、当該事務所に関係する経費のうち政務調査活動の按分率は、70パーセント（計49万円）にとどめておいたものである。 （平成30年9月4日付け準備書面） 政務調査活動を行う拠点としての事務所は，同年10月までは角盤町事務所であり，同年11月以降は米子市両三柳所在の事務所（以下「両三柳事務所」という。）に移転した。角盤町事務所の家賃を政務調査費から支出していたのは，同年10月分までである。		甲26の右各領収書番号によると，補助参加人内田隆嗣が同年4月から同年10月まで角盤町事務所の家賃として月額10万円（計70万円）を支払い，このうち月額7万円を政務調査費から支出していたことが認められる。 補助参加人内田隆嗣は，角盤町事務所において，政務調査活動以外の活動も行っていたと認めるところであるが，補助参加人内田隆嗣主張の按分率（政務調査活動70%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，これを超える額については不当利得になるというべきである。		¥140,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	事務費	H24.5.28 ～ H25.4.26	5	携帯電話代	¥225,021	70%	¥160,417	50%	（原告第11準備書面） 補助参加人は，「内田隆嗣県議は，当時，携帯電話をこの1台のみ使用していたが，そのほとんどは，地域住民等からの相談や要請の聴き取りや，当該相談，要請についての行政（県，市町村）とのやりとり，及び，県政に関する情報収集等の政務調査活動のために使用していたものである。」と主張する。 しかし，県議会議員が契約する携帯電話は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給する携帯電話と違って，私的契約によるものである。また，内田隆嗣県議は事務職員を雇用し，事務所費及び事務費を政務調査費として支出しているのであれば，電話がなければ政務調査ができないという根拠はない。携帯電話が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私費であるか政務調査であるかを利用明細にてチェックすれば済むことである。携帯電話を所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。 携帯電話は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用でき，特に家族や知人との私的な連絡に使用することもできる汎用性の高いものであり，料金設定によって，その携帯電話本体を通話料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである。 補助参加人は，「内田隆嗣県議は，当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず，後援会活動や私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが，家族との連絡等，私生活上の用件で使用する場合は，無料通信アプリであるLINEを利用するなど，割合としては，多く見積もってもせいぜい10パーセント程度に止まるものであった。」と主張しているように，携帯電話の利用が政務調査活動以外の活動と渾然一体となっており，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）に使用していると認めている。 また，「私生活上の用件で使用する場合は，無料通信アプリであるLINEを利用する」とあるが，携帯電話の使用料金には通話料と通信料が含まれ，その中でも通信量は大きな比率を占める場合もある。LINEは無料通話アプリであるが，LINEでの通話は音声をデータとしてやり取りするもので，アプリの使用料金は発生しないが，データ通信量が発生するため，携帯使用料としては無料ではない。 ガイドラインの「はじめに」には「政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み，議員には，県民に理解され信頼される議会づくりのために，その使途について，より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」とある。この中の“透明性の確保と説明責任”というのは，その支出根拠を客観的に説明する責任であり，どれくらいの按分で政務調査に使用したかという根拠を，その実績と根拠を明示することなく，議員の自由裁量のみに委ねるというのは，ガイドラインの趣旨に反する。そのために，ガイドラインは，「2政務調査費の使途　主な経費に係わる留意事項　共通事項　【経費の按分】①実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。」と定めている。 したがって，「実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示」がされない場合には，少なくとも50%を超える支出は認められない。	政務調査活動に必要不可欠ではなく，汎用性が高いことで，政務調査活動以外の活動に頻繁に利用されること，また，補助参加人が政務調査活動以外の活動にも使用したことを認めているにもかかわらず，ガイドライン通りに実績を示せない補助参加人の主張のみによって判断された按分率は明らかにガイドラインに反するものである。補助参加人は「当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず、後援会活動や私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが、家族との連絡等、私生活上の用件で使用する場合は、無料通信アプリであるLINEを利用するなど、割合としては、多く見積もってもせいぜい10パーセント程度に止まるものであった。」と主張したが，政務調査研究以外の使途を自ら認めているにもかかわらず，通話料だけではなく，基本料金も含めて按分率が70%であるとの実績が立証されていない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の電話の使用実態をつぶさに監視することは不可能で，補助参加人が政務調査以外の活動に携帯電話を使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで使途することは出来ない。原審の当裁判所の判断の補足説明では「補助参加人内田隆嗣が使用割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，政務調査研究以外の使途を自ら認めている補助参加人内田隆嗣が，政務調査研究活動に必ず必要とはせず，政務調査活動以外の活動にも使える汎用性の高い携帯電話の基本料金や使用料金の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は認められないのは当然である。		（補助参加人G準備書面1） 内田隆嗣県議が使用していた携帯電話の料金である。 内田隆嗣県議は、当時、携帯電話をこの1台のみ使用していたが、そのほとんどは、地域住民等からの相談や要請の聴き取りや、当該相談、要請についての行政（県、市町村）とのやりとり、及び、県政に関する情報収集等の政務調査活動のために使用していたものである。 なお、内田隆嗣県議は、当該携帯電話以外には携帯電話を保有しておらず、後援会活動や私生活等の用向きで当該携帯電話を使用することも皆無ではなかったが、家族との連絡等、私生活上の用件で使用する場合は、無料通信アプリであるLINEを利用するなど、割合としては、多く見積もってもせいぜい10パーセント程度に止まるものであった。 また、政党や議会との事務連絡を行うこともあったが、その割合は、多く見積もっても、せいぜい10パーセント程度に止まるものであった。 したがって、当該携帯電話代に関する政務調査活動の按分率は、本来、80パーセント程度とすべきところ、念のため、さらに10パーセントを減じて、70パーセントとしたものである。		補助参加人内田隆嗣は，左記携帯電話を，政務調査活動以外の活動（私生活に係る分を含む。）にも利用していたと認めるところであるが，補助参加人内田隆嗣主張の按分率（政務調査活動70%）の算定根拠となった業務実態について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度（計16万0730円）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額は不当利得になるというべきである。		¥64,291

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	補助参加人の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	当裁判所の判断 違法支出額
4	人件費	H24.4.21 ～ H25.1.31	1 3 6 8 10 12 14 16 18 19 20	給料	¥1,928,995	70%	¥1,377,853	50%	番号2に係る主張と同じ。	原判決の当裁判所の判断の補足説明では「人件費について，50%を超える按分率で支出することを制限する規定はなく，補助参加人内田隆嗣が業務割合をもとに主張した按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。」と判断している。しかし，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方には“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人が雇用している事務職員の勤務実態をつぶさに監視することは不可能であり，また，事務所及び事務費を政務調査活動以外の活動に使用したことを認めているのであるから，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は補助参加人にある。また，政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず主張のみで使途することは出来ない。また，番号1で主張しているように，補助参加人内田隆嗣は，平成24年度末に，内田たかつぐ後援会を米子市角盤町1丁目174番地（当該事務所）に登録していた（甲35号証）。しかし，補助参加人は「後援会事務所は、別途、自宅に設置しており、政務調査活動と後援会活動は区別されていた。」と，選挙管理委員会への登録と違う主張をしたように，補助参加人の主張に信憑性はない。従って，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，補助参加人内田隆嗣が主張した職員の給与等の人件費の按分率が相当であるとの立証を行わないかぎり，政務調査以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は違法な支出であると解釈するのが相当である。		（補助参加人G準備書面1） 番号2に係る主張と同じ。 （控訴理由書） 両三柳事務所における政党活動や選挙活動の実態はなかった。		① 甲26の政務調査費出納簿によると，補助者の1か月当たりの労働日数は20日程度，1日当たりの労働時間は8時間程度であったこと，さらに，甲32によると，両三柳事務所は平成24年度末時点において，自由民主党鳥取県米子市第4支部の事務所としても届け出られていたことが認められる。補助参加人内田隆嗣は，補助者が，角盤町事務所ないし両三柳事務所において，政務調査活動以外の活動にも従事していたと認めるところであるが，補助参加人内田隆嗣主張の按分率（政務調査活動70%）のもととなった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記各領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田隆嗣が平成24年4月から平成25年1月まで補助者の給料を支払い，このうち計187万6000円（＝192万8995円－（番号5の労働保険料等に係る5万2995円）。左記議員主張額には番号5の議員主張額が含まれている。）を政務調査費から支出していたことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，上記187万6000円のうち左記原告ら主張額にとどまると推認するのが相当であり，これを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲32	¥498,147
5	人件費	H24.11.21	17	労働保険代	¥52,995	70%	¥37,853	50%	（原告第11準備書面） 番号2に係る主張と同じ。	番号4と同じ。		（補助参加人G準備書面1） 番号2に係る主張と同じ。		① 番号4の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，補助参加人内田隆嗣は左記内容欄記載の保険代7万5708円のうち左記議員主張額欄記載の額を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは上記支払額の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥15,141
															計	¥717,579

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
0	調査研究費・研修費（総論）								【原告らの主張】 ②（原告第11準備書面） 「計上している視察は100%視察目的で行っているものであり」という主張は，何の根拠も無い自由裁量による主張であり，ガイドラインでいう実績，按分，按分の根拠とはならないのは明らかである。このような自由裁量による按分は政務調査費として100%支出できる根拠とはならない。このようなことが通用するならば，議会自らが策定したガイドラインは無意味であり，どんな支出であろうと，領収書を付けて「100%視察目的」と言えば，税金を原資とする政務調査費が，何の実績も根拠も明示せずに支出できることにもなり，透明性の確保はできなくなる。インターネットWeblio辞書によると，根拠とは“判断・推論などを成り立たせるよりどころ。行動などの正当性を支える事実。「立論の一を明示する」”であり，自らが100%視察と主張するだけでは正当性を支える事実にはならない。客観的な事実を明示して，初めてそれが根拠と言えるものであり，被告は根拠という言葉を自ら都合のいい解釈をしているだけである。それを防ぐために，議員必携とするガイドラインには以下のように該当項目が記されている。（ガイドライン略）ガイドラインの実績とは成果であり，それは政務調査活動報告書で成果を明示し，その調査活動のために支出した交通費等を領収書にて証明し，活動の実績を証明及び補完するものである。被告の考え方は，領収書が政務調査活動の根拠であって，報告書は，その補完であるというものである。しかも，たった1行程度の行っても行かなくても書けるような報告書が一般社会で通用すると考えていること自体が，議員必携という文字が表紙になっているガイドラインを理解せず，ガイドラインに反しているとも言える。それに加えて，被告の政務調査活動報告書を読めばわかるとおり，たった1行程度に必要最低限の報告がされているとは思えない。被告の政務調査活動報告書の記載内容は1行程度という一般社会では通用もしない報告書であり，その内容が著しく乏しいものである。研修や学習の結果は，それぞれの議員の政治信条や考え方によって違うのは当然であり，その結果は様々である。しかし，視察の結果が乏しいものであっても，議員として，その乏しい理由や今後の県政に活かせる報告書は作成しなければならないのはガイドラインで定められている通りであり，一般社会で許容できる政務調査活動報告書を証拠書類として提出するかどうかの問題である。結果として，県政にどれだけ参考になるかどうかというのは別問題である。ガイドラインにも記されているように，政務調査費は「審議能力を強化することを目的に交付されるもの」であり，被告の主張は的外れと言える。明らかに使途不明金であり，このようなとんでもない主張が認められるのであれば，税金の使途不明金を認めることになる。政務調査費の原資は税金であり，それは補助金の一種でもあり，ガイドラインによると，「審議能力を強化することを目的に交付」されるものである，その使途については「議員各位には，政務調査費の使途のより一層の透明性を高めるために，ガイドラインを尊重することが求められる。」とある。従って，議員はガイドラインを尊重し，その使途については透明性を確保しなければならない義務を負う。懇談した相手も不明であり，その実績も1行程度の何ら成果を示せないような政務調査活動報告書しか提出できないのであれば，税金で賄われている政務調査費として支出できないことはガイドラインからも当然である。 ④（原告第13準備書面） 調査研究とは，調査をし，研究をすることであって，聞き取り（聴取）・ヒアリング・説明を受ける・講演会参加・視察・意見交換のみで終わる活動は，自分の知らないことを見たり聞いたりすることによって知るだけのことであり，それだけでは調査研究と言わない。調査を行い，その調査によって研究を行い，何を明らかにしようとするのかという目的を持ち，調査研究で明らかになったことを，議会の中で議論して政策案とするなど，どのような実績を残したのか，または実績を残そうとしたのかが問われるものである。また，政務調査費は，その一部を，県民が税金として負担するものであり，議員自らの知識や見聞を広げる勉強のためだけに支出できるものではない。講演会や視察に出掛けるだけではなく，最少の経費で最大の効果を得られるように，調査研究を行わなければならないことは地方財政法や地方自治法でも明かである。 地方財政法　第4条（予算の執行等）「地方公共団体の経費は，その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて，これを支出してはならない。」 地方自治法　第2条第14項「地方公共団体は，その事務を処理するに当つては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」 県内での政務調査活動に関して，被告は「従前の慣例に従い，詳細に報告書等の記載を行っておらず，また，証拠書類等も残していない」と主張する。確かに，県内調査活動の場合，政務調査活動報告書の作成義務はない。しかし，「調査」と主張すれば，領収書のみで政務調査費として認められるものではない。たとえ政務調査活動報告書という形での作成義務はなくても，『政務調査費議員必携』の【政務調査費制度の概要】に記載されている一般原則は適用される。 すなわち，「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」を整備・保存し，収支報告書の提出期限までに議会事務局長に提出しなければならない。 「〇〇に行って調査研究した」という説明は，調査研究ではなく，出かけて勉強した（知った）という主張であり，渾然一体となった議員活では，場所や場合によって，顔見せと言われる自己PRや選挙準備活動，自らの嗜好による私活動などが含まれる活動が含まれることは明らかである。 また，政務調査費議員必携には「議員各位には，政務調査費の使途のより一層の透明性を高めるために，ガイドラインを尊重することが求められる。」とある。被告は乙第16号証にて「参加した事実を確認できる資料」としていくつかの資料を提示しているが，その資料は，講座・大会・講演会の案内，案内のチラシ，参加券，申し込み受理のお知らせ等であり，実際に参加し，調査研究を行ったことを裏付ける証拠資料でないことは明かである。自ら透明性を確保しないまま，「議員活動への理解を示す気が微塵もないようにさえ感じられる」と主張することは，自らガイドラインの趣旨に反していることを認めることでもある。 鳥取県政務調査費交付条例第7条(証拠書類の整備等)では，「証拠書類を整備し，収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めているにもかかわらず，被告は条例に反し，証拠書類も保存していない。ガイドラインには「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は，政務調査活動報告書（様式参照）を作成する必要があること。」と定めており，政務調査費議員必携に参照様式が記されている。参照様式は必要最低限の様式であるが，その最低限度の報告様式は社会常識の範囲であり，被告のような一行程度の殴り書きは社会通念上，報告書と言えないものである。従って，県政に関わる政務調査活動としての内容・実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出は認められない。		①（被告第6準備書面） 原告の示したいと思われる「行ってもいない」「途中で退席」したような活動は一切ない。全て視察に行ってかかった経費の領収書についてのみ一枚の袋に入れて管理していた。視察にかからない私用についてはその中に入れない，もしくは領収書をもらわないように管理しており，行ってもいないのに経費として計上しているものは一件もない。 原告より全体に按分の根拠が記されていないとあるが，「按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ」とあり，明示せずに按分は全ての視察で100%としている。その根拠は，計上している視察は100%視察目的で行っているものであり，その中でも飲食を伴う懇親会については領収書があり，公序良俗に反しないものに限って計上し，飲食や土産物を購入するだけの目的での利用等の個人的な費用については100%自己負担としており政務活動費には一切計上しないよう徹底しているところにある。 他の議員に比べて県外への視察はかなり多いが，議員は県内外でいろんなものを見て勉強するのが仕事だという信念に基づいて，政務調査費を積極的に使って県政に有意義な提案をしようと情熱を持って活動してきたためである。報告書は領収書で支出した根拠を概略的に記載する体裁の物であり，必要最低限のことは記載されている。 視察の結果が乏しいために支出した経費を政務調査費として認めないということであれば，議員活動における執行部に対する追求・監視機能を半分は放棄したに等しい結果となる。 相手方や場所を明確にしていないものが存在するが，それは，当然要求される相手方のプライバシーへの配慮のため，あるいは詳細を記憶できていない場合があるためである。また，議員活動を円滑に遂行する上での必要性からでもある。 ③（被告第8準備書面） 原告らは「「計上している視察は100%視察目的で行っているものであり」という主張は何の根拠も無い自由裁量による主張であり」と主張する。しかし，この主張こそ，反論として何らの根拠に基づかないものであり，原告は恣意的に按分率を決め付けようとしている。目的を推知させる資料に乏しい場合には，主張により補完する外ない。 報告書の内容が乏しいというだけで政務調査費該当性を否定するのは無理がある。視察の結果，内容が乏しければ，報告書の内容も乏しいものとならざるを得ず，また，秘書を雇用することなく議員活動を行っていたために，子細にわたり記憶にとどめて報告を行うことにも限界がある。それでも，可能な限り領収書等から推察し，報告を行ってきた。 番号3等，既に証拠書類の提出を行っているが，原告らは，「このような書類はいくらでも作成できるし，取り寄せもできる。物見遊山の視察でも手に入るものである」などと，資料の内容を全否定し，議員活動への理解を示す気が微塵もないようにさえ感じられる。ここまでくると，反対に原告らが資料や領収書等の矛盾点を具体的に指摘し，「100%視察目的ではない」ことを立証すべきである。 県内視察に関しては，従前の慣例に従い，詳細に報告書等の記載を行っておらず，また，証拠書類等も残していないものの，議会事務局や監査委員の指摘を踏まえ適切に処理が完了している。 多くの視察について，原告らは，「たった1行程度の誰でもが書けるような，社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない」と主張している。しかし，視察後，およそ視察の成果が見られないというならともかく，谷村元議員は，県行政の場に視察の結果を反映すべく，現地視察を踏まえ具体的な質問を発していることからすれば，実体を伴う視察が行われていたといえる。 研修費に関し，追加で参加申込書等の資料を提出する。	①乙8（別添1，別添2に関する追加・修正の反論書） ②乙10（番号22），11（番号24），12（番号29），13（番号25），14（番号31），15（番号34），16			

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
1	調査研究費	H24.4.28	31 32	政調活動交通費 県内政調活動宿泊費	¥8,840	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（16頁）に調査報告書が添付されており，証拠書類の領収書8頁31-1，31-2，31-3，9頁32によると，「大阪市内ホール」にて「大阪府政改革について」，「大阪府会議員ら」に調査活動を行い，終わってから鳥取に高速バスで帰り，鳥取市の旅風庵という旅館に宿泊したようである。調査報告書の「目的・内容」には，「大阪府議との意見交換も含めて経済学者の意見を聞く」とあり，「結果」には「日本経済のあり方，今後の経済成長の行方について。また，大阪府政改革の方向性について実態を知ることができた」と，相手方も場所も特定できず，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述が一行程度あるのみで，参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 また，証拠書類の10頁（32）によると，平成24年4月28日の夕方に大阪から高速バスで移動し，同日の夜に浜村地区聞き取りのために宿泊（領収書には相手方も内容も目的も明示されていない）したことになっている。しかし，高速バスチケットのお客様控えを見ると，大阪のなんばOCATを18時に出発したことになっており，この便だと，鳥取駅前に到着するのは21時00分で，浜村地区までは約20kmあり，乗用車で30分程度かかると思われる。タクシー代の領収書の添付がないのでバス利用か乗用車で移動したとみられるが，乗用車ですぐに移動したとしても到着は21時30分を超えると思われる。その時間から聞き取りによる政務調査活動を行ったというのは不自然であり，どの場所でどんな内容を聞き取ったかの実績も記載がないので，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であったと強く疑われる。この領収書のみでは政務調査活動に必要な支出である根拠や按分率，実績が明示されておらず支出は認められない。また，実際に調査に行ったかどうかを相手方にも確認できないような調査活動の報告書や領収書は証拠書類とは言えない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「政務調査費は，さまざまな県政課題への対応，政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ，二元代表制の一方である議会議員として，審議能力を強化することを目的に交付されるものであり」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 非客観的であり，実績，按分，按分の根拠も明示できない不透明な支出を防ぐために，ガイドラインでは，その使途に係わる留意事項が定められている。このような主張が認められるのであれば，家族や友人との宴会や宿泊でも，その全てが政務調査費として税金から支出できることになり，容認できない主張である。 被告が言う，残していない記録とは，それが県内の調査であっても，(2)の収支報告書の内容を証する書類であり，議員には5年間の保存義務がある。また，記載が義務化されていないとは何処にも定められてはおらず，調査活動報告書という形で提出する義務がなかっただけである。従って，支出報告書の内容を証する書類を整備し，5年間保管する義務があるにもかかわらず，その義務を果たしていない支出も主張も認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「政務調査活動報告書に，大阪市内のホールにおいて，大阪府議との意見交換をしたり，経済学者の講演を聞いたりした旨が記載されており，その内容に格別不合理な点はない」とあるが，相手方が公人である大阪府議であるにもかかわらず，その相手も特定できていないこと，実績も示しておらず，何ら合理的な判断ができるはずもなく，不合理そのものである。しかも，「大阪府政改革の方向性について実態を知ることができた」という調査報告書は，意見交換するまでもなく記載できる内容で，それは結果でも何でもなく，報告書の体をなしていない。このような不透明な支出は，ガイドラインの支出要件を満たす根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。実績とは言えない一行程度の調査報告書と，被告の主張のみで政務調査費が支出されることなどあり得ない。ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン１ 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。 つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは，鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の一部について支出が認められるのである。本件のような支出が認められるのであれば，俗に言う空出張でも，個人的な交通費であっても，政務調査活動であるというメモ書きさえあれば，公金支出が認められるようになり，違法な支出の歯止めがきかなくなるのは明らかである。財源を税金で賄う支出について，実績及び最低限の成果物で調査報告書を示さないまま，主張のみでの支出を認めてしまうと、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかけ離れた支出であっても認められることになり，違法な支出を減らすことはできない。従って，大阪までの往復交通費は全額違法な支出としか言えない。 尚，被告の本件以外の調査研究費についても，公人や隠す必要もない相手方であっても明記せず，調査報告書があまりにもお粗末，調査報告書がレジメ程度のもの，調査研究活動の結果として意味をなさない程度のもの，調査研究しなくとも記載できるメモ程度のもの等ばかりである。		②（被告第6準備書面） 原告らは，浜村温泉地域での聞き取りについて「到着は21時30分を超えると思われる。その時間から聞き取りによる政務調査活動を行ったというのは不自然であり」との主張をしているが，夕食を食べながら，その飲食店や近所の方と浜村温泉地域の活性化について意見交換を行っている。不適切と捉えられる場所での意見交換に関してはそもそも計上していない。 県内調査についてはその当時内容の記載が義務化されていたわけではなかったため記録を残していないものの，浜村地域の海岸の浸食や廃墟の建物の撤去に対する要望を踏まえ，議会の質問の際に浜村温泉を含めた温泉地の活性化について何度も質問を行っている。	乙8	領収書番号31については，政務調査活動報告書に，大阪市内のホールにおいて，大阪府議との意見交換をしたり，今後の経済成長の行方について経済学者の講演を聞いたりした旨が記載されており，その内容に格別不合理な点はないから，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。	乙8	¥0
														領収書番号32については，谷村議員は，平成24年4月28日午後9時30分以降に浜村温泉に到着したこと，その後，飲食店で食事をし，スナックに行ったことが認められ，政務調査活動の実態の有無，必要性について疑問が生じるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。適切な反証があったともいえない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥4,000

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
2	調査研究費	H24.5.1 ～ H24.5.3	2～8	政調活動交通費 政調活動宿泊費 政調活動用自動車ガソリン代	¥80,214	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（17頁）に調査報告書が添付されており，証拠書類の領収書10頁（2）～12頁（8-2）によると，「鹿児島，屋久島，知覧町」に「鳥獣保護，被害対策，林業施策について」を目的に調査活動したようである。調査対象地区が，鹿児島，屋久島，知覧町とあり，政務調査活動報告書では「調査の相手方」が「各役場の担当者」というだけで不明である。「目的・内容」は「奄美大島においては鳥獣保護，被害対策について，屋久島における林業施策について役場担当者に話をうかがう。合わせて知覧町の特攻隊記念館における平和慰霊祭に参加する」，「結果」には「鳥取県の中山間地対策の一助となっている」と，たった一行の意味不明の記述があるのみで目的と成果についての記述が実績として具体的にされていない。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1で反論した通りであり，県議会議員としてたった1行程度の実績しか報告できないような目的意識のない視察を繰り返すことと，被告が主張する「議員活動における執行部に対する追求・監視機能」の能力とは全く違う論点であり，誤った主張である。	原判決の当裁判所の判断の補足説明には「奄美大島における鳥獣保護・被害対策，屋久島における林業対策について，役場担当者から話を聞いた旨の記載があり」とあるが，相手方が公人である役場担当者であるにもかかわらず，その相手も特定できない。おそらくは初対面であり，県議会議員の視察であれば，少なくとも相手方との名刺交換は行っており，相手方の担当課名や職位，氏名はわかっているはずである。しかも，「鳥取県の中山間地対策の一助となっている」という意味不明の調査報告書は結果でも何でもなく，報告書の体をなしておらず，何ら視察をせず，観光で遊びに行ったとしても記載できる程度の内容である。このような不透明な支出は，ガイドラインの支出要件を満たす根拠とならないのは明らかであり，誤った判断である。実績とは言えない意味不明の一行程度の調査報告書と，被告の主張のみで税金が支出されることなどあり得ない。ガイドラインが掲載されている『政務調査費議員必携』の“はじめに”には「二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるもの」とあり，ガイドライン１ 使途の基本的な考え方には「政務調査費は、議会議員の県政に関する調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充当されなければならない。」と定められている。つまり，政務調査費は，県議会議員の審議能力を強化することを目的にした，県議会議員による調査研究活動にだけ，使途基準に従い支出できるものである。 調査研究とは、鳥取県の県政，あるいは県政に関し，その問題点を調べ、その調べた内容を解析することによって，考察を加え、そこから導き出される事実や，それに基づく結論をまとめて報告書にするというプロセスであり，最終的な報告書は調査研究の集大成である。 県議会議員が行う，そのような調査研究活動に政務調査費の支出が認められるのである。本件のような支出が認められるのであれば，俗に言う空出張でも，個人的な交通費であっても，政務調査活動であるというメモ書きさえあれば，公金支出が認められるようになり，違法な支出の歯止めがきかなくなるのは明らかである。財源を税金で賄う支出について，実績及び最低限の成果物で，調査報告書と言える証拠書類を示さないまま，主張のみでの支出を認めてしまうと、審議能力を強化することを目的するというガイドラインの趣旨とかけ離れた支出であっても認められることになる。従って，違法な支出としか言えない。		②（被告第6準備書面） 視察の結果として特筆すべき点はないものの，それは結果論であり，視察の結果が乏しいために支出した経費を政務調査費として認めないということであれば，議員活動における執行部に対する追求・監視機能を半分は放棄したに等しい結果となる。	乙8	政務調査活動報告書には，奄美大島における鳥獣保護・被害対策，屋久島における林業対策について，役場担当者から話を聞いた旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，それに伴う交通費等の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
3	調査研究費	H24.5.7	9 10	政調活動宿泊費 政調活動参加費	¥13,680	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（18頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書12頁9，13頁24年5月分4によると，平成14年5月27日に開催された山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会「現地調査」及び「意見交換会」に参加したようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「豊岡市庁舎等」としか記載がなく，「調査の相手方」は「豊岡市等」だけしか記載がなく，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容」には「豊岡市長，兵庫，京都府議との意見交換。現地調査を行う」とあり，「結果」には「ジオパークを活用した小学校の教育が必要だと実感し，その場でも提案した」と，一行程度の活動報告書であり，この程度の報告書であれば，参加費の領収書はあるものの，本当に現地で調査活動を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 現地調査日程があれば，それが実際に現地調査に行ったことの実績ではない。このような書類はいくらでも作成できるし，取り寄せも出来る。物見遊山の視察でも手に入るものである。従って，番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 平成24年5月7日～8日に開催された「山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会」の総会，現地調査，意見交換会への参加に係る経費である。 この会は，山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟の継続，発展を図ることを目的に，京都府，兵庫県及び鳥取県の関係地区選出の議員で構成する会であり，当日は，総会の開催にあわせて現地調査や意見交換会が行われ，参加したものである。 政務調査活動報告書の記載内容が不十分で，本当に現地で調査活動を行ったかどうか判断できないとの指摘であるが，提出した「山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会総会及び現地調査日程＜平成24年度＞」（乙4）を見れば，現地で県政に資する調査活動を行ったことは明らかである。	乙4（山陰海岸ジオパーク～）	政務調査活動報告書には，ジオパーク推進議員連盟の現地調査に参加し，豊岡市長，兵庫県議・京都府議と意見交換を行った旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う参加費，宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
4	調査研究費	H24.6,28 ～ H24.6,30	11 13 14	政務調査活動交通費	¥60,930	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（20頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書20頁11，21頁～22頁の13によると，茨城県に政務調査活動に行った際のJR運賃，東京メトロ運賃，タクシー代，モノレール代，航空運賃のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「茨城県つくば市内ホテル」，「調査の相手方」は「古典学習陶冶会」と，詳細な記載がなく，場所が特定できないものである。また，「目的・内容」には孔子，孟子の古典を用いた教育の講演を聞き，全国に広める活動の実態を学ぶ。また意見交換を行なった」とあり，「結果」には「鳥取県でも同様の教育が必要との思いを新たにし，まんが博のPRも行った」と，実績がともなう内容ではない。開催場所も特定できず，この程度の政務調査活動報告書であれば，本当に政務調査活動を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで，実績が示せないかぎり，個人の趣味との判別ができないため，支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 「古典学習陶冶会」は「陶冶会」で実態のある組織であり，調査活動に赴いて陶冶会会長をはじめ全国からの会員との間で意見交換を行った。	乙8	議員としての政務調査活動か不明であるから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる甲26の政務調査活動報告書及び被告の左記主張によっても，会合の場で知見が得られるとしても，議員としての政務調査活動であるか不明であり，には，孔子・孟子等の古典を用いた教育の講演を聞き，全国に広める活動の実態を学び，意見交換を行った旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
5	調査研究費	H24.7.7	4	政務調査活動交通費	¥6,790	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（21頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書24頁（4-1～4-4）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代，JR運賃，タクシー代のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「府議事務所，中央図書館」としか記載がなく，「調査の相手方」は「大阪府議など」だけしか記載がなく，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「大阪府政の状況，定例議会の様子等意見交換を含めてうかがった。」としかなく，調査活動を行わなくても書ける記述が一行程度あるのみで，参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 議員との意見交換や図書館における調査は，主に大阪の地方紙「大阪日々新聞」や全国紙の地方欄を定期的に確認し，鳥取県からほど近く密接な関わりのある大都会の大阪における政局の動向を把握し，それを県政に活かすために行っているものである。	乙8	政務調査活動報告書には，大阪府議事務所等で，大阪府議から大阪府政の状況や定例議会の様子等を聞き，意見交換を行った旨の記載があるが，番号9，10でも，同様の抽象的なテーマで1週間のうち2回にわたり，大阪府議と意見交換を行ったとしており，不自然といわざるを得ない。また，同報告書や乙8によっても，県政との関連性が定かではない。		¥6,790

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
6	調査研究費	H24.8.24 H24.8.25	19 20 21 24 25	政務活動費 交通費 政務活動参加費	¥64,680	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（27頁）に政務調査活動報告書，28頁に参加したとみられる「鳥取県ファンの集いin関西」の実施要綱が添付されており，証拠書類の領収書36頁19，37頁20，21，38頁24，39頁25によると，その際の会費，タクシー代，高速バス代のようである。（但し，36頁19-1の30,990円の航空運賃は，その後の9月1日～2日に東京の日比谷公会堂に政務調査活動に行った際の費用であると思われる）しかし，キラキラチケット（金券ショップ）の領収書は何を購入したのか不明で，「鳥取県ファンの集いin関西」とは関係ないと思われる。また，谷村議員の政務調査活動報告書で，後援会や学会等の実施要綱が添付されているのは，この「鳥取県ファンの集いin関西」のみであり，これ以外の政務調査活動が本当に実施されたかどうか疑問がある。政務調査活動報告書によると，「場所」は「リーガロイヤルホテル」となっており，調査の相手方は「関西鳥取県人会」で，「目的・内容・結果等」には「大阪における鳥取県のPRの仕方について異業種の方々と意見交換を行う。大阪・奈良の方々と様々な人脈が出来た。」と，一行程度あるのみで，調査活動を行わなくても書ける記述があるのみで，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，領収書こそあるものの，会費を支払ってすぐに退席した疑いもあり，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）である懇親会のみを目的として参加した等を含めて，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であり，政務調査費として支出されることは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。 タクシー代については，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が反証されていないので支出は認められない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条（旅費の計算）「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーに乗りながら政務調査活動を行ったのではなく，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，被告は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		②（被告第6準備書面） 平成24年8月25日に開催された「平成24年度鳥取県ファンの集いin関西」への参加に係る経費である。 この「鳥取県ファンの集いin関西」は実施要領記載のとおり関西鳥取県人会主催で毎年1回開催されるものであり，鳥取県議会議長をはじめ，議員全員に出席の依頼があり，参加したものである。 政務調査活動報告書の記載内容が不十分で，本当に参加したかどうか判断できないとの指摘であるが，当日は，他にも多くの議員が参加しており，政務調査活動を行ったことは明らかである。 また，この活動は，鳥取県関西本部が事務局をつとめる公的な行事であり，関西に向けての鳥取県の施策等について意見交換できる場であり，審議能力を高めるためのもので政務調査活動100%である。 領収書36頁19は9月の拉致議連の調査に活用したもので「キラキラチケット（金券ショップ）の領収書」2枚は19－1の鳥取一羽田空港の往復航空券を購入する際に使った全日空の株主優待券である。 原告は「谷村議員の政務調査報告書で後援会（正しくは講演会-被告注）や学会等の実施要項が添付されているのはこの「鳥取県ファンの集いin関西」のみであり，これ以外の政務調査活動が本当に実施されたかどうか疑問がある」との主張を行っているが，ガイドラインでは全ての場合に要項の添付が義務づけられているわけではなく，5，000円以上の会費が必要な場合に限って要項の添付が求められていることから，そのような対応になっているのである。	乙8	領収書番号19について，被告は，金券ショップで株主優待券を購入し，それを用いて，航空券を購入したと主張するところ，その内容に格別不合理な点はない。そして，政務調査活動報告書（平成24年9月1日～2日分）には，日比谷公会堂において，拉致議連の調査を行った旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，上記調査に伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号20，21，24，25については，政務調査活動報告書（平成24年8月25日分）において，「鳥取県ファンの集いin関西」の参加に伴う費用として報告されており，上記イベントは，鳥取県の文化・歴史・自然の情報発信等を目的とするもので，県政との関連性が認められる。領収書番号24については，食糧費としての性質を有すると認められるところ，事前に主催者によって会費が決められていたと認められるから，本件ガイドラインに違反するものではない。したがって，いずれの支出についても，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。 タクシーを利用することは，本件ガイドラインでも例示されており，その利用が不相当であることを窺わせる証拠もない。		¥0
7	調査研究費	H24.8.28 ～ H24.8.30	33 34 35 37	政務活動費 交通費	¥24,380	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（29頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書40頁（33，34-1，34-2，35-1，35-2）41頁（37-1，37-2，37-3）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代，タクシー代，JR運賃のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」はクロスウェーブ梅田と八頭・日野総合事務所」となっており，調査の相手方は「産経新聞社 ・各総合事務所職員」で，「目的・内容・結果等」には「前者は産経適塾緑陰講座で主に大学生と日本の政治外交について学ぶ」，「後者は総合事務所のあり方検討委員会で各自治体の方々との意見交換を行い，議会の質問を行うことができた」とあるのみで，調査活動を行わなくても書ける記述があるのみ。この程度の報告書であれば，本当に調査活動を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 政務調査費を支出していない議員が現実にいることで，この主張は通らない。地方議会の中には政務調査費が支給されない議会も多いが，そのような議会で「政務調査費が支給されないので一般質問で取り上げられない」との話を聞いたこともない。また，鳥取県議会では政務調査費を多く支出している議員が一般質問を多く行うという根拠もなく，出鱈目な主張と言える。番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。			②（被告第6準備書面） 調査活動を行わずに議会の場において発言することなどできない。当該調査を行ったからこそ議会において一般質問という形で取り上げることができたのである。	乙8	政務調査活動報告書には，産経適塾緑陰講座と総合事務所のあり方検討会が記載されている。前者は，平成24年8月28日午後から同月30日午前中までの日程で大阪市で行われたものであるところ，谷村議員は，同月29日には，鳥取県内にいたことが認められ（領収書番号35－1），上記講座の全ての日程に参加したとは考え難い。また，谷村議員がどのような移動を行ったのかも明らかでない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。適切な反証があったともいえない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	乙14	¥24,380

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
8	調査研究費	H24.9.1 ～ H24.9.2	1 2 3	政調活動交通費	¥21,160	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（30頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書43頁（1）～44頁（3）によると，米子～東京に政務調査活動に行った際のタクシー代，JR運賃のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「米子コンベンションセンター，日比谷公会堂」，「調査の相手方」は「日本青年会議所，拉致議連」だけしか記載がなく，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「前者は日本外交の方向性についてのシンポジウム，後者は拉致問題について関係者の話を聞くことができた。」と，一行程度の記述があるのみである。参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類が提出されてない以上，番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。 被告は特定という言葉を使っているが，第三者から見ると，最低限必要な証拠書類すら保存されていない以上，それを証することはできず，一般社会で通用もしない。社会一般的には，自ら書いた政務調査活動報告書のみをもって場所や調査の相手方について特定されているとは言わない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 「場所」は「米子コンベンションセンター，日比谷公会堂」，「調査の相手方」は「日本青年会議所，拉致議連」と特定されている。	乙8	政務調査活動報告書には，米子市内で日本外交の方向性についてのシンポジウムに参加し，日比谷公会堂で拉致議連についての調査を行った旨が記載されており，その内容に格別不合理な点はない。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
9	調査研究費	H24.9.10	10	政調活動交通費	¥7,990	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（31頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書46頁（10-1，10-2，12）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代，JR運賃，キヨスクでの購入品（使途不明）のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「大阪市内」，「調査の相手方」は「大阪府議」だけしか記載がなく，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「大阪府議との意見交換を行い，中央図書館にて各新聞を調べ府政の方向性について調査する。」と一行程度の内容しかなく，参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号5と同様。	乙8	番号10の大阪出張と合わせて，府政の方向性という抽象的なテーマについて，1週間のうちに2回にわたり大阪府議と意見交換し，図書館で新聞を調べるという態様に不自然さがあり，また，同報告書や乙8によっても，県政との関連性が定かではない。		¥7,990

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
10	調査研究費	H24.9.16 H24.9.17	19 20	政調活動交通費	¥11,410	100%	¥0	0%	①（原告第７準備書面） 証拠書類の出納簿（31頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書49頁（19～20，No不明のタクシーの領収書）によると，大阪に政務調査活動に行った際の交通費のようである。しかし，政務調査活動報告書は番号９で示したものと同じであり，同じ理由にて，政務調査費として支出することは認められない。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第１１準備書面） 番号５で述べた反論及び番号０，１で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号１，２と同じで支出は認められない。		②番号５と同様。	乙８	番号９の大阪出張と合わせて，府政の方向性という抽象的なテーマについて，１週間のうちに2回にわたり大阪府議と意見交換し，図書館で新聞を調べるという態様に不自然さがあり，また，同報告書や乙８によっても，県政との関連性が定かではない。		¥11,410

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
11	調査研究費	H24.10.3	5	政調活動交通費	¥1,270	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（33頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書57頁（51，52）によると，島根県庁，竹島資料館に調査活動に行った際のタクシー代のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「島根県庁，竹島資料館」，「調査の相手方」は「〃（場所の島根県庁，竹島資料館と同じという意味らしい）」としか記載が無く，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「9月議会一般質問で竹島を扱ったため聞き取りと視察に行った。」と，たった一行程度の内容しかなく，調査活動を行わなくても書ける記述があるのみ。参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 報告書を読めばわかるが，番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の誰でもが書けるような，社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。 ⑤（原告第13準備書面） 被告は「総　論（調査研究費・研修費）のとおりである。」と記載しているので，それに従えば総論で反論したとおり，実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，支出は認められない。乙第10号証，11号証，12号証，13号証，14号証，15号証は講座・大会・講演会の案内，案内のチラシ，参加券，申し込み受理のお知らせであり，これが被告が乙第16号証で言う「参加した事実を確認できる資料」のようである。しかし，このような案内程度の配布物は，米子市であれば，コンベンションセンターや文化ホール，米子公会堂，図書館等に行けばいくらでも持ち帰ることができるが，持ち帰ったところで「参加した事実を確認できる資料」であるはずがない。参加券や申し込み受理のお知らせにしても，申し込みや参加券を受けた事実になっても，「参加した事実を確認できる資料」であるはずがない。「参加した事実を確認できる資料」というのは，かかる経費の領収書や資料とともに，参加しなければ知り得ない講演内容や事実，得た知識，参加したことで得られた県政に資する内容，県政に資することができなければ，その理由を含めた感想等があってこそ，参加した事実を客観的に裏付けるものである。証拠資料に，講座・大会・講演会の案内，案内のチラシ，参加券，申し込み受理のお知らせ等しか提出することのできない被告の主張が，政務調査活動に該当しないということを証明する事実に当たるものであり，県政に関わる政務調査活動としての実績を証する書類が提出されなければ，政務調査費として支出することは認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。 タクシー代については，他の交通機関に代わってタクシーを利用せざるをえなかった相当な理由が反証されていないので支出は認められない。仙台市議会政務調査費返還履行等請求事件（仙台高等裁判所平成30年2月8日判決124頁）では，「一般にタクシー料金は，他の交通機関の運賃よりも割高であり，調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必要性が当然に存在するとは言えず，そのような必要性の存ずる場合とは，調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み，他に適切な交通手段が存在しないなど，タクシーの利用を相当とする事情の存在するのみに限られると解される。」とした。 また，地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は，その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」規定するところ，交通費に対する経費でも同じである。 これについては「鳥取県職員の旅費等に関する条例」にも定められており，第7条(旅費の計算)「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と定めている。 当然ながら，タクシーに乗りながら政務調査活動を行ったのではなく，タクシーを利用することは調査研究活動ではなく，調査研究を行うための移動手段であるから，被告は経費が安い他の交通機関ではなく，それより割高になるタクシーを利用したのであれば，鳥取県職員の旅費等に関する条例通り，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するか，タクシーの利用を相当とするやむを得ない事情やタクシーを利用しなければ目的の調査研究ができなかったという必要性を客観的な根拠によって，自ら示さなければ，タクシー利用料金を政務調査費として支出することは認められない。		②（被告第6準備書面） 「9月議会一般質問で竹島を扱った」ので理由は合理的なものであり一般質問の内容を確認すれば活動の結果は少なくとも明らかであり，「調査活動を行わなくても書ける」というのは無理がある。 ④（被告第8準備書面） 番号0のとおりである。	乙8	政務調査活動報告書には，島根県庁と竹島資料館で聞き取りと視察を行った旨が記載されているところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。タクシーを利用することは，本件ガイドラインでも例示されており，その利用が不相当であることを窺わせる証拠もない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
12	調査研究費	H24.10.8 H24.10.9	12 13	政調活動交通費	¥7,200	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（34頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書57頁（12，13）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「大阪府内？（南方？），大阪市中央図書館」，「調査の相手方」は「大阪府議など」としか記載がなく，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「大阪府議との意見交換および大阪中央図書館で府政に関する資料収集を行う。」と一行程度の内容しかなく，参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。参加しても，この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号5で述べた反論及び番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号5と同様。	乙8	政務調査活動報告書には，大阪府議事務所等で，大阪府議から大阪府政の状況や定例議会の様子等を聞き，意見交換を行った旨の記載があるが，番号5，9，10でも，同様の抽象的なテーマで大阪府議と意見交換を行ったとしており，不自然といわざるを得ない。また，同報告書や乙8によっても，県政との関連性が定かではない。		¥7,200
13	調査研究費	H24.12.10	4	政調活動交通費	¥8,600	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（38頁）に政務調査活動報告書（政務調査活動4回分の報告がたった2行で1枚の報告書にまとめられている）が添付されており，証拠書類の領収書（68頁4-1，4-2，4-3）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代，タクシー代のようである。しかし，政務調査活動報告書によると，「場所」は「大阪府内，府議事務所，府立図書館」，「調査の相手方」は「大阪府議・元府議」としか記載が無く，場所も相手方も特定できないものである。また，「目的・内容・結果」には「大阪府の改革について意見交換を行う。大阪府の地域性を知ることができた」と一行程度の内容しかなく，調査活動を行わなくても書ける記述があるのみ。 参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号5で述べた反論及び番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。			②番号5と同様。	乙8	政務調査活動報告書には，平成24年12月10日，14～17日，19日，26日，27日に，大阪府議や元府議と大阪府の改革について意見交換を行った旨の記載がある。そもそも，その内容自体抽象的である上，9月，10月（番号9，10，12）に続き，12月中に断続的に計8日間にもわたり，政務調査活動として大阪を訪れたことになる。しかしながら，谷村議員が，頻回に大阪出張をした目的について，主に，地方紙や全国紙の地方欄で大阪での政局の動向を知るためと陳述しているところ（乙8）に照らすと，12月中の大阪出張について，その目的に向けた行動としての合理性は見出し難い。こうした出張態様自体から，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められる。これに対し，被告からは，上記谷村の陳述書の内容を補う合理的な説明はなく，適切な反証があったともいえない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥8,600

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
14	調査研究費	H24.12.14 ～ H24.12.17	9 10 11 12	政調活動宿泊費 政調活動交通費	¥13,750	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（38頁）に政務調査活動報告書（番号13で示した報告書は政務調査活動4回分の報告がたった2行で1枚の報告書にまとめられている）が添付されており，証拠書類の領収書（69頁9，10-1，10-2，11-1，11-2）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代，JR運賃，タクシー代のようである。しかし，政務調査活動報告書は番号13で示したものと同じであり，同じ理由にて，政務調査費として支出することは認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には 「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号5で述べた反論及び番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。			②番号5と同様。	乙8	番号13と同じ。		¥13,750
15	調査研究費	H24.12.27	18	政調活動交通費	¥6,400	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（38頁）に政務調査活動報告書（番号13で示した報告書は政務調査活動4回分の報告がたった2行で1枚の報告書にまとめられている）が添付されており，証拠書類の領収書（70頁日本交通株式会社の2枚のNo不明領収書）によると，大阪に政務調査活動に行った際の高速バス代のようである。しかし，政務調査活動報告書は番号13で示したものと同じであり，同じ理由にて，政務調査費として支出することは認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号5で述べた反論及び番号0，1で反論したとおり，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。			②番号5と同様。	乙8	番号13と同じ。		¥6,400

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
16	調査研究費	H25.1.30 ～ H25.2.2	1/20,23 2/1～3	政調活動交通費 政調活動宿泊費	¥20,650	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（39頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（76頁20-1，20-2，23，77頁1，78頁2，3によると，三重県議会と新宮市台風被害視察に行ったようである。政務調査活動報告書によると「目的・内容」は「三重県議会の議会運営委員会を傍聴し，その後に議会事務局より見せ県議会の議会改革について説明を受けた。新宮市の台風被害について熊野川等の崩壊や復興の状況を視察した」，「結果」には「県議会改革の参考になった。また，新宮市等の被害は想像以上に厳しいもので復興に時間がかかる様子だった」とあるが，県議会議員として視察に行くのであれば，その実績にともない，県民やその後の県政運営に価値のある報告書を作成するのが当然であり，この程度の報告書では政務調査費として支出することは認められない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1で反論したとおり，実績，按分，按分の根拠さえ明示できず，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 視察の内容は，報告書という形で表現することが困難な内容のものもある。そもそも議員の調査研究活動は，議会における政策立案や議案審議能力の強化を目的としており，価値のある立派な報告書を作成することが目的ではない。	乙8	政務調査活動報告書には，三重県議会の議会運営委員会を傍聴し，県議会事務局から三重県議会の議会改革の説明を受け，その後，新宮市で熊野川等の台風被害について視察した旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費・宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
17	調査研究費	H25.2.18 ～ H25.2.19	10 12 13	政調活動交通費 政調活動宿泊費 政調活動土産代	¥45,350	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（40頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（79頁10?，12-1～13-1）によると，東京都内の「どこかの事務所」で「国会議員，元国会議員」に対して政務調査活動を行ったとされる交通費のようである。証拠種類の領収書79頁下の鳥取大丸の領収書については商品が不明。政務調査活動報告書によると「目的・内容」は「現在の国政の情勢について伺うと同時に国政への要望を行う」，「結果」には「様々な視点でのお話が聞け，実りあるものとなった」とある。この報告書ではどのような実績があったか，支出の根拠及び按分を知ることができず，相手方も場所も特定することができない。 このような政務調査報告書では政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）ではないかと強く疑われる。後に検証すらできないような報告書しか提出していない場合，本当に政務調査活動を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 政務調査費の原資は税金であり，補助金の一種でもあり，ガイドラインによると，「審議能力を強化することを目的に交付」されるものである，その使途については「議員各位には，政務調査費の使途のより一層の透明性を高めるために，ガイドラインを尊重することが求められる。」とある。従って，議員はガイドラインを尊重し，その使途については透明性を確保しなければならない義務を負う。どのような相手と懇談し，その実績も1行程度の社会一般的に報告書と言えず，何ら成果を示せないような政務調査活動報告書しか提出できないのであれば，税金で賄われている政務調査費として支出できないことはガイドラインからも当然である。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 「東京都内の「どこかの事務所」」というのは国会の議員会館の一室であり，「国会議員，元国会議員」との記述は相手方のプライバシーもあり記述していない。「鳥取大丸の領収書」は相手方に対する手土産として持参した菓子類である。	乙8	政務調査活動報告書には，国会議員や元国会議員から国政の情勢について説明を受けるとともに，国政への要望を行った旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。領収書番号10の手土産代も，社会通念上相当な範囲内の支出である。したがって，各支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
18	調査研究費	H25.2.20	16	政調活動交通費	¥3,300	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（41頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（81頁16）によると，大阪府議事務所，府立中央図書館で大阪府議に対して政務調査活動を行い「目的・内容・結果」には「大阪府議との意見交換を行い，大阪府政の状況を調査した。鳥取県へ適用できることがないか検討している」とあるのみ。この政務調査活動報告書では相手方を特定できず，場所も大阪府議事務所だけでは特定できない。また，報告書は20日，26日の二日分をまとめて記載しているにもかかわらず，2日間の政務調査活動で一行程度の「目的・内容・結果」しか記載されていない。 このような政務調査報告書では政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）ではないかと強く疑われる。相手方も場所も後に検証すらできないような報告書しか提出していない場合，本当に政務調査活動を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1，番号17で反論したとおり，たった1行程度の調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 1日目は府議事務所，2日目は大阪市立中央図書館で調査活動を行ったということであり番号5の反論と同様である。	乙8	政務調査活動報告書には，大阪府議事務所等で，大阪府議から大阪府政の状況や定例議会の様子等を聞き，意見交換を行った旨の記載があるが，番号5，9，10，13ないし15でも，同様の抽象的なテーマで大阪府議と意見交換を行ったとしており，不自然といわざるを得ない。また，同報告書や乙8によっても，県政との関連性が定かではない。		¥3,300
19	調査研究費	H25.2.22	17	政調活動交通費	¥8,700	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（42頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（81頁17-1，17-2，17-3？）によると，松江市県民会館で開催された「竹島の日」記念祭典に参加した際のJR運賃及びタクシー代だと思われる。しかし，政務調査活動報告書の「目的・内容・結果」には「島根県より招待を受け，鳥取県代表として「竹島の日」記念式典に参加し，記念講演を拝聴した。鳥取県の参加者は私以外なく熱意の差を感じた」とあるのみ。式典名や記念講演であることを省くと1行にも満たない報告書であり，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されているガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号0，1，番号17で反論したとおり，たった1行程度の調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 島根と同じく山陰に位置する県として，記念講演の内容を県政に活かす目的で参加したものであり，政務調査費に該当する。	乙8	政務調査活動報告書には，松江市県民会館において，「竹島の日」記念式典に参加し，記念講演を聞いた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
20	調査研究費	H25.2.11	8	県内政調活動交通費	¥7,600	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（11頁），証拠書類の領収書（79頁8-1,8-2,8-3）によると，県内の政務調査活動のために支出したJR運賃とタクシー代のようである。しかし，証拠書類に調査活動の実績や根拠，按分が示されておらず，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができない。ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 当時から，政務調査費の使途の主な経費に係わる留意事項の共通事項の【経費の按分】に，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を示し，その証拠書類を提出することと定められている。県内の調査であっても，(2)の収支報告書の内容を証する書類であり，議員には5年間の保存義務がある。また，記載が義務化されていないとは何処にも定められてはおらず，調査活動報告書という形で提出する義務がなかっただけである。従って，支出報告書の内容を証する書類を整備し，5年間保管する義務があるにもかかわらず，その義務を果たしていない支出も主張は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。 被告は「県内の政務調査活動についてはその当時のガイドラインには「実績や根拠」を記載する規定はなかったため記載していない。」と主張したが，当時のガイドラインの1使途の基本的な考え方に「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とあり，米子市歴史問題講演会というような名称の講演会に参加する場合，当然ながら，個人的な趣味であるか，政務調査活動であるかが第三者にも判断できるように，当時から，政務調査費は実績により按分しなければならず，按分の根拠となるのが領収書や実績である。従って，実績を示せない支出は認められない。また，タクシー代については番号6と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 県内の政務調査活動についてはその当時のガイドラインには「実績や根拠」を記載する規定はなかったため記載していない。	乙8	政務調査費出納簿には，米子市歴史問題講演会との記載があるが，その名称では，議員としての政務調査活動か不明であり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったというべきであり，被告による適切な反証があったとはいえない。		¥7,600
21	研修費	H24.4.13 ～ H24.4.14	10～14	政調活動交通費	¥16,710	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（13頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（3頁10-1，10-2，11，12，13，14-1，14-2）によると，大阪府議会別棟会議室で開催された全国青年部道府県会議員の会に参加した際の参加費及び交通費のようである。しかし，政務調査活動報告書の「目的・内容」には「大阪府政改革の実態，経緯について学び，全国の若い都道府県議との意見交換を行う」，「結果」には「県政改革の参考になった」と，たった11文字しか記載がなく，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。 ガイドラインの『政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示』の研修費は以下のように定められている。 ガイドライン略 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，全国青年都道府県議会議員の会に参加し，全国の若い都道府県議との意見交換を行った旨の記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う参加費及び交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
22	研修費	H24.4.15 ～ H24.4.16	15 16 18 19	政調活動交通費 政調活動宿泊費	¥73,700	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（14頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（4頁15-1，15-2，5頁16，18，6頁19）によると，富士電機能力開発センターという場所で開催された「地方財政の見方　財政基礎講座」（NPO法人多摩住民自治研究所）に参加した際の航空券代，モノレール代，ホテル代，都内交通費のようである。しかし，政務調査活動報告書の「目的・結果」には「地方財政を基礎から学び，県政上の予算を見るポイントを学ぶ」，「結果」には「議会の質問，常任委員会での提案に役立っている」とあり，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第１１準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，NPO法人多摩住民自治研究所の主催する財政基礎講座に参加した旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費及び宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
23	研修費	H24.4.23 ～ H24.4.25	23 26 27	政調活動交通費 政調活動宿泊費	¥33,940	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（15頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（7頁23，27-1.27-2，28）によると，NHK名古屋ビルで開催された地方自治経営学会に参加したようである。しかし，政務調査活動報告書の「目的・内容」には「地方自治経営学会による「地方議員のための議員活動の基本」と題する講演を聞いた」，「結果」には「条例の提出。活動の実例等大変参考になった」と一行程度の内容しかなく，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。 ガイドラインの２ 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第１１準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，名古屋市内で行われた地方自治経営学会に参加し，「地方議員のための議会活動の基本」と題する講演を聞いた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費及び宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
24	研修費	H24.5.16 ～ H24.5.17	18～ 21	政調活動宿泊費 政調活動交通費	¥54,450	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（19頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（15頁18～16頁23）によると，東京で開催された地方自治経営学会に参加したようである。しかし，政務調査活動報告書の場所には「都内ホテル」としか記載されておらず，「目的・内容・結果等」には「研究大会に参加し，全国の議員との交流を深めた」と，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第１１準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書（平成24年4月26日）には，都内で開催された地方自治経営学会研究大会に参加し，全国の議員と交流した旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費及び宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。	乙11	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
25	研修費	H24.7.19 ～ H24.7.21	10 11 12 14	政調活動交通費 政調活動宿泊費	¥49,330	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 分類には名古屋とあるが，名古屋と東京の2カ所での研修費である。証拠書類の出納簿（22頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書25頁（11，10-1，10-2，10-3），26頁（12，14-1，14-2，14-3，14-4）によると，日本経営協会が主催する何らかの研修会のようである。報告書の「目的・内容・結果等」には「東京では日立イノベーションに参加し，スマートシティーの方向性について学ぶ。名古屋では地方議員のための政策形成」の講演を受け，議員提出条例や条例の講演を聞く」とあり，数万円もかけた研修会1箇所について1行程度の報告書であり，“聞く”“学ぶ”だけで，読んでも意味不明のものであり，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，東京で開催された日立イノベーションフォーラムに参加し，スマートシティの方向性について学ぶとともに，名古屋で「地方議員のための政策形成実務」の講習を受けた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費及び宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。	乙13	¥0
26	研修費	H24.7.26 H24.7.27	19 20	政調活動交通費	¥21,690	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（23頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（28頁19～21-4）によると，NHK名古屋ビルで開催された日本経営学会の講習に参加したようである。証拠書類の政務調査報告書の「目的・内容・結果等」には「議員提出条例の作り方の講習を受け，全国の条例提出の状況，注意事項等を学ぶ」と一行程度の内容であり，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。この程度の政務調査報告書であれば，本当に参加したかどうも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，名古屋において，「議員提出条例の作り方」の講習を受けた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
27	研修費	H24.7.31 H24.8.1	27 30 8/1	政調活動宿泊費 政調活動交通費	¥26,700	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 分類には県内とあるが，県外の間違いである。証拠書類の領収書（31頁30-1～30-3）によると，東京メトロ運賃，JR東日本運賃，タクシー代であり，証拠書類の出納簿（25頁）に政務調査活動報告書が添付されており，地方議員林業全国連絡会議の講演に参加したと思われる。「目的・内容・結果等」には「木質バイオマス等の講演もあり，県政に活かせることは…（読み取れず）活用している」と，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。この程度の政務調査報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。 タクシー代については番号6と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，地方議員林業全国連絡会議に出席し，木質バイオマスの講演を聞くなどした旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
28	研修費	H24.7.27 ～ H24.7.30	22 24 25	政調活動費 政調活動交通費 政調活動宿泊費	¥59,230	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（24頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（29頁22～23頁27）によると，セミナーが開催される会場（報告書の場所に「新大阪会場」）と記載されているが，これがどこであるか不明）までの交通費及びセミナー参加費であると思われる。証拠書類の政務調査報告書の「目的・内容・結果等」に「全国の議会改革の事例を説明され，今後の議会改革の方向について学んだ」と一行程度の記載しか無く，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。この程度の政務調査報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書（平成24年7月30日）には，大阪で開催された地方議員研究会に参加し，全国の議会改革の事例について説明を受けた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う参加費，交通費及び宿泊費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
29	研修費	H24.8.9 ～ H24.8.10	8 9	政調活動参加費 政調活動交通費	¥43,430	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（22頁）によると，43,430円のうち42,000円は7月20日の研修会に参加した際の参加費であると思われる。（詳細は番号25を参照。番号25の違法性の主張通り，支出は認められない。） 残りの1,430円は鳥取県内で開催された「湯浅氏人権後援会」に参加した際のタクシー代である。しかし，証拠書類の領収書（タクシー代の領収書）には何の明記もなく，証拠書類に政務調査活動であった根拠や按分率も明示されておらず，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）との判別ができない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 番号20で反論した通り，政務調査費として支出することは認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 政務調査活動で計上しているものは調査活動が100%のものだけである。また，県内での調査については詳細な報告書は要しないと判断したためである。	乙8	領収書番号8については，政務調査費出納簿に「7月20日分」と記載されており，「地方議員のための政策形成」と題する講習の受講料であると認められるから，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 領収書番号9については，政務調査費出納簿に「湯浅氏人権講演会」との記載があり，県政との関連性が認められる。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。	乙12	¥0
30	研修費	H24.8.18 H24.8.19	13 14	政調活動交通費	¥10,520	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（26頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書（34頁）によると，高速バス代，JR運賃等の交通費のようである。証拠書類の政務調査報告書の「目的・内容・結果等」に「大阪府政，国政の方向性について大阪府議，政党関係者と意見交換を行う」とあるのみで，わざわざ政務調査を行わなくても書ける記述があるのみ。また，相手方も特定できず，相手方に政党関係者ともあり，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられる。また，実績もなく按分もされていない。このような会に参加して，この程度の報告書であれば，本当に政務調査を行ったかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 反論及び番号0，1で反論した通り，たった1行程度の社会一般的に報告書と言えないような調査活動報告書しか提出できない以上，調査研究費として支出は認められない。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号5と同様。	乙8	政務調査活動報告書には，大阪市内で大阪府議や政党関係者と大阪府政，国政の方向性について意見交換を行った旨の記載があるが，番号5，9，10，13ないし15でも，同様の抽象的なテーマで大阪府議と意見交換を行ったとしており，不自然といわざるを得ない。また，同報告書や乙8によっても，県政との関連性が定かではない。		¥10,520

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
31	研修費	H24.8.27	28 29	政調活動参加費 政調活動交通費	¥24,725	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（29頁）に政務調査活動報告書が添付されており，証拠書類の領収書39頁（28，29）によると参加費，振込み手数料，高速バス代である。2種類の会に参加していると思われ，政務調査活動報告書の「目的・内容・結果等」には「前者は産経適塾…（不明）陰講座で主に大学生と日本の政治，外交について学んだ。後者は総合事務所のあり方検討会で各自治体の方々との意見交換を行い，議会の質問を行うことができた」と，一つの会について一行の報告で，わざわざ政務調査活動を行わなくても，レジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。このような会で政務調査活動を行い，この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。			②（被告第6準備書面） 「前者は産経適塾・・・（不明）陰講座」は「産経適塾緑陰講座」である。その他に関しては番号0に記載のとおり。	乙8	番号7と同じ。	乙14	¥24,725
32	研修費	H24.11.7 H24.11.8	5 6 7	政調活動交通費 政調活動研修参加費	¥16,110	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の出納簿（36頁）に政務調査活動報告書が添付されており，地方自治研究会という催しに参加した際の参加費用および交通費としていることが，証拠書類の領収書63頁（5，7-1，7-2，6）から推測される。しかし，その報告書の「目的・内容・結果等」には「震災対応，財政問題等について片山前知事をはじめとした方々の講演を聞くことができた」と，わざわざ政務調査活動を行わなくても，レジメや案内等があれば書ける記述があるのみ。研究会と称するところに政務調査活として参加し，この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，神戸市内で開催された地方自治経営学会に参加し，震災対応や財政問題等について講演を聞いた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0
33	研修費	H24.11.20	13	政調活動研修参加費	¥15,420	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書（64頁13）によると，株）地方議員研究会へ15,420円振込み（手数料420円）されており，地方自治経営学会に参加した費用であると思われる。証拠書類の出納簿（35頁）に政務調査活動報告書が添付されており，その報告書の「目的・内容・結果等」には「地方自治法の問題点，自治体経営の手法について講演を聞く」としかなく，参加しなくてもレジメや案内等があれば書ける記述が一行程度あるのみで，参加したからこそ，その成果として政務調査活動の目的に沿ってまとめられている報告書ではない。この程度の報告書であれば，本当に参加したかどうかも判断できない。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	政務調査活動報告書には，大阪市内で開催された地方議員研究会に参加し，地方自治法の問題点・自治体経営の手法について講演を聞いた旨の記載があるところ，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う参加費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
34	研修費	H25.3.29 ～ H25.3.30	24 25 26	政調活動交通費 産経適塾春風講座受講料	¥9,990	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 証拠書類の領収書（93頁26）によると「第36回産経適塾春風講座」の受講料とその交通費と思われ，証拠書類の出納簿（43頁）に政務調査活動報告書が添付されている。 しかし，，証拠書類の出納簿（43頁）の政務調査活動報告書には「・中国外交を中心とした日本の外交問題，防衛問題，中国人の本質について学んだ。実例を重んじる中国人の国民性や分化について詳しく知ることができた」とあるのみ。政務調査活動報告書がこの程度の「目的・内容・結果等」であれば，研修でも調査研究でもないと考えられる。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。 ③（原告第11準備書面） 原告反論は番号0の通りである。	番号1，2と同じで支出は認められない。		②番号0に記載のとおり。	乙8	領収書番号26は，産経適塾春風講座の受講料の領収書であるところ，政務調査活動報告書には，中国外交を中心とした日本の外交問題，防衛問題等について学んだとの記載があり，その内容に格別不合理な点はなく，県政との関連性が認められる。したがって，これに伴う受講料及び交通費の支出について，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。成果物等の提出がないからといって，直ちに政務調査以外の目的であったと疑うことはできない。	乙15	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
35	資料購入費	H24.4.6 ～ H25.3.25	4/3.7.8.9.21.24.33 5/12.17 6/6.10.12 7/1.7.8.9.13.29 8/6.10.15.17.23 9/6.8.14.24.33 10/4.8.11.18.24 11/1.10.19 12/1.7.17.20 1/4.13.14 2/4.7.14 3/7.9.16.18	政調用書籍代	¥136,637	100%	¥0	0%	①（原告第7準備書面） 谷村議員の書籍代，本代，冊子代；雑誌代，第2期中間報告書，不明等の資料購入費一覧については別紙（平成24年度 谷村悠介議員の資料購入費内訳）で示すが，その領収書のうち，タイトルから，かろうじて内容が推測できるのは「みんなでつくる手話言語法」「第2期中間報告書等」のみである。「振込み」としているものは都道府県選挙管理委員会連合宛てとしているが，どのような政務調査活動に必要なのか全くわからない。また，全ての証拠書類に実績等を根拠として示しているものはなく，按分もされていない。レシートであっても書籍名等，記入することは，議員にとって負担でもなんでもなく，政務調査活動が県民の税金を財源としていることを知悉している議員であれば当然の義務である。どんな用途に支出されたかを後に判別できないような領収書が県民の税金から支出され，その領収書が県の証拠書類として保管されていることはあり得ないことでもある。それさえもしていないのは政務調査活動以外の購入書籍を隠すためだと思われ，支出は認められない。 ガイドラインの【項目別経費の例示】の■資料購入費については，「ガイドライン略」とある。 ガイドラインの2 政務調査費の使途，■共通項目の【経費の按分】には，「ガイドライン略」とあり，その実績，按分の根拠が証拠書類に明示されていなければ政務調査費として認められない。 また，ガイドラインのはじめに記されている「ガイドライン略」という目的に沿った使途でなく，これらの費用は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）であると考えられ，政務調査費として支出することは認められない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明に「政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない」とあるが，書籍名のみで政務調査活動に関係するかどうかを判断できるわけがない。書籍のタイトルは様々であり，例えば「キミは他人に鼻毛が出てますよと言えるか」「成功する人は生姜焼き定食が好きだ」「華々しき鼻血」「延長戦に入りました」「そのかめはめ波は違法です！」「安心ひきこもりライフ」「優雅に叱責する自転車」「夜，でっかい犬が笑う」というものもあり，タイトルからどのような内容であるか全くわからない。前記のタイトル書籍の中には法律に関する書籍もあり，このタイトルだけで，その中身まで知ることができない。被告の購入したとされる書籍についても，その内容が具体的にどういう調査研究活動に使ったのか？ 何らの主張立証もされていない。調査研究活動とは，「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）であり，雑誌や書籍を漫然と購入し，政務調査費として支出することではない。 政務調査費は「調査研究に資するための必要な経費の一部として」（地方自治法第100条14）交付される公費であり，その支出に当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条14）のであり，さらに「政務調査活動に必要なものに限る」（ガイドライン）と規定されている。以上の理由により，雑誌や書籍の代金は，その実績を示して認められるものであり，政調用と主張するだけであれば，被告の雑誌や書籍に対する全ての支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 購入先の書店に確認を行った。結果は乙5のとおりである。 原告の主張に「全ての証拠書類に実績等を根拠として示しているものはなく，按分もされていない」とあるが，基本的に政務調査に100%相当するものに限って購入しているために示していなかった。ところが今井書店吉成店で購入した書籍の一部に書籍名が明らかになって政務調査にかからない可能性があるものが含まれていたためそれは購入費として含むものと含まないもののそれぞれの金額を明示して内訳（乙5）の書籍名に記入している。加えて，平成28年10月17日付けで，平成24年度政務調査費収支報告書の訂正（2万8832円の減額）を行った（乙7）。しかし，平成24年度は政務調査費として300万円の支給を受けているところ，当該年度に使用した総額は308万4808円であり，8万4808円につき自己負担をしていることになる。そして2万8832円はかかる自己負担の範囲に収まっているため，返還は行っていない。 その当時は書籍名を明示するという規定がなかったため記入していない。書籍名を記入することが義務づけられてからは全て記入している。 （被告答弁書） 県政の枠を超えて先人政治家の生き方，考え方，議会での質問・発言の仕方など様々な過去の事例の検討を行うことは有益である。 月刊選挙は，国の選挙管理委員会が発行するもので，他の自治体の選挙の取り組みや他県での選挙条例などから構成され，鳥取県も先進的な事例として参照されることもある。 週刊誌の中にも政務調査の参考となる記事や論評がある。	・乙5（平成24年度資料購入費内訳） ・乙7（政務調査費収支報告書（修正報告）） ・乙8	領収書番号4／3（4月6日。サンデー毎日，週刊現代），4／21（4月19日。週刊ポスト400円，原敬840円，山県有朋1365円，規制を変え電気も足りる735円），5／12（5月8日。サンデー毎日400円，週刊現代400円，週刊ポスト400円），5／17（5月16日。日本政治の崩壊，国会1年生，政治家の裏事情），6／6（6月26日。鳥取地図840円，週刊現代400円，週刊ポスト400円，サンデー毎日370円，プレーボーイ330円），7／9（7月19日。政治の修羅場，田中角栄流生き抜く知恵，犬養毅），8／10（8月12日。週刊文春），10／4（県収入分任出納員10月3日。第2期中間報告書，第2期最終報告書。），1／13（1月21日。一流秘書），2／4（2月5日。橋下徹の政権戦略，橋下徹と石原慎太郎），2／7（2月10日。政友会と民政党882円，チャーチル987円），2／14（2月19日。さかのぼり日本史3，小沢選挙に学ぶ，国会議員裏物語，選挙カーから見た信州，小沢に天下をとらせてみたい），3／7（3月4日。週刊ポスト400円，サンデー毎日400円，週刊ダイヤモンド740円，日経マネー580円，プレジデント690円，Big Tomorrow650円，日経ビジネスアソシエ680円），3／16（都道府県選挙管理委員会連合3月18日。月刊選挙），3／18（3月25日。世界別冊，奪われる日本），領収書番号4／9（4月12日）のうち1785円（日本経済の真相，借金1000兆円に騙されるな），同6／12（6月29日）のうち2000円（星亨），9／24（9月23日）のうち1412円（小村寿太郎882円，帝王学貞観政要の読み方530円），同9／33（9月29日）のうち1980円（近代日本外交の体現者，新潮）については，本件訴訟で書籍名が明らかにされている（乙5）。以上のうち，プレボーイについては，娯楽性の高い雑誌であることは明らかであり，本議員作成の反論書（乙8）によっても，県政との関連性につき適切な反証がないといわざるを得ない。そのほかの書籍等については，政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 その余の支出については，出納簿及び領収書からは，書籍名が不明であって，政務調査活費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。本件訴訟でも，書籍名は明らかにされていない（乙5の記載が判読不能なものも含む。）。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。	乙5，乙7	¥90,541

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
35−2	資料購入費	H24.9.10	12	政調用書籍代	¥2,140	100%	¥0	0%	③（原告第11準備書面） “思われる”では，そのような支出は認められるはずもない。駅等で見かけるキヨスク書店には，こじつければ政務調査と関係する記事が掲載されている書籍や新聞等が中にはあるだろうが，その店舗の立地特性により，どちらかというと娯楽性の高い書籍や新聞の販売が多く，そのような販売形態を有する店舗での買い物だったにもかかわらず“思われる”では，政務調査費として支出は認められないのは当然である。 議員が政務調査費として使途するのであれば，何を，いくらで購入し，その実績，按分，按分の根拠は“収支報告書の内容を証する書類”であり，5年間保存することが義務づけられている。当然，その実績を証するために購入物品（この場合は書籍名と内容）が，最低限記録されていなければならない。県の税金で使途したものが，5年も経たないうちに，使途不明金となるのは考えられないことである。 ⑤（原告第13準備書面） キヨスク書店の立地場所が改札の中であっても外であっても何ら関係ない。キオスク書店は鳥取県政及び政務調査に関する書籍だけを販売しているのではなく，その場所の特性から，被告も「豊富な種類の雑誌や書籍が陳列された書店である。」と認めている通り，幅広い客層に対応する商品（書店と言う名称であっても，書籍だけを扱っているのではない）を販売している。その店舗で何かの商品を購入した場合に書籍名も内容も実績も明示しないで「普段から，政務調査上関係のない「新聞」や「娯楽性の高い書籍」は購入していない。」という主張は，客観的には何の根拠も意味もない主張である。その店舗で販売している商品の総数を想像すれば，全商品の中では，政務調査に関する商品は多くはないはないはずであり，政務調査以外の活動に関する商品を購入したという確率の方が圧倒的に高いといえる。 鳥取県政務調査費交付条例第7条(証拠書類の整備等)では，「証拠書類を整備し，収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めているにもかかわらず，何を購入したかを証することもできないのであれば，鳥取県政務調査費交付条例第7条にも反することは明かで，その支出は認められるはずがない。			②（被告第6準備書面） 「キヨスク」とは正式には「キヨスク書店」であり，購入品は政務調査にかかる週刊誌や雑誌だと思われる。 ④（被告第8準備書面） 原告らは，「その店舗の立地特性により，どちらかというと娯楽性の高い書籍や新聞の販売が多く，そのような販売形態を有する店舗での買い物だったにもかかわらず」と断定している。 しかし，当該キヨスク書店は，ホームにある土産物店ではなく，改札の外にあり，独立したそれなりの面積や規模を持ち，豊富な種類の雑誌や書籍が陳列された書店である。そして，谷村元議員は，普段から，政務調査上関係のない「新聞」や「娯楽性の高い書籍」は購入していない。	乙8	出納簿及び領収書からは，書籍名が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。本件訴訟でも書籍名は明らかにされていない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥2,140

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
36	広報費	H24.9.25 ～ H25.3.28	9/30 10/1 11/1 4 3/23 3/28	議会報告郵送料 議会報告印刷代	¥372,960	100%	¥220,046	59%	③（原告第11準備書面） 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類が存在しなければ，政務調査費として支出は出来ない。これを証するのが成果物であり，証拠書類である。 単なる自由裁量による主観的な按分であり，自らの議員としてのPRや議会活動，講演会活動などの汎用性が高い広報物であるにもかかわらず，その内容が政務調査であることを証する成果物の書類が提出されなければ，その根拠を裏付けることは出来ず，支出は認められないのは当然である。 ⑤（原告第13準備書面） 政務調査費の広報費については，県政に対する県民の意思・意見等の把握に役立ち，それを県議会において適切に反映させるための前提となり，議員の調査研究活動に資する内容であることが必要となる。 以下の箇所は，政務調査活動的な側面がきわめて薄弱であり，「議員の調査研究に資する」とはいえないので，按分計算において除外される。 ・党の政策など，県議会議員選挙で応援を得るための政党活動・選挙活動の一環と見なされる箇所 ・議員個人の顔写真，氏名，プロフィールなど，議員個人の宣伝活動と見なされる箇所 ・県議会議員でない者の氏名，役職，及び意見表明の記載と顔写真を掲載した箇所 ・県議会での自らの質問と県側の答弁を羅列した箇所（＊注） ・その他「議員の調査研究に資する」とはいえない写真やイラストの箇所 （＊注）県議会における質疑応答の概要は『とっとり県議会だより』』として全世帯に無償配布され，その詳細は議会のホームページに掲載される。このような質疑応答データから議員自らが関係する部分だけを抽出して，議員自らの「議会だより」などの広報誌に掲載している例が多い。今や，多くの小中学生までもが，スマホを個人で所有する時代である。議会のホームページに公開された情報は，誰でも自由にアクセスできる。 すでに公開され，誰でも自由にアクセスできる情報の中から，自らの質問と県側の答弁だけを抽出して広報誌に転載する行為は，自己宣伝が目的と見なされる。それを公費である政務調査費から負担することは，議会のホームページを作成・維持する経費との二重負担にもなり，認められない。 これらの条件で谷村議員の谷村レポート（乙第6号証）を検証すると按分率は以下の通りとなる。 検証結果は甲16号証。 1頁目（除外箇所面積） 1＝ 1,669 mm2　2＝ 5,122 mm2 3＝ 2,283 mm2　4＝ 2,173 mm2 5＝25,946 mm2 2頁目（除外箇所面積） 1= 8,929 mm2　2= 4,842 mm2　3= 290 mm2 除外箇所の合計面積＝51154 mm2 全体はA4サイズの2枚＝210×297×2＝124,740 m2124,740－51,154＝73,586 mm2が政務調査費として認められる。政務調査として認められる面積の按分率は73,586 mm2÷124,740mm2×100%=58,99%。 政務調査費として認められるのは59%となる。	原判決は「プロフィール・略歴の記載は，自身の政治的立場や所属委員会等にとどまるものであり，県政との関連性に欠けるものではなく，その他の部分についても県政との関連性が欠けるものとは認められない」として，議会報告印刷代の全額を政務調査費として認めた。また，「県政との関連性に欠けるものではなく，その他の部分についても県政との関連性が欠けるものとは認められない」としている。 しかし，政務調査費の交付対象となる調査研究活動とは「住民の代表として住民意思を把握するとともに，当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い，議案の審査や政策立案に反映させていくこと」（政務調査費議員必携）である。広報紙を発行して県政の課題を分かりやすく説明すれば住民意思の把握に役立つことを期待できるが，議員本人の顔写真，プロフィール，略歴の記載，自身の政治的立場や所属委員会議会活動は，住民意思の把握というより，読者に議員の顔と氏名を強く印象付けて知名度を上げることを狙ったものであり，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強い。また，このように「県政との関連性」で支出が認められるべき経費ではない。 東京高裁は「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は，政務調査活動とはいえない。」（平成22年11月5日）と判示し，仙台地裁は「議員の写真，似顔絵や挨拶文，プロフィールについては，必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず，むしろ…＜中略＞…選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。」（平成29年1月31日）と判示して仙台高裁において同判決が維持され確定した（平成30年2月8日）。 同議員による議会での質問項目の列挙についても，県内の全世帯に無料配布される『とっとり県議会だより』』に議員別の質疑応答の概要が記載されることに鑑みれば，住民意思の把握というより，議員の宣伝ないし後援会活動的な要素が強いといえる。 従って，政務調査費として，原告が按分した経費を超えて支出することは認められない。	甲16号証	②（被告第6準備書面） 議会報告の印刷代と郵送料である。 平成24年度に適用されていたガイドラインは，「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めている。また，当時のガイドラインでは成果物の添付を義務づけていない。 つまり，他の用務等に係る部分が含まれるときは，按分の根拠を示すものが必要だが，政務調査活動のみの場合には何も必要ないと解することができるものである。 ④（被告第8準備書面） 既に成果物を提出済みである。	乙6（谷村レポート 平成25年3月31日付）	領収書番号3／23（3月29日。郵送料5万6000円），28（3月28日。印刷代16万8000円）については，議会報告（乙6）が証拠提出されているところ，同報告には平成23年6月以降の議会についての報告があるほか，後援会事務所やプロフィール・略歴の記載があり，その割合は5%を下らないが，当該部分については，．県政との関連性を欠く。また，その余の支出については，出納簿及び領収書からは議会報告の記載内容が不明であり，本件訴訟でも，議会報告は証拠提出されておらず，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。以上によると，少なくとも，原告らが主張する15万2914円については本件使途基準に反する支出であったと認めるのが相当である。	乙6	¥152,914

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
37	広報費	H24.9.30 ～ H25.1.28	9/37 11/8 1/15	ホームページ使用料 ホームページ作成費	¥83,835	90%	¥46,575	50%	①（訴状） 按分の根拠となる証拠書面が添付されていない場合は認めない。添付された書面の調査活動に関する記載記事の占める面積と内容により按分の割合，正当性をチェックする。 折込料は50%まで認める。 ③（原告第11準備書面） 他の用務等に係る部分の表示があったことを認めており，ガイドラインで定められているように「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の書類に按分の根拠を明示すること。」とある以上，それが全紙面のうち，どの程度の面積を使用しているのか，わからず，記事の書類に按分の根拠を明示した証拠書類が添付されていない以上，政務調査費として認められない。	原判決は「按分率が不相当であることを疑わせる証拠はない」として，被告のホームページ使用料，ホームページ作成料の90%を広報費として政務調査費の支出を認めた。しかし，この判断は明らかに間違っている。被告は「ホームページの中に後援会の連絡先についても掲載していたため，その部分を除外することとして，低くみて90%としたもの。」と主張するだけで，ホームページの内容を何ら実績として示しておらず，後援会の連絡先がホームページの紙面の10%である根拠を示していない。通常，議員のホームページの内容は，ガイドラインにあるように政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活）が大量に含まれているのが当然である。それにもかかわらず，後援会の連絡先のみが政務調査活動以外の活動であって，その余の90%が調査研究活動であるという主張に全く信憑性はない。現在，被告のホームページは存在しないが，収支報告書等（交付条例第5条、第6条、第7条）により，収支報告書の根拠資料として5年間の保存義務があることで，少なくとも被告は証拠データは保存しているはずであり，印刷して提出し，90%の按分率の根拠として立証することは容易なはずである。 東京高裁は「議員のウェブサイトには議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは、許されない」（平成22年11月5日）と判示した。また，盛岡地裁が「ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である」と判示した理由も「ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である」（平成22年11月19日）からである。この判決は，仙台高裁で維持された（平成23年9月20日）。 原判決は，ホームページの使用料・ホームページ作成料について「原則として50%の按分支出のみを認める」という判決例の趨勢を何ら考慮することなく，被告の主張を過剰に忖度して90%の按分支出を認めており，誤りである。		②（被告第6準備書面） ホームページ作成料，使用料である。 ホームページの中に後援会の連絡先についても掲載していたため，その部分を除外することとして，低くみて90%としたもの。 （被告答弁書） 平成24年当時，保存対象にホームページの写しは含まれていなかった。		甲26の政務調査費出納簿によると，本議員は左記支出の対象が政務調査以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，その按分率の算定根拠となった実態について適切な反証がない。甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，左記内容欄記載の代金として，左記議員主張額欄記載の額が政務調査費として支出されているが，政務調査費を充てることが許されるのは左記原告ら主張額（代金の2分の1程度）にとどまるというべきであり，それを超える右額は不当利得になるというべきである。		¥37,260

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
38	事務所費	H24.4.27 ～ H25.3.27	4/30 5/25 6/9 7/21 8/32 9/32 10/2 7 11/1 8 12/1 6 1/18 2/21 3/22	事務所家賃	¥534,240	100%	¥267,120	50%	①（訴状） 最大50%まで認める。 議員として，当然ながら政党活動，議員活動，後援会活動があり，そのうち政務調査活動は多めに考えても50%以上は認められない。事務所を賃借契約しながらそれに加えて自宅の家賃水道光熱費インターネット使用量（接続料設置費を含む）電話代などの計上は認めない。事務所を賃借契約しないで自宅を事務所代わりにしている場合については，24時間中どのくらいの時間を政務調査に利用したかの詳細が記載されていればその按分率を認める。 日用品は認めない。切手葉書類は単発購入でも大量購入でも50%以上は認めない。インターネット接続料金を複数の会社と契約している場合は，1社は認めるが，それ以外は認めない。事務所の駐車場料金は50%以上認められない。複数の事務所の賃借料電気代などについて，1か所のみ認める。電話料金は固定電話（事務所の場合），携帯電話の料金をそれぞれ1台分認め，その按分率は特別の根拠が証拠として示されていない限り50%を限度とする。職員録，県民手帳も50%は認める。 ③（原告第11準備書面） 県議会議員が汎用性の高い事務所を設置し，議員活動の拠点としてではなく，政務調査専用事務所とすることは，余程特殊な事情が無い限り合理性がないと考える。議員として事務所を賃借し，その事務所を議員活動の拠点とするならば，多種多様な議員活動に対応できるように事務所を賃借契約するのが合理的かつ効率的であり，それを政務調査専用に限定した事務所とすることの合理性は認められない。被告から，政務調査専用の事務所であることの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，その50%を超える支出は認められない。 ⑤（原告第13準備書面） 被告は，「政務調査に係る様々な人物を招いて協議・対談を行う，県民の声を聞く，県議会の資料を読み込む，さらには，一般質問の原稿を起案する等」を政務調査専用の事務所を設置する根拠であると主張する。しかし，政務調査にかかる人物の懇談は，政務調査専用事務所でしか行うことが出来ないのか？　県民の声を聞くのに政務調査専用事務所が必須なのが？　これらは，政務調査専用事務所でなくとも，議員事務所，後援会事務所，政治団体事務所，自宅，電話等でも出来るものである。また，一般質問の原稿を起案するのに政務調査専用事務所でしか出来ないのか？　これらは事務所を設置する根拠となり得るが，政務調査専用の事務所を設置する根拠にはならない。また，被告は一般質問の原稿を起案することが政務調査活動と考えているようであるが，一般質問を起案するという活動は，議会活動である。従って，これらの主張は，政務調査専用事務所を設置する必要性を裏付ける根拠とはならない。被告は自らの議会が作成した『政務調査費議員必携』（ガイドラインを収録）の内容を尊重せず，政務調査活動と政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）を混同し，議員報酬と政務調査費をも混同しているようである。 被告は，「県内に限らず，他の都道府県議の多くが，政務活動費を活用し，政務調査専用の事務所を設置していることが，政務調査専用事務所の設置の必要性を示している。」と主張しているが，他の都道府県議員が政務調査専用事務所を設置し，実際にどのような按分率で政務調査費として支出を認められているかを調査研究したのか疑問である。 名古屋高金沢支判H25.7.03　金沢市議会のH21年度政務調査費に関する控訴審判決（原審である金沢地判H24.10.16も同旨）では，議員が按分せずに支出した事務所費（賃料，駐車場賃料，事務機器・事務用品・備品・消耗品費，茶菓代等の維持管理経費）について，「事務所での活動は職員の業務は調査研究とそれ以外の活動とが混然一体としてなされるので，事務所の維持に要する費用は按分支出すべきものと推認される」とし，「議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としない」として按分率50%を超える支出を違法とした。		②（被告第6準備書面） 事務所については，政務調査活動専用事務所として設置していた。 後援会事務所は自宅としていたため，政務調査活動以外の業務を行うことはなかった。 そのため，100%政務調査費に該当する。 ④（被告第8準備書面） 原告らは，「県議会議員が汎用性の高い事務所を設置し，議員活動の拠点としてではなく，政務調査専用事務所とすることは，余程特殊な事情がない限り合理性がないと考える」と主張する。 しかし，政務調査に係る様々な人物を招いて協議・対談を行う，県民の声を聞く，県議会の資料を読み込む，さらには，一般質問の原稿を起案する等の政務調査専用の事務所を設置することは，政務調査活動を行う上で必要なものである。県内に限らず，他の都道府県議の多くが，政務活動費を活用し，政務調査専用の事務所を設置していることが，政務調査専用事務所の設置の必要性を示している。		谷村議員は，事務所電話代について，按分率を50%としており，事務所が政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。そうすると，事務所家賃について，按分率100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められれ，適切な反証もない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないこととなるから，50%を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると推認するのが相当である。		¥267,120

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
39	事務費	H25.3.1	1 2	政調用通信機器代 政調用タブレット代	¥86,958	90%	¥48,310	50%	①（訴状） 最大50%まで認める。 議員として，当然ながら政党活動，議員活動，後援会活動があり，そのうち政務調査活動は多めに考えても50%以上は認められない。事務所を賃借契約しながらそれに加えて自宅の家賃水道光熱費インターネット使用量（接続料設置費を含む）電話代などの計上は認めない。事務所を賃借契約しないで自宅を事務所代わりにしている場合については，24時間中どのくらいの時間を政務調査に利用したかの詳細が記載されていればその按分率を認める。 日用品は認めない。切手葉書類は単発購入でも大量購入でも50%以上は認めない。インターネット接続料金を複数の会社と契約している場合は，1社は認めるが，それ以外は認めない。事務所の駐車場料金は50%以上認められない。複数の事務所の賃借料電気代などについて，1か所のみ認める。電話料金は固定電話（事務所の場合），携帯電話の料金をそれぞれ1台分認め，その按分率は特別の根拠が証拠として示されていない限り50%を限度とする。職員録，県民手帳も50%は認める。 ③（原告第11準備書面） 県議会議員が契約するタブレット及び携帯電話等は，法人が業務上必要不可欠であるとして，社員や職員に支給するものと違って，私的契約によるものである。また，タブレットがなければ政務調査ができないという根拠はない。タブレット及び通信機器が政務調査に必要不可欠なものであれば，議会として議員に公費で配布し，その使用状況について私用であるか，政務調査であるかは，アクセス先をチェックすれば済むことである。タブレットが政務調査に必要不可欠ではないことで，タブレットを所有するかしないかは，議員としてではなく私的な裁量である。タブレットや通信機器は政務調査だけでなく，政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも容易に使用できる汎用性の高いものであり，料金設定によって，そのタブレット本体や通信機器を月額使用料金とともに分割で支払う場合は私的財産形成にも繋がるものである以上，政務調査費として支出は認められない。	番号38の事務所家賃において，原判決の当裁判所の判断の補足説明は「谷村議員は，事務所電話代について，按分率を50%としており，事務所が政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる」として原告の主張通り50%の按分としている。当然ながら，事務所で使用する日用品等も同じ考え方で按分すべきである。また，原判決の当裁判所の判断の補足説明に「事務費について50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」としているが，誤った判断である。世の中には，被告の言う「政務調査活動専用のタブレット」なるものは存在せず，企業で使用するような機能が限定され，特殊な用途に限定して使用されるタブレット以外は全て汎用品であり，一般市民が使うものと同じ機能を有する。被告が「汎用性の高いもの」と主張するように，むしろ，政務調査活動以外の活動に多く利用されるのがタブレットである。従って，被告が「政務調査活動専用タブレット」と主張しようがしまいが，タブレットは政務調査活動以外の活動に使用することが一般的である。ガイドラインにより，政務調査費は調査研究にしか支出できないにもかかわらず，一般的には政務調査活動以外の活動の用途が殆どであるタブレットを経費として支出するのであれば，ガイドラインで「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているように，自ら，実績を示した上で按分しなければならず，『政務調査費議員必携』の“はじめに”で「議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるもの」である以上は，その実績を示さないのであれば50%を超える支出は認められないというのは合理性がある。		②（被告第6準備書面） タブレット及び通信機器の代金である。 いずれも政務調査活動専用として購入したものであり，100%でも計上できると考えたが，汎用性の高いものでもあるため，低くみて90%としたもの。		番号37と同じ。		¥38,648
40	事務費	H24.4.6 ～ H25.326	4/2.20 5/13.14 6/7 7/2 8/18 9/5.21.25.29.35 10/2.14.16.19.21 11/4 12/2.14.22 1/2.11 2/9.15.18.25 3/3.8.11.13.15.20	政調用コピー代 政調活動事務用品 政調用文具	¥199,621	100%	¥102,615	50%	①（訴状） 最大50%まで認める。 議員として，当然ながら政党活動，議員活動，後援会活動があり，そのうち政務調査活動は多めに考えても50%以上は認められない。事務所を賃借契約しながらそれに加えて自宅の家賃水道光熱費インターネット使用量（接続料設置費を含む）電話代などの計上は認めない。事務所を賃借契約しないで自宅を事務所代わりにしている場合については，24時間中どのくらいの時間を政務調査に利用したかの詳細が記載されていればその按分率を認める。 日用品は認めない。切手葉書類は単発購入でも大量購入でも50%以上は認めない。インターネット接続料金を複数の会社と契約している場合は，1社は認めるが，それ以外は認めない。事務所の駐車場料金は50%以上認められない。複数の事務所の賃借料電気代などについて，1か所のみ認める。電話料金は固定電話（事務所の場合），携帯電話の料金をそれぞれ1台分認め，その按分率は特別の根拠が証拠として示されていない限り50%を限度とする。職員録，県民手帳も50%は認める。 ③（原告第11準備書面） 事務所費の欄でも反論したように，被告から政務調査専用の事務所で使用した事務机や椅子，事務用品であったことの合理性や，それを客観的に明らかにできる実績，按分，按分の根拠が明示されない以上，その50%を超える支出は認められない。		②（被告第6準備書面） 政務調査活動専用事務所で使用する事務机や椅子，事務用品の代金である。 上記「事務所費」欄に記載のとおり，当該事務所は政務調査活動以外の業務を行うことはなかったため，100%政務調査費に該当する。		本件ガイドラインは，事務費について，事務所の使用形態を勘案の上，使用の割合に応じ按分して支出すべき旨を規定している。谷村議員は，事務所電話代について，按分率を50%として計上しており，事務所が政務調査活動以外の活動の拠点ともなっていたことが認められる。そして，事務用品や文具等は，幅広い活動に使用することが可能なものである。そうすると，按分率を100%とすることは合理性を欠く疑いがあり，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったと認められ，適切な反証があるとはいえない。政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できず，原告ら主張額を超える部分は本件使途基準に違反する違法な支出であると認めるのが相当である。		¥97,006
															計	¥822,294

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	証拠	違法支出額
1	資料購入費	H24.5.14 ～ H25.4.2	145 ～ 154 156	本代 雑誌代	¥118,220	100%	¥0	0%	①（原告第6準備書面） 証拠書類に領収書は添付されておらず，振込金控えあるいは預金払戻請求書による振込受付書が添付されている。受取人は「（有）鉄永商店」である。これらの証拠書類は，この支出が雑誌を含む書籍代であることすらわからない。また，毎月，専門書ではなく，これだけの雑誌を購入して政務調査活動するとは一般常識からも逸脱している。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鉄永商店をインターネットで検索すると「書店」「酒店」「昭和シェル石油」など，いくつかの取り扱い商品があり，書籍を購入したという根拠はなく，支出の全額を政務調査費として認めることはできない。 ③（原告第11準備書面） 資料代が別紙「鉄永幸紀議員平成24年度資料購入費月別支払金額」の通り，毎月一回，山陰合同銀行青谷支店から同一支店の㈱鉄永商店口座宛に「振込金控（電信扱）」によって振込まれている。これではいかなる資料を購入したのか判らず，当該資料が県会議員としての政治活動に必要な資料なのか趣味の本なのか，政務調査のためなのか，などを判別できない。購入資料を判別できないための隠蔽工作か，それとも他の物品を資料代として計上したとも伺える手法である。しかも振込金額も月によって異なっていて，最低額は8,960円から最高額25,520円と差がある。 鉄永商店は議員の自宅であり，敢て振込手数料を用いて振込しなくても，直接支払うことが可能なのに，振込（電信扱い）することで「購入資料」なるものの内容が判らないようにしている。 「週刊文春，週刊新潮」などと羅列して，「いずれも政治，経済，時事に関するタイムリーな情報を提供するものであり，議員としての知見を広めるために購入」と主張するが，「知見を広める」は，政務調査とは異なる。これらは一般人でも購入している。甲6号証～甲9号証は，平成24年の週刊文春、週間新潮の内容を示した中吊り広告である。甲6号証～甲9号証のとおり、その内容は、芸能人、有名人らの低俗な内容を多く含んでいる。これらの低俗な内容を多く含む刊行物が被告の主張するような「いずれも政治、経済、時事に関するタイムリーな情報を提供するものであり、議員としての知見を広めるために購入したもの」に該当する訳がない。被告の主張は全くの誤りである。 ④（原告第8準備書面） 被告は，「ガイドラインの改正に伴い，平成25年10月分以降の支出については雑誌名が明記されている。」と主張するが明らかにされたい。		甲6 甲7 甲8 甲9	②（被告第4準備書面） ガイドラインの改正に伴い、平成25年10月分以降の支出については雑誌名が明記されている。 同月分以降に亡き鉄永幸紀元議員が資料購入費の対象とした雑誌は、週刊文春、週刊新潮、週刊ダイヤモンド、ニューズウィーク、文藝春秋、中央公論、プレジデント、月刊WiLLである。 これらの雑誌は、いずれも政治、経済、時事に関するタイムリーな情報を提供するものであり、議員としての知見を広めるために購入したものといえる。 亡き鉄永幸紀元議員の妻に聴取したところによると、これらは以前から継続的に購読していた雑誌である。 平成25年10月分の支出対象として明記された雑誌と同じ雑誌を購入したと仮定して発売当時の雑誌単価を元に推計すると、推計した金額と平成24年度の支出とは概ね金額が一致した。 従って、平成24年度の資料購入費の対象とした雑誌は平成25年10月分に購入した前記雑誌と同様のものと推定すべきであり、いずれも政務調査活動に必要なものと評価すべきである。 ⑤（被告第7準備書面） 平成25年9月27日付の改正により、平成25年10月1日以降の書籍の支出に関し、下記のとおり追加された（乙9）。 記 3 領収書等 （1）～（3） 略 （4）レシートが発行される場合はこれを証拠書類とする。レシートが発行されない場合は、品目、数量、金額等の詳細な記載のある領収書を証拠書類とすること。 特に次の品目については、より詳細な記載を要する。具体的には以下によることとする。 ・ 略 ・書籍、新聞の場合ー書名、新聞名、各単価 ・ 略 （5） 略	乙9	出納簿及び領収書からは，書籍名が不明であって，政務調査費の対象となるか直ちに判断できないから，本件ガイドラインに違反するという外形的事実の立証があったと認められる。被告は，本件訴訟で書籍名について主張するものの，被告の主張によっても代金額と計上額とは一致しないから，採用できない。したがって，本件使途基準に違反する違法な支出であると認められる。		¥118,220
2	資料購入費	H24.5.29	38	教育関係職員録	¥1,300	100%	¥650	50%	①（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿代金として」と記載されているが，鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも活用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 ③（原告第11準備書面） 議員が政務調査活動として問い合わせをする場合，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取り次ぎができ，必ず職員録が無ければ政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることからわかる。政務調査にしか使えないような職員録であれば，名簿業者が販売するはずはない。 また，ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	原判決は「書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできず」として、購入費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、職員録の用途には当然ながら汎用性があり、政務調査活動以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、私生活）にも容易に利用できる。例えば、後援会活動や私生活の一環としての“口利き”、議会活動の一環としての職員への聞き取り・問い合わせなどである。 原判決では、政務調査活動専用とは言えない資料が、ガイドラインに「それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めているにもかかわらず，補助参加人の主張のみによって，実績を何ら示さないまま，政務調査活動だけに使われたと認定することになり，誤った判断である。		②（被告第4準備書面） 鳥取県職員名簿は県職員の所属と職名、氏名が記載されたものであり、県政に関する調査等を行う際に、職員との迅速な連絡意思疎通をはかるために活用するものである。職員の自宅住所等は記載されていないため、政党活動や後援会活動等の政治活動に活用できるものではなく、専ら政務調査活動に使用されたものと評価すべきである。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動にも利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
3	資料購入費	H24.8.21	34	鳥取県職員名簿	¥800	100%	¥400	50%	①（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書には「平成24年度鳥取県職員名簿　代金として」と記載されている。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。鳥取県職員名簿は政務調査活動以外の活動（ガイドラインによる）にも利用されるものであり，その全額を政務調査費の資料購入費から支出することは認められない。但し，政務調査活動にも活用できることを考慮して，購入費用の50%を計上することは認める。 ③（原告第11準備書面） 議員が政務調査活動として問い合わせをする場合，議会事務局に電話すれば，すぐに電話の取り次ぎができ，必ず職員録が無ければ政務調査活動ができないことはない。所属別に職員全ての氏名が記載されている職員録が他の用途に使用できるものであることは，名簿業者の代表的な販売名簿が，このような公務員や教職員関係の職員名簿であることからわかる。政務調査にしか使えないような職員録であれば，名簿業者が販売するはずはない。 また，ガイドラインの主な経費に係る留意事項の資料購入費には，「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し領収書の写しその他の証拠書類に按分の根拠を明示すること」と記載されている（10頁）。鳥取県教育関係職員録は政務調査活動以外の議員活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，私的活動等にも活用されるものであり，名簿を政務調査活動に100%使用すること，使用したことが具体的に明示・立証されなければ，全額を充当することはできない。	番号2と同じで，50%以上の支出は認められない。		②（被告第4準備書面） 県教育関係職員録は、教職員の所属と職名、氏名が記載されたものであり、教育行政に関する調査等を行う際に、職員との迅速な連絡意思疎通をはかるために活用するものである。鳥取県職員名簿と同様、職員の自宅住所等は記載されていないため、政党活動や後援会活動等の政治活動に活用できるものではなく、専ら政務調査活動に使用されたものと評価すべきである。		書籍名のみから政務調査活動以外の活動にも利用されたと推認することはできず，政務調査活動以外の活動にも利用されたことを疑わせる証拠もないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
4	資料購入費	H24.6.25	54	山陰レポート4月～3月一年分	¥10,000	100%	¥0	0%	①（原告第6準備書面） 証拠書類の領収書では「山陰レポート」年間購読料である。どのような政務調査活動で，山陰レポートを定期購読するのか，その根拠の記載がない。ガイドラインの資料購入費の主な経費に係わる留意事項には「政務調査活動に必要なものに限るが，実績等を考慮の上，経費を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること」とある。この支出は按分の根拠が全く明示されていないので認められない。 ③（原告第8準備書面） 対象期間内（平成24年度）のものを提出されたい。	原判決は、補助参加人の「「山陰レポート」に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はない」として、補助参加人の主張を認めているが話が逆である。何のための情報収集であったのかが立証がなされていない。本件資料が調査活動のみとする主張立証されていないので、その全額を充当することはできない。		②（被告第4準備書面） 山陰レポートは、鳥取県の県政を市民に報道する旬刊誌であり、内容的には、県議会議員の活動や県政を批判的に報道するものもある。従って、専ら政務調査活動に使用されたものと評価すべきである。 ④（被告第7準備書面） 山陰レポートの保管状況について亡き鉄永幸紀元議員の親族に確認したところ、平成24年度発行のものは保管していないとの回答であった。 そのため、被告において鳥取県立図書館に確認を行い、保管されていた中で最新のものを証拠として提出した。	乙1	乙1によれば，『山陰レポート』に県内の学校教育に関する記事が掲載されたことがあったことが認められ，各号県政に関連する記事が掲載されていることが窺える。『山陰レポート』に政務調査活動に資する情報が記載されていないと認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。	乙1	¥0

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
5	資料購入費	H24.4.30 ～ H25.3.30	50 52 53 55 56 57 59 60 62 64 65 67 70 71 73 74 75 76 79 80 81 83 86 87	産経新聞 読売新聞	¥71,400	100%	¥0	0%	（第1準備主面） 地方紙・全国紙のそれぞれ1紙までしか資料購入費として計上することは許されない。 新聞購読費については，新聞が，調査研究活動のために必要な資料等にあたるかどうか，必要な資料等であれば，それが購入費全体に対してどの程度の按分率で政務調査活動に必要な資料であり，その按分と按分を導き出すための根拠が証拠書類とともに適正に示されていなければならない。また，政務調査費は調査研究に要する目的で支給されるものであり，議員の一般社会知識を補うものではない。	原判決は「複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は，本件ガイドラインにも規定されていない」として、購読経費の全額を政務調査費として認めた。 しかし、新聞購読の目的・理由は、必ずしも政務調査とは限らない。例えば、議会活動や選挙支援などの見返りに新聞購読を依頼された場合には、読みもしない新聞を購読することになる。また、新聞の内容はテレビ欄、スポーツ欄、家庭欄など、政務調査とは関係ない記事が大半を占める。ガイドラインの１使途の基本的な考え方は「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」と定めており，政務調査活動と関係のない部分が渾然一体となっている場合に議員自らが実績により按分を立証しなければならず，それがなされないのであれば支出は認められないのが当然である。さらに、地方自治法第2条14「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に基づいて、原告の主張である、全国紙と地方紙のそれぞれ一紙だけを政務調査費の支出対象にすることには、十分な合理性がある。		②（被告準備書面9） 地方紙や全国紙の内容は、日々の社会情勢を反映させたものである。社会情勢を踏まえたあり方を議論するべき議会活動にとって、購読によって社会情勢を把握し、議論に臨むことが審議強化につながることは明らかである。そして、各紙ごとに内容は異なっており、それぞれが審議の前提となる情報の一つとなるため、地方紙1紙、全国紙1紙という限定を設けることに何ら合理性はない。業界紙においても同様である。		新聞によって取り上げる情報は異なるから，複数の新聞を購読することにも合理性があり，原告らが主張するような制限は本件ガイドラインにも規定されていない。その他の用途に利用されていることを疑わせる証拠もない。したがって，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。		¥0
6																
7																

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
8	事務費	H24.4.5	40	プリンター購入費	¥8,032	80%	¥4,016	50%	①（訴状） 最大50%まで認める。 議員として、当然ながら政党活動、議員活動、後援会活動があり、そのうち政務調査活動は多めに考えても50%以上は認められない。事務所を賃借契約しながらそれに加えて自宅の家賃水道光熱費インターネット使用量（接続料設置費を含む）電話代などの計上は認めない。事務所を賃借契約しないで自宅を事務所代わりにしている場合については、24時間中どのくらいの時間を政務調査に利用したかの詳細が記載されていればその按分率を認める。 日用品は認めない。切手葉書類は単発購入でも大量購入でも50%以上は認めない。インターネット接続料金を複数の会社と契約している場合は、1社は認めるが、それ以外は認めない。事務所の駐車場料金は50%以上認められない。複数の事務所の賃借料電気代などについて、1か所のみ認める。電話料金は固定電話（事務所の場合）、携帯電話の料金をそれぞれ1台分認め、その按分率は特別の根拠が証拠として示されていない限り50%を限度とする。職員録、県民手帳も50%は認める。 ③（原告第11準備書面） 改正前のガイドラインではなく，本件の年度である平成24年度に適用されているガイドラインに基づかなければならない。しかも議員活動が0．8だからといってそれが全て政務調査活動となる訳ではなない。議員活動の内の一部が政務調査活動である。また，ガイドラインでは「1　使途の基本的な考え方」で「議員が行う活動は，調査研究活動に加えて，議会活動，政党活動，後援会活動等その内容は様々であり，一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し，渾然一体となっている場合には，これらの活動を整然と峻別することは困難である。 このような場合に，その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは，それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし，その際の按分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。」，主な経費に係わる留意事項の共通事項で「①実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下『証拠書類』という。）に按分の根拠を明示すること。」とされており，単に按分率の根拠として，選挙の翌年であるから他の活動は低いために漫然と20%だと主張するが，その具体的根拠を明示していない。 議員は，選挙のあるなしにかかわらず，政務調査活動以外の活動も日常的に行っている。従って，80%とする具体的根拠を明示・立証しなければならない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「本件使途基準及び本件ガイドラインには，事務費について，50%を超える按分率で計上することを制限する規定はなく，按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」としたが，明らかに誤った判断である。 当該議員の自宅住所は鳥取県鳥取市青谷町青谷3853－6で，平成24年には選挙管理委員会に自宅を自由民主党鳥取県鳥取市第五支部，鉄永幸紀後援会として届け出している（甲32号証・甲33号証・甲34号証・甲35号証）。 被告は「按分率については、出納簿に「〇円×議0．8×政1」と記載されている。これは「領収書等の金額×議員活動への使用割合0．8×左のうち政務調査活動への使用割合1」を示したものであり、平成23年9月26日付け改正前のガイドラインの記載方法に拠ったものである。」と主張している。つまり，0.2の私生活以外の0.8は全て政務調査活動であると主張しているのである。 しかし，『政務調査費ガイドライン』（交付条例第4条）の【政務調査費のガイドラインについて】で，「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々」としている。また，ガイドラインでは政務調査活動以外の活動として「議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。」としている。 つまり，当該議員は事務所を自宅にしていることで，0.2を私生活に使用し，残りの0.8を議員活動（ガイドラインでいう，議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々）としているのである。議員活動には議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり，それに加えて，当該議員は自宅を自由民主党鳥取県鳥取市第五支部，鉄永幸紀後援会として選挙管理委員会に登録をしていることで政党活動，後援会活動を行っていたにもかかわらず，その活動の全てを政務調査活動であると主張するのは虚偽であることは明らかである。 この年の12月には第46回衆議院選挙が行われ，地元から所属政党の議員が立候補している。仮に，国政選挙ともなれば，その所属政党から立候補がなくとも，政党名を記載する比例代表制度もあり，政党事務所は選挙開始前から，その後の活動により数ヶ月はフル稼働するのは社会常識であり，被告の実績や立証を示さないそのような主張には全く信憑性がない。政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の1使途の基本的な考え方は“それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当できることとし，その際のあん分率は，原則として議員自らがその活動内容や実績により，算定し明らかにすること。”としている。一般市民は補助参加人の事務所の使用実態をつぶさに監視することは不可能であり，その按分率に少しでも疑義が生じた場合に，ガイドラインの定めにあるように，その立証責任は議員である補助参加人にある。このように政務調査費は政務調査を行ったことへの実績によって使途が認められるもので，何ら実績も示さず，信憑性のない主張のみで使途することは出来ない。 大阪高裁は「一般的な議員個人の事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白というべきである…＜中略＞…しかし、その区分が必ずしも容易でないこと、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、したがって、一般的な議員個人の事務所においては、事務所賃料の3分の1については政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。」（平成19年12月26日）と判示した。 仙台高裁は，「後援会活動を行うのは選挙のある年だけであり，それ以外は上記事務所において後援会活動を行っているわけではない」と主張する議員に対し，「議員である以上選挙のあるなしにかかわらず，日常的に政務調査活動以外の議員としての活動も行うものと考えざるを得ないのである。」（平成19年12月20日）と判示し，事務所賃料の按分率を原則として2分の1とした。 原判決では「按分率が不相当であることを疑わせる証拠もない」と判断しているが，政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）の定めからすれば，被告が主張した，事務所費の按分率が相当であるとの立証を自ら行わないかぎり，政務調査活動以外の使途があったとして，少なくとも50%を超える支出は違法な支出である。		②（被告第5準備書面） 按分率については、出納簿に「〇円×議0．8×政1」と記載されている。これは「領収書等の金額×議員活動への使用割合0．8×左のうち政務調査活動への使用割合1」を示したものであり、平成23年9月26日付け改正前のガイドラインの記載方法に拠ったものである。 議員活動への使用割合が0．8と定められているが、平成24年度は県議会議員選挙が行われた年度ではなく、選挙が行われた翌年度であるから、政党活動や後援会活動、選挙活動の割合は当然に低くなる。従って、議員活動の使用割合を0．8と定めても、ただちに不合理といえるものではない。 上記「議」はその全てが政務調査活動を意味し，その余20%が政党活動及び後援会活動等ということである。		甲26領収書番号40及び政務調査費出納簿によると，当該議員がプリンター代として1万0040円を支払い，そのうち8032円を政務調査費から支出していたことが認められる。また，甲33ないし35によると，当該議員の自宅は後援会事務所として届けられ，平成24年度末には「自由民主党鳥取県鳥取市第5支部」としても届け出られていたことが認められる。 被告は，上記プリンターが，政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，被告主張の按分率（政務調査活動80%）のもととなった業務実態について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1程度（5020円）にとどまると推認するのが相当であり，これを超える3012円については不当利得になるというべきである。	甲33ないし35	¥3,012

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張		証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断		
									原審	当審				補足説明	証拠	違法支出額
9	事務費	H24.7.6 ～ H25.3.19	147 150 152 155	カートリッジインク インク・コピー代	¥24,768	80%	¥12,384	50%	番号8と同じ。	番号8と同じで，少なくとも50パーセントを超える支出は認められない。		番号8と同じ。		① 甲33ないし35によると，当該議員の自宅は後援会事務所として届けられ，平成24年度末には「自由民主党鳥取県鳥取市第5支部」としても届け出られていたことが窺える。被告は，上記インク等が，政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，被告主張の按分率（政務調査活動80%）のもととなった業務実態について適切な反証がない。 ② 甲26の左記領収書番号40及び政務調査費出納簿によると，当該議員がカートリッジ・インク代ないしインク・コピー代として各6300円（領収書番号147，150，155）及び1万2060円（領収書番号152）を支払い，そのうち各5040円（領収書番号147，150，15）及び9648円を政務調査費から支出していたことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1にとどまると推認するのが相当であり，これを超える9288円（＝2万4768円－3万0960円×1／2）については不当利得になるというべきである。	甲33ないし35	¥9,288
10	事務費	H24.4.17	37	コピー機移設調整代	¥2,520	80%	¥1,260	50%	番号9と同じ。	番号8と同じで，少なくとも50パーセントを超える支出は認められない。		番号9と同じ。		① 番号9の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，当該議員が，コピー機移設調整代として2520円を政務調査費から支出していたことが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1にとどまると推認するのが相当であり，これを超える945円（＝2520円－3150円×1／2）については不当利得になるというべきである。		¥945
11	事務費	H24.10.16	35	電池代	¥2,940	80%	¥1,837	50%		番号8と同じで，少なくとも50パーセントを超える支出は認められない。				① 番号9の①と同じ。 ② 甲26の左記領収書番号の領収書及び政務調査費出納簿によると，電池代として3675円を支払い，2940円を政務調査費から支出していたが認められる。政務調査費を充てることが許されるのは，支払額全体の2分の1にとどまると推認するのが相当であり，これを超える1103円（＝2940円－3675円×1／2）については不当利得になるというべきである。		¥1,103

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
12	事務費	H24.11.29	36	県民手帳	¥600	100%	¥300	50%	①番号「8」①に同じ ③（原告第11準備書面） 1　被告から県民手帳が証拠として提出されておらず，被告の主張を裏づける証拠は全くない。 2　本件の2012年度の「暮らしの便利資料」は，原告らにおいて入手できず，翌2013年度及び2017年度の「暮らしの便利資料」を入手することができた。2013年度の「暮らしの便利資料」の目次が甲11号証，2017年度の「暮らしの便利資料」の目次が甲12号証である。また，その「暮らしの便利資料」の内容を見ても，ほとんど変化が無い。鉄永議員は，前年度の2011年度版県民手帳も購入していると思われるが，前年度と比較して，統計の内のごく僅かは異なっているが，2012年度の「暮らしの便利資料」もほぼ前年度と同様の内容であり，その利用価値は低い。ごくわずかについては前年度と比較して統計の数値が変化する項目があるものの，数年毎の調査のために前年度と数値が変わらないものが多い。 2012年度版の全てが不要とは言わないが，そのわずかな変化はとるに足らないものである。 しかも付録の「暮らしの便利資料」はわずか約50頁であり，本体の県民手帳は約230頁であり，その本体は，個人的用途にも使用もできるし，県議会議員としてのその他の諸活動にも活用できる。 そのようなものを全額「政務調査費」とすることは，到底合理性が無い。3　そもそも，事務費については， 鳥取県政務調査費公布条例施行規則，第2条，「調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品購入費，通信費等）に充てること。」 甲1号証，3頁，2項「政務調査費の使途」の「主な経費に係わる留意事項」の共通事項の欄に，【経費の按分】① 実際の活動において，政務調査活動と他の活動が渾然一体となっている場合には，政務調査費分のみを支出することが必要であることから，実績等を考慮のうえ経費を按分し，出納簿，領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）に按分の根拠を明示すること。按分後の円未満の端数は，切り捨てること。 甲1号証，3頁，2項「政務調査費の使途」，共通項目，「備考」欄・政務調査活動以外の活動　議会活動，政党活動，後援会活動，選挙活動，親睦団体活動，私生活などは，対象外とする。従って，これらを除いた政務調査活動の率（按分率）を算定し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。 【按分計算の例】（調査研究活動の割合(A)）÷（調査研究活動の割合(A)+政党活動の割合(B)+後援会活動の割合(C)+その他の活動の割合(D)） ・使途項目のうち，「広報費」，「事務所費」，「事務費」及び「人件費」は，政務調査活動以外の活動と渾然一体となることが多いと考えられることから，政務調査費のより一層の透明性を高めるため，原則として証拠書類に按分率の設定の考え方を明示すること。（政務調査活動の割合が100%の場合を含む） 等と定めている。従って，50%以上の支出は認められない。	『政務調査費議員必携』の“はじめに”には，「政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。」とあり，ガイドラインの1 使途の基本的な考え方には「議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。」とある。つまり，政務調査費は，議員が政務調査活動の内容や実績により按分率を算定し明らかにすることによって，その経費の一部が交付されるものである。 県民手帳の作成目的は，暮らしに便利な情報を掲載することにより，一般県民の生活に役立つような内容となっている。ちなみに，2018年度の県民手帳は，酒蔵マップ，ご当地キャラ等も掲載し，県民にとって親しみがもてる内容も含まれており，政務調査専用の手帳ではない。議員も一県民であり，県民手帳は一県民としての用途があるのは明かである。また，全議員が県民手帳を政務調査費から支出していないことからも，政務調査活動に必ず必要としないことは明らかである。従って，県民手帳を購入し，その100%が政務調査活動であるという実績を示せない限り，少なくとも50%を超える支出は認められない。		②（被告第5準備書面） 県民手帳は、一般の手帳とは違い、付録として「暮らしの便利資料」という県の統計資料や各種参考資料が添付されているものである。 携帯して情報取得するために役立つものであり、一般的な事務用品としての利用ではなく専ら政務調査活動に利用するものであるため、全額が政務調査費として認められるべきである。		丙F5の6によると，スケジュール帳形式のものであり，甲11，12によれば，県民手帳には，県の暮らしに関わる統計や，県内の各種行政組織，主要官庁などの連絡先等が掲載されていることが認められるものの，スケジュール部分については，一般的に，私的活動等を含む政務調査活動以外の活動の管理にも使用されるものであり，この点に関する適切な反証がない以上，政務調査費を充てることが許されるのは支払額の2分の1程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。	甲11，12，丙F5の6	¥300

番号	費目	年月日	領収書番号	内容	議員主張額	議員按分率	原告ら主張額	原告ら按分率	原告らの主張 原審	原告らの主張 当審	証拠	被告の主張	証拠	当裁判所の判断 補足説明	当裁判所の判断 証拠	当裁判所の判断 違法支出額
13	事務費	H24.5.7 ～ H25.4.5	13 15 17 19 22 23 25 27 29 30a 33 165	電話代	¥68,547	80%	¥43,776	50%	①番号「8」①、③に同じ	番号8と同じで，少なくとも50パーセントを超える支出は認められない。その根拠は，「使用実態を裏付ける客観的資料がない場合には、当該議員の使用実態に関する判断に合理性が認められるのは、調査研究活動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものというべきであり、その按分率による支出については50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。」（仙台高裁　平成23年9月30日　65～66頁）		番号「8」②に同じ		①　番号9の①と同じ。 ②　甲26の左記領収書及び政務調査費出納簿によると，当該は左記内容欄記載の各代金のうち左記議員主張額欄記載の額（合計額）を政務調査費として支出したところ，政務調査費を充てることが許されるのは，原告ら主張額（4万3776円）程度にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額については不当利得になるというべきである。		¥24,771
14	事務費	H24.5.1 ～ H25.4.1	14 16 18 20 21 24 26 28 30 31 32 160a	NTTドコモ	¥52,839	80%	¥32,356	50%	同上	番号8と同じで，少なくとも50パーセントを超える支出は認められない。		同上		被告は，左記携帯電話が当該議員の政務調査活動以外の活動にも利用されていたことを認めるところであるが，被告主張の按分率の算定根拠となった業務実態について適切な反証がなく，政務調査費を充てることが許されるのは，各支払額全体の2分の1程度（計3万3024円）にとどまると推認するのが相当であり，それを超える右額は不当利得になるというべきである。		¥19,815
15	人件費	H24.10.22 ～ H25.3.25	47 48	鉄田勝也・延子	¥102,400	100%	¥51,200	50%	①（訴状） 最大50％まで認める。但し、調査活動に50％以上従事したという根拠が証拠として示されていれば50％以上であっても認める。 運転手の人件費についても同様とする。 議員として当然ながら政党活動、議員活動、後援会活動があり、調査活動のみに人件費を支出したというのは世間一般的には考えられず最大50％が妥当である。 （原告第11準備書面） ③ガイドラインでは「他の用務等に係る部分が含まれるときは，記事の割合などにより印刷費及び送料を按分し，証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と定めているが，成果物が添付（提出）されないために按分の根拠を判別することはできない。本件訴訟においてやっとのことで2016年9月に証拠書類（乙2号証の2，同3）として提出された「県政報告」は，調査活動ではなく議員の議会報告でしかない。従って，議会報告を政務調査費として充当することはできないことから，議会報告を発送するための人件費についても政務調査費として充当することはできない。	原判決の当裁判所の判断の補足説明は「短期間の雇用であること、近接して県政報告が発行されていること、同県政報告には政務調査活動に関連しない記載がないことが認められる」としているが、すでに原告第11準備書面にて主張しており、第一審は成果物である県政報告の内容を真摯に精査しているとはいえない。当然ながら県政報告書での関連する按分を正しく計算して判断すべきで50%を超える支出は認められない。		②（被告第5準備書面） 亡き鉄永幸紀議員の配偶者の話によると、いずれも広報誌である「県政報告」の発送作業のための雇用に要した人件費である。 添付された領収書（乙第3号証）の但書には従事日が「9月」と記載されているが、受取人に確認したところ誤記であり、「10月」が正しいことがわかった。 従って、広報費と同様、全額が政務調査費として認められるべきである。	乙3	乙2の2，2の3，3の1，3の2によると，平成24年9月18日から同月21日までの間の32時間×2名，平成25年3月20日から同月24日までの間の32時間×2名という，短期間の雇用であること，近接して県政報告が発行されていること，同県政報告には政務調査活動に関連しない記載はないことが認められるから被告の主張に格別不合理な点はなく，本件使途基準に違反すると疑うに足りる一般的，外形的事実の立証があったとは認められない。 本件ガイドラインでは，広報費の留意事項として「住民の意見を議会活動に反映させること等を目的としたものであることが必要であること」と定められ，本件ガイドライン別紙例示には，広報費の内容について「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と記載されていることからすると，議会報告部分は本件使途基準に該当しないとの原告らの主張は採用できない。	乙2の2・3，3の1・2	¥0
															計	¥177,454

広島(高) 11-001177

これは，正本である。

平成30年11月27日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官　近　藤　博　子

広島(高) 11-001177